

# 国立大学法人化の経緯と 国立大学協会の対応

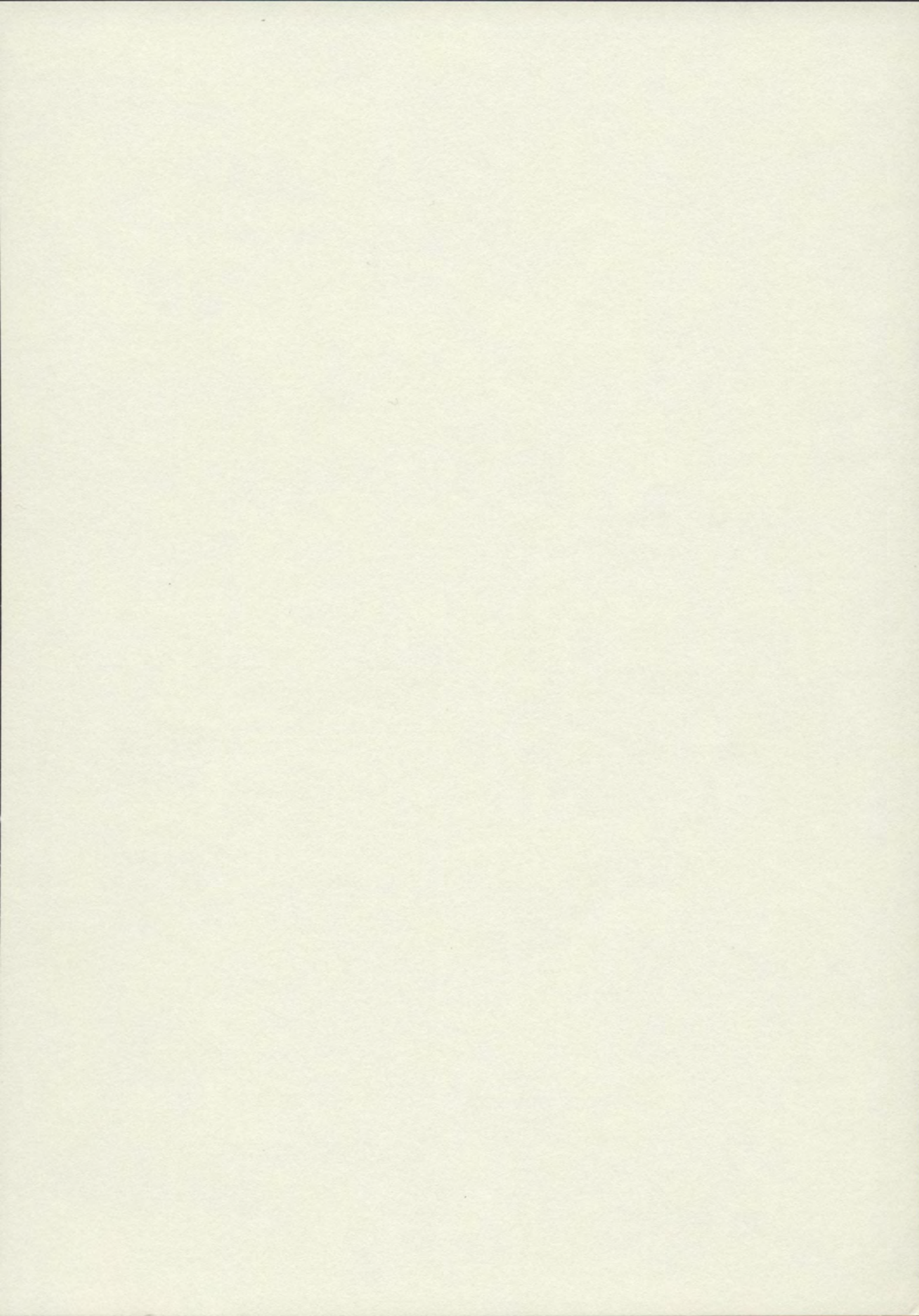
資料集

第一部

平成 19 年 1 月



社団法人 国立大学協会 事務局／編  
The Japan Association of National Universities





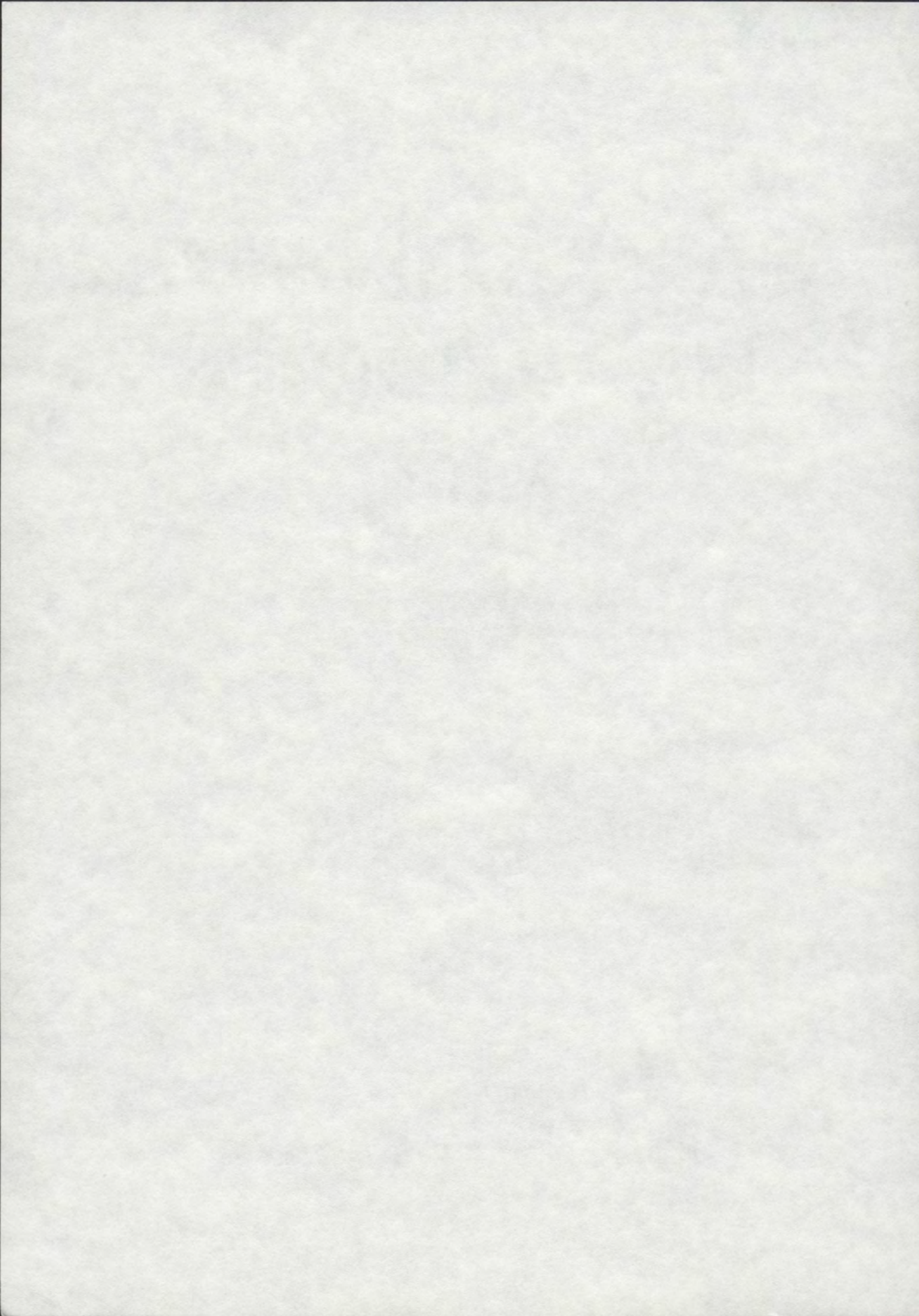
# 国立大学法人化の経緯と 国立大学協会の対応

資料集

第一部

平成19年1月

社団法人 国立大学協会 事務局／編



## 資料集刊行に当たって

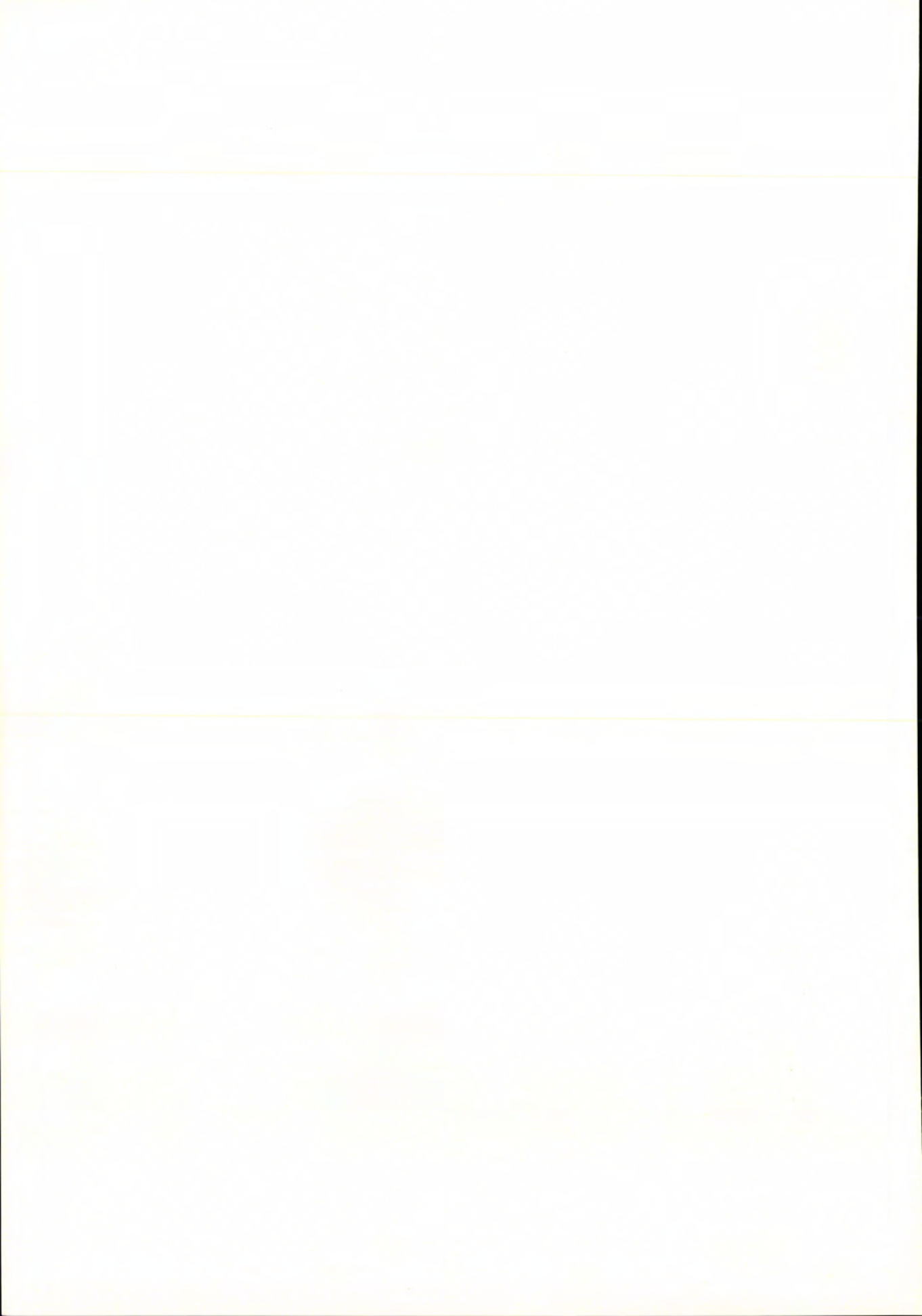
国立大学の法人化に至るまでの関係各方面の動き等については、様々な形で公になっている。また、本協会がこれらの動きに対してどのように対応してきたかは、その都度の総会、理事会、個々の委員会等の議事要旨等にまとめて各国立大学には提供・報告し、必要な見解・意見・要望等は公表してきた。また、関係の論文、評論、解説等や新聞記事、関係者の対談集などの情報も多く、国立大学法人法案等の審議状況等については、国会の委員会議事録で確認することもできる。その意味では、法人化に関する情報は世の中に十分に流れているともいえる。しかし、明治以来の大改革に国立大学協会がどのように取り組んできたかを体系的にコンパクトにまとめたものはない。将来的には、本協会が委員会等を組織して国立大学法人化の評価を含めた公式記録を整理することも考えられるが、国立大学法人制度が定着するまでには、なお時間的経過が必要と思われる。

本書は、ご覧のとおり資料集である。本協会による公式な記録がまとめられるまでの間、資料の散逸を防ぐ意味もあり、本協会事務局が蓄積してきた法人化の関連資料等を整理して国立大学の関係者にも利用してもらうことを考えた。資料集のため、解説や評価等を加えず、関係資料をつなぎ合わせて読むことにより、歴史的な経過や当時の議論を確認できるよう工夫することにした。第一部では、法人化の議論がスタートした平成8年から法人化実現まで、時系列的に関係方面の動きとそれに応じた国立大学協会の対応を簡潔に整理し、その事項に関わる資料を参照していただく方法をとった。しかし、本協会事務局が所持している全ての記録・資料を掲載しているわけではない。法人化経緯の整理の仕方を含め資料の選択などで「編集」が加わっている。また、第二部は、実務的で詳細資料ではあるが、本協会内部で国立大学法人化準備を具体的にどのように進めたか、また、社団法人に生まれ変わる本協会についてどのような準備が行われたかを整理した。

前述の通り、本書は事務局が所持している資料を整理したものであり、本協会の公式な記録ではなく、内容的にも理事会や関係委員会の検討・評価等は受けていない。なお、収録の方法等についても、例えば当時は部外秘だったものや、資料中の関係者のお名前等もそのまま掲載している等その取り扱いに若干の配慮が必要なものを含んでいる。さらに、第二部の各委員会（配付資料）と表示されているものは、委員会に配布された膨大な資料の一部であること、資料には（案）や「未定稿」を含んでいるが、これらはその後の検討を経て、大きく変わっているものが多いこと等を申し上げておきたい。資料を利用される関係者の皆様には、以上の諸点についてもご理解の上、適切・有効に活用されることをお願いしたい。

平成19年1月

社団法人 国立大学協会  
常務理事・事務局長 諸橋輝雄



# 資料集目次

## (第1部)

### 1. 収録資料名一覧

(付) 国立大学法人化に関する国立大学協会の見解・要望等一覧

### 2. 国立大学法人化の経緯と国立大学協会の対応の概要

### 3. 資料..... 1

## (第2部)

### 1. 国立大学法人化特別委員会における検討の概要

#### ○ 資料..... 403

### 2. 国立大学協会の在り方特別委員会における検討の概要

#### ○ 資料..... 727

### 3. 新国立大学協会（仮称）設立準備委員会検討の概要

#### ○ 資料..... 749



## 1. 収録資料名一覧

(資料1) 行政改革会議の概要……………	1
(資料2) 平成9年3月理事会議事要旨(抄)……………	2
(資料3) 平成9年6月理事会議事要旨(抄)……………	4
(資料4) 「行財政改革の課題と国立大学の在り方(報告)」(平成9年6月 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会)……………	8
(資料5) 行財政改革と国立大学の在り方について(要望)(平成9年6月30日 国立大学協会会長)……………	50
(資料6) 国立大学の独立行政法人(エージェンシー)化について(平成9年10月21日 国立大学協会)……………	52
(資料7) 平成9年10月理事会議事要旨(抄)……………	53
(資料8) 第101回総会議事要旨(抄)……………	54
(資料9) 国立大学の独立行政法人化について(平成9年11月14日会長から各国立大学長あて)……………	61
(資料10) 行政改革会議「最終報告」(抜粋)(平成9年12月3日)……………	63
(資料11) 中央省庁等改革基本法(平成10年6月12日法律第103号)(抜粋)……………	65
(資料12) 平成10年10月理事会議事要旨(抄)……………	68
(資料13) 第103回総会議事要旨(抄)……………	69
(資料14) 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(抜粋)(平成11年4月27日 閣議決定)……………	72
(資料15) 「国立大学の独立法人化問題に関する検討結果の取りまとめ」(1999年6月8日)……………	73
(資料16) 第104回総会議事要旨(抄)……………	80
(資料17) 第1常置委員会議事要旨(平成11年7月)……………	84
(資料18) 「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」について(平成11年8月6日 文部大臣裁定)……………	90
(資料19) 「国立大学と独立行政法人化問題について(中間報告)」(平成11年9月7日 第1常置委員会)……………	99
(資料20) 平成11年9月臨時総会議事要旨……………	113
(資料21) 国立大学長・大学共同利用機関長等会議における文部大臣あいさつ(平成11年9月20日)……………	119
(資料22) 国立大学の独立行政法人化の検討の方向(平成11年9月20日 文部省)……………	124
(資料23) 国立大学の独立行政法人化問題に関する文部省説明……………	132
(資料24) 第105回総会議事要旨(抄)……………	142
(資料25) 「国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて高等教育の将来像を考える」(1999年11月18日 蓮實会長談話)……………	150

(資料26) 平成12年3月理事会議事要旨(抄) .....	151
(資料27) 平成12年5月学長懇談会議事要旨(抄) .....	154
(資料28) 「提言 これからの国立大学の在り方について」(平成12年 5月自由民主党政務調査会) .....	162
(資料29) 平成12年5月理事会議事要旨(抄) .....	168
(資料30) 国立大学長・大学共同利用機関長等会議における文部大臣説 明(平成12年5月26日) .....	171
(資料31) 第106回総会議事要旨(抄) .....	179
(資料32) 第106回総会の確認事項(平成12年6月14日) .....	191
(資料33) 「国立大学制度研究会中間報告(要旨)」(2000年7月18日 東京大学新聞) .....	192
(資料34) 「行政改革大綱(抜粋)」(平成12年12月1日 閣議決定) .....	196
(資料35) 「国立大学法人の枠組についての試案」(2001年2月7日設 置形態検討特別委員会) .....	197
(資料36) 小泉首相国会答弁(平成13年5月11日 参議院本会議) .....	199
(資料37) 「国立大学法人化についての基本的考え方」(平成13年5月 21日 設置形態検討特別委員会) .....	200
(資料38) 「国立大学法人化の枠組」(平成13年5月21日 設置形態検 討特別委員会) .....	204
(資料39) 平成13年6月理事会議事要旨(抄) .....	212
(資料40) 「経済財政諮問会議(第10回)への提出資料について」(平 成13年6月11日 文部科学省) .....	215
(資料41) 第108回総会議事要旨(抄) .....	216
(資料42) 平成13年度国立大学長会議における文部科学大臣挨拶(平成 13年6月14日) .....	225
(資料43) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本 方針」(抜粋)(平成13年6月26日 閣議決定) .....	228
(資料44) 平成13年7月臨時理事会議事要旨(抄) .....	229
(資料45) 理事会「将来構想ワーキンググループ」要項(平成13年7月 5日 理事会了承) .....	232
(資料46) 平成13年9月臨時理事会議事要旨(抄) .....	233
(資料47) 『新しい「国立大学法人」像』の中間報告等について(平成 13年10月1日 長尾会長談話) .....	235
(資料48) 平成13年10月臨時総会議事要旨(抄) .....	236
(資料49) 「新しい『国立大学法人』像について(中間報告)」に対す る意見(平成13年10月29日 国立大学協会) .....	240
(資料50) 第109回総会議事要旨(抄) .....	245
(資料51) 文部科学省・新しい「国立大学法人」像(中間報告)に対す る提言(平成13年10月 国立大学協会理事会) .....	247



(資料52) 大学（国立大学）の構造改革の方針について（平成13年11月 文部科学省高等教育局）	253
(資料53) 最終報告「新しい『国立大学法人』像について」の検討結果 （平成14年4月1日 設置形態検討特別委員会）	259
(資料54) 国立大学長・大学共同利用機関長等会議における文部科学大 臣あいさつ（平成14年4月3日）	262
(資料55) 平成14年4月臨時理事会議事要旨（抄）	266
(資料56) 平成14年4月臨時総会議事要旨（抄）	268
(資料57) 「新しい『国立大学法人』像について」（最終報告）に関し ての国立大学協会会長談話（平成14年4月19日）	270
(資料58) 国立大学法人化特別委員会設置要項（平成14年4月19日 総 会了承）	272
(資料59) 国立大学協会の在り方検討特別委員会設置要項（平成14年4 月19日 総会了承）	275
(資料60) 平成14年度国立大学長会議における文部科学大臣挨拶要旨 （平成14年6月13日）	276
(資料61) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抜粋）（平 成14年6月21日 閣議決定）	279
(資料62) 国立大学の新しい連合組織について（平成14年10月23日（国 立大学協会の在り方検討特別委員会）	280
(資料63) 国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点（平成14 年11月5日 国立大学法人化特別委員会）	284
(資料64) 第111回総会議事要旨（抄）	285
(資料65) 「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会設置要項（平成 14年11月13日 総会了承）	288
(資料66) （未定稿）国立大学の法人化の作業スケジュール（案）（平 成14年11月 文部科学省）	290
(資料67) （未定稿）国立大学法人（仮称）の仕組みの概要（平成14年 11月文部科学省）	294
(資料68) 平成14年度国立大学長懇談会における文部科学大臣挨拶（平 成14年11月14日）	299
(資料69) 国立大学長・大学共同利用機関長等会議における文部科学大 臣挨拶（平成15年2月10日）	303
(資料70) 「国立大学法人法案の概要」に対する見解（平成15年2月20 日 国立大学法人化特別委員会）	306
(資料71) 平成15年2月理事会議事要旨（抄）	313
(資料72) 「国立大学法人法案の概要」に対する見解について（平成15 年2月24日 理事会）	316
(資料73) 「国立大学法人評価委員会」設置に関する要望（案）（平成 15年2月24日 国立大学協会）	317

(資料74) 「国立大学法人法案」に対する見解（平成15年4月17日法制化対応グループ）	318
(資料75) 平成15年5月理事会議事要旨（抄）	319
(資料76) 平成15年7月臨時総会議事要旨（抄）	322
(資料77) 国立大学法人化についての国立大学協会見解（平成15年7月14日 国立大学協会）	323
(資料78) （別添）国立大学法人制度運用等に関する国に対する要請事項等	327
(資料79) 国立大学法人制度運用に関する協議の場の設定について（案）（平成15年7月14日）	329
(資料80) 国立大学教員への裁量労働制の適用について（要請）（平成15年8月6日 会長から厚生労働大臣あて）	330
(資料81) 国立大学法人制度運用に関する協議の場の設定について（申合せ）（平成15年9月19日 文部科学省、国立大学協会）	331
(資料82) 新国大協（仮称）の組織運営及び事業について（平成15年10月24日 新国立大学協会（仮称）設立準備委員会）	332
(資料83) 平成15年10月理事会議事要旨（抄）	346
(資料84) 法人化特別委員会の検討状況委員長報告メモ（平成15年10月31日 理事会）	349
(資料85) 第113回総会議事要旨（抄）	351
(資料86) 国立大学関係予算の充実について（平成15年11月12日 国立大学協会）	355
(資料87) 運営費交付金に係る今後の活動について（平成15年11月12日 理事会確認）	356
(資料88) 運営費交付金の算定ルール策定等に関する文科省からの説明等への対応（平成15年11月18日 3役確認）	357
(資料89) 国立大学法人運営費交付金に関する各方面への要請等について（平成15年12月1日 会長から各会員校代表者あて）	359
(資料90) 国立大学法人の運営費交付金に関する打ち合わせにおける国大協側の意見の概要	361
(資料91) 平成15年12月臨時理事会議事要旨	363
(資料92) 国立大学法人運営費交付金等に係る論点（平成15年12月6日）	366
(資料93) 運営費交付金の取り扱いについての要望（平成15年12月6日 河村文部科学大臣あて）	368
(資料94) 国立大学法人運営費交付金に関する要請について（平成15年12月6日 会長から理事会構成員及び各会員校代表者あて）	370
(資料95) 平成15年12月臨時総会議事要旨	374
(資料96) 各地区学長会議における質疑応答の状況	377



□ 1. 収録資料名一覧

---

(資料97) 国立大学予算充実に関する要請活動について（お願い）（平成16年1月14日 会長から各会員校代表者あて）	395
(資料98) 臨時理事会における協議について（ご報告）（平成16年1月21日 会長から各会員校代表者あて）	396
(資料特1) 平成15年5月16日 衆議院 文部科学委員会 附帯決議	398
(資料特2) 平成15年7月8日 参議院 文教科学委員会 附帯決議	399

**(付) 国立大学法人化に関する国立大学協会の見解・要望等一覧**

H 9. 6. 17	「行財政改革の課題と国立大学の在り方(報告)」(資料4)……………	8
	(国立大学の在り方と使命に関する特別委員会)	
H 9. 6. 30	「行財政改革と国立大学の在り方について(要望)」	
	(資料5)……………	50
H 9. 10. 21	「国立大学の独立行政法人(エージェンシー)化に	
	ついて」(国立大学協会) (資料6)……………	52
H 9. 11. 14	「国立大学の独立行政法人化について」(国立大学	
	協会) (資料9)……………	61
H11. 9. 7	「国立大学と独立行政法人化問題について(中間報	
	告)」(第1常置委員会) (資料19)……………	99
H11. 11. 18	「国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて	
	高等教育の将来像を考える」(会長談話) (資料25)……………	150
H12. 6. 14	第106回総会の確認事項 (資料32)……………	191
H13. 2. 7	「国立大学法人の枠組についての試案」(設置形態	
	検討特別委員会) (資料35)……………	197
H13. 5. 21	「国立大学法人化についての基本的考え方」(国立	
	大学法人の枠組」(設置形態検討特別委員会) (資料37)(資料38)…	200
H13. 10. 1	「『新しい『国立大学法人』像』の中間報告等につ	
	いて」(会長談話) (資料47)……………	235
H13. 10. 29	「『新しい『国立大学法人』像について(中間報告)」	
	に対する意見」(国立大学協会) (資料49)……………	240
H13. 12. 10	「文部科学省・新しい「国立大学法人」像(中間報告)	
	に対する提言」(理事会) (資料51)……………	247
H14. 4. 1	「最終報告「新しい『国立大学法人』像について」の	
	検討結果」(設置形態検討特別委員会) (資料53)……………	259
H14. 4. 19	「『新しい『国立大学法人』像について」(最終報告)	
	に関しての国立大学協会会長談話」 (資料57)……………	270
H14. 11. 5	「国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要	
	論点」(国立大学法人化特別委員会) (資料63)……………	284
H15. 2. 20	「『国立大学法人法案の概要』に対する見解」	
	(国立大学法人化特別委員会) (資料70)……………	306
H15. 2. 24	「『国立大学法人法案の概要』に対する見解につい	
	て」(理事会) (資料72)……………	316
H15. 2. 24	「『国立大学法人評価委員会』設置に関する要望	
	(案)」(国立大学協会) (資料73)……………	317
H15. 4. 17	「『国立大学法人法案』に対する見解」(法制化対応	
	グループ) (資料74)……………	318

H15. 7. 14	「国立大学法人化についての国立大学協会見解」	(資料77)……………	323
H15. 7. 14	「国立大学法人制度運用等に関する国に対する要 請事項等」	(資料78)……………	327
H15. 8. 6	「国立大学教員への裁量労働制の適用について(要 請)」	(資料80)……………	330
H15. 11. 12	「国立大学関係予算の充実について」	(資料86)……………	355
H15. 12. 6	「運営費交付金の取り扱いについての要望」	(資料93)……………	368

## 2. 国立大学法人化の経緯と国立大学協会の対応の概要

西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) (大学名)	月日	国立大学協会の対応
'96 (8)	橋本 1.11～ (小杉) 11.28～	11.21	行政改革会議発足(資料)(p.1) ・国立大学の独法化議論開始	↓ 吉川 〔東京〕 5.6.15～ (井村) 〔京都〕 4.2.28～ (阿部(謹)) 〔一橋〕 7.6.13～		
'97 (9)				井村 〔京都〕 4.1～	3.3	理事会(資料2)(p.2) ・行政改革委員会、財政制度審議会での国立大学民営化議論さらに新設の首相直属の行政改革会議でもこの問題が検討対象になりそのような気配に対応して「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」(以下、「在り方・使命特委」という。)を設置(99.3.2まで)
				(連實) 〔東京〕 6.18～	6.2	理事会(資料3)(p.4) ・「在り方・使命特委」が取りまとめた報告書案について阿部委員長が説明。この報告書をもとに要望書を作成することを了承
					6.17	第100回総会 ・「在り方・使命特委」の報告「行政改革の課題と国立大学の在り方」(平成9年6月)資料4(p.8)を受けて、報告書と同名の要望書案を審議決定
		10.15	行政改革会議(第32回) ・水野清事務局長が「東大、京大の独立行政法人化について」を配布		6.30	要望書「行財政改革と国立大学のあり方について」(資料5)(p.50)を提出 ・「設置形態の変更自体は長年にわたる学問の継続性に大きなひびを生じさせ、わが国の学問研究を著しく弱体化させる危険性がある」 ・内閣総理大臣、関係大臣等へ提出
		10.16	自民党行政改革推進本部 ・国立大学の民営化又は独立行政法人化を打ち出す		10.21	緊急常務理事会、記者会見 ・国立大学の独立行政法人化(エージェンシー化)反対決議、公表(資料6)(p.52)
					10.29	理事会(資料7)(p.53) ・「在り方・使命特委」の阿部委員長から、特委としてのその後の検討と今後の見通しの報告
		11.13	自民党行政改革推進本部 ・「機構定員の減量化について(案)」を公表。国立大学については、「地方大学と自治体との関係を見直すべし」との指摘			



西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	月日	国立大学協会の対応	
'97 (9)					11.12 - 13	<b>第101回総会</b> [資料8] (p.54) ・国立大学の独立法人化について反対決議を行った。しかし、自民党行政改革推進本部の独立行政法人化リストに国立大学は含まれていないとの新聞報道により、決議文の対外的執行を保留する旨の会長通知 [資料9] (p.61)	
		12.3	<b>行政改革会議最終報告書提出</b> [資料10] (p.63) ・国立大学に関しては、独立行政法人化は大学改革方策の一つの選択肢となりうる可能性を有しているが、長期的な視野に立った検討を行うべきとして、独立行政法人化対象業務に国立大学は入らず ・平成13年から10年間で国家公務員の10%削減を提示		阿部 (謹) [一橋] 12.16 ~		
'98 (10)							
		6.12	<b>中央省庁等改革基本法成立</b> [資料11] (p.65) ・同法第43条第2項「政府は、国立大学…の組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するものとする」		(阿部 (博)) [東北] 3.19 ~		
						6.16 - 17	<b>第102回総会</b> ・大学審議会で検討中の「21世紀の大学像と今後の改革方策」(中間まとめ)で提起された国立大学の組織運営について議論
小河 (有馬) 7.30 ~					10.23	<b>理事会</b> [資料12] (p.68) ・独立行政法人問題については、国立大学全体としてではなく、個々に名指しされた場合の対応を考えておく必要があるなど	
		10.26	<b>大学審議会答申</b> ・「21世紀の大学像と今後の改革方策について - 競争的環境の中で個性輝く大学」(管理運営の弾力化) ・「独立行政法人化を初めとする国立大学の設置形態のあり方については、これらの改革の進捗状況を見極めつつ、今後さらに長期的視野に立って検討することが適当である。」				
				運實 [東京] (中嶋) [東京外語] 12.1 ~	11.11 - 12	<b>第103回総会</b> [資料13] (p.69) ・大学審議会答申、独立行政法人化の動き、国大協のアカデミック・カウンシル構想などについて意見交換	
					12.11	<b>国立大学の独立行政法人化反対申し入れ、記者会見</b> ・運實会長、副会長、第1・第4・第6常置委員長が有馬文部大臣と面談して申し入れるとともに、同趣旨を記者会見で表明	
					12.14	<b>会長から各大学への連絡</b> ・国立大学の独立行政法人化構想の最近の動向について、会長から各大学に情報提供	

西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	月日	国立大学協会の対応
↓ '98 (10)	↓ 小淵 (有馬)	12.16	<b>中央省庁等改革推進本部</b> ・中央省庁再編に伴い導入する独立行政法人について国立大学を対象とすることは見送り、5年後を目途に結論を得ることとした	↓ 運實 (中嶋)		
'99 (11)		1.26	<b>中央省庁等改革推進本部</b> ・「中央省庁等改革に関する大綱」決定			
					3.18	<b>理事会</b> ・3/11の文部省との非公式な懇談を受け、独立行政法人化問題を検討 ・国大協としては正式な議題とはしないが、周辺状況の変化や推移を見極めることとした
		3.9	<b>学校教育法の一部改正法案国会提出</b> ・中央省庁等改革基本法及び98年10月の大学審議会答申を踏まえ、国立大学に外部有識者で組織される「運営諮問会議」を設置するとともに、評議会、教授会の法制化等を図る内容			
		4.27	<b>国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画の閣議決定</b> 〔資料14〕(p.72) ・国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年度までに結論を得る ・大学共同利用機関については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る ・89の国の事務・事業の独立行政法人化を決定			
		5.21	<b>上記03.09国会提出の学校教育法等の一部改正案が成立</b>			
					6.8	<b>いわゆる「松尾レポート」</b> 〔資料15〕(p.73)がまとめられる ・前文において「万一の場合には遅滞なく適切に対応するための一助になることを願って問題点を整理」とある。(当時は運實会長の手持資料の位置付け)
				(長尾) [京都] 6.16～	6.15-16	<b>第104回総会</b> 〔資料16〕(p.80) ・独立行政法人化問題について協議。今後起こらないとも限らない事態に備えて独立行政法人化問題の検討を第1常置委員会に付託することを決定
		7.16	<b>独立行政法人通則法成立</b> ・各独立行政法人に共通する枠組みを規定			
					7.23	<b>第1常置委員会</b> 〔資料17〕(p.84) ・文部省の高等教育局長等から「通則法」の説明を受け、小委員会を設置して検討を進めることを確認
		8.6	<b>文部省が有識者懇談会「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」設置</b> 〔資料18〕(p.90) (以後、5回開催)			
					8.20	<b>臨時理事会</b> ・最近の文部省の動き等を踏まえ、第1常置委員会小委員会の検討状況などを聞きつつ、今後の対応について協議
					9.7	<b>第1常置委員会</b> が「国立大学と独立行政法人化問題について中間報告を公表」〔資料19〕(p.99) ・独立行政法人通則法を見る限りでは、これまでの反対声明を撤回、変更する理由は見あたらない。仮に独立行政法人化の場合には、例えば「国立大学法人法」など別法を制定して通則法の原則に修正を加える必要があるなど、諸課題を整理

西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	月日	国立大学協会の対応
'99 (11)	小淵 (有馬)			↓ 運實 (中嶋) (長尾)	9.13	臨時総会[資料20] (p.113) ・第1常置委員会の「中間報告」を基に独立大学法人化問題への対応方針等を協議
		9.20	国立大学長・大学共同利用機関長会議 ・有馬文部大臣の挨拶[資料21] (p.119) ・文部省が「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」[資料22] (p.124)を示す ・独立行政法人化を検討するに当たっては、大学という教育研究機関に必要な相当な特例措置等を講ずることが必要不可欠である ・特例措置を講ずることを前提とすれば、国立大学の独立行政法人化には、法人格の取得、自主性、自律性の拡大、大学の個性化の進展という観点から、一定の意義が認められる ・大学共同利用機関についても、基本的には、国立大学と同様の観点から検討			
	(中曽根) 10.5～				10.4 ～11.5	臨時地区学長会議 ・文部省が資料[資料23] (p.132)により、「通則法」の内容、独法化の検討の方向などについて説明し、質疑応答と意見交換
					11.17 - 18	第105回総会[資料24] (p.142) ・2日間にわたって「日本の高等教育の将来像」の観点から独法化問題を討議 ・運實会長談話「国立大学の独立行政法人化問題の議論を超えて高等教育の将来像を考える」[資料25] (p.150)を記者会見で発表
					12.10	運實会長、副会長、第一常置委員長と中曽根文部大臣との面談。国大協会長からの話に応じて大臣は、次のような発言 ・「通則法」をそのまま国立大学に適用する形で独法化することは適当でない ・独法化するには、「検討の方向」に示した特例措置が満たされなければならない ・現在の高等教育に対する公的財政支出が十分とは考えていない
'00 (12)	森 4.5～				3.7	運實会長以下幹部と佐藤文部事務次官、高等教育局長との懇談。独立行政法人化問題について懇談、意見交換
					3.8	理事会[資料26] (p.151) ・会長・副会長から国立大学独法化の現状報告があり、意見交換
					3.16	小淵総理に運實会長、副会長が要請 ・佐藤文部事務次官立ち会いの下で、国大協から次の2点を強く要請 ・国立大学を「通則法」のもとで法人化することには強く反対する ・高等教育費に対する国の投資をGDP当たり0.5%という低率から、せめて欧米先進国なみに高める努力をしてほしい
		5.11	自民党政務調査会提言 ・「これからの国立大学の在り方について」[資料28] (p.162)において、次のような提言		5.1	学長懇談会[資料27] (p.154) ・5月中に文部省が独法化についての考え方をまとめ、国大協に示してることが予想されるとして、国立大学の設置形態について討議

西暦 (平成)	総理 (文相)	年月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	年月日	国立大学協会の対応
↓ '00 (12)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学に国から独立した法人格を与える意義は大きい</li> <li>・法人化に当たって、独立行政法人制度の仕組みを活用することは、適当な方法。ただし、「通則法」をそのまま適用することは、大学の特性に照らして不適當。調整法又は特例法といった形で、法律上明確に規定すべき</li> <li>・政府は、関係者・有識者の参画を得て検討を進め、平成13年度中に具体的な法人像を整理し、できるだけ早期に国立大学法人に移行させるべき</li> </ul>	↓ 蓮實 (中嶋) (長尾)		
		5.26	<b>国立大学長・大学共同利用機関長会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中曽根文部大臣から、国立大学等の独立行政法人化に関する文部省としての考え方と今後の方針(資料30)(p.171)が示された</li> <li>・独立行政法人制度は、国立大学にも十分適合する制度</li> <li>・今後、独立行政法人制度のもとで、大学の特性に配慮しつつ、法人化する方向で具体的な検討にすみやかに着手する</li> <li>・幅広い分野から専門家・有識者が参画する調査検討会議を設け、平成13年度中にはとりまとめを行う</li> </ul>		5.19	<b>理事会(資料29)(p.168)</b> ・最近の諸情勢を踏まえて、6月の総会で議論すべき独法化問題についての意見交換
		6.26	<b>東京大学の「国立大学制度研究会」が中間報告</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月3日に最終報告書。教員、事務官の非公務員型に言及(資料30)(p.192)</li> </ul>		6.13 - 14	<b>第106回総会(資料31)(p.179)</b> ○独立行政法人化問題について大議論のうえ、次の4項目を全会一致で確認(資料32)(p.191) ・独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対する姿勢は維持され、今後も堅持 ・国立大学の設置形態を検討するために、副会長を正・副委員長とする「設置形態検討特別委員会」(設置特委)を設置し、各方面への政策提言を積極的に行う ・文部省に設置される予定の「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」に積極的に参加し、そこでの討議の方向に、国立大学協会の意向を強く反映させるための努力を行う ・科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設定を強く訴える ○設置形態検討特別委員会(以下「設置特委」という。)を設置
					7.3	<b>設置形態特別委員会(第1回)会合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月総会で設置された設置特委は、平成14年4月に発展的に解消されるまでの間、国大協の立場で法人化に関する調査・検討を行うとともに、国大協が文部省の「調査検討会議」にその意向を反映させるための理論的根拠をまとめた</li> <li>・「調査検討会議」の中間報告及び最終報告についての全般的な点検・評価等も行い、理事会、総会での国大協見解の取りまとめの基礎資料を提供した</li> </ul>

西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	月日	国立大学協会の対応
↓ '00 (12)	↓ 森 (中曽根)			↓ 運實 (中嶋) (長尾)		・設置特委には、文部省の「調査検討会議」に対応して、A、B、C、Dの専門委員会グループが置かれ、様々な検討調整のための会議ももたれて、委員会として16回、専門委員会51回の会合をもつなど、大きな役割を果たした (委員会の議事要旨は国大協ホームページ「旧国大協の記録」に収録されている)
		7.31	<b>文科省「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」(この資料で「調査検討会議」という。)発足</b> ・独立行政法人制度の下で、大学の特性に配慮しつつ、国立大学及び大学共同利用機関を法人化する場合の制度の具体的な内容について調査検討を行うことを目的に発足 ・平成14年3月26日に最終報告を取りまとめるまで、約1年8ヶ月にわたる議論。平成13年9月には、中間まとめを発表			
					10.11	<b>理事会</b> ・設置特委を設置した報告と同委員会における検討状況などについて意見交換
					11.15 - 16	<b>第107回総会</b> ・設置特委及び専門委員会からの報告を受けて、意見交換
		12.1	<b>「行政改革大綱」閣議決定(資料34) (p.196)</b> ・国立大学及び大学共同利用機関の独立行政法人化については、平成15年度までに結論を得ることとされていることを踏まえ、大学等の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討するため、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討結果を整理 ・定員の削減 ・独立行政法人への移行、新規増員の抑制等と併せて、25%の純減を目指した定員削減に最大限努力			
	(町村) 12.5～					
'01 (13)		1.6	<b>省庁の再編統合</b> ・中央省庁が1府21省庁から1府12省庁に再編され、「文部省」は「文部科学省」となった ・審議会の整理統合の結果「大学審議会」は「中央教育審議会大学分科会」となった ・「文部科学省独立行政法人評価委員会」が設置された			
					2.7	設置特委が「国立大学法人の枠組みについての試案」[資料35] (p.197)を作成し、2月14日に各国立大学長あてに送付して、考え方の参考に供した
					3.2	<b>理事会</b> 設置特委及び同専門委員会から報告を受けて、法人化に関し意見交換
		4.1	<b>独立行政法人の発足</b> ・国立西洋美術館、各省庁の研究所など84の事務事業が整理統合され、57の独立行政法人が誕生	長尾 [京都] 4.1～	4.1	<b>事務局長に諸橋輝雄(前岡山大学事務局長)が就任</b>
	小泉 (遠山) 4.26～				5.1	<b>「日本の将来と国立大学の役割」パンフレットを緊急発刊</b> ・国立大学の存在、役割をPRするため、緊急に作成。各方面に配布

西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	月日	国立大学協会の対応		
↓ '01 (13)	↓ 小泉 (遠山)	5.11	小泉首相が国会答弁で国立大学の民営化に言及(資料36)(p.199)	↓ 長尾 (中嶋)	5.21	設置特委が法人化についての基本的な考え方(資料37)(p.200)、基本的枠組み(資料38)(p.204)をまとめる ・設置特委でのこれまでの議論を整理し、次回総会に提出するため、設置特委としてとりまとめ		
						6.1	理事会(資料39)(p.212) ・設置特委が取りまとめた報告書の扱い等をめぐって意見交換	
						6.1	長尾会長が記者会見 ・設置特委の報告書の内容について説明	
						6.8	長尾会長、阿部、内藤、松尾、佐々木、石学長が、遠山文部科学省と面談 ・国立大学の法人化について、協会内部での検討状況を説明し、理解を求めた	
		6.11	文部科学省が「大学(国立大学)の構造改革の方針」を経済財政諮問会議に提出し(資料40)(p.215)、遠山大臣が説明 ・国立大学の再編・統合を大胆に進めること ・国立大学に民間的発想の経営手法を導入する ・大学に第三者評価による競争原理を導入する					
						6.12-13	第108回総会(資料41)(p.216) ・設置特委が取りまとめた「国立大学の法人化についての基本的考え方」及び「国立大学法人化の枠組」については、国大協案とするのではなく、総会として検討結果を受け取ることです承 ・いわゆる「遠山プラン」について、文科省清水審議官からの説明を聞き、意見交換	
						6.12	長尾会長が記者会見 ・総会終了後、国大協における法人化への対応状況について、説明	
		6.14	国立大学長会議 ・遠山文部科学大臣が、経済財政諮問会議で説明した「大学(国立大学)の構造改革の方針」及び「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」説明(資料42)(p.225)			(松尾) [名古屋] (石) [一橋] 6.14～		
		6.26	経済財政諮問会議の「骨太の方針」を閣議決定(資料43)(p.228) ・競争力ある大学作りを目指し、民営化を含め、国立大学に民間的発想の経営手法を導入 ・国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに、大学運営に外部専門家の参加を得、民営化を含め民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す					
						7.5	臨時理事会(資料44)(p.229) 国立大学を取り巻く急激な情勢の変化に柔軟かつ機動的に対処するため、理事会の中に「将来構想ワーキング・グループ」を設置(資料45)(p.232) ・ワーキングの課題の一つとして「国大協の在り方」が含まれる	

西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	月日	国立大学協会の対応
↓ ' 01 (13)	↓ 小泉 (遠山)	9.27	文科省の「調査検討会議」が「新しい「国立大学法人」像について(中間報告)」を公表	↓ 長尾 (松尾) (石)	9.27	臨時理事会[資料46] (p.233) ・文科省の「調査検討会議」が、本日「中間報告」を公表されるのを機会に、国大協として会長談話を出すことについて了承。内容は、会長、副会長で早急に協議する ・「中間報告」への意見提出について協議。臨時総会の開催を了承
					10.1	「中間報告」に対する会長談話[資料47] (p.235)を記者会見で発表 ・「今回の中間報告は、一定の評価はできるものの、さらに検討を要する点がある。」
					10.29	臨時総会[資料48] (p.236) 「新しい「国立大学法人」像について(中間報告)に対する意見」を設置特委ではなく国立大学協会の意見として提出することを了承。同日、文部科学省に提出[資料49] (p.240)
					10.29	長尾会長が記者会見 ・「中間報告」に対する国大協意見について、説明
					11.14	第109回総会[資料50] (p.245) ・国立大学の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会「今後の教員養成系大学・学部の在り方について」に対する意見書の提出などを討議
					12.10	理事会ワーキング・グループの提言[資料51] (p.247)を文科省へ提出
		12.13	文部科学省が「大学(国立大学)の構造改革の方針について」を発表[資料52] (p.253)			
' 02 (14)					3.1	理事会 ・今後の国大協としての対応方針、意見の集約に向けての日程等協議
		3.26	文科省「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」が「新しい「国立大学法人」像について」最終報告(以下「最終報告」という。)を提出		3~4月	臨時地区学長会議 ・「最終報告」の内容について文科省担当官から説明を受け質疑応答
					4.1	設置特委が「最終報告」の検討結果を取りまとめ[資料53] (p.259)
		4.3	国立大学長・大学共同利用機関長会議 ・遠山文部科学大臣からの挨拶[資料54] (p.262)		4.12	臨時理事会[資料55] (p.266) ・各地区臨時学長会議結果及び設置特委の最終報告に対する点検・評価結果を報告 ・「最終報告」に対する国大協の基本姿勢についての会長談話(案)を審議の上、臨時総会に提出することを了承 ・設置特委を発展的に解消して新たに「国立大学法人化特別委員会」(法人化特委)の設置、委員候補者について審議の上、臨時総会に提案することを了承 ・理事会ワーキングの議論を引き継ぎ、「国立大学協会の在り方検討特別委員会」(在り方特委)設置を臨時総会に提案することを了承
					4.19	臨時総会[資料56] (p.268) 「最終報告」に関しての国立大学協会会長談話[資料57] (p.270)を、国大協の歴史上初めての多数決により、賛成多数で承認。その他、臨時理事会からの提案[資料58] (p.272)[資料59] (p.275)を原案どおり承認

西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	月日	国立大学協会の対応
↓ '02 (14)	↓ 小泉 (遠山)			↓ 長尾 (松尾) (石)	4.19	<b>長尾会長が記者会見</b> ・臨時総会終了後、会長談話等について記者会見
					5.17	<b>国立大学法人化特別委員会第1回会合</b> ・法人化へ向けた諸準備の過程における諸課題について、「法制化」、「人事制度」、「財務会計」の対応グループを作り、国大協の立場から文部科学省等係方面と協力してよりよい制度となるよう調査・検討 ・必要に応じて作成したガイドライン等を各大学に提供し、政府の策定する法人化制度の点検・評価等の結果による意見を述べ、国大協内部での検討の基礎資料を提供 ・平成16年3月に旧国立大学協会が解散するまで、親委員会のみでも20回の会合を持った。会議の議事要旨と主要な配布資料は、第2部として整理している ・専門委員グループによる活動は、正確に回数を把握できない程、膨大な会合と機動的な活動を展開した
					5.23	<b>国立大学協会の在り方検討特別委員会第1回会合</b> ・同年秋の総会に検討結果を報告することを任務としてスタート
					6.11 - 12	<b>第110回総会</b> ・法人化特委が実施した「法人化準備等に関するアンケート調査結果などをもとに、法人化に関する自由な意見交換 ・在り方特委における新しい連合組織の在り方についても自由な意見交換
		6.13	<b>国立大学長会議における遠山文部科学大臣の挨拶</b> [資料60] (p.276)			
		6.21	<b>閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」</b> [資料61] (p.279) ・国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目的に開始する ・文部科学省は、国立大学の法人化後の大学・事務局運営における関与を極力行わない ・国立大学の法人化後の大学運営について、複数の民間機関等により評価を実施する			
		10.1	<b>初めての国立大学の再編・統合</b> ・筑波大学と図書館情報大学が統合して「筑波大学」に、山梨大学と山梨医科大学が統合して「山梨大学」となった			
					10.23	<b>「在り方特委」が「新しい連合組織について」を整理</b> [資料62] (p.280)
					11.5	<b>法人化特委が「国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点」を整理</b> [資料63] (p.284) ・政府における法制化作業に当たって、国大協として重大な関心を持ち、その趣旨の実現等に積極的に対応すべき論点を整理
					11.13 - 14	<b>第111回総会</b> [資料64] (p.285) ・在り方特委での検討結果を了承し、「新国立大学協会(仮称)設立準備委員会」の設置と委員長人事を了承 [資料65] (p.288) ・文科省清水審議官から「国立大学法人化の作業スケジュール(案)」 [資料66] (p.290) 及び「国立大学法人(仮称)の仕組みの概要」 [資料67] (p.294) 等による説明があった後、今後の対応について意見交換
		11.14	<b>国立大学長懇談会における遠山文部科学大臣の挨拶</b> [資料68] (p.299)			

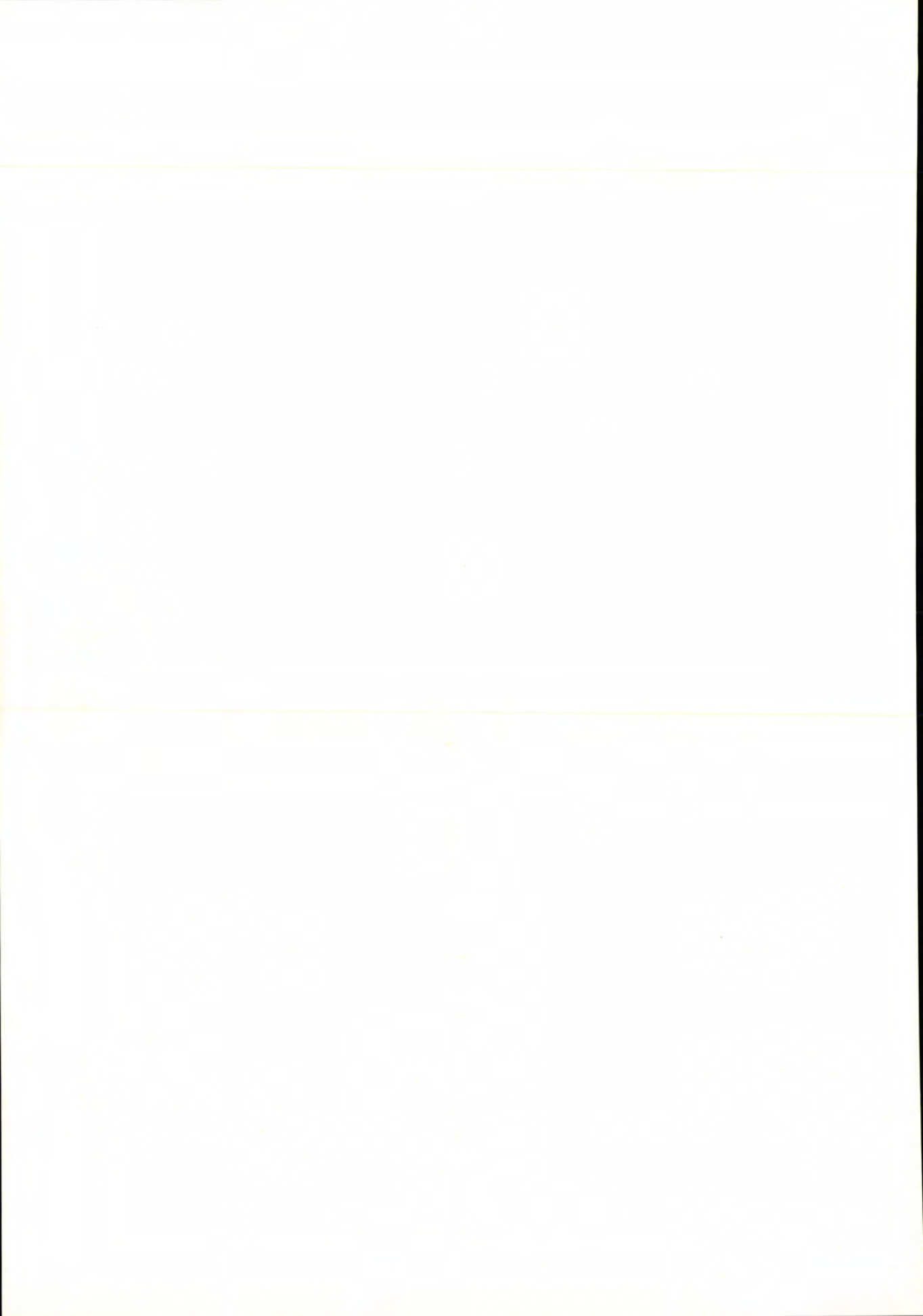


西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	月日	国立大学協会の対応
03 (15)	↓ 小泉 (遠山)	1.31	文科省が「国立大学法人法案の概要」を国大協の法人化特委で説明	↓ 長尾 (松尾) (石)	1.31	法人化特委での対応 ・文科省の「法案の概要」に対する法制化対応専門委員グループのレポートをもとに議論。各大学の意見を早急に求め、法人化特委としての見解を取りまとめて理事会に報告することを確認
		2.10	国立大学長・大学共同利用機関長等会議における遠山文部科学大臣挨拶〔資料69〕(p.303)		2.20	法人化特委での「法案の概要」に対する見解取りまとめ〔資料70〕(p.306) ・各大学から寄せられた意見のうち、国大協として検討すべき事項についての検討結果を踏まえ、法人化特委としての見解を取りまとめ ・「今回示された法案概要は、「最終報告」から変動した幾つかの点もあるが、その基本的な枠組みは、実質的には「最終報告」の趣旨を踏まえ、それを体したものとなっていると認められる。文科省においては、引き続き「最終報告」に沿って、国立大学法人法案の立案にあたるよう求める」としている
					2.24	理事会 ／法人化特委で取りまとめた「法案の概要」に対する見解をもとに、国大協理事会としての見解(案)が提案され、議論の上一部を修正して了承〔資料71〕(p.313) ・理事会での議論は、多くの大学からの意見や心配があるので、説明会の開催等により議論を尽くして納得の上進めるべきなどの意見 ・会長から、法案の閣議決定までに説明会を開いて議論をするには時間的不可能であり、法案が国会に提出された段階でその内容を検討し、国大協として表明すべきことがあれば内容をはっきりと示し、理事会で承認を得て発表するなり、臨時総会を開催して議論することも視野に入れて対応を検討することとしたい、旨の発言で、理事会見解は了承〔資料72〕(p.316) ・「国立大学法人評価委員会」設置に関する要望書を提出することを了承〔資料73〕(p.317)
		2.25	自由民主党、国立大学法人法案6法案を了承			
		2.28	「国立大学法人法案等関連6法案」閣議決定、国会に提出			
		3.15	文部科学省が全国7地区で国立大学法人法案に関する学長説明会開催			
		4.3	法案一衆議院本会議趣旨説明を経て文部科学委員会に付託審議開始			
					4.17	法人化特委が「国立大学法人法案」に対する見解取りまとめ〔資料74〕(p.318) ・国会に提出された法案と事前に示されていた「法案の概要」との間の相違点について見解の整理を行ったもの ・「法案」は、実質的に「最終報告」を踏まえていると判断してよく、「法案化」に当たって特別な問題点は生じていないと評価する」としている ・法案については、当面、国会における審議を見まもることとし、6月の総会に向けて、国大協としての総括的な見解取りまとめに向けて検討することとなった

西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) (大学名)	月日	国立大学協会の対応
↓ '03 (15)	↓ 小泉 (遠山)	5.16	文部科学委員会にて6回の委員会審査を経て附帯決議付可決 <b>資料75</b>	↓ 長尾 (松尾) (石)		
		5.22	衆議院本会議で可決			
		5.23	法案—参議院本会議趣旨説明を経て文部科学委員会に付託			
					5.30	<b>理事会</b> <b>資料75</b> (p.319) ・これまでの国立大学法人化に関する国大協の対応や進め方に関して異議が出て議論 ・「国立大学法人化についての国立大学協会の見解(案)」について審議 ・この見解案については、6月の定例総会までに法案が成立していなかった場合には、後日臨時総会を開催して審議することを確認
					6.10 - 11	<b>第112回総会</b> ・役員改選により、会長に佐々木毅(東京大学長)が就任 ・新国大協(仮称)設立準備委員会における検討状況中間報告了承 ・国立大学法人法案の成立後臨時総会を開催し「国立大学法人化についての国立大学協会の見解(案)」について審議することを確認
						佐々木 〔東京〕 〔梶山〕 〔九州〕 6.12～
		7.8	法案—参議院文部科学委員会にて8回の委員会審査を経て付帯決議付可決 <b>資料76</b>			
		7.9	法案—参議院本会議で可決、成立			
		7.14	国立大学長、大学共同利用機関長会議における遠山文部科学大臣挨拶			7.14 <b>臨時総会</b> <b>資料76</b> (p.322) ・「国立大学法人化についての国立大学協会の見解」 <b>資料77</b> (p.323) 及び「国立大学法人制度運用等に関する国に対する要請事項等」 <b>資料78</b> (p.327) を審議し、これを公表すること及び政府に要請することを了承 ・国立大学法人制度の円滑な運用を期して、国大協と政府との間で協議を行う場を設定することについて了承 <b>資料79</b> (p.329)
					7.14	佐々木会長が記者会見 ・国大協見解に関して説明
		8.6	<b>厚生労働大臣へ教員への裁量労働制の適用について要請</b> <b>資料80</b> (p.330) ・厚生労働省では10月22日付で告示第354号により専門業務型裁量労働制が適用される業務に「大学における教授研究の業務」(主として研究に従事するもの)を加えた			
		9.19	<b>協議の場の設定申合せ</b> <b>資料81</b> (p.331) ・文部科学省との間で、国立大学法人制度の適切かつ円滑な運用を期して協議の場を設けることの申し合わせを行った ・第1回の「協議の場」は、11月6日に開催。以後、必要の都度開催			
	(河村) 9.22～	9.30	各大学が中期目標・中期計画の素案を文部科学省に提出			
		10.1	国立大学法人評価委員会設置			
					10.24	<b>新国立大学協会(仮称)設立準備委員会</b> が最終報告を取りまとめ <b>資料82</b> (p.332)

西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	月日	国立大学協会の対応
↓ '03 (15)	↓ 小泉 (河村)			↓ 佐々木 (梶山) (石)	10.31	<b>理事会</b> [資料83] (p.346) <ul style="list-style-type: none"> <li>・新国立大学協会（仮称）設立準備に関して意見交換</li> <li>・国立大学法人化に関する諸課題（幹部職員の人事交流、運営費交付金の確保など）について意見交換</li> <li>・法人化特委委員長から運営費交付金の課題についての報告[資料84] (p.349)</li> </ul>
					11.12	<b>第113回総会</b> [資料85] (p.351) <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人に関する諸課題についての協議</li> <li>・国立大学関係予算の充実に関する国大協声明について審議。途中で総会を中断して臨時理事会を開催し、文案等について調整した後再度総会に諮り文案を決定[資料86] (p.355)。この件については、今後各方面に対して積極的にアピールすることとなり、活動計画に沿って国大協及び各学長が行動することとなった[資料87] (p.356)</li> <li>・幹部職員の人事交流に関する第4常置委員会提案の共通理解を了承</li> <li>・国立大学法人評価委員会の設立と中期目標、中期計画への対応など</li> </ul>
					11.18	<b>「運営費交付金の算定ルール策定等に関する文科省からの説明等への対応」</b> （三役確認） [資料88] (p.357)
					11.22	<b>臨時学長懇談会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費交付金に関する各方面への要請活動の状況や今後の課題等について意見交換</li> </ul>
					12.1	<b>会長から各学長に対しての要請</b> [資料89] (p.359) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元国会議員等への働きかけを強めるようにとの依頼</li> </ul>
					12.2	<b>運営費交付金に関する文科省との打ち合わせ</b> [資料90] (p.361) <ul style="list-style-type: none"> <li>・文科省に対して疑問点を質した</li> </ul>
		12.3	国立大学法人法施行令公布			
					12.6	<b>臨時理事会</b> [資料91] (p.363) <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費交付金の確保に関する各学長の要請行動の状況などの情報交換</li> <li>・来年度予算の編成作業が大詰めを迎えている現時点で、運営費交付金等に掛かる論点を確認[資料92] (p.366)</li> <li>・文部科学大臣に対して「運営費交付金の取り扱いについての要望」を行うことになり、要望書について審議。要望を取りまとめて提出することについては、全会一致で決定。要請文案については、会長に一任した[資料93] (p.368)</li> <li>・その日のうちに要請文を確定し[資料94] (p.370)、理事会構成員、各会員校代表者宛に要請文案を送付し、内容に賛同される学長の署名を求めた</li> </ul>
					12.8	<b>文部科学大臣への要望活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐々木会長、石副会長が御手洗事務次官と面会。大臣あての要望書を手交して、趣旨説明と要望</li> </ul>
					12.11	<b>臨時総会</b> [資料95] (p.374) <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学運営費交付金に係る諸課題について協議</li> <li>・文部科学大臣あて「運営費交付金の取り扱いについての要望」（15.12.6付理事会）を総会として支持することを全会一致で決定</li> </ul>

西暦 (平成)	総理 (文相)	月日	関係方面の動き	会長 (副会長) [大学名]	月日	国立大学協会の対応	
↓ '03 (15)	↓ 小泉 (河村)	12.19	<b>国立大学法人法施行規則公布</b> ・「国立大学法人法等の施行について(通知)」 を发出	↓ 佐々木 (梶山) (石)			
		12.24	<b>平成16年度予算政府案閣議決定</b> ・国立大学運営費交付金については、ほぼ前 年度と同額が確保された				
'04 (16)					正月～ 1月中旬	<b>各地区学長会議開催</b> ・文科省担当官が平成16年度予算案の内容や 運営費交付金算定ルールの折衝状況などを 説明。質疑応答が行われた[資料96] (p.377)	
					1.14	<b>会長から各学長への要請[資料97] (p.395)</b> ・予算充実に関する要望等を行った地元代議士 等への継続的な働きかけなど	
					1.19	<b>臨時理事会</b> ・新年早々に各地区で開催された学長会議での 文部科学省の説明とそれに対する協議の状 況などの報告 ・法人化初年度となる平成16年度予算案につ いての評価と文科省への説明要請の確認 ・平成17年度以降の運営費交付金への本協会 としての継続的取り組みの確認	
					1.21	<b>会長から各学長へ臨時理事会における協議の 報告[資料98] (p.396)</b>	
			1.28	<b>国立大学法人評価委員会が中期目標等の素 案について審議</b> ・各大学から提出された中期目標、中期計画 の素案を審議し、①多大な財政支出が見込 まれるなど財政上の理由等による文部科学 省との修正案を妥当とするとともに、②中 期目標及び中期計画を可能な限り具体的な 内容とする等の観点から、更なる検討を重 ねることを促すなどを内容とする見解を取 りまとめ			
			2.12	<b>文部科学省から各大学に中期目標の原案、 中期計画面案の作成・提出についての通知を 发出</b>			
						2.24	<b>理事会</b> ・旧国大協の解散と新国大協への移行について 協議了承
						2.24	<b>社団法人国立大学協会(仮称)設立委員会</b> ・新協会の設立趣意書、定款、基本諸規程類、 寄付財産等について協議・了承
						3.1	<b>臨時総会</b> ・旧国大協の解散と新国大協への移行を了承
						3.1	<b>社団法人国立大学協会(仮称)設立総会</b> ・新国大協の設立趣意書、定款、基本諸規程、 寄付財産等について協議・了承
			4.1	<b>国立大学法人の設立</b>		4.1	<b>新国立大学協会発足</b>
			5.11	<b>国立大学法人評価委員会において中期目標 の原案、中期計画面案ともに了承</b>			
		5.26	<b>各国立大学法人の原案どおり中期目標を提示</b>				
		6.3	<b>各国立大学法人の中期計画面案を提出案どおり認可</b>				



## 行政改革会議の概要

### 1 所掌事務

- ・複雑多岐にわたる行政の課題に柔軟かつ的確に対応するため必要な国の行政機関の再編及び統合の推進に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議すること。

### 2 組織

- ・会議は、会長、会長代理1人及び委員13人以内で組織すること。
- ・会長は、内閣総理大臣をもって充てること。
- ・会長代理は、国务大臣（行政改革担当大臣）をもって充てること。
- ・委員は、優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命すること。

### 3 事務局

- ・会議に、その事務を処理させるため、事務局を置くこと。
- ・事務局に、事務局長、事務局次長1人及び参事官3人のほか、所要の職員を置くこと。

### 4 設置期限

- ・この会議は、平成10年6月30日まで置かれるものとする。  
(会議の設置は、設置根拠となる政令の公布・施行された平成8年11月21日)

### 5 設置根拠

- ・総理府本府組織令の一部改正（平成8年政令第319号）（会議の設置、所掌事務）
- ・行政改革会議令（平成8年政令第320号）（会議の組織、運営等）

## 平成9年3月理事会議事要旨（抄）

日時 平成9年3月3日（月）13：00～16：00  
場所 学士会館分館（本郷）6号室  
出席者 吉川会長  
井村、阿部各副会長  
丹保、吉田、阿部、江崎、丸山、木村、野村（東）、岡田、後藤、金森、西塚、北川、  
小坂、鮎川、杉岡、佐古、野村（新）各理事  
久々宮（第3）、梶井（第4）、武藤（第6）各常置委員会委員長  
堀川、鈴木各理事  
石川（医学教育）、蓮見（教員養成）各特別委員会委員長  
（大学入試センター）廣重所長、菊地管理部長  
……………（略）……………

## II 協議

（1～3は略）

### 4. 特別委員会の設置について

会長から、特別委員会の設置について次のように諮られた。

去る2月6日開催の常務理事会において、国立大学の民営化ということが行政改革委員会、財政制度審議会などで議論されているほか、新たに設置された首相直属の行政改革会議でも検討対象に挙げられそうな気配があるので、対応を協議した結果、早急に特別委員会を設置してこの問題に対処する必要があるとの結論になった。そこで、特別委員会設置の原案を作成したのでご審議いただきたい。

引き続き会長から、「資料10」の「特別委員会の設置について」（案）について説明があり、審議が行われた。

その結果、異議なくこれが承認された。

特別委員会の構成等は次のとおりである。

委員会名：国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

審議課題：高等教育における国立大学の位置と使命

設置期間：平成9年3月3日から平成11年3月2日

委員長：阿部 謹也（一橋大学長）

委員：木村 孟（東京工業大学長）

〃 中嶋 嶺雄（東京外国語大学長）

〃 武藤 輝一（新潟大学長）

〃 慶伊 富長（北陸先端大学院大学長）

〃 宮島 洋（東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授）

〃 金子 元久（東京大学大学院教育学研究科・教育学部教授）



- 〃 中谷 巖 (一橋大学商学部教授)
- 〃 岸本 重陳 (横浜国立大学経済学部教授)
- 〃 野村 浩康 (名古屋大学大学院工学研究科教授・副学長)
- 〃 潮木 守一 (名古屋大学大学院国際開発研究科教授)
- 〃 田中 成明 (京都大学大学院法学研究科・法学部教授)
- 〃 吉田 和男 (京都大学経済学部教授)
- 〃 丸山 正樹 (京都大学大学院理学研究科・理学部教授)
- 〃 猪木 武徳 (大阪大学経済学部長)
- 〃 天野 郁夫 (国立学校財務センター教授)



## 平成9年6月理事会議事要旨(抄)

日時 平成9年6月2日(月)13:30～17:00  
場所 東京ガーデンパレス「須磨の間」  
出席者 井村会長  
阿部各副会長  
丹保、吉田、阿部、丸山、蓮實、木村、板垣、岡田、加藤、金森、西塚、北川、小坂、  
鮎川、杉岡、佐古、野村各理事  
久々宮(第3)、梶井(第4)、武藤(第6)各常置委員会委員長  
堀川、鈴木各理事  
石川(医学教育)、蓮見(教員養成)各特別委員会委員長  
(大学入試センター)廣重所長、菊地管理部長  
……………(略)……………

## II 協議

(1～9は略)

### 10. 当面する諸課題について

#### (1) 行政改革と国立大学の在り方について

会長から次のように述べられた。

行政改革会議や財政構造改革会議等において、国立大学の独立行政法人化、民営化等が検討の対象にされていることから、先の理事会で特別委員会を設置し国大協としてどう対応するか検討をお願いしたいが、その結果を「資料16」のとおりまとめていただいたので、初めに阿部委員長から説明を伺いたい。

ついで、同委員長から次のような報告・説明があった。

「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」は、短時日で報告のまとめを求められたため、3月10日に第1回の会議をもって以後、月に2、3回のペースで委員会を開催した。この間、海妻岩手大学長及び立川高知大学長を招いて、地方大学が抱える問題点、民営化等についてのご意見を伺い、また、文部省の早田大学課長にも出席願ひ文部省側の対応のスタンスの説明をいただいた。独立行政法人については、その内容がいかなるものか明らかでないので対応しにくいところがあるが、委員会としては国大協として民営化に反対するというだけでなく、国公私立を含めた高等教育の在り方の将来展望の中で民営化、独立行政法人化等の関連を議論する必要があるということになった。

このようなスタンスのもとに、初めに、市場原理と高等教育の在り方について議論した。これは国立大学に対する批判を謙虚に受け止め、リストラクチャーを含めて大学改革の提案をしなければならないという議論である。国立大学教官が現在の大学運営について、予算や人事の在り方ほかさまざまな面で不満をもって、場合によっては民営化しても良いという議論もなくはない。それは規制が厳しいことによる反発からくるものだが、国が

ら経費が出ている以上そうした制約はあって当然という議論もあった。しかも委員の中には、国立大学の教官は現状に甘え過ぎていないかという意見もあった。人文社会科学と自然科学の在り方についての議論は、人文社会科学を軽視することは、たとえば巷間経費のかかる自然科学系は国立として残しその他は民営化するという議論があるので、そういうことは承知できないということになる。それから、国立大学は戦後一県一大学になる形で配置されたことの積極的意義について議論された。これまで、明治から日本の国立大学が果たした役割については周知のところだが、終戦後から今日までのほぼ50年間にいわゆる新制大学が果たしてきた役割は十分評価されていない憾みがあり、この点から、国立大学と地域の問題が議論された。それから、国立大学・学部の意思決定の在り方等についても批判があるので、学部自治の問題等々について、意思決定の在り方と学長のリーダーシップ、予算の在り方、単年度制の問題についても議論され、さらに附属病院の問題についても議論された。また、財政問題のために基礎的学問が改廃の憂目にあった外国の事例の報告。それから、地方国立大学の存在意義。更に、2人の委員から、国立大学のリストラクチャーの私案が論じられた。

これらの議論を行った後に、まとめの報告の執筆に入った。個別の問題については、これを主として主張された委員に書いていただいた。それが「報告」の二部である。第二部は当然ながらさまざまな意見を含み国大協の意見とするには無理があるので、何人かの委員と委員長とで第二部の各論述の共通項を引き出す形で国大協の意見を第一部としてまとめた。全体として行政改革側の意向、方針が分からない状況の中での審議であったので、前述のように、学問、教育ということに基本的視点をとおして委員会として結論を出そうとした。

ついで、会長から、これより特別委員会の報告についてのご意見を伺いたいが、その前に第1常置委員会で行われた、行政改革問題についての議論について金森委員長からご報告いただきたい旨述べられ、同委員長から次のように説明があった。

第1常置委員会では、行政改革会議での文部省の説明(「資料17-3」)をもとに議論した。同資料の7ページの「(2)国立大学の管理運営制度の整備改善」は文部省が行政改革会議に対して国立大学を今後どう改善していくかその方向を述べた箇所であるが、その方向には委員会として賛成であって、特に学長、評議会、教授会の役割分担の明確化については、法律によって明文化されることが望ましいという意見が委員会の大勢を占めた。その内容については今後検討を続ける必要があるが、全学的事項については、学長・評議会が教授会に対して優位であること、一定の範囲の定員配分、予算配分についての学長の裁量権等が話題となった。

ついで次のような意見交換があった。

- 政府機関の在り方が検討されている中で、この機会に国立大学をもっと自由裁量権を増やす方向にもっていった方が将来的によいのではないかという考え方があるが、一方で、仮に独立行政法人に移った場合に、やがて私学とのバランスということが問題にされ、財政支援が削られることにならないかという心配がある。そのあたりが分からないので、迂闊に言えないところがある。
- 世界的にみて公的な高等教育機関をもたない国はない。このことから、わが国では国公私立の三者が適切なバランスを保ちつつそれぞれ発展していく必要があるというこ

とを今回の「報告」の中に入れていただけるとよい。

- 行政改革会議は、事務局サイドのリードが目立ち、委員にも先行きの審議がどうすすむか分からない状況のようだ。独立行政法人というのも今後の審議の過程では、国立大学を全部一斉にというだけでなく、選択的にこれを行わせる可能性もなくはない。特別委員会の中で意見として、理事会、総会で「報告」が承認された後、各大学でこの問題について討議し、外に向かっても大学の姿勢を新聞等を通じてアピールする必要があるのではないかという意見があった。
- 報告の第一部は特別委員会の意見として外部に出すべきと思うが、第二部については個人の個別の意見であるので、これは資料編的扱いには如何か。
- 第二部のそれぞれの論述は著名入りであるが、特別委員会の検討結果として第一部とともにこのまま特別委員会の名で出していただくのがよいと思う。民営化の議論が急ピッチですすみつつある状況の急速対応を検討いただいたのだから、時機を失しないよう早く出すべきだと思う。
- 国立でなければ維持できない分野の一つとして農水系がある。第二部に農政系の問題を書き加えることをお願いしたい。

以上の意見交換の後、次のように述べられ、了承された。

特別委員会の「報告」の第一部をもとに要望書を作成することにしたいと考えているので、お認めいただきたい。「報告」を持ち帰りご通読のうえ、ご意見があればここ1週間くらいの間にご連絡くださるようお願いしたい。いただいたご意見を参考に要望書を作成することにしたい。なお、原案のまとめについては会長及び副会長に一任いただきたい。

なお、「報告」の第二部について、ご提案の農水系の問題を加えることとし、その執筆を丹保北海道大学長にお願いしたい。

(2) 財政構造改革と国立大学

会長から次のように述べられた。

「財政構造改革会議」(政府・与党関係者で構成)では、歳出の改革と縮減の具体的方策について検討が進められていて、その観点から国立学校関係についても議論されている。去る4月15日に同会議の企画委員会から文部省へのヒアリングがあったが、その際文部大臣から財政構造改革への文部省の対応として、①事務組織の一元化の観点から各大学の事務組織全体的見直しを行い、事務職員の定員について、第9次定員削減にさらに300人の削減を上乗せし全体で3,000人を削減する。②国立大学の教員養成課程の入学定員について、今後5,000人程度の大規模な削減を行う旨説明があった(「資料17-3」)。そして、これを平成10年度概算要求から組み入れていく方針であるということである。こういう状況の中で、国大協としてどう対応してすべきかご意見を伺いたい。

ついで、次のような意見交換があった。

- 教員養成課程の入学定員の削減の問題について教員養成特別委員会で議論した。入学定員の5,000人削減は文部省の既定方針ということで覆すことは難しいと思われるが、専ら財政上の見地からこうした措置がとられてよいのか懸念する。文部省は、5,000人削減の中で、2,000人を小学校課程、残り3,000人を中学校・高校課程に当てるということであるが、現在中学校課程の入学定員は教育学部全体で3,700人、高校課程は600

人の合わせて4,300人であり、このうち3,000人を減らすとなると、国立大学教育学部は殆ど中学校・高校の教員養成課程から撤退することになる。一方、教養審では免許基準の改正が検討されていて、その中では、特に難しい問題を抱えている中学校の教員養成については、教育学部の役割をむしろ高めなければならないという考え方がなされており、財政の観点から教員養成課程の入学定員を減らすことは、この方向と逆行することにならないか。また、文部省は、当分の間は教員採用者数の低迷が見込まれるとしているが、中期的にみると、たとえば東京都の場合、数年先には需要は上向くという予測もあり、文部省の見込みと実態とにずれはないか。さらに、昭和62年から、新課程の設置とか他学部への振替という形でこの10年間に約5,000人の定員を減らしてきたが、さらに5,000人もそれぞれの大学で削減ができるものか懸念される。教大協では、削減計画の見直しを要望しているが、国大協としても検討する必要があるように思える。

- 5月初旬に文部省幹部と会った際、教員養成課程の入学定員について、急激な削減は困ること、削減に伴う措置として新学部の設置、新課程の設置について支援してほしいこと、また、入学定員の削減に連動して教員数を減らさないでほしい、ということ申し入れた。
- 今後5,000人減らしても新たな教員需要を賄いきれるということは計算の仕方ではあり得よう。しかし、教員免許をとって他の職に就いていた者等を教育現場に受け入れればよいということであれば困る。すでに現場に若い教師が減って活気がなくなってきているということが言われている。これは単に頭数の問題ではない。また、義務教育学校の教員の定数改善計画では、計画最終年度の平成10年度1年間で5,000人増加させるはずのところを期間を平成12年度まで延ばすということになったのも問題である。
- 財政改革と絡んで必ず出てくるのが授業料の問題だが、特別会計への一般会計からの繰入率の低下ということも問題だ。特別会計制度ができた当初は繰入率は約82%であったのがその後徐々に低下してきて現在は60%を切り57.8%である。そのマイナス分は、授業料の値上げ、病院収入の増、敷地の売却等で埋めようとしているが、これには限界がある。繰入率がこれ以上下がらないよう手を打たなければならない。
- 事務職員の削減、教員養成課程の入学定員の縮減を打ち出すことで民営化を避ける方向がとられているわけだが、それほど文部省は厳しく受け止めていて、反対と言ってもこれを押し戻すことはできないであろう。結局、教員養成課程については、新課程、あるいは他学部へ振替えて純減を最小限に食い止める方向でいくしかないのではなかろうか。

以上のような意見交換の後、会長から次のように述べられた。

財政構造改革のことについては総会でも議論いただくことにしたいが、授業料問題、特別会計への一般会計からの繰入の問題について第6常置委員会で検討願いたい。

以上

## 行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）

平成9年6月

国立大学協会

国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

### まえがき

わが国は、いま大きい転換期に立っている。その理由の一つは戦後50年、比較的安定し、順調に発展してきたわが国の社全体制が様々な面で行き詰まりを見せているからである。そのため教育改革を含め、様々な改革が議論されている。第二に、この改革の一つとして財政改革が喫緊の課題となっている。それは政府が巨額な財政赤字を抱え、このままではわが国の経済は崩壊するおそれが出てきているからである。そして第三に、世界もまた大きな転機に立っている。戦後の冷戦体制崩壊後の国際秩序の混乱、爆発的な人口増加と環境の破壊、そして経済、情報、交通などの急速なグローバル化である。このように世界のメガトレンドは当然わが国の社全体制にも大きな影響を及ぼしつつある。

このような状況のもとで現在わが国では行財政改革が議論されている。もちろん改革は避けて通ることのできない重要な課題である。そのためには、高等教育機関も、できる限りの協力を行うべきであると考えている。しかしこの行財政改革は、新しい世紀の国際社会を展望し、わが国の一層大きい発展をもたらす方向性を持ったものでなければならない。「国家百年の計」と言われる教育にあって、このことはとくに重要である。しかし昨今の動向を見ていると、ややもすれば財政改革のみに関心が集中しているという危惧を抱かざるを得ない。

そこで国立大学協会では、本年3月に「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を発足させた。国立大学協会副会長、阿部謹也一橋大学長を委員長とし、様々な専門分野の委員によって構成された委員会は精力的な討議を行い、ここに報告書をまとめることができた。

この報告書の第一部は、委員会の統一の見解であり、国立大学協会の理事会において基本的な合意を得たものである。第二部は個々の委員が自らの意志を述べたもので、その個性を尊重するため、敢えて意見の統一は行わなかった。

21世紀は「知」の世紀であると言われている。このような世紀にあっては、学術の発展なしに、国家の繁栄は期待できない。従って高等教育を充実させ、学術研究の一層の発展を促すことは、わが国の改革にとって不可欠の要素である。この報告書は、そのことを強く訴えるものである。

最後に忙しい中をご協力頂いた阿部謹也委員長をはじめ委員各位に深甚の謝意を表す。

国立大学協会会長 井村 裕夫

### 行財政改革の課題と国立大学の在り方

国立大学協会は行政改革会議等の問題提起を受けて「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を設置し、「行財政改革の課題と国立大学の在り方」について討議を重ね、国立大学の民営化等の提案に対して国立大学としての見解をまとめるべく努力してきた。特別委員会の討議は

以下にみられるように多方面にわたっているが、本委員会としてはその議論のすべてを一つの形にまとめることはせず、冒頭の第一部において特別委員会としての意見をまとめ、第二部において討議された問題点について各委員の見解を示している。

## 第 一 部

わが国は現在大きな転機に立っている。巨額の財政赤字を抱え、健全な国家経営が困難な状況にある。その意味で行財政改革は必要であり、避けて通ることはできない。しかし財政赤字削減の対象として国立大学の民営化あるいは独立行政法人化等が話題になっている現在、国立大学としての態度を示しておかなければならないと考える。わが国が明治以来僅かな年月で欧米先進諸国に追いつき、分野によっては追い越すまでに至ったのは何よりもまずわが国の教育制度、特に高等教育とそこでの学術研究がわが国の近代化を押し進めるに当たって大きな力となったためである。それは科学技術の分野だけでなく、人文社会科学の分野においても同様であった。特に高等教育においては厳正な入学試験によって社会のあらゆる分野から有為な人材を集め、わが国の近代化を人材面で支えてきたのである。旧制大学はいうまでもないが、戦後各地に設置された新制大学においても高等教育を受けた青年が社会のあらゆる分野に進出し、わが国の戦後の復興と社会の近代化の推進力となったのである。公立私立の大学も既存の国立大学と共にこの面でわが国の近代化の推進力となってきた。特に国立大学が家庭の所得、地域等に関わらず教育の機会均等を実現する上で果たしてきた役割は正當に評価されねばならない。

現在わが国の高等教育制度と学術研究は大きな試練に直面している。財政赤字が累積されている状況の中で官と民の区分を見直す必要性が説かれ、国立大学の民営化が取り沙汰されている。現在進行中の行財政改革においてはわが国の学術研究と高等教育を将来にわたってどのように組織していくべきかという問いかけがないまま、財政上の観点だけから議論されているように見える。国立大学を民営化し、あるいは独立行政法人として位置づけるといった議論が出されている。しかし何の基本財産もないまま国立大学を民営化すれば各大学は授業料を上げざるを得ず、その結果低所得階層の子弟の進学は国難になり、教育の機会均等の原則は失われかねない。そのために有為な人材を社会の各層から供給する道を閉ざすことになり、わが国の将来に大きな不安を残すことになる。独立行政法人の実態はいまだ明らかではないから、その詳細にわたって議論する材料は与えられていないが、いずれの場合も明治以来百年以上かけて蓄積してきた研究と教育は大きな転換を迫られるであろう。

確かに国立大学のあり方には批判がある。各国立大学もその批判は謙虚に受け止め、現在改革に乗り出している。国立大学の改革への意欲とその具体的な方向については第二部に見られるように本委員会でもかなり具体的な議論がなされている。各国立大学は大綱化と規制緩和の方向に沿ってそれぞれ独自に改革を進めている。この機会にその試みがさらに急速に展開していくことを期待して頂きたい。しかし国立大学の設置形態を変更するという政策が今後どのような国民を育てていくのかという一国の将来に関わる教育の根本問題に触れることなく、上からの改革として強行された場合、わが国の将来に決定的な禍根を残すことは明らかであろう。特に学術研究においては長年の蓄積が生命であり、ひとたび中断されれば再び立ち上げるために膨大な年月が必要となる。そのような事態はわが国の国際競争力を決定的に弱めることになるであろう。グローバル化が進む国際社会の中でわが国の将来は高等教育と学術の進歩にかかっている。財政赤字削減のために国の存立基盤を危うくしてはならない。わが国の高等教育費が欧米諸国に比しても公

財政支出の中で極めて少ない現状の下で、財政赤字削減のためにわが国の将来を誤ることがないよう関係諸国機関に求めるものである。

- (1) わが国の高等教育の在り方は国公立各大学の設置形態を越えてわが国の将来を決定する最重要問題の一つである。現在行われている行財政改革はその影響の大きさから見て財政赤字の削減という観点からのみ進められてはならない。わが国の将来をどのようにして築いていくべきかという議論の下で国民的合意を得るべきである。
- (2) 現在国立大学の運営の在り方については批判が向けられている。確かに国立大学は資金の効率的利用に努める義務がある。各大学は現在それぞれ努力しており、大綱化や規制緩和の方向に沿って改革が進められている。しかし日本の高等教育を担う大学の目的は国民の立場に立ってわが国の将来のために教育、文化、学問の面で国民の夢を実現していくことにある。そのためには各大学の研究と教育には独創性がなければならない。研究と教育において独創性をもち、国民の夢を実現していくためには効率のみに目を向けた改革は大きな成果をもたらさないであろう。わが国の科学・技術の発展の原動力はこれまでの学術研究の中で生まれたものであり、大学における研究なくしてわが国の戦後の発展はなかった。学問と教育の成果を効率のみによって計ることはわが国の将来の国際競争力を根底から揺るがす危険性がある。
- (3) 独創的な研究と教育が行われるためにはゆとりと具体的な目的が必要である。とはいえ国立大学の在り方は従来のものでよいとはいえない。自ら我が身を引き締め、国民の前でアカウンタビリティを明示しうようにする必要がある。国立大学は自らを厳しく律し、内部、外部の評価の組織を確立していかなければならない。それは各国立大学ですでに部分的には行われているが、国立大学協会としてもその方向を強化していかなければならない。
- (4) 財政赤字削減のために国立大学の一部を切り離す形での「改革」も取り沙汰されている。特に現在の学問の在り方から見て人文社会科学系の学問と自然科学系の学問を切り離すことは大きな危険性をはらんでいる。それは自然科学そのものの発展をも阻害する危険性がある。それは基礎と応用、旧制大学と新制大学、あるいは大学院大学とそうでない大学、大学院、学部と研究所、研究センターの切り離しについてもいえることである。
- (5) また独立行政法人の可能性も探られている。しかし民営化の場合と同様に設置形態を変更してもこれまで国立大学が果たしてきた役割を継承していくためには巨額な費用がかかることに変わりはない。設置形態の変更自体は長年にわたる学問の継続性に大きなひびを生じさせ、わが国の学問研究の国際競争力を弱体化させる危険性がある。
- (6) わが国の高等教育は公的資金の投入が他の先進諸国に比べて少ない中で高い効率性を示してきた。それがわが国の戦前の急速な近代化を支えてきたのである。このような高度な高等教育機関を新制大学として各県に設置したことがわが国の戦後の急速な復興を支えてきたのであり、人材、情報、研究の面で地域の開発振興の拠点として大きな役割を果たし、わが国の中央と地方の水準の向上に貢献してきたことを忘れてはならない。
- (7) 国立大学は現在学長のリーダーシップを確立し、大学運営を合理化し、意志決定の在り方を改革しようとしている。運営を合理化することによって新しい研究領域に敏感に対応し、国民の前でアカウンタビリティを示せるように改革することは何よりも急務である。
- (8) わが国の高等教育を支える国公立大学の関係についてもさまざまな議論がある。国立大学については私立大学との財政措置上の違いが議論的となっている。しかしこの問題は国

立大学の研究教育条件を切り下げることによって解決されるべき問題ではない。むしろ私立大学を含めて、わが国の高等教育の水準を向上させていくことこそ改革の原理とならなければいけない。21世紀に向けて日本社会の改革の活力を知的に支えるものは何か、そこから議論は出発しなければならないだろう。

- (9) 世界各国の高等教育機関を展望してみても国立の高等教育機関を擁していない国はみられない。一国の将来は教育と学術研究にかかっているからである。わが国の財政赤字削減という目的のために将来の発展の基盤を危うくすることがないように要望する。

## 第 二 部

### 1. 市場原理と高等教育の在り方

#### 1. 市場原理について

市場原理とは多くの供給者と需要者が価格をシグナルとして、それぞれ供給と需要を決定し、それらが市場を通じて調整されることにより効率的な資源配分が達成されるという考え方である。

市場メカニズムが効率的な資源配分を達成するには、いくつかの条件が必要である。

第1は、市場支配を可能にする独占的なパワーが存在しないことである。独占力のない数多くの供給者と数多くの需要者が存在することが必要である。

第2は、情報が完全であることである。通常、需要者に比べて供給側は当該財・サービスの内容についてより多くの情報を持っている。この供給者と需要側の「情報の非対称性」が機会主義的な行動を生み、資源配分を歪める。あるいは、「教育」というサービスを供給する際にも、需要側はどのような教育が望ましいかについて十分な情報を持っていない可能性がある。そういった意味における「情報の非対称性」が大きくないということが必要である。

第3は、不確実性が大きくないことである。基礎研究のように研究成果に関わる不確実性が大きすぎると、民間の事業者が流動性の制約（不確実性の高いプロジェクトには資金が付きにくいといった制約）などの理由により、研究活動に参画できなくなるからである。

第4は、外部性がないことである。外部性とは、適切な価格付けが不可能なため、市場による資源配分に委ねていると、過剰な供給、もしくは過小な供給が生み出される現象である。環境汚染や公共財の供給はその代表例であるが、これらの問題を解決するには公共的意思決定が必要になる。

これらの条件が満たされない財については「市場の失敗」が発生し、市場に委ねるかぎり効率的な資源配分は達成されない。「市場の失敗」が発生する状況の下では市場に代わる代替的な資源配分の工夫が必要になる。

市場に代わって政府が資源配分を担当するというのはそういった工夫の代表例である。道路、港湾、国防、警察、義務教育、環境など、いわゆる「公共財」の供給が市場経済になじまないという議論が多いのは周知の通りである。

ただし、ここで注意しておかなければならないのは、「政府の失敗」も無視できない場合があるという現実である。市場の失敗を補おうとして、公的部門が活動を始めても、競争原理が働きにくいので、かえって効率が悪くなるという「政府の失敗」の可能性がでてくる。

#### 2. 高等教育と市場原理

それでは、大学における教育や研究活動についてはどの程度市場原理になじむのか、ある



いは、なじまないのか。

市場が効率的な資源配分を達成できなくなる上記の要因のうち、第1の「独占の可能性」については、大きな問題はない。世界的に見ても、特定の教育機関が市場をドミネートするような状況は生まれていない。

第2の「情報の非対称性」の問題はかなり重要である。まず、教育・研究のあるべき姿について、市場の「投票」が正しい決定を下せるかどうか疑問がある。教育サービスの提供者から見て良心的なカリキュラムが生徒側から見ると「厳しすぎる」として嫌われるといった現象はしばしば起きている。すぐ役に立たない基礎研究や人気のない分野は、役に立たないとして切り捨てられる危険がある。さらに、仮に市場に望ましい教育・研究に関してそれなりの評価・決定能力があるとしても、教育・研究の詳しい内容について「情報の非対称性」があるため、望ましい資源配分が達成されないかもしれない。

第3の「不確実性」の問題も深刻である。基礎研究など、成果に関する不確実性が大きすぎると、そのような研究については過小投資が起ってしまうことはよく知られている。この場合にも、何らかのより高度な教育的・政治的判断が必要になる。

第4の「外部性」の問題も教育・研究への過小投資を招く。教育・研究がもたらす社会へのプラスの「外部性」を市場が正当に評価できないため、教育・研究への資源配分を市場原理にまかせておけば、どうしても「望ましい」水準を下回る投資しか行われないう。義務教育や基礎研究を国が義務づけたり、支援するのは教育・研究活動への過小投資を防止するためである。

歴史的に見ると、教育はしばしば国家の統治手段として使われてきた。国家がどのような教育政策をとるかということが、しばしばその国の性格や経済発展を決定つけてきた。その意味で、教育・研究について国家が何らの政策的決定もせず、市場原理にまかせるということは望ましくない。むしろ、国家は意識的に教育システムのあり方や資源配分について、一定の政策的判断を下すべきであるし、歴史的に見ても、どこの国でもそうしてきたというのが現実である。このことは義務教育などの初等教育のみならず、大学など高等教育、基礎研究体制についても当てはまる。

### 3. 設置形態の問題

以上で見たように、教育や研究活動のすべてを市場原理に委ねるという考え方は望ましくない。「情報の非対称性」「不確実性」「外部性」など、市場が失敗する要素が大きいためである。

しかし、そのことは学校の設置形態をすべて「国立にすべきだ」という根拠には必ずしもならないことに注意しなければならない。国家が何らかの意思をもって教育・研究に関する資源配分に関与することは必要であるが、そのこと自体は教育・研究の実施主体たる学校や研究機関自体がすべて「国立」でなければならない根拠にはならない。大学が私学であっても、優れた教育カリキュラムを開発し、あるいは、素晴らしい研究実績を挙げる大学がでてくれば、そこに国の資金を投入すればよい。逆に国立大学の教育・研究の実績が貧弱であれば、そのような国立大学は存在価値がないだろう。

教育や研究にどれだけの予算を注入すべきなのか、様々な教育・研究領域に対して資金をどう配分すべきなのかといった教育政策の大きな枠組みを政府が決定するとしても、教育・研究の実施主体の間の競争、それに携わる教師や研究者の間の競争、奨学金をめぐる学生間の競争などについては「競争原理」を否定すべき理由はない。むしろ、現在のわが国の大学

における最大の問題は、健全な競争原理が事実上ほとんど存在していないという点にあるといっても過言ではない。

事実、大学間の予算獲得をめぐる競争はきわめて限定的であり、大学間の予算配分から見た序列は固定化している。教師間の競争もきわめて微温的であり、業績の有無が処遇を変えるという要素は少ない。学生も入学は難しいが卒業は易しいことを知っているから、本気で勉強しない。奨学金の支給基準が依然として親の所得になっている(それもしばしば捕捉の不完全性から自営業者の子弟など偏った層への支給になっている)から、学生に金銭的な意味での勉学へのインセンティブは存在しない。アメリカの大学などでは、大学間、教師間、学生間の希少な資源をめぐる競争が熾烈であり、それがアメリカの大学の活力の源泉になっている点を十分に理解する必要がある。

#### 4. 評価制度の改革

このように考えると、現在の講座数や学生定員に基づく硬直的な賃金配分方式を改め、大学間、教師間、学生間に健全な競争原理を導入することが大学改革の第一歩であるという結論に到達する。

競争原理が有効に働くためには、各大学、各研究プロジェクトごとの正当な評価、教師に対する業績評価、学生に対する客観的な評価が必要になる。正当な評価ができなければ、競争は起こらないし、教育研究は活性化しない。

現在の国立大学の状況を見ると、大学間の評価については一応文部省が行うことになっているが、専門分野が著しく細分化されている状況の下では、それぞれの分野の専門家であれば研究教育に対して詳細な評価を下すことは困難だろう。文部省はそのような専門家集団を抱えているわけではないので、結局、予算配分は前年度実績を中心に積み上げていく、いわゆる「積み上げ方式」に依存せざるを得ない。そのため、前年度実績に対してどの大学に予算をより多く上積みすべきかという点に関して、科研費など、多少の裁量の余地はあるものの、大学間の序列を変えるほどの大きな変化はなかなか起こり得ない。

大学内の評価はもっと困難である。誰もが評価を下す実権を与えられていないため、教師の業績評価は採用・昇進時以外には事実上一切なされていない。各大学、各学部ごとに自己評価制度が導入され始めているが、これによって客観的な評価が可能になると考えることは楽観的すぎるだろう。自己評価と他人の評価をつきあわせなければ、真の評価は確立されないからである。

このように、業績に基づく処遇制度は事実上存在せず、国立大学教員の処遇はほぼ「年齢序列」に従って決められている。大学内の各部署間の資金配分も固定化されており、「頑張った学部」と「頑張らなかつた学部」の差はほとんど表面化してこない。科学研究費補助金の配分が唯一の差別化のための手段となっているにすぎない。

学生の学業に対する評価は一応なされてはいるが、教師間の調整がなされていないため、学生は点の甘い教師の講義に集まるといった現象が起こりがちである。従って、一部の教師が学生に厳しくしようとしても、それは多くの場合、ざるで水をすくうような結果に終わってしまう。また、奨学金制度が依然として親の所得を基準にしているため、奨学金をめぐる学生間の競争は存在しない。

日本の大学を活性化するには、大学間、大学内、学生間の競争を促進するための適切な評価システムを確立する必要がある。これは国立大学を民営化することによって解決する問題



ではない。現在の日本の私学が必ずしも理想的な教育研究上の成果を挙げているとは言えないことからこのことは理解できるだろう。大学改革の問題は「設置形態」の問題ではなく、すぐれて資金配分の問題であり、インセンティブの問題なのである。

（中谷 巖）

## 2. 国大協内部に評価委員会を設置することについて

財政制度審議会は、昭和52年以来国立大学に学部別授業料を導入することについて議論を重ねているが、今のところ結論は出ていない。理工系大学に奉職する者として、その議論の行方に神経を尖らせていたが、昨年発足した行政改革会議ならびに財政構造改革会議における国立大学を巡る議論の方向は、学部別授業料の問題等消し飛んでしまうような重大な方向へと向かいつつある。すなわち国立大学民営化論が、真剣に議論され始めているのである。両改革会議の性格上致し方無いことかとも思うが、わが国が明治の初期から僅か50年で列強の仲間入りをすることが出来たのも、また戦後ゼロから出発して50年で歴史上かつて無かったような経済的繁栄を築くことができたのも、全て教育に重点投資を行ってきたためであることが、殆ど考慮されていないことは極めて残念である。

しかしながら、高等教育を巡る世界の先進諸国の情勢を眺めると、いずれの国もほぼ同じ問題を抱えていることが分かる。すなわち、政府関係組織の肥大化、高福祉社会に対する国民の期待、環境保護等、膨らんでいく国民負担のなかで、教育、特に高等教育のための資金の量を確保することが非常に難しくなりつつある。その結果、英国にせよ、アメリカにせよ現在確保できる資金を、いかにして効率よく使っていくかという点で、国を挙げての議論が展開されている。わが国で現在進行中の議論も、これらの議論と軌を一にするものであると考えてよい。ただ、これらの国とわが国が決定的に違っているのは、彼らが如何にして教育を梃子にして、国際競争力を増すかという観点から議論を行っているのに対して、わが国では、専ら財政的収支バランスの視点からのみ教育資金に対する議論が行われている点である。欧米先進諸国の議論を見ていると、わが国の現在の議論は、将来のわが国にとって極めて危険な方向へ向かっているという感じがしてならない。

わが国の行政、財政構造両改革会議の国立大学の現状に対する批判は、国立大学に経営マインドがなく、そのため競争的環境が殆ど存在せず、ために極めて無駄が多いのではないかという経済界、産業界の批判を代弁しているものであるように思われる。一般国民の方は、国立大学がこれまで教育・研究に関して挙げてきた実績を評価しており、それほどの批判の声を挙げていない。

しかしながら、一般国民は、国立大学がいかなる理念で教育・研究活動を行おうとしているのか、またどのような実績を挙げてきているのか等について、殆ど知る機会を与えられていない。平成3年に出された大学審議会の答申に基づいて、多くの大学で自己点検・自己評価が行われるような状況にはなった。幾つかの大学では外部評価を実施しているところもある。これらは、出版物として公表されているので、国立大学の現状を、その気になれば知ることが出来るようにはなりつつある。しかし、現状では、点検・評価基準がばらばらなため、国民が国立大学を横断的に眺め、それぞれの特徴を把握することは殆ど不可能に近い。

最近、大学がアカウントビリティを備えるべきであるという意見がよく聞かれる。欧米の大学で、大学関係者が最も意識しているのが、このアカウントビリティである。要するに大学の中身を透明化し、外から見えるようにすることに最大限の努力を払っているのだ

る。日本の国立大学は、最近企業等から導入される外部資金が増えたとはいえ、資金の約6割を国民の税金から仰いでいる。であるとすれば、国民に対する国立大学のアカウンタビリティは極めて重要で、如何にしてこれを増していくかが今後課せられた大きな課題である。その意味では、現在行われている自己点検・自己評価、さらには外部評価もそれなりに意義のあることではあるが、国立大学全てを同一の基準で評価するシステムを構築していかない限り、国民に対するアカウンタビリティを増すことは不可能であると思われる。

英国では、CVCP (Committee of Vice-Chancellors and Principals) というわが国の国大協に似た団体が、傘下に HEQC (Higher Education Quality Council) なる Agency を持っており、ここが会員大学の質 (Quality) の調査 (Auditing) を行っている。この調査は、先ず CVCP が選んだ3人の Senior researcher からなるチームが予め大学から提出された資料により、その大学が(1)何をやろうとしているのか、(2)何故それをやろうとしているのか、(3)どんな方法でやろうとしているのか、(4)何故そのような方法でやっているのか、(5)何故その方法が最善であると考えなのか、(6)その方法がうまく機能しているとどうして言えるのか、(7)いかにしてそれをさらに良くしようとしているのか、の7点について調査する。次に、実際に3日間大学を訪問して、30分から60分にわたる質疑応答セッションを25~30回行うとともに、150人ほどのスタッフ、60人ほどの学生に面談を行う。これらの結果をまとめて、レポートとして公表するのである。これを読めば、誰でも、それぞれの大学が、どんな大学で、何をやろうとしているのかを理解することが出来る。HEQCは、この Auditing の目的は、大学のタックスペイヤーに対するアカウンタビリティを増すことと、大学の発展を助けることであると述べている。

この Auditing は大学の団体自体が自主的に行っているものであるが、英国では、文部省直轄の HEFC (Higher Education Funding Council) が、研究費と教育費を分配するために徹底的に大学評価を行っている。こちらの方は評価の結果が点数方式で出されるという非常に厳しいものである。先の HEQC は Auditing によって、文部省による評価の点数を上げるための手助けを行っていると考えたほうがよく、その意味で種々批判もあるが、両者は一体となつてうまく機能しているように思われる。

わが国では、昭和22年に設立された大学基準協会が、HEQC の Auditing にやや近い点検・評価を行っているが、ハード面に対するものが主で、研究者個人個人や学部等の質に対する評価は殆ど行われていない。しかも、基準協会は国公立のさまざまな大学が会員であるため、統一基準は極めて一般的なものにならざるを得ない。国立大学間に競争的環境を創るためには、やはり国大協が率先して動くしかない。何と言ってもアカウンタビリティである。そのためには、国大協内部に上に紹介したような HEQC の Auditing を行う委員会のようなものを、どうしても設置する必要があると思うがいかなものであろうか。

(木村 孟)

### 3. 人文社会科学軽視は科学技術の衰退を招く

1993年サッチャー政府は30数校のポリテク校を大学に昇格させた。C.P.スノーが、かのリード講演「二つの文化と科学革命」において人文文化と科学文化の隔絶が純正科学と応用科学の上下関係を産み、戦後の技術革新にイギリスが立ち遅れることになったと警告し、伝統的教育制度の抜本的改革を提言してから35年後のことである。人文系は科学に無知と許したスノーの論説は国際的論争を巻き起こしたが、イギリスの、基礎科学は大学が担当し、

応用科学、工学は専門学校に担当させてきた、いわゆる複線型教育体制の欠陥の指摘は共感を得て、「理工系学生数を人文系並みにしなければ工業化社会に大学は適応出来ぬ」（アッシュビー）をへて今回の大学改革に到った。

「これによってイギリス 95 国立大学はようやく日本の国立大学型になった」と言われるように、戦後の経済復興に成功を収めた日本の大学制度が、イギリス政府の改革目標となったことは紛れもない事実である。アメリカにおける工学部短期技術部新設は日本の工業高専を目標としたものであった。

ニーズ諸国の科学技術生産力向上を機に、いまや先進諸国は独創的新技术開発に鎬を削っており、わが国政府も高度科学技術人材養成ならびに基礎研究力増強を目指し大学院を拡大強化、研究費増額の施策を実施しつつある。

ちなみに、わが国は年間工学士輩出 10 万人で、アメリカの 7 万人を凌ぎ世界第一位であるが、企業研究者数は 35 万人でアメリカの 77 万人の半数の第二位。理学士と工学士の比率は日本 1 対 4 であるのに、英米 2 対 1、ドイツ 1.5 対 1 と急速な工学増強にもかかわらず欧米は基礎科学優位であり、アジアは中国 1 対 2、韓国 1 対 1.3、台湾 1 対 1.3 に見るように工学優位となっているが日本は極端な工学優位である。現在、中国の工学士輩出数は日本と並んでいる。したがって理学士数は日本の 2 倍になっている。（ごく最近の中国からの学術論文数の急激な上昇に注目する必要がある）

現在進行中の大学院強化によって基礎科学分野の研究は著しく活性化されつつあり、かつ若い大学所属研究者層が定着増加する傾向を示している。かかる状況の中で、行財政改革の一環として、国立大学の設置形態を変更する試案が急速に浮上してきた。試案をめぐって「財政改革のために国立大学を民営化し経営努力に期待するが、理工系は科学技術振興上別扱いとする」といった意見があった。

かかる理工系重視の議論は、特にわが国においては、科学技術振興の観点からも、その基礎研究強化の観点からも、的を射たものではないし、かえって逆の結果をもたらす危険すらある。

第一に、現在高度化しつつある科学技術は、従来の産業構造を根底から覆しつつ、情報環境技術に見る如く社会全般否地球規模への広がり、医療技術に見られるように生命倫理にまで関わるなど、量的質的変革のさなかにある。すなわち、近代技術は基礎科学に直結度を増すとともに、いまや人文社会科学に急接近しつつあるのである。今後の科学技術者は、きわめて総合的観点からの技術の展開応用の能力を持たねばならない。北陸先端科学技術大学院大学の知識科学研究科、東京工業大学の社会理工学研究科あるいはノースウエスタン大学の工学ビジネス大学院コースなどの新設はかかる観点に基づくものである。事態は明らかに人文社会科学、自然科学、応用科学の相互乗入れ、あるいは連続化の方向にあり、研究教育体制において理工系を隔離することは科学技術者養成にも悪影響をもたらすのみでなく、今後の科学技術の発展を妨げる。

第二に、わが国においては、「理工系」を「応用科学、工学系」と同一視する傾向が強い。わが国において理工系を別格とすることは、したがって、ますます理学系を工学系に埋没させる危険性がある。基礎研究の強化とは、わが国の大学においては理学部系の拡充強化を特に意味することは、上述の国際的な理工比率からも明らかである。たとえば、現在インドの情報科学分野での進出がわが国に脅威を与えているが、わが国における理学部数学科数の少

ない事実大いに注目する必要がある。理と工の適正なバランスを考える必要がある。

第三に、今後の科学技術振興は、わが国経済の根幹に関わる課題である。単に科学技術者の量と質のみの向上によってこの課題は達成されるものではなく、科学技術全般のコントロールをなし得る政治、行政の力がきわめて大きな役割を担う。現状は極めて不十分であり、かつてのイギリスにまさるとも劣らぬ人文社会系知識人の科学技術無知の状況にある。科学者を集め資源を投下さえすれば、科学技術の成果が挙がる、と考える経済学者すら存在している。たしかに、技術的困難のみ残っている特定課題の解決には、この方法は成功する確率が高い(たとえば、マンハッタン計画や、核開発)。しかし、創造的技術開発にはまったく適さないのである。日本の科学技術史、科学哲学分野には優れた研究者が存在するが欧米に比べて極めて少数である。理と工のインバランスは学術研究面における人文系の劣勢をも招いている。これらすべては、政治行政に携わるジェネラリストの質的問題といえるのであって、今後の大学教育における人文社会系教育の課題であろう。

#### 大学の研究機能は一日にして成らず

大学の基礎研究とは、言うまでもなく目的を内在するものであり、外在化した目的をもつ企業あるいは研究機関における応用基礎研究と異なり、目標設定から方法の選択すべて研究者個人の自由な発想に委ねられる。優れた大学には優れた多くの教師がおり、そこから優れた研究成果と優れた後継者が輩出する、という構図は世界共通の事実である。すなわち、研究者集団の力量は所属する研究場に永年に培われた「共通感覚」(中村雄二郎)あるいは、「暗黙知」(マイケル・ポラニ)と呼ぶべきものの質によって決定される。後者は、永年にわたる優れた研究者の知識創造を目的とする(したがって、目標設定も採用方法にも定型がない)研究実践の多くの失敗を含む経験の蓄積から抽象化された明示し難い研究ノウハウであり、研究室、研究室群、学科スクールの無形の財産として保有されるものである。したがって、このような「暗黙知」の形成には長年月の努力を必要とする。知識創造が歴史のある少数の大学に所属する研究者に独占されている観を呈しているのはこのためである。確立された知識を伝達することは容易であるが、知識創造能力を付与することは容易なことではないのである。

原子核を発見し英国科学界の頂点にあったラザフォードはニュージーランド人であった。「それなのにどうして、ニュージーランドには見るべき科学が存在しないのか?」と問うた人に対するマイケル・ポラニの説明は上記の「暗黙知の存在と不在」であった。

日本における、物理学研究の確立は1910年ごろと推定されている。1880年代のお雇い外人教師赴任に始まり、数年以上の長期滞在留学生の帰国による日本人教授誕生と増加。後者による教育研究の開始から第3世代に至って研究者数と研究発表数の増加が指数開放的増加曲線上(現在の先進諸国の状況)に載った。これが1910年ごろである。日本内での研究訓練を土台に湯川、朝永、福井、江崎のノーベル賞受賞研究が1930年代から1950年代に生まれた。化学系における野副、赤堀らもまた旧制帝国大学卒業者であった。これに対しアメリカでのみの教育研究訓練から生まれた物理学ノーベル賞受賞者は朝永博士と賞を分かち合ったシュインガー、ファインマン博士らが最初であるとされる。日本の物理学研究は極めて短期間に緒についたと評価しえるのである。

基礎的知識が確立されている特定の技術的課題の解決に対しては、新しい実験室に研究機器を揃え、必要な数の研究開発者を集め、十分な資金供与をすることは、有効である。先行

技術のある核開発その他の兵器開発が技術後進国においても可能であるのはこのためである。しかしながら、先行技術が無い場合、たとえば、特許情報のみしかない場合（技術ノウハウの無い）には、基礎科学者、応用科学者の参加が必要となり、相当高い科学技術力の蓄積が無い国では成功しない。わが国が戦後の技術改革に成功したのは、戦前までの基礎から応用技術までの蓄積のおかげである。しかも、大量の工学士と工学修士が研究機能を持った大学から輩出されたからである。

しかしながら、現在の科学技術における先進諸国間の競争は創造的新技术開発に焦点があり、基礎科学研究の展開能力を欠いては進展しないことが明白であり、わが国において特に基礎研究の拡充強化がなされているところである。

先進5カ国について、科学技術に関連する学術研究力の国際比較を行ったバートン・クラーク（1995）によれば、各国の大学の特徴は、

- 日本＝応用重点大学
- アメリカ＝大学院重点大学
- ドイツ＝研究所重点大学
- イギリス＝学寮重点大学
- フランス＝学問優先大学

であるという。日本の大学は巨大な工学部を持つ点が国際的に際立った特徴であるという。企業における研究成果にまでも日本の大学は学位を授与しており、きわめて応用を重視している点も特徴的であるという。日本の大学は応用を重視する点ではアメリカの大学に優るといふ。逆に基礎科学の弱さ、アカデミズムの希薄さを指摘しているともいえる。

言うまでもなく上記5カ国における大多数の大学は上記に挙げられたような特徴を持っているわけではない。アメリカにおける大学院研究大学は50～100大学、イギリスにおける典型はオックスフォード、ケンブリッジである。ドイツでは古くからのフンボルト型大学である。このほか大多数の一般大学が各国に存在している。しかしながら、上記特徴をもつ少数の大学群が各国の大学の頂点にあり、優秀な学生と資源の集中度が高い。他の大学群が大なり小なりこれらの大学を目指しつつ向上の努力を払う構図は共通している。日本における上記大学群は言うまでもなく旧帝国大学ならびに少数の国公私立大学である。

したがって、大学改革においては、その効率上の欠陥、運営上の欠陥その他多くの課題を日本の大学は是正すべきである。と同時に、歴史的体制に固く結び付いており、しかも永年培われてきた無形の力量における特徴というものは一旦破壊されれば回復に長年月を要することに、十分注意する必要がある。中国の文化大革命が教育機関に与えたダメージの大きさは計り知れないものである。

（慶伊 富長）

#### 4. 人文社会科学と自然科学の在り方

平成9年3月17日日本経済新聞に発表された一瀬智司石巻専修大学経営学部長の「国立大学に市場原理を」という論文は、恐らく、財政審、行革審、財界等の大方の意見であろうと思う。この中で、“日本の国策として技術立国を指向しており、これには特に理工系の基礎・応用力の向上や大学院、研究所を中心とする学術研究開発能力の向上を必要とし、人材育成には多額の予算が必要であり、このため国家財政、地方財政の重点配分が必要で、国公立大学の学部教育と区別して考慮する必要がある。”と強調している。

この観点は恐らく、政府・財界の共通した意見であり、世間的にはかなりの説得力を持っており、国立大学の理工系の中でも賛意を表明する教官も多数いると考える。

しかし、この考え方は「大学の使命」を単なる、知識の伝授、技術の教育の面のみに限定し、大学本来の使命である「総合的な人格・教養の育成と、真に学問の発展と創造を図りつつ、創造性が発揮できる、豊かで応用力のある基礎知識の創生を図る」という目的に反する。大学の理工系学部・研究科が、単なる営利的・即実的な技術革新のための教育・研究開発機関となること、またその方向に走ることは理工系の学問自身にとっても不幸なことであり、真の学問・技術の発展を阻害する。

国大協は「国立大学の使命」或いは「21世紀を展望した大学教育の使命」として、この観点の危険性を指摘し、正しい科学・技術の発展の方向を示すべきである。

1. 産業界の教育改革への強い要請の背景として次の3点が挙げられる。①わが国の企業の技術開発力に対する、不安感=自信のなさが大学の研究の持つ多様な応用研究への「萌芽性」に期待を懸け、その期待が、「産・官・学」の協力、ベンチャー企業の創生のかけ声となっている。②高等教育と萌芽的技術開発に対するコストをそれぞれの企業では負担できなくなっていること、および通産省主導のナショナル・プロジェクト方式(産・官が主体で学は副次的存在)では技術開発に限界が来ているとの認識。さらに③日本固有のOJT(On the Job Training)システムでは、発想法の転換を図るような、独創的な技術革新が出来なくなってきていること。言い換えれば、終身雇用体制の良い面がプレーキになりつつあることである。

「以前、ある種の企業では“大学は学生に余分な教育などしなくてもよい。有能な人材を送ってくれば企業で役に立つ教育をする。その方が企業の技術開発に役立つ”と豪語していたが、今ではそのような声はほとんど聞かれない。」

これらの動きを背景として、科学技術基本法の制定、科学技術基本計画の閣議決定等となり、理工系学部への多様な(文部省以外の公的な)研究資金の導入、萌芽的研究の促進、ベンチャー起業の育成が叫ばれ、文部省も主要大学にベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを設置し、「ベンチャー精神」の教育というかけ声を掛けている。このような急速な変化は、理工系学部・研究科にとって、豊富な研究費の導入という面から歓迎されつつも、研究費導入の研究分野ごとのアンバランス等ある種の混乱を招きつつある。勿論、この種の混乱は理工系学部・研究科自身が克服し、大学の研究に相応しいバランスのとれた体制を整えるべきであり、その方策を模索し、実行しつつあることも事実である。

特に工学の分野ではこの種の「萌芽的研究の育成」、「開発研究への展開」、「起業化」等は非常に重要である。しかし、一方において、大学の使命は教育=人材の育成と、研究=基礎的研究(企業のいう基礎研究と異なる)であり、企業の研究所とは本質的に異なっている。産業界の国際競争の第一線に大学の研究が参加し、その成果をもって国際市場で競争し、貿易戦争を戦うことは出来ない。

「練習船に練習生を乗せて、駆逐艦のように海戦の先頭に立って、戦うようなもので、大学の使命は人材の育成と基礎研究であり、その役割は輸送船团的であり、国の基本的な生産体制の整備にある。」

産業界の短期的な、利益=結果重視の方向性の強い研究開発、研究の活性化は非常に危険であり、徒に混乱を招き、結果的にわが国の産業・技術基盤の拡充に反することになる。



一見無駄と思われる、基礎研究・教育こそがやがて次の革新的な技術を創生すること、そのために高等教育・基礎的（萌芽的をも含めて）研究の発展・活性化には多くのコストが掛かるという原点が見失われつつある。

国立大学が「国家的な使命」を果たすためには、産業界の展望なき改革＝近視眼的な改革論に対し、大学が果たすべき立場を明確にすべきである。

2. 21世紀の世界を先導し、わが国の産業界が真に求める技術、21世紀の社会に貢献する科学はこれまでのように、個々の優れた技術あるいは個々別々に良い製品を開発する開発研究とは本質的に異なるはずである。この変化に対応出来る、人材の育成と研究こそが真に大学に求められていると認識すべきである。また、理工学系大学における大学院重点化の目標は、まさにこの点にあると認識している。

第二次大戦後から今日までの技術革新は、良い製品を安く生産すること、そのための個々の科学・技術の発展が、即、社会の発展と人類の福祉に役立ってきた。またそのための大学教育のシステムであった。いろいろ議論があり、問題もあろうが、戦後のわが国の大学教育の体制：前半2年の教養部（教養科目＝人文・社会・自然と語学と体育）、後半2年の学部専門教育、さらに大学院修士課程2年間の高度専門教育（あるいは専門性への適用性の教育）が今日のわが国の産業界の発展に大きな貢献をしてきたことも事実である。

しかし、21世紀を先導する産業・科学はもっと総合的な Integrate されたものである必要があることは共通した認識である。そのための教育改革をいま各大学は模索し実行しつつある。

「例えば、プラスチックの開発についてもこれまでは耐熱性の良い、ある目的に適合した物質を創生すれば新しい製品に結びつき社会生活を豊かにするのに役立ったが、現在要求される技術は性能として優れているのみならず廃棄・処理が容易にでき、社会環境（自然環境と共に人間社会環境）を真に豊かにするものでなければならない。これはあらゆる製品、化学製品のみならず自動車等にも要求される技術である。現在、国会等で議論されている、臓器移植の技術と脳死の問題、畜産技術としてのクローン動物の製造と社会倫理の問題等々、科学としての技術開発のみでは解決できない多様な問題を包含している。」

現代が要求する技術は、単に科学としての技術開発のみの問題ではなく、同時に人文社会科学における問題を包含しており、両者の問題を共にクリアーする技術でなければ「21世紀の社会を先導する技術」とはなり得ないであろう。これには新たな人文社会科学と自然科学の協力・融合が是非とも必要である。従って、今、大学が教育すべき新教養教育は50年前のものとは異なり、例えば「地球環境」としての自然科学、「人間社会の在り方」としての生命科学、人文科学、「科学と人間社会の調和」としての社会科学のような広い視野の全人教育が要求され、各大学では現今の教育改革でどのような「全人的な新しい教養教育」をすべきか真剣に模索している。かつての個別的教養教育とでも言うべきものはむしろ専門教育の中で専門教育との関連で行われるべきものに変質しつつある。

3. 理工学部、特に工学の観点から考えてもわが国の産業技術が真に「日本システム」として世界に定着するためには、工学と人文社会科学との連携・協力が必要である。このシステムは工学のみでは決して構築できない側面を持っている。

「現在、東南アジア・中国等への技術輸出はわが国の最高技術を輸出すればよいとい

うのではなく、その社会に如何に適合した技術を輸出すると同時に、輸出国の社会の発展と共にその国の立場で技術革新するシステムを輸出することである。単なる技術輸出の時代や、単なる低労働力を求めた生産工場のジブシー感覚では、起こりつつある産業の空洞化を克服することは出来ないし、アメリカのスタイルでわが国の産業の空洞化が防げるとは思えない。」

情報産業の分野でもわが国の技術はハードには強いがソフトには弱いことは残念ながら万人が認める所である。「ソフト＝システム」開発は理工学的なセンスのみでは不可能である。ここにもわが国の産業技術体制の欠陥が現れている。人文社会科学の観点の工学への導入が、必要である。

近年のヨーロッパ、特にフランスを中心とした「工学系の学生に経営学を教える」というビジネス大学院の動きは、この視点の延長上にあると理解している。

わが国の産業は「もの作り」には強いが、「システム作り」には全く無防備である。このことはJISという優れた規格を持ちながらISO9000、ISO16000等でわが国の産業界が振り回されている現状を見れば、わが国の産業技術「もの作りの技術」にシステム＝人文社会科学的な視点が欠けていたことが理解できる。

4. 大学における人文社会科学も自然科学も変貌しつつあるとき、21世紀を先導する科学技術が求めている視点に対応出来る教育・研究体制を維持発展しなければならない。現在の国立大学のシステムに多くの問題があるにせよ、総合大学には文系・理系が必要に応じて日常的に、共同研究のプロジェクトを組むことが出来る体制、素地がある。国立大学や総合大学のリストラの視点の重要な課題の一つは、いかにして理工系と文系の融合を図り、総合的な教育・研究を進展させ、21世紀を展望した社会の要請に応えるかにある。国立大学においても「学部自治」の強い壁は破られつつある。今、あらゆる学問・技術の研究分野で人文社会科学と自然科学の融合・協力の方策が模索され、少しずつではあるがその体制が整えられつつある。このような体制の整備には、まず、人文社会科学系、自然科学系とも同じ学部・研究科組織を持ち、同じ設置形態(国立機関)であり、程度の差はあっても同じ土俵で、平等に研究資金を得る体制に裏付けられていることが重要である。現在でも、大学の研究室と私企業との間とで真に有効な共同研究体制を組むことが如何に多くの労力が必要で、大変であるかを考えると、異なった組織形態での人文社会科学と自然科学との連携・融合はさらに困難となることが予想され、そのような試みをする余力は現在の大学にはないであろう。

とすれば、今、大学の人文社会科学系と自然科学系で設置形態を変えることは、国立大学という機構の中で生まれつつある、人文社会科学と自然科学の連携・融合という機運を改革という名の下に阻害するものであり、21世紀へ向けての人材の育成、新産業創生への必要な技術の開発にとって重要な教育・研究の基本体制が崩れることになり、これは、国家的に非常なマイナスであり、国家が求めている技術革新・求めている創造的人材像との方向と逆行する。

このような観点に立った、教育・研究が他の研究所や民間研究所等で国立大学で現在模索されているより、有効に、かつ活発に行われているかといえば、疑問視せざるを得ないのが現状である。ある意味では、ここに国立大学の特に総合大学として果たすべき重要な使命がある。

現在の国立大学という形態は、また学部自治の強いわが国の総合大学には問題があるにせよ、国立大学という形態を維持しつつ、学問・研究の発展を見極めつつ改革を行うことこそ、財政的にも社会的にも最も近道であり、経済的である。国立大学という設置形態を改め、ゼロから人文社会科学と自然科学が連携した研究環境を構築するには多大な資金の投入と労力を必要とし、その財政的な負担は莫大なものとなろう。

しかし、一方、そのための国立大学のリストラは大学人に課せられた大きな責務であることは当然である。

5. 教育は「国家百年の計」といわれる。産業界の短兵急な、目先の議論や、行政改革会議の近時の財政問題（現在わが国の財政状況は危機的であることは認識するが、わが国の経済状況が活性化すれば財政問題はなくなるのではないか）のみにとらわれた改革が如何に危険で国家の存立を危うくするか、国大協としてはっきりものを言うべきである。

「この種の誤りは身近に幾つも挙げる事が出来る。基礎医学における免疫学、ウイルス学などの発展の陰に隠れて、大学での「細菌学」がともすれば軽視され、現在のO157事件等で「細菌の逆襲」と警鐘が鳴らされており、化学の分野でも戦後、錯体化学の発展の陰でかつての無機化学の講座がなくなり、セラミックス工業の新たな世界的な展開時に無機化学の研究者がほとんどいなくなったこと等の例は多数存在する。」

今回の「まず国立大学の設置形態を変える」という短兵急な改革は非常に危険であり、その影響はこのような個々の分野の問題ではなく体制そのものの問題であり、一度破壊された体制を再構築するには莫大なエネルギーと費用と多くの時間が必要となることを認識すべきである。

(野村 浩康)

## 5. 国立大学が果たしている役割

現在の国立大学に対する諸批判はそれぞれ聞くべきものが少なくないとはいえ、実はそれを列挙して具体的に検討してみると、誤解に基づく点も少なくない。あるいは誤解でなければ、非常に限られた側面からみた局部的な批判が多いともいえよう。そうした批判の多くは、敷衍してみれば結局は互いに矛盾する点も少なくない。国立大学というシステムの効率性、有効性が問われているとしても、あくまで現実をトータルに正確に把握し、国立大学の役割を評価したうえで、その改革の方向が議論されねばならない。

現在の国立大学が果たしている役割については次の2点が重要である。第1は、わが国の学術研究の中核としての機能である。市場機構が必ずしもそのままでは達成し得ない、教育研究の質の保持向上に国立大学は大きな役割を果たしてきた。第2は、教育機会の均等の達成である。機会均等よりも個人的な責任を原則として社会のルールを再構築しようとする志向が生じているのは理由のないことではないが、そうであればあるほど、自由と責任の基礎となる能力を身につける教育機会については、なおさら均等が保証される必要が大きい。

以下ではそうした視点から、現在の国立大学が果たしている役割を確認する。

### 1. 学術研究・教育の中核としての国立大学

#### (1) 学術研究の中核としての役割

国立大学は日本の学術研究の中心として大きな役割を果たしてきた。その役割の規模をまず確認しておきたい。

研究活動を大学の設置形態別に体系的に評価することは必ずしも容易ではない。そうし

た観点から一つ着目されるのは、科学研究費補助金の配分状況である。科学研究費補助金は、常に高い競争の中で、日本学術会議によって選出される選考委員によって選考される。科学研究費補助金を受給した研究グループの代表者は大まかにはわが国の学術研究を中心的に担っている研究者とみなすことができよう。その所属別の分布を集計すると、国立大学所属研究者は、分野別にみれば6～8割を受給しており、全領域では7割強を受け取っていることがわかった。実際に国立大学において先端の研究が行われ、またそうした人材が集中していることを示している。

同様の事実は、主要学術雑誌に掲載された論文の著者名を、その所属機関別に分類しても確認される。学術情報センターの学術論文データベースから、主要学術雑誌の著者の所属別に論文数を集計した。その結果をみると、国立大学所属の教員は、全著者の5～8割を占めているのである。特に商業利用にすぐ結び付かない、基礎的分野で国立大学所属研究者の生産が中核的な役割を占めていることがわかる。また主要な研究者の間で、学術賞を受賞した者の数を集計すると、国立大学に所属する教員が8割強を占めている。

日本の学術的研究活動の、ほぼ7～8割が、国立大学出身者あるいは国立大学在学者によって担われており、しかも高度なものほど、その構成比が高く、これは必ずしも理科系の分野にかぎらないことが確認される。

## (2) 教育

国立大学は日本の大学教育の内容を支えるうえでも大きな役割を果たしている。まずそれは教員の養成にあらわれている。研究者データベースから、日本の高等教育機関に在籍する教員の出身大学最終学歴を集計すると、全体としては64%が国立大学の出身者であり、特に4年制大学では66%に達する。日本の大学教員の3分2は国立大学によって養成されている。また学位別にみれば博士号をもつ者のみをとってみると、75%に達する。こうした機能を通じて、学部教育の内容に一定のスタンダードを形成してきたといえる。日本の国立大学はこうした形で、日本の学部教育をその内容の面から支えている。

いま諸大学で一見斬新な試みが行われていることが報道機関に取り上げられており、それらが大学の将来を探るための試行として重要な意味をもっていることはいうまでもない。そうした点において、国立大学は革新的な試みが少なく改革に消極的であるかのような報道がなされることがあり、それが国立大学が立ち後れているような印象を一部に与えている。しかし実質的には国立大学での改革への試行は様々な点で行われている。あえて学部教育の質そのものを客観的にとらえたとすれば、たとえば大学院進学率は一つの指標と考えることができよう。ほとんどの大学で大学院は学力試験で入学を決定しており、それが出身学部の教育の質を示すものとみることができる。それを「学校基本調査」から集計すると、圧倒的に国立大学で高い。理学系の学部では、国立4割強であり、これは特に工学、理学といった大学院修士課程への進学が一般化しつつある分野で特に顕著だが、文学部等でも明らかであり、大学院進学率が一般に低い社会科学系の分野でもその差は存在する。

このような事実は、私立大学の教育の質が国立のそれに比べて、より低いことを必ずしも示すものではない。むしろ私立大学と国立大学では全体としてその学部教育に果たす役割、あるいは学部教育の性質が異なることを示すものと考えられる。しかしそうした国立大学の役割は日本の高等教育全体の質を支えるうえで、不可欠のものであるといえよう。

(3) 現状と問題

わが国の学術研究が、先進諸国のそれと比べて、相対的なお立ち後れている部分が多いことは事実である。しかし学術研究には長い蓄積が必要であり、そうした意味では日本の学術研究は短い期間にむしろ着実に進展してきたし、現在もさらに発展している。しかもこれまで先進諸国に比べて、高等教育に投入されてきた社会的資源は決して高水準ではなかった。むしろ限られた資源の中で日本の高等教育はきわめて高い効率性を示したのであって、そうしたパフォーマンスの中核を担ってきたのが国立大学であるともいえる。このような国立大学のパフォーマンスは、具体的には構成員によっているわけだが、それだけではなく、それぞれの国立大学の組織に蓄積されてきている。しかもそうした組織は、講座制あるいは学科目制と、それに対応する予算制度によって支えられてきた。基本的には、既存の組織に、新しい社会の要求に対応した専門領域を、概算要求の過程をつうじて加え、その基本的な活動を予算のうえで自動的に支える、というメカニズムである。それが、一定の基礎的分野の長期的な発展を保障するとともに、新しい社会的な要求への対応をうながす機能をもってきたことは事実である。何らかの変革が必要としても、こうした現在のパフォーマンスを低めないことが要求される。

2. 教育機会均等を保証するものとしての国立大学

社会的機会の均等を保証することは、市場の機能だけでは保証されるものではない。国立大学の存在理由の一つは、大学進学についての出身家庭の所得による制約を軽減することにあった。

(1) 所得による障壁の除去

まず家庭所得による制約を軽減するという観点から、国立大学の授業料は私立大学より低く設定されてきた。これに対して、東京大学あるいは京都大学の学生について、家庭所得が高いことが報道されてきた。これから国立大学の学生の家庭が一般に高所得であるという印象が生まれ、国立大学に国庫からの補助が行われているのは、むしろ相対的に高所得の家庭への補助、いわば所得の逆再分配をもたらしている、という意味で不公正である、という議論をも生んできた。

しかし「学生生活調査」(1994年)によって、所得階層別の進学率を推計すると国立大学の学生は明らかに低所得に偏っている。特に三大都市圏以外の地域にある国立大学の学生は、下から第1、第2の五分位階層の出身者が多いことが明らかである。また同じく「学生生活調査」(1991年)の再分析によれば、東京で私立大学に自宅から通学する学生の出身家庭の5割は家庭所得が1000万円を越えており、2割は1500万円を越えていたが、地方の国立大学の自宅通学者では家庭所得が1000万円を越える者は2割しかなく、500万円を下回る者が3割に達していた。しかもこうした傾向は女子においてさらに著しい。また県別の大学進学率を、県民所得と相関させて分析すると、私立大学の進学率は県民所得と正の相関関係があるのに対して、国立大学の進学率は県民所得と明らかな負の相関関係を示す。所得の低い県ほど、国立大学への進学率が高いのである。

一部の国立大学で学生の出身家庭の所得が高いことが報道されているが、国立大学全体としてみれば、家庭所得は私立大学より明確に低いこと、特に地方国立大学においては、かなり低い所得の学生が入学しており、一定の能力のある学生にとっての、高等教育機会のセーフティブランケットとなっていることが、以上から確認される。国立大学は、特に

地方において所得が相対的に低い家庭に対して重要な進学機会を与えているのである。

## (2) 学科別の進学機会

同時に重要なのは、国立大学は専攻の別に関わらず授業料を一定に保っていることによって、大学での勉学の選択の際に家庭所得が反映することを妨げている点である。

特に医学部の入学については、一般に入学時の一時金はきわめて高額になっており、そのために出身家庭は高所得者に限られ、また職業の面からは医師が多数を占めていることはよく知られている。これに対して国立大学の医学部の出身家庭ははるかに多様になっている。これは若者の将来の選択の機会均等という観点から重要であることはいまでもないが、同時に医療制度自体を固定化することを防ぐという意味で重要であるといわねばならない。

また工学部、理学部についても、その教育コストをそのまま授業料に反映しなければならないとすれば、授業料を他学部比べて高く設定しなければならない。しかし自然科学や工学の学習は特に時間を要するために在学中のアルバイトも困難であり、卒業後にも必ずしもよい待遇の職業が保証されているとは限らない。国立大学においては他学部比べて授業料に格差がつけられていないことによって、高校卒業生がこうした分野の選択を妨げられず、広い階層の進学が保証されてきたことは事実である。またこうしたメカニズムによって優秀な理工系の学生が誘導され、日本の工業化の担い手が形成されてきたという歴史的背景をも忘れることができない。

## (3) 現状と問題

このように、国立大学の授業料が比較的に低水準に設定され、また専門領域による差がなく、また国立大学が地域的に均一に配置されていることが、社会的機会を均等化し、ひいては市場メカニズムでは制約を生じる分野に、優秀な人材を導入するルートを形成してきた。ただしそれを認めるとしても、国立大学と私立大学との現在の格差はやはり不公正である、という批判はありえるであろう。また国立大学が、必ずしも必要のない層にまで補助を与える結果を生じている側面があることも事実である。

しかしここで確認しておかねばならないのは、機会均等の実現はそれ自体、重要な社会目標である、という点である。日本の社会では高等教育機会に関しては、進学意欲が高いことから、機会均等の達成が主要な問題となりにくい傾向があった。しかし新しい知識社会においては、高等教育の機会均等は社会の正当性自体を支える基盤としてきわめて重要となる。私立大学への進学者を含めて機会の均等度を高めていくことこそが課題とされねばならない。

そのためには、直接的な機関補助ではなく、奨学金による間接補助のほうが望ましいという議論があり、それはその限りでは説得的な側面をもっている。しかし少なくとも現在の奨学金制度は、大学生の14%程度をカバーするものにすぎない。現在の国立大学が果たしている機会均等上の機能を代替するには、奨学金貸し付け件数を現在の少なくとも数倍の規模とすることが必要となろう。そうした改革を実現するためには、一般会計の負担を相当な規模で増額し、また奨学金貸与機関の組織もそれに応じて拡大することが必要になる。そうした方向での改革は、少なくとも現在の行政改革の動きとは、むしろ真つ向から対立するものであることはいまでもないし、その意味で実現する保証はあるとはいえない。長期的にはそうした改革が望ましいとしても、将来の不確実な改革を根拠に、現在

の国立大学の機能を崩壊させることは許されないであろう。

#### 結 論

以上の議論は、国立大学のあり方に再検討が必要であることを否定するものではない。むしろ現在の国立大学の機能が重要であればあるほど、それをさらに発展させるためにも、あるべき姿を再検討する作業が重要になる。しかし同時に、現在の国立大学が果たしている役割が、明確に代替され、さらにそれが改善されることが、どのような改革にとっても不可欠の条件となるべきことはいうまでもない。それを無視して、ただ概念上の改革を導入するなら、日本の社会の将来にとって取り返しのつかない誤りを犯すことになる。

（金子 元久）

#### 6. 国立大学と地域 —教員養成大学の問題も含めて—

ここでは国立大学と地域社会との関係を中心にコメントすることとしたい。それは当然のこととして、教員養成大学の在り方が関係してくるとともに、さらには戦後新たに導入された「一県一国立大学方式」をめぐる評価とも関係してくる。国立大学システムがこれまでに果たしてきた役割は大きい。それは教育機会の地理的均等化、「国家的見地からみて必要な人材の計画的安定的供給（医師、教員、技術者など。今後は福祉従事者、医療従事者などが加わるであろう）、私学セクターには負担困難な分野の研究促進（医、理工系学部など）などにみることができる。しかしながら、これらの機能が未来永劫にわたって国立大学システムでなければ果たせないとするには、留保が必要である。この問題は常に大学を取りまく環境の変化のなかで、吟味すべき課題である。

「一県一国立大学方式」は、戦前の日本に顕著であった高等教育機会の地域的不均衡を是正する上で効果的であったと評価されているが、その反面、高等教育機会の地理的均等化の実現に対しては、国よりもむしろ地方自治体の方がよりセンシティブに感応できる立場にある事実を指摘しておく必要がある。特に地域経済、地場産業との連携、人材の供給、地域社会からのニーズの吸い上げなどの点では、「国立大学」よりは「都道府県立大学」のほうが効果が大きく、責任ある大学運営が可能であろう。昨今における県立大学の創設ブームの背後には、地元国立大学が地元社会のニーズを十分反映してこなかった（できなかった）ことに、その原因の一端がある。たとえ国立大学という設置形態を変えなくとも、大学運営に地域社会のニーズを反映できる運営形態を工夫する必要があるであろう。

これまで全国各地で、地方自治体側からも国立大学側からも、双方の連携を模索する試みがなされてきたが、地方財政再建特例法の制約に阻まれて、その連携が実らなかったことを想起する必要がある。たとえば、学部・学科の創設・転換などに際して、地域社会のニーズを反映させるとか、研究機関の設置などの際に地場産業との連携を図るとか、国立大学に社会人再教育の機能を付加・強化するとか、これらの事業はいずれも都道府県にとっては強い関心の対象であるとともに、投資対象ともなりうるものである。「一県一国立大学方式」は単に教育機会の均等化実現のための手段としてだけでなく、国立大学と地域社会との機能的な連携を強化する方式と考えるべきであろう。

地域開発、地域経済の振興のためには、一定の知的資源の集積が不可欠である。大学は研究人材、研究情報、研究資源の集積場として、地域開発、地域経済振興上の拠点としての役割を期待されている。しかしながら、私学システムだけに依存しては、これらの需要に応じきれない地域が、この日本には存在することに留意する必要があるであろう。政策的な地域開発、地域

経済振興を要する地域に私学が進出して行かないことは、現実が雄弁に物語っており、そのような地域においては、公的セクターが私的セクターに代わってその役割を演じる必要がある。その場合、同じ公的セクターのなかでも、中央政府と地方自治体とを比較した場合、地方自治体が権限と責任を持った方が、地域密着型の運営が可能であろう。ただし、それは両者の協力方式を排除するものではなく、地域ごとに工夫をこらせるだけの弾力性を大学に持たせるべきであろう。

出生数の減少とともに、今後とも長期にわたって教員需要が減少することは確実であり、その意味で、教員養成大学・学部の卒業生が教員に就職できる可能性は、今後ますます減少する。そのため、すでに多くの教員養成大学・学部の転換（たとえばゼロ免コースの設置）が行われてきている。ただ注意すべきことは、教員需要は減少することはあっても、ゼロになることはあり得ない、という事実である。今後とも従来どおり、一定量の教員を安定的に供給できる体制を確保しておくことが必要である。おそらく全ての都道府県に最低一つの教員養成大学・学部を設置している現行制度は、依然として必要であろう。それぞれの都道府県ごとに、教員の安定的供給を可能にする規模の教員養成コースを残しつつ、その反面では教員の過剰供給を回避するための改組・転換が必要であろう。問題は、その改組・転換のさせ方である。

これまでの方式では、文部省（大蔵省）と個別大学との個別交渉のなかで、改組・転換の方向が選択されてきたが、果たしてそれで十分なのだろうか（もちろん、その背後にある多面的な検討を無視するつもりはないが）。教員需要の将来動向が各都道府県によって異なっていること、さらには、教員養成コース定員の一部を割いて新たなコースを設定する際には、地域社会の人材需要動向にセンシティブな責任機関が主体性を持つことが必要であることなどを考慮した場合、中央政府、地方自治体、地元産業界などの代表を含んだ計画委員会が必要であり、改組・転換後においては、これらの機関が運営面でも財政面でも責任と権限を持つべきであろう。国立大学関係者の間では、中央政府だけが安定した研究資金の源泉とみなされているが、中央政府が100近くの国立大学に経費を配分する場合、多少の重点配分、傾斜配分を盛り込むとしても、結局のところ、学生数、教員数に応じた均等配分しかとれないであろう。つまりそれだけ大学間に健全な競争関係を作り出すことは困難であろう。それに対して地方自治体は地元大学に対して強い関心をもっており、その投資効果を直接感知する立場に置かれている。さらには地元産業と地元大学との媒介機関として機能することに強い関心をもつ立場に置かれている。これまでの国立大学は、中央政府からの研究投資があったから、研究活動を継続できたのであり、このことは将来においても変わることはあるまい。

最近の議論のなかで、「民営化」（その内容は依然として不明確であるが）に対して、国立大学の間で強い警戒心が見られるのは、「民営化」によって中央政府からの研究投資が消滅することを警戒してのことと思われる。しかし、「民営化」と「国家活動としての研究投資」とは矛盾するものではなく、両立可能である。むしろ今後の科学技術開発を考えたならば、科学技術研究開発面での国家投資の役割は益々増大するとみるべきであろう。特に最近の科学技術開発面での国際競争の激化をみた場合、「国家活動としての研究投資」はその重要度を増すとみるべきであろう。したがって、国立大学の「民営化」によって、中央政府が研究開発費負担から免除されるとみるのは、国側の錯覚であり、研究資金の消滅を恐れるのは大学側の錯覚であろう。もともと学術研究、芸術、文化活動などの活動は、独立採算には馴染まず、国家あるいはそれにかわる機関の財政的支援の上に成り立ってきた。また国家の側からみれば、近代国家



としての威信を維持し、内外に向かって文化的なアイデンティティを主張する手段として、市場メカニズムに依存することなく、国家活動の一環としてこれらの活動を支援推進してきた。現在では近代国家という枠組みそのものが吟味の対象に据えられていることは一面の事実であるが、その反面、最近のグローバリゼーション過程の進行は学術上の国際競争の激化、文化的多様性に対する今まで以上の強調に見られるように、国家的イニシアティブの必要性が高まってきていることを見逃すべきではなかろう。

もともと先進国のなかで日本は、公財政支出のなかで高等教育費の占める比率が目立って低い国とされてきた。それは主として私立大学の犠牲の上に成り立っていた。国立大学はさまざまな不満はあるとしても、私立大学よりもはるかに恵まれた環境にあったことは否定しがたい。したがって、もし「民営化」に対する反対論が、「国立大学の特権」（もしくは既得権）のもとになされるとしたら、広い支持を受けることは困難であろう。私立大学を含めた高等教育全般の質的水準向上が現下の課題という認識が必要であろう。そのためには公財政支出に対する高等教育費の比率を国際水準並みに引き上げることが必要であり、それには国公私の協調が必要であろう。さらにそのためには、市場原理、民営化、競争原理の有効性を認めつつも、医療、福祉、教育、学術、芸術などの分野では、公的支援、公的介入が不可欠であることを主張し続けるべきであろう。

（潮木 守一）

## 7. 国立大学における意思決定の在り方と学長のリーダーシップ

大学改革をさまざまに進めてきた国立大学は、いま改めて抜本的な転換を迫られている。それは単にわが国における財政の危機や国・公・私立大学間の格差是正といった要請からのみではないであろう。わが国の国立大学、行政当局および立法府が厳しい世論に積極的に対応しつつ一致協力して21世紀の高等教育の方向性と大学像を早急に構想し、自らの意思と責任において国立大学の改造を実行し、同時に国際的競争力を十分に備えた国立大学の実現を図るという観点からも論じられなければならない。

そのためには、国立大学の積年の病弊をより一層切開し、制度の改革や運用面での弾力化にさらに積極的に取り組まなければならないであろう。こうした前提で、ここでは、「国立大学における意思決定の在り方と学長のリーダーシップ」について検討してみたい。

### 1. 意思決定機構（教授会）の問題点

多くの国立大学においては、学部自治の伝統のもとで、大学における人事、予算、組織などの重要事項の決定が学部教授会に全面的に委ねられている。そして教授会構成員は、その身分を国家公務員法や教育公務員特例法によって保護されている。

このような条件の下にあって、教授会は今日、自治に名を借りた一種の「聖域」ないしは「緩衝地帯」になっているケースが多く、きわめて閉鎖的で自己完結的な意思決定機構に墮しているといえよう。こうした環境において教授会は、しばしば非現実的、非社会的、非国際的な論議を繰り返す場になっている。

全般的にいえば、ダイナミックな創造性よりも個別的で瑣末な既得権益の擁護に走りがちであり、したがって、大学の発展や社会貢献のための政策形成能力に欠けている。

その一方で教授会は、多くの場合、直接民主主義の風潮になじみ過ぎてきたために、代議制ないしは代表民主主義の機能を十全にはもち得ず、長時間の会議の繰り返し、議論の重複ばかりが顕著であって、時宜にかなった機動的な意思決定ができない。

最終的な意思決定が多数決によるため、その合意はしばしば妥協の産物であったり、ミニマム合意である場合が多く、もっとも必要な意思決定を成し得ない体質を教授会は本来的にもっている。

以上のような教授会自治に基づく意思決定の在り方は、もはや時代錯誤的であるばかりか、国際的な大学運営の基準に照らしても問題が多い。学長ないしは学長を中心にした責任集団が国立大学の意思決定により直接的にかかわる体制を早急に構築すべきであろう。

## 2. 意思集約機構(評議会)の問題点

大学の意思集約機構である評議会は、原則として、大学の最高意思決定機関である。しかし、現実には、各学部や研究機関の利益代表の集合体である場合が多く、一種の勢力均衡体系のもとで、現状変革よりも現状維持が重視されやすい体質を組織論的にも有している。

こうした体質の下で評議会はしばしば、先見性、発見性への抑圧機関になりがちである。評議会は、利益代表の集まりであるためか、全学的な視野とビジョンに欠けることになりがちであり、学長のリーダーシップと抵触する場面も多い。

以上のような体質を有しがちな評議会が、国立大学の最高意思決定機構であることには大きな問題があり、ここでも学長のリーダーシップがより一層発揮されるべきであろう。

## 3. 学長のリーダーシップの問題点とその改善の方策

国立大学の学長は、新規設置の場合を除き、選挙によって選ばれた機関の長であり、最高責任者である。にもかかわらず、一般の機関や組織の長とは決定的に異なって、その重い責任と過大な負担に比し、きわめて限られた裁量権しかもっていない。教職員に対する人事権や大学の予算執行に関する学長の権限がないことも、学長のリーダーシップを根本的に制約している。

その一方で、学長はしばしば全学的見地を欠く各部局長の意向を顧慮せざるを得ず、また制度上、文部省の管轄下にある大学職員の意向も無視できないシステムになっている。学長の置かれているこのような環境からすれば、学長は大学の象徴ないしは名誉職としてあるべきかと思われて当然であろうが、実際には学長は、書類上の決裁、会議の議長や統括、学外諸機関や同窓会との関係など、すべての責任と負担を一身に負っており(とくに単科大学の場合はそうである)、大学運営や大学の自己改造にとって、学長のリーダーシップは不可欠である。

国立大学の在り方の抜本的見直し、わが国の大学の国際競争力の強化という当面の課題の遂行に当たっては、学長のリーダーシップを強化するための法的な整備や見直しが必要であろうが、この場合のリーダーシップの強化とは、いわゆるワンマン体制や学長独裁を意図するものではなく、何よりもまず国立大学を広く社会に開放し、さまざまな刺激や競争原理を大学に導入することが差し迫って必要であろう。

この点では、学外の一定の第三者評価委員会による全国立大学評価の年度毎の一律公表、卒業生・在学生による大学評価・教官評価の実行、大学における情報公開の促進、教職員の任期制の一律的もしくは選択的導入などが、いずれも国立大学を社会に開くという点で必要であるばかりか、学長のリーダーシップの当面の強化にもつながるであろう。

学長のリーダーシップの強化に関しては、将来の課題として、学長選出方法の改善、たとえば学長立候補制の導入、大学職員の学長選挙への参加などについても検討すべきであろう。

わが国の大学の国際競争力を高め、国際化を図るための一環としてのみならず、学長のリー



ダーシップを強化するためにも、国際化に対応し得る外国語能力（とくに英語力）を備えた大学職員を国立大学は大量に確保すべきであり、職員の任用に際しては、この点にとくに留意すべきであろう。

さらに、学長のリーダーシップの当面の強化に関しては、臨時定員返還、定員削減計画、任期制導入、情報公開などの目前の諸課題において学長の裁量権を拡大するための運用上の工夫をすべきであろう。

これらの改善に際し、個々の学長の役割は制度的にも組織的にも限定があるだけに、国立大学協会が果たすべき使命は大きい。国立大学協会が全体として改善策を提案し、実行してゆくべきであり、国大協の役割はさらに強化されねばならない。

(中嶋 嶺雄)

## 8. 現在の予算の在り方、単年度制度の問題点、予算・会計の問題点

はじめに

周知のように、国立大学やその附属病院の管理運営費、研究教育経費、施設整備費等は一般会計から区分された国立学校特別会計において経理されているが、この国立学校特別会計の歳出予算に対しては、その予算執行にあまりに制約が強いため、研究教育や診療の発展が妨げられているとの不満・批判が絶えない。確かに、国立学校および附属病院における予算の編成、執行および決算には法律等に基づいてさぞぎまな制約が加えられており、そうした厳しい財務統制（組織、定員を含む）が創造的で長期的な研究教育または診療の遂行に大きな制約条件となっているのは否定できない。

しかし、国立学校特別会計歳入予算の大半を占める一般会計財源（一般会計からの繰入）は委任経理金ではないし、国立学校・附属病院の保有資金でもない。文部省、大蔵省の保有資金ですらない。一般会計財源の源泉が法律に基づいて強制的に納税者から徴収された資金であること、そして、予算執行の統制と裁量性との緊張関係は常に存在するが、納税者（議会）による予算執行への財務統制が民主主義の根幹であることを忘れてはならない。一般会計財源に多くを依存する以上、研究教育や診療のための使用といえども、予算執行の時期や目的に関する自由度が納税者の承認する範囲内に限定されるのもやむをえないのである。

### 1. 憲法・財政法・会計法による財務統制

第二次大戦後、新たに制定された憲法、財政法、会計法等による財務統制の整備、すなわち、予算編成、予算執行および決算に関する財政制度の整備は一般に財政民主主義と呼ばれており、その基本は財政処理（支出、租税、起債等の原則と手続き）の国会議決主義と会計検査院の決算検査におかれた。

そうした財務統制の一つに、「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない」、あるいは、「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない」といういわゆる単年度原則（厳密な用語ではないが）があり、会計年度も「毎年4月1日から翌年3月31日まで」と定められている。

予算（政府の行動計画）および決算（行動計画の実績評価）の時間的な単位がなぜ一会計年度なのか。むろん、合理的で厳密な根拠はない。財務統制上の便宜というべきであろう。言うまでもなく、国の行政機関が行う事業が常に一会計年度で完結するわけではないが、財務統制上は一定の期間を区切り、事業の進捗状況や予算の執行状況をチェックする以外にない。ゴーイング・コンサーンである企業が事業年度を定め、事業年度の損益計算書と貸借対

照表を公表して、定期的に株主の評価を仰ぐ仕組みと同じといえよう。

会計年度の定めは財務統制上の便宜であるから、行政機関の事業計画・執行と単年度原則との間には当然軋轢が生じる。それを回避するために例外的に定められているのが、いわゆる多年度予算制度であり、具体的には、繰越明許費、継続費および国庫債務負担行為が法律で認められている。繰越明許費とは、「歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる」ものであり、実際、平成8年度の国立学校特別会計予算では、受託研究の研究費・謝金・旅費、施設整備費および特別施設整備費が繰越明許費として承認されている。

また、継続費と国庫債務負担行為は工事、製造等の完成に数年度を要する事業に用いられるもので、平成8年度の国立学校特別会計予算では、科学衛星打ち上げロケット製作費(校費)と施設整備費が国庫債務負担行為(3箇年度)として承認されている。

しかし、この多年度予算制度は施設整備や船舶建造を除けば例外的な規定であり、しかも、実際に歳出の支出を必要とする場合は国会議決を経なければならないから、予算の編成と執行はあくまでも単年度が原則であり、前述のように、その根拠は納税者(議会)による行政機関の定期的な財務統制にある。

単年度原則と並んで不満が強い予算執行の制約は予算の目的外使用、とりわけ、流用(使途別支出である給与、旅費、校費等の目的外使用)が原則として禁止されていることであろう。例外的には流用も認められているが、大蔵大臣の承認と金額および理由の決算報告への記載が必要であるため、そう簡単にはできない。これも、行政機関の行動計画が目的別および使途別の予算使用計画として議会の承認を経ている以上、予算執行への必要な財務統制といえよう。

この他、予算の成立から予算の執行に到る一連の手続きのため、予算の執行が迅速に行えないという不満も大きい。確かに、予算が成立しても、①内閣は国会議決に従って各省庁の長に所管予算を配賦する。②各省庁の長は配賦された予算に基づいて支払計画を作成して大蔵大臣に送付する。③大蔵大臣は支払計画の承認に関する方針を作成して閣議決定を経る、という手続きが必要であり、歳出予算の支出は支払計画の決定に基づいて可能となるため、国立学校等の末端の行政機関が実際に予算執行に着手できるのは、予算成立時点からかなり遅れることになる。ここにも、予算執行の適正さを重視する納税者の立場が明確にされている。

## 2. 国立学校特別会計の設置

第二次大戦前、国立大学(帝国大学)は「帝国大学特別会計」において経理・運営されていたが、戦後、この特別会計は廃止され、「国立学校特別会計」として復活したのは昭和39年度であった。納税者(議会)による財務統制の便宜を考慮すれば、国の会計制度はできるだけ単一であること、つまり、「一般会計」一本であることが望ましいが、「国が特定の事業、特定の資金保有・運用を行う場合、その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り」、法律を以て特別会計の設置が認められている。

国立学校特別会計の場合は、「国立学校特別会計法」によれば、特別会計の設置目的は「国立学校の充実に資するとともに、その経理を明確にするため」とされており、その根拠は授

業料・入学検定料と附属病院収入という特定の歳入にあったと考えられるが、これら特定収入の国立学校特別会計歳入総額に占める割合は平成8年度予算で30%程度である。

一般会計から区分される特別会計には、特別会計の設置目的や事業内容に応じて、固有の財務統制の仕組みが特別会計法で定められている。国立学校特別会計に即していえば、①附属病院の施設費を支弁するために必要な長期の借入金、②支払上現金に不足がある場合の一時借入金および国庫余裕金繰替使用、③決算剰余金の積立金への積み立て、④奨学目的寄付金の受入と国立学校長への委任経理、⑤平成4年度の「特別施設整備資金」の設置等であり、いずれも国立学校での研究教育活動や附属病院での診療行為に配慮して、財務統制がある程度は弾力化されているのである。

さらに、予算の一部である特別会計予算総則によって、国立学校特別会計には「附属病院収入その他収入の増加により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加金額を限度として、当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費を増額することができる」という「歳入歳出予算の弾力条項」という特例措置が認められている。

以上のように、納税者（議会）による財務統制の範囲内とはいえ、国立学校特別会計には、研究教育や診療という営みの特性に応じた一定の弾力措置が設けられている。

### 3. 会計検査院の大学病院財務の改善勧告

会計検査院の「平成4年度決算報告」は文部省所管予算の「意見を表示し又は処置を要求した事項」として、国立大学の附属病院における医薬品の予算執行を適切に行うよう是正改善の処置を要求した。会計検査院の指摘によれば、患者の診療に使用するため年度内に納入された医薬品、検査用試薬及び医療材料等の代金が年度を越えて翌年度又は翌々年度において支払われている事態が全国13大学病院で約82億円に上っているとのことであった。

要するに、予算の示達額を超える購入代金の部分が年度を越えて会計処理されていたのであるが、このような場合は予算総則の弾力条項や補正予算の編成によって対処されるのが原則であり、示達額を超える支出負担行為（契約・発注）と年度越処理は適正な財務統制に反するものと指摘されたのである。

会計検査院の決算報告は、重傷・難症患者が多い大学病院には多種多様な検査や治療効果の高い高額な新薬等が多数必要なため、医薬品費等の増高が避けられないことなど予算執行を図る上での調整等に困難な事情があることは認めつつ、年度越処理が多発した主な原因は次のような予算執行の慣例にあると判断したのである。すなわち、①年度途中における薬品・材料等の購入実績が適時、適切に把握されないまま、従来からの慣例に依存して、診療科の購入要求に基づいて契約・発注がなされるなど、基本的な予算会計上の統制が図られていなかったこと、そして、②予算執行において、薬品・材料等の購入計画、執行残額、収入状況等の大学病院の運営実態が、事務部門等から診療科に十分周知されることなく、診療科において薬品・材料の購入要求がなされていたことである。

会計検査院の決算報告でもっとも興味深い、あるいは、衝撃的なのは、こうした年度越処理の根本的な発生原因、つまり、基本的な予算会計上の統制を疎かにした根因として、「患者診療がすべてに優先する」という大学病院の考え方を指摘したことであろう。「患者診療」を「研究教育」に言い換えれば、会計検査院の指摘の深刻さが国立大学の全スタッフにも理解できるはずである。

### 4. 財務統制の意義と問題点

予算の編成、執行および決算に関する財務統制の本質は、納税者たる国民が行政機関（行政府）に財政処理の情報公開を求め、それに基づいて行政機関の財政処理を監視・統制することにある、その財務統制の原則が憲法、財政法、会計法等によって構成される財政・会計制度である。そして、この原則的な枠組みの中で、特別会計に関しては、特別会計の設置目的や事業内容に配慮し、財務統制の一部弾力化が図られているものの、国立学校特別会計に即していえば、前述の会計検査院の指摘にみられるように、監視機関である会計検査院と執行機関である大学附属病院との間には、患者診療をめぐる財務統制の評価におおきな隔たりがある。国立大学における研究教育の財務統制についても、事情は全く同じであろう。

基本的な論点は、教育研究や診療という営為と納税者による財務統制との接点を見いだすことができるか否かにあるが、その論点に言及する前に、財務統制以前の問題として、慣行的な予算編成方法、いわゆる増分主義的な予算編成の弊害に言及しておく必要がある。

すなわち、一般に財政規模が大きくなるにつれて、予算編成の方法がますます既定予算重視型、そして、縦割り型になっているという問題である。今日では、質量とも膨大な予算要求を能率的に処理するために、すべての予算要求を洗い直す編成方法（ゼロ・ベース型）ではなく、既定予算は尊重し、新規予算要求の査定に重点を絞る予算編成方法（増分主義）が支配的になっているが、こうした既定予算重視型の予算編成方法が予算配分の硬直性・画一化、行政機関の縦割り体制、年度内予算消化のための浪費といった弊害を招いていることはつとに指摘されているとおりである。

そこで、本題に戻り、国立学校特別会計の財務統制をめぐる基本的な論点は、前述のように、教育研究や診療という営為が納税者による財務統制に馴染むか否かにある。ここで、重要な点は納税者による財務統制には、行政機関の財政処理の自由度を制限する制約面と、行政機関に一定の予算（たとえば、教官・学生当積算校費等のように）を配分する保証面という表裏一体の二つの側面があり、両者を都合よく分離することはできないことである。制約面の緩和を求めるならば、保証面の後退は避けられないし、逆に、保証面の維持を求めるならば、制約面は受け入れなければならない。

ただ、今日の基本的な動向は二つの面から、制約面の緩和および保証面の縮小を促す方向にあると考えるべきであろう。一つは高等教育や医療を受ける機会が普及し、今日では研究教育や診療の質・水準が問われていること、もう一つは財政事情の長期的な悪化傾向から、質・水準の実績評価に応じた重点的な予算配分が求められていることである。研究教育や診療の質・水準・つまり、創造性、効率性、消費者主権等が問われ、その実績評価に応じた予算配分が重視されるようになれば、財務統制の制約面は緩和の方向に向かわざるをえず、それに伴って、量的充足を主たる目的とする財務統制の保証面は縮小せざるをえないであろう。

特に、前述のような増分主義的な予算編成方法が支配的な場合には、財務統制の保証面は予算配分の硬直化と画一化、縦割り組織の固定化等を招くもっとも大きな原因となり、時代の要請に応じた新たな領域における研究教育や診療の創造的な発展を妨げる恐れが強い。

財務統制の制約面の緩和を求める方向性には、財務統制の保証面の縮小が伴うため、合意の形成が容易でないのは当然としても、研究教育水準の国際的な競争に直面している国立学校や、もともと厳密な診療計画が立て難い附属病院に、財務統制の保証面はある程度縮小するにしても、財務統制の制約面の大幅な緩和が必要という認識が生まれつつあるのも事実であろう。しかも、前述のような二つの基本的な動向を考慮すれば、財務統制のあり方の見直

しが一部の国立学校や附属病院にとどまるとは思われない。研究教育または診療の創造的な発展という見地から、財務統制のあり方を再検討するのは全国立学校・附属病院の義務と考えるべきであろう。その場合、財務統制の制約面と保証面は不可分の関係にあることを繰り返し強調しておきたい。

(宮島 洋)

## 9. 国立大学附属病院の問題点

国立大学の医学系及び歯学系附属病院の現況での存在意義を述べることが主目的であるが、その主目的を理解し易いよう国立大学附属病院の現況や現在行われている改革の方向についても触れておく。

### 1. 国立大学附属病院の存在意義と現況

- (1) わが国で医学部を有する大学及び医科大学の数と、歯学部を有する大学及び歯科大学の数を合わせると総数108校(医学部と歯学部の両者を有する大学は2校として数えた)に達する。医学系については国立42校(53.2%)、公立8校(10.1%)、私立29校(36.7%)で、国立大学の数が半数をこえる。一方歯学系については国立11校(37.9%)、公立1校(3.5%)、私立17校(58.6%)と私立大学が約60%を占める。両系を合わせると総数108校中、国立大学が53校(49.0%)であり、ほぼ半数を占めている。

医学部あるいは医科大学については一県一校の方針が打ち出されて以来、漸増し、昭和51年度には既に国立大学35校、公立大学8校、私立大学28校に達していたが、その後、さらに国立大学7校、私立大学1校が増設され、無医科大学県は解消されている。そして新しく設置された医科大学では、医学教育は卒前・卒後・生涯教育に一貫性を持たせるべく6年一貫教育が行われている。最近、総合大学でも教養部(医学進学課程が含まれていた)が改組転換され一貫教育を行っているところが多い。

- (2) 国立大学では大都市圏や地方の差なく、また家庭の収入の高低に左右されることなく、学生自身の意志と能力によって、比較的低廉な学費で希望する学部に進むことができるというのが大きな特徴である。医学部も歯学部も例外ではないし、国立大学附属病院がこのような趣旨で入学する学生の臨床実習の場であることはいうまでもない。

医学部や歯学部において、学生は基礎医学・歯学の講義と実習及び臨床医学・歯学の講義をうけるが、医の倫理の理論も学ぶ。病院実習においては学部教育と連動して臨床技術の訓練をうける一方で、患者に接し、医の倫理の実際を経験する。医の倫理の教育は内容により学部と病院で別の教員によって行われるが、多くは同一の教員により医の倫理の理論と実際の両者の教育が行われ、またこれが望ましい姿で、医師となるための人間形成に極めて重要な時間である。従って同一大学内の附属病院は学生の臨床実習と人間教育が同時に行える場として大変重要なものである。

- (3) 国立大学附属病院は大都市圏や地方を問わず、高度かつ先進的医療を供給する施設としてそれぞれの地域の医療の為に役立ち、それぞれの地域で高い信頼を得てきた。臨床研究は医学・医療の発展のために欠くべからざるものであるが、このように伝統に基づく高い信頼があるから臨床研究が可能なのである。患者への適切なインフォームド・コンセントが確立されつつある中で、国立大学附属病院における臨床研究の発展も予想される。
- (4) 国立大学附属病院は優れた診断、治療機器を有し、数多くの専門医師をかかえているため、特定機能病院の指定をうけ高度かつ先進的医療を供給できる施設でもある。また

国立大学附属病院は難病対策、救急医療、災害対策等政策的な医療の拠点として学部教育のみならず、卒後臨床研修は勿論のこと医師生涯教育のために大いに役立ってきた。大都市圏には国立大学以外の大学附属病院や特定機能病院の指定をうけている大規模病院があるが、地方では国立大学附属病院が唯一の特定機能病院であることが多い。大都市圏にある国立大学附属病院も地方の国立大学附属病院も伝統的に周辺の市中病院と関連を持ちつつ、その地方の中心の医療施設として信頼され診療を行ってきた。また国立大学医学部・歯学部及び附属病院のスタッフは都道府県の保健、医療、福祉に関連する数多くの審議会や委員会などの委員長として、あるいは主要メンバーとして要請され活躍している人が多い。医療の中心として、それぞれに土地の人達が国立大学附属病院に対して持つ信頼感、安心感には計り知れないものがある。

- (5) また、国立大学附属病院では大学内にある医学部あるいは短期大学の保健学科(看護学、衛生技術学、放射線技術学など)や看護学科、または看護学部の学生の臨床教育を行っており、学内の歯科技工士学校の実習の場であり、さらに学内及び他大学や専門学校の臨床工学士や理学療法士など医療関係職員養成の実習の役目も引き受けているところが少なくない。
- (6) 国立大学附属病院は近代の医学・医療の発展に呼応して数多く専門診療部門を有し、広い分野の臨床実習が可能で、総合的な臨床実習の場となり、この点において市中の一般病院に比べると学生実習に最も適した病院である。しかし最近の国立大学附属病院には最初から市中病院での臨床実習を予定して病床数を少なく設定してあるところもあり、また市中病院の中の診療部門によっては国立大学附属病院と同等の診療能力を有するところもある。一方、国立大学附属病院には老人保健施設、特別養護老人ホームはなく、在宅介護センターなどもないところが多い。従ってこの方面の臨床実習については市中病院にお願いしており、大学によっては今お願いしつつある。

このように市中病院の指導医の方々と相談し学外での臨床実習を施行している大学が多いが問題点も多い。現在のような少額の補助金ではなく、もっと多額の教育協力の謝金を病院へ交付して貰うこと、市中病院での指導医に従来の如き非常勤講師でなく、21世紀医学・医療懇談会で提案されている「臨床教授」の称号は勿論のこと、これにある程度の給与を加えることなどがある。しかしもっと大きな問題は市中病院の指導医の人達の時間的余裕の少ないことである。現在、日本の医療経済は厳しくなる一方で、病院勤務の医師には常に働け、働け、収入をあげるようにと強力な力が働いている。このような状況下では、意欲を持って学生実習を引き受けて頂いているものの、市中病院での学生実習は病院収入については邪魔になりこそすれ収入増につながることはない。将来を考え、今日のわが国の財政状況をふまえ、残念ながら大学附属病院で可能な臨床実習はできるだけ大学附属病院内で行う計画が必要である。またそれだけに大学附属病院での臨床教育の充実をはからねばならない。

## 2. 国立大学附属病院の会計

周知の如く、国立学校特別会計には一般会計からの繰入れがある。1970年度には一般会計からの繰入れは83.1%であったが、その後、学生納付金(授業料、入学料、検定料など)の値上げと大学附属病院収入の増加により現在57.9%にまで減少してきた。

国立大学附属病院は、診療のみを行う一般の医療機関とは異なり、大学医学部・歯学部の教育研究施設であることから、診療機能に加えて、医・歯学部学生や免許取得後の医師の臨



床教育・研修を行い、地域に必要な医師を養成し、わが国の医療をリードする新しい医療技術の研究開発を行うという重要な役割を担っている。一方診療面においては、高度な診療機能により地域中核病院として診断・治療が困難な重症、難病の患者に高度な医療を提供している。このような使命を果たすために、国立大学附属病院では医療に要する一般の経費に加えて、教育・研究や高度医療のための経費が必要であり、これを自らの診療収入のみで賄うことが困難であることから、支出合計に相当する収入合計のうち附属病院収入 73.5%を差し引いた不足分 26.5% (1,618 億円—平成 7 年度決算)については一般会計から受け入れている。

この受入れ額は、次のように国立大学附属病院の使命遂行上必要な経費に当てられている。

- 1) 病院における教官、学生等の教育研究に必要な経費
- 2) 卒後臨床研修における研修医の未熟練に伴う医療材料等の損失
- 3) 先進的な医療の研究・開発、高度な医療の実施に必要な経費
- 4) 先進的医療用の医療機器の運用に必要な経費
- 5) エイズ拠点病院や救急医療など地域における政策的な医療等への対応に必要な経費
- 6) 医療情報システムなど高度な医療の円滑な実施に必要な経費

若し、これらの経費に当てられている一般会計からの受入れ額を削減すれば、国立大学附属病院の使命である教育・研究・診療の機能を果たすことができなくなり、将来の医師養成、医療の進歩または地域の医療体制に重大な支障をもたらす恐れがある。

### 3. 国立大学附属病院の運営面と経営面での努力と改善

各国立大学が教育、研究の両面において自己点検・評価を行いつつ改革を進めているのは申すまでもない。既に外部からの点検・評価をうけて改革の資料としている大学もある。同様に国立大学附属病院においても改革が進められている。

国立大学附属病院の中には本院だけのところが多いが、少数ながら分院や研究所附属病院もある。昭和 63 年度には 14 病院があった。その後 6 病院が廃止、統合され現在 8 病院となり、近くさらに 4 病院が廃止、統合される予定である。一方、継続的な事務職員の削減により合理的な配置による事務一元化が必須となり、既に 42 大学中 29 大学で一元化が行われ、その他の大学においても一元化が進行中である。

国立大学附属病院における定期的な職員数の削減は、他の部門に比べある程度配慮されているものの例外ではない。入院患者 100 人当りの医師数、看護婦数、医療技術員数、事務職員数の何れを見ても国立大学附属病院では私立大学附属病院より明らかに少ない。特に看護婦数及び医療技術員数は国立大学附属病院ではそれぞれ 60.5 人、13.3 人であるが、私立大学附属病院ではそれぞれ 87.8 人、22.3 人であり、国立大学附属病院では著しく少ない。その結果は看護婦当直日数の過多となって現れている。一方、患者数については平成 7 年度では昭和 60 年度に比べ入院患者数は 2.9% 増にすぎないが、これはこの期間に全国的な地域保健医療計画が実施され、国立大学附属病院ではほとんど増床がなかったからである。しかし増床とは関係がない外来患者数は一日当たりで同様の期間に 38.5% の増となり、病院収入も 43.0% 増加している。以上の如く、比較的少ない職員数で苦勞しながら効率的な運営を行っている状況が分かる。

このような努力と並行して、さらに収入増のため、①差額ベッドに関する見直し、②病床稼働率の一層の向上、③職員配置の見直しによる収入増、さらに経費の縮減合理化のため、①医薬品、医療材料の購入費の節減、②医薬品、医療材料の在庫管理の適正化、③検査の合

理化、④効率的な外部委託の推進を計画あるいは実施中である。またこれらによる経営状況の把握・分析を、①コンピューターによる経営分析システムの早急な導入、②経営分析担当職員の養成及び研修を行うことを検討中である。

以上の如く病院の運営と経営の両面での努力と改善が行われつつある。

(武藤 輝一)

## 10. 国立大学農水系学部附属施設の在り方 —演習林と練習船を中心に—

### 1. 学部附属施設の現状

全国の国立大学の学部附属施設は今、行財政改革に関連して全体的に見直しが求められつつあり、学部改組、さらに大学院重点化などの大学院の整備が進行することに伴っての、新しい教育研究体制への対応や運営効率化のための事務機構の統合などが検討されている。これらの中で農学部の演習林と水産学部の練習船の扱いが大きな問題となっている。第一の理由は、この二つが一方は森林、一方は海洋を対象とするフィールド施設であるために、維持管理に大きな経費がかかっているためである。行財政改革の国立大学にかかわる動きの中で、これらの施設の利用密度や教育効果が、果たして投資に見合うものであるか否かが1980年代以来問題にされてきている。さらに、演習林の場合は古くから林産物収入による国立学校特別会計への歳入を課せられている。しかし、この20年来一貫して人件費をはじめとするコストの上昇と林産物価格の低迷から、歳入歳出のバランスがきわめて悪化してきている。そのため経営は危機的な状況に立ち至っており、各大学の演習林とも、現行の予算制度のもとでは運営の見通しが立たなくなっていると言つてよい。現在幾つかの大きな大学で進行しつつある大学院の重点的な整備に際しては、演習林や練習船は協力講座として研究科の教育に参入することになっているものが多い。しかし、それらの多くは施設自体の内容の見直しをとまなつてはいないため、上記の問題の解決にはつながつていない。

ここではこの演習林と練習船をとりあげて、これらの今後のあり方と可能性を述べたい。

### 2. 演習林、練習船への投資効果

現在、日本には22の国立大学に演習林があり、その合計面積は132,000ヘクタールである。これらはすべて林学科のおかれている学部(大部分は農学部)に所属している。また、練習船は8つの国立大学が14隻を所有している。これらのうち北海道大学、東京水産大学、長崎大学、鹿児島大学の計9隻が水産学部に、三重大学のものが水産学科を持つ生物資源学部に、広島大学が生物生産学部に、東京商船大学と神戸商船大学のものは商船学部に所属している。言うまでもなくこれらの演習林、練習船はすべて国立大学設置法施行規則に基づいて設置され、それに基づいて所属する学部の学生実習を担当して今日に至っている。問題は、先にも述べたように、演習林、練習船の維持と運営にかかる大きな経費とこれによる教育効果、すなわち投資効率が問われているのである。演習林の場合、北海道大学を例にとると、面積はおおよそ7万ヘクタールあり、この管理にかかわる年間の歳出総額は、定員内職員(教官22、他)の給与を別としておおよそ7億円になっている。また森林科学科の学生定員は一学年50名である。このことから森林科学科の学生定員一人当たり4年間の投資を単純に計算すれば、それは演習林スタッフの給与を別にして1,400万円となる。一方歳入は、木材資源の減少、材価の低落から近年著しく低下しており、現在は年間1億円程度である。演習林の役割を設置基準による林学の学生の実習の場としてだけ見る限りは、これはたしかに大きな投資である。練習船についてみても、北海道大学ではおしよ丸(1,383トン)、北星丸(893

トン）の二隻の練習船を持ち、これらはそれぞれ年間延べ150日以上航海を学生（一学年定員227名）の実習のためにやっているが、この二隻の年間経費は2億円に近い。この場合もやはり大きな投資になっているといえる。またとくにおしよる丸はもともと特設専攻科の学生実習用に配置されたものであるが、現在はこの学生が毎年10名程になっていることから、その必要性が問われている。目的を教育に限定して市場原理でこれらの数字を見る限り、演習林や練習船は投資と利益のバランスがとれていないように見える。

しかし、ここで忘れてならないことは、大学、とくに国立大学の重要な役割は研究・教育の成果をあげることと同時に、国家の将来のための研究・教育資源の育成と保存の場であることである。大学の内外の多くの分野の研究者によって多面的に利用され支えられてきたことによって、多くの附属施設は設立当初の学生演習・教育の目的を越え、さらに大きな役割を果たすものへと成長してきていることを見る必要がある。とくに地球科学、環境科学の推進が急務となっている現在、広い自然のフィールドを対象とする演習林や練習船は、現在では農学部、水産学部の範囲を越えたさまざまな学問分野のニーズに対応する重要な存在になってきている。国立大学だからこそ続けられた長年の投資の蓄積が生み出した、地球環境制約の時代における大きな役割といってもよい。それは設置法の基準にのみ照らした教育上の効果の単純な算定には表れて来ない、いわば沈黙の価値である。むろん、現状に多くの改革、改善すべき点があることは間違いない事実である。しかしながら、これらの施設の在り方を洗い直すにあたっては、現在続けられている改革、改善の努力を更により本質的なものとすべく、それらが将来に果たしうる役割を重視すべきであろう。先にも述べたように、大学の重要な役割の一つが研究・教育資源の保存と育成にあり、特に演習林、練習船のようなフィールド・サイエンスに関わるもの場合には、一旦失われたフィールド、情報、データや技術などは殆ど取り戻せないからである。

### 3. 今後の役割と可能性

西欧に起源した近代の科学技術は、専門領域を細分化して個々の領域の幅をせばめることによって高速度の前進を遂げてきたと言ってよい。明治維新後に発進して西洋文明を追ってきた日本は、この傾向をさらに尖鋭化させることによって、短い期間で今日のように近代世界の先端にまで駆け上がってきた。しかしこうした近代化の流れは、既に今日閉塞状況に行き当たりつつある。細分化された個々の領域の中で、近代技術は高度ではあるが比較的単純な原理で運用できるレベルのものに偏り、また、縦割の機構のもとで他領域との連関の重要性を十分に省みなかったことが、深刻な環境問題や資源問題、さらに社会問題などを生みだしている。

このような状況を脱するために今、科学に求められていることの一つは、縦割の研究教育構造を乗り越えてさまざまな領域をつなぐ、より高次元の、系統的ネットワークを構築することである。そしてそのモデルを作る役割は、なによりもまず総合的な研究と教育の拠点たる大学が担うべきものと思う。しかし現状では、大学はむしろ教育・研究の縦割の原点になっていると言ってもよい。人間社会が自然と共生していく方策の確立が緊急に求められているこの地球環境の時代に、今後の大学に必要な不可欠なことは、大学の中に人間と自然を含む分野横断的な研究と教育の「場」を作ることであろう。この「場」とは、フィールドと施設とスタッフを備え、特定の部局に所属せず、そしてネットワークを中心的な活動とする機関である。大学の中でこのような役割を果たすものになりうる条件を持っているのは、独立化・

総合化を進めて学部の枠を超えた附属施設である。中でもここにとりあげた演習林や練習船のようなフィールド施設は、もっとも大きな可能性を備えているものと考えられる。近代社会を発展させるのに大きな役割を果たしながら、今閉塞の際にあり、その役割を見直す必要が急速に高まってきている。行政・産業・教育等の縦割機構に拘束されることなしに、大学が自らフィールド施設を持つことによって、新時代に向けて不可欠な多面的・総合的な研究・教育の自由な設計・管理ができることにある。このことは研究対象となりうる自然がもはや限られ、さらに公有地のほとんどが行政の強固な縦割機構の管轄下に置かれている日本でとくに大きな意味を持っている。また、自由な管理・運用ができることは多面的な活動を保証するものでもある。たとえば水産学部が現在持っている練習船では、時には魚を補り、時には生物調査・社会調査を行い、また同時に海洋観測をすることなどが可能であるが、他の省庁が所有する船ではこのような多面利用はまず運用上無理であり、また技術も持ち得ない。大学がフィールド施設を持つことのもう一つの重要な意味は、総合的な機能が保証されることである。共通のフィールドに、さまざまな研究分野の活動を集積させ、これを組織することによって総合的な研究に取り組むことの出来るのは、多くの研究分野を抱える大学以外にはないと言ってよい。

さらに、長年の運営の中でフィールド・設備の管理や研究支援のための技術組織を育ててきていることも、大学のフィールド施設の大きな特色である。このことによって、大学のフィールド施設は研究、それを支援する技術、そしてそれらに基づく教育を含む一貫性を持ったものとしての基礎条件をすでに備えている。言うまでもなく、それは長年の国の投資と大学人の努力によって蓄積されてきたものである。こうしたことから考えて、演習林や練習船をはじめとする国立大学の附属施設は、現在問題児扱いされているのとは裏腹に、これまでの投資を生かして、21世紀に向けた新たな科学の発展のために大きな役割を果たす可能性を持つものと見るべきである。

#### 4. 改革の方向

しかしながら、国立大学の附属施設が上に述べたような役割を果たすのに現状のままでよいわけでは決してない。それには根本的な改革が不可欠である。その第一の課題は、これらを各学部の枠から引き出して、全国または全学共同利用の施設とすることである。現在すでにさまざまな附属施設が、所属する学部の枠を超えたニーズに対応した動きを始めているとは言うものの、それは内部努力によるボランティアであり、設置基準で定められた義務以外の活動として多くの制約を受けている。

第二の課題は、学部の枠から外した附属施設の再編成である。学部のいわば外屋として在ったものをかき集めて長屋を作るのに類する改変では、附属施設が現在抱えている問題の解決にはならない。新しい学際的なネットワークのセンターとするために、必要に応じていくつかの施設を合体させることなども考えるべきである。むしろその過程ではリストラクチャーも課題とすべきである。そうした改革にあたっては、全国一律の再編をするのではなく、附属施設の内容と大学の特性を重視して、多様な在り方を考えるべきである。たとえば演習林について見れば、その面積は北海道大学の約7万ヘクタールから高知大学の127ヘクタールまでさまざまであり、また森林の内若や自然条件、さらにそれを取り巻く学内、学外のニーズもきわめて多様である。改革にあたってはこれを較差としてではなく特性としてとらえ、それを活かす方向で考えることが必要であろう。

また、これらのフィールドを対象とする附属施設については、大学の枠を超えた共同の教育研究を格段に推進するための、管理運営面での新しい発想も必要であろう。これら附属施設の大学を超えた統合が考えられる。例えば、演習林についてみると、北海道に北海道大学、東京大学、京都大学の演習林があるように、同一地域に複数の大学演習林が存在している。これらを統合し、一体的に運用することにより、財政的負担の軽減、教育研究効果の向上が十分に期待できる。練習船についても、共同管理によるメリットは多く、今後教育面以上に海に囲まれた国の大学の研究活動の核としてのフィールド研究船（海上・沿岸研究施設）としての総合的運用を考えていくことが不可欠であろう。

前にも述べたように、附属施設、とくにフィールド施設には予算規模の大きなものがあり、また現在の設置基準だけに照らしてみれば過大な投資になっていると見られるものも少なくない。しかしこうした附属施設を全学あるいは全国共同利用の施設に再編することによって投資の波及効果は桁外れに拡大し、それによって投資効率の評価は現在とはまったく違うものになるはずである。また環境問題や資源問題が深刻さを増す中で、総合的なフィールドサイエンスの推進は今や社会的要請となっている。国立大学のリストラクチャーの必要性は十分に認めるとしても、そうした新しい研究教育の拠点作りの鍵を握るような施設の改革・整備のための投資は、国の将来を考えれば、ためらってはならない時にきているはずである。

(丹保 憲仁)

#### 11. 財政問題のために改廃の危機にたつ大学 —外国の事例—

欧米諸国でも財政問題が大学の構造改革を迫っている例は少なからずある。国家財政の問題だけではなく、地方財政あるいは私立大学の経営問題など、それぞれの国情に応じた困難が指摘されている。典型的な例として次のようなものがある。

- 1) デンマークのように財政規模の比較的小さな国が研究費を応用科学に重点配分する方針を打ち出している。基礎科学の大学院教育の縮小と、したがって教官数の減少を招いた。基礎科学の研究者養成は、有能な学生に奨学金を支給して、米国、フランスなどに留学させることで代替させればよいと考える。
- 2) ドイツでは大学は州の文部省の管轄になっている。財政赤字を抱える州において大学教官が退官したとき、その教官職が廃止され、後任を補充できない例が多くみられる。一方、重点課題 (Schwerpunkt) や特別研究領域 (Sonderforschungsbereich (SFB)) のような国家プロジェクトについては東独との統一後の財政逼迫にも拘わらず大幅な予算カットはみられない。
- 3) 米国の私立大学で大学本部 (Administration) が (教官群の意に反して) 教育方針の変更、規模の縮小や研究組織の縮小を強行することがある。その理由は殆どが財政、経営問題である。

わが国の将来、国際的責任からみて1) のようなことはあってはならないことである。公立大学が地方の文化、教育の発展に多大の貢献をしていることは論を俟たないが、当該の地方公共団体に財政的困難が生じた場合、国家的あるいは国際的見地ではなく、その地方の局所的事情のみで大学の整理統合などが行われがちであることは、わが国でも幾つかの例がある。2) の例は国立大学の多くを地方移管したときに発生するであろう問題点を示唆している。

膨大な資産を抱えている米国の優良大学は懐が深く、経営問題を理由にしての構造改革はあまり問題にならない。しかし、共通経費 (overhead) の大学財政への寄与が大きいせいもある

て、研究費を多く集めることの出来る教官が優遇されがちである。大学本部が人事、教育方針・内容に強い影響力を持つ例も散見される。ブラウン大学では強力なスタッフを集めて世界的に一流の数学教室を作ったが、まもなく人事の方針などで意見が合わず、最も優秀な教授陣が全て他大学に移籍をしたのは、その典型的な例であろう。一方で、財政基盤の弱い大学では、経営上の問題が教育・研究に直接の影響を及ぼす。この場合には、効率あるいは経営に直接関わる評判(人気)などの企業論理が前面に出て、大学の本来の目的である教育と研究が圧迫される。以下では、この事例として、米国のロチェスター大学数学教室に起こったことを検証して、そこに見られる幾つかの問題点を指摘してみよう。

#### A) ロチェスター大学における構造改革案

1995年11月にロチェスター大学の大学本部は5年の間に学生数を20%、教官数を10%減少させることにより大学の質の向上と魅力の増加を目指すという「ルネッサンス計画」を発表した。この計画の一環として数学の大学院の廃止と数学教室の教官の減員(21人のテニユア教官(在職権を持った教官)と1人の契約教官を、10人のテニユア教官と5人の契約教官にする)が含まれていた。また、工業化学、比較文学、言語学の大学院教育も廃止することが提案された。

これに対して、ロチェスター大学数学教室は数学教室の教育研究活動についての現況説明レポートを作成した。そこでは、助成金獲得の実績、共通経費による大学への貢献、学部教育における数学教室の貢献とそれに対する評価、大学院教育の実績と学位取得者の活躍、他の分野との協力、教官の個人業績などを数値的データを基に説明し、インターネットのホームページで公開している。

アメリカ数学会は事態の深刻さを憂慮し、1995年11月の下旬には急遽ロチェスター実状調査特別委員会を発足させ、12月6日にロチェスター大学に派遣して、実状調査を行い、ルネッサンス計画に対する数学会としての評価、抗議を伝え、大学本部の考え方を聴取した。さらに、ロチェスター大学数学教室を支援するため、数学からだけでなく、物理学、化学、生物学、経済学など広い分野の専門家と企業の代表者などからなるアメリカ数学会ロチェスター問題機動委員会を組織し、ロチェスター大学の大学本部に送られた抗議の手紙のリストとその一部の内容、事実経過を纏めたものをインターネット上に公開すると共に、会誌である「Notice」に掲載した。

ルネッサンス計画が企図した数学教室の構造改革とその手続きについて、以下のような点が指摘されている。

- 1) 数学教室の縮小と大学院の廃止を決定するに当たって大学本部は、内部的な評価、NRC(National Research Council)による序列、授業についての学生評価、数学の大学院コースと他のコースとの関係を基礎にしてロチェスター大学の数学教室が十分な成果を挙げていないと評価した。数学教室の主任は専門家による外部評価のみが有効な評価であると主張したが聞き入れられなかった。
- 2) ロチェスター大学数学教室のNRC序列が相当悪いことは事実であるが、教室の規模が小さく、その為もあって特定の分野に特化した(位相幾何学の分野では世界的に見ても一流)のが原因であることはNRC自身が認めていることである。また、世論調査を基礎にしたNRC序列の信頼性そのものにも問題があることは、NRCと長期にわたって関わったシカゴ大学名誉教授が指摘している。ロチェスター大学数学教室の教

官の60%以上が連邦政府の補助金を得ており、質の高さの証明であるという主張に対して、大学本部は補助金額の総額が少ないので、そうは考えないという立場である。教育についての学生評価は平均より遥かによい。

- 3) 数学教室の縮小と大学院の廃止が、大学内の他の自然科学、経済などの教育・研究に与える損失についての配慮が殆どなかった。大学本部に対する抗議の手紙の大部分、特に数学以外の分野の専門家からの手紙は、この点を強く非難している。大学本部も数学の基礎教育が重要であることは認めているが、例えばカルキュラス(Calculus、数学の基礎教育科目で日本の高等学校の上級から大学の教養課程における数学の前半分程度を扱う総合科目)のコースの半分は、非常勤講師等でまかなえるとしている。

#### B) 改革案の改訂

大学内外からの激しい抗議にあい、ロチェスター大学の大学本部は1996年3月に次のような新しい提案を行い、数学教室もこの提案に同意した。

- 1) 物理学・宇宙物理学教室は数学教室と2人の併任教官を導入し、数学教室と連携して教育・研究を行う。
- 2) 数学教室の大学院は、より小さいが質の高いものに転換する。
- 3) 数学教室の教官構成は15人のテニユア教官のみからなり、契約教官は置かない。
- 4) 数学教室は他の教室と協力して、学部レベルの数学教育、特にカルキュラスの改善を行う。旧来の数学教室を維持するのとルネッサンス計画にあった案とを足して二で割ったような妥協案であるが、結局は1992年における数学教室(テニユア教官が25人)から見れば60%の大きさになったということである。数年の内にトップクラスの教官が去ることになり、ロチェスター大学の数学教室、特に位相幾何学の研究グループは見る影もないということになるであろう。

#### C) ロチェスター大学の事例が示唆するもの

上記のロチェスター大学の事例は、幾つかの検討課題を示唆している。

- 1) 私立大学が財政危機に陥ったとき、大胆ではあるか近視眼的な改革案が浮かび上がる危険性がある。
- 2) 大学の研究・教育の評価システムは、国情、社会情勢、地域性、学問分野などに深く配慮したものでなければならず、普遍的な評価方法など無いと考えるべきである。アンケート、世論調査などによるジャーナリスティックな評価は厳に慎むべきである。種々の決定を下すときに評価を参考にするのは当然であるが、一面的な評価のみに依るべきではない。
- 3) 大学の構造改革を行うとき、ある分野が対外的に見て力が無くても、大学全体の教育・研究の調和を考えて、必要ならばその分野に投資をして強くするべきである。この見地から、現在英国で実施されている研究評価システムとその利用形態は今後とも注視し続けるべきである。

(丸山 正樹)

## 12. 高等教育における地方国立大学の位置と使命 一地方国立大学の視点から一

地方国立大学を「東京都及び政令指定都市以外の地域に所在する国立大学」とした場合、国立大学に占める地方国立大学の割合は、大学数において70%弱(67大学)、学生数においては60%弱(6万1千名、平成8年度入学定員)となる。この数値は、一県一大学原則に基づき設

置された地方国立大学が、戦後の教育改革の中で、新しいタイプの大学として日本社会に定着してきたことを物語るものである。

地方国立大学は、①地域社会の発展、②地域社会と結びついた大学教育の創造、③教育の機会均等と持続的な人材開発、④国立大学として、学術文化立国の根幹を担う、という四点において、今後とも重要な役割を担うものである。

国立大学は、高等教育の社会的公共性にかんがみ、国家資金をもって実施する公共サービスであり、今後においてもその重要性はますます高まるものと思われる。この中で、地方国立大学は、21世紀の日本の大学の在り方の一つの典型として、学術研究、人材養成において独自の役割を果たさなければならない。地方国立大学は、小規模な大学としての利点を生かし、地域社会の文化環境の中で新しい発想や生き方を作り出す可能性を持っている。

中央と地方、地方と地方との社会的、経済的及び文化的等の格差がますます拡大している状況の中で、大学が地方公共団体や民間の資金によって運営せざるを得ないことになれば、この格差は一層拡大し、将来の日本社会に望まれている、各地方がその独自性を発揮しつつ、バランスのとれた発展を遂げる上で大きな障害になると考えられる。

#### 1. 地域社会の発展にとって、地方国立大学は不可欠の存在

地方国立大学は、各地方の学術・文化・教育の普及と発展及び地方における産業振興にとって大きな役割を果たしてきた。文化の時代、地方の時代は、これを支え、実行できる人材と能力、文化と技術の蓄積なしには達成されない。日本のそれぞれの地域社会は、大学の存在とその機能を内に含み込むことによって、個性的に発展してきたのである。地方国立大学に対するこれまでの投資や実績を無視することは国民的損失以外の何ものでもない。

#### 2. 地域社会と結びついた大学教育の創造

開かれた大学ないしは大学の社会的貢献は時代の要請である。大学は、教育、研究、公共サービスの3つの任務を掲げて再構築される必要がある。

その際、学生教育の視点が強調される必要がある。地方国立大学においては、学生と地域社会は身近な関係にあり、学生の様々な学外での活動は地域社会の共感や支援及び参加を促すものとなっている。

それは、地域社会の大学への理解を増進させ、大学の地域社会における存在感を増大させている。他方で、それはまた、学生教育の新しい内容と形態を生み出す契機となっている。すなわち、学生の諸活動は学生自身の知識の獲得と意欲を啓発し、創造性を培うものとなっている。

こうした地域社会における大学教育の創造は、今後の大学教育の豊かな展開を予想させるものであり、地方国立大学は、教育活動の改革を通して新しい大学の在り方を確立するパイロットの役割を果たすものといえる。

#### 3. 教育の機会均等を確保し、持続的な人材開発を担う上で不可欠の存在

学生

の所得階層別出身について、国立大学全体として見れば、確かに公立、私立の学生との間に平準化傾向があるのは確かであるとしても、地方国立大学の学生は、所得階層別出身において、依然として低位の者が集中し、経済的障害にも大きなものがある。こうした事態が一挙に改善されるとは思われぬ。また、別の形でこうした課題が解決されると思われぬ。

地方国立大学は、ユニバーサル・アクセス時代の到来に向けて高等教育への国民的機会の拡充に努めるとともに、持続的で活力ある人材養成を引き続き推進する必要がある。



世帯主の収入階層区別学生数の割合（大学昼間部）（平成6年度）

区 分	第Ⅰ五分位	第Ⅱ五分位	第Ⅲ五分位	第Ⅳ五分位	第Ⅴ五分位
	千円 ～ 5,569	千円 5,570 ～ 7,386	千円 7,387 ～ 9,168	千円 9,169 ～ 11,800	千円 11,801～
国 立	24.0	18.8	23.9	18.3	15.0
公 立	22.2	20.6	24.5	17.8	14.9
私 立	20.1	16.5	20.9	20.5	22.0
平 均	20.9	17.1	21.6	20.0	20.4
高知大学	49.0	21.7	13.3	5.7	10.3

#### 4. 国立大学として学術文化立国の根幹を担う

地方国立大学は、小規模であり、様々な制約の下に置かれてきた。社会も大学自身も限定された自己像を描いてきたことも事実である。この中にあって、地方国立大学は、人文、社会、自然の各分野にわたる研究体制と人材を擁し、相互の連携の中で独自の文化空間を形成してきた。このような大学の在り方は、日本の全ての地域社会に一定の質と内容の学術研究体制を確立し、もって日本の高等教育の均衡のとれた発展に不可欠のものである。

地方国立大学は、教育活動に加え、多様な分野の研究活動を推進してきた。これまでも必ずしも恵まれたとはいえぬ研究条件の中で、数多くの世界に問える研究業績を挙げている。巨大科学の分野は研究の体制・経費において選択的にならざるを得ず、この面では地方国立大学の体制が不備であることも事実である。しかしながら、人材においては大きな潜在能力を有していることは明らかであり、研究技術開発に対する投資効果は高い。基礎的研究を教育と結合しながら系統的に推進してきた。これらの研究を総合的に発展させるためには、地方国立大学の体制をさらに充実させ、研究交流を活発化する必要がある。それは、21世紀の学術文化立国の不可欠のシステムであり、地域の期待にも応えるものである。

（立川 涼）

### 13. 国立大学のリストラクチャーへの一私案

#### 1. 国立大学は活性化できるか

国立大学を民営化せよという要求がでてくる背景として考えられるのは、国立大学自身にリストラクチャーのための能力がないという判断が世の中に広く存在しているという事実である。国立大学が内部改革の能力を持たないとすれば、民営化によって市場原理を導入し、努力に応じて市場からの「報酬」と「ペナルティ」が与えられるようにしなければ、日本の大学は活性化しないというわけである。

しかし、それでは民営化されている日本の私学が、高等教育の担い手として理想的な状況を生みだしているかという点、残念ながらそうではない。また、市場原理そのものが教育研究に対する正しい資源配分を実現するという考え方にも限界があることは先に示したとおりである（1. 「市場原理と高等教育の在り方」）。

現在の大学のあり方に問題があり、また、民営化も最善の解決策ではないとすれば、どこに解決の糸口を見いだせばよいのであろうか。この問題に対する解決策については、詳細な分析が必要になるが、ここではインセンティブ・メカニズム（競争原理）の観点からひとつ

の私案を示してみたい。

日本の高等教育システム（初等教育にも同様の問題が存在するがここでは触れない）に何が欠落しているのかということ、大学間（私学を含む）、大学内の教師間や学生の上に適切なインセンティブ・メカニズム、あるいは、競争原理が存在していないということである。「頑張っても、頑張らなくても」それほど変化が生まれにくい状況では、「合理的な」個人、あるいは組織は「頑張らない」方を選択する。このことが組織の停滞をもたらす。

従って、大学改革を推進する第一歩として考えなければならないのは、どうすれば適切な形での競争原理、あるいは、有効なインセンティブ・メカニズムを導入できるのかという点に集約できる。重要な点は、大学改革の本質が大学の設置形態にあるのではなく、一定の教育政策をベースにして、大学間や大学内に「努力が報われる」競争メカニズムを導入することにあるということである。もし、教育や研究促進という観点から見て適切なインセンティブ・メカニズムが導入できれば、国立大学のリストラクチャーの可能性は高まるであろう。

## 2. 四つの提言

国立大学をリストラクチャーするため、次の提言をしたい。

### (1) 評価委員会を創設し、資金配分方法を改革

各専門分野ごとに業績の顕著であった研究者（過去に一定の業績があり、研究内容を学問的に評価できる者）からなる全国レベルの評価委員会を創る。評価委員会は既得権や特定の人脈の影響力を排し、真に客観的と見なす組織でなければならない。そこに、研究者あるいは研究プロジェクトから出されてきた研究計画書や各大学の教育改革案の評価を委ね、その評価をベースに、一定のルールに基づいた資金配分が行われるようにする。評価委員会の査定が客観的かつ効率的に行われるように制度的工夫が必要なことはいうまでもないが、場合によっては利害関係の少ない外国人の優秀な研究者などにも参加を要請する。

ただし、その前段階として、国の教育政策の大きな枠組みが確定していなければならない。どの分野を重視するのか、すぐには役に立たないかもしれない基礎研究や人文科学などへはどの程度の資金を配分するのかといった高次の判断は、別途、何らかの政治的プロセスによらざるを得ない。

### (2) 国立大学教官を契約制にするなど、業績に応じた処遇が可能になるように工夫

大学は教員の採用契約時に任期や年俸など、自由に契約できるものとする。これにより、人事が固定化することを防ぎ、研究者の流動性が促進されると同時に、業績の上がった研究者の処遇が改善できる。また、外国人研究者の採用が容易になり、大学の国際化が一層推進される。

### (3) 奨学制度の拡充

国立大学と私立大学の授業料に大きな格差があることに対する合理性は存在しない。親の所得が低いために進学できない学生については、奨学金制度を拡充すべきである。たとえば、授業料は私立並みに値上げするが、国立・私立とも、学生定員の30%程度の学生には、成績に応じて授業料免除にする、もっと成績の優秀な者には生活費も支給する、といった方策をとることにより、努力次第で誰でも大学への道が開かれるようにすればよい。親の所得が関係するのは入学時だけにすればよい。このような奨学金制度の改革が実現すれば、学生の上に奨学金をめぐる健全な競争が発生し、日本の大学が活性化することは確実であ

る。

(4) アドミニストレーションと研究教育の分離

現在の国立大学の事務機構はあくまで事務行政上の運営を円滑にするための組織であるにすぎず、教育・研究の本質的な部分についての判断、決定能力は低い。このため、大学教官の多くは様々な研究教育にかかわる雑事（入学試験の監督をはじめ、数多くの学内委員見会への参加など）に駆り出されており、大学教官に十分な研究教育のための時間があるとはいえない。

アドミニストレーションと研究教育部門を明確に分離し、学部長などの執行部を除く多くの教官が研究教育に専念できる体制を整えることが急務である。現在、教授会などで議論されていること、学内委員会で教官が集まって決めていることの大部分をアドミニストレーション部門に任せ、学部長（学長）の権限を強化する必要がある。

特に、教育・研究活動の国際化が急務である今日、国際化を強力に推進できる事務機構を作り上げ、また、各大学は自身の判断によって必要な人材を採用する権限を与えられる必要がある。

以上のような改革を実行することで、大学改革はかなりの程度進むと期待できるが、その際、各大学や各研究プロジェクトごと、あるいは、各教官個人のパフォーマンスにより処遇に差が生じる制度にすることこそ、効率的かつ公正な制度であろう。このような問題は、単に国立大学を民営化すれば解決される問題ではない。重要なのは、与えられた予算のもとで、教育・研究の効果が最も高まる体制、特に、研究や教育に適切なインセンティブ・メカニズムが創り出されるような体制を真剣に模索する努力である。

(中谷 巖)

#### 14. 国立大学のリストラクチャーへの一私案

国家財政の投資に比較して「国立大学の教育・研究の成果が上がっているか」という観点に立てば、その答えを自信を持って「イエス」とは言えない。現在の国立大学の制度にはムダが多すぎるし、教育・研究の活性化を阻害する要因も多い。大学の教育・研究に「効率」という見方を取り入れる必要があることは理解できるが、現実的には「効率」の導入が大学の活性化に役立つかといえば非常に難しい。

「大学の教育・研究が活性化していない」といわれる原因の全てが「国立大学であるための文部省の規制」によるものとは思えない。一番大きいのは大学人、特に大学の教官の意識の問題である。現在、大学が社会から何を問われ、何が問題とされているかを多くの国立大学の教官は理解していない。各大学人が、今大学が問われている問題を真剣に議論することがリストラの第一歩である。

国立大学の教官の意識が現状のままでは、どんな設置形態になろうとも大学の教育・研究は真に活性化しないであろう。また大学は社会と分離しては存在し得ない。一方確かに、国立大学を取りまく様々な規制の緩和が行われつつあり、その成果を大学はいま十分生かしているか、といえは未だ非常に不十分である。大学を「国立大学」を真に教育・研究の場として活性化するにはどのような議論が必要か、現在社会や財界、財政制度審議会・行政改革会議等での論点に則しながら、いくつかの問題点を整理してみる。

今、大学はまず自らが変貌し、改革の方向を社会に見せるべきであると認識しているが、大学の改革は大学のみでは出来ない部分も多々あるのも現実である。社会に対する必要最低限の

要望は国大協としても、きちんと発言すべきである。

1. 「国立大学に市場原理(=競争原理)を」が謳い文句のように言われるが大学にとっての市場原理=競争原理とは何か? 大学の「生産物=products」は何か? 大学の製品のどの機能で競争するのか? 等について真剣に議論すべきである。その上で社会からの批判に答えるべきである。

大学の使命は教育(=人材の育成)と研究(=基礎研究)である。人材といっても企業に入り即戦力となる人材から、5年~10年後に真価を発揮する人材まで多様であるし、研究といっても、すぐ生産に結びつく「特許的」なものから、学問のための研究までその幅は広い。大学はこのような時間的にも物質的にも多様な製品を生産している。これらの製品のどの機能をどの側面で競争するのか? 単なる技能ならば専修学校で技能を修得する方が手取り早く、効率的である。

2. 大学の「生産物=products」は何か、競争原理があるとすれば何で競争するかがはっきりすれば、その性能・役割をどのように「評価」するかが問題となる。大学の多様な生産物を「評価」する尺度は何か。評価・評価体制には社会的な信頼が必要である。大学自身にとっても社会的にも信頼される評価とはどのようにして行すべきか、明示的な評価を最も苦手とするわが国の国民性の下で試行錯誤的にでも積極的に試みるべきである。

3. 国立大学に競争原理を導入し、活性化すべきであるという論理は理解しやすい。しかし、完全競争市場が成立するためには、全ての財(=生産物)に対して多数の売り手と買い手が存在し、各財の需要と供給に応じて毎日(或いは毎分でも)価格決定が行われる必要がある。ある特定の労働力(技能)に対する売り手や買い手も多数存在すると仮定でき、ある労働者がある日突然解雇されても、次の日に同じ賃金で他の会社で働くことが出来る、即ち彼の技能を買ってくれる企業が多数存在する必要がある。

特に、教育にこのような経済原理を完全に持ち込むことは不可能である。とすればどのような条件の下での「市場原理=競争原理」が導入され得るのか、国大協としても突っ込んだ議論が必要である。

現行制度の中でまず、必要な国立大学のリストラの観点として次の4点を指摘したい。

- 当面の国立大学のリストラの要点は「学長、学部長」が経営感覚を持つことである。「学長のリーダーシップとは何か」というとむしろ分かりにくくなる。国立大学といえども一種の経営である。経営にはトップの判断とリーダーシップが不可欠である。

これは現在の対文部省交渉を通しての大学の改革においても必要な感覚である。学長・学部長には高度の政治性と教育・研究に対する鋭い先見性が要求される。それは民間企業のトップに要求される資質とそれほど違いはないと思う。

国立大学の運営の改革は自らの手でまだまだ可能な部分が多い。現在の国立大学の制度でも教授会がやろうとすればかなりのことが実行できると思う。大学あるいは学部の運営に全教官が平等に関与することは不可能であり、非効率的である。教授会で必要な機能的なシステムを議論し、導入すればよい。「教育」も100%自由ではない。個人の趣味に走ることは避けるべきである。大学は教育機関であり私塾ではない。教官は自らの立てた、大学の方針に従って、その教育目標を達成するよう教育すべきである。勿論、どのような教育目標を掲げ、何を教育すべきかは大学の方針として全学の合意の下で行われなければならない。

現行の国立大学で可能なりストラを十分行わないでその基盤を変えることは非常に危険で、現在のシステムが持っている良い部分、残さなければならない部分を破壊することになりかねない。

- 教育・研究の活性化には大学における、古き「フンボルト主義」との決別が必要である。特に、学部教育の集団と大学院における研究集団との分離である。この体制は、大学院を中心とした大学の教育・研究の基本であると考えられる。これにより基礎教育の混乱を排除しつつ、多様なプロジェクト研究と外部資金の活用の道が開ける。システムは個々の大学で異なるであろう。それぞれの大学固有のシステムを模索、構築すべきである。
- 学生、特に大学院生に純粋な奨学金としてではなく、一種の給与としての奨学金を支払う論理の構築である。この論理の構築と社会的な認知が得られないと、多様な研究費の中から大学院生に「奨学金（無償＝一種の給与）」が支払えなくなる。

これからの大学は、公的ないわゆる奨学金だけではなく、多様な研究費の中から大学院生に「奨学金」を支払うシステムを構築すべきである。

この道を開かないで、大学院における教育・研究の活性化はない。

- 大学は社会に対して要求する前に、まず自己改革すべき点が多々存在すると思うが、次の点だけは改めてほしい。

企業は就職＝採用に際して、学生の能力を評価し、初任給を決めるべきである。現在のように、勉強してもしなくても、成績優秀でも普通でも同じ初任給で、しかも全国の企業が業種に依らずほぼ同じ初任給である社会が学生にどのような個性と、創造性を期待しているのか？

わが国の企業のこの体質を改めなくて、学生の勉学意欲の活性化は困難である。

（野村 浩康）

#### 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

委員長	阿部謹也	（一橋大学長）
委員	中嶋嶺雄	（東京外国語大学長）
〃	木村 孟	（東京工業大学長）
〃	武藤輝一	（新潟大学長）
〃	慶伊富長	（北陸先端科学技術大学院大学長）
〃	馬渡尚憲	（東北大学教授）
〃	宮島 洋	（東京大学教授）
〃	金子元久	（東京大学教授）
〃	中谷 巖	（一橋大学教授）
〃	岸本重陳	（横浜国立大学教授）
〃	野村浩康	（名古屋大学副学長）
〃	潮木守一	（名古屋大学教授）
〃	田中成明	（京都大学教授）
〃	吉田和男	（京都大学教授）
〃	丸山正樹	（京都大学教授）
〃	猪木武徳	（大阪大学教授）
〃	天野郁夫	（国立学校財務センター教授）

委員以外で意見を頂いた方

- 〃 丹保憲仁（北海道大学長）
- 〃 海妻矩彦（岩手大学長）
- 〃 立川 涼（高知大学長）

## 行財政改革と国立大学の在り方について (要望)

平成9年6月30日

国立大学協会会長

井村 裕夫

わが国は現在大きな転機に立っている。巨額な財政赤字を抱え、健全な国家経営ができない状況にある。しかも戦後比較的良好に機能してきた社会の諸制度が行き詰まりを見せている。その意味で行財政改革は不可欠で、避けて通ることはできない。

しかし何よりも大切なことは、わが国の将来を展望し、より大きい発展をもたらすことができるような改革を断行すべきことである。このことは、「国家百年の計」と言われる教育の改革においてとくに重要である。

明治初年、当時の為政者は極めて苦しい財政状況の中で初等教育の普及につとめ、また外国人教師を招へいし、あるいは有為の青年を留学させて高等教育の確立につとめた。明治以来僅かな年月でわが国が欧米先進諸国に追いつき、分野によっては追い越すまでになったのは、何よりもわが国の教育制度の近代化が大きい力になったことは言うまでもない。

第二次世界大戦後は、旧制大学のみでなく各府県に大学が設置され、高等教育を受けた青年が社会のあらゆる分野に進出して、わが国の経済復興と社会の近代化の推進力となった。奇跡と言われたわが国の経済発展は、国公立大学で教育を受けた多数のすぐれた人材に負うところが大きい。従来わが国の大学では厳正、公平な入学試験が行われ、社会の各層から有為な人材が選出されて、社会の厚い信頼を得てきた。とくに国公立大学では家庭の所得や地域に関係なく、あらゆる専門分野への進学が保証され、人材の発掘と教育の機会均等に大きく貢献してきた。

一方、学術研究の面でも国立大学の果たした役割は大きい。現在のわが国が科学技術の面で世界の第一線に伍していけるのも、国立大学を中心とした高等教育機関や研究所における学術研究の発展と、すぐれた人材の育成に負うものである。こうした研究の発展はわが国の将来にとって不可欠の要素であり、今後とも国公立大学は、他の研究機関と協力して、一層の努力を続けていかねばならない。

現在わが国の高等教育は重大な試練に直面している。財政赤字が累積する中で国立大学の民営化、あるいは独立行政法人化が議論されている。しかし基本財産の乏しい国立大学を民営化すれば、教育研究機能の低下は避け難いものとなるであろう。そして授業料は上昇せざるを得ず、教育の機会均等は大きく損なわれる可能性がある。また研究者の育成にも支障を生ずることは明らかである。

確かに現在の国立大学は様々な問題を抱えている。それらに対する批判は大学として謙虚に受けとめねばならないし、現に多くの大学で改革が進行中である。国立大学は学長のリーダーシップを強化し、学問の自由と自立的発展を尊重しながら、時代の変化に柔軟に対応できる管理運営体制を確立しなければならない。そして国民に対するアカウンタビリティを明確にする努力を積極的に試みるべきであり、そのためには現在始められている外部、内部からの評価制度を一層

充実したものにする必要がある。

大学における教育と研究は、長い蓄積と不断の努力があって初めて花開くものであり、中断されれば国際競争力を失うことは必至である。21世紀は「知」の世紀であると言われる。学術の発展とその基礎となる教育の充実なくして、国家の繁栄が期待できない世紀であろう。わが国の行財政改革がこのような新しい時代を先導するものになることを期待し、以下のことを要望する。

1. 高等教育制度の改革は、単に財政赤字削減という視点のみから進めてはならない。わが国の未来を左右しかねないこの重要な改革は、現状を詳細に分析し新しい世紀における大学の役割を十分に検討した上で行うべきものである。
2. 国公立大学の均衡のとれた発展を目指すべきである。世界のどの国を見ても、高等教育は公的教育機関のみでなされているか、公的教育機関と私的教育機関の併存の形でなされている。
3. 高等教育への国の投資は、先進諸国の中でわが国が最も低い。この状況を更に悪化させることは、国の将来にとって由々しき問題である。もちろん厳しい財政状況の中で、効率的な資金運用を行い節減できるところは節減すべきである。しかしわが国の将来を考えると大学への支援を安易に抑制してはならない。とくに学術研究の発展のための基盤整備は不可欠である。
4. 大学にとって、人文・社会科学と自然科学の調和ある共存は不可欠である。人類の生存が危機を迎える可能性のある次の世紀には、その必要性は更に高まるであろう。
5. 国立大学の適切な地理的分布は、わが国のあらゆる地域の発展に不可欠であり、戦後の各国立大学が地域で果たしてきた重要な役割を改めて認識されたい。
6. 現在検討されている独立行政法人についてはその内容が不明で、論評できない。しかし設置形態を変更しても、これまで国立大学が果たしてきた役割を継承していくためには巨額な費用がかかることに変わりはない。設置形態の変更自体は長年にわたる学問の継続性に大きなひびを生じさせ、わが国の学問研究を著しく弱体化させる危険性があるので、行うべきでない。

（要望先：内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、  
総務庁長官、大蔵大臣、文部大臣、自由民主党幹  
事長他自由民主党関係者等）



## 国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について

国立大学協会は、本日常務理事会を開催し、行革会議などで論議されようとしている、東大、京大を独立行政法人化する案、あるいは全国立大学を独立行政法人化する案について討議した。その結果、定型化された業務について効率性を短期的に評価する独立行政法人は、現在、多様な教育・研究を行っている大学に全く相応しくないもので、反対することを決議した。

大学及び大学院の教育・研究は21世紀のわが国の命運を決すると言ってもよい重要課題であり、従って、わが国の教育・研究レベルの一層の向上が急がれている。このことは平成8年に策定された科学技術基本計画を実現するためにも不可欠である。高等教育の改革は、単なる財政改革の視点ではなく、今後のわが国の大学及び大学院における教育・研究の将来構想を策定する中で決めるべきものであると考える。

平成9年10月21日

国立大学協会

## 平成9年10月理事会議事要旨(抄)

日時 平成9年10月29日(水) 13:15～16:10  
場所 学士会館分館(本郷)6号室  
出席者 井村会長  
蓮實、阿部各副会長  
丹保、阿部、丸山、中嶋、岡田、金城、加藤、岸本、西塚、高橋、立川、杉岡、田中、  
桂各理事  
久々宮(第3)、梶井(第4)、武藤(第6)各常置委員会委員長  
堀川、鈴木各理事  
石川(医学教育)、蓮見(教員養成)各特別委員会委員長  
(大学入試センター)廣重所長、石井事業部長

### I 報告

(1. は略)

#### 2. 各委員会委員長報告

(10) 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会(阿部委員長)

会長から次のように述べられた。

本委員会は本年3月に設置され、行政改革会議等においてなされている国立大学の独立行政法人化、民営化の議論に国大協としてどう対応すべきか検討し、その結果を報告書(「行政改革の課題と国立大学の在り方(報告)」)として取りまとめ6月総会に提出した。その後委員会は開催していないが、総会開催の前後頃から、行政改革会議で「独立行政法人構想」が浮上してきた。このため、常務理事会から、本委員会の中に小委員会を設けて非公開で予め独立行政法人について検討しておいてほしい旨依頼があった。そこで小委員会を組織し、3回にわたり、専門家を招くなどして独立行政法人とはいかなるものか、イギリスにおけるエージェンシー制度や大学制度についても勉強した。去る10月22日に行われた行政改革会議の審議では、「①国立大学については、人事・会計面での弾力性の確保、高等教育行政の在り方などについて改善が必要である、②しかし、大学改革は長期的に検討すべき問題であり、独立行政法人化もその際の改革方策の一つの選択肢となりうる可能性はあるものの、現時点で結論を出すべきではない」という形でまとめが行われ、おそらく最終報告にも国立大学の独立行政法人化は盛られない可能性が高い。しかし、自由民主党の中では独立行政法人化に根強い意見があり、また、行政改革会議も、長期的課題の中で選択肢の一つとする姿勢であるので、近い将来この問題が再浮上してくることも考えられる。本委員会としては、今少し事の推移を見守ることにしたい。

以上

## 第101回総会議事要旨（抄）

〔第1日目〕

日 時 平成9年11月12日（水） 10：00～17：00

場 所 学士会館分館（神田）210号室

出席者 各国立大学長

……………（略）……………

### IV 協議

（1～4は略）

#### 5. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

##### (1) 国立大学の独立行政法人化、民営化について

行政改革会議（以下「行革会議」という）や財政構造改革会議等において、国立大学の独立行政法人化、又は民営化が検討の対象に挙がっていることから、本年3月に急遽、特別委員会を設置し、国大協として対応を検討していただき、その結果を報告書（「行財政改革の課題と国立大学の在り方」）として取りまとめ、これを踏まえて要望書（「行財政改革と国立大学の在り方」）を作成のうえ、総理大臣、総務庁長官ほか関係各方面にこれを提出要望を行った。その時点で、行革会議では、民営化の話は収まりつつあったが、引き続き独立行政法人（エージェンシー）化が浮上してきた。独立行政法人そのものは、それまでも行革内部で検討されていたが、その中身については分かっておらず、9月に取りまとめられた「中間まとめ」（案）でもその詳細は不明であった。それが10月になって東大、京大を独立行政法人化するという案が行革会議事務局長の水野私案の形で突如出てきて、この問題が表面化した。そこで、国立大学の独立行政法人化等について国大協としてどう対応すべきかご意見を伺いたいが、初めに阿部国立大学の在り方と使命に関する特別委員会委員長からこの問題について経緯を含めてご報告いただきたい。

引き続き阿部委員長から次のように述べられた。

常務理事会から、行革会議で独立行政法人構想が浮上してきたという事情を踏まえて、本委員会の中に小委員会を設けて非公開でこの問題を検討してほしい旨依頼があった。そこで、小委員会（阿部委員長ほか10名で構成）をこれまで3回にわたり開催し、独立行政法人について検討した。その段階では、独立行政法人の内容は全く分かっていなかったため、イギリスのエージェンシー制度や高等教育制度について専門家を招いてレクチャーを受け、勉強した。行革会議の方で、国立大学の独立行政法人化の試案がまとまったところで行革会議の中の委員に話を伺うことをお願いしてあるが、今に至るまで具体的検討はなされていない状況である。結果だけいえば、10月22日の行革会議で行われた審議で「国立大学については、人事、会計面での弾力性の確保など種々の改革

をする必要があり、また、文部省の高等教育行政の在り方についても改革する必要がある。しかし、大学改革は長期的な問題であり、国立大学の独立行政法人化は、その際改革方策の一つの選択肢となりうる可能性はあるが、今の時点で早急に結論を出すべき問題ではない」という形でまとめが行われ、12月に予定される最終報告にも国立大学の独立行政法人化は盛り込まれない可能性が高くなってきた。しかし自由民主党では、行政改革本部を中心に国立大学の独立行政法人化等設置形態について精力的に検討されていると聞き、また、行革会議でも、当面は対象にしないが長期的課題の中で選択肢の一つとする姿勢であるので、再浮上してくる可能性が高い。こういう状況にあるので、独立行政法人化について我々として相当知識を持っておく必要がある。その一つの方法として、行革会議の「中間報告」(案)及び文部省が国立大学の独立行政法人化についての考え方を整理した資料を配付してある。お手許の「中間報告」(案)に記されているように、独立行政法人というのは、定型的な業務を行うものである。政策の立案機能と実施機能を分離するというのが基本線であり、これは国立大学を独立行政法人化する場合であっても崩せないと思う。そうすると、最悪の場合は、大学が自らは教育研究の案を立てられないということになりかねないし、そのほか問題になることが沢山ある。国大協としては、単に独立行政法人化に反対するだけでなく、国立大学が全体として現在どういう改革の方向に向かっているのかを明らかにし、それが国民の目に見えるような形にしておく必要があると思う。そして、独立行政法人化を阻止し得るような実体をここ数年のうちにつくっておくべきである。これをどうすべきかということも本日の議論の一つのポイントとしてお考えいただきたい。

ついで、主として次のような意見交換が行われた。

- 今回、東大及び京大の独立行政法人化が試案の形で報道機関にリークされる直前に、東大の医学部が読み方によってはエージェンシー化に賛成であるかのような新聞報道があったが、調査の結果あの記事は誤りであったので、ご了解いただきたい。東大では、昨年12月に学部長会議の下に「社会資本としての国立大学研究会」をつくり、国立大学が来るべき社会においてどのような役割を果たすべきかについて検討している。この研究会は、独立行政法人化あるいは民営化の問題に対応してつくられたものではなかったが、活動を始めて間もなくその動きが強まり、東大、京大を独立行政法人化しようとする案が出てきた際には、ここが中心になって反対声明文をまとめた。そして、10月16日、臨時学部長・研究所長会議を開いて東大として反対決議を行い、その晩文部大臣にお会いしてこの旨申し上げ。また翌日、記者会見を行った。大臣と面談した際大臣から、国立大学は自ら改革を進めているといっても必ずしも国民の目に見えていないのではないかと、もっと分かるようにしてほしいということとか、また、予算の配分には透明性ということが必要であり透明性の元になるものは何か、それを大学としても考えてほしいということが述べられた。これは、大学の評価を確立してくれたなら、それに基づいて国の予算を注ぐことができるということと言わんとされたのではなかったかと理解した。そういうことなので、国大協として反対を声明するだけでは問題が収まり得ず、東大としても、今後改革の途をどのようにすればみえるようになるか考えていきたいし、また、国大協として何をなそうとするか外部に対する態度表明が必要になってくると思う。

- 京大では最近、将来構想検討委員会の中に小グループをつくり、そこで大学の民営化、あるいは自由経済競争化ということについて理論的検討をして貰った。結論としては、自由経済競争になじむ事柄となじまない事柄がある。経済活動の殆どは自由競争になじむが、社会福祉とか防衛などは国が責任を持つべきものであって自由競争にはなじまない。大学は丁度その中間的存在であり、それを絶対に国家が責任をもってやらねばならないものとも言い切れず、そうかといって全く自由競争に晒してうまくいくというものでもない、ということであった。そういう時に、急に京大と東大をエージェンシー化する案が新聞報道で流れたので直ちに臨時の部局長・研究所長会議を開いて反対の決議をし、文部大臣にその旨お伝えした。
- 国立大学の独立行政法人化については、行革会議の「中間まとめ」に盛り込まれなかったことで終息したと思っていたが、昨日地元出身の代議士にあって聞いた話では、ことが何時動くか分からず楽観できる状況ではないようである。その代議士は、もし行革が失敗すれば日本の21世紀は取り返しつかないことになる、と危機感をもっていた。そして国立大学もしっかり改革をやってほしいと言われた。
- 各地区の学長会議で独立行政法人化反対の決議や声明が出ているが、個々の大学としても積極的に反対の意志表明をする必要があると思う。
- 国大協常務理事会(10月21日開催)で反対声明を出した翌日、臨時評議会を開き、反対決議を公表したが、他大学の動きがよく分からない。個々の大学でどの程度反対表明がなされているのであろうか。
- 地区の学長会議では、全ての地区で反対を決議し声明を発表していただいている。大学単位では、これまでに事務局にご連絡いただいているのは22大学である。ご承知のとおり、10月21日、緊急の常務理事会を招集し、国立大学の独立行政法人(エージェンシー)化に反対の決議(「資料33」)し、国大協としての意志表明を行ったが、今総会において改めて反対決議し声明を出す必要があるのではないか。
- 事態は急を要する状況にあると思う、個々の大学で努力いただくことも結構だが、やはり総会として反対意見をまとめて外に出すことが第一に必要なことと思う。
- 独立行政法人化、民営化については、各地区ごとに学長レベルで全て反対ということで一致しているが、問題は、社会的、政治的な場で我々の意向をどう反映させるかだと思う。勿論、現在国立大学には種々問題があり、その改革、改善をしていかなければならないことは十分承知しているが、それにはいろいろな制約もあって時間がかかる話である。したがって、当面緊急にやるべきことは、国立大学を維持するため、いかに社会的、政治的影響力のあるアクションをどうとっていくかであろう。
- 各大学での改革の動きが外から見えないということが国立大学への不満の一員になっているのであるから、この機会を捉えて、国立大学が全体としてどう改革を進めてきているかを整理し、世の中の人に理解していただくようにすることが必要だと思う。それを国大協として考えるべきだと思う。
- わが国の高等教育は私立大学と国立大学との間でよく機能分担されていると思うが、それが社会によく知られていない。会長、副会長は私立大学関係団体の責任者と接触を密にされ、国立・私立大学間の機能分担等々の問題についてよく話し合っていたきたいし、また、国立大学のエージェンシー化について先方がどういう見解をもたれている

か掴んでおく必要があると思う。

- 国立大学の対外的なPRが不足していると感じている。2年前に国大協白書「文化学術立国を目指して」(平成7年11月)を刊行したが、これだけでは不十分であり、国立大学の現状をよく知って貰えるより効果的な広報を考える必要があると思う。
- 個々の大学は、それぞれ大きな改革進めていると思うが、個々の大学として発表したものはその地域や関係者に読まれるに留まる。そこで、国大協が個々の大学の改革をまとめる形で国立大学全体としての改革を示すことができれば、政党だけでなく、ジャーナリズムにもある程度影響力があるのではないか。
- 資金、国立大学の改革はかなり進んでいるのにそれに見合った評価が受けられていない状況であり、その意味では絶えず外に向かって発言していくことが重要であることは否定しないが、今、緊急に対応を要することは、行財政改革の論議の中から浮上した独立行政法人化、民営化～国立大学を如何にして対象から外して貰うかということであり、そのために国大協としてどう行動をとるかということではなからうか。
- この問題は遠因と近因があると思うが、近因は、明らかに財政改革の面である。たとえば、国立大学を民営化すれば、10万人以上の公務員を削減でき、特別会計1兆数千億円の年間予算が削減できる計算になる。しかし、いろいろな議論をとおして、民営化は日本の教育研究機能を大幅に低下させることになるということがかなり理解されるようになったものの、独立行政法人化の意見はまだ根強くある。また、遠因としては、既に指摘がなされているように、国立大学の改革の姿が見えないという不満であり、さらには、予算配分その他で私立大学の国立大学への複雑な感情ということもあって、それらのことが代議士に伝播し国立大学に対する厳しい見方となって顕れているのではないか。

ここで会長から、この問題についてもう少しご意見を伺いたいが、一旦中断し、大学入試センターから大学入試センター試験に関しご報告を伺うことにしたい旨述べられた。

……………(中略)……………

以上の大学入試センターからの報告説明ののち、「国立大学の独立行政法人化、民営化」についての議論を再開した。

初めに会長から次のように述べられた。

全ての地区の学長会議で反対決議が行われており、国立大学の独立行政法人化に反対ということで学長の意見は一致していると思うので、基本的には先に常務理事会で決議した精神で反対決議を満場一致でいただいたことにしてよろしいか。(拍手をもって了承) ご了承いただいたので、次に反対決議を受けて具体的に何をなすべきかご相談したい。これまでの議論の中でも提案いただいているが、さらにご意見を伺いたい。

ついで、次のような意見交換があった。

- 当面緊急に必要なことは、井村会長が、行財政改革に深く関わっている自由民主党の幹部に会い、決議の趣旨を説明していただくことではないか。その際、国立大学は自己保存のみ考えているととられないようにしていただきたい。国立大学として国の行財政改革に協力は惜しまないが、特にこれから国際競争が強まる中で大学の役割は極めて重要である、ということを主張し、認識していただけるようご努力をお願いしたい。

- 現在、国立大学の独立行政法人化反対の声は専ら国立大学関係者から出ている。大学関係者以外から反対意見が出てくるのが重要と思う。たとえば、自治体とか、報道関係の論説・解説者等への働きかけということも必要ではないか。
- 来年度大学院に新たに設置する講座の教員を法律に基づく任期制にすること決めたことが反響を呼び、新聞にも好意的に報道された。任期制については各大学で全体的に抵抗があると聞かすが、改革を国民の目に見える形で進めていくことが重要であり、今回任期制を導入したのもその一環として行ったものである。国立大学は制度上の種々の規制や伝統的な学部自治、大学自治という枠組みにきつく縛られている。そのため、たとえば、学長のリーダーシップということも思うように機能しないとといった問題もある。しかし、それらの問題も含めて。自分たちはこのようの変わるのだという自己像を打ち出していけないと、世の中の国立大学批判に対抗できないのではないか。そういう意味では先の「反対声明文」は姿勢がややディフェンシブな感がある。国大協総会として国立大学の独立行政法人化、民営化反対の意見表明を行うこと自体は結構だが、もう少し我々が難しい状況をどうやって克服していくかという点を積極的に打ち出すような文章にしていきたい。
- エージェンシー化については、もしこれがイギリスのエージェンシーをモデルとした提案であるとすれば、現在各大学が自力で何とかしようともがいていることに対して、決定的にその途を塞いでしまうおそれがある。たとえば、イギリスの大学は、複数のリサーチカウンシルから縦割で競合的に大学のコントロールなしに資金配分を受ける形がとられているが、これは、オックスフォード大学やケンブリッジ大学などのように自前の資産をもって何とかできる場所は別として、大学が横断的に何かをしようとするのを難しくする。わが国では今、学部が強力なパワーを持ち大学自身が政策を決められないという問題を克服しようとしている矢先に大学を独立行政法人化し資金が違う形で大学に入ってくることになれば、我々がやろうとしていることを骨格から壊してしまう可能性がある。しかも日本版エージェンシーというのは、4、5年の短期の計画を設置者が提示して、それに対して評価し、次を考える、ということであるが、その能力を如何なる機関が持っているというのか、そのことの提示もない。今、考えられているエージェンシーについては到底受け入れられない。
- 与党・政府側の強力な風圧の中で、与えられた枠の中で議論を展開しているような気がする。やはり国立大学として長期的視野でのスタンスを明確にしておいた方がよいと思う。社会史的にみても21世紀の経済社会システムを維持しがたくなってきて、それに代る新しいシステムのモデルを世界中が模索している段階であり、日本の行財政改革もその延長線で考えられるべきである。そうすると、国民サイドからみた基本的再編があるのだと思う。そう考えた場合、税金とか国家資金をどう使ったらよいかとなると、当然、教育は将来にとって投資効果があるものであり、高等教育は本来税金で賄われてしかるべきであるということは言うてよいと思う。しかも、諸外国の例をみても、大学教育は直接国営ではないにしても最終的には国家資金で行われている。これは政略的な議論の中では、必ずしも説得力があるとはいえないかもしれないが、大学としてはこのことを鮮明にしておき、その上で様々な戦術的な戦い方があるのだと思う。
- 今は、振りかかる火の粉をどうやって払うかである。それには当面、国会議員に働き

かけ、国立大学が国立大学として存立することの必要性を理解して貫う努力をすることが重要であろう。

- 大学改革の動きが全体として鈍いように思う。これまで大学のイニシアチブで進められたものもあるかもしれないが、カリキュラムの大綱化にしろ、大学院重点化にしろ、又任期制の問題にしろ殆ど外から押し寄せてきたものである。それに対し、国大協は受身でしか対応していないのを残念に思っている。国立大学は自ら進んでいく態度を示さないと社会の理解と支持は得られないと思う。国大協でも、学長個人として賛成であれば国大協の基本的な態度として採択していただくようにしていただきたい。たとえば、大学院に進む学生の自大学出身の割合を5割とか3割以内にするということは大学の判断でできることであり、また、任期制の問題についても、空定員を使って年数を限り大学間で貸し借りができるようにすれば任期制が実行しやすくなるのではないか。いずれにしろ、受身の現状維持の姿勢ではなく国立大学全体として積極的に方策を打ち出していくべきではないか。
- かつて国大協はかなり権威を持っていたと思う。しかし、大学審議会等が設置され、そこから次々に政策提案がなされるのに対し、国大協はそれに受身で対応するだけで手一杯で、自ら政策提案ができない状態できた。この点は、国大協自身の組織体制の問題とも関係すると思うので、組織、運営について再検討する必要がある。
- 問題は、短兵急を要する独立行政法人化の問題と、国大協がどうあるべきかロンゲレンジの問題の2つあると思う。シンガポールでは2つの大学がエージェンシーになっていて、その外部評価委員には世界各国から国際的に著名な大学長等がなっていて、レビューを行っている。一口にエージェンシーといっても諸々の形があることを感じた。日本の国立大学は世界的にみてユニークな組織であると思っているが、シンガポールの大学をレビューした人達に日本の国立大学、私立大学の両方をレビューして貰ってはどうか。今後、市場原理も何らかの格好で導入する必要があるのではないかと思うが、世界の権威に評価して貰うのも大学改革のうえで一つの方法かと思う。

## 〔第2日目〕

日 時 平成9年11月13日(木) 10:00～12:10

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

### I 協 議

#### 1. 当面する諸問題について

以上のような意見交換があったのち、会長から、初めに、独立行政法人化に関する声明文(「国立大学の独立行政法人化について」(案))について諮られた結果、若干字句修正を加えることとし、これが了承された。

引続き会長から、決議文について次のように述べられ、了承された。

決議文について、修正意見を含め種々ご意見をいただいた結果、大筋でこれがお認めいただいたと思うので、早急に確定した文章にし、各大学長宛送付することとしたい。



ついで、会長から次のように述べられ、了承された。

国立大学の独立行政法人化、民営化について、正・副会長として今後対外的にどう働きかけるか考えたいが、各学長におかれても地元代議士等への働きかけや新聞等への投稿をお願いしたい。また、本日の決議を踏まえ、当面、国大協として取るべき対応として次のことをお願いしたい。

- 国立大学の独立行政法人化又は民営化の問題は今後どう展開していくか分からないので、それに備えて引続き「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」で検討する。
- 大学の組織運営のあり方について、各大学で検討いただくが、国大協として第1常置委員会で検討する。
- 大学における人事の弾力化（たとえば、学長の任命権限の問題）について、第1常置委員会で検討する。
- 大学における予算の弾力化について、どのような項目が可能か第6常置委員会で検討する。
- 国大協の運営方法の見直しについて会長を中心に常務理事会で検討する。また、「評価」の問題についても常務理事会で検討する。

(以下 略)

## 資料9

平成9年11月14日

各国立大学長 殿

国立大学協会会長  
井村 裕 夫

## 国立大学の独立行政法人化について

昨日の総会において、独立行政法人化についての決議文をご審議いただき、後刻各大学に修正確定した文章をお送りし、それに基づいて地元代議士等に接触していただきたいとのお願いをいたしました。その後自民党の行政改革推進本部の独立行政法人化のリストに国立大学は含まれていないとの新聞報道等もあり、状況が変化いたしました。

つきましては、決議文の文章は確定したのでお送りいたしますが、外部には出さず、地元代議士等への接触は逆効果になる恐れも考えられますので、暫くの間、保留されるようお願いいたします。

なお、事務局長各位には、この趣旨を本日開催の事務連絡会議でお話いたしておりますが、念のため、至急ご連絡いたします。

## 国立大学の独立行政法人化について

国立大学は、わが国における人材の育成、研究の発展、地域文化の向上に重要な役割を果たし、戦後の日本社会の発展にも大きく貢献し、その事実は国際的にも広く認知されてきた。最近、順調に発展してきたわが国の経済が行き詰まりを見せ、行財政改革の必要性が叫ばれており、その一環として国立大学の民営化、あるいは独立行政法人（エージェンシー）化が論じられている。もとより行財政改革は避けて通ることのできない課題であり、国立大学としても協力を惜しむものではない。しかし現在論議されている独立行政法人は、定型化された業務について、短期間で効率を評価しようとするもので、個性的な教育と、自由闊達な研究を長期的な視点から展開しようとする大学には、ふさわしいものではない。

21世紀には技術革新の加速と、国際競争の激化が予想され、創造力のある人材の育成と新しい時代を拓く学術研究の推進が急務となっている。そのため大学の果たすべき役割は更に大きくなるものと予想される。そこで国立大学では、過去数年にわたって自主的な改革を進め、一定の成果を挙げたが、まだ残された課題も多い。従って今後更に広い視点に立って改革を推進し、国際的な競争力を高めていく必要がある。このような情勢下で、財政的な視点のみから性急な設置形態の変更を行うことは、わが国の高等教育と研究の発展を阻害する恐れが極めて大きい。

このような理由から、第101回国立大学協会総会では、現在の独立行政法人案を国立大学に適用することに反対することを全会一致で決議した。今後わが国の大学における教育、研究の将来

構想を21世紀の国際社会を見通した論議を通して一日も早く確立し、その線に沿った大学改革を進めていかなければならない。

平成9年11月13日

国立大学協会

## 行政改革会議「最終報告」(抜粋)

H 9. 12. 3

## IV 行政機能の減量(アウトソーシング)、効率化等

## (2) 独立行政法人の創設

## ③ 独立行政法人の対象業務と設立の考え方

## ウ 対象となる具体的業務

a 上記の考え方を踏まえ、独立行政法人化の検討対象は、幅広く設定すべきである。その上で政府は、独立行政法人化に向けて、具体的検討を進めるものとする。(なお、独立行政法人化の検討対象となり得る業務として、当会議の論議で取りあげられたものを整理して、別表1・2に掲げた。)

b 検討に当たっては、各業務類型ごとに以下の点に留意する。

ア) 試験研究 (略)

イ) 文教研修

- 国立学校以外のものであって広く民間人を対象として研修を実施しているものについては、民営化又は地方移管を検討する。(注) 国立大学については、人事・会計面での弾力性の確保など種々改善する必要がある、現行の文部省の高等教育行政の在り方についても改善が必要。しかし、大学改革は長期的に検討すべき問題であり、独立行政法人化もその際の改革方策の一つの選択肢となり得る可能性はあるが、現時点で早急に結論を出すべき問題ではない。

## (3) 施設等期間の見直し

各省庁等の国の行政機関には、現在、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療厚生施設、矯正収容施設、作業施設等の各種の施設等機関が置かれている。これらの機関については、真に国として必要なものに限定し、それ以外のものについては、民間や地方への移譲を進める必要がある。

また、国の機関として存置する必要性の認められるものについても、中央省庁の再編と併せ統廃合を行うとともに、それぞれの機関の性格に即応して、独立行政法人化を検討する必要があるが(Ⅳ-2-(2)-③参照)、それに先立ち、あるいはそれと併行して、次のような組織の見直しを進めるべきである。

## ① 国立大学

## ア 国立大学改革の基本的な方向

国立大学は、国際化、少子化、高齢化、情報化、産業構造の変化など社会が大きく変化する中で、教育研究の質的向上や組織・運営体制の整備、各大学の個性の伸長、産業界、地域社会との有機的連携、教育研究の国際競争力の向上等に積極的に取り組むことが必要になっている。

## イ 具体的な大学改革の方策

a 国立大学の自主的改革の推進と情報公開、評価システムの充実国立大学の多様性にかんがみれば、各大学が主体性と責任を有し、競争的な環境の中で、特性を生かしつつ諸課題に取り組んでいくことが求められる。このためには、各大学ごとの情報公開と透明性の確保、評価システムの充実をさらに推進する必要がある。

b 組織・運営体制の整備

各大学が主体性と責任を有し、組織として適切な意思決定を行い、実行に移すためには、組織・運営体制の整備が不可欠である。具体的には、外部との交流促進も含めた人事制度及び会計・財務面での柔軟化を図る必要がある。この際、高等教育行政と各大学の関係を見直し、各大学の自主性を高めるための方策として、外部資金の積極的導入、国費投入・配分基準の明確化・透明化、競争的資金の充実等についても早急に検討を行う必要がある。

c 大学組織の権限と責任の明確化、事務組織の見直し学長、学部長などの執行機関の管理運営機能の強化を図るとともに、評議会や教授会などの審議機関についての在り方を見直し、執行機関との間の権限と責任の明確化、意思決定手続の明確化を早急に行う必要がある。また、事務組織の簡素・合理化、専門化についても、早急に整備する必要がある。

ウ 大学改革の進め方

国立大学については、上記のとおり、高等教育行政の見直しも含めた、組織・運営の在り方の改革を早急に推進する必要がある。さらに、独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである。また、大学の機能に応じた改組・転換についても、併せて積極的に検討する必要がある。

#### 4 組織の整理・簡素化、定員の削減

(2) 定員の削減

省庁の再編と事務・事業の減量、効率化方策の実施に対応し、定員の大幅な削減を進める。これに当たっては、新規採用や増員の抑制、退職者の不補充などを通じて、国家公務員の雇用に不安を与えることのないよう進める。

省庁再編の開始年である2001年(平成13年)には、総定員法を改正し、新たな定員削減計画を策定する。この計画においては、最初の10年間で少なくとも10%、できればそれを超える削減を実現する。

## 中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日 法律第103号）（抜粋）

### 第四章 国の行政組織等の減量、効率化等

#### 第三節 独立行政法人制度の創設等

（独立行政法人）

**第三十六条** 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人（以下「独立行政法人」という。）の制度を設けるものとする。（法令による規律）

**第三十七条** 政府は、独立行政法人について、その運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定める法令を整備するものとする。

2 それぞれの独立行政法人の目的及び業務の範囲は、当該独立行政法人を設立する法令において明確に定めるものとする。

3 それぞれの独立行政法人を所管する大臣（次条において「所管大臣」という。）が独立行政法人に対し監督その他の関与を行うことができる事項は、法令において定めるものに限るものとする。

（運営の基本）

**第三十八条** 独立行政法人の運営に係る制度の基本は、次に掲げるものとする。

一 所管大臣は、三年以上五年以下の期間を定め、当該期間において当該独立行政法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する目標（次号において「中期目標」という。）を設定するものとする。

二 独立行政法人は、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）及び中期計画の期間中の各事業年度の業務運営に関する計画（第七号において「年度計画」という。）を策定し、実施するものとする。

三 独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとするとともに、各事業年度において生じた損益計算上の利益は、これを積み立て、法令の定めるところにより、中期計画に定められた用途の範囲内において使用することができるものとする等弾力的かつ効率的な財務運営を行うことができる仕組みとすること。

四 国は、独立行政法人に対し、運営費の交付その他の所要の財源措置を行うものとする。

五 独立行政法人の業務については、その実績に関する評価の結果に基づき、業務運営の改善等所要の措置を講ずるものとする。

六 独立行政法人の職員の給与その他の処遇について、当該職員の業績及び当該独立行政法人の業務の実績が反映されるものとする。

七 独立行政法人は、各事業年度において、業務の概要、財務内容、中期計画及び年度計画、



業務の実績及びこれについての評価の結果、人員及び人件費の効率化に関する目標その他その組織及び業務に関する所要の事項を公表するものとする。

八 所管大臣は、中期計画の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

（評価委員会）

**第三十九条** 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、府省に、当該評価の基準の作成及びこれに基づく評価等を行うための委員会を置くとともに、総務省に、府省に置かれる委員会の実施した評価の結果に関する意見の表明、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃の勧告等を行う委員会を置くものとする。

（職員の身分等）

**第四十条** 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して必要と認められるものについては、法令により、その職員に国家公務員の身分を与えるものとし、その地位等については、次に掲げるところを基本とするものとする。

一 団結する権利及び団体交渉を行う権利（労働協約を締結する権利を含む。）を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。

二 法令に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることがないものとする。

三 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項は、独立行政法人が中期計画に照らして適正に決定するものとし、団体交渉並びに中央労働委員会のあつせん、調停及び仲裁の対象とするものとする。

四 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律その他の法令に基づく管理の対象としないものとするとともに、職員の数については、毎年、政府が国会に対して報告するものとする。

（労働関係への配慮）

**第四十一条** 政府は、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとする。

（特殊法人の整理及び合理化）

**第四十二条** 政府は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。第五十九条第一項において「特殊法人」という。）について、中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、その整理及び合理化を進めるものとする。

**第四節** その他の見直し

（施設等機関等）

**第四十三条** 政府は、施設等機関について、国として必要なもの以外のものについては、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を推進するほか、その必要性が認められるものについても、府省の編成に併せてその統合を推進するとともに、各施設等機関の性格に応じて独立行政法人への移行を検討するものとする。

- 2 政府は、国立大学が教育研究の質的向上、大学の個性の伸長、産業界及び地域社会との有機的連携の確保、教育研究の国際競争力の向上その他の改革に積極的かつ自主的に取り組むことが必要とされることにかんがみ、その教育研究についての適正な評価体制及び大学ごとの情報の公開の充実を推進するとともに、外部との交流の促進その他人事、会計及び財務の柔軟性の向上、大学の運営における権限及び責任の明確化並びに事務組織の簡素化合理化及び専門化を図る等の観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するものとする。



## 平成 10 年 10 月理事会議事要旨（抄）

日 時 平成 10 年 10 月 23 日（金） 13：00～16：00  
場 所 学士会分館（本郷）6号室  
出席者 阿部（謹）会長  
蓮實、阿部（博）各副会長  
丹保、吉田、北原、磯野、中嶋、内藤、松尾、長尾、高橋、杉岡、田中、桂各理事佐藤（第3）、梶井（第4）、鈴木（第6）各常置委員会委員長  
兵藤、板垣各監事  
木下教員養成特別委員会委員長  
（大学入試センター）廣重所長、法月事業部長  
……………（略）……………

### 4 当面する諸問題について

#### (1) 国家公務員の定員削減について

会長から、去る8月27日に文部省高等教育局長及び関係担当者と会長、両副会長出席のもとに、国家公務員の定員削減に関する話し合いの場が持たれ、このことについて、文部省側の説明を受けたとの報告があった。

……………（中略）……………

更に、これと関連し、独立行政法人については、来年4月に独立行政法人化の法律が提出される予定で、1月には、大綱が決まり、対象機関が明らかになることになっている。この時点で、どう対応するのか、年内には詰めた話をしておかないといけない。独立行政法人の形が大学になじむかどうか問題はあっても、“国立大学”という今のままの設置形態で良いのか、或いは、又別の形の法人化はどうかという議論は今後もあり得る。

……………（中略）……………

独立行政法人化の問題については、さまざまな報道がなされているが、依然として流動的であり、予断を許さない状況にある。

引続いて、会長から、現在、自由民主党文教部会及び総務庁等の動きもあるようであるが、例えば、来年4月に法案が成立したとしても3月までの間、どこかが具体的にアドバルーンを上げるとか、あるいは何かをマスコミに情報を流すということもあり得るかもしれないが、組織だった形で議論していけば、少なくとも文部省は反対の姿勢を持ち続けられるし、直ぐに決めてしまうようなことはないかと推察している。しかし、行政改革そのものの見直しとの関連で、突発的に出てくる可能性もあるかもしれない。

心配なのは、国立大学全体としてではなく個々に名指しされる可能性があるということで、以前に東大、京大が紙面に出たように、文教部会等が個別に名指しで来た時に、我々は、これに対しどのような対応をすべきかという問題がある。

名指しされた大学は大変な苦勞をするわけであるが、そこで緊急の理事会あるいは常務理事会を開催し、その対応策について議論しなければならない。また、文部省との対応関係についても事前の方策を考えておかなければならない。

問題は、突然、ある大学を名指しで言われて来た時に、国大協全体として、これにどう対処するか考えておかなければならない時期が近いうちに来るのではないかと危惧している。

## 第 103 回 総 会〔第 1 日 目〕

日 時 平成 10 年 11 月 11 日（水） 10：00～16：30

場 所 学士会館（神田）210 号室

出席者 各国立大学長

……………（略）……………

## 2. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

当面する諸問題として、○大学審議会答申への対応、○国家公務員の定員削減、及び○独立行政法人、の3つの議題を挙げている。

……………（中略）……………

国立大学の独立行政法人化については、文部省としては困難と考えているが、省庁再編がスタートした後は、定員削減とも絡んで問題提起はあり得る。独立行政法人に係る法案は来年4月頃に国会提出の予定であり、その前の1月頃に大綱が出され、そこで対象機関も決まることになる。

……………（中略）……………

以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

（法制化について）

- 法制化については、できるかぎり各大学がそれぞれの実情にあった形で実施できるようにしてほしい。それは大学審議会への意見書の中でも強調して述べていることであり、ぜひそのようにお願いしたい。
- 文部省は、法制化に向けて法律案を来年1月の通常国会に提出予定ということであるが、国大協には法案の準備の過程で随時相談があるのか、それとも、最終案を提示されることになるのか、その見通しを伺いたい。
- 法制化にあたっては予めその内容を示して貰えることになっているが、それが具体的にどの段階でかということは特に話してない。時機をみて、改めて文部省に問い合わせたい。

（独立行政法人について）

- 大学共同利用機関もそうだが、博物館等も独立行政法人化の対象となっているようである。個々の機関の存在理由、そして日本の学術の将来ということについて殆ど議論がないまま、行政改革の一環として独立行政法人化が行われようとしていることに危惧の念をおぼえる。
- 大学共同利用機関は、わが国の学術の特定分野について、ある程度の実績を有し研究者層も厚いところに、国として資源を注入して、よりピークを高め、合わせて周辺領域の研究を活性化するという発想でつくられた。これらの中には、世界のトップクラスの研究をし、国内は勿論、海外に対しても開かれたユニークな研究機関がある。いわゆる国研が独立行政法人化の対象になっていて、同じ研究所の並びで大学共同利用機関もターゲットにされたようであるが、これは無理解も甚だしいことである。国として力を入れて長期にわたり培ってきたものを崩すようなことになっては大変なことである。ぜひ慎重な対応をお願いしたい。

- 博物館も美術館もただ作品を展示しているわけではなく、大学と同じように研究をも行っている機関である。ただ、今、独立行政法人化反対といっても、それだけでは世の中は、権利だけを主張しているとしか受け取らない。我々は今、何をしています、これから何をしようとしているのかということの理解が得られるよう努力する必要があるということを感じている。
- 行政改革を行おうとする人たちの博物館、美術館についての認識は浅く、博物館、美術館の側もそういう点の宣伝をこれまでしてこなかったこともあって、今のような事態を生じていると思う。
- 独立行政法人については、まだその内容が明らかにされていない。分かっていることは、3年から5年の期間で業務運営の効率を中心に評価するという程度である。国大協としては、昨年、国立大学の独立行政法人化反対を決議し、要望書を提出してあるが、大学共同利用機関等にも問題が降りかかっている状況の中で、どうすべきかご意見をいただきたい。
- 教育改革というのは長期のスケールで考えられるべきものである。ところが、行革というのはテンポが早く、ここ1、2年で勝負しようというものである。それが、大学の中で懸命に努力している大学改革にとってマイナスになりかねない。先が見通せない状況ではあるが、今の行革の流れを超えた高等教育の将来についての議論を国大協だけでなく、大学関係者を巻き込んで喚起していくことが必要であろう。そうすることが短期的な行革の圧力に対してもある程度効果になるのではないか。

…………… (中略) ……………

(独立行政法人について)

- 昨年、国立大学の民営化が浮上したときは、教官はこぞって反対したが、独立行政法人については教官の間で受け止め方にニュアンスの違いを感じている。独立行政法人になれば、メリット・システムのような形で個々の努力が認められるのではないか、それなら、国立大学でいるより処遇面でもよくなるのではないか、と思っている教官もいる。我々は、これまで大学改革を進めてきたが、教官の意識改革まではなかなかいかない。そこが独立行政法人化が意外にサポートされる所以かもしれない。国大協としては、独立行政法人化反対ということで進んでいるが、民営化問題のときのように、独立行政法人化反対を真正面から謳えない部分を抱えているということをお我々は認識する必要がある。そのうえで、どう対応していくべきかを考える必要があるのではないか。
- 私の大学の中でも独立行政法人化について積極的な意見をもっている人がいるが、その根拠は、メリット・システムということも含むかと思うが、むしろ規制緩和ということにある。特に、会計法上規制が強いことが研究遂行のうえで大きな妨げになっていることが大きな要因と思われる。これは、今の大学改革の中でもある程度可能と思うが、そう容易ではない。学長の中にも、その大学として賛成でまとまるのであれば独立行政法人化してよいのではないかというご意見があり、そういう例が将来出てくるかもしれない。
- 独立行政法人について一番心配なのは、評価が3～5年という短い期間ごとに行われることである。何年必要かは一概に言えないが、研究者があるテーマの研究に着手しそれがあ程度形になるところに達するまでに何年かかるかを考えれば、理解いただけだと思う。能力があつて、ラッキーである場合は別だが、地道に仕事をされ停年前にいい仕事ができたといい教官すらいる。3年で成果があがらなければ、給与も研究費も下げるといったやり方が研

究教育機関に適するものか。独立行政法人がそういう方向で考えられているということに危機感をもつべきであり、この点、国大協は国研のあり方にも関心をもたなければならないと思う。

- 独立行政法人になると、文部大臣が各大学に課題を与え、それについて3年、5年後に遂行状況を法律に照らして審査することになる。実際には、文部省の事務が間に入って個々の大学の課題を勘案しながら大臣に上げていくことになる。そうなると、これまでと変りなく、大学の日常的研究が認められる可能性もあるが、別の観点から課題を与えられる可能性もあり、その場合は、研究の自由を拘束される事態も起こり得る。いずれにしろ、形式的にも課題を他から与えられることは問題であろう。
- 独立行政法人になり、すぐれた研究をすれば高い給与を得られるのではないかと考えるのは幻想と思う。それは規制のない私立大学をみれば明らかである。やっぱり、日本にはそのような状況はなかなかできてこない。それから、科研費が使い易くなるというのも、設置形態の如何を問わずまったく同じ会計法の上に立っているものなので、独立行政法人化しても変わらない。仮に独立行政法人化された場合に、現在の国立大学がその土地、建物を貰えるのかどうか不明であり、その点から慎重を期さなければならない。文部省は国立大学の独立行政法人化には反対しているが、法制化（予定では来年4月に法案を国会提出）された以後についてはまったく別の話であるので、仮に法人化を望んでいる教官が多くいる大学においては、それ以後の独立行政法人格あるいは設置形態の問題をより大きな視点から国立大学に国家予算の何%を費やされ得るかということまで視点に入れて考えていただきたい。
- エージェンシー化については、3年間で、場合によっては、文部省が指針を出して、エバルューションするという形は耐えがたい。行政機関のエージェンシー化と大学を同一に論じるわけにはいかないであろう。そうであるならば、我々はもっと本気になって自分達の進路を自分達でつくる議論をしていかなければならないのではないのか。

……………（中略）……………

（独立行政法人について）

- 肯定的にとる向きもあるようであるが、エージェンシー化に問題があることは確かであり、国大協として改めて反対を表明するかどうかは別として、エージェンシー化に反対である立場だけは再確認したい。そして、財政が厳しい中であっても、国家百年の大計に立って国は教育に予算をかけるべきであるということを、政党、政治家に理解していただくことが大事であり、今そのために各学長も、国大協も力を尽くすべきである。
- 昨年、民営化、独立行政法人化の問題が浮上してきたときは、各学長がそれぞれの地域の国会議員に接触し、効果をあげたと思う。文部省との懇談会（8月）においても、独立行政法人化反対を再度申し上げている。最終的に独立行政法人がどうなるか分からないが、これまで報道されているかぎりには、学問研究の自由な推進を阻害する要因が大であり、改めて反対を確認する必要もないと思われる。しかし、独立行政法人化の問題は予断を許さないので、学長方には、機会を活用し地域選出の国会議員に働きかけていただきたい。

（以下 略）

## 国の行政組織等の減量、効率化等に関する 基本的計画（抜粋）

H 11. 4. 27 閣議決定

### 第2 独立行政法人化関連

2

(1) 国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。

1. に掲げた機関以外の大学共同利用機関等については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る。

### 第3 組織整理等関連

#### 3 施設等機関等の見直し

(1) 国立大学

事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、事務の一元化を引き続き推進するとともに、人事、会計・財務、組織編制等に係る弾力化、時代の変化に合わせた事務手続の簡素化、合理化、事務処理の効率化等を進める。

なお、大学審議会答申（平成10年10月26日）の指摘を踏まえ、大学改革のための法案を今次通常国会に提出したところである。

### 第4 定員削減関連

(1) 国の行政機関の職員の定員について、10年間で少なくとも10分の1の削減を行うための新たな計画は、平成12年12月31日の定員をもとに、平成13年1月1日から平成22年度の間の実施するものとし、府省編成前の適切な時期に策定する。

当該計画に沿った定員削減を進めつつ、郵政公社の設立、独立行政法人への移行により、一層の削減を図るものとする。

国家公務員は、上記趣旨を踏まえ、早期に実現させるため前倒しし、平成12年度採用分から毎年新規採用を減らし、公務員数を10年間で25%削減する。

1999年6月8日

## 国立大学の独立行政法人化問題に関する検討結果の取りまとめ

名古屋大学 松尾 稔

資料の取りまとめにあたって（前文）

本資料は、文部省および国大協の正式なスタンス、すなわち「法人化が先にありきではなく、大学審答申を承けた大学の自己改革が先ず行われるべきであり、法人化には反対」が不変であることを充分承知の上で作成したものである。

すなわち、本資料の目的は、国立大学の独立行政法人化が政財界を中心に現実味を帯びつつある中、加えて6月開催の国大協理事会・総会を目前に控え、法人を「あくまで可能性のある設置形態の一つ」として捉え、万一の場合には遅滞なく適切に対応するための一助になることを願って、問題点を整理することにある。

本年4月に、公的立場を離れて蓮實国大協会長から相談があり、この問題に関する早期検討の必要性を昨年度から強く感じていた松尾個人が引き受けたものである。松尾の個人的依頼により、複数の大学から各分野の専門家4名に加わってもらい、計5名でこれまで4回の会合とその間の文書による意見交換を行って、約1か月半で集中的にまとめた。

このように、本研究會自体が非公式の私的な集まりであり、また、検討に当たった者が国立99大学すべてを知悉しているわけではないので、自身の所属する大学を念頭に置いて作業を行ったことを予めお断りし、また、メンバー全員が、本文に掲げるように不明確な点の多い法人化を性急に進めることに対して強い危惧の念を抱きつつ検討を行ったことを申し添えておきたい。

以上のような経過であるから、この「検討結果の取りまとめ」は、蓮實会長の手持ち資料としてお渡しするものである。したがって、以後のこの資料の取り扱いについては蓮實会長にお任せする。すなわち、個人として留め置かれるか、国大協会長として6月開催の理事会・総会における発言に参考とされるか、また国大協において法人化問題に関して委員会等で正式検討を開始するような事態になった場合、検討の参考資料として利用されることもありうる。いずれの場合にも、われわれにはなんらの異論もない。

また、かかる状況を考慮し、後の利用のされ方を拘束しないために、この「前文」を除き、あえて成文化せず、項目別に検討内容を列挙するにとどめた。

なお、研究会の進め方としては、国立大学を取りまく状況の変化やその在るべき姿を明らかにした上で、設置形態が独立行政法人に移行した場合に予想される問題を抽出し、併せてその解決策についても若干の検討を加えた。

いつの時代にあっても、大学は社会の動向を鋭敏にとらえ、その求めるところに即応する努力を怠ってはならない。しかしまた、目前の利益を追求するあまり、大学が教育研究の長期的展望を欠くことになれば、真に知の創造の場でありつづけることはとうてい不可能であろう。

わが国の大学は幾度かの変革を経て今日に至っている。とりわけ、現在議論に上っている独立行政法人化は、明治の学制施行、戦後の学校制度改変にも匹敵する国立大学のきわめて重大な問題だと認識しなければならない。戦後の最重点課題は国民が等しく高等教育を享受できる機会を

提供することであったが、その後も社会経済的な状況に即応して、各大学が、自主・自律の精神にもとづき、組織改編・カリキュラムの体系化・大学院拡充・社会人受け入れなど、種々の教育改革を推進してきた。国立大学は、その過程でつねに先導的・中核的役割を担っており、現在も、大学審答申を承けて教育改革に一層の努力を重ねているところである。

従来、国立大学の場合、種々の規制によってその円滑な運営が妨げられることもなかったわけではないが、規制が緩和されるならば問題の解決が容易になり、教育改革の実効をさらに高めることができると考えられ、この観点に立つならば、現在の設置形態を変える必要性を積極的に見出すことはできない。とは言え、国立大学の現状を直視すれば、問い直す必要のある問題が少なくないことも事実である。

大学は、いわゆる競争原理とは異なる基本理念にもとづき、とりわけ21世紀に求められる多様な人材の育成やわが国の学術の推進を通じて、重層かつ広範な社会貢献を果たさなければならぬ。日本をどのような国とするのかを明らかにし、その将来像の中で、長期的展望と国際的視点に立つ高等教育研究の在るべき姿について、科学技術会議・学術会議などからその具体的構想が提示されるはずであり、それを強く期待する。

しかながら、昨今の行政改革の急速な動きの中で、設置形態をも含めて国立大学の在り方が見直されている現実をもはや無視できない。提起されている独立行政法人化については、その目的が国家公務員の定数削減による職務達成の効率化にあり、その意味で教育研究機関としての大学にはきわめてなじみにくいものである上、通則法とともに制定される個別法の如何によっては大学の教育研究機能を著しく損なうとの懸念も少なくない。

大学と現実社会との強い相互関係について認識が深まった現在、臨教審答申以来の「弾力化・個性化・多様化」を単なる名目に終わらせることのないよう、大学が真剣に検討すべき段階にあることは言うまでもない。

そこで、教育改革と行政改革の双方を視野に取めつつ、国立大学が自ら現状に照らしてその在り方を再検討し、設置形態の如何を問わず大学に保障されるべき条件を明らかにすることが急務である。特に、法人化される場合には、その備えるべき要件の充足が重要である。以下の「本文」は、そのような考えにもとづいて作成されたものである。

## 検討結果の取りまとめ（本文）

### I. 国立大学をめぐる現状

#### 1. 社会的状況の変化と大学改革

- ・高等教育が大衆化し、大学への社会的期待も多様化している。
- ・国立大学は、伝統に支えられつつ種々の改革を遂行することによって、わが国の大学の教育研究水準の向上を図ってきた。
- ・規制が緩和されるならば、国立大学の抱える諸問題を解決して教育改革の実効を高めるとともに円滑な教育研究活動の場を確保することができると考えられる。
- ・全国に配置された多数の国立大学がすべて同種類の役割を担うことが適当であるかなど、問い直す必要のある問題も少なくない。

#### 2. 新たな状況への対応

- ・国大協として、教育改革と行政改革の双方を視野に取めつつ、設置形態のいかんを問わず

大学に保証されるべき条件を明らかにしておくことが重要だと考える。

## II. 国立大学の在るべき姿

### 1. 大学の理念

- ・ 知の生産が継続的に成り立つのが大学であり、その条件を充たすのはおそらく大学を置いて他にないであろう。
- ・ 大学は社会の動向を鋭敏に捉え、その求めるところに即応する努力を常に怠ってはならない。
- ・ 目前の利益を追求するあまり、大学が教育研究の長期的展望を欠くことになれば、真に知の創造の場であり続けることは不可能である。
- ・ 大学が教育研究を通じて社会貢献する途として、各大学はそれぞれの設置の基本理念を明確にし、どのような姿の大学を志向するのかを検討する必要がある。

### 2. 社会貢献・国際貢献

- ・ 国はその教育研究を質量ともに国際的な評価に耐えうる高い水準に維持するという責務を負う。
- ・ 21世紀が求める指導的人材の養成を通じて成熟社会を実現するとともに、諸外国の高等教育機関との連携協力によって国際貢献を可能にしなければならない。
- ・ 大学は国際的公共財であり、単に一国家の利益追求に資するものではない。

### 3. 運営の自主・自律

- ・ 大学は、みずからの意思にもとづいてそれぞれの教育研究を最適化して、初めてその成果を最大化できる。大学には自由かつ自律的な意思決定機能が保障されていなければならない。
- ・ 国立大学は、戦後の歴史の中で、設置者かつ財政的支持者である国との関係において、「自治」というスタンスを学び取ってきたと言える。設置形態の如何を問わず、この果実を大切に守り育てていくことが重要である。
- ・ 大学における自主・自律こそが豊かな知の展開と相互触発を可能にする。

### 4. 教育研究

- ・ 大学が立案する中期的・短期的計画の立案は、教育研究の長期的展望を踏まえたものでなければならない。それなくしては、わが国高等教育の方向性が見失われ、取り返しのつかない事態を招く恐れがある。
- ・ 教育研究の効果、とりわけ教育のそれは一般に後発的であるので、短期的に評価されるべきではない。
- ・ 教育研究の受益者は、教育を受ける「個人」ととどまらず、それによって知的豊かさを享受する「社会」である。この認識を社会全体が共有することが重要である。
- ・ 大学は、基礎領域の研究、とりわけ人文・社会科学系分野の研究を含め、諸学の調和的発展の必要性を積極的に示して、その「支持者」の認識を高めるよう努めることが必要である。

### 5. 経営

- ・ 同じく社会貢献をめざす場合であっても、大学における教育研究活動は、私的企業における生産活動とは目的が大きく異なり、一般の企業理念の対極とも言うべき個性化・弾力化・多様化・持続性など独自の理念にもとづいて遂行されるべきであり、単なる効率化を目的



- とすればその弱体化・貧困化を招くことは必至である。
- ・個別にそれぞれの中期目標の達成を図り、しかも中期目標が外部評価機関による評価の対象となるとすれば、近視眼的かつ現実対応的な教育研究活動に陥る危険性を免れない。
- ・大学自身の組織について必要な改善を加えつつ、財務会計や人事管理などの局面において運営の自主性を維持することが必要である。

### Ⅲ. 独立行政法人化にともなう問題点

#### 1. 基本的理念に関する問題

- ・国立大学の任務や業務様態は、国の行政機関の中でかなり特殊なものである。
- ・現在進められている独立行政法人制度をそのままの形で大学に適用することはきわめて困難であり、多くの問題を生じかねない。
- ・独立行政法人制度の構想においては、主として本省が政策の企画立案機能、外局・独立行政法人が実施機能を担当し、両者を組織的に分離してそれぞれの機能の効率化を図るものである。
- ・企画立案と実施の機能分離によって達成の高度化・効率化を図るという考え方は大学にはまったくなじまない。大学は、その両者を兼ね備えるべき特殊な機関である。
- ・中期目標は長期的展望に立つアカデミック・プランの中に位置づけられるべきものであり、長期目標なくして大学の発展はありえない。大学は主体的に長期目標を設定するべきである。

#### 2. 法制上の問題

- ・独立行政法人化されるとすれば、通則法の一般原則とは別に、個別法によって大学の特殊性が活かされるように、通則法の例外をも含む独自の規定を設ける必要が生じる。このことが立法過程における重要な課題となろう。
- ・公私立大学との比較において独立行政法人の存在意義を明確にし、特に国の高等教育政策に則った大学の理念について明文化する必要がある。
- ・大学が担うべき役割の重要性に鑑み、各大学がそれぞれ教育研究の長期的方針を定めて経営の基本とする仕組みを設け、国の学術政策におけるその位置づけを法律上明確化することも必要になる。
- ・独立行政法人の職員は、人事の流動化や待遇の均等化などの観点から、国家公務員型であることが望ましい。教育職員については、現行の教育公務員特例法によって保障されている職務遂行上の自由度が確保されなければならない。
- ・各大学の重点的課題の達成に対する制約がさらに強まることが懸念される。
- ・立準過程において以下の点に留意すべきである。
- ・主務大臣の関与は、実質的な統制・監督となりうる。
- ・評価機関の権限が、組織運営・人事・中期計画・経営に関する審議や改善要求に及び、各大学が独自性を伸ばす上に支障を来しかねない。
- ・最高意思決定機関の位置づけが不明確になる危険性もある。評議会・教授会について見直しが行われたところであり、その方向性を混乱させるべきではない。

#### 3. 組織上の問題

- ・国立大学を独立行政法人化するとして、その態様として次のような選択肢がありうる。

- ・現在の99国立大学を単一の法人とする。
- ・地域ごとに複数の大学を一法人とする。
- ・大学の性格に応じて複数の大学を一法人とする。
- ・各大学を単位として法人化する。
- ・大学の部局を単位として法人化する。

なお、一部の大学が現在の設置形態を維持する可能性も残されるが、その検討は省いた。上記のいずれを採るかは、各大学が主体的に検討すべき問題である。

- ・個別大学を超えたレベルで、わが国の高等教育の基本方針や将来構想について検討し、各大学の自主自律を基本としつつ必要な大学間の連携協力を行うための制度や組織が必要となる。

#### 4. 財政上の問題

- ・これまで国が関わってきた国立大学への財政的投入に相当するものは存続させなければならない。
- ・「非私立」大学に特別の財政的措置を講じるべきだとする根拠を明確にしておく必要がある。例えば、民間の発意に期待しがたい基礎領域の継承や新領域の開拓に必要な条件の確保、高度教育研究機能の地域的偏在化の是正、国際水準の学術交流・教育支援の促進などがそれである。
- ・資金運用の自由度が高くなる点は有利であるが、経営の合理化として生じた余剰金によって次期配分額の削減が正当化されることになるという懸念も生じる。各大学の自助努力が報いられないという事態が生じることをないようにするべきである。
- ・法人化にあたっての基本財産がどのように定められるか、新たな事業展開を可能にする財政的基盤はどのようにして保障されるのか、授業料収入はどう扱われるのか、など不明確な問題が少なくない。
- ・産学協同は今後ますます盛んになると思われるが、大学の本来維持すべき機能が損なわれることのないよう、資金運用が適切に行われるべきである。
- ・外部資金の導入が容易には期待されない学問分野の継承発展に支障を来すことが予想されるので、その危険を回避するための措置を講じる必要がある。

#### 5. 経営上の問題

- ・大学には自由かつ自律的な意思決定機能が保障されていなければならない。
- ・国立大学では、私立大学における理事会と教授会とが学部自治の下で一体化されている。経営と教学を分離させると多大の弊害が生じかねないので、基本的には現行の運営体制を維持することが望ましい。
- ・大学の運営方針は各大学の主体性において形成され、また見直されていくべきである。
- ・主務大臣による中期目標の設定や計画の認可などの方式は、経営の自主性を損なうものであってはならない。
- ・大学の経営責任を負う者（学長等）が大学内部の意思にもとづいて選考されることが必要であり、現行の教育公務員特例法の原則が維持されるべきである。

#### 6. 教育研究上の問題

- ・定員削減と経費節減が最重点課題となる結果、教官の負担がさらに増大し、教育研究の質的低下を招きかねない。



- ・教育研究支援体制の充実や職務従事者の処遇の改善について検討が必要となる。
- ・近年の大学院重点化や学部改組の実効を高めるためには、人員や施設の整備が早急に必要となる。
- ・国際的に高く評価される水準の知的生産力を維持・向上させるためには、技官などの教育研究支援体制の充実をめざすべきである。

#### 7. 評価の問題

- ・大学は、公開の上で行われる自己点検と外部評価にもとづいて、より高度の教育研究の実現に向けて不断の努力を続けなければならない。
- ・法人の場合、基本的に経費（運営費および施設費）が国庫から交付されるが、その配分額は、経費の効率的運用による目標達成度の評価にもとづいて決定されることになる。
- ・研究の目標達成度については、すでに当該分野の学界において評価が行われており、問題は少ないが、目標それ自体について評価することや中期目標を数値的に示すことについては多大の困難が予想され、一面的で適正を欠く評価がなされる危険が少なくない。
- ・教育の成果は時間を経て発現することが多いので、その短期的な評価は信頼性に欠け、好ましくない影響を及ぼすことも危惧される。
- ・評価は単なる結果（アウトプット）でなく過程をも考慮に入れてなされるべきであり、評価の結果が以後の改善に資するものでなければならない。
- ・十分に権威ある評価機関によって多様な基準や方法にもとづく評価が行われるべきであり、過度の画一化・数値化のために誤った序列化が行われることのないようにしなければならない。
- ・評価が既存の組織に委ねられる場合、異なる観点に照らして複数の組織がそれに関与する形で実施されることが望ましい。また、評価組織自体が改善・発展するシステムでなければならない。
- ・所管官庁の統制が強化される危険性についても慎重に対処する必要がある。

### IV. 課題解決策の提言

前項に問題点を指摘するとともにその解決策についてもふれたが、それを補足するためにさらに付言しておきたい。

#### 1. 法制に関する提言

- ・「通則法」は大学を前提にしているとは思われないので、教育公務員特例法を設けている現行制度に替する形で「大学独立行政法人特例法」とも呼ぶべき法を定めて、個別法を大学に適したものとすべきである。
- ・独立行政法人の職員は国家公務員型であることが望ましい。
- ・大学が長期的展望の下で、必要な定員を維持するために必要な措置が講じられるべきである。ただし、大学が、教育研究の充実・発展をめざしつつ、効率的な経営に努めるべきであることは言うまでもない。

#### 2. 組織に関する提言

- ・原則として、大学の経営・自治の基本単位は、附属病院・附置研究所などを含めた現在の各大学とするのが現実的であり、望ましいと思われる。
- ・各大学が中期・短期目標の達成を図るあまり現実対応的な活動に終始することなく、大局

的見地からわが国高等教育のあるべき姿について検討できるような制度や組織を設けるべきである。

- ・また、複数の大学が、それぞれの自主自律を基本としつつ、必要な連携協力を行う仕組みが保障されなければならない。その場合、現在の国立大学全体を単一グループとする、地域、各大学の性格などに応じた複数のグループを設けるなどの選択肢がある。
- ・以上の点を考慮すれば、次のような3種のモデルが考えられる。

〈モデル1〉国立大学をそれぞれ一法人とし、他方それら相互の連携協力のために、別に連合組織の実質をもつ独立行政法人（いわば組合法人）を、一つまたは大学法人グループごとに設立する。組合法人は、現在の国大協に類する役割を担うほか、たとえば事務職員の人事交流（あるいは一元的人事運営）などの役割を担う。

〈モデル2〉国立大学をそれぞれ一法人とし、それらの連携協力のための組織として、主務省（現在では文部省）のもとに、形式上は国の機関であるが各大学法人の連合組織の実質をもつ特別の機関を、本省組織とは分離して設置する。その連合組織の役割はモデル1における組合法人と同じである。

〈モデル3〉国立大学を一つまたは複数にまとめた法人（いわば連合大学法人）とし、各大学を連合大学法人のもとに設置する。この形は、単一の学校法人が複数の私立学校を置く場合に相当する。しかし、大学経営・大学自治の基本単位は個別の大学であり、連合大学法人は、その連合組織として、モデル1の組合法人、モデル2の連合機関と同様の役割を担う。

### 3. 経営・財政に関する提言

- ・経営に限ってアドヴァイザリ・ボードを設けるにとどめ、経営と教学を一体化した現行体制を維持する。
- ・財政的基盤が保障されなければならない。少なくとも現行の国立大学への財政的投入の実質が維持されることが必要である。
- ・人事選考および教育研究については、各大学の主体性・自律性が保障されるべきである。

### 4. 評価に関する提言

- ・大学自身の自己点検とともに運営諮問会議・第三者評価機関など複数の評価者による多様な基準・方法にもとづく評価がなされるべきである。
- ・運営諮問会議や第三者評価機関の権限を助言・勧告に留めるべきである。

## 第104回 総会議事要旨(抄)〔第1日目〕

日時 平成11年6月15日(火)10:00～16:30

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

……………(略)……………

### 5. 当面する諸問題について

初めに会長から次のように述べられた。

当面する諸問題として、独立行政法人化の問題について「資料26」(「国立大学と独立行政法人制度」)にもとづき意見交換したい。

なお、この問題については、国立大学と緊密な関係にある大学共同利用機関とも関わるので、「大学共同利用機関の在り方に関する検討会議」の座長である国立歴史民族博物館の佐原館長に出席していただくことにしてよろしいかお諮りする。(了承)

引続き、会長から次のように述べられた。

いわゆる独立行政法人化問題について、国大協のこれまでの基本的な姿勢と、それを変更させることもあるかもしれないその後の動きについて説明したい。

国大協として、これまで国立大学の独立行政法人化については、平成9年10月21日、当時議論されている形での独立行政法人化は国立大学の教育研究の推進にとって、相応しくないとして反対声明を出している。しかし、その後情勢が変わってきた。

一つは、既に独立行政法人化の通則法案が国会に上程されたこと、また、国家公務員の定員削減について、今後10年間で10%の削減を行うとともに、独立行政法人化等により25%の削減を行うことが閣議決定されたこと、さらに、国立大学の独立行政法人化について、平成15年までに結論を得るというをとも閣議決定されたというのが、その後出てきた新たな事態である。そして、前回総会後行われた国立大学長懇談会の際、文部省の佐々木高等教育局長から、文部省としては、現在国立大学は自主的な大学改革を進めているところであり、その大学改革の帰趨を見極めたくて、独立行政法人化を含む設置形態の問題は検討すべきであるとの認識に立っている旨の発言があった。したがって、大学の自主的な改革を、大学審議会の答申をうけて、たとえば、大学評価機関をつくり、大学運営等に関する新たな法制化を進めたあと、やがて国立大学の設置形態について真剣に論ずべきときがくるであろうと予想されていた時期が今きていると認識されるべきかと思う。そこで、今後、この問題については、それぞれの大学で考えていただくことになろうが、それは国大協がその反対声明を降ろし、条件闘争に入ったということを意味していない。国大協として、設置形態の問題を考えるのは、何よりも、国立大学の教育研究を維持向上する観点から、どのような設置形態がよいかということを考えていることである。このような条件下で設置形態の問題ということが差し迫った問題になりつつあるが、ここで、「大学共同利用機関の在り方に関する検討会議」の佐原座長に発言をお願いしたい。

ついで、同会議の佐原座長から次のように述べられた。

大学共同利用機関は、大学が共同利用して学術研究を発展させることを目的とする機関であり、現在 14 ある。

今年 4 月 27 日、「中央省庁等改革関連法案」が閣議決定されたが、その中で、独立行政法人化について、国立大学については平成 15 年までに結論を得るとしており、一方、大学共同利用機関については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得るとの方針とされた。

しかし、大学共同利用機関は、独立行政法人化問題については、「大学との整合性の観点を踏まえて検討」すべきであるという意思をもっており、このことを中央省庁等改革推進本部でのヒアリングにおいても、太田誠一総務長官との面談においても表明してきた。文部省からは、現在の独立行政法人化制度の枠の中で、大学共同利用機関が独立行政法人化するとすれば、どのような問題があるか、独立行政法人化になじまない場合、大学共同利用機関の在り方として相応しいのは、どのような制度的枠組みかの検討を求められた。

そこで、14 の大学共同利用機関は、大学共同利用機関と関係の深い総合研究大学院大学にも加わっていただき、「大学共同利用機関の在り方に関する検討会議」をつくるとともに 3 つの部会に分かれて、大学共同利用機関の在るべき姿、大学との関係、中期目標と評価ということについて検討中である。どういう制度であれば、大学共同利用機関の本質を損わないか、独立行政法人の枠組の中で特別扱いする形、独立行政法人とは別の枠組をつくる形を含めて、検討を進めている。しかし、いずれの途をとるにしても国立大学の存在を視野に入れることなしに考えることはできない。

検討会議では、検討を進める一方で、既に独立行政法人化が決まった機関から、対応の現状、方針等の情報も入手しているが、機関によってかなりの差異があるようである。

大学共同利用機関は、大学あつての機関と認識しているが、大学側に大学共同利用機関の存在意義をご理解いただきたい。また、大学院おかれても、独立行政法人化について検討を進められていると思うが、今後、両者間でこの問題に関し意見、情報を交換して、少しでも良い方向を目指したし、というのが私ども大学共同利用機関の強い願いである。

以上のような説明があったのち、主として次のような質疑応答及び意見交換があった。

- 大学共同利用機関では、独立行政法人化の問題についてどのような検討状況か。
- 独立行政法人の中で、たとえば、教育公務員特例法といった形での特別の扱いはあり得るか、あるいは、独立行政法人化の中ではおさまらない、まったく別個の法人をつくる可能性ということも含めて議論している。いずれにしても、大学共同利用機関は、多くの点で国立大学と共通するところがあるので、どのような枠組みがあり得るか、大学を視野に入れて検討を行っている。
- 大学共同利用機関の生い立ちはそれぞれの機関によって異なるが、ある程度実績があり研究者の層の厚い分野に予算を集中的に投入すると効率的に働いて、結果的にその周辺部分の研究もレベル・アップする。たとえば、人事の流動性ということが国立大学では問題になっているが、私の属している分野は、研究所ができて、人事の流動性は極めて高くなった。そういう効果もあり、大学共同利用機関をつくったことで、日本の学術のレベルは格段に上がっていると確信している。今回の中央省庁等改革基本法案等をみるかぎり大学共同利用機関の存在意義が十分理解されているとは思えない。大学共同利用機関が、他省庁所管の国立研究所と同じものと考えられているようである。他の国立

- 研究所は、それぞれの省庁の事業に関連した研究を行うのに対し、大学共同利用機関というのは、いわば大学の中の一つの出店であり、そこで集中的に研究を行う趣旨でつくられたものである。だから、大学共同利用機関は大学と一体的に考えられるべきである。
- 国立大学については、その独立行政法人化は平成15年までに結論を得ることになっていて、時間的にはまだ余裕があるようにも思われるが、一方で、定員削減が平成13年度から始まるので、実際は、平成12年の夏の概算要求時には国大協としてある態度表明をしなければいけない事態にあり、それまでに残された時間はそれほどない。
  - 会長が過去の反対表明の旗は降ろさないといいつつ、各大学で独立行政法人問題の検討をしていただきたいというのは、情勢が変り、国立大学が独立行政法人化を迫られることがあり得るのでその準備をした方がよいということなのであろうが、今の段階だと中途半端な議論にならざるを得ないように思う。その点、見通しがどうなのか感触を伺いたい。
  - 準備をしておいてほしいというのではなく、独立行政法人化とは何かということに関して十分な検討をお願いしたいということである。これは、それを選ぶ選ばないに拘わらず、我々が平成15年までに選択しなければならぬからである。ただし、まだこの反対声明を降ろしていないというのは、通則法案をみるかぎり、あのままではその中に大学は入れないことは客観的に明らかであり、通則法にもとづき定められる個別法がどうなるかが問題である。
  - 配付の「国立大学と独立行政法人制度」の論文を執筆された藤田東北大学教授はエージェンシーの提案者でもあり、その藤田教授が、現在提案されている独立行政法人というのは、実際にはエージェンシーとは異なるにも拘わらず、通則法の制度設計はエージェンシーを参考につくられたこともあって、通則法の中に独立行政法人が本来狙ったものが入りにくくなったと論じられている。そのギャップを埋めるのが個別法との関係ということになる。ところが、個別法でかなり自由な設計ができるのであればよいが、それでもなさそうである。通則法が硬い枠であって、それを越えられないのだとすれば、別の形態を考えた方がよいということも書かれているが、大学共同利用機関では、通則法と個別法の関連についてどのような議論があったか。
  - 独立行政法人になる場合、当初は、通則法は全部に共通し、個別法でいろいろ盛り込むと聞いていたが、ある研究所の情報だと、業務方法書なるものこそ重要な部分であるということを知っているということである。いずれ、マニュアルが行政改革推進本部でつくられるということであるが、それがないため、それぞれの機関で暗中模索しているのが現状である。
  - 国家公務員型の独立行政法人であれば、規制が緩和されたり、単年度会計が繰り延べできて、自信のあるところは、独立行政法人化した方がよいのではないかと一般的には考えられるかもしれないが、そこに実は問題があるのではないかと考えている。もし、いくつかの大学がそのような選択をした場合、次のステップとして、非国家公務員型の独立行政法人化を迫られるのではないかという危機感をもっている。これに対し、大学審議会答申、答申にもとづく法令の制定、大学改革という方向も、また第三者評価機関という方向も、いずれもディフェンシブといわざるを得ない。同じ国立大学でも規模も形態も違い、それぞれ個性があるから、それらがこの大波に揃って対処していくことが

できるかどうか。平成12年夏(平成13年度概算要求時)が一つのデッドラインといわれていることはその通りと思うが、学長と大学現場との間には、問題意識の上で温度差があり、それらの問題をどう考えていくべきかということに直面しているとみている。

- 通則法が大学に馴染まないことは明らかである。結局、個別法でどれだけ通則法を越えられるかというのが一番のポイントになると思う。大学共同利用機関も国立大学と同じように結論を平成15年までということになれば、両者一緒に考えられると思うが、その見通しはどうか。
- 大学共同利用機関の独立行政法人化について早急に結論を得るということは既に閣議決定済みであるが、大学共同利用機関としては国立大学と同様に扱われることを切望しており、その方向に動きつつあるような感触をもっている。しかし、平成13年から80を越える機関が独立行政法人として出発するが、それまでにいつ大学共同利用機関も独立行政法人化の断が下されないとこまがらならない。国大協としてこの問題の対応にあたられると思うが、両者の話し合いの窓口をつくっていただければ、大学共同利用機関が得た情報等を提供するようにしたい。

以上のような意見交換があったのち、会長から、独立行政法人化問題への対応について次のように提案があった。

国立大学は、何より教育研究が本務であり、単なる数合わせのための改革に対しては懐疑的であるということは勿論だが、一方で、無視し得ない数の論理が現実であり、その中で国大協としてどのように対処すべきかということであるが、独立行政法人化に関し、その条件としてどのようなケースが考えられるかということについて、しかるべき組織で検討いただかねばいけないと思っている。

そこで、今後起こらないともかぎらない事態に備えて、独立行政法人化問題の検討を第1常置委員会をお願いしてはいかがであろうか。

この提案について異議なく、了承された。

以上をもって第1日目の総会を終了した。

(以下 略)



## 第1常置委員会議事要旨

日時 平成11年7月23日(金)10:30～12:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 阿部委員長  
久保、北原、貴志、赤岩、町田、吉村、松尾、示村、田中(成)、中谷、廣中、立川、森満、田中(弘)各委員  
小早川、伊藤、板橋各専門委員  
(文部省)佐々木高等教育局長、杉野大学改革推進室長、西井学生課課長補佐  
阿部委員長主宰のもとに開会。

[議事]

### 1. 専門委員の委嘱について

委員長から、退任された田中、黒川両専門委員の後任として、小早川光郎東京大学教授及び伊藤博之東北大学事務局長を本日付で委嘱したい旨諮られた。

これについて協議の結果、異議なく承認され、委員長から両専門委員が紹介された。

### 2. 独立行政法人化問題について

初めに、文部省佐々木高等教育局長から、独立行政法人化問題について、概略、次のような説明があった。

独立行政法人通則法(以下単に「通則法」という。)が示されたが、文部省としては、この通則法の基本的なスキームのもとで国立大学を独立行政法人化(以下「独法化」という。)することは不可能であると考えている。ただ、通則法には、独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによるとされており、個別法で特例が設けられることとなっている。そこを踏まえて、大学に相応しい独立行政法人のあり方について検討する必要があると考えている。

その検討に際しては、いかにすれば大学の教育研究の進展を図ることができるのかという観点に立って、具体的には、①人事、運営面を含めた大学の自主性・自律性の確保、②組織、運営、管理の面における長期的視点の確保、③評価(第三者評価)の充実、確保、といった観点を踏まえて、独立行政法人制度(以下「独法制度」という。)の中に組み込んでいくか考えていきたい。

ついで、杉野大学改革推進室長から、独立行政法人制度の要点について、配付資料をもとに次のような説明があった。

#### 《制度の趣旨》

事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点移行を図る。そのため主務大臣の監督、関与その他国の関与を最小限のものとする。

#### 《目的・業務》

各独立行政法人(以下「法人」という。)の目的・業務は、個別法で定める。但し、業務の範囲については、個別法あるいは個別法令に定められる本来業務及びそれに附帯する業務に限定する。

## 《財産的基礎》

法人は、業務を確実に実施するために必要な資本金、その他の財産的基礎を有しなければならない。具体的には、個別法により、政府は独立行政法人に土地・建物等の現物を含めて出資することができる。また、土地・建物等は場合によっては国有財産のまま無償使用することができる。

## 《役員その他の組織》

各法人の組織については、個別法に定めるもののほか、通則法の定めるところによる、となっていて個別法に規定されなければ、通則法の規定が適用される。

通則法には役員の規定しかなく、役員以外の内部組織は、個別法令の業務の範囲で法人の長が決定し、主務大臣に通知する。

各法人に、役員として、法人の長1人及び監事を置く。また、個別法で定めれば、他の役員を置くことができる。そして、法人の長の名称、役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

これが組織に関する基本的な規定である。したがって、仮に国立大学をここにあてはめるとすれば、法人の長を誰にするか、法人の長以外の役員としてどういつだ役員を置くべきか、学部、研究科といった大学に必須の教育研究組織をどう位置づけるか、さらに、大学の意思決定機関としての評議会、あるいは教授会、運営諮問会議等をどう位置づけるかが検討課題になろう。

## 《役員・職員の任命等》

法人の長は主務大臣が任命する。また監事も主務大臣が任命する。その他の役員については法人の長が任命する。

このことを国立大学にあてはめた場合、仮に法人の長が学長であると仮定すれば、現在学長の任命については、評議会の議に基づいて定めた学長選考基準により、評議会が選考し、その選考結果に基づき学長が文部大臣に申し出て、その申出に基づいて文部大臣が任命する仕組みになっているが、通則法上は、ストレートに主務大臣が任命するとなっていて、従来から護られている学長人事における自主性とどう調整するかが検討課題になろう。

役員の解任に関しては、業績が悪化し、その責任が役員にあると認められた場合、その役員を解任することができるという規定になっている。

現在の教特法では、たとえば学長の解任については、評議会の議に基づくということが規定で定められており、その調整が必要になろう。

職員は法人の長が任命する。

## 《中期目標・中期計画・年度計画》

主務大臣は、3年以上5年以下の期間に法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを法人に指示する。主務大臣は、中期目標を定める際、評価委員会（主務省ごとに1に限り置かれ、委員は外部有識者のうちから主務大臣が任命）の意見を聴取するとともに、財務大臣に協議する。

法人は、中期目標に基づき、中期計画を作成し、主務大臣の認可をうける。中期計画には、施設・設備に関する計画、人事に関する計画、その他の計画を含む。また、主務大臣は、中期計画を認可する際、評価委員会の意見を聴き、財務大臣に協議する。

これを国立大学にあてはめた場合、たとえば、中期目標を主務大臣が各大学にいきなり指示することで、果たして大学の教育研究の自主性というものの方が十分尊重されるのかということが大きな検討課題となろう。

《評価等》

諸々の文部省所管の機関について評価を行う主体は主務省ごとに置かれる評価委員会になる。この評価委員会は毎事業年度及び中期目標期間終了時に独立行政法人の業務の実績を総合的に評価する。評価委員会は、独立行政法人と、総務省に置かれる審議会（委員は外部有識者のうちから総務大臣が任命）に対して、評価の結果を通知し、必要があれば、業務運営等の改善を勧告できる。

審議会は、評価委員会からうけた評価の結果をうけて、必要があれば、評価委員会に意見を述べることができる。

主務大臣は、中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他、組織業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の継続（民営化、業務の改廃を含む）、業務運営の方法（次の中期目標の設定、次の中期計画の認可等）、組織のあり方、法人の長等の人事等に反映させるよう、所要の措置を講ずる。その際、評価委員会の意見を聴取する。また、審議会は、中期目標終了時に、独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

評価委員会は、法人の業務の評価、評価に基づく作業のほか、諸々の事務を通則法上、あるいは個別法で定めれば、それに基づいて行う。

これを国立大学にあてはめるとすれば、国立大学の教育研究の特性ということを考えて場合、評価委員会に国立大学の教育研究の全体について評価を一任することで果たしてよいのかということが検討課題と考える。

《会計基準等》

法人の会計は、原則として企業会計原則による。この会計原則をどう適用するかということについては、政府部内に研究会を設置して検討されている。

《利益・損失の処理、借入金》

利益金については、繰越金として計理する。借入金については、中期計画に定めた短期借入金の限度額の範囲内で借入れることができる。

国立大学にあてはめてみた場合問題と思われるのは、「独立行政法人は、個別法に特段の定めのある場合を除くほか長期借入れができない」とされていることである。現在、国立大学では、特に附属病院については財投から長期の借入金をしているが、国立大学の教育研究の整備を安定的に行っていくには、長期の借入金は当然必要であり、これも検討課題であろう。

《財源措置》

政府は、予算の範囲内において、法人に対して必要な金額を交付することができる。

法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではないということが確認されている。

予算措置は主務大臣が予算要求を行う。予算措置は、中期計画に従い、運営費交付金及び施設費等を各年度の予算編成の中で確実に手当し、具体的には、①中期計画の中で予算総額を決める、②中期計画の中で算定のルールや投資計画を定める、のいずれかに

よって措置する。そして、運営費交付金は「渡し切りの交付金」（使途の特定をしない、遣い残しは翌年度に繰り越せる）として措置する。

#### 《人事管理》

国家公務員型：役員は特別職と位置づけられ、その報酬、退職金については、国家公務員の給与、民間企業の状況、当該法人の業績等を考慮して支給の基準を各独立行政法人が定める。服務については、守秘義務、その他の規制がある。

職員（役員以外の、事務だけでなく教官も含む）の給与については、一般職の給与法は適用されない。役員の報酬と同様に各法人が支給基準を定める。勤務時間等についても一般職の法律は適用されず、一般職の国家公務員の勤務条件等を考慮して各法人ごとに定める。但し、服務については国家公務員法が適用される。

定員については、いわゆる総定員法等の法定定員制度の対象外となる。但し、常勤職員についてはその数を主務大臣に報告する。

#### 《情報公開》

法人制度の事後チェック、透明性の確保という意味で重要な位置づけが与えられている。通則法上も諸々の公開義務が定められているが、法律上の公表義務にとどまらず、努力義務として積極的に組織運営状況を公表していかなければならない。

以上の説明について、主として次のような質疑応答等があった。

- 地財法で地方公共団体からの国の機関への寄附は禁止されているが、法人については、個別法で規定すればそれが可能になるのか。
- それは、個々の法人ごとに、既存の特殊法人の取扱いとの均衡を勘案しつつ、国の出資の割合、関与の度合、財政資金への依存度、法人の業務内容等を考慮して定めることになっていて、所管の自治省が個々に精査して判断する扱いになる。
- そうすると、一般的なルールはないのか。
- 今の段階では、まだルールまで示されていない。国と並んで特殊法人についても、その所管省たる自治省が判断し、この禁止規定が適用されている法人と、適用されていない法人とがある。独立行政法人についてもそれと同列の扱いになる。
- 国立大学については、国の関与は明白である。この場合どうなるのか。
- 各法人ごとに判断するということなので、仮に法人化を決めるとすればその段階で自治省と協議することになる。文部省は、従来、地方公共団体からの国立大学への寄附を認めて貰いたいということは繰り返し言ってきた。地域に果たす大学の役割ということを考えると、国が自ら運営の主体として関わっていくのか、それとも、独立行政法人という組織に対して、自治体からの寄附を認めることがいいのか、その選択ということになるのだと思う。
- 高等教育局長の説明で、仮に独法化するならば1大学1法人一体化することとしたという表現があったが、それはどういう意味か。
- 仮に独法化する場合、1つの大学を1つの法人とするやり方もあれば、数大学を併せて独立行政法人とすることも考えられる。そのどちらをとるかということが出発点になるのだと思う。文部省としては、数大学を併せる形で独法化する場合、私学の学校法人が数大学を経営しているケースと実質的に変わらなくなってくること、また、それを運営していくには、そのための組織が別途必要になってくるし、さらに

は、そういう法人本部と各大学との関係において、どれだけ自主性をもち得るかという問題があることも勘案して、現在の国立大学の設置形態により近い形ということを考えてすれば、1大学1法人が望ましいのではないかと、それを前提として議論を進めたい。

- 1大学1法人として、1大学の中身というのは地域の中における大学の統廃合も視野に入れて考えるのか。
- 国立大学という設置形態に比べて、独立行政法人の法が経費面、定員面を含めて将来の教育研究の進展に益するところが大きいという判断のもとに独法化の方針を打ち出すのだとすれば、99大学がそれぞれ独法化すべきだということになるのだろうが、その場合、それでは単に国立を法人に変えただけではないかという批判が出てくると思う。

現在、国立大学については、特別会計の収入は、大よそ6割が国費で、4割が授業料収入、病院収入、受託研究収入等である。これに対し私立大学については収入見合いでは国費の割合は2割程度にすぎない。6割を国費に依存する実態を継続する形で独法化するのであれば、6割と2割の差異、つまり、それだけ国費を投入する理由を明確にしておかなければならない。率直に言って、現段階で99大学がそのまま99の法人になるということはいいいにくい面がある。いずれにしても、独法化するメリットが十分生かされる形での条件を引き続き考えていく必要がある。

- 授業料は各法人ごとに決めることになるのか。
- 基本的には各法人で決められることになろうが、ただ、その場合、従来国立大学は学部別授業料はとらないという方針を堅持しており、そういう面も必要な要素として考慮に入れなければならないと思っている。交付金の算定にあたって、自己収入をどの程度勘案するのか、そのルールもまだはっきり分からない。授業料収入が多く入れればその分交付金が減るとするのは困る。そのへんがはっきりしてこない、ある程度基準を示すのか、それともまったく各大学の自由とするのかも決まらない。
- 1大学1法人ということになると、個別法は各大学ごとにつくられるのか。
- 独法化した大学を通称するものとして、仮に国立大学法人という名称を使うとすれば、国立大学法人共通の原則規定を盛り込んだ一つの個別法をつくり、その個別法の別表において個々の大学を書いていくことになる。また、大学の意思決定に関わる組織として評議会、教授会、運営諮問会議はすべての大学に共通のこととして法律に規定することになるであろう。
- 国立大学をすべて法人化とした場合、それを個別法で規定することになるのか。
- 仮に独法化することになれば、国立大学独立行政法人法の名称の法律をつくって、国立大学が独法化する際の名称をどうするか、業務内容をどうするか、組織をどうするかということを規定することになる。その意味で詳細な法律をつくらなければならないと思う。
- 大学共同利用機関については、個別法でどういう扱いになるのか。
- 大学共同利用機関はそれぞれ目的が違う面があり、そこを各機関の共通性を取り出して、一つの法律で規定できるのか、そこは別途検討しなければならない。
- 事前関与・統制を廃し、事後チェックへの重点移行が制度の趣旨ということのよう

であるが、評価のこととか、財源措置とかの説明を聞いていると、大学の自律性、自主性の確保という点で、趣旨と逆行することにならないか危惧を感じる。

- 独立行政法人制度というものの性格を考えると、事前チェックとして、中期目標の作成や評価委員会の評価ということは外せないと思う。そうすると、そこに大学の自主性とか教育性をどのように入れていくかが問題であると思う。そこは、従来から文部省と大学との関係においてやってきている事柄を個別法の中で特例として、たとえば、中期目標の指示にあたっては、「大学の自主性尊重」規定を盛り込むこととか、評価委員会の評価については、今回設置準備を進めている大学評価機関（仮称）の評価に基づいて評価を行うことなどを盛り込むことを通じて、大学の教育研究に相応しい仕組みをつくりあげることであろうと思っている。

（文部省退席）

### 3. 小委員会の設置について

委員長から、独立行政法人化の問題の検討は急を要すると思われるので、専門家を加えて小委員会を設け、そこで集中的に検討したい旨述べられ、小委員会の設置と、小委員会の委員長を松尾委員（名古屋大学長）とすることについて諮られた。

これについて異議なく、了承され、この旨常務理事会に承認を求めることとした。

なお、小委員会委員候補者の人選については阿部委員長及び松尾小委員会委員長に一任された。

また、この小委員会は、本委員会委員・専門委員が随時出席する拡大小委員会として開催することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」について

平成11年8月6日  
文部大臣裁定

### 1 趣旨

社会の激しい変化や学問分野の急速な進展、18才人口の激減など、現在国立大学等を取り巻く環境は大きく変容しつつある。一方、行財政改革の観点から国立大学等の独立行政法人化についても様々な論議がなされている。これらの状況を踏まえ、今後の国立大学の在り方について、有識者による懇談を行う。

### 2 懇談事項

- (1) 国立大学等の運営上の諸課題
- (2) 今後国立大学等に期待される役割
- (3) 大学評価の在り方
- (4) その他

※懇談会の協力者は、以下の通り。

阿部 謹也	共立女子大学長
石川 忠雄	慶応義塾大学名誉教授
井村 裕夫	科学技術会議議員
梅原 猛	国際日本文化研究センター顧問
江崎玲於奈	財団法人茨城県科学技術振興財団理事長
小田 稔	東京情報大学長
田中 郁三	学校法人根津育英会武蔵学園長
吉川 弘之	送大学学園・学長

(敬称略)

### 今後の国立大学等の在り方に関する懇談会の概要 (11.8.10)

- 大学共同利用機関は、中期目標、中期計画に比較的馴染みやすいが、大学の場合、個人の研究がベースであり、また教育の成果も短期間では評価しにくいことなどから、対応が難しい。
- 今回の改革によって研究教育の質が向上しなければならない。しかし、システムを変えた結果、公財政支出の問題を含め不都合が生じる可能性もある。後悔しないためには、国立のまま大学主体性や自由を拡大する手法を選ぶか、それとも財政問題等の不安を払拭しつつ独立行政法人化により大学の主体性や自由の拡大を図るのか、いずれの手法を選ぶか、慎重に検討する必要がある。
- 検討に当たっては、1) 学問の自由を確保すること、2) 大学の自由裁量を拡大すること、3) 高等教育への公的投資を拡大すること、の3点が重要である。この3つの前提が守れないと、かえって改悪になる。

- 評価システムが重要である。必要な学問分野が、効率性のために切り捨てられることがないように、評価システムによる配慮が重要である。
- 学術とか基礎研究というものは、産業の振興に寄与するから重要という視点は狭すぎる。学術は文化そのものであり、文化は国や民族の存立の礎であるとの認識が重要である。
- 大学共同利用機関は、諸外国からも高く評価されている機関であり、規模は必ずしも大きくはないが、学問を戦略的に進める場として、これからも大切に育んでいくべきである。
- 大学の個性化、競争的環境づくりという大学審議会による大学改革の流れの中で、競争的環境づくりの一環として、独立行政法人化が寄与しうるかどうかが十分な検討が必要である。
- 教養的教育の充実、初等中等教育との接続の改善といった問題の解決という視点も重要である。
- 大学間の競争は、教育研究の質の面での競争となるべきであり、経済競争になってはならない。これを防ぐためには、十分な公財政による投資が必要である。
- 国立大学の大きな問題は、マネジメントのシステムが確立されていない点にある。例えば、優秀な教員の待遇を改善したり、大学の全体の方針を各教員に徹底させるようなことが、現行では非常に難しい。
- 国立大学のマネジメントを改善するためには、現在のように、学長を全教員による選挙で選考するような方法では上手くいかないのではないかと。
- 中期目標期間については、3年～5年の評価に馴染む分野もあれば、もっと長期的な評価が馴染む分野もあり、一律には論じることは困難ではないかと。
- マネジメントの仕組みを大幅に見直さないと、日本の国立大学は行き詰まるおそれがあるのではないかと。独立行政法人化すれば、学長のリーダーシップが重要になる。学長の選考方法、任期、補佐体制について、真剣な検討が必要ではないかと。
- 事務機構についても、大学間の短期間の異動を改め、マネジメントに対応できる強力な体制づくりが必要である。
- 事前関与から事後チェックへの移行という観点は重要であり、そのためには、国立大学に対する評価は、大学評価機関の評価を最大限に尊重する仕組みが不可欠である。
- 大学への資源配分は、一律の配分ではなく、評価を踏まえた重点化が避けられないのではないかと。その場合、大学評価機関等の客観的な評価の結果を活かして配分する方向で考えてはどうか。
- 将来の人材養成の観点から、優れた私立大学の大学院に対する国の支援も重要。
- 今回改革が、日本の大学に高い創造性と教養を育む方向につながるよう、検討していかなければならない。
- 研究教育の発展の基礎は、大学の自由・自主性にある。これを独立行政法人に当てはめた場合、どこが問題で、制度のどこをどう変えればいいのか、論点を細かく検討する必要がある。通則法のままでは、むしろ改悪である。
- 学問の進展等を考えると、現在のような公財政支出のままでは、研究教育の発展は望めない。
- 大学に対する評価は、個々の大学に対する日常的な評価と、日本の高等教育全体の展望の両方の役割が必要である。
- 国立大学協会の方でも検討が進んでいるようなので、一度意見を聴いてはどうか。



- グローバリゼーションの視点から、優秀な教員、学生を我が国の大学に呼べるような大学に改革していくことが重要である。
- 大学にとって、市場原理は、過度に入れると必要な学問分野が衰退するが、ある程度は必要である。

### 今後の国立大学等の在り方に関する懇談会の概要 (11.8.19)

1. 国立大学協会・第1常置委員会委員長の阿部博之氏（東北大学長）と懇談した。

☆阿部氏からは、以下のような発言があった。

- 国立大学協会としては、平成9年11月に独立行政法人化に対する反対の声明を発表したが、少なくとも現在の通則法から判断する限り、その反対表明を撤回・変更する考えはない。
- 国立大学協会では、本年6月に、第1常置委員会で検討をすることが正式に決定し、その後、踏み込んだ検討を進めている。第1常置委員会としては、できる限り早く一応のまとめをする予定。したがって、本日の発言は、各学長の意見を参考としつつも、個人の責任における意見である。
- 世界がボーダレス化する時代に、国立大学の果たすべき役割は益々増大していくはずであり、科学技術や教育研究の抜本的な整備なしに、我が国が先進国であり続けることができる考えるのは、幻想である。
- 今後の国立大学の改革は、国際的な水準の研究の鼓舞、国際的な通用性のある教育の支援、学力の平均的な向上に繋がるものでなければならない。
- 国立大学の教職員や財政の削減は、国力の低下を招くものである。国際競争の中で、国立大学のスタッフ・財政を拡充していくことの必要性を、各界に説明し、理解を求めていく必要がある。
- 国立大学の統合再編は、結果的に双方の活性化につながらない可能性もあり、これを国の方から一方的に推進するようなことは、慎んでほしい。
- 国立大学として、社会の批判に応え、さらなる改革を進めていく覚悟であることは、言うまでもない。

☆これに対し、懇談会の協力者からは、以下のような発言があった。

- これまでの国立大学が、真に創造的な学問を育む機関として必ずしも十分なものではなかったのではないか。国立大学協会としても、自己批判を踏まえ、内部からの改革を進める必要があるのではないか。
- 戦後、国立大学を作りすぎたこと、そして、それらが平準化してしまったことを反省すべきである。
- これからは、大学の多様化、個性化を図る方向で大学改革を進めていくこととなるが、そのためには、各大学が自らの責任で大学の目標を創って、その目標に向かって自らマネジメントしていくことが必要である。
- 国立大学の施設の老朽化・狭隘化の対応が重要である。大学院生の増加に伴って、施設の状況はむしろ悪化している。こうした国立大学のいわば負の遺産をどうするかが重要である。

**独法化を考える視点等について**

- 文部省は官僚機構であり、その一部に国立大学が位置づけられている現在の仕組みはやはり馴染まないのではないか。教育研究の実質がより向上するための条件を付けて独法化を検討していくことが必要なのではないか。
- 政策の企画立案機能と、実施機能とを分離し、後者を独立行政法人にするという思想ならば、国立大学の独法化には反対である。ただし、現在の国立大学がベストだとも考えていない。ともかく、国立大学を改革するということが目標であり、その目標に独立行政法人制度が使えるかどうかだ。
- グローバリゼーションが進む中で、文部省が99の国立大学全てのマネジメントを行うことは、もはや限界があるのではないか。事務局にも、グローバルな動きにも対応しうるマネジメント能力のある人材を養成し、充てる必要がある。
- 独立行政法人が、行政の効率性を求めるための制度であるとすれば、国立大学の独法化には反対である。国立大学に新しく法人格を与えることには意義があるが、現在の通則法のままであるとすれば、国立大学に馴染まない。通則法がどこまで個別法における特例を許容するのか、あるいは、むしろ国立大学のための特例法をつくれぬのか、といった点が問題となる。
- 将来の学問研究や社会の変化を見通して、日本の高等教育の在り方に対する積極的な発言ができる機関が必要なのではないか。そして、大学評価機関はそのような機関に成りうるのかという問題がある。
- 学長の任命に当たっては、当該大学の意見を尊重することが必要である。
- 独法化するとすれば、競争に堪えうる大学に変革させていくことが大事である。
- 評価を行う機関は大きな権限を有することになるので、視野の広い優れた学者がその任に当たる必要がある。
- 独法化によって、文部省と各大学との関係が全体としてどういう関係に変わるのか、全般的に説明する必要がある。
- 日本の教育研究の全体像を包括的に把握し、判断していくような機能をもった組織が必要なのではないか。
- 今、国立大学を独法化して、本当に目標をまとめきれぬほどのマネジメント能力のある大学がどれほどあるのか疑問である。そうした点でも大学全体をリードできる学長が出現しなければならない。
- アカデミックな理念やプランは各大学の責任において策定されるべきものであり、評価は、各大学がアカデミックプランをどう実現するかという点を評価対象とすべきである。ただし、そのためには熟練した評価者が必要であり、また、実際の評価は、評価の基準等も公開されたオープンな評価とすべきである。
- マネジメント能力の育成、評価の手法の確立等に要する時間を考慮すると、仮に独法化するとしても、5～10年のモラトリアム期間が必要ではないか。
- トップダウン、ボトムアップの両面から、コンテストによる資源配分を行う機関の拡充が必要である。
- 授業料は、ある程度市場原理に委ねる方向も必要ではないか。
- 教育機関の改革は、影響が大きいため慎重に進める必要があるが、改革が刺激を産む点では、評価できる。今後の改革は、より競争的な環境を目指すべきである。

- 評価システムと中期目標・計画の在り方が重要であり、そのためには大学評価機関をどのようなものとして設計するかが重要となる。
- 日本の学術全体の在り方を議論することは必要だが、本来は、各大学が自らの責任において新しい学問を創造すべきである。そのためには、今のままではダメで、各大学により自由を与えて、事後チェックに重点を置くべきである。評価の主体としては、大学評価機関はもとより、評価委員会にも一定の役割が期待できるのではないか。

### 今後の国立大学等の在り方に関する懇談会の概要 (11.8.31)

- 運営交付金の積算の考え方が不明だが、たとえ用途が特定されなくても、その額が国によって次第に絞られるようだと、結局大学の自由度は低下することになりかねない点に留意すべきである。
- 優秀な人材に対して高い給与で処遇するというシステムを大学に導入するためには、強力で経営感覚のある執行部が必要である。
- 評価によって、大学の自由な活動を縛るようなことでは問題がある。
- 経営問題に対応するためには、学長1人で対応するのは無理であり、また、運営会議などの組織で対応することも、責任の所在が不明確になり、なかなか難しい。むしろ、経営問題を専門に担当する副学長を置くことが必要である。
- 日本のように、社会全体が依然として年功序列の社会では、大学だけ能力に応じた給与システムを導入することはなかなか大変である。ドイツやフランスでも同様の取り組みを進めていると聞くが、社会全体が変化していくことが必要である。
- 能力に応じた処遇を進めていくためには、教員の階層をもっと増やしていくことも有効である。大切なのは、給与は、個人を評価して、個人に与えられるものである、との認識に立つということである。
- 大学に、市場原理が機能するような評価のシステムを導入する必要がある。
- 独法化の狙いは、大学に自主性を与えるという点とともに、競争的な環境を創って、教育研究の質の向上を図る点にある。
- 大学の自主性を良い方向で高めていくためには、各大学において、外部からの客観的な評価を導入していくことが重要である。
- 事務職員が文部大臣発令から学長発令に変わると、人事が停滞・混乱するおそれがあるのではないか。独法化後も他の大学や文部省との人事交流を進めることが必要である。
- 大学共同利用機関が果たしてきた役割を認識し、大学の独法化の検討に当たって、共同利用機関についても十分に視野に入れるべきである。
- マネジメントも重要だが、その結果、実用的な研究ばかりが促進されるようでは問題であり、基礎的な研究にも十分意を払う必要がある。独法化により伸ばしていく問題と、守るべき問題の両方を認識すべきである。
- これまで国立大学は、経営面を意識する必要はなかったが、独法化すれば、各大学において経営問題にしっかり対応する必要がある。
- 競争が必要だが、大学に経済的競争を持ち込んではいけぬ。むしろ、定量化した尺度での教育競争こそ重要であり、それは、そうした市場をいかに創出するかにかかっている。研究面での競争は、自ずから進むものと考えられる。

- 給与の問題は、教員の流動化につながるという意味で、むしろ各大学ごとに水準が異なる方がいいのではないかと。画一で得られるのは安心感だけである。
- 独法化すれば経営面での対応がいろいろ大変なのは当然である。自分たちの大学であり、自分たちの手で良い大学にするのだ、という気持ちがないのなら、独法化しても駄目になるだけである。
- 通則法は全く大学に馴染まないもので、通則法に基づく個別法にすべきか、それとも国立大学の特例法にするのか、という問題は重要である。特に中期目標と評価について、学問の自由を担保しながら独法化する方向で検討する必要がある。
- 現在の国立大学では、どこの大学でも同一の給与体系なので、他の大学からの教員の引き抜きを防ぐ手だてがない。今後、大学間の競争を進めるならば、こうした手だてについても検討する必要がある。
- 独法化の検討に併せて、教員のテニユアについても、導入を検討してはどうか。サバティカルについても検討してはどうか。
- 近年の若い研究者は必ずしも安定性を求めているわけではないので、テニユアの導入も検討に値する。
- この際、実績のある大学でこそ、例えば、任期付き教員の給与水準を高くすることにより、任期制を積極的に導入すべきである。
- 国際間の大学競争に勝ち抜くためには、教員のインブリーディングを解消すべきである。
- アメリカの大学のように、雇用契約で9ヶ月のみ大学で勤務するような形態についても、教員の自由度を拡大する点で評価できるシステムである。
- 大学だけでなく、日本の社会には、優れたマネジメント・システムや評価システム、流動的な雇用システムなどのモデルが乏しい。社会全体で、こうしたモデルを増やしていくことが必要である。

### 今後の国立大学等の在り方に関する懇談会の概要 (11.9.7)

- 国家公務員の定員削減の問題と、国立大学の独立行政法人化の問題との関係が分かりにくい面がある。
- 通則法と個別法との関係において、個別法でどこまで特例的な措置を規定することができるのか、という問題を判断する権限を誰が持っているのか、という問題がある。
- 現在、創設に向けて検討が進められている大学評価機関は、あくまで大学審議会答申を受けたものであり、国立大学の独立行政法人化の問題とは、切り離して検討が進められていることを明確にしておく必要がある。
- 国立大学を独立行政法人化した場合には、改めて大学評価機関の業務等の在り方について、一から議論をし直すべきである。
- 国立大学の独立行政法人化が成功するか失敗するかは、大学評価機関の評価の在り方にかかってくるのではないかと。その意味で、大学評価機関の評価の方針や評価尺度についても、踏み込んだ検討が必要である。
- 総務省の評価委員会による評価についても留意する必要がある。
- 独立行政法人化する場合、国立大学の特性に配慮した特例措置が必要だが、今後、関

係方面との調整を控え、絶対に譲れない線がどのあたりにあるのか、という腹づもりが必要ではないか。

- 国立大学の独立行政法人化に当たっては、学問の自由の一線は必ず守るべきである。公財政支出の点が非常に気になる。とりわけ運営費交付金の積算の方法等が不明であること、また、その額が増額するのか減額されるのか見通しが難しいことが心配である。
- 独法化後の最初の5年間程度はともかく、それ以降に予算等を削減されるおそれがないか不安である。これを防ぐためには、我が国の高等教育に対する公財政支出が少ないことを主張しつづける必要がある。
- 今の国立大学は、大学運営のノウハウをお互いに共有している点では、非常に効率的な制度である。これを独法化すれば、各大学ごとに手法が異なることになるため、むしろ経費の節減には結びつかない点を認識しておくべきである。
- 高等教育に対する公財政支出が少ないにも関わらず、我が国が高いレベルの文明国家にとどまっていることは、関係者の努力によるものであり、評価すべきである。
- 現行の国立大学の学長は、教員人事等の権限は制約されているにも関わらず、責任は重いという点が問題である。独法化により、ますます経営責任が重くなるとすれば、権限についても見直しが必要である。
- 日本の学長選挙は、候補者の経歴や手腕すら明らかでないまま、いわば人気投票のような形で行われており、諸外国の学長選出の例に照らしても、非常に問題である。
- 学長の選考方法の見直しが必要である。仮に最終的には選挙によるとしても、予め候補者の経歴等を明らかにするための工夫をすとか、学外から積極的に候補者を選ぶとかの取り組みが必要である。
- 独法化して、直ちに全ての大学で学長選挙が見直され、適任者が選出されるということにはならないかもしれないが、独法化により、各大学の自主性・自律性の中身が問われ、競い合いの中で、適任者が学長に選ばれる大学が増えていくことが期待されるのではないか。そうした点も独法化のメリットである。
- 大学共同利用機関の独法化の検討は、国立大学に準じた扱いを前提に、両者を切り離すのではなく、一緒に検討を進めるべきである。
- 大学や大学共同利用機関がまじめに独立行政法人の検討に取り組みつづけるが、その一方で、あたかも独法化することがすでに決まっているかのように受け止めて、不安を抱いている状況もあるので、国立大学等関係者の意見には十分に耳を傾ける姿勢を明らかにした方がよい。
- 独立行政法人化の議論について、今すぐに結論を出すというのではなく、議論をスタートさせたのである、ということを明確にしてはどうか。
- 今後は、教育に重点を置く大学、研究に重点を置く大学など、大学の個性を育てていくことが重要である。
- 独法化により、大学の個性化を一層進めていくためには、各大学がそれぞれの目標を明確に掲げていくことこそが大切である。
- 独立行政法人制度は、明確な理想や目的を持った大学を生み出す可能性を秘めており、文部省も評価機関もそうした方向で大学が育っていくように対応すべきである。
- 独法化された後、その大学の関係者全員が、自分たちの大学をどのような大学にしよう

うか、と考えることが大切である。

### 今後の国立大学等の在り方に関する懇談会の概要 (11.9.16)

- 国立大学の独立行政法人化の問題については、国立大学関係者の中でも様々な見方や意見があるようだが、その中には、独立行政法人制度という決められた枠組みの中に、国立大学が無理矢理押し込まれるのではないかと受け止め、そのことに対する抵抗感を持っている者もいるのではないか。
- 文部省には、独立行政法人化の検討の中で、国立大学の立場に理解を示し、その自主性・自律性を尊重しようとする姿勢が感じられるが、この際、国立大学にもっと厳しい姿勢を示し、より厳しい環境の中で自らの努力による改革を促す、という姿勢も必要である、との見方もある。
- 通則法により、主務大臣が各独立行政法人に対して、中期目標を指示するというスキームが示されているが、仮に国立大学を独立行政法人化した場合には、教育研究の自主性・自律性に配慮して、文部科学大臣が各大学に中期目標を指示する際に、何らかの方法により、学術関係者が関与するような配慮が必要ではないか。
- 国立大学を独立行政法人化する場合には、現行の通則法に対して様々な特例措置を設ける必要があるが、果たしてこうした諸々の特例措置を、関係当局等との今後の折衝の中で、最終的にどこまで実現させ得るかという点が重要である。
- イギリスのエージェンシー制度と日本の独立行政法人制度は、対象となる機関・事業の内容も大きく異なっており、必ずしも同様の制度ということとはできないが、イギリス国内ではエージェンシーの制度について様々な議論があるとされておりこうしたイギリス国内の議論についても十分留意する必要がある。
- 大学審議会の諸答申を受けて、各国立大学において、組織運営の問題も含めて、改革の機運がずいぶん高まってきており、現に改革が動き始めている大学も多い状況であり、こうした改革の動きが、国立大学の独立行政法人化によって途中で挫折するようなことがないように十分に注意する必要がある。
- 国立大学の独立行政法人化に踏み切ることには財政の問題、国との関係など、不安な点が無いわけではないが、一方、国立大学にとどまった場合には、行政改革の流れの中で、さらに厳しい環境が待ち受けることも十分に予想される場所であり、この際、前向きに捉えて検討していく姿勢が大切である。
- 独立行政法人化によって自主性が拡大することになるが、自主性の拡大に伴い、これまで国立大学関係者が経験したことがないような困難な場面に直面することも少なくないと予想されるが、それを恐れて躊躇するのではなく、勇気をもって臨むべきであり、また、そうした姿勢で臨めば、十分克服できるはずである。
- 教育研究の外部評価というものが、実際に行う場合になかなか難しいことは十分理解できるが、何とか工夫しようとする姿勢こそが大切である。
- 今回の一連の議論が、国立大学の独立行政法人化についての議論の始まりであって、決して結論ではない、ということ、関係者に対して明らかにすることが大切ではないか。
- 国立大学は、理工系の人材養成や大学院教育の主力を担うなど、私立大学との間で役



割を分担してきたが、こうした役割分担が、国立大学の独立行政法人化によって変化するかどうかということも重要な視点である。

## 国立大学と独立行政法人化問題について (中間報告)

平成11年9月7日

第1常置委員会

(検討の経緯)

平成9年11月13日、国立大学協会(国大協)は国立大学の独立行政法人化に反対の表明を行った。その骨子は次の通りである。「現在論議されている独立行政法人は、定型化された業務について、短期間で効率を評価しようとするもので、個性的な教育と、自由闊達な研究を長期的視点から展開しようとする大学には、ふさわしいものではない。」

国大協は、現時点においてもこの表明の撤回ないし変更を行ってはいない。少なくとも独立行政法人通則法のみを見る限りでは、撤回ないし変更する理由は見当たらないのである。

国大協は、平成11年1月26日の独立行政法人制度に関する大綱の決定などの最近の動きを踏まえ、会長の私的委員会を設置していわゆる独法化問題を検討し、その結果がいわゆる「松尾レポート」(非公開)としてまとめられた。平成11年6月15日の国大協総会では、大学共同利用機関の代表(オブザーバー出席)をも交えて意見交換を行うと共に、重大な事態に備え、独法化問題の検討を第1常置委員会に正式に付託した。

第1常置委員会はこれを受けて検討を開始し、小委員会(委員長 松尾 稔名古屋大学長)を設置し、そこで精力的な作業を行い、その結果が9月7日の第1常置委員会に報告された。第1常置委員会は改めてこれを審議し、まとめ上げたのが今回の報告である。

もとよりこの報告をもって独法化問題の検討がすべて終了したわけではない。そのこともあって、中間報告とさせていただいた。また、検討を急いだのは、常置委員会レベルであるとはいえ、見解を早急に発信することに意義があると考えたからである。

8月20日開催の臨時理事会において、第1常置委員会の検討結果を直ちに全大学に送付することが要請された。今回の送付はこれに基づくものである。学長各位による、忌憚のないご意見とご助言をいただければ幸いである。

### 1. はじめに

- ・大学の教育研究によって生み出される成果は、個人や地域、国家及び時代の枠を越えて、広く人類によって共有され、社会全体によって享受される。この認識を社会全体が共有することが重要である。
- ・国立大学は、永い伝統に支えられつつ、種々の改革を実施することにより、高等教育の普及・発展、学術研究における国際社会への貢献等においてその大きな部分を担ってきた。
- ・わが国の大学が教育研究において将来とも一層の社会貢献をなすためには、現在の国立・公立・私立が相互の役割分担を明確にしたうえで、それぞれの役割を適切に遂行していくことが必要である。
- ・国立大学については、人文社会系及び自然系に関する科学技術など、諸学の調和的発展のもとで果たしてきた教育研究におけるこれまでの役割が正しく認識され、これまで以上に自主的、自律的に活動できる制度や財政環境が整備されなければならない。



- ・現在進められている独立行政法人制度については、独立行政法人通則法をそのままの形で国立大学に適用することはきわめて困難であり、多くの問題を生じることには火を見るより明らかである。
- ・国立大学協会として、教育研究改革と行政改革の双方を視野におさめつつ、設置形態の如何を問わず、大学に保障されるべき条件を明らかにしておくことが重要だと考える。

## 2. 立法措置の態様の問題

### 2. 1 設置形態のあり方

- ・現行法上、大学での教育研究は、憲法による学問の自由の保障のもとで学校教育法の定める大学制度の枠組みに従って遂行されるが、そのうちのある一定部分を、国の施設である国立大学が担当するということは、これまでは当然とされてきた。
- ・国立大学は、法律上は国が設置するものとされる施設であり、その意味で国の施設（かつての術語では“国の営造物”、国家行政組織法の用語としては“施設等機関”）である。国の施設としての国立大学が担当する教育研究の業務は、国の責任のもとに運営される国の事務である。
- ・それに対し、このところ行政改革の一環として問題になっている国立大学の独立行政法人化とは、現在の国立大学を国の施設ではなく、独立行政法人通則法（以下、単に「通則法」という）による独立行政法人にするというものである。
- ・独立行政法人は、私立学校法による私立大学の設置主体としての学校法人とは別個の制度であり、また一般理論上も、その名が示すように行政的な法人であって民間法人ではない（通則法第二条1項を参照）。
- ・したがって、独立行政法人化は民営化とは異なる。しかし、いずれにせよそれは、現行の国立大学の業務・組織について、それを国の事務ないし国の施設として位置づけるのをやめることを意味する。
- ・独立行政法人制度との関係における国立大学の設置形態のあり方に関しては、①以上のような独立行政法人化の可能性のほか、②形式的にも実質的にも通則法による独立行政法人ではなく、したがって同法の適用もないが、私立学校法による学校法人でもない特別の法人の制度を創設するという可能性（その場合も、制度設計に関しては行政改革の観点が求められよう）、及び、③いずれの意味でも法人化せず、国の施設たる国立大学のままとする可能性（その場合も、行政改革としての大学改革は求められよう）が存在する。以下ではもっぱら上述の意味における独立行政法人化の場合を問題とする。

### 2. 2 新たな制度の基本事項及び規定の形式

- ・国立大学の独立行政法人化が、国立大学という社会的に重要な制度についての根本的な変革であることからすれば、新たな制度の基本となる事項は法律で明確に規定される必要がある。その際に、いかなる事項をいかなる形式で規定するかについては、以下のような点が問題となろう。

#### 《企画立案機能と実施機能の分離の問題》

- ・独立行政法人制度は、行政における企画立案機能と実施機能とを分離し、主として本省が前者を、外局や独立行政法人が後者を担当することとして、それぞれの機能の高度化・効率化を図るところにその重要な狙いがあるが、そのような構想はもともと大学にはなじまないものである。

- ・大学の教育研究業務に関する企画立案の機能を考えるのであれば、主務省・内閣・政党等による国家的学術政策の企画立案（ここでは地方自治体の政策の問題には触れない）のほかに、個々の大学（または部局）のレベルでの自主的な企画立案の機能が十分に確保されなければならない。後者は、大学教員個々人の教育研究活動における自発性によって支えられるべきものである。
- ・したがって、仮に独立行政法人制度を大学に適用する場合でも、大学の教育研究業務についてのこの特殊性が、制度に反映され、また、そのことが法律の規定上明らかにされる必要がある。

#### 《大学独立行政法人特例法（仮称）と通則法との関係》

- ・仮に国立大学の独立行政法人化の立法措置を考える場合には、通則法に対する関係でそれにいかなる位置付けを与えるかが問題となる。
- ① 大学に関する現行の法令は、私立学校法の規定のうちの学校法人に関する部分などを別にすれば、その多くは、国・学校法人等によって設置されるものとしての大学（その組織、設備、管理運営機構、等々）に関する規定である。
    - ・国立大学に関しても、大学一般を対象とする学校教育法及び附属法令の規定のほか、国立大学の教育研究組織（教員組織・教育課程）、管理運営機構、教員の身分取扱等々に関する規定が、国立学校設置法・教育公務員特例法等の諸法律とその附属法令に置かれており、それらは、国立大学についてその大学としての構造を定めるものといえることができる。
    - ・したがって、仮に国立大学の独立行政法人化の立法を考える場合にも、大学の設置経営主体である法人としての独立行政法人についていかに規定すべきかという観点と、独立行政法人によって設置・経営される大学そのものについていかなる規定が必要かという観点とをあわせもつことが重要であり、この両者の関連を無視して前者の観点のみで立法がされることがあってはならない。とりわけ、法人経営の機能が大学としての教学の機能と一体をなすべきものであるとの原則を立法において堅持する必要がある。
  - ② 次に、通則法に対する関係でどこまでの内容を盛り込むかという意味では、①独立行政法人制度に関する通則法の規定、とりわけ制度の基本設計にあたる部分（例えば、主務大臣による中期目標の指示、中期計画の作成と主務大臣の認可、主務省の評価委員会による業務実績評価、など）に対して必要な修正を盛り込んだ、いわば“通則法修正型”の立法と、②そのような修正を正面からは求めない“通則法調和型”の立法とが対比されうるが、それは前者でなければならない。
  - ③ 以上を踏まえつつ、立法の体系的な形を考えると、通則法に附随するものとしての個別法で大学独立行政法人についての個別規定を置くだけでは足りないことは明らかである。むしろ、大学の理念や特質に照らして通則法の特例を定める法律（“大学独立行政法人特例法”、仮称）を制定するとか、あるいは、独立行政法人制度をそれとして規定する通則法とは別に、独立行政法人化の対象としての大学自身についてその理念や組織等を定める法律（“国立大学法”または“国立大学法人法”、仮称）を制定し、両者の規定相互間で調整を要する点に関しては通則法の原則に必要な修正を加えるとかの、適切な立法措置がとられるべきである。

《規定されるべき事項》

- ・前述のように、新たな制度の基本となる事項は法律で明確に規定される必要がある。そのような事項としては、さしあたり、①独立行政法人が設置する大学の理念（財政原理を含む）及び任務、②大学（法人）ごとの教育研究の長期方針の策定と定期評価（自己評価・外部評価）、通則法にいう中期目標・中期計画・業務実績評価等の仕組みとの関係調整、方針や評価をめぐる大学と主務省等との対立調整の仕組み、③教育研究組織（教員組織・教育課程）の基本、④大学運営機構（法人経営と教学との関係を含む）及び教員人事制度、⑤事務職員人事制度、⑥大学間連携（各種業務に関する協議・協力・共同処理）などの項目が考えられる。

### 3. 大学の理念と役割

#### 3. 1 長期展望と中期目標

《長期展望の必要性》

- ・知の生産が継続的に成り立つのが大学であり、その条件を充たすのは大学において他には考えられない。大学は社会の動向を鋭敏に捉え、その求めるところに即応する努力を常に怠ってはならない。
- ・同じく社会貢献を目指す場合であっても、大学における教育研究活動は、私的企業における生産活動とは目的が大きく異なり、一般の企業理念の対極とでも言うべき個性化、弾力化、多様化、持続性など独自の理念にもとづいて遂行されるべきであって、単なる効率性を目的とすればその弱体化
- ・貧困化を招くことは必至である。
- ・教育研究の効果、とりわけ教育のそれは一般に後発的であるので、短期的に評価されるべきでない。
- ・大学が教育研究の長期的展望を欠くことになれば、真に知の創造の場であり続けることは不可能である。
- ・個々の大学は主体的に教育研究の長期方針を設定すべきである。

《中期目標・中期計画との関係》

- ・通則法にいうところの大学の中期目標・中期計画は、長期的な展望に立つアカデミックプランのなかに位置づけられるべきものであり、教育研究の長期方針を踏まえたものでなければならない。それなくしては、わが国の高等教育の方向性が見失われ、取り返しのつかない事態を招く恐れがある。
- ・中期目標・中期計画の策定にあたっては、大学の主体性が確保されなければならない。
- ・主務大臣による中期目標の策定や中期計画の認可、中期計画の計画期間内における変更等は、大学の自主性を損なうものであったり、憲法に保障された学問の自由に抵触するものであってはならない。
- ・中期目標は、主務大臣が各法人に指示することになっているが、その際、各法人から事前に意見聴取して法人と協議する義務、教育研究の自主性の尊重義務など、大学の自主性を尊重するための特例的な措置等を設けるべきである。
- ・主務大臣は、中期目標の策定及び中期計画の認可にあたり、主務省に置かれた評価委員会の意見を聴取することになっているが、評価委員会は、教育研究に関わる事項については、法人内に置かれる評価機関（自己点検評価機関、独自の外部評価機関、運営諮問

会議等)並びに設置が予定されている大学評価機関(仮称)などの第三者評価機関の評価結果を尊重して、意見を表明すべきである。

### 3. 2 高等教育・学術研究と国の役割

#### 《国際的視点の重視》

- ・国はその教育研究を質量ともに国際的な評価に耐えうる高い水準に維持するという責務を負う。
- ・大学は、21世紀が求める指導的人材の養成を通じて、豊かで活力ある成熟社会の実現に貢献すると共に、諸外国の高等教育研究機関との連携協力によって国際貢献を可能にしなければならない。

#### 《国立大学の役割、財政基盤の拡充の必要性》

- ・国立大学は、国立大学共同利用機関と共に、人文社会系や自然系の科学技術など、幅広い分野にわたるバランスのとれた諸学の連携によって、わが国の高等教育の発展に基本的な役割を果たすとともに、世界の学術研究の発展に貢献してきた。
- ・国立大学は、国民にひとしく高等教育の機会を提供し、また全国各地域における高等教育の機会の保障、地域の学術・文化の発展などを通して、わが国及び地域の発展に貢献してきた。
- ・民間主体の発意には期待しがたい基礎的研究の継承、新領域の開拓をはじめ、世代を越え、地域や国の枠を越えて、人類に大きな影響を与える高等教育や学術研究は、長期的な展望にたつて持続的・継続的に行われることによって、はじめて成果を挙げることができるが、それに果たした国立大学の貢献は圧倒的である。
- ・国立大学がこのような貢献をなしたのには、財政基盤が脆弱なわが国の大学にあって、国の財政基盤によって支えられていたからである。
- ・欧米の主要大学の例にみられるように、大学は確固たる財政基盤によって支えられてはじめて、社会が期待する機能を果たしうる。国立大学に対する現在以上の財政基盤が保障されなくなれば、わが国の高等教育と学術研究は崩壊するであろう。
- ・公私立大学も、国立大学と共に、教育研究の機能を担ってきているので、それらの財政基盤をも強固にすることがあわせ求められている。
- ・わが国として高等教育に投入されている資金は、国家の経済規模と対比するとき、先進国のなかで著しく低い水準にあり、これを少なくとも先進諸国の水準にまで高めるべきである。
- ・わが国の大学が国際社会で果たしている教育研究の役割が正しく認識され、国家として大学に投入される資金の状況が抜本的に改善されるならば、わが国の大学の国際貢献は、教育と研究の両面において飛躍的に進展しうるであろう。

#### 《大学運営の効率性》

- ・通則法の規定によれば独立行政法人は何よりも業務運営の効率化が求められる。「経済効率性」の追求というのは、一定の目標に照らし、投入された資源に対して最大の成果を挙げるべきであるということを意味し、私企業、大学、非営利団体等、いかなる組織においても求められることである。しかし、大学の教育研究業務に関し、目標設定における自主性を認めないで、単に効率性を求めることは、大学の本質に反する。
- ・大学に求められる効率性は、学問の自由を阻害するものであってはならない。

- ・定員削減や経費削減が最重点課題になると、教官の負担がさらに増大し、教育研究の質的低下を招くことは必至である。
- ・大学が長期的展望の下で必要とされる教職員の定員を確保するために、必要な措置が講じられるべきである。ただし、大学が教育研究の充実・発展をめざして、最大の成果を挙げようよう努めるべきであることはいうまでもない。
- ・近年の大学院重点化や学部改組の実効を高め、国際的に高く評価される水準の知的生産力を維持・向上させるためには、教育研究支援体制の充実や職務従事者の処遇の改善、施設の早急な整備等が必要である。

#### 4. 法人化の単位と連携のあり方

##### 《法人化の単位》

- ・仮に国立大学の独立行政法人化を考えると、その単位をどうするかについては次のような選択肢がありうる（国立大学の一部が独立行政法人化し、他の一部は現在のまま国立大学としてとどまるという想定もありうるが、ここでは、仮に、現在の国立大学の全部が法人化の対象となる場合を想定する）。
  - \* 全部の国立大学をまとめて単一の法人のもとに置く。
  - \* 数個の国立大学をまとめて一つのグループを作り、それについて法人化する。
  - \* 現在の各大学ごとに法人化する。
  - \* 大学の一部局について、または複数の部局をまとめて、法人化する。
- ・大学の自主的・自律的な経営のためには、今後も、原則として、附属病院・附置研究所等を含めた現在の各大学の単位で行うこととするのが、現実的であり、望ましい。
- ・したがって、法人と大学との間での組織上の複雑化を避けるためには、法人化の単位についても、上記選択肢のうち、現在の各大学ごとに法人化することを原則とすべきである。
- ・なお、このことは、ある国立大学が自主的に他の大学とともに新たな大学を形成し、そのうえで法人化するという可能性を排除するものではない。
- ・また、以上に述べたところとは別に、地域や分野やその他何らかの関連性を基礎として、複数の大学が法人としては一個の法人を構成するというものの可能性についても、ただちに現実性をもつかどうかはともかく制度論的には検討の余地がある。

##### 《連携のあり方》

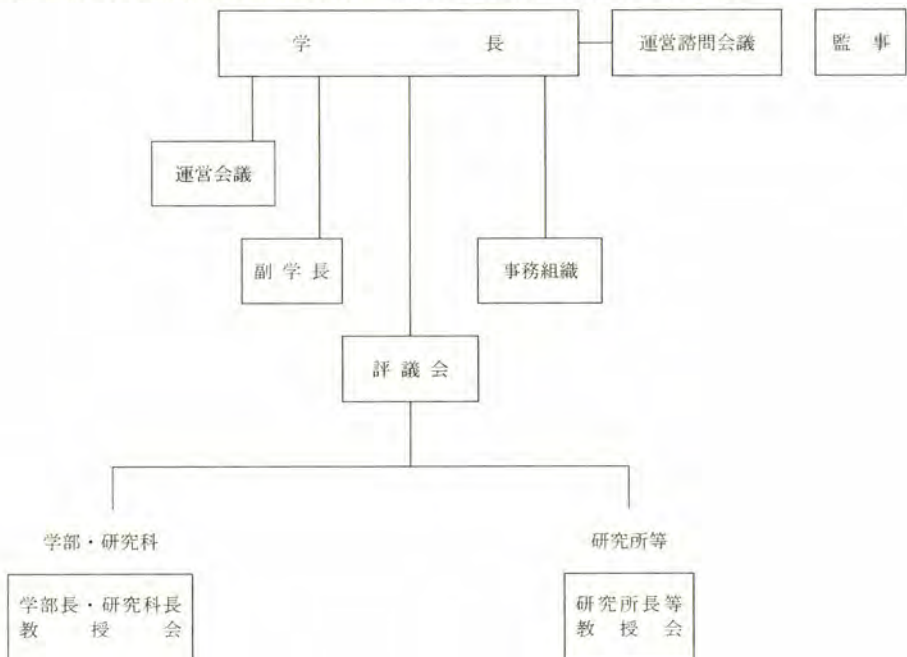
- ・各大学ごとに法人化とした場合、各大学の自主自律を基本としつつ必要な連携を確保するために、大学間の連合組織が必要となる。
- ・それは、現在の国大協に類する役割を担うほか、例えば事務職員人事の一元的運用等の業務を行う。
- ・連合組織の設置に関しては、①独立行政法人である大学の全部について一つだけ置くか、②地域（北海道・東北等々のブロック）ごとに置くか、あるいは、③地域以外の何らかの観点にもとづき大学のグループを設定して各グループごとに置くか、などの選択肢がありうる。

#### 5. 組織

##### 《国立大学法人の運営組織》

- ・国立大学法人においては、経営機能と教学機能を一体にする。

- ・法人の役員として、学長、副学長（複数人）及び監事を置き、学長を法人の長とする。
- ・法人が自主的に意思決定を行うために評議会を置く。
  - \*評議会は、国立大学法人の重要事項を審議する最高審議機関とする。
- ・学長は、重要事項について審議機関等の意見を聞きつつ、最終的には自らの判断と責任で運営にあたる。
- ・法人の意思決定の機動性、責任性を高めるために、例えば学長の補佐機関として副学長、その他学長が指名する教職員若干名から成る運営会議を置く。
  - \*運営会議は、学長を補佐して、大学運営を責任をもって遂行する上で必要な企画立案や学内の意見調整等を行う。
- ・運営諮問会議は、学長の求めに応じて経営・教学について助言・勧告を行う。
  - \*運営諮問会議は、大学が社会から意見を聴取する機関であるとともに、学術分野の専門家による教育研究内容や運営に関する評価機能をあわせ有する。



#### 《教育研究組織》

- ・法人が業務を遂行するための基本的な組織として、学部、大学院研究科、附置研究所等を置く。
- ・部局が自主的に意思決定を行うために教授会を置く。
  - \*教授会は部局の重要事項を審議する。
- ・部局の設置、改廃は法令による。

### 6. 運営に関する諸問題

#### 6.1 自主・自律的な運営

- ・国立大学は、戦後の歴史の中で、設置者かつ財政的支持者である国との関係において、自主・自律のスタンスを学び取ってきた。設置形態の如何を問わず、この関係を発展的

に持続させなければならない。主務大臣の関与が、大学運営に関して実質的な統制・監督になりうる危険性を排除すべきである。

- ・民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施が期待できない基礎的研究の継承、新領域の開拓、国民に対する均等な高等教育機会の提供等、国立大学が教育研究において担ってきた役割を、将来においても実効あるものにするために、基本的には現行の経営と教学が一体となった運営体制を維持すべきである。
- ・大学には、自主かつ自律的な意思決定機能が保障されなければならない。大学の運営方針は、各大学の主体性において形成され、また見直されていくことが必要である。
- ・大学は、自らの意思にもとづいて教育研究を行い、初めてその成果を最大化できる。特に教育研究については、各大学の主体性、自律性が保障されるべきである。
- ・仮に独立行政法人として通則法の適用を受けることとなる場合には、各大学ごとに教育研究の長期方針を定め、主務大臣による中期目標の指示にあたってはそれを尊重すべき旨を、法律で規定するのが妥当である。
- ・大学の運営は、それぞれの大学がもつ教育研究の長期方針にもとづき、かつ、専門的、非専門的立場からの評価や批判に対して開かれた姿勢のもとに行われなければならない。そうすることで初めて“国民全体に対して直接に責任を負う”（教育基本法第十条1項）ことも可能になる。
- ・業務の範囲に関しては、大学の目的を達成する上で必要なものについては、各大学の判断によりできるだけ広範に実施できるよう配慮が必要である。また、大学による出資の範囲についても同様である。

## 6. 2 役員、教職員等の人事

### 《役員等の人事》

- ・大学の運営責任を負う者（学長）が大学内部の意思にもとづいて選考されることが必要であり、現行の教育公務員特例法の原則が維持されるべきである。
- ・学長の採用のための選考は、設立時を含めて評議会の議にもとづいて大学が定める基準により行う。
- ・教員をもって充てる役員等の人事は教育公務員特例法の例によることとする。
- ・法人に置く教員以外の役員（例えば外部から任用される監事）の人事についても、設立時を含めて大学が定める基準に従う。

### 《教職員等の人事》

- ・人事選考及び教育研究については、各大学の主体性・自律性が保障されるべきである。
- ・教育職員については、現行の教育公務員特例法によって保障されている身分及び教員各自の教育研究における職務遂行上の自由度が保障されなければならない。
- ・大学・学部理念や目標、将来構想に応じた教員の任用ができるよう、人事の方針・基準等の設定において、学長・学部長が必要に応じて方向性を示すことができるようにする。
- ・独立行政法人の職員は人事の流動化や待遇の均等化などの観点から、国家公務員型であることが望ましい。

## 6. 3 大学の企画立案機能と実施機能

- ・個々の大学法人は、執行機関としての学長を補佐するために、例えば運営会議等の機関を

設け、大学運営の機動性と責任性を高めるとともに、学部を超えた全学的な企画立案機能を強化すべきである(前項(5)組織図参照)。

- ・部局長会を置く大学にあっては、それについて純然たる審議機関としての機能とともに、評議会に先立つ部局間協議、意見調整、評議会議題の整理等を通じて、評議会の機能を補完する組織として位置づけることができる。
- ・大学グループ(現在の国立大学で構成される単一グループ、地域ごとのグループ等)の共有理念にもとづく共通政策の問題について、企画立案し、調整し、審議できる機能を有する機関が必要である。
- ・国家の学術政策への大学側からの関与について制度的に位置づける必要がある。

## 7. 評価に関する諸問題

### 7. 1 評価のあり方

- ・国立大学法人は、教育研究等について大学の定めた長期目標の実現に向け、不断の努力を続けなければならない。
- ・大学における活動の成果は、自己点検や外部評価にもとづいて、厳正に評価され、公開されるべきである。
- ・大学の研究者による個別研究については、すでに当該分野の学界において評価が行われている場合が多いが、教育や研究の成果は多面的であり、時間を経て発現することが多いので、目標それ自体について評価することや中期目標を数値的に示すことについては多大の困難があり、評価が一面的で適正を欠くことにもなる。
- ・特に教育の成果については、短期的な評価は信頼性に欠け、好ましくない影響を及ぼすことに常に留意しなければならない。
- ・評価は、活動の結果だけでなく、過程も考慮に入れてなされるべきであり、評価の結果が、長期目標の達成に向けて、以後の活動の改善に資するものでなければならない。また、評価組織自体が改善・発展するシステムでなければならない。

### 7. 2 大学の自己評価と主務省による評価

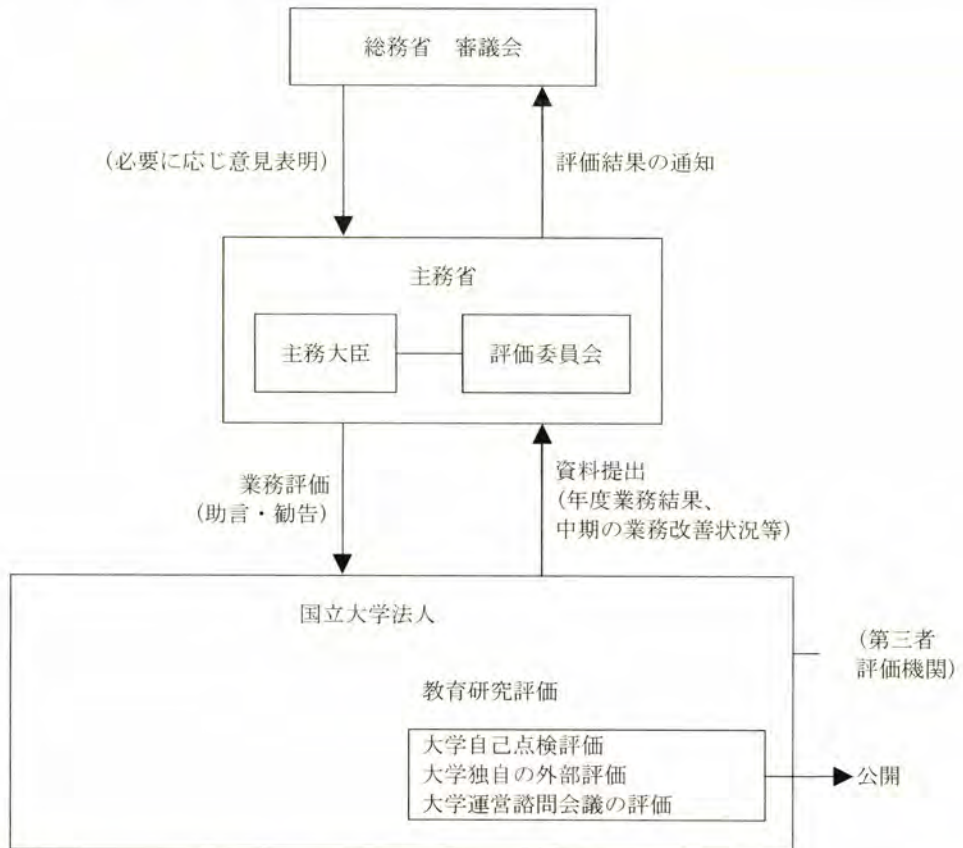
#### 《大学の自己点検評価、外部評価》

- ・大学は、自身の活動の成果を大学で実施される自己点検評価、大学独自の外部評価、運営諮問会議等による外部評価において厳正に評価し、公開すべきである。
- ・大学自身による評価が、単なる形式や自己満足に陥ることがあってはならない。大学による評価は、外部に対して説得力を持ち、権威あるものとして迎えられるものでなければならない。

#### 《主務省の評価委員会との関係》

- ・主務省の評価委員会は、毎事業年度及び中期目標期間の終了時に、法人の業務の実績について評価を行うことになっている。





- ・ 個々の大学は、年度業務結果と中期計画の実施状況等について、主務省評価委員会に報告。
- ・ 主務省評価委員会は、教育研究評価については大学による評価を尊重。
- ・ 主務省評価委員会といわゆる第三者評価機関の関係についてはさらなる検討を要す。
- ・ しかし、主務省の大学評価によって主務省による監督や規制が強化され、大学の自主性、自律性が制限されるようなことがあってはならない。主務省に置かれる評価委員会の審議は、各大学の自主性、自律性を尊重してなされるべきである。
- ・ 主務省による評価が、評価の大学への押しつけになったり、単なる自己目的的な行政手続きに墮すことがあってはならない。
- ・ 仮に国立大学の独立行政法人化を考える場合、設置が予定されている大学評価機関(仮称)などのいわゆる第三者評価機関に積極的に協力し、同時にその運営やあり方について常に監視を行うことが、主務省による大学評価を健全なものにするために重要である。
- ・ 大学の教育研究業務に対する適切な評価は、各事業年度の業務実績評価や、3年～5年の中期目標・中期計画に照らしての業務実績評価だけでは、到底不可能であり、通則法にいう評価委員会の評価は、基本的には、中期目標に掲げられた事項についての業務改善の状況を評価するにとどまる。それは、本来の意味での教育研究の評価の問題とは区別されるべきものである。
- ・ 以上を踏まえ、主務省評価委員会と設置が予定されている大学評価機関(仮称)などい

わゆる第三者評価機関との関係については、詳細な検討が必要である。その際、主務省評価委員会が直接大学の教育研究を評価することは、大学の教育研究の自主性・自律性の観点から不適当であることを踏まえて、検討を行う必要がある。

## 8. 財政の問題

### 8.1 財政措置の必要性

#### 《国立大学への財政措置の根拠の明確化》

- ・教育研究活動の質的水準の維持向上を国際的な視野から進めるため、国立、公私立を問わず国際的に低い水準にとどまっている高等教育全体に対する財政配分を高める必要がある。
- ・独立行政法人化の議論が公務員定員削減等、国家行政の減量からの視点を強くしていることに鑑み、国立大学への財政措置の必要性を、納税者へのアカウントビリティの観点から法律において明確化する措置を講じる必要がある。

#### 《効率性との関係》

- ・「一円の税金でも有効に活用すべき」とするVFM (Value For Money) の理念は、国立大学においても尊重されるべきである。
- ・しかし、配分された資源を有効に活用することと、定量的な効率性や市場原理を第一義的な評価軸として高等教育への財政配分自体を行うこととは別の問題である。政策全体の中で国立大学の教育研究業務に対する財政配分が、定性的、長期的視野から根拠づけられ、安定した財源が確保される必要がある。

### 8.2 国立学校特別会計との関係

#### 《国立学校特別会計制度の維持》

- ・高等教育の質を維持・向上させ、また授業料・受験料等による負担を抑制して国民の教育を受ける権利を保障していくためには、少なくとも現行の国立大学への財政的投入の实质は安定的に確保されることが必要である。そのため、現在の国立学校特別会計制度は維持されるべきである。
- ・国立学校特別会計への一般会計からの繰入額は、歳入規模の約57% (平成11年度当初予算) に達しており、国立大学の独立行政法人化の検討でも、国立学校特別会計制度を存続させるかどうかについての議論は避けて通れない。国立学校特別会計の存続意義を再度確認する必要がある。

#### 《独立行政法人化と特別会計制度の関係》

- ・仮に国立大学の独立行政法人化とともに国立学校特別会計制度について見直しを行う場合、現在の国立大学が基礎的研究や新領域の開拓、高等教育の機会の保障等、民間主体に任せていたのでは十分な成果が期待しがたい分野において基本的な役割を担っていることに鑑み、外部資金の導入が容易に期待されない場合においても、学問分野の継承発展や大学の運営に支障を来すことがないように財政措置を確保するため、特別会計的機能は維持することが不可欠である。
- ・仮に国立大学の独立行政法人化とともに国立学校特別会計制度の見直しを行う場合、現在同会計が抱えている債務を、独立行政法人が実質的に引き継ぐことがないように措置する必要がある。

### 8. 3 設置形態の多様化等と財源

- ・仮に国立大学の独立行政法人化を考える場合、個別大学ごとの法人化を基本形態とするが、その場合には、個別大学ごとに財政資金と外部資金を組み合わせることになる。また、将来において複数の大学が地域単位あるいは分野単位等で連携し一つの法人になるという場合については、例えば共同の基金を設立して地方自治体や民間部門等からの外部資金を取り入れ、共同で財務運営を行うことなども考えられ、設置形態に応じて財政措置を考える必要がある。
- ・職員の福利厚生事業や学術出版等の収益法人に対する出資が可能な措置を講じる。

### 8. 4 独立行政法人化に伴う資産移譲等

- ・国立大学が使用している国有財産等を独立行政法人に対し現物出資等で移譲する場合、現行の資産維持を前提として行われるべきである。また、資産の譲渡にあたっては、将来必要となる維持更新等の費用を予め考慮する財政措置、予算制度を組み込むことが不可欠であり、国立大学の建物の老朽化、狭隘化の問題は、これを引きずったまま法人化を固定することがないように配慮すべきである。
- ・資産の全部あるいは一部について、国からの無償貸与や有償貸与方式を考える場合については、定性的、長期的な教育研究機能の安定性を損わないよう配慮する必要がある。
- ・現金以外の資産移譲で現物出資方式が採用される場合、移譲される資産の価値は取得原価で評価することを基本とし、資産を過大に評価し資産の移譲後における大学の財務運営等を圧迫することがないように十分に配慮すべきである。
- ・施設費等に関連して、現在の「公債発行対象経費」の枠組みを維持すると同時に、試験研究などソフト面も公債発行対象経費として繰り入れる必要がある。
- ・出資された現物・現金資産について、機動的・弾力的な運用が可能となるように措置する。

### 8. 5 中期計画と財政の関係

#### 《財政の弾力的運用と中期計画》

- ・中期計画にもとづく予算、収支計画及び資金計画の策定（通則法第三十条2項）については、国立大学の業務が長期的、定性的性格を有する側面が強いことに充分配慮し、中期的、定量的な形式的ルール化に陥らない配慮が必要となる。
- ・中期計画にもとづく予算配分において、教育研究活動に不可欠な固定的必要費用は確実に確保できるよう、運営費交付金の算定にあたっては別枠等を設定すべきである。
- ・教育研究の成果の長期的性格を重視し、近視眼的、現実対応的な教育研究活動に陥らないよう中期目標にもとづく中期計画ごとの予算配分の根底を律する長期目標、長期計画の視点からの財政措置も不可欠である。
- ・中期計画期間中において長期的視野からの追加投資あるいは資産処分等が必要となった場合、中期計画の見直し、変更を敏速に行い、新たな財源措置や出資などの措置が機動的に図れる制度とすることが必要である。
- ・中期計画の変更（通則法第三十条4項）にあたっては、その機動性を確保すると同時に、必要に応じ中期計画の変更を行わずに一定割合の歳出を拡大できる弾力的措置の設定等を検討すべきである。
- ・財務運営面においても、主務大臣の中期目標の設定、中期計画に対する認可が実質的に大学の自主性を制約する要因とならないよう充分配慮すべきである。

- ・中期目標、中期計画に対して独立行政法人の意思が充分には反映されず、その結果、大学の意思決定能力、行為能力が失われるなかで財務運営の責任が実態上問われることがあってはならない。
- ・附属病院等財政投融资資金による長期的計画にもとづく整備に支障が生じないように配慮する。

#### 《剰余金の取扱い》

- ・独立行政法人の財務運営において生じた剰余金は、独立行政法人の自主的な運用を可能にすることが必要である。中期計画策定及び終了時の評価（通則法第三十条2項等）において、特にこの点に配慮する必要がある。次期計画策定に対して剰余金の存在が運営費交付金等の削減に結びつくことがないように配慮すべきである。
- ・剰余金等については、独立行政法人の効率化等の努力を積極的に位置づけ、通則法第四十四条1項が定める積立金に対して、中期計画期間を越えかつ中期計画の枠組みとは別の積立等が可能な制度とする必要がある。個別法で定める積立金の処分に関しては以上の点に配慮すべきである（通則法第四十四条5項）。
- ・剰余金の取扱いにおいては、各法人の自助努力を十分に尊重し、改革のインセンティブが働く制度にすべきである。

### 8. 6 運営費交付金、施設費交付金等財源措置

- ・運営費交付金が渡しきり交付金となる結果、予算の単年度主義等の制約が緩和され研究活動の機動性が確保されやすくなる可能性や、縦割り予算等による用途の制約が緩和され、予算活用の柔軟性が高まる可能性がある。
- ・そうした可能性を最大限引き出すため、予算執行手続きの見直しが不可欠である。年度内においても支払時期の適時適切な判断が独立行政法人に可能となるよう「支払計画」等予算執行手続きの柔軟化が求められる。
- ・業務方法書等の内容（通則法第二十八条）が、独立行政法人の財務運営の自由度を実質的に制約しないように配慮すべきである。
- ・独立行政法人化した場合、運営費交付金等の予算措置に対して「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」が適用され、用途制限を受ける可能性がある。大学運営の自主性、自律性に影響を与えないよう、柔軟に対応できる弾力的な措置を講じるべきである。
- ・減価償却引当てや退職給与引当てに当たっては、実質的なキャッシュフローを確保するため着実な予算措置による繰入れ等が実施される必要がある。

### 8. 7 基金等の設立

- ・独立行政法人化に際し、長期的な教育研究の財政基盤を確保するため、一つまたは複数にまとめた法人（組合法人、連合組織等の形態が考えられる）を単位として、国からの現金出資等による基金制度を創出することなどが不可欠である。
- ・寄付金等の外部資金は、国による財政措置や管理とは切り離して、独立行政法人が自由に管理・使用できる制度とする。
- ・共同研究経費、受託研究経費については、科目の廃止を行い、大学の自主的な運用を可能にする。奨学寄付金については、現行どおり大学の管理下で自主的な運用を確保する。
- ・地方財政再建促進特別措置法等の適用を除外し、地方自治体の独立行政法人に対する寄付等も可能にする。

## 8. 8 職員定員

- ・独立行政法人化が行われた場合、職員定員は予算定員制度の枠外となるため予算要求において実員（現員）を基本とする制度に移行することになる。
- ・その際、教員については、大学における教育研究の長期的性格等を配慮し、人事計画において一定の欠員を認めるなど、定員未充足部分等に対する特別の配慮が必要となる。

## 8. 9 短期借入金等

- ・短期借入金の借入れ（通則法第四十五条）については、「明示の政府保証」を法令で明確化する。
- ・災害等の不測の事態等による借入れについては、それが借換えによって根雪化（短期債務の実質長期債務化）し、大学の運営に支障を来すということがないように、元利返済に対する特別の措置がとられるべきである。
- ・短期借入等において独立行政法人の信用力格差等が生じる可能性があることに鑑み、連合組織体のほか共同借入手法等の検討も視野に入れる必要がある。

## 8. 10 会計基準等

- ・企業会計原則に基づく独立行政法人の会計基準設定（通則法第三十七条）においては、大学の業務の特殊性・多様性、さらには大学ごとの運営形態や業務内容の違いを認識の上、柔軟かつ弾力的な取扱いができるよう多くの処理の選択肢を設定すべきである。
- ・また、法人ごとに個別に会計に関する規定を設定する場合（通則法第四十九条）、高等教育の性格を尊重し企業会計原則による処理に適さない部分の明確化等に努力すべきである。
- ・独立行政法人が作成する財務諸表（通則法第三十八条）については、営利企業の財務諸表にとらわれず、高等教育の特殊性・多様性が明確となる形態を別途検討する必要がある。

## 8. 11 税制等

- ・独立行政法人に対する地方税等の取扱いは、原則非課税とする。
- ・共同研究経費、受託研究経費、奨学寄付金等に係わる税制上の優遇措置を維持拡充する。
- ・登記等の費用について配慮する必要がある。

## 8. 12 合併、解散、組織改廃等

- ・合併、解散（通則法第六十六条）について如何なるルール化が実施されるべきか整理する必要がある。合併、解散時の国家公務員型における身分保障の取扱い、剰余金の取扱い等についても検討する必要がある。
- ・中期計画の範囲内であれば、組織の改編・改廃を必ずしも概算要求の対象としない仕組みとするのか検討が必要である。

## 平成 11 年 9 月臨時総会議事要旨

日 時 平成 11 年 9 月 13 日（月）13：30～16：25

場 所 学士会館（神田）210 号室

出席者 各国立大学長

（オブザーバー）西田篤弘宇宙科学研究所長

議事に先立ち会長から、今回臨時総会を招集するに至った経緯について、次のように説明があった。

前回総会において国立大学の独立行政法人化（以下「独法化」という）問題について第 1 常置委員会に検討を付託したが、その後 7 月下旬頃から事態が急に動き始めた。

文部省から、第 1 常置委員会においてかなり緊急度の高い話があり、また、8 月に入って直ぐ文部省に有識者懇談会（「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」）がつくられ、独法化問題について 9 月の早い段階で結論を出すのではないかとということを伝聞した。さらに、この前後、一部の大学が独法化を受け入れたとか、東京大学が独立行政法人を条件付きで容認したかのような報道がなされている。

そこで、臨時の理事会を開催し、この間の状況を説明し対応を協議した結果、独法化問題についての第 1 常置委員会におけるこれまでの検討を「中間報告」の形で提示していただき、全大学の学長が集まってこれを討議するのがよいということになったため、本日の会議を設定した次第である。

以上のように述べられたのち、引続き会長から、前回総会以後学長に就任された村山紀昭北海道教育大学長（平成 11 年 8 月 27 日付）の紹介及び原田広島大学長に代り出席の生和秀敏副学長の紹介があり、また、大学共同利用機関の代表としてオブザーバー出席の西田篤弘宇宙科学研究所長の紹介があった。

### 〔議 事〕

#### ◎ 国立大学と独立行政法人化問題について

会長から、第 1 常置委員会の報告を中心に議論を進めたい旨述べられ、ついで阿部第 1 常置委員会委員長から、同委員会における独法化問題についての検討の経緯について、次のように説明があった。

第 1 常置委員会では、独法化問題について、平成 9 年 11 月総会における独法化反対表明を前提にして、松尾名古屋大学長を委員長に小委員会（「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」）を設けて検討を進めてきた。その小委員会の検討結果が 9 月 7 日開催の本委員会に報告され、本委員会でこれを改めて審議のうえ取りまとめたのが、配付の『国立大学と独立行政法人化問題について』（中間報告）である。

本委員会の審議の中では、大学の教育研究の理念について明確に書いておくべきではないかとの意見も出されたが、時間的な関係もあって、今回のレポートでは理念については正面から論じた書き方はしていない。検討結果の内容については松尾小委員会委員長から説明い

ただきたいが、この報告の根幹は、4頁に記されているとおり、大学に独立行政法人通則法（以下「通則法」という）をそのまま適用することは極めて不適切であるということにある。そうではあるが、今の独法化の動きに対し対応を考えておかなければならないということから、仮に独法化した場合として、その要件や問題点を挙げて縷々記し、レポートをまとめた。

ついで、松尾小委員会委員長から、小委員会における報告の取りまとめに関し次のように述べられた。

小委員会が独法化問題を検討するについてとった姿勢は、独法化には反対であり性急な国立大学の独法化の動きに対して強い疑念と憂慮の念を抱いていること、独法化が急速に現実味を帯びつつある現状を看過できず、万一の場合に遅滞なく対応できるよう検討しておくというものであり、松尾レポートのときと基本的スタンスは変わっていない。ただ松尾レポートは、どちらかという受身の姿勢で、かつ概念的にまとめられているのに対し、今回の報告書では、独法化の問題点への対応の方法等を積極的な姿勢で、しかも具体的に提示するようにした。

小委員会は、常に拡大小委員会の形式をとり、その都度多くの本委員会委員の出席を得て、8月に3回、9月に1回の計4回開催した。検討を何故急いだかは、この問題についての文部省その他の政府機関による検討に対し、大学が先んじて意見発信をしなければ意味がなくなると判断したからである。それで、通則法は、教育研究機関としての大学にこれを適用することはなじまないで、別に“大学独立行政法人特例法”といった特例を定める立法が必要であるということを出している。そのうえで、しかしながら万一独法化の方向にいくなら、個別法、政令、省令等書き込まなければならない事項は何かということ全体の中に含めて書いた。

以上のように述べられ、引続き報告の内容について順を追って説明があった。

ついで、次のような質疑応答及び意見交換があった。

- 独法化問題に対する国大協の現時点での基本的スタンスは、反対の姿勢を堅持するということと、第1常置委員会の「中間報告」は、仮に独法化を考えた場合の、大学の特性に即した条件を示したものと受け止めたい。

「中間報告」を踏まえて今後国大協として「最終報告」へ向けた詰めの手順はどのように考えられているか。また、内容上さらに詰めに要する点はどこか。

本日の臨時総会は、あくまでも「中間報告」についての意見交換と討議の場と理解してよいか。最終的に国大協として態度表明をすることになるのか、その手続、時期はいつか。9月20日の文部省招集の学長会議に示されるであろう独法化についての文部省の方針との調整をどのように進められるのか。

「中間報告」の“国立大学法人法”というのは、通則法修正型の範疇か、通則法の適用除外型か。また、会計基準について、企業会計原則適用の弾力的取扱い、財務諸表作成上の特殊性・多様性についての第1常置委員会での議論、さらに監査制度についての議論はどうであったか。

- 平成9年11月以来、独法化反対という国大協のスタンスは変わっていない。各大学での検討の機会ということについては、この「中間報告」を資料として各大学で検討いただきたい。次回総会、あるいは事態の進展によっては再度臨時の総会を開き検討することもありうと思う。また、文部省との調整ということだが、9月20日の学長会議で文部省か

ら提示される独法化についての考え方については、第1常置委員会の「中間報告」、及びそれ以前の松尾レポートを踏まえたものになるのではないかと考えている。

- “国立大学法人法”も、“独立行政法人特例法”も通則法の修正型であると考え。いずれも通則法そのものの適用は除外しない。会計のことについては、議論が進行中でもあり、敢えて限定的な書き方は避けている。
- 「中間報告」では、わが国発展の原動力となる人材養成、学術研究の広い裾野の形成、地域社会をはじめとする社会貢献等に戦後50年、国立大学が重要な役割を担ってきたということはきっちり主張すべきと思う。確かに、社会的経済的構造の変化に大学が自主的に対応する努力が不足し、また、画一化の方向をめざしてきたことなどへの反省があり、そういう点で各大学とも個性化、活性化の方向で改革をしていこうとしており、これからの国際的な学術研究の発展にどう繋げていくのか、人的資源の能力開発にどう繋げていくのかということを出発点に我々は考えているということ、外に発信していくことが大事と思う。それがないと、設置形態の議論はまずい方向にいくのではないか。
- 学内で出された意見として、どういう設置形態になっても、今までと同じ勤務状況ができるようになってほしいというのが一つ。「中間報告」については、①1頁の「効率」ということを大学で議論することは適当でない読み取れる記述があるが、学問分野にもよろうが工学などでは研究効率は軽視されるべきではない。②7頁の《大学運営の効率性》のところで、「大学が長期展望の下で云々……」とあるが、今まで通りの学部自治を維持しつつ長期展望を立てるにはよほどの努力をしないと難しい、③8頁の《国立大学法人の運営組織》のところで、「経営機能と教学機能を一体にする」とあるが、常に見直しを必要とする経営と、長い視点で考えなければならない教学とを一体化することはできるのか、④9頁の「国立大学法人の運営組織図」について、運営諮問会議は大学経営について短期的な評価を行う役割として位置づけてはどうか、また、監事について、組織図の中の位置として運営会議の中に入れるのはどうか、企業であれば監査役の重役会議の中に入ることになっているが、もう少し明確にならないか、といった意見が出された。
- 「中間報告」には、この報告の結論としての「まとめ」がないが、これには何か理由があるのか。
- 本来であれば、理念についても論じられ、また、まとめが整理されているような形が望ましいということは、その通りと思うが、これを公表したのちのプラス・マイナスの要素ということも考えて、このような形の「中間報告」にさせていただいた。
- 教学機能・経営機能を一致させる意見は重要な点に触れていると思う。この報告書ではこの辺が主眼となっているかと思うが、このあたりはどう考えるか。
- 教学機能と経営機能の一致は問題になったところである。たとえば、米国の優れた大学のハーバードにしろ、プリンストンにしろ、MITにしても、経営と教学は分離されているのではないかという意見がある。しかし、いずれの大学も桁違いに大きなファンドを持っている。そうした盤石な経営基盤があるからこそ相対立するような理念を両立させている。そういうことを念頭におくと、国立大学を仮に法人化するならば、経営のファンド、ノウハウ等を培っていくためには相当な時間とエネルギーを要する。そして、経営の部分を主務官庁が強引にもっていこうとすれば、大学は壊滅してしまうおそれがある。そうならないよう、ともかく、経営機能と教学機能を一体化することを主張している。法人＝大学と



いう姿勢で報告を書いた。

- 報告書は、通則法に対して極めて否定的なスタンスに立ち、運営組織のところも、今の国立大学の長所と考えられる面をできるだけ継続して移行させることに重点を置くべきではないかということから経営と教学を一体に考えている。一般論として経営と教学がそれほど容易に一体になるとは思っていない。
- 独法化反対の看板は降ろさないが、独法化問題について各大学で検討せよというのは、学内でいま一つ説明しにくい。これを積極的に受ける方向で、各大学に持ち帰り、議論せよというのが基本的なスタンスか。

また、仮に独法化されたとき、学長の任務として最も要求されるのは経営マインドだと思う。教職員の人員、勤務時間、給与体系等々に自由度が出てくるとなると、職員組合との関係も今ある学長交渉とは違ってくると思うが、その点で何か議論はあったか。

- 職員組合との関わりということまでは十分検討していない。ただ、法人化して一般職員の勤務の士気を低下させないためにはどうするかは議論した。たとえば、国立大学の職員で途中で法人化された場合には、その時点で従来のような人事の異動ができなくなるわけで、それは職務遂行の士気に関わる。そのため、考えられたのが連合組織の設置である。それについて、すべての大学法人の上の一つ置くか、地域ごとに置くか、あるいは別の何らかの観点のもとに設定するグループごとに置くか、の3つの選択肢を提案した。
- この9月20日には、学長会議で独法化についての文部省の考え方が示されることになっているし、21日には自民党の総裁選挙があり、ますます政府・与党の内部でこの問題のせめぎ合いが熾烈になろう。それに対し、国大協としてどう対応していくのか。
- 予定される20日の学長会議では、独法化について、文部省から厳しいものが出されるとは考えていない。国大協としては、今はある態度を堅持すべきと思っている。それは何かと言えば、厳しい定員削減を承知の上で国立大学のままでありたいという考えの学長も、独法化を受け入れてもよいと言われている学長もいるが、少なくとも通則法をそのまま適用した形でよかろうという考えの学長は殆どいないと思っている。そこをここで確認したい。
- 通則法は国立大学に適合しない。もしこれを適用するならば、学問は破壊するということでは学長方の認識は一致していると言っているのではないか。一方、新聞報道などでは、国大協は独法化に対し条件闘争に入ったのではないかという言い方がされている。聞くところでは、ある代議士は、独立法人になれば、大学としての自由裁量が拡大するのに、どうしてこれを受け入れられないのか、と言っているという。また、学内の教官の間には、独法化が既定の路線であるかのような見方が広がりつつある。そういう状況を考えると、国大協の考え方を明確に社会に向けて示して理解を得ることに努めることが大事だと思う。そのため、会長が記者会見することと、全国紙へ意見広告を掲載することを提案したい。
- 「中間報告」は、どちらかという要望書的な意味合いが強い印象をうけた。あくまでも独法化に反対であるという立場の中で、国大協としての意見を明確な形で書いていただきたい。
- 9月1日に九州地区学長懇談会を開催し、独法化問題について意見交換した。そこで、概ね合意を得たことは、○通則法の下における国立大学の独法化は多くの問題があり馴染まない。このことについて国民の理解が得られるよう社会に緊急に表明する必要がある。

その際、国立大学の存在意義を強くアピールする。○国立大学の設置形態については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として慎重に検討すべきであり、そのうえで中央省庁等改革推進本部の決定に従い、平成15年までに結論を得る。○今後、我が国の高等教育の将来像、あるべき姿を検討するに際しては、文部省と国大協との密な討議の場を持つことを要望する、というものであった。

- 「中間報告」を踏まえて、さらに細部の検討を行うのか。独立行政法人の職員は国家公務員型が望ましい(11頁)とあるが、教官については国家公務員型ではないのか。それから、たとえば、現在国立大学附属病院の看護婦数は極めて少なく、これを改善したいが、独法化して国家公務員型の職員を増やすことは可能なのであろうか。また、特別会計制度の維持を謳っている(15頁)が、一般会計からの繰り入れが減れば、その分授業料や病院収入で確保せざるをえないであろうが、病院収入を上げようとしても人員を増やせないと、それも難しい。それから、高等教育に投入される資金が少ないということ(6頁)について、説得力をもたせるには、たとえば、欧米諸国とわが国とのGDPに対する高等教育経費の比率を示した方がよいと思う。これらの点も含めて、「中間報告」をどう扱われるか。
- 独法化した場合の身分については、当面、教官、職員とも国家公務員型と考えているわけだが、教官については、その後違った選択肢もあり得るかもしれない。
- 独立行政法人ということであれば、懸念されるのは、私立大学との関連ということである。独法化の先に民営化が待っていると考えざるを得ない。その点に関して、国立大学でなければならないという理念を明確にしておくことが絶対に必要である。戦後、右肩上がりのわが国経済の中で、国立大学もその恩恵に浴し、学問の自由とか、大学の自治とかいいながら、かなり考え方が甘くなっていた。現在の国立大学の運営、制度にはいろいろ問題があり大いに反省が必要であると思うし、行革の流れの中では血を流さないとやっつけられないが、第1常置委員会で検討された独法化の問題点を考えると、やはり現行制度が維持されるべきであり、それでやっていける見通しを個人的にはもっている。
- 99国立大学のほぼ半数の大学に教員養成課程が置かれ、さらに、一般学部での中等教育教員の養成も含めて、戦後50年国立大学が初等中等教育の人材養成を担ってきたことは重要な事実であり、このことは報告書においてぜひ配慮いただきたい。
- 厳しい定員削減を受け入れたうえで国立大学として残ることは、理論上選択肢の一つとしてあり得るということは理解するが、現実にはそれは不可能ではないか。私の大学は50年前に旧専門学校等を統合してできたが、学部自治の壁が全学の教学の一体化を未だに阻んでいる。それを打破するには、教育研究の自由、大学の自主性が損なわれないということが前提ではあるが、その設置形態について独法化も視野に入れて根本的に考えていかなければならないと思っている。
- 今回の独法化の問題は新制大学始まって以来の重大な問題である。事態が刻々と動く中で国大協として各大学の意を汲み上げながら文部省と協議していかなければならないので、学長の責任で各大学の意見を簡潔に書いて国大協に提出することを考えていただきたい。
- 「中間報告」には、法人化する場合の単位について、一大学一法人を原則とするということが記されている(7頁)が、もしも、そのように法人化されたとして、たとえばある大学が重大な問題を抱える状況に立ち至ったときに、個々の法人が、主務省と渡り合っ

太刀打ちできるものか。そういうことを考えると、すべての大学が一つの法人になることのメリットもあると思われるので、果たして一大学一法人を原則とするということでのよいのか、疑問に思う。

- 法人の単位については、法人と大学との間での組織上の複雑化を避けるには、原則一大学一法人が現実的ではないかと考えたが、踏み込み過ぎた書き方であったかもしれない。
- 教学と経営を一体化させるということもあって、一大学一法人が望ましいとしたが、一大学一法人があらゆる点でベストとは思っていない。
- 20日に学長会議を控えているということを考えると、今の時点で我々がすることは、既に会長が言われたように、通則法のもとにおける独法化は受け入れ難いということを記者会見なり、意見広告で主張することではないか。
- 独法化しなければ10%あるいはそれ以上の定員削減が避けられないとすれば、私の大学（医科大学）では、選択肢の余地はなく、独法化を受け入れるしかない。
- 独法化について、政府の側が今後通則法に手を入れてくるのか、個別法で動いてくるのか、あるいは“国立大学法人法”の方向をとるのか、その見通しは今のところまったく分からない。本日種々ご意見を伺ったので、会長と相談するが、第1常置委員会として引き続き検討していく用意がある。
- 大学に戻って何を議論するのか、本日の会議で何らかの方針が出されるものと考えて臨んだが、今の段階は第1常置委員会の「中間報告」について検討するというところでよろしいのか。

概ね以上のような意見交換があったのち、会長から、本日の議論を締め括って次のように述べられた。

本日の会議のまとめをしたい。第一に、99大学の学長が集まり第1常置委員会がまとめた独法化問題について議論したことは文部省に対し相当大きな圧力になり、まとめられつつある同省の考え方の中に反映されるものと確信している。これを、それぞれの大学で検討いただき、独法化問題に関し各大学での理解の温度差ができるだけないようにしていただきたい。

それから、新聞報道等の論調は、ここへきて、通則法をそのまま適用するのは必ずしも適さないという方向へ変わってきている。その意味で、松尾レポート、今回の報告書が直接、間接に流れを変える方向に働かせたものと思っている。これが何時又変わるか予断を許さないが、9月16日の有識者懇談会、20日の学長会議以前に第1常置員委員会から報告が出て議論いただいたことは成功だと思っている。

今回の報告書は、独法化は不可避だという流れが強く出ていながら、不明な点を多く含み具体像がみえない中で、大学が先んじて立法府・行政府に向けて一つの態度表明をしたことになったと思っている。あと、我々の考えを国民にどう伝えていくかということ、それから、現在行われている行財政改革に大学としてどのような貢献ができるかということも慎重に考えていかざるを得ないと思っている。

以上をもって本日の会議を終了した。

## 国立大学長・大学共同利用機関長等会議に おける文部大臣あいさつ

平成 11 年 9 月 20 日

### 1 はじめに

本日は、ご多忙のところ、当会議にご出席をいただき、御礼申し上げますとともに、皆様方の日頃のご尽力に深く敬意を表します。

本日、皆様方にお集まりいただきましたのは、国立大学の独立行政法人化の問題について、文部省における検討の状況をご説明するためであります。この問題については、本年 4 月の閣議決定により「大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成 15 年までに結論を得る」とされ、これを受けて、6 月に開催いたしました国立大学長会議において、私のあいさつの中で「文部省としては、各大学における改革の状況を見つつ、教育研究の質の向上を図る観点に立って、できる限り速やかに検討を行ってまいりたい」と申し上げたところであります。

その後、文部省においては、「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」を 5 回にわたって開催し、協力者の方々からご意見をいただきながら、検討を続けてまいりましたが、このたび、国立大学を独立行政法人化する場合に、国立大学の教育研究の特性を踏まえ、組織、運営、管理など独立行政法人制度の全般について所要の特例措置等を検討する際の基本的な方向を整理するに至りました。

その内容については、後ほど、高等教育局長より説明させますので、どうかお聴き取りいただきたいと存じますが、その説明に先立ちまして、この問題についての私の考えを述べたいと思います。

### 2 独立行政法人化の検討の観点

まず、国立大学の独立行政法人化の問題を検討する際に、いかなる観点に立って検討を行うべきかという点についてであります。

申すまでもなく、大学は、未来を拓く新しい知を創造するとともに、社会の各分野で活躍する優れた人材を養成するなど、知的活動によって社会をリードし、その発展を支えるという重要な役割を担っております。このような大学における教育研究活動は、教育研究者の自由な発想の下、長期的な展望に立って、大学自らが企画立案し、実施することにより、はじめて真に実りある展開と発展が見られるものであります。すなわち、教育研究を含む国立大学の運営については、自主性・自律性と自己責任を基本として行われるべきものであります。

このような考え方から、昨年 10 月の大学審議会答申においても、今後の大学改革の在り方として、世界的水準の教育研究を展開するために、①学問研究の動向や社会的要請等に応ずることができるよう、教育研究システムを柔構造化すること、②また、それを可能とする責任ある意思決定と実行システムを確立すること、③さらに、不断の教育研究の改善を促すための多元的な評価システムを構築することについて、それぞれ必要性和具体策が指摘されております。

したがいまして、国立大学の独立行政法人化を検討するに当たっては、これと同様の考え方に基づき、国立大学を独立行政法人化することによって、①教育研究及びそれを支える意思決

定と実行の仕組みや人事・財務等における大学の自主性・自律性が確保され、さらに拡充することができるものであるかどうか、②長期的な展望に立って教育研究を展開できるものであるかどうか、③教育研究に直接携わる教員について、自発性や主体性が十分に担保されるものであるかどうか、④教育研究の自主性・自律性を保障するため、教育研究に対する評価が、国によるのではなく、大学関係者等によって専門的見地から行うことができるものであるかどうか、⑤そして、世界的水準の教育研究を行い、期待される役割を十分に果たすことが可能な条件整備が図られるものであるかどうか、といった観点からの検討が必要であると考えております。

現在、独立行政法人通則法及び中央省庁等改革の推進に関する方針（いわゆる本部決定）によって明らかにされております独立行政法人制度は、先に述べましたように、大学自らが教育研究の制度設計をし、これを実現するという大学の特性を踏まえたものではなく、そのままでは国立大学にふさわしいものと言うことはできないと考えております。

したがって、国立大学の独立行政法人化を検討するに当たっては、大学という教育研究機関に必要な相当な特例措置等を、以上申し上げたような観点に立って講ずることが必要不可欠であります。

### 3 法人格の取得

次に、そのような特例措置を講ずることをいわば当然の前提として、現行制度と独立行政法人制度とを比較した場合、独立行政法人化することについて、どのような意義が認められるかという点についてであります。

その第1は、国立大学が自主性・自律性を高め、自己責任を果たすためには、できる限り自らの権限と責任において大学運営ができるよう、欧米諸国の大学と同様、法人格を持つことが適当である、という点であります。

これまで、国立大学には、他の行政分野に比べて、教育研究の実施や教員人事等の面で一定の自主性、自律性と自己責任が認められてきましたが、国家行政組織の一部にとどまる限り、文部大臣の広範な指揮監督権が及ぶため、その自主性・自律性と自己責任には、自ずから限界があります。

このため、昭和40年代以降、国立大学の設置形態を巡り様々な議論が行われてきましたが、昭和62年の臨時教育審議会第3次答申は、当面、国立大学に対する諸規制の大幅な緩和を進めることとし、将来に向かって設置形態についての抜本的な検討を行う必要性を指摘しました。その後、この答申を受けた大学審議会の諸答申を踏まえ、大学設置基準の大綱化・弾力化など諸規制の緩和が進められるとともに、自己点検・評価が実施され、また、大学の組織運営の改善が図られるなどして大学改革が進行し、今日に至っていることは、皆様方もご承知のとおりであります。

しかしながら、今後、国立大学が、さらに自主性・自律性を高め、自己責任を社会に対して全うするためには、国家行政組織の一部ではなく、自ら権利・義務の主体となって、できる限り自らの権限と責任において大学運営に当たることが望ましく、その意味で、国立大学に独立した法人格を持たせることが適当であるということは、否定できないと考えております。

因みに、欧米諸国においても、国立大学や州立大学を含め大学には、独立した法人格が付与されているのが一般的であると承知しております。

### 4 自主性・自律性の拡大

意義の第2は、大学の自主性・自律性の拡大という点であります。

文部省では、国立大学の自主性・自律性を高めるために、これまでも教育研究面や人事・会計面などについてある程度の弾力化を図ってまいりましたが、教育研究の特性に応じたさらなる柔軟化が必要であると考えております。

一方、独立行政法人制度は、行政の一端を担い、公財政支出に支えられることから、各法人に対する国としての必要最小限の関与が予定されています。具体的には、国による事前関与として、主務大臣による中期目標の指示や中期計画の認可が行われ、また、国による事後チェックとして、評価委員会による評価や主務大臣による検討が行われますが、これらは、いずれも独立行政法人の自主性・自律性を保障する上での前提となるシステムであります。国立大学の教育研究の特性を踏まえ、これらに関し必要かつ相当な特例措置等を講じた上で、独立行政法人化する場合には、次のようなことが初めて可能になるものと考えております。

その第1点は、内部組織について、各法人の長が決定するとされていることから、教育研究組織について、学部・研究科など教育研究を実施する基本組織を除き、各大学が主体的に決定、変更、改廃することが可能となります。その結果、学科や専攻等については、大学限りで時宜にかなった整備ができるようになる点であります。

第2点は、教職員定員がいわゆる総定員法等の法定定員制度の対象外となるため、中期計画における人件費の見積りがあるとはいえ、各大学において、機動的かつ柔軟な教職員の配置が可能となる点であります。

第3点は、給与が、いわゆる給与法等の適用の対象外となり、各大学において給与の支給基準を定めることになるため、優れた教員の招聘等に資する教職員の業績等に応じた弾力的な給与決定が可能となり、また、給与決定の迅速化が図られる点であります。

第4点は、国からの運営費交付金は使途の内訳が特定されないため、費目等による予算執行上の制約が解消され、教育研究活動の実態に応じた弾力的な予算執行が可能となる点であります。また、次年度への繰り越しも容易に可能となります。

なお、各大学の自主性・自律性が拡大すれば、それに伴い、各大学の運営責任も当然に重くなります。このことを関係者の皆さんに深く認識いただくとともに、各大学の運営体制について、教育研究の効果的・効率的な実施に向けて、機動性や責任性を高めるなど、学長のリーダーシップの下に、適時適切な意思決定を行い実行できるものに見直し、工夫していく必要があると考えております。また、関連して、学長の選考方法についても、現行の教育公務員特例法の規定の趣旨を踏まえ、評議会により実質的な学長選考が行われる方向で検討がなされる必要があると考えております。

## 5 個性化の進展

意義の第3は、各大学の個性化の進展という点であります。

大学の自主性・自律性が拡大することにより、各大学は、教育研究や教職員配置など大学運営全般について、これまで以上に自由な制度設計が可能となり、各大学の個性化の一層の進展が期待されます。さらに、個性化の進展により、教育や研究等の面で様々な特色をもった多様な大学が併存することを通して、お互いに切磋琢磨する環境が創出され、教育研究の多大な進展が期待されます。

但し、このような期待は、大学に対する十分な公的資金の投入があって始めて可能となるものであると考えております。独立行政法人制度は、独立採算制を前提とするものではないとされておりますが、さらに高等教育及び学術における国の責任の範囲をどう考えるかという点も

考慮すべきであり、我が国の高等教育及び学術への投資が欧米諸国に比して著しく低い状況にあることに留意する必要があります。

また、この点に関連して、欧米の最高峰と目すべき一部の大学が、永年にわたって築き上げた巨額の基金を有することにより、教育研究の安定的かつ意欲的な遂行を可能としていることについては広く知られているところであります。我が国においても、財政的な基盤の充実のために各大学が積極的な努力を払うことは当然であります。同時に、国が果たすべき役割には大きなものがあると考えております。

いずれにせよ、我が国の大学が世界の大学に互して世界的な教育研究を推進していくためには、公的資金の拡充、特に施設の老朽・狭隘の解消と、教育研究に対する適正な評価に基づく競争的資金の充実等に向けた取り組みが不可欠であります。

なお、多額の公的資金の投入と更なる拡充に応じて、各大学におかれては、大学運営に当たって、教育研究に関する高い識見のみならず、優れた経営感覚をもって臨んでいただくことが大切であると考えております。

## 6 大学共同利用機関

以上、国立大学の独立行政法人化の問題について、私の考えを申し述べてまいりましたが、関連して、大学共同利用機関について一言申し上げます。

大学共同利用機関の独立行政法人化については、本年4月の閣議決定において「他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る」とされているところであります。

大学共同利用機関は、個々の大学の枠を越え、全国の大学から研究者が集って共同研究等を推進する機関として、大学と同様、研究者の自由な発想の下に、自主性・自律性と自己責任を基本として運営されるものであります。

したがいまして、大学共同利用機関の独立行政法人化の検討に当たっては、基本的には、国立大学と同様の観点から検討を行い、国立大学に準じて必要かつ相当な特例措置等を講ずることが必要であると考えております。

## 7 おわりに

終わりに、国立大学の独立行政法人化の問題に関連して、国家公務員の定員の削減との関係について申し述べたいと思います。

本年4月の閣議決定により、国家公務員の定員は、「平成13年からの10年間で少なくとも10パーセントの削減を行うとともに、独立行政法人化等により25%の削減」を行うこととされております。その詳細については、内容、手続きともになお未確定であります。今後の作業の見通しとしては、従来の定員削減計画の例によれば、平成12年度の早い時期には一定の方向性が明らかになるものと考えられます。

本来、独立行政法人化の問題は、「大学改革の一環として検討」するものであり、世界的水準の教育研究を目指し、これを実現すべき大学の設置形態としてふさわしいかどうかという観点から検討すべきであり、国家公務員の定員削減問題とは、切り離して検討を進める必要があると考えております。

しかしながら、国家公務員の一律の定員削減が国立大学に適用される場合には、国立大学の教育研究に甚大な影響を及ぼすことは否定できないところであり、この問題に適切に対応し、遺憾なきを期するためにも、国立大学の独立行政法人化の問題の検討を急いできたところであ

ります。

いずれにせよ、国立大学の独立行政法人化については、国立大学における教育研究の特性に十分に配慮した特例措置等の実現が当然の前提であり、本日、その検討を行う際の基本的な方向をお示したところであります。今後、国立大学協会をはじめ関係者のご意見を伺いながら鋭意検討を進め、平成 12 年度のできるだけ早い時期までには、講ずべき特例措置等の具体的な方向について結論を得たいと考えております。制度の詳細については、その後、十分に時間をかけて慎重に検討していく必要があると考えております。どうぞ、存分にご議論、ご検討いただきたいと思います。

皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。



## 国立大学の独立行政法人化の検討の方向

平成11年9月20日

文 部 省

- (1) 本資料は、国立大学を独立行政法人化する場合、国立大学の教育研究の特性を踏まえ、組織・運営・管理など独立行政法人制度全般についての特例措置等の検討を行う際の基本的な方向を整理したものである。
- (2) 国立大学の運営は、教育研究の特性に照らし、自主性・自律性と自己責任を基本として行われるべきものであることから、国立大学を独立行政法人化する場合には、世界的水準の教育研究を目指し、その実現を図るため、
  - ①教育研究及びそれを支える意思決定と実行の仕組みや人事・財務等における大学の自主性・自律性を確保し、さらに拡充すること
  - ②長期的な展望に立って教育研究を展開できること
  - ③教育研究に直接携わる教員について、自発性や主体性が十分に担保されること
  - ④教育研究の自主性・自律性を保障するため、教育研究に対する評価が、国によるのではなく、大学関係者等によって専門的見地から行われること
  - ⑤世界的水準の教育研究を行い、期待される役割を十分に果たすことが可能な条件整備が図られること等の諸点が十分かつ適切に確保されることが必要である。
- (3) 他方、独立行政法人制度は、国の事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図ることにより、各法人の自主性・自律性を高めようとするものであるが、その一方で、行政の一端を担い、公財政支出に支えられることに伴う国としての必要最小限の関与は避けられず、このため、
  - ①主務大臣による中期目標の指示、中期計画の認可は、唯一の事前関与のシステムであること
  - ②主務大臣による中期計画の認可は、予算の弾力的な運用が認められること的前提条件と解されること
  - ③主務省に置かれる評価委員会による評価は、事後チェックの中核的なシステムであること
  - ④中期目標期間終了時における主務大臣による検討は、行政責任を負う主務大臣としての事後チェックであることの諸点について、留意が必要である。
- (4) 本資料は、国立大学の教育研究の特性に由来する基本的要請と独立行政法人制度の基本的枠組みとの調整を試みたものであり、今後、国立大学協会をはじめ関係者のご意見を伺いながら検討を進め、平成12年度のできるだけ早い時期までには、特例措置等の具体的方向について結論を得たいと考えている。  
その後、制度の詳細について、十分に時間をかけて慎重に検討していく必要がある。
- (5) なお、大学共同利用機関についても、大学と同様、自主性・自律性と自己責任を基本として

運営されるものであり、国立大学に準じた特例措置等の検討が必要である。

事 項	通則法・方針等の概要	検討の方向	(参考) 現行の国立大学
法人単位	○(特段の定めなし)	◎各大学の教育研究の実績を踏まえつつ、大学の個性化を促進する観点から、附置研究所、附属病院等を含め各大学に法人格を付与するとともに、国立大学の運営の実態を踏まえ、経営と教学を一体のものとする。	
名 称	○法人の名称は、個別法で定める。その際、「国立」の使用を含め、法人の事業内容、独法化以前の名称等を総合的に勘案する。	◎従来までの名称、活動実態、経緯等を尊重して検討する。	※各国立大学は、その名称には必ずしも「国立」の文字を用いていないが、国立学校設置法により「国立大学」とされている。
業 務 (範 囲)	○法人の業務の範囲は、個別法で定める。 ○法人の業務は、個別法令で定める本来業務、附帯業務に限る。	◎法律で全大学に共通の業務を規定し、法令で各大学ごとの業務をある程度具体的に規定する。 ◎業務の範囲は、大学が、教育研究の遂行に支障が生じない範囲内で、大学としての目的を達成するために必要な業務について、できる限り広範に展開できるよう配慮する。	※現行法令上、学校教育法に定める大学の目的のほか、国立大学の業務の範囲を直接定める規定はない。
(出 資 等)	○法人による出資等は、本来業務、附帯業務に係り、個別法令に定めがある場合に限る。	◎各大学による外部との連携、研究成果の普及等のためのTLO等への出資等について検討する。	
(業務方法書)	○法人は業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受け、公表する。	◎業務方法書については、その内容等について検討する。	
(学生定員)	○(特段の定めなし)	◎教育条件の担保等の観点から、学生定員の変更は、中期計画の記載事項とする方向で検討する。	※現行の国立大学の学生定員は、機構・定員の積算根拠として予算上管理。
組 織 (役 員)	○役員として、法人の長1人、監事複数人(1名以上は外部の者から起用)を置く。 その他の役員を、個別法で置くことができる。 ○長の名称、その他の役員の名称・定数、監事の定数は、個別法で定める。	◎国立大学の運営の実態、経営への対応等を考慮し、役員として、 ・学長(=法人の長) ・副学長(教育研究担当、学生担当、経営担当、附属病院担当、情報管理担当など複数人) ・監事(複数人) を置く(但し、役員の定数については、法人としての規模等を考慮する必要がある)。	

事 項	通則法・方針等の概要	検討の方向	(参考) 現行の国立大学
(内 部 組 織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内部組織は、法人の長が決定、変更、改廃し、主務大臣に通知する。</li> <li>○内部組織の決定、変更、改廃は、従来型の組織管理手法の対象外とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎教育研究組織のうち学部、研究科・附置研究所等は、各大学の業務実施上の基本組織として法令に規定する。その設置・改廃は、各大学の判断を前提とする中期計画・年度計画による。学科・専攻・部門等は各大学が決定する。</li> <li>◎評議会、教授会、運営諮問会議は、国立大学における自主的・自律的な意見集約、意思決定に不可欠の組織として、法令に規定する。</li> <li>◎運営諮問会議の構成員は、各大学の判断により、経営的観点からその充実を図る。</li> <li>◎学長の権限と責任が重くなるため、学長を補佐する機関として、副学長、学長指名の教員、事務局長等から構成される運営会議(仮称)を各大学の判断により設置する。</li> <li>◎事務組織等その他の組織は、各大学が決定する。</li> </ul>	<p>※現行の国立大学の内部組織は、国家行政組織の一部として法令で規定されている。設置・改廃は、各大学の要望を受け、文部省による予算要求を経て実現する。</p> <p>(法令で規定されている内部組織の例) 学部、研究科、学科、講座、学長、副学長、学部長、評議会、教授会、運営諮問会議、附置研究所、附属病院、事務組織等</p>
<p>目標・計画 (中期目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主務大臣が、3年以上5年以下の期間の中期目標を定め、各法人に指示し、公表する。</li> <li>○主務大臣は、中期目標を定める際、評価委員会の意見を聴取し、財務大臣に協議する。</li> <li>○中期目標は、できる限り数値によるなど、達成状況が判断しやすいように定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎中期目標期間は5年とする。但し、中期目標が各大学の教育研究の長期的な展望の下に設定されるよう配慮する。</li> <li>◎大学の教育研究の自主性、自律性を担保するため、文部科学大臣が中期目標を定める際、文部科学大臣に各大学からの事前の意見聴取義務を課すなどの特例措置を法令に規定する。</li> <li>◎大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、評価委員会は、教育研究に係る事項については、「大学評価・学位授与機構」(仮称)の専門的な判断を踏まえて主務大臣に意見を表明することとし、そのための特例措置について検討する。</li> <li>◎大学の教育研究が非定量的な性格を有し、また、経済的な効率性に必ずしも馴染まない点を考慮し、中期目標の内容等を検討する。</li> </ul>	<p>※「大学評価・学位授与機構」(仮称)は、昨年10月の大学審議会答申に基づき、平成12年4月に、現在の学位授与機構を改組し、大学共同利用機関と同様の位置づけの機関として設置する予定。</p> <p>※国立大学を独法化する場合、同機構の業務・組織等について改めて検討が必要である。</p>

事 項	通則法・方針等の概要	検討の方向	(参考) 現行の国立大学
(中期計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各法人は、中期目標に基づき、中期計画を作成し、主務大臣の認可を受け、公表する。変更する場合も同様とする。</li> <li>○主務大臣は、中期計画の認可の際、評価委員会の意見を聴取し、財務大臣に協議する。</li> <li>○主務大臣は、中期計画が適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、変更命令ができる。但し、恣意的な運用により法人の自主性・自律性が損なわれないように特に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として通則法・方針等による。</li> <li>但し、中期計画が各大学の教育研究の長期的な展望の下に策定されるよう配慮する。</li> <li>○大学の教育研究が非定量的な性格を有し、また、経済的な効率性に必ずしも馴染まない点を考慮し、中期計画の内容等を検討する。</li> <li>○大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、評価委員会は、教育研究に係る事項については、「大学評価・学位授与機構」(仮称)の専門的な判断を踏まえて主務大臣に意見を表明することとし、そのための特例措置について検討する。</li> <li>○変更命令に当たっては、あらかじめ各大学から意見聴取するなど、各大学の自主性、自律性に特に配慮する。</li> </ul>	
(年度計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各法人は、中期計画に基づき、年度計画を定め、主務大臣に届出、公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として通則法・方針等による。</li> </ul>	
評価等 (評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主務省に1に限って置く「評価委員会」(外部有識者から主務大臣が任命)が、毎事業年度及び中期目標期間の終結を評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、評価委員会は、教育研究に係る事項については、「大学評価・学位授与機構」(仮称)が独自に行う評価の結果を踏まえて評価を行うこととし、そのための特例措置を法令に規定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※平成12年4月に設置される予定の「大学評価・学位授与機構」(仮称)は、国立大学が公費で運営されている機関としての社会的責任を果たしていくことが求められることから、評価の主たる対象を国立大学としている。</li> </ul>
(評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「評価委員会」の評価は、中期計画の実施状況等を調査・分析し、業務の実績全体の総合的評定を行って行う。</li> <li>○「評価委員会」は、評価結果を法人に通知、公表する。必要と認めるときは、法人に業務運営の改善等の勧告をすることができる。</li> <li>○「評価委員会」は、評価結果を総務省の「審議会」に通知。「審議会」は評価結果につき、必要と認めるときは、「評価委員会」に意見を述べることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○評価の際、各大学の個性や、大学の教育研究活動の多様性・長期性に配慮するため、各大学が実施する自己点検・評価を活用するなど、教育研究に相応しい評価基準、評価方法について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※各大学は、大学設置基準等により、自己点検・評価の実施・公表義務と学外者による検証の努力義務がある。</li> </ul>

事 項	通則法・方針等の概要	検討の方向	(参考) 現行の国立大学
(検 討)	<p>○主務大臣は、中期目標期間終了時に、各法人の組織・業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。</p> <p>その際、「評価委員会」の意見を聴取する。</p> <p>○「審議会」は、中期目標期間終了時に、各法人の主要な事務・事業の改廃に関し、主務大臣に勧告できる。</p>	<p>○大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、評価委員会は、教育研究に係る事項については、「大学評価・学位授与機構」(仮称)の専門的な判断を踏まえて主務大臣に意見を表明することとし、そのための特例措置について検討する。</p>	
(人 事 身 分)	<p>○独立行政法人のうち一定のものについては、役員・職員に国家公務員の身分を与える。</p>	<p>○長期的観点に立った自主的・自律的な教育研究を可能とし、かつ、教育研究の活性化の観点から法人間の異動を促進するため、国家公務員とする。</p>	<p>※現行の国立大学の教職員の身分は、一般職の国家公務員である。</p>
(任 免 等)	<p>○法人の長は、以下に掲げる者のうちから主務大臣が任命する。</p> <p>）当該法人の事務・事業に関する高度な知識・経験を有する者</p> <p>）当該法人の事務・事業を適正・効率的に運営できる者</p> <p>(経営に関して高い識見を有する者を含む)</p> <p>○監事は主務大臣が任命する。</p> <p>○その他の役員は、上記)のうちから法人の長が任命する。</p> <p>○主務大臣は、法人の長を、心身の故障、職務上の義務違反のほか、長の責任で法人の業績が悪化した場合に、解任できる。法人の長も、その任命に係る役員を同様に解任できる。</p> <p>○職員は、法人の長が任命する。</p>	<p>○学長人事における大学の自主性・自律性を担保するため、学長の任免は、大学からの申出に基づき、文部科学大臣が行うこととし、そのための特例措置を法令に規定する。</p> <p>○現行の教育公務員特例法の規定に則り、評議会により実質的な学長選考が行われるよう、学長の選考方法を検討する。</p> <p>○教員人事について、大学の自主性・自律性を担保するため、原則として教育公務員特例法を前提に、適用すべき範囲を検討する。</p> <p>○法人間等の教員の流動性を促進するための方途について検討する。</p> <p>○事務職員人事の活性化のため、法人間等の交流を可能とする方途について検討する。</p>	<p>※現行の国立大学は、学長、教員、部局長の採用・昇任の選考は、教育公務員特例法に基づき、大学が自主的・自律的に行っている。</p> <p>※任免は、学長の申出に基づき、任命権者が行う。</p> <p>・学長……文部大臣</p> <p>・部局長……文部大臣</p> <p>・教員……学長(文部大臣から任命権を委任)</p> <p>※免職等の不利益処分は、評議会等による事前審査を実施することとされている(一般の公務員は、事後審査としての人事院への不服申立てのみ)。</p>
(給 与)	<p>○各法人が、法人・職員の業績が反映される支給基準を定め、主務大臣に届出、公表する。</p> <p>(但し、通常国家公務員や民間の給与、中期計画で見込んだ人件費の見積り等を考慮する。)</p>	<p>○原則として通則法・方針等による。</p>	<p>※現行の国立大学の教職員の給与は、一般職の職員の給与に関する法律等により法定されている。</p> <p>また、必要に応じ、個別に文部省・人事院と協議して給与を決定している。</p>

事 項	通則法・方針等の概要	検討の方向	(参考) 現行の国立大学
(服 務)	○国家公務員法を適用する(一部の手続きを簡素化)。 ・信用失墜行為の禁止 ・守秘義務 ・職務専念義務 ・兼業の制限 ・営利企業の役員等との兼業禁止等	◎左に準じた扱いとする。	※現行の国立大学の教職員も、国家公務員法等が適用されている。 ※国立大学教員の営業の役員兼業の問題等は、現在、関係省庁による検討会議等で検討中である。
(勤 務 時 間)	○各法人が規定を定め、主務大臣に届出、公表する。 (ただし、通常の状態公務員の勤務条件等を考慮。)	◎原則として通則法・方針等による。	※現行は、一般職の職員に関する法律により法定。 ※大学教員の勤務時間の在り方について、現在、人事院において検討中。
(労 働 三 権)	○団結権、団体交渉権(協約締結権を含む)あり。争議権なし。	◎原則として通則法・方針等による。	※現行では、団結権、団体交渉権(協約締結権を除く)あり。争議権なし。
(定 員)	○法定定員制度の対象外で、各法人が自主的に決定する。 (但し、中期計画に人件費の見積り、人員・人件費の効率化目標を記載。)	◎原則として通則法・方針等による。	※現行の国立大学の定員は、法定定員制度で総枠を管理。増員等は、各大学の要望を受け、文部省による予算要求を経て実現。
財 務 (財 源 措 置)	○政府は、予算の範囲内で、各法人に、業務の財源に必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付。 ○主務大臣は、中期計画に従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度予算要求し、各法人に措置する。 ○運営費交付金は、いわば「渡し切りの交付金」として措置し、用途の内訳は特定しない。遣い残しは翌年度に繰り越しできる。	◎運営費交付金の積算方法については、大学の教育研究活動の水準を維持・向上させる観点から検討する。 ◎中期計画における予算に関する記載方法について検討する。	※現行の国立大学は、 ・各大学の要望を踏まえ、毎年度、文部省が予算要求し、国会が審議を経て各大学に予算を配分。 ・予算は費目等により区分され、用途を特定(但し大蔵大臣の承認等により流用等が可能)。 ・単年度ごとの執行が原則(但し、施設など一部繰り越しの特例)
(寄 付 金 等)	○寄付金、受託収入、手数料等は、別段の定めのある場合を除き、各法人の収入に直接計上し、国の歳入・歳出外で扱う。	◎原則として通則法・方針等による。 ◎授業料は各法人の収入に直接計上することとし、運営費交付金との関係、額の設定方法など、その扱いについては、独立行政法人制度の趣旨、国立大学の果たすべき役割等を考慮し、検討する。	※現行の国立大学は、寄付金、授業料、受託収入等は、全て国の歳入歳出に計上する。授業料等の額は法令で一律に規定。
(積 立 金)	○個別法令で、中期目標期間終了年度における積立金の処理に関し、例えば半分を国庫納付、半分を内部留保する等、個別法人ごとに判断、規定する。	◎中期目標期間終了年度における積立金の処理は、教育研究の安定的な遂行に配慮し、できるだけ内部留保する方向で検討する。	※現行の国立学校特別会計は、会計全体として剰余金を積み立て、決算上の不足が生じた際の補足財源及び国立大学等の施設整備の財源に充当できる。

事 項	通則法・方針等の概要	検討の方向	(参考) 現行の国立大学
(施設整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設費等に係る経費で、国の予算で公債発行対象経費であるものは運営費交付金と別に措置する。(公債発行対象経費でない経費は運営費交付金で措置)</li> <li>○中期計画に、施設・設備に関する計画を記載し、主務大臣が認可する。</li> <li>○長期借入金及び債券発行は、個別法令に根拠規定を置けば可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎独立行政法人化に際し、各大学において長期的な施設整備計画を策定し、これを踏まえて、各中期計画に当該期間中の施設・設備の整備計画を記載する。</li> <li>◎施設・設備の整備に当たっては、長期借入金等の活用も視野に入れて対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現行の国立大学は、財投からの長期借入金等の活用しつつ、文部省の責務において、国立大学全体の計画的な整備を行っている。</li> </ul>
(土地建物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別法令により、政府は、法人に対する土地・建物等の現物出資ができる。必要に応じ、法人は、個別法令により、国有財産を無償使用できる。</li> <li>○重要な財産の処分は、主務大臣の認可を要す。但し、認可の際、可能な限り法人の自主性を尊重する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎現在、各国立大学において、教育研究の用に供されている土地建物については、原則として、各大学に現物出資する方向で検討する。</li> <li>◎大学の土地処分収入を原資とする施設整備のための基金について、現在の国立学校財務センターの役割等を参考としつつ、その必要性を含め、検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現在の国立大学の土地建物は、国の財産。したがって、これら財産の処分は、国として判断。処分収入は国庫に入る(但し、国立学校全体の施設の老朽化、狭隘化解消を目的とする施設整備事業のための基金〔特別施設整備資金〕の財源にも充当される)。</li> </ul>
(土地建物)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎現在、国立学校特別会計が有する長期借入金残高の取扱いは、先行独法化機関等の例も見ながら検討する。</li> </ul>	
(会計原則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として企業会計原則によるが、制度の特殊性を考慮し必要な修正措置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国立大学の教育研究の特性を踏まえ、企業会計原則の適用の範囲について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現行の国立大学は、会計法等による会計制度に基づく。</li> </ul>
(税 制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政府全額出資の法人は、国税・地方税とも、原則として納税義務が無い。寄附金は、特定公益増進法人としての扱い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎税制上の扱いについては、国立大学としての現行の扱いが基本的に維持される方向で検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※現行の国立大学は、国税・地方税ともに、原則として納税義務が無い。国立大学に対する寄附金は、全額損金算入等の扱い。</li> </ul>
(会計制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(特段の定めなし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎委任経理金制度等の特例措置など現行の国立学校特別会計制度が有する利点をできるだけ維持する。(独立行政法人制度では、通則法又は個別法により、会計制度の如何を問わず、各法人ごとに、右のうち①～⑥と同様の仕組みが可能。⑦については、その必要性を含め、検討する。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※国立学校特別会計の特例               <ul style="list-style-type: none"> <li>①一定目的の長期借入金</li> <li>②年度内の一時借入金</li> <li>③剰余金の積立て取崩し</li> <li>④収入増に応じた弾力的な支出増</li> <li>⑤教官当校費など包括的な経費の措置</li> <li>⑥委任経理金制度による寄附金の自主的管理</li> <li>⑦土地処分収入を原資とする国立学校全体の施設整備のための基金の保有</li> </ul> </li> </ul>

事 項	通則法・方針等の概要	検討の方向	(参考) 現行の国立大学
情報公開	○中期目標・計画、評価結果、財務諸表、給与基準等の公表を法定。組織・運営状況公表の努力義務。	◎通則法上義務づけられている事項を含め、教育、研究、組織、運営の状況の公表を引き続き義務化する。	※国立大学は、国立学校設置法により、教育、研究、組織、運営の状況を公表する義務がある。
その他主務大臣の権限	○主務大臣は、各法人に業務等の状況に関する報告、立ち入り検査、違法行為等の是正要求ができる。	◎原則として通則法・方針等による。	※現行の国立大学には、国家行政組織の一部として、文部大臣による広範な指揮監督権が及ぶ。 ※学校教育法により、文部大臣は、学校閉鎖命令、設備・授業等の変更命令の権限を有す。

(注) 表中「通則法・方針等の概要」の「方針」とは、平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」(いわゆる「本部決定」)を指す。

(中期計画)	<p>○各法人は、中期目標に基づき、中期計画を作成し、主務大臣の認可を受け、公表する。変更する場合も同様とする。</p> <p>○主務大臣は、中期計画の認可の際、評価委員会の意見を聴取し、財務大臣に協議する。</p> <p>○主務大臣は、中期計画が適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、変更命令ができる。但し、恣意的な運用により法人の自主性・自律性が損なわれないように特に配慮する。</p>	<p>◎原則として通則法・方針等による。 但し、中期計画が各大学の教育研究の長期的な展望の下に策定されるよう配慮する。</p> <p>◎大学の教育研究が非定量的な性格を有し、また、経済的な効率性に必ずしも馴染まない点を考慮し、中期計画の内容等を検討する。</p> <p>◎大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、評価委員会は、教育研究に係る事項については、「大学評価・学位授与機構」(仮称)の専門的な判断を踏まえて主務大臣に意見を表明することとし、そのための特例措置について検討する。</p> <p>◎変更命令に当たっては、あらかじめ各大学から意見聴取するなど、各大学の自主性、自律性に特に配慮する。</p>	
--------	---	---	--



## 国立大学の独立行政法人化問題に関する文部省説明

事 項	通則法・方針等の概要	検討の方向	文部省の説明
法人単位	○(特段の定めなし)	◎各大学の教育研究の実績を踏まえつつ、大学の個性化を促進する観点から、附置研究所、附属病院等を含め各大学に法人格を付与するとともに、国立大学の運営の実態を踏まえ、経営と教学を一体のものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人化することになれば、全ての国立大学を移行。</li> <li>・「一大学一法人」が基本。しかし、複数の大学が集まって、1法人を作りたい希望があれば、それも受け容れる。</li> <li>・「経営と教学の一体化」が基本。私立大学ではこれを分けている例が多いが、必ずしもうまくいっていない。</li> <li>・いかに自主性・自律性を高めるかの観点に立つと、法人格も個別にとせざるを得ない。</li> </ul>
名 称	○法人の名称は、個別法で定める。その際、「国立」の使用を含め、法人の事業内容、独法化以前の名称等を総合的に勘案する。	◎従来までの名称、活動実態、経緯等を尊重して検討する。	
業 務 (範 囲)	○法人の業務の範囲は、個別法で定める。 ○法人の業務は、個別法令で定める本来業務、附帯業務に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎法律で全大学に共通の業務を規定し、法令で各大学ごとの業務をある程度具体的に規定する。</li> <li>◎業務の範囲は、大学が、教育研究の遂行に支障が生じない範囲内で、大学としての目的を達成するために必要な業務について、できる限り広範に展開できるよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現段階では、全大学の共通事項（教育研究の実施など）については法律で定め、各大学ごとの学部、研究科、研究所については、法令で分野を定める予定。</li> <li>・入試については、法人化した後も大学は公的性格を持ち続けるので、直ちに入学者選抜のスキームが変わることはない。</li> </ul>
(出 資 等)	○法人による出資等は、本来業務、附帯業務に係り、個別法令に定めがある場合に限る。	◎各大学による外部との連携、研究成果の普及等のためのTLO等への出資等について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出資の範囲はかなり限定されているが、法人化した大学の業務の範囲をどう確保するかということと合わせて具体的に検討する。</li> </ul>

(業務方法書)	○法人は業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受け、公表する。	◎業務方法書については、その内容等について検討する。	
(学生定員)	○(特段の定めなし)	◎教育条件の担保等の観点から、学生定員の変更は、中期計画の記載事項とする方向で検討する。	・入学定員の変更は中期計画に掲げられるので、その意味から主務大臣の「認可」事項となる。私立大学と同じ扱い。
組 織 (役員)	○役員として、法人の長1人、監事複数人(1名以上は外部の者から起用)を置く。 その他の役員を、個別法で置くことができる。 ○長の名称、その他の役員の名称・定数、監事の定数は、個別法で定める。	◎国立大学の運営の実態、経営への対応等を考慮し、役員として、 ・学長(=法人の長) ・副学長(教育研究担当、学生担当、経営担当、附属病院担当、情報管理担当など複数人) ・監事(複数人)を置く(但し、役員の数については、法人としての規模等を考慮する必要がある)。	・法人におかれる役員は、法人の長、副学長、監事については、主務大臣の任命だが、長については大学からの申し出に基づいてとなる。具体的選任方法は今後検討。その他役員については、組織の長が任命する。 ・副学長ポストについては、個別法で何名と決まる。 ・経営と教学の一体化をはかる上で、学長補佐体制の充実が必要である。例えば、経営に精通した副学長を置くことなど。 ・監事の職務については、一般的にその業務は確定しているが、具体的には個別法人の内部規程で定めることになる。教育研究の内容そのものを対象にすることは、難しいのではないかと。
(内部組織)	○内部組織は、法人の長が決定、変更、改廃し、主務大臣に通知する。 ○内部組織の決定、変更、改廃は、従来型の組織管理手法の対象外とする。	◎教育研究組織のうち学部・研究科・附置研究所等は、各大学の業務実施上の基本組織として法令に規定する。 その設置・改廃は、各大学の判断を前提とする中期計画・年度計画による。 学科・専攻・部門等は各大学が決定する。 ◎評議会、教授会、運営諮問会議は、国立大学における自主的・自律的な意見集約、意思決定に不可欠の組織として、法令に規定する。 ◎運営諮問会議の構成員は、各大学の判断により、経営的観点からその充実を図る。 ◎学長の権限と責任が重く	・学部、研究科、附置研究所の設置改廃については、設置審と中期計画の双方に関連するが、具体的な扱いについては今後の検討課題。 ・学科・専攻の改廃、第二部の改廃は、法人の長の裁量の範囲内となる。 ・学府・学環など従前の学部という概念を超えた教育研究組織が検討されているのに、学部・研究科と学科・専攻とに分けた理由は、基本組織とそれ以外の組織という意味で区分している。

		<p>なるため、学長を補佐する機関として、副学長、学長指名の教員、事務局長等から構成される運営会議（仮称）を各大学の判断により設置する。</p> <p>◎事務組織等その他の組織は、各大学が決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学が解散するとした時には、その大学の状況に応じて特別の法律を作る。</li> <li>・管理運営機構については、評議会、教授会、運営諮問会議については法令機関とするが、それ以外は各法人の判断となる。</li> <li>・運営諮問会議の構成員については、経営的観点のみを重視するのではなく、大学が果たすべき役割なども考慮すべき。</li> <li>・役員以外の組織については、原則として各大学の判断となるが、一方で事務職員の人事交流のあり方については、今後の検討課題。</li> <li>・事務組織については、級別定数がはずれるので、各大学の判断で編成する。</li> </ul>
<p>目標・計画 (中期目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主務大臣が、3年以上5年以下の期間の中期目標を定め、各法人に指示し、公表する。</li> <li>○主務大臣は、中期目標を定める際、評価委員会の意見を聴取し、財務大臣に協議する。</li> <li>○中期目標は、できる限り数値によるなど、達成状況が判断しやすいように定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎中期目標期間は5年とする。但し、中期目標が各大学の教育研究の長期的な展望の下に設定されるよう配慮する。</li> <li>◎大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、文部科学大臣が中期目標を定める際、文部科学大臣に各大学からの事前の意見聴取義務を課すなどの特例措置を法令に規定する。</li> <li>◎大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、評価委員会は、教育研究に係る事項については、「大学評価・学位授与機構」（仮称）の専門的な判断を踏まえて主務大臣に意見を表明することとし、そのための特例措置について検討する。</li> <li>◎大学の教育研究が非定量的な性格を有し、また、経済的な効率性に必ずしも馴染まない点を考慮し、中期目標の内容等を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標は、大学ごとに策定する。</li> <li>・中期目標の設定については、各大学に自主・自律性を与えることが前提。主務大臣が各大学から事前聴取をした上で、中期目標を立てることを法律に明記することで、長期展望を確保しようと考えている。</li> <li>・中期目標の具体的内容は、国立大学の教育研究の特性を考慮しながら、今後時間をかけて検討していく。</li> <li>・学生定員については、教員養成などの計画養成に関わる部分については今後検討することがある。</li> </ul>

<p>(中期計画)</p>	<p>○各法人は、中期目標に基づき、中期計画を作成し、主務大臣の認可を受け、公表する。変更する場合も同様とする。</p> <p>○主務大臣は、中期計画の認可の際、評価委員会の意見を聴取し、財務大臣に協議する。</p> <p>○主務大臣は、中期計画が適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、変更命令ができる。但し、恣意的な運用により法人の自主性・自律性が損なわれないように特に配慮する。</p>	<p>◎原則として通則法・方針等による。</p> <p>但し、中期計画が各大学の教育研究の長期的な展望の下に策定されるよう配慮する。</p> <p>◎大学の教育研究が非定量的な性格を有し、また、経済的な効率性に必ずしも馴染まない点を考慮し、中期計画の内容等を検討する。</p> <p>◎大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、評価委員会は、教育研究に係る事項については、「大学評価・学位授与機構」(仮称)の専門的な判断を踏まえて主務大臣に意見を表明することとし、そのための特例措置について検討する。</p> <p>◎変更命令に当たっては、あらかじめ各大学から意見聴取するなど、各大学の自主性・自律性に特に配慮する。</p>	<p>中期計画については、各大学の事情や意見を聴いたうえで認可をしたい。その過程において国の統制が強化するのではないかと意見があるが、できるだけ自主性・自律性が損なわれないようにしたい。しかし、予算の制約の中で、国の政策を反映するという観点から得られないところもある。</p> <p>従来概算要求制度と中期計画との関連は、中期計画に基づいて予算措置するのことで、従来どおり文部省でヒヤリングを行うことになり、基本的には現在と同じになろう。</p> <p>また、予算は5年間の中期計画の中に5年間の大枠の予算が盛り込まれ、その中で毎年度予算が決められていくことになるが、状況の変化に応じて中期計画の一部修正も認めるような仕組みにしたい。</p>
<p>(年度計画)</p>	<p>○各法人は、中期計画に基づき、年度計画を定め、主務大臣に届出、公表する。</p>	<p>◎原則として通則法・方針等による。</p>	
<p>評価等 (評価)</p>	<p>○主務省に1に限って置く「評価委員会」(外部有識者から主務大臣が任命)が、毎事業年度及び中期目標期間の終了時に、各法人の業績を評価する。</p> <p>○「評価委員会」の評価は、中期計画の実施状況等を調査・分析し、業務の実績全体の総合的評定を行う。</p> <p>○「評価委員会」は、評価結果を法人に通知、公表する。必要と認めるときは、法人に業務運営の改訂を勧告することができる。</p> <p>○「評価委員会」は、評価結果を総務省の「審議会」に通知。「審議会」は評価結果につき、必要と認めるときは、「評価委員会」に意見を述べることができる。</p>	<p>◎大学の教育研究の自主性・自律性を担保するため、評価委員会は、教育研究に係る事項については、「大学評価・学位授与機構」(仮称)が独自に行う評価の結果を踏まえて評価を行うこととし、そのための特例措置を法令に規定する。</p> <p>◎評価の際、各大学の個性や、大学の教育研究活動の多様性・長期性に配慮するため、各大学が実施する自己点検・評価を活用するなど、教育研究に相応しい評価基準、評価方法について検討する。</p>	<p>評価に当たって、「大学評価・学位授与機構」(仮称)の役割、構成等については、国立大学が独法化するとの前提で概算要求していないので、今後の検討課題。</p> <p>少なくとも教育・研究に係る事項については、国が実質的に大学の教育・研究を評価するということとは適切でないと考えられるので、この度には平成12年度に創設される予定の第三者評価機関(大機構評価・学位授与機構)が独自に行う評価結果を活用することを考えている。</p>



	<p>○主務大臣は、法人の長を、心身の故障、職務上の義務違反のほか、長の責任で法人の業績が悪化した場合に、解任できる。法人の長も、その任命に係る役員を同様に解任できる。</p> <p>○職員は、法人の長が任命する。</p>	<p>適用すべき範囲を検討する。</p> <p>○法人間等の教員の流動性を促進するための方途について検討する。</p> <p>○事務職員人事の活性化のため、法人間等の交流を可能とする方途について検討する。</p>	<p>る形となる方法で、検討する必要があると考えている。</p> <p>・教員人事については、任命権が学長に移り、大学の自主性、自律性の観点からは教特法は適用しないのがむしろ自然。</p> <p>・流動性の促進については、直接の答えというよりも、法人化すると、給与の決定や予算の配分等いろんな意味での学長の権限が大きくなるなどの制度のメリットを十分に活用して、流動的な人事を可能とし、教育研究体制の充実を努めてもらうということ、取り組んでいただくことと考える。</p> <p>・事務職員人事については、最終的には学長に人事権があることを前提にした上で、ある程度人事交流が可能であるようなことを考えたい。具体的には今後の検討である。</p>
(給 与)	<p>○各法人が、法人・職員の業績が反映される支給基準を定め、主務大臣に届出、公表する。 (但し、通常の家公務員や民間の給与、中期計画で見込んだ人件費の見積り等を考慮する。)</p>	<p>○原則として通則法・方針等による。</p>	<p>・給与については、通則法で、給与の支給基準において給与法の適用のある機関のものを参考にしているのことで、大学によって大幅に異なることにはならないのではないかと。結果的には人事院勧告の内容が反映される形になると思われる。</p> <p>・法人の役職員の給与については、中期計画の中での人件費の見積りに基づいて、運営交付金の中で所要の人件費が措置されることになるかと考える。</p>
(服 務)	<p>○国家公務員法を適用する(一部の手続きを簡素化)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用失墜行為の禁止</li> <li>・守秘義務</li> <li>・職務専念義務</li> <li>・兼業の制限</li> <li>・営利企業の役員等との兼業禁止</li> </ul>	<p>○左に準じた扱いとする。</p>	<p>・不利益処分は原則として、教育公務員特例法の適用を前提としているが、具体的な適用範囲などは時間をかけて検討していく。</p>

(勤務時間)	○各法人が規定を定め、主務大臣に届出、公表する。(ただし、通常の国家公務員の勤務条件等を考慮。)	◎原則として通則法・方針等による。	
(労働三権)	○団結権、団体交渉権(協約締結権を含む)あり。争議権なし。	◎原則として通則法・方針等による。	
(定員)	○法定定員制度の対象外で、各法人が自主的に決定する。(但し、中期計画に人件費の見積り、人員・人件費の効率化目標を記載。)	◎原則として通則法・方針等による。	<p>独立行政法人化により教員の定員は、国の定員管理の対象外になる。しかし、中期計画では人件費の見積(額)を5年の計画の中に盛り込むことになる。また、毎年国会に対しても職員数(常勤)を報告することとなる。こうしたことから、一般社会にも職員数などが明らかになるので、その意味での定員管理が必要であるが、現状に比べたら緩やかな管理となると考えられる。</p>
<p>財務 (財源措置)</p>	<p>○政府は、予算の範囲内で、各法人に、業務の財源に必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付。 ○主務大臣は、中期計画に従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度予算要求し、各法人に措置する。 ○運営費交付金は、いわば「渡し切りの交付金」として措置し、用途の内訳は特定しない。遣い残しは翌年度に繰り越しできる。</p>	<p>◎運営費交付金の積算方法については、大学の教育研究活動の水準を維持・向上させる観点から検討する。 ◎中期計画における予算に関する記載方法について検討する。</p>	<p>・運営費交付金に関し、独法化した場合でも独立採算制度は前提としない。移行後には、移行前の必要経費を確保することが、国会審議で約束されている。 ・法人の長の裁量の範囲内で設置した学科・専攻などの予算措置については、先行例を見ながら今後検討。 ・予算要求については、毎年度の予算要求の仕組みは基本的には変わらないと思われるが、中期計画の中で予算的なことが盛り込まれると、あらかじめ5年分の予算の枠取りが行われた上での各年毎の予算要求となるところが、若干異なってくる。 ・運営費交付金(積算校費の配分)の制度の詳細はこれからの検討課題であるが、積算校費的なものもある一方で、中期計</p>

			<p>画の評価や業績に傾きつく予算措置（傾斜配分）も検討されて行く。自己収入と運営費交付金の関係は今後具体的に検討して行く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費交付金の傾斜配分を努力、評価とどのように関係づけるかの仕掛けについては今後の問題である。</li> <li>・人件費（含退職金引当金）は運営費交付金の中で措置する。</li> <li>・共済組合は継続し、年金などは現状と変わらない。</li> </ul>
(寄付金等)	<p>○寄付金、受託収入、手数料等は、別段の定めのある場合を除き、各法人の収入に直接計上し、国の歳入・歳出外で扱う。</p>	<p>○原則として通則法・方針等による。</p> <p>○授業料は各法人の収入に直接計上することとし、運営費交付金との関係、額の設定方法など、その扱いについては、独立行政法人制度の趣旨、国立大学の果たすべき役割等を考慮し、検討する。</p>	<p>・授業料の額の設定は、安易な引き上げや学部別別の授業料が設定されることになれば、分野を問わず進学の機会を保障するといった、これまで国立大学が果たしてきた役割が損なわれるという可能性もあるので、時間をかけて慎重に検討を進めたい。</p> <p>・奨学寄付金は法人の収入となるので、委任経理金と基本的な考えは同じ。</p> <p>・授業料等は直接法人に、施設貸与費、公開講座参加費等も法人の目的に沿うような法令にしたい。</p>
(積立金)	<p>○個別法令で、中期目標期間終了年度における積立金の処理に関し、例えば半分を国庫納付、半分を内部留保する等、個別法人ごとに判断、規定する。</p>	<p>○中期目標期間終了年度における積立金の処理は、教育研究の安定的な遂行に配慮し、できるだけ内部留保する方向で検討する。</p>	
(施設整備)	<p>○施設費等に係る経費で、国の予算で公債発行対象経費であるものは運営費交付金と別に措置する。（公債発行対象経費でない経費は運営費交付金で措置）。</p> <p>○中期計画に、施設・設備に関する計画を記載し、主務大臣が認可する。</p> <p>○長期借入金及び債券発行は、個別法令に根拠規定を置けば可能。</p>	<p>○独立行政法人化に際し、各大学において長期的な施設整備計画を策定し、これを踏まえて、各中期計画に当該期間中の施設・設備の整備計画を記載する。</p> <p>○施設・設備の整備に当たっては、長期借入金等の活用も視野に入れて対応する。</p>	<p>・国立学校特別会計の累積赤字は、現在でも1兆円あるが、この残高とか返済とかよりも独法化されても借金をすることが出来るようにすることを含めて、総合的にその扱いを検討する。</p>



(土地建物)	<p>○個別法令により、政府は、法人に対する土地・建物等の現物出資ができる。また、必要に応じ、法人は、個別法令により、国有財産を無償使用できる。</p> <p>○重要な財産の処分は、主務大臣の認可を要す。但し、認可の際、可能な限り法人の自主性を尊重する。</p>	<p>◎現在、各国立大学において、教育研究の用に供されている土地建物については、原則として、各大学に現物出資する方向で検討する。</p> <p>◎大学の土地処分収入を原資とする施設整備のための基金について、現在の国立学校財務センターの役割等を参考としつつ、その必要性を含め、検討する。</p> <p>◎現在、国立学校特別会計が有する長期借入金残高の取扱いは、先行独法化機関等の例も見ながら検討する。</p>	
(会計原則)	<p>○原則として企業会計原則によるが、制度の特殊性を考慮し必要な修正措置。</p>	<p>◎国立大学の教育研究の特性を踏まえ、企業会計原則の適用の範囲について検討する。</p>	<p>・現在の会計関係法令等の連用、手続きの思い切った改革が必要との件は、現在、企業会計原則に則るということで総務庁で検討中なので、それを待ちたい。</p>
(税制)	<p>○政府全額出資の法人は、国税・地方税とも、原則として納税義務が無い。寄附金は、特定公益増進法人としての扱い。</p>	<p>◎税制上の扱いについては、国立大学としての現行の扱いが基本的に維持される方向で検討する。</p>	<p>・税金の取り扱いについては、国立大学の時は無制限だったが、独法化すると特定公益増進法人と同じで、枠がはめられるので、財務センター的なものを通してクリアする必要があると考えている。</p>
(会計制度)	<p>○(特段の定めなし)</p>	<p>◎委任経理金制度等の特例措置など現行の国立学校特別会計制度が有する利点をできるだけ維持する。(独立行政法人制度では、通則法又は個別法により、会計制度の如何を問わず、各法人ごとに、右のうち①～⑥と同様の仕組みが可能。⑦については、その必要性を含め、検討する。)</p>	<p>・独法化されれば、会計法の適用除外となる。</p> <p>・国立学校特別会計については、現在国会で、特別会計制度全体の見直しが行われているが、特別会計制度は今後も維持したい。ただし、「特別施設整備費」だけが、通則法では、そのままでは作れないので、これをどうするか検討を要する。</p> <p>・予定されている企業会計制度について、大学の特性に応じた範囲等裁量的適用とは、どういった手法、適用がよいか、具体的には今後の検討課題である。</p> <p>*国立学校特別会計の特例</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>①一定目的の長期借入金</li> <li>②年度内の一時借入金</li> <li>③剰余金の積立て取崩し</li> <li>④収入増に応じた弾力的な支出増</li> <li>⑤教官当校費などの包括的な経費の措置</li> <li>⑥委任経理金制度による寄附金の自主的管理</li> <li>⑦土地処分収入を原資とする国立学校全体の施設整備のための基金の保有</li> </ul>
情報公開	○中期目標・計画、評価結果、財務諸表、給与基準等の公表を法定。組織・運営状況公表の努力義務。	◎通則法上義務づけられている事項を含め、教育、研究、組織、運営の状況の公表を引き続き義務化する。	
その他主務大臣の権限	○主務大臣は、各法人に業務等の状況に関する報告、立ち入り検査、違法行為等の是正要求ができる。	◎原則として通則法・方針等による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独法化された場合の主務省と大学の関係については、従前は大学も国の機関の一部であり、最終的な責任は大臣にあったが、法人化されれば最終責任は法人の長になるなど、自主性、自律性が高まる反面、その責任も重たくなる。</li> <li>・万一法人の廃止があったとした場合の責任問題は、一義的には学長だが、法人廃止は法律事項であり、国の責任となろう。</li> </ul>

(注) 表中「通則法・方針等の概要」の「方針」とは、平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」（いわゆる「本部決定」）を指す。

## 第105回 総会議事要旨(抄)〔第1日目〕

日時 平成11年11月17日(水) 10:00～17:10

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所長

……………(略)……………

### 2. 当面する諸問題について

#### ◎ 日本の高等教育の将来像について

会長から次のように述べられた。

去る9月20日開催の国立大学長・大学共同利用機関長等会議において、文部省から「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」が提示されて以後各地区で学長会議が開催され、それぞれ文部省担当官から「検討の方向」について説明を聞き、討議が行われたので、その状況報告をお願いします。

なお、この間、学長から個別に会長宛意見等が寄せられているので、披露する。(8件の意見等が披露された)

ついで、各地区学長会議の状況について、北海道地区丹保北海道大学長、東北地区徳田秋田大学長、関東甲信越地区石一橋大学長及び吉田図書館情報大学長、東海北陸地区仲井愛知教育大学長、近畿地区山田奈良先端大学院大学長、中国・四国地区生和広島大学副学長、九州地区池田長崎大学長から、予め提出された「意見等の取りまとめ」(配付資料「17-1～7」)をもとにそれぞれ報告・説明があった。また、オブザーバーとして出席の国立遺伝学研究所堀田所長から、大学共同利用機関における独法化問題についての検討状況について報告・説明があった。さらに、日本学術会議が国立大学の独立行政法人化問題に関し、平成11年10月27日付吉川会長名をもって発表された「会長談話」の趣旨等について、この文案作成に携わった松尾名古屋大学長から説明があった。

ついで、会長から、これよりご意見を頂戴するが、その前に二、三報告しておきたいと述べられ、次の報告があった。

○ 新たに文部大臣に就任された中曽根大臣と国大協幹部との会談の機会はまだない。○政府・与党の中で国立大学の独法化についての統一の見解は今のところできていない模様である。○新聞等マスコミの、特に専門家の間で、通則法をそのまま適用して国立大学を独法化することには無理がある。もともと国立大学を含めることを想定して独立行政法人が制度設計されたのではない、ということが理解され始め、これまでの論調に変化の兆しがみられる。○会長宛個人的意見の中に、国大協もホームページをもってインターネットを通じて積極的に情報提供活動を展開するようにはどうかという提案があった。

以上の報告に引続き会長から、これからの討論は、独法化問題ということではなく、「日本の高等教育の将来像について」ということで、今後の日本の高等教育をどうすべきかという中で話を進めていただきたい旨述べられたのち、意見交換が行われた。その主な意見は次

のようである。

- 聞くところでは、文部省が「検討の方向」の中で示した独法化にあたっての特例措置については、国立大学の既得権を擁護するものという見方しかされていないということである。そうであるならば、なおさら、国大協幹部が総理をはじめ、政党、中央省庁等改革推進本部等のしかるべき人に会って、国大協として独法化の問題についてどのように考えているか説明し理解を求めていくことが必要と思う。
- 文部省は来年4月頃までには独法化についての結論を出したいと言っている。この問題について、これまでに第1常置委員会から「中間報告」が出ているとはいえ、やはり国大協としての統一された意見が出されていかなければならないと思っている。
- 私の大学では、教官有志が学内で独法化反対の署名と寄付を集め、地域の新聞に意見広告を行った。報告を伺ったかぎり、いずれの地区学長会議でも通則法をそのまま適用して独法化することには反対であるという方向が出ているように思われる。そこで、総会の議論の結果を踏まえて意見をまとめ、国大協として意見広告を出すことを考えておけばどうか。
- 独法化問題についての結論が出るのは、言われているような来年4月より早まる可能性も考えられる。そういう状況下で、当事者の国大協が何も言わないということでは済まされないと思う。大学によって問題の理解も考え方も温度差があるので、99大学総体として意見を一体化するのは難しいとは思いますが、独法化絶対反対という状況にはないという判断が許されるならば、大学改革の大きな流れの中での選択肢の一つとして、理念がなければならぬし、慎重でなければならないということを前提に、独法化について前向きに真剣に考える用意があるという趣旨の意思を表わすべきではないか。そうでないと遅きに失することにならないかと危惧する。
- 新聞等で独法化に関し時に事実と反する報道があることがあり、中には個別の大学名を挙げて根拠のない記事を書く週刊誌等もある。それらがそのまま世の中で信じられれば、独法化に拍車をかける方向に誘導されかねない。場合によっては、誤りを正すべく会長として抗議表明ということも考えていただきたい。
- 国立大学がわが国を支えるさまざまな分野でどれほど重要な役割を担い、どれほど実績をあげてきたかということが、社会一般の多くの方々に理解いただけていないのではないか。そのことが国立大学の独法化の流れをつくっている背景にあるのだと思う。したがって、ここは、国立大学はこれまでにどのような重要な役割を果たしてきて、また現に果たしているかを外に向かって、分かりやすく大胆に宣伝することが必要ではないか。
- これまで国立大学が何をしてきたかということについて、4年前に国大協として「白書」(『文化学術立国をめざして』)を刊行したが、多くの人に読まれているわけではない。今の時代は、情報媒体としてインターネットが強い影響力があるので、国大協としてホームページをもてば、いろいろな面で利便であろう。
- 今、国大協として緊急に対応を要することは独法化という大学の設置形態の問題である。独法化には賛否両論あろうが、教官の多くが何より不安なのは、国が国の責任として、将来国立大学をどういう方向にもっていこうというのか、基本的な理念、政策が見えず、その中で独法化という方法論が先行していることだ。戦後、新制大学がスタートしたときは、米国の教育使節団などの影響があったとはいえ、一国の高等教育をどうするかということ

に関する大方針がはっきりあったと思う。独法化し、今後は大学も自由競争だから、それぞれ経営努力せよということなのだろうが、それで国の高等教育・学術研究に対する責任を果たせるのだろうか。国として、日本の高等教育・学術研究の基本的スタンスを明示する責任があるが、それを待つのではなく、その理念、将来展望等について我々の方から提言していくことが必要と思う。

- 大学共同利用機関における独法化問題についての検討状況の説明で、文部省の「検討の方面」に示されている種々の特例措置については、各機関ごとの個別法方式ではなく、別途、特例法をつくるべきという考え方が示されたが、これは重要な指摘と思う。それから、各地区学長会議の中でクローズアップしてきた一つの問題点として、学長選考ということがある。特例措置は、大学からの申出に基づき文部大臣が任命する学長について、その選考は評議会により実質的な選考を行うとし、従来の学長選考のやり方に変更を迫る考え方が示されている。この点は特例措置の中でも残されている大きな問題点と思う。
- 日本の高等教育研究についての基本政策が欠如しているという指摘があったが、同感である。ただ、実際には、我々国大協がリーダーシップをとり、英知を結集して政策提言をしていかなければいけないと思う。また、差し当たっては、国大協として新聞に意見広告を出すべきと思う。その際、特に、○通則法をみるかぎり官僚統制が強まり教育研究の自由が狭まる恐れがある、○独法化するしないの結論は急ぐべきでない、○国立大学が過去にどういった実績をあげ国の発展に寄与したか、○目下の大学改革の進展状況等を含めたい。
- 地区学長会議での文部省の説明によると、通則法で提出することとされている「中期計画」については、文部省と大学の双方で十分話し合った上で策定できるようにしたいということであったが、立場の弱い大学は文部省の意向に従わざるを得なく、結果的に独法化は大学の規制強化に繋がるのではないかと危惧する。それで、新聞への意見広告で、通則法を大学に機械的に適用することは適さないということを主張すべきである。
- 独法化は既に回避できないところにきていると思っている。戦後50年の間に新制国立大学体制というものが牢固としてでき上がり、制度疲労が起こっている。そういう中で大学改革に努力してきたが、あれこれ理由をつけて抵抗があり、思うに任せないのが実状である。特に、学部の自治、教授会の自治が壁になっている。そこを打破し大学改革を進める挺子として独法化を考えてみたい。確かに独法化には危惧されるような問題はあろうが、それもやり方によっては途は開ける可能性はあると思っている。
- 各地区学長会議において、文部省の「検討の方向」について特例措置についての考え方も含めてさまざまな質疑・要望等があり、それに対する文部省の応答があったが、国大協として「検討の方向」に対し一定の見解を示す必要があると思う。その際、単に国立大学の保身を言っているととられないよう、会長が言われたように、我々は長期的展望に立って日本の高等教育・学術研究がどうあるべきかを考える必要がある。その一環として独法化についても検討しているという姿勢でまとめるべきであろう。
- 独法化の問題はもう戻れないという見方はペシミスタックに過ぎると思う。独法化に反対しているのは従来の護送船団方式を護るためではない。最近は多くのところで大学改革が進んでいるということも社会に情報開示していくことが必要と思う。
- 国立大学の独法化問題は新聞等で頻繁に報道されているが、県下の経済界のリーダーや

代議士と話をしてもよくは理解されていないようである。国民一般もこの問題に関心は薄く、提案があった新聞への意見広告がどれほどの効果があるか分からないが、それをするのであれば、日本は科学技術立国を目指しており、それには人材育成が何より大事であるということ、高等教育研究に投入する公財政支出の対GDP比率を他の先進国並に上げるべきであるということ強調したい。また、国大協のメンバーが政府・政党のリーダーと会い、意思疎通を図っていくべきと思う。そういうところから、この問題を解きほぐしていくことが必要と思う。

- 独法化問題に関し、今日の段階で国大協がどうすべきかということについて明日までの議論で何らかの意見表明をすべきと思う。ただ、この場の議論で、独法化を受け入れるとか、受け入れられないとかの意見統一までもっていくことはできないと思うので、たとえば、「会長談話」といった形で、独法化問題について我々の共通の憂慮というものを表明していただくことがよいのではないか。
  - 日本の学術研究を支え高めてきたのは国立大学であることは極めて明白であり、大学共同利用機関とともに今後さらにそのピークをつくる時期にきている。そういうときに、悪くすると、これまで築き上げてきたものを崩壊させかねない独法化が行財政改革の名のもとに提案されているわけであり、これに対し我々は声を大に手段を尽くして反対を主張すべきと思っている。しかし、仮に独法化が止むを得ないということになれば、その場合は、文部省が言っている種々の特例措置は特例法で規定されなければならないということは譲れない線である。法人化の最大のメリットは、自主性、自律性、自由度の拡大ということであり、これが容れられないなら、断固拒絶するしかないと考えている。
  - 独法化から戻れる、戻れないの議論があるが、独法化が潮流になっている事態にあっては、独法化で国大協として絶対に譲れないことは何かというものを抽出し、これが受け入れられなければ独法化にはっきり反対であるという姿勢をとるべきではないか。
  - 国立大学が外に向かって何か意見を言うっていく場合、国立大学がもつ負の部分もさらけ出し、その上で主張するというものでないと、誰も耳を貸さないのではないか。
- 以上のような意見交換があったのち、会長から次のような総括と提案があった。

- ・ 独法化の問題に関して多くのご意見をいただいた。その中には、独法化反対の考え、賛成の考え、反対についても我々の立場を主張しつつ妥協の途を探るべきであるという考え方があったと思う。しかし、国大協の中の考え方が割れたととられることは避けたいので、外に向かっては、さまざまな意見があったという言い方に留めたい。
- ・ 国大協として新聞に意見広告を出すことについては、今の段階で、この問題についての意見の一致点は見出し得ないと思われるし、また、独法化についての危惧を一言で明快に言い表すことも難しいと思われるので、これは見合わせたい。
- ・ 独法化問題について、会長として何らかの表明をしなければならないとしたら、これは絶対に譲れないということを軸に文案を考えたい。その譲れない線というのは、防衛的なものではなく、今後国立大学がどのような立場に置かれたとしても、それぞれの大学が自信をもって日本の教育研究を支えていけるようなものということである。また、これまで我々は、現在提起されている独立行政法人のスキームには反対であるということを書いてきたので、そこに関しては全員の同意はいただけたと思うが、個々の細部に関し賛成、反対の旗色を鮮明にすることは、独法化の方向に国大協が一步踏み込んだと

みなされる。それは今はとるべき態度ではないと思っている。ご了承が得られれば、このような方向で文章化し「会長談話」をまとめることにしたいが如何か。

- ・ 独法化問題について第1常置委員会に「中間報告」という形でまとめていただいたが、引続き同委員会で議論を深めていただき、独法化について国大協として外すことができない基本的条件の抽出についてもお願いしたい。

以上のような会長の総括と提案について、異議なく了承された。

以上をもって第1日目の総会を終了した。

## 〔第2日目〕

日時 平成11年11月18日(木) 10:00～12:10

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長  
(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所長

### I 協 議

#### 1. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

昨日に引続き当面する諸問題についてご意見をいただきたいが、昨日の会議で議論しまとまったことが2つあった。その一つは、国立大学の独法化問題に関し「会長談話」を発表するという事、もう一つは、国大協としても独法化問題について何らかの見解をまとめることとし、これだけは外せないという基本的な条件を抽出していただくことを第1常置委員会に付託したことである。「会長談話」については、昨夜私がドラフトを書き、それを両副会長、第1常置委員長等にご覧いただき、修文を施した。プリントが出来次第配付しご意見を頂戴することにしたい。

以上のように述べられたのち、意見交換が行われた。その主な意見は次のようである。

- 独法化で譲れない基本的要件については2つあると思う。その場合の大前提は、わが国大学の歴史と憲法原理に照らして、学問の自由、大学に自治が実質的に確保されるということである。具体的には、通則法の中期目標・中期計画と人事に関わる問題である。前者は、主務大臣が指示、認可するとされ、主務大臣の関与が明確に謳われているが、如何なる理念・目標のもとに教育研究を展開するか、そのためにどのような実施計画を立てるかということは、大学が大学の責任で決定すべきことである。しかも、期間を3年とか5年に限って業績を評価するやり方は、基礎研究や教育の多様性・長期性・後発性を無視したものであり、容認しがたいことである。また、学長選考・身分・定員などの人事に関しても主務大臣の関与が予定されており、これも大学自治の根幹に関わる問題であり、このままでは容認しがたい。
- これだけは譲れないという条件の抽出をしていこうということは、逆に言えば、それらの点が容れられれば、独法化は止む得ないという立場で議論するのか、それとも、以前総会で決議した、独法化反対という看板をそのまま掲げて議論するのか、そこがはっきりしないと、こり議論は収斂しないのではないか。

- 国大協は、当初独法化に反対を表明した。それ以後、通則法の基本的枠組みが出た段階で、当初の態度を変更する理由は存在しないということで、これに対応してきた。通則法の枠内での独法化になじまないことは明らかではあるが、いつ事態が急変するともかぎらないので、それに備えて、第1常置委員会に独法化に関し多角的に検討願った。それは、形の上でみれば、条件付賛成へ回るための一つの手段のようにみえないこともないではない。しかし、ここでの議論は、当然、予め条件付きの賛成という方向に行くことを想定しているものではない。国立大学に残るという選択肢も勿論あり得ると思っているので、今この時点で国大協として独法化に賛成、反対を表明することは極めて困難と思う。そして、個人的には、独立行政法人に賛成か反対かということが国大協の今後を決定するとは思っていない。現在の独法化賛成か反対かという間に対して違う文脈をつくらなければいけないと思っている。昨日、この問題の議論を始めるに当たって、独法化という以外の形で、日本の高等教育の将来展望という中でご意見をいただきたいとお願いしたのは、そのことを意味している。
- 会長が言われたように、独法化する、しないに関わらず、日本の高等教育、国立大学はいかにあるべきかを議論し、それをつきつめることによって独法化への態度がはっきりしてくるのだと思う。医科大学である私の大学で抱えている大きな悩みとして、研究支援体制の不備という問題がある。このために、たとえば、新薬開発に欠かせない治験も十分に行い得ない実状にある。これでは独法化して通則法のもとで課題をつきつけられたとき、どうなるか前途に展望がもてない。現在の日本の国立大学が研究支援体制も含めて多くの点で国際レベルで通用しないということを納税者に理解していただく必要がある。この機会に日本の大学が国際レベルで科学技術立国を支えていけるようにするために必要なことは何か、譲れない線は何かを出していくべきである。
- 独法化で国大協が右往左往しているような印象をもたれるのは好ましいことではない。ここは、独法化に対する対案を出していかないと世間の納得は得られないのではないか。たとえば、会長が言われた、21世紀の高等教育、その中での国立大学の役割ということと同時に、国立大学がもっている、運営面、制度面などの欠点を洗い出し改善方策を示すというように、こちらから打って出ることが必要ではないか。
- 99の大学間には歴然とした力の差があり、独法化は特に地方の小規模大学にとっては大きな問題である。大学間で独法化についての認識に温度差がある中で、国大協として一致点を見出すことは簡単なことではないが、日本の高等教育をどうするかというとき、たとえば、戦後、営々と学術と文化と地域の発展に貢献してきた、そういう地域の核となる大学の存在が重要であるということとか、学問は人の面も含め裾野がしっかりしていることが不可欠であり、それなくしては国際的に立ち遅れることになるといったことは言えるのではないか。いずれにしても、99の大学が日本の高等教育、学術研究を担って存立していく、その条件を抽出することだと思う。
- 第1常置委員会の「中間報告」は不測の事態に備えた対応ということであったが、今回改めて同委員会で検討いただくについては、独法化を前提とすることなく、21世紀の高等教育は如何にあるべきかをきちんと検討されるべきと思う。
- 独法化問題は国の財政問題から発して、その解決策を教育の世界へ不用意に持ち込んだことから起こっていることであるから、我々としてはその根源を突かねばならない。



将来に向けて日本の高等教育をどうするかということについて明確な理念を示すことが必要であると思う。しかし、ことは財政にも関わることであるので、この点も含めてきちんとしたシミュレーションが必要ではないか。それは、国大協のリーダーシップで大学が総力を結集すればできないことではないのではないかと思うがどうか。

- これだけは譲れない線というのは、独立行政法人になるための最低の条件ということではなく、今後、国立大学が国立大学に留まるにせよ、独立行政法人に移行するにせよ、設置形態を越えて、より重要な問題があり、それが真に我々が考えなければならない問題ではないかということである。
- これまでの議論を通じて、国大協として、通則法をそのまま適用する形での独法化には全面的に反対ということでは意見は一致できると思う。平成9年11月総会で全会一致で独法化反対を決議し、声明を出したが、今回も、国大協として通則法のもとでの独法化に反対であるということ、記者会見で会長から言っていたきたい。
- 現米国の大統領もイギリスの首相も、ともに21世紀は教育の時代であると言っている。それに比べると、日本は、高等教育に対する公財政支出がGDP比率でみて欧米先進国の半分程度に留まっている。知の蓄積、人的資源がわが国の生きる道であり、そのため、これを欧米並に引上げる必要があるということ、これを特に国会議員に対して強くアピールすべきである。
- 独法化に賛成というわけではないが、国立大学の教育研究水準を今一層高めなければ国際的に競争できない。それができる環境にもっていくことを考えなければならない。それには、この機会を逆にチャンスと捉えて大学独立行政法人特例法をつくることも考えていかなければならないのではないか。
- 大学審議会答申では、国際的に通用する大学であるべしということが求められ、また医学教育に関わっては、21世紀医学・医療懇談会から臨床教授制度が提言されている。大学として、これらに応えられるよう努力することは当然であるが、現状は、研究支援体制の面では、「科学技術基本法」で平成12年度までに達成するとしている研究者と研究支援者の比率(大学にあっては2:1)に遠く及ばない状況にある。また、臨床教育の面でも教官と学生の比率が米国の大学と比べて著しく劣っている。そこに、平成13年度から新たに10%の定員削減が始まれば、大学審議会等から求められていることは実現しがたい。設置形態以前に大学の存在に関わることである。

以上のような意見交換があったところで、「会長談話」(案)が配付され、会長から、これがまとめの趣意について次のように述べられ、意見を求められた。

国家公務員の10%削減の問題もあり、国立大学に残ったとしても苦しいであろうし、独法化も通則法をそのまま適用したのであれば、大学は多くのものを失うのは必至であろう。どちらをとっても大学にとっていい話はない。それならば、頑張って国立大学に残るという選択肢はあり得よう。また、この機会に、独法化を今後の変革の選択肢の一つとする考えもあろうかと思う。しかし、そのことの結論的なことを今この場で出すことは不可能と思っている。それから、近く文部大臣と懇談の機会が得られそうであり、それ以外にも政府与党関係者と会う機会もあり得ると思っている。また、来年の早い段階で事態が急展開するようなことがあれば、臨時総会を開くこともあり得る。そのようなことを考え、さらに文部省に対するスタンス等をも考え合わせてこれをまとめた。独立行政法人という文言は使っていない

が、現在提起されている独立行政法人のスキームそのものには反対であるという態度は貫く書き方はしたつもりである。

以上の説明があったのち、「会長談話」(案)について、賛成意見とともに修正意見が出された。

これに対し会長から、次のように諮られ、了承された。

いただいたご意見等を踏まえてこれに若干修正を加えることとしたい。その修正の文言等については、会長、副会長及び第1常置委員会委員長にお任せいただきたい。なお、終会終了後の夕刻予定されている記者会見でこれを発表いたしたい。

国立大学協会会長談話  
国立大学の独立行政法人化問題の議論を越  
えて高等教育の将来像を考える

1999年11月18日

蓮 實 重 彦

設計図が不完全な場合、建築物は必然的に歪んだものとならざるをえない。ところで独立行政法人の通則法が明らかにされた段階から、それがそのままのかたちでは、国立大学を真に変容せしめるにたる設計図たりえないことが明らかになり始めていた。その事実は多くの人が指摘しており、国立大学協会も第一常置委員会の「中間報告」として、かりに独立行政法人化が現実のものとなった場合、設計図そのものの修正が不可欠であることをすでに指摘している。

設計図としての通則法の問題点が誰の目にも明らかになった以上、事態は、賛成反対をとええる以前の段階にとどまっているといわねばならない。にもかかわらず、昨今の行財政改革の流れの中で、国立大学の独立行政法人化の問題はにわかに関心味を帯びたかたちで議論されており、文部省も「検討の方向」において、独立行政法人化の基本的な枠組みを提起している。勿論、国立大学も行財政改革に協力を惜しむものではなし。その意味で、文部省をはじめ関係省庁等との真摯な意見交換が行われねばならないのは当然だが、「検討の方向」に対しての意見の表明をさしあたり避けているのは、こうした独立行政法人化が、現状では、実現さるべき高等教育の改革にとって必ずしも有効な手段とはなりがたいと考えているからだ。

こうした状況下で、設計図の不備を改めて指摘することは、その修正の可能性を模索することと同様、二十一世紀における教育研究のさらなる発展と人材養成という見地からして本質的な問題の解決とはなりがたいし、かえって問題の所在を隠蔽する振る舞いともなりかねない。いま必要とされているのは、次世代の国民への責任を踏まえての、国公立を含めた高等教育総体の大胆な変革にほかならないからである。だが、そのための設計図はいまだ描かれてさえずおらず、真の問題は、まさにそこにあるといわざるをえない。

一例を挙げるなら、高等教育・学術研究の財政環境の不備である。国民の納める税金の何パーセントを高等教育に投入すべきかという国家的な合意さえいまだ形成されてはいない。それ故、高等教育予算の国民総生産あたりの比率が、先進国においては最も低いという異常な現実が常態化しかねないのが現状である。その現実を深く憂慮せざるをえない私たちは、その改善のための新たな枠組みが必要とされるなら、その設計に積極的に加担する意志があることをここに表明したい。真の変化を実現しようとする者にとって、設計図の不備に対する肯定や否定の表明など、二義的な意味しか持ちえないはずだからである。

あるアメリカの著名な学者は、「結局は何も変えずにおくために、人びとはたえずすべてを変えるべきだと提言する」と述べている。私たちが危惧しているのは、行財政改革の流れの中での国立大学の独立行政法人化が、「結局は何も変えずにおくため」の口実として機能してしまうことにほかならない。それを避けるための国民的な議論の高まりを期待せずにはいられない。大学は、その社会的、国際的な役割にふさわしい真の変革の実現を強く望んでいるからである。

## 平成 12 年 3 月理事会議事要旨 (抄)

日 時 平成 12 年 3 月 8 日 (水) 13:30 ~ 17:20  
 場 所 東京ガーデンパレス「華の間」  
 出席者 蓮實会長  
 中嶋、長尾各副会長  
 丹保、山田、阿部、北原、磯野、内藤、石、佐藤、松尾、岸本、西塚、廣中、  
 齋藤、近藤、杉岡、江口、二神各理事  
 佐藤 (第 3)、梶井 (第 4)、鈴木 (第 6) 各常置委員会委員長  
 兵藤、板垣各幹事  
 (大学入試センター) 丸山所長、法月事業部長  
 …………… (略) ……………

## 7. 当面する諸問題について

会長から、次のように述べられた。

独立行政法人化問題については、今までにも公式、非公式な形で、各理事も様々な方と接触され、情報も得られていると思うが、それは、おっでご報告願うこととして、まずは現状の動きについてご報告申し上げたい。会務報告にあるとおり、昨年 12 月 17 日に文部省の関係者と懇談する機会があった。その後、特段の動きもなく今日に至った。しかし、その後の状況について、文部省の関係者と面談し、同省の考え方を聞いておく必要があるとの判断から、昨日、文部省の関係者にお会いし、意見交換を行った。その際、文部省の考えている具体的事案についてお聞きしたところ、文部省としては、既に述べているように、平成 12 年度の早い時期にということで、出来得れば、4 月くらいには何らかの案を提示したいとの考えは変わっていない。しかし、様々な状況で 4 月がもう少し遅れるかもしれないとの話であった。それは、情勢変化が生じたということで、既にご承知のとおり、自民党の教育改革実施本部の中に高等教育研究グループが発足したことである。同研究グループの主査は麻生太郎氏 (元経済企画庁長官) であるが、その後、同グループによるヒアリングが 5 回ほど行われた。その最初が国立大学で、2 月 24 日に行われ、それには京都大学、東北大学、九州大学、さらに 3 月 2 日には一橋大学、広島大学、鹿児島大学の各学長が出席され、ヒアリングに臨まれた。それ以外に私立大学が 2 回、学識経験者が 1 回それぞれ行われたうえ、同研究グループの考えをまとめ、その結果が 3 月下旬に出されると聞いている。そのような動きがあって、文部省としても、現在、動きがとれない状況にあるのではないかと思われる。また、もう一つは、もし国会が解散になってしまうと、全く予定が立てにくい状況にもなりかねず、これらの二つの理由により文部省が 4 月早々に考え方を表明できない状況にあるということが、昨日の会見で感じた次第である。

以上が今日までの流れであるが、先ほどの同研究グループのヒアリングについて長尾副会長から、まずご説明願いたい。

次いで、長尾副会長から、次のように述べられた。

ヒアリングは 2 月 24 日の午前、自民党本部において行われた。相手側出席者は麻生氏、森

山氏、有馬氏他約30名程度の方々が出席、当方は長尾、阿部、杉岡の3名の学長が出席した。初めに各学長から大学の現状等も踏まえ、高等教育に関する概要説明をしたのち、質疑応答が行われた。質問内容は任用制度の活用、大学の国際化、産学連携、地域への貢献、特許、倫理問題等であった。これらに対し、我々としては大学の考え、見方等を述べるとともに各大学等における改革の現状等についても申し上げた。締めくくりとして、麻生主査（高等教育研究グループ）から、「国立大学法人法」制度に向けて検討したいので、大学側からも試案を出して欲しいとの話があった。

次いで、阿部理事から、今回のヒアリングに際し、独立行政法人化については、特に発言もなく、むしろ高等教育政策の在り方に関する質問が主で、その意味では、それが主眼のように見受けられたとの補足説明があった。

引き続き、会長から、3月2日のヒアリング状況についても説明願いたい旨述べられ、石理事から、次のように述べられた。

このヒアリングは2回目、当方は石、原田、田中の3名の学長が出席した。相手側出席者は概ね50名程度であった。1回目とは異なり国立大学の独法化問題について意見を求められた。各人が通則法のもとでの独法化は不適切であること、幼児教育から社会人教育の大切さ、また23地方国立大学長懇談会における意見等を踏まえ、地方国立大学の必要性等について説明を行った。いろいろ質問もあったが、印象的なこととして、最後に、麻生主査（高等教育研究グループ）から、通則法での独立行政法人化は考えていないと明確に言明され、それに変わるものを考えているとの話があった。

以上のような状況報告があったのち、さらに各理事から、様々な情報などをもとに現況報告があり、次いで、意見交換が行われた。その主な内容は次のとおりである。

- 国大協として、通則法のもとでの独立行政法人化は絶対反対ということは全員一致している。第1常置委員会の中間報告で示した「国立大学法人法」堅持で、それ以前の状況に戻ることは出来ないと思う。
- 国大協として決定したのは、通則法反対ということで、それ以外の態度決定は総会でされていない。国大協としての対案を作り、態度決定する了解も総会でしていない。それを総会で議論せよということが過日の23大学の懇談会での意見であった。
- それを総会で議論していないのは、議論してもまとまらず外部に国立大学の意見が分裂していると思われるのは良くないと判断しているからである。
- 国大協主導で国立大学の設置形態を議論すべきである。文部省からの提案を待っているのは遅い。
- 総会の決定なしに国大協としての方針が出たらおかしい。
- 総会で態度決定せよということではないが、会長や理事等が持っている情報を各大学に知らせて欲しい。各大学は不安で仕方がない。
- 高等教育研究グループの打ち出した方向は国立大学にとって前進である。グループの報告が出たら、理事会でそれをもとに今後の対応を検討すべきである。
- 自民党などの動きも流動的で、先が読み切れない。弾力的対応も必要であり、手続き論もわかるが不十分なまま国大協で方向を決定するのは良くない。事柄は政治マターになっており、その動きを見て対応する必要がある。
- 第1常置委員会で検討して、国大協としての一つの方向性を出せば、あるいは二つの方

向性を出せば、政治家に設置形態分断の口実を与えることになり、自民党の中の一部に出てきた国立大学の理解の芽をつぶすことになる。今はフィクションであっても一枚岩であることが必要である。第1常置委員会で審議するとしても、99大学共通の事項ならば中間報告をたたき台として、各大学からの意見をもとに議論できるが、大学の類型ごとにあらゆる意見をとりまとめることは出来ないと思う。

- 文部省は国立大学の法人化について、全大学同時一律を考えているようであるが、いずれ各大学が設置形態を選択する事態もあり得ると思うし、出来るところから法人化しても良いのではないかと思う。通則法の特例法より、大学法人法の方が良い。
- 有馬議員は国立大学に対する国費の財政支援は必要であり、国立大学は大学財政を詳細に示し、少ない教育研究費の割合を示すべきであると言っていた。
- 法律の専門家でないので、通則法の中の特例措置、通則法の特例法、国立大学法人法の違いが良くわからない。第1常置委員会の中間報告でも立法の体系について記述しているが、その示す国立大学法人法というものが独立行政法人制度の枠内のものなのか、独立行政法人とは切り離された別の制度を考えたものなのか良くわからない曖昧なところがある。
- いずれ一枚岩論は手詰まりになるので、ある時点で地方大学、総合大学、単科大学等類型ごとの意見を第1常置委員会で議論する必要があると思う。パーツを検討して積み上げていく方向を考えていくべきである。概ね以上のような意見交換があったのち、会長から、次のとおり提案があり、了承された。

国立大学の設置形態について、変化も出て来ているが、これら状況等も踏まえ、この設置形態にかかわる諸課題等について、あらかじめ検討しておく必要がある。今後の最大の課題としては財政問題である。法律問題に関しては第1常置委員会において種々検討いただいているが、財政問題に関しては、特に、明確な形にはなっていない。については、昨年9月7日に出された「国立大学と独立法人化問題について(中間報告)」をもとに、さらに財政問題等を中心に具体の検討作業を第1常置委員会に付託することとしたい。

(以下 略)

## 平成12年5月学長懇談会議事要旨 (抄)

日 時 平成 12 年 5 月 1 日 (月) 10 : 30 ~ 16 : 20  
場 所 学士会館 (神田) 210 号室  
出席者 各国立大学長

(オブザーバー) 国立極地研究所長、高岡短期大学長

初めに会長から、今回の懇談会開催の理由及び懇談会の性格について次のように述べられた。文部省は昨年来、平成 12 年度の早い時期に国立大学の設置形態についての考え方を示したいと云っていたが、諸般の事情からそれが遅れる模様であり、4 月に各学長が一堂に会する機会がなくなった。そこで、この際、これまでの状況を報告し、併せて情報交換、意見交換を行いたいと考えた。また、今回は懇談会として開催するので、国大協として何か結論を出すつもりはなく、5 月中に文部省が独法化についての考え方をまとめ、国大協に示してくることが予想されるので、そのための下準備という意味もあるということをご理解いただいて、活発な意見交換をお願いしたい。

以上のように述べられたのち、引続き会長から次のとおり昨年 11 月総会以後就任の学長及び代理出席者、並びに大学共同利用機関等の代表のオブザーバー出席者の紹介があった。

○ 昨年 11 月総会以後就任の学長

帯広畜産大学	佐々木康之
島根医科大学	下山 誠
香川医科大学	田邊 正忠
佐賀医科大学	杉森 甫
電気通信大学	梶谷 誠
浜松医科大学	寺尾 俊彦

○ 代理出席者

一橋大学	副学長	田崎 宣義
富山大学	副学長	小澤 浩
福井医科大学	副学長	上田 恵一
三重大学	副学長	上野 達彦
北陸先端科学 技術大学院大学	副学長	吉原経太郎
奈良先端科学 技術大学院大学	副学長	鳥居 宏次
広島大学	副学長	生和 秀敏

○ 大学共同利用機関等の代表のオブザーバー出席者

国立極地研究所長	平澤 威男
高岡短期大学長	蠟山 昌一

[議 事]

○ 国立大学の設置形態について

## (1) 状況報告

会長から、前回総会以後の独立行政法人化問題についての国大協の活動について、配付資料にもとづき次のような報告があった。

〈平成 11 年 12 月 8 日〉

中曽根文部大臣と蓮實会長、中嶋副会長、長尾副会長、阿部第 1 常置委員会委員長が懇談した。

〈平成 11 年 12 月 17 日〉

国大協と文部省との懇談会で、文部省は「検討の方向」(平成 11 年 9 月 20 日)に沿って中央省庁等改革推進本部及び与党との意見調整を行い、12 年度の早い時期に考え方を整理することを表明した。

〈平成 12 年 1 月 14 日〉

第 1 常置委員会が「高等教育・学術研究の将来像を考える場合の大学が具備すべき基本的要件－アンケート結果の報告－」を取りまとめ各大学に送付した。

〈平成 12 年 2 月 24 日及び 3 月 2 日〉

自由民主党文教部会・文教制度調査会 教育改革実施本部 高等教育研究グループ(主査:麻生太郎衆議院議員)によるヒアリングに、阿部東北大学長、長尾京都大学長、杉岡九州大学長(以上 2 月 24 日)、石一橋大学長、原田広島大学長、田中鹿児島大学長(以上 3 月 2 日)が、それぞれ出席し意見陳述した。

〈平成 12 年 3 月 7 日〉

蓮實会長、中嶋副会長、阿部第 1 常置委員会委員長が、佐藤文部事務次官、佐々木高等教育局長と懇談した。

〈平成 12 年 3 月 8 日〉

理事会が、独立行政法人化問題に関し、財政問題を中心に検討することを第 1 常置委員会に付託した。

〈平成 12 年 3 月 16 日〉

蓮實会長、中嶋副会長が佐藤文部事務次官立会いで小淵総理と会談した。

〈平成 12 年 3 月 23 日〉

自由民主党文教部会・文教制度調査会 教育改革実施本部 高等教育研究グループが取りまとめた「提言 これからの国立大学の在り方について」(案)を各大学長に送付した。

〈平成 12 年 4 月 26 日〉

蓮實会長、長尾副会長が佐々木高等教育局長と懇談した。

以上の報告に引続き会長から、4 月 26 日に行った佐々木高等教育局長との懇談及びその後得た情報をもとに与党及び文部省の動きについて次のような報告・説明があった。

- 自由民主党の高等教育研究グループの「提言」は、3 月 30 日開催の文教部会・文教制度調査会合同会議に報告・了承されたが、その後、党内の調整を経て、4 月 27 日、党行政改革推進本部幹事会(本部長:武藤嘉文前総務庁長官)で一部修正の上(修正内容は不明)これが了承された。今後、この修正案は 5 月 9 日に開催が予定される文教部会・文教制度調査会合同会議に改めて付議され、了承される見通しである。

そうなった段階で、文部省は、元国立大学長等を含む、いわゆる賢人会議に意見を



聞いた上、文部省としての考え方をまとめ、6月総会前に臨時の学長会議を開催してこれを提示したいという意向のようである。そして、その場合の時期は、衆議院の解散日とされる6月2日以前で、かつ文部省幹部の人事異動のことなどを考え合わせると、5月下旬になる可能性が高い。

国大協としては、学長会議の後、6月の定例総会において、文部省の考え方に対する態度表明をしたいと考えているが、事態の推移によっては臨時総会をもつ可能性もあることをお含みおきいただきたい。

- 国立大学がしかるべき法人格をもった場合、平成 13 年度から始まる定員削減との関係はどうなるかについては、今のところ総務庁から文部省に具体的な話はきていないということである。なお、法人化の方向を決定すれば定員削減を除外されるのではないかとの期待がかけられたこともあったが、それは現在は考えられず、国立大学でいるかぎり既定の 10%削減は機械的に適用される可能性が高いということである。

ついで、阿部第 1 常置委員会委員長から、第 1 常置委員会における財政問題等の検討状況について次のような説明があった。

目下、拡大小委員会で、仮に独立行政法人化した場合の財政問題を課題に検討を進めている。財政問題については、先の第 1 常置委員会の「中間まとめ」では十分検討されていなかったところであり、文部省の「検討の方向」でも今後検討するとされた部分が多かったところであるが、本委員会のこれまでの検討で、独立行政法人の財政制度について、さまざまな問題点が浮きぼりになっている。たとえば、財政システムについて、国でもなく民間でもない第三の形態のシステムが考えられているが、それは既存の多くの関連法規と抵触し、大学にはなじまない面があることが分かってきた。引続き検討を進めるが、特に重要な問題となるのは、高等教育に対する公的資金の欧米並み投入の保障及び外部資金の調達、運営公付金や中期計画の定義などであり、これらを含めて第 1 常置委員会としてのまとめを6月総会に向けて検討しているところである。

次に、2月24日開催の自民党高等教育研究グループのヒアリングに出席した、長尾京都大学長、杉岡九州大学長、阿部東北大学長の各大学長から大要次のような報告があった。

ヒアリングでは、初めに3人の学長から、大学の現状と問題点、高等教育のあるべき姿について述べ、そのあと議員から、施設整備、教官の任期制、産学協同等について質問があり、それに答えたが、国立大学の設置形態についての直接的な質問はなかった。麻生主査は、高等教育行政ということではなく、高等教育政策を考えていきたい、一律的に行財政のスリム化を大学にあてはめるのはよくない、独立行政法人は大学にはなじまない、国立大学法人を創らなければならないと言っていた。それが麻生案の骨子になっているのではないか。ヒアリングでは、その他、国立大学の改革の状況について議論したが、全体としては、大学に法人格を持たせるという意向のようであった。

ついで、3月2日のヒアリングの模様について、出席した原田広島大学長に代って生和副学長、田中鹿兒島大学長から大要次のような報告があった。

ヒアリングでは、世間からは国立大学の改革がみえないとの問いに対し、広島大学における教官の任期制や予算配分、18歳の新卒者中心の依存体質からの脱却など、現在進めている改革の状況について説明するとともに、高等教育の将来像を欠いた市場論理

先行の国立大学独法化の問題点を指摘した。また、独法化について意見を求められたので、地方大学の存在意義について縷々説明し、独法化は市場競争原理の適用にほかならず、市場原理での地方大学の破壊は長期的にみて日本の高等教育全体の衰退を来すことになるので独法化には賛成できないと主張した。さらに、国立大学が現状のままでよいのか、独法化すれば、たとえば教官の給与も自由化される利点があるのではないかとの問いに対しては、10年前と比べて大学改革が進んでいる状況を具体例を挙げて説明し、また、給与の自由化は地方大学等財源が乏しいところでは却って教官の引き抜きにあり、メリットにはならないと反論した。

次に、大学共同利用機関所長懇談会の平澤座長から次のような説明があった。

大学共同利用機関でも、独法化を視野に入れつつ大学共同利用機関のあるべき姿について検討を進めている。その一環として、このほど報告書「高等教育・学術研究の将来像を考えるにあたって大学共同利用機関が具備すべき要件」を取りまとめた。大学共同利用機関は、研究者に対し開かれた運営体制であらねばならない。当然、大学と連携協力した共同研究が重要な任務だが、独自に大型プロジェクト研究もっている。しかし、大学共同利用機関はそれを実施するための自主財源がまったくなく、なんといっても公的財源の保障が不可欠である。そういう点での違いはあるか、今後、国立大学と同一歩調のもとに独法化問題について対応していきたい。

引続き、蠟山高岡短期大学長から、国立短期大学長としても独法化の動きを注意をもってみており、国立大学と同じ屋根の下にあると認識している旨述べられた。

以上の報告があったのち、会長から、昨年秋の総会で、「国大協としては、独立行政法人通則法をそのままの形で国立大学に適用することには反対」ということを確認しているので、その枠内で自由にご意見を頂戴したい旨述べられた。

ついで、主として次のような質疑応答及び意見交換が行われた。

- 麻生案には、大学の統合・再編について言及があるが、ヒアリングでのニュアンス及びこれが出てきた背景は何か伺いたい。
- 麻生グループの議員が当大学を視察に来た際、統合・再編の将来構想があるかとの質問があり、これに対し、その考えはなく県内唯一の国立大学として個性化を追求していくと答えたら、納得されたのか、それ以上質問はなかった。
- 麻生案が出て以後、自民党内の議論で「調整法」というものが浮上しているということが一部の新聞で報道された。ただ、それがどういう性格のものであるかは不明である。
- 麻生案が5月9日に開催予定の自民党文教部会・文教制度調査会合同会議で了承されたら、文部省は、これについて賢人会議や現職学長の意見を聞いて検討するということであるが、その予定はどうか伺いたい。
- 現職学長の意見を聞くということは文部省から聞いていない。文部省は賢人会議の意見を聞いて5月下旬に文部省としての考え方を整理し、それを学長会議で示すことになるのではないか。それから、4月28日の新聞報道で、文部省が独法化の方針を固めたとの記事が載っていたが、あれは自民党の中の行政改革推進本部が麻生案の方針を了承したということだと思う。
- 麻生案の修正案(5月9日合同会議了承)では、独法化が1年早まっているように思うが、そういう方向になっているのか。

- 文部省からは、平成15年までに決着をつけるという方針に変わりないと聞いている。
- 国会議員との懇談の席上議員から、通則法をそのまま大学に適用するのは問題があることは分かったが、大学の特性を配慮した上で法人格を持たせることも不可という理由が理解できないと言われた。それに対して、我々は独法化は財政難克服の発想から出てきたものであり、政府が国立大学の財政を将来的にどのようにしようというのかが見えないから不安がある。政府が国立大学の予算を欧米並の水準にするということを宣言すれば、我々の対応はもっと違ってくる。多くの地方大学は、独法化したら財政面から破綻することを心配している、と説明した。今度、臨時学長会議があれば、文部省の考えを表明してほしい。
- 財政面に関し国立大学だけ取り上げての要望は、私立大学との関係があつて難しく、高等教育全体の形で要望せざるを得ない。
- 国立大学は国の政策としてこれが全国的に配置されたものである。国立大学がその設置形態を変えたとしても、私立大学とは区別して教育政策・財政支出が考えられるべきである。
- 第1常置委員会で目下、財政問題を検討中であるが、通則法のもとの会計制度では、たとえば、財政投融资、施設費、補正予算の確保、特別会計の維持ができるのか、複式簿記が教育研究を行う大学になじむのか、など疑問点が多い。地方大学は、法人化した場合特に財政面で不安が強い。私の大学では、予算に対する自己収入率は約50%であり、これは欧米の大学の平均的な比率と同程度である。かぎられた予算で地方大学が努力していること、その中身についても国民に理解していただける方法を考えていく必要がある。
- 「中間報告」等で示した国大協の意見は、その後の文部省の「検討の方向」にも、また、「麻生案」にもかなりの部分が入り入れられた。現在、第1常置委員会で検討願っている財政問題についても、いずれ文部省に示す必要があると思うが、それをどの段階で行えばよいか。
- 確かに、「検討の方向」には、国大協あるいは第1常置委員会からの要望や問題指摘した点がかかり取り入れられているが、財政の部分の殆どは検討を先送りしていて、我々の不安は払拭されていない。財政問題についても先手を打つことが必要と思うので、そこは動きをみつつ、機敏に対応したい。
- 「検討の方向」は中央省庁等改革推進本部ではあまり評価されていないという。それは、大学と文部省の考え方が一致しているならばともかく、大学側がこれを認めていないと見做されているためのものである。我々は文部省が「検討の方向」が出た後、これがどのように詰められるのか見守っていたが、何も動きが見られぬまま今日まで来た。それが今ようやく動き出した。5月下旬にあるかもしれない学長会議で、文部省がどのように出てくるかわからないが、あるいは大学が法人格をもつということについて、文部省から、一緒に考えてほしいという要請があるかもしれない。その場合、どう考えて対応すればよいかご意見を伺いたい。
- 今、クリティカルポイントに至ったと思う。文部省の基本的な考え方は、5月、6月にかけて各大学に、国立大学が法人格をもつということ認めて貰い、そのあと1、2年かけて具体的な制度設計をしたいということだと思うが、私は以前から、何よりもま

ず、国立大学の将来像を検討し、その上で独法化の問題を考えるべきであって、独法化するのであればどうすればよいかということで議論が進んでいくのは納得できないと言ってきた。独法化はこれがどんな形になっても大学に適したものにはならないと思っているので、独法化に賛成できないという立場は今も変わらない。

- 自民党の行政改革関係の会議で、地方大学は整理すべしという意見があったということだが、それは国立大学のことをよく知らずに判断されていないであろうか。行政改革を推進する中核に対しても、国立大学が努力している実情を説明し、よく理解していただくことが必要だ。
- 公式には会っていないが、非公式には与党のいろいろな方と会っている。
- 国大協は、従来、通則法のもとでの独法化に反対ということで一致している。文部省は「検討の方向」で、基本的には通則法をベースにした独法化を考えていたが、今回の「麻生案」では、必ずしも通則法によらない法人化の方向が示された。私自身の意見は、大学にとって最も大事な自主性、自律性は、現在の設置形態でしか護れないと考えているが、国大協として法人化を受けるかどうかははっきり意見を出すべき時にきていると思っている。
- 通則法による中期計画の方式は大学の自主性を損なわせると思う。「麻生案」は、大学の自主性は尊重されるべきであるとして書いてあるが、その具体的な点が何も書いてない。第 1 常置委員会では中期計画のことに関しても検討してほしい。
- 通則法のもとでの基本的な枠組みを越えた形にならないければ法人化に反対するというのであれば、それは結局、今の国立大学の形をそのまま維持するしか選択肢はないということになる。50 年にわたる新制国立大学の歴史的評価はあると思うが、今日制度疲労を起している。私の大学では、いまだに発足時の割拠主義が根強く、それが改革の妨げになっている。それを打開するには、法人化して大学を極限状態にして考えていくしかないのではないか。
- 国会の公聴会に出席し、大学の円滑な意思決定を阻害する今の教授会自治の欠点を述べた。私の大学でも、発足時から目指していた大学の役割は終り、新しい役割を見つけしていく必要性を痛感しており、今まで通りの設置形態に止まっているかぎり世界の大学に伍していけないと思っている。あるべき設置形態が議論されてしかるべきである。また、これまで大学の自主性、自律性というのはディフェンシブに考えられてきたが、社会との関係の中でその中身を十分議論し、新しい展開が考えられるべきであり、この際、国立大学は大きく脱皮する必要がある。
- 国立大学の設置形態の話は 10 年前から出ており、独法化問題についても我々の対応が遅れたことは事実である。独法化問題が浮上したときに、大学審議会を盾に、大学改革を進めることが優先だとして切り抜けようとしたが、政治家は、答申は行政改革の視点が薄弱だとして評価されなかった。しかし「麻生案」を一部修正する形で 5 月 9 日には文教部会・文教制度調査会合同会議で法人化についての自民党の方針が出る段階に至った。国大協として必要な行動をとるにしても、政府与党等関係方面と折衝するのは文部省であるから、文部省とは対峙しつつも共闘し、我々の意見がより多く通るようにしていけないといけない。
- 仮に独法化するというのであれば、「中間報告」の次のステップを各大学で考え、

また同種の大学で考えを持ち寄り、自分の大学の制度設計を考えていくか方法はない。

- 今は、かつての大学紛争の時と同じく緊急事態である。独法化に展望があるとはいえないが、今の国立大学のままでは展望は持てない。話し合わなければ何も問題は解決しない。「麻生案」について、文部省と話を進めるべきである。
- 独法化の問題は、通則法の特例措置から、特例法、そして調整法という形で一見前進しているようにありながら、各大学が嫌がっているのは、その運びが性急過ぎるということも一つあると思う。「麻生案」は、ある程度大学を理解しているようではあるが、まだギャップや疑問がある。たとえば、戦後新制国立大学の護送船団方式にしても、画一的教育にしても、それらは国の政策としてとられたものであった。地方国立大学はそれぞれ地方都市の重要な機能を担っており、簡単に統廃合などできない。そういうことがあまり理解されていないのではないか。これまでに大学改革は相当進んできているのは明白だ。だから、我々は、独法化を基本とした外からの改革でよいのか、大学の制度設計を大きく変えるには、十分時間をかけてほしいということを強く言うべきである。
- 「麻生案」では、たとえば職員の身分を公務員型にする点、特別会計制度の維持の点等について欠落があるが、これらは行政レベルで詰められていくことになるのではないか。そうすると、その他の点も含めてまだ我々の意見を反映させる余地はあると思う。
- 文部省から相談があったときの対応だが、国大協の考え方をある程度詰めてから議論しないと文部省にリードされる懸念があり、また、外部からは条件闘争と見られかねない。第1常置委員会で財政問題などを検討中であり、理論武装した上で話し合うべきである。そのためには少し時間が必要である。
- 賢人会議その他で我々の考え方を主張することは結構だが、それは個人的意見であっては困る。国大協の中は独法化について異なる意見があるから、そこを踏まえて議論に臨んでいただきたい。独法化を前提とした議論であれば、却って混乱を招く。
- 文部省が独法化を前提として話し合いたいということであれば、それは会長として拒否する。国大協としては、各大学が共通した意見のみ示すことしかできないと考える。各大学がそれぞれの意見を出すことは結構である。ご意見があった理論武装の点については、第1常置委員会の審議を見守りたい。
- 昨年、第1常置委員会が学長宛に行った「大学が具備すべき基本的要件」についてのアンケート結果については報告をいただいたが、そのまとめはまだいただけていない。ぜひ結論をまとめ、それにもとづき必要な政策提言をすべきである。
- 文部省が5月下旬に臨時の学長会議を招集し、独法化についての文部省の考え方を示した場合、そこでは議論をするだけに止め、国大協としての結論を出すとするれば、それは總會の場で行いたい。
- 今この段階で文部省側と話し合いを始めるべきである。現行の国立大学のまま残るも、法人化するも、どちらにも不安はある。しかし、法人化されようと、されまいと、評価機関による大学評価が始まろうとしている中で、法人化の内容が不透明だから困るといっただけでは済まされない。具体的な仕組みの提案がなされる中で話し合いを進めなければならない。但し、それは法人化を前提とするものではなく、どういう条件の下であれば法人化の途も選び得るかということである。話し合いは、個人の資格で賢人会議を通して意見を言うのではなく、文部省と正式に話し合う場が必要である。それがまた文部

省のバックアップにもなる。

- 通則法のもとでの独法化には反対であるということを我々は決めた。特例措置とか調整法なども論理的には通則法の傘の中に入るのはではないか。そういう提案をしてくる文部省に国大協として会うことは慎重に願いたい。まったく新しいスキームで考える議論であるなら話は別である。
- 国大協は、通則法のもとでの独法化に反対ということで一致しているが、それは通則法のままでは反対であると理解しており、通則法のもとではすべて不可とは理解していない。通則法とは別個な法人か、それとも通則法の特例措置かといった判断はあろうが、それは選択可能かということも念頭において議論しなければならない。
- 「中間報告」で提言した国立大学法人法は通則法の枠内という考えであった。通則法とはまったく別の形の法人法をつくった場合、独立行政法人に認められている運営交付金などの点で難しく、勝算も立ちにくいので、「中間報告」も通則法にかかった形で法人化を考える立場に立っている。
- 通則法そのままは反対だが、通則法そのままを 1 とすれば、その中身をどれほど 0 に近づけるかであり、それは我々のこれからの努力にかかっている。「中間報告」は、仮に独法化した場合の問題点等の指摘が中心であり、結論的なことは書いていない。
- 国立大学が法人格をもつということについて全体を見通して考えている人はいない。通則法のもとで変更できない部分があり、運用でやっていくしかない部分もある。
- 通則法のもとでは反対ということについて、その解釈をはっきりすべきである。
- 通則法のもとでは反対との点について、解釈を詰めると、法人化には一切反対というのと、法人格をもってもよいとに分かれる。これまで、そこは敢えて曖昧にしてきた。当面は、第 1 常置委員会での検討を見守り、国大協として意思表示することは 6 月定例総会までしないことにしたい。

以上のような意見交換があったのち、会長から次のように述べられた。

本日は種々ご意見を伺った。法人格を取得してもよいという大学でも、通則法そのままでは反対であり、通則法とは関わりなく法人化そのものに反対という大学もある。この二つの考え方を内包しつつこれまでやってきたが、これをいま無理に変えることはできないし、また、このことを外に向って敢えて言わないつもりである。5 月下旬に臨時の学長会議が開かれるものと考え、それまでに第 1 常置委員会で財政問題等について検討願ひ、そこで文部省と話し合ったらよいと思う。また、各大学では、地元出身議員等と接触し大きな線は外さない範囲で各大学の立場を主張し、独法化問題の理解を深められるようお願いしたい。

以上をもって本日の学長懇談会を終了した。

## 提言 これからの国立大学の在り方について

平成12年 5月11日

自由民主党 政務調査会

自由民主党政務調査会 文部国会・文教制度調査会 教育改革実施本部高等教育研究グループ(主査 麻生太郎 衆院議員)が策定した提言「これからの国立大学の在り方について」は、文部国会・文教制度調査会合同会議、行政改革推進本部の議を経て、5月11日の政調審議会で了承された。

了承された提言文は以下のとおり。

### はじめに

国立大学の在り方が問われている。きっかけは独立行政法人化の問題である。政府は、平成15年までに、国立大学の独立行政法人化の問題を検討し、結論を出すとしている。

しかし、この問題が「大学改革」ではなく「行政改革」の議論の中から提起されたことに、関係者は強い警戒感と不信感を隠さない。大学に「独立行政法人」という名称を冠することへの違和感を指摘する声も少なくない。

高等教育、学術研究は、一国の国力の源泉である。国立大学の在り方は、わが国の高等教育、学術研究の将来像、ひいては、わが国の未来を左右しかねない重大な問題である。だからこそ、われわれは、国の行政機関としての国立大学の在り方、すなわち「高等教育行政」について論ずる前にまず、国としての「高等教育政策」の在り方について論ずるべきである。

こうした認識に立ち、文部国会・文教制度調査会では、行政改革推進本部からの示唆を踏まえ、高等教育研究グループ(麻生太郎主査)を中心に、大学関係者や学識経験者から計5回にわたってヒアリングを実施し、幅広い観点から精力的に研究を進めてきた。その成果として、今後の高等教育政策の在り方を展望するとともに、焦点である国立大学の在り方について、運営、組織編成、独立行政法人化を中心に、具体的な提言を行うこととする。

なお、この提言については、行政改革推進本部幹部会においても了承されたところである。

### 1. 今後の高等教育政策の在り方

現在、われわれは、21世紀を輝ける時代とするため、「教育立国」と「科学技術創造立国」の2つの目標を掲げている。教育も科学技術も、国家発展の基盤であり、原動力である。豊かな教養、優れた創造力、高い倫理観、自立した精神、健全な社会性など、「人づくり」のテーマは尽きない。わが国の科学技術の遅れに対する危機感、焦燥感も、各界から指摘されつつある。

そうした中、高等教育と学術研究の双方を担う大学の役割と責任は、極めて重大である。わが国や世界の未来を担う多様な人材の育成、社会を動かす新しい知の創造、貴重な文化の継承など、大学への期待は、ますます高まっている。大学が、本来、自律的な存在である以上、まず、大学人一人一人に強い自覚を求めたい。その上で、21世紀のわが国の大学が目指すべき「3つの方向」と、それを実現するための高等教育政策の「3つの方針」を提言する。

まず、大学が目指すべき方向の第1は、「国際的な競争力を高め、世界最高水準の教育研究を実現する」ことである。わが国の大学の国際的な評価については様々な見方があるが、教育、

研究とも必ずしも十分に満足できる状況とは言いがたい。

あらゆる分野のグローバル化が進む中で、大学が、わが国の発展を支え、教育研究の分野を通じて世界に貢献していくためには、まず、国際的な競争を明確に意識し、世界最高水準の教育研究を目指すべきである。

方向の第2は、「大学の個性化・多様化を進める」ことである。国公立合わせて600を超える大学が、画一的な大学である必要はない。それぞれの特色を生かし、研究重点大学、教育重点大学、教養型大学、実践的な職業人の養成大学など多様なタイプの大学があってよい。個性化、多様化は、序列意識の解消にもつながる。これからの時代は、大学の個性こそ高く評価されるべきである。

方向の第3は、「教育機能を強化する」ことである。わが国の大学教員の関心は、ともすれば研究に偏り、教育面がおろそかになる面があったことは否定できない。近年、カリキュラム改革や教授方法の改善の取り組みが見られる点は評価できるが、大学教育のユニバーサル化が進み、学力低下の問題も指摘される中で、社会性や倫理観、道徳観の涵養にも留意しつつ、大学の有する教育機能を、学生の立場に立ってさらに重視し、その強化を図るべきである。

とりわけ、戦後、画一化され、また、量的にも著しく拡大した大学の在り方を見直し、各大学ごとに担うべき役割を明確に意識していく中で、自ら未来を切り開く先駆的な精神と、社会や国家への貢献、さらに世界への貢献という高い使命感を持った真のリーダーを、今後、いかにして育成するか、という視点が重要である。

大学が目指すべき「3つの方向」を実現するために、今後とるべき高等教育政策の方針の第1は、「競争的な環境を整備する」ことである。教育、研究、大学運営をめぐる競争的環境の中でこそ、大学の個性は磨かれ、国際的水準の大学も育まれる。大学に市場原理をそのまま適用することには慎重であるべきだが、適切な評価に基づく健全な競争は、大学の発展にとって不可欠な要素である。もちろん、評価が研究に偏ることなく、教育に対しても適切に行われるよう十分留意しなければならない。

方針の第2は、「諸規制の緩和を推進する」ことである。大学の個性化を進め、柔軟かつ弾力的な教育研究の展開を図るためには、諸規制の緩和が必要である。とりわけ、私立大学については、建学の精神を踏まえ、より自由な教育研究活動を促すためにも、例えば、学科の新設、改廃は、基本的に大学の主体的な判断に委ねることなど、諸規制の緩和方策について具体的に検討すべきである。

方針の第3は、「国公立大学を通じて高等教育、学術研究に対する公的投資を拡充する」ことである。わが国の高等教育に対する公的投資が、欧米諸国に比べて極めて低い水準にとどまっていることは、周知の事実である。例えば、対国内総生産（GDP）比では、アメリカ1.1%、イギリス0.7%、フランス0.9%、ドイツ0.9%であるのに対し、日本は0.5%である。わが国が、欧米諸国へのキャッチアップを目標とした時代から世界のフロントランナーとなる時代を迎えるためには、高等教育、学術研究に対して国が果たすべき役割にも、時代にふさわしい姿が求められる。今後、競争的環境の中で、わが国の大学の国際的な競争力を高め、世界最高水準の教育研究の実現を目指す以上、公的投資も、欧米諸国並みの水準に拡充すべきである。次期科学技術基本計画においても適切な対応を求めたい。

今後、「3つの方向と3つの方針」の下に、わが国の高等教育政策を展開する必要があるが、わが国の大学制度は、歴史的な経緯の下に、国立、公立、私立の3つの形態が併存し、それぞ



れの性格に応じて、得意な領域を伸ばしつつ、また、時には競い合いながら発展してきた点に大きな特徴がある。欧米諸国の大学制度は、国立大学や州立大学が圧倒的に大きな割合を占めているが、わが国の大学制度の多様で柔軟な構造自体は、今後とも基本的に維持されるべきである。

また、関連して、主として国費で運営される国立大学については、国が、その運営や組織編成の在り方に対して、相当の関わりを持つことは当然であり、とりわけ大学の存廃など中長期的な在り方に関しては、国がより大きな責任を負うべきである。

## 2. 国立大学の運営の見直し

以上のような高等教育政策を前提に、国立大学の運営の在り方については、以下の方向での見直しを提言する。

第1は、「護送船団方式からの脱却」である。全ての国立大学が、国の手厚い保護の下、いわば護送船団方式で運営される時代は、もはや終わりを告げるべきである。これからは、国立大学といえども、より大きな自由とより重い運営責任の下、教育研究の業績に対する評価を基礎に、より競争的な環境の中で運営されるべきであり、その結果によっては、選別と淘汰も避けられない。

第2は、「責任ある運営体制の確立」である。競争的な環境の中で、各国立大学の運営責任は、より重いものとなる。このため、意思決定機関を確立し、評議会の意向を踏まえつつも、執行の最終責任者たる学長が、様々な場面でリーダーシップを発揮しうる権限と体制を確立すべきである。

第3は、「学長選考の見直し」である。より大きなリーダーシップが期待される学長に、真に大学運営に見識を有する適任者が選ばれるよう、選任の在り方を見直す必要がある。学長選考は、制度上評議会が行うこととされているが、実際には慣行的に全学選挙によって選考が行われる結果、必ずしも適任者が学長に選ばれないような状況は、速やかに改善されるべきである。具体的には、国立大学の社会的責任を明確にし、社会との連携の下に適任者を選ぶとの考え方に立って、学長選考のための学外の関係者及び学内の代表者（評議員）からなる推薦委員会を設けた上で、これに「タックス・ペイヤー」たる者を参加させるなど、選考方法の適正化を図るべきである。

第4は、「教授会の運営の見直し」である。学部の教授会が、「自治」という名の殻にこもって既得権の擁護に汲々とし、本来の権限を越えて全学的な課題にまで硬直的な対応に終始していることが、大学改革の前進に大きな障害となっている。昨年、学校教育法等を改正して、学長、評議会、教授会などの役割分担を明確にした趣旨を踏まえ、現状の教授会中心の運営の在り方を抜本的に改めるべきである。

第5は、「社会に開かれた運営の実現」である。より自由な運営を可能とする以上、国立大学の国民や社会に対する説明責任は一層重いものとなる。第三者評価機関による評価は当然のこと、さらに活動実態を積極的に公表し、また、社会の意見を恒常的に運営に採り入れる取り組みが必要である。

第6は、「任期制の積極的な導入」である。競争的環境の整備の一環として、教員に対する任期制の積極的な導入が必要である。平成9年に制度が整備されたにもかかわらず、多くの国立大学で導入が遅れている状況は極めて遺憾である。世界的水準の教育研究の展開を目指すような大学が率先して、任期制を大幅に導入することで、若い教員にも多くのチャンスを与える

とともに、厳しい選抜を経て、真に優秀と認められる教員にテニユア（任期の付かない在職権）を付与するような開かれた教員人事の在り方を検討すべきである。また、講座制の弊害を打破し、若手教員がより自由で独創的研究を行いうる環境を整えることも必要である。

第7は、「大学の運営に配慮した規制の緩和」である。通常の行政事務とは異なる大学の教育研究の実態に配慮して、予算執行、給与決定、組織編成などの国の諸規制をできるだけ緩和し、運営の自由度を高め、学長の権限を拡大すべきである。

### 3. 国立大学の組織編成の見直し

次に、国立大学の組織編成については、以下の方向での見直しを提言する。

第1は、「様々なタイプの国立大学の併存」である。戦後の国立大学は、画一的で、総じて個性や特色を失いつつある。世界的水準の研究の遂行を目指す大学、有為な人材の育成を重点とする大学など、様々なタイプの私立大学が併存するような姿に変えていくべきである。

第2は、「学部規模の見直し」である。国立大学の学部の規模については、国公私立の大学の機能や役割を踏まえ、また、学問の進展や社会的需要、さらに各地域における国立大学の役割なども考慮しつつ、適切に見直しを進めるべきである。

第3は、「大学院の一層の重点化」である。主として国費で支えられる国立大学は、真に世界的水準の教育研究の遂行を目指す大学を中心に、大学院に重点を置く方向で、教育研究組織の編成を見直すべきである。その際、研究者養成のみならず、実践的な教育を重視した高度職業人養成の大学院の拡充も必要であり、大学院を中心に、各界における真のリーダーが育成されなければならない。

第4は、「国立大学間の再編統合の推進」である。大学の再編統合が、教育研究の高度化、学際領域への積極的な展開、教育研究資源の重点的投資、教育研究基盤の強化にも資する点を踏まえ、大学の自主性を尊重しつつも、最終的には、国の責任において、積極的に再編統合を推進すべきである。

### 4. 国立大学の独立行政法人化

以上のような高等教育政策の在り方、国立大学の見直しの方向を踏まえ、国立大学の独立行政法人化の問題は、次のように考える。

国立大学を、護送船団方式から脱却させ、より競争的な環境に置くためには、国立大学に国から独立した法人格を与えることの意義は大きい。欧米諸国の国立大学や州立大学も、政府から独立した公的な法人格を有しているのが、一般的である。法人化により、大学運営をめぐる日常的な国の諸規制が弱まる点も、教育研究の遂行上、メリットが大きい。

一方、国立大学を法人化した後も、国は、基礎研究の重視、大学院の重点化など、国策としての学術研究や高等教育の在り方を踏まえ、各大学の運営や組織編成に相当の関わりを持つ必要がある。この点、独立行政法人制度は、目標・計画の設定や定期的な業績評価といった仕組みを通じて国の意思を法人運営に反映させうる法人制度であり、国立大学の法人化に当たって、大学の特性に配慮しつつ、こうした独立行政法人制度の仕組みを活用することは、適切な方法であると考えられる。

この場合、独立行政法人通則法を100%そのまま国立大学に適用することは、大学の特性に照らし、不適切である。なぜなら、例えば、大臣が、大学に目標を直接指示したり、学長を直接任命し、解任するような制度は、諸外国にも例が無い。「独立行政法人」という名称も、教育研究を行う大学にふさわしくない。

したがって、国立大学を独立行政法人化する場合には、独立行政法人制度の下で、通則法の基本的な枠組みを踏まえつつ、少なくとも以下の点については、大学の特性を踏まえた措置を要する。

- ・評議会、教授会、運営諮問会議といった大学の管理運営の基本組織を、明確に位置付ける。
- ・教育研究の目標や計画は、教育研究の特性を十分踏まえた内容とするとともに、各大学の主体性を十分尊重して定める。また、大臣が目標を指示したり、計画を認可する際には、専門の学識経験者の意見を聴くこととする。
- ・教育研究の評価は、専門の第三者評価機関である大学評価・学位授与機構の評価を尊重する。なお、大学評価・学位授与機構には、大学関係者のみならず幅広い関係者が参画する必要がある。
- ・学長人事は、大学の意向を適切に反映しうる手続きとする。その際、合わせて、「2. 国立大学の運営の見直し」の中で指摘した「学長選考の見直し」の方途についても検討が必要である。
- ・「国立大学法人」など大学にふさわしい適切な名称とする。
- ・企業会計原則を適用する場合には、大学の特性を十分踏まえる。
- ・特別会計の借入金の返済や長期的な施設整備を円滑に進める仕組みを設ける。
- ・法人化が公的投資の削減に結びつくものではないことを踏まえ、運営費交付金を十分確保するとともに、産学連携などの自助努力を通じて中長期的に内部的な蓄積を進めることにより、多様な教育研究を保障する。

上記のうち、基本組織、目標・計画、評価、学長人事、名称の5点については、進みつつある国立大学改革をさらに定着、進展させるとともに、大学に対する国の関わりと大学の教育研究の特性との間の調整を図る観点から、各大学に共通に必要な措置であり、ルールの透明性を確保し、広く国民一般に明示するためにも、通則法との間で一定の調整を行う調整法（又は特例法）といった形で、法律上明確に規定すべきである。

なお、国立大学を独立行政法人化する以上、特に経営面での体制を強化する必要がある。経営担当の副学長を配置することは当然のこと、さらに経営面を担当する何らかの学長補佐機関を設けることも検討すべきである。

さらに、法人格の付与の在り方については、大学間の教職員の交流、大学ごとの資産の状況、大学ごとの経理の独立性・透明性の確保等の観点を十分考慮して、今後、引き続き検討する必要がある。

政府は、以上の諸点を踏まえ、国立大学を独立行政法人化するために、広く関係者や有識者の参画を得て、具体の制度や運用の在り方、移行の方法等の検討を進め、平成13年度中に具体的な法人像を整理し、できるだけ早期に「国立大学法人」に移行させるべきである。

なお、国立大学を「国立大学法人」に移行した後も、国土の均衡ある発展の観点から、地方の国立大学が地域の産業、文化の振興などに果たしてきた役割を十分評価し、その維持強化を図るべきである。また、国立大学が、基礎研究や、社会の需要は乏しいが重要な学問分野の継承、発展において果たしてきた機能についても、一層強化すべきである。

関連して、国立大学を「国立大学法人」に移行させる場合には、国立の大学共同利用機関も同様の方向で独立行政法人化すべきであり、名称も「国立大学法人」と同様に適切な名称を検討すべきである。さらに、公立大学についても独立した法人格を付与することについて検討を

行う必要がある。

## 5. 高等教育・学術研究への公的投資の拡充

今後、国公私立大学を通じて高等教育、学術研究に対する公的投資を、欧米諸国並みの水準に拡充する必要があるが、その際には、以下の点に留意が必要である。

第1に、「競争的経費の拡充と基盤的経費の確保」である。大学間のより競争的な環境を整備するため、科学研究費補助金などの競争的経費を、より公正・客観的な配分方法に留意しつつ拡充するとともに、教育研究の長期的な展望や基礎的な教育研究分野に配慮して、基盤的経費を十分に確保することが必要である。

第2に、「客観的な評価の結果に基づく資源配分の実施」である。特に、公的資金の占める割合の高い国立大学については、より競争的な環境の整備の観点からも、各大学の教育研究の実態に対して厳正かつ客観的な評価を行い、その評価結果に基づき、透明性の高い資源配分を行うための仕組みについて検討すべきである。

第3に、「私学助成の抜本的拡充と傾斜的な配分の推進」である。わが国における私立大学の重要性を踏まえ、私学助成を抜本的に拡充すべきである。とりわけ、教育研究に極めて高い成果を上げる私立大学に対しては、国としても、国公私立の枠組みにとらわれない積極的な支援を行うべきである。

第4に、「寄附金等の受け入れ促進のための税制の見直しや特許取得体制の整備」である。大学の教育研究に対する善意の寄附金等が、各界各層から円滑に寄せられるよう、所得控除や損金算入限度額の拡大など税制の見直しを積極的に進めるべきである。また、大学における特許取得のインセンティブを高めるとともに、その実用化を促すための体制の一層の充実整備が必要である。

## 6. 今後引き続き検討が必要な重要課題

上記の諸点のほか、以下の諸点については、今後の高等教育を考えていく上での重要な課題として、引き続き時間をかけて幅広い観点から検討をする必要がある。

- 海外との研究者・留学生交流の拡充
- 教養教育の充実強化
- 生涯学習システムの拡充
- 教員養成の在り方
- 産学連携の推進
- 試験科目の在り方など大学入試の在り方
- 学部教育の年限の在り方
- 大学の教育研究施設の老朽、狭隘への対応
- 社会システムとしてのロースクールなど専門大学院制度の在り方
- 開かれた教員の任用の在り方
- 単位互換制度の積極的な活用など大学間連携の推進
- 国公私立の枠組みを超えた大学間連携の在り方
- 大学附属病院の経営の改善
- 短期大学、高等専門学校の見直し
- 専門学校の見直し
- 育英奨学制度の在り方

## 平成 12 年 5 月理事会議事要旨 (抄)

日 時 平成 12 年 5 月 19 日 (金) 13:30 ~ 16:00  
場 所 東京ガーデンパレス「華の間」  
出席者 蓮實会長  
中嶋、長尾各副会長  
丹保、山田、阿部、北原、磯野、内藤、石、佐藤、松尾、廣中、齋藤、杉岡、江口、  
二神各理事  
佐藤 (第 3)、梶井 (第 4)、鈴木 (第 6) 各常置委員会委員長  
兵藤、板垣各監事  
…………… (略) ……………

### 6. 当面する諸問題について

会長から、次のように述べられた。

独立行政法人化問題については、既に、ご承知のとおり、5月26日(金)に文部省が主催する国立大学長・大学共同利用機関長等会議(以下「学長等会議」という。)が開催されることになっている。

これは独立行政法人化に関する文部省の考えを提示する機会の場として設定されるものであるが、その前提として、3月30日に自民党の麻生私案なるものが出され、その後、さまざまな経緯をたどり、5月11日に自由民主党政務調査会から「これからの国立大学の在り方について」の提言が出された。文部省は、この提言を重く受けとめ、文部大臣のもとに設置された有識者による「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を5月16日、24日に開催、この提言を踏まえて審議のうえ、文部省の方針案を作成し、これを学長等会議において提示説明することになっている。また、昨日、例年春秋に行われている文部省と国大協による特別会計制度協議会が開催され、その席で文部省側から定員削減問題および独法化問題について説明があった。特に、独法化問題に関連し、今回の自民党提言を受けた形での具体の検討を進めるにあたって、国大協ではなく国立大学の協力を得ながら平成13年度中に独法化の制度設計をし、態勢の整った大学から、移行する可能性もあり得るとのことで、従って、制度設計のための委員会を懇談会の下に設置し、国立大学からも委員に加わっていただき、意見をお聞かせ願いたいとの話であった。

なお、今回の学長等会議については、前回のように文部省の一方的な説明で終わるのではなく、質疑応答等の機会を設けてもらいたい旨、申し入れてある。

については、今回の学長等会議に際し、どのような対応で臨むか、また、国大協が独法化の問題について、文部省提案の検討に加わり、国大協としてこの点は譲れないと意見をいうことは、これまでを独立行政法人化を仮のものとして考え、通則法のもとでは反対といってきた態度・方針を変更することになるのでこの点も含め、併せてご審議願いたい。

以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 個別に話しても意見にならない。国大協として意見をまとめて出さないとパワーにな

- らない。会長、第1常置委員長が代表として意見を述べるべきである。
- 学長等会議でどこまで意見を述べるかは微妙であり、国大協として、これまでの方針を転換することまで述べるのはどうか、それは総会を開き議論したあとで述べるべきであり、学長等会議では、説明を聞き、提案に対する不明点、疑問点、不安点等について質問し、意見を述べるべきである。
  - いかなる設置形態をとっても必要と思われる第1常置委員会のアンケート結果のまとめを提言し、文部省として制度設計してくれということが重要と思う。
  - 政務調査会の案は、まだ国立大学について偏見がある。その点を明言すべきである。今までは相手の案が見えなかったが、今回は政務調査会の案が示されたので、問題点を強く指摘すべきである。
  - 麻生案は我々の線に近かったが、修正されている。文部省の案を前向きに捕らえつつ学長選考の点などが困るというべきである。
  - 文部省として、どのような制度設計を考えているかを学長等会議で聞き、我々の方針が入っていれば、これから細かい点を詰めていくことにすべきである。
  - 麻生案から政務調査会の案までの修正を前進と見るか、後退と見るかは両面があり、同じ項目についても解釈の仕方によって両方にとれると思う。
  - 資料として九州地区の意見を配付してあるが、政務調査会案は、麻生案より後退している。国大協の考え方との矛盾点をはっきりさせ、国大協の考え方を伝えるべきである。
  - 学長選考の問題や国の大きな責任という関与も文部省と国大協の力でよりよいものにしていくほかない。学長選考についても学長とは何か、開かれた大学として、教官のみでの選考でよいか答える必要がある。
  - 見方にもよるが、政務調査会案は、麻生案から見ると前進も後退もあるが、社会全体から見ても受け入れられる考え方で国立大学協会としても受け入れられるものではないか。
  - 麻生案より政務調査会案は、大臣の目標設定など国大協が一貫して反対してきたものが入っており、後退している。
  - 方針転換は、特例法により、通則法が変質したと我々が認識できるかの問題である。特例措置が調整法となったのは大きい変化であり、文部省にはっきり調整法と言わせ、これが今後、特例措置に逆戻りしないようにしなければならない。
  - 政務調査会案が示され、ボールは文部省に戻ったが中央省庁等改革推進本部など行革グループに逆戻りされる恐れもあるので、最終の姿が見えるまでは不安であり、学長等会議で定性的に賛成というのは難しい。今後、最終的に悪い形なら反対ということを保保しておいてもよいのではないか。
  - 制度設計の委員会に国立大学の意見を反映させることについて、国立大学の教官が個別に委員として参加することだけでなく、国大協として組織を背負った形での意見が出せるようにすべきである。6月の総会で方針が了承されたら制度設計の委員会に第1常置委員会で対応しサポートしていくべきである。
  - まだ政務調査会の案も、今後、政府の中央省庁等改革推進本部や国会などの難関があり、文部省としては、精一杯努力しているのだと思う。文部省が行革関係とこれから折衝していくのに、大学にとって重要な点を実現するよう国大協は後押ししなければならない

ない。

- これまでの態度方針を変更するには、皆がその認識をもつ必要があり、その点をどうするかについて、学長等会議でそのことまでいうのは適切でない。総会で十分議論し決定すべきである。
- いままでは仮のものとして議論してきた。政務調査会の案では学長選考のところなど大きな争点があり、各大学の実情もマチマチであるが、最低限のコンセンサスの線を第 1 常置委員会で詰めて出すべきである。
- 方針変更に賛成であるが、各大学で温度差があると思う。反対は反対が良いが、総会で国大協が一枚岩で割れないでいくことを確認する必要がある。各大学が全く反対の方向を向いていたのでは足元を見られる。
- 自分は方針変更に反対であるが、場合によっては臨時総会を開いても十分議論し、国大協としての意思を決定すべきである。
- 各大学長が個別に自民党議員等に働きかけるのはよいが、国大協が直接このことについて、一政党の自民党と折衝するのは得策ではないので、文部省を通して行うことし、これまでのように反対なので対応しないというのではなく、文部省案は考慮に値するものとして、我々が一枚岩で必要な改革を迫っていくこととしたい。

以上のような意見交換があったのち、会長から、次のように述べられ、了承された。

本日は、貴重なるご意見をいただき感謝申し上げます。今日の意見等も踏まえ、来る 5 月 26 日学長等会議における対応および今後の方策等について、しかるべき学長とも相談のうえ、決めさせていただきたいので、ご一任願いたい。

(以下 略)

## 国立大学長・大学共同利用機関長等会議に おける文部大臣説明

平成12年5月26日

### 1 はじめに

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただき、御礼申し上げます。また、皆様方の日頃のご尽力に、深く敬意を表します。

本日、皆様方にお集まりいただきましたのは、懸案となっております国立大学の独立行政法人化の問題について、文部省としての現時点での考え方と今後の方針をご説明するためであります。

振り返りますと、この問題は、平成9年に発表された行政改革会議の最終報告に端を発しております。この報告は、行政機能のアウトソーシングや業務の効率化等の方策として独立行政法人制度の創設を提唱いたしました。国立大学についても、独立行政法人に移行することが、「大学改革方策の一つの選択肢となりうる可能性を有している」と指摘しました。

その後、政府部内で、独立行政法人制度の具体的な制度設計の作業と対象事務・事業の選定が進められ、昨年4月には、89の国の事務・事業の独立行政法人化が閣議決定され、さらに、7月には、制度の具体的な内容を定める独立行政法人通則法が国会で成立しました。

一方、国立大学の独立行政法人化については、昨年4月の閣議決定において、「大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る」とされました。つまり、この問題については、教育研究の充実を目指す大学改革の一環として考えるべきであること、また、大学にふさわしい制度設計が可能かどうかなど十分に時間をかけて慎重に検討する必要があること、の2点が、政府として公式に確認されたわけであります。

文部省では、これを踏まえて、昨年8月以降、「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」を開催して、有識者の方々からご意見をいただいた上で、9月には、国立大学の学長及び大学共同利用機関の所長の皆様方にお集まりいただき、国立大学を独立行政法人化することの意義や、大学の自主性、自律性を踏まえた特例措置等の必要性、さらには、高等教育及び学術研究に対する公財政支出の拡充の必要性等を指摘し、独立行政法人化を検討する場合の基本的な方向をお示ししたことは、ご承知の通りであります。

並行して、国立大学協会では、独立行政法人通則法をそのまま適用することには反対である、との立場を明らかにしつつ、第1常置委員会において、仮に独立行政法人化した場合の課題や対応の在り方について検討が進められ、また、各大学でも、熱心に議論が行われてきたと承知しております。

また、今月、自由民主党から提言が公表され、「国立大学は、独立行政法人制度の下で、通則法の基本的な枠組みを踏まえつつ、一定の調整を行う調整法（又は特例法）の制定を含め、大学の特性を踏まえた措置を講じることにより、「国立大学法人」といった名称で独立行政法人化する」との方向が示されております。

こうした動きを踏まえながら、文部省では、地区別の国立大学長会議を始め、多くの会議等に参加して、国立大学の幅広い関係者と意見交換を行い、また、その他の関係者からも意見を



伺いながら、独立行政法人制度と国立大学との関係について検討を進めてまいりましたが、この際、文部省としての現時点での考え方と今後の方針を整理すべきであるとの判断に立ち、先般、改めて「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」を開催し、有識者の方々のご意見を伺ったところであります。

## 2 我が国の大学制度と国立大学

独立行政法人化の問題を考える前提として、まず、我が国の大学制度と、その中での国立大学の位置付けについて、考えを述べたいと思います。

よく知られております通り、欧米の主要諸国の大学は、主として国又は州の公費によって運営されており、また、設置形態別に整理すれば、国立大学又は州立大学が大きな割合を占めております。私立大学が比較的普及していると言われるアメリカにおいても、学生の7割近くは州立大学に在籍しているというのが実態です。

他方、我が国の大学制度は、明治10年に最初の官立大学が設置されて以降、政府によって大学が整備される一方、国を挙げての近代化の取り組みの中で、戦前から、少なからぬ私立大学が、創立者の建学の精神に基づき設立され、育ってまいりました。戦後、新制大学への一元化や量的な拡大期を経て、国立、公立、私立という異なるタイプの大学が併存し、それぞれの特性を生かしながら、互いに補い、競い合っており、全体としては極めて多様で柔軟な構造を持つ、我が国独自の大学制度が形成されて、今日に至っております。

我が国の大学が、将来にわたって、教育研究の高度化を図りつつ、個性化を進めて、国民や社会の様々な要請に応じていくためには、このような多様で柔軟な構造は、今後とも維持されるべきであると考えております。

また、私立大学が、我が国の教育風土の中で、諸外国に例がないほどの成長を遂げ、大学制度全体の充実、発展に果たしてきた貢献には、非常に大きなものがあります。その重要性にかんがみ、今後とも、建学の精神が十分に発揮され、教育研究の一層の進展が見られるよう、経常費助成の充実を始め、私立大学の一層の振興を図っていく必要があります。

一方、我が国の大学制度において、国立大学は、国が直接の設置主体となり、安定的に国費が投入されるという特性を生かして、大規模な研究プロジェクトの推進、医師や教員など社会の要請に応じた政策的な人材養成などを展開してまいりましたが、特に次のような点に、その特色があります。

第1に、国立大学は、教育面での貢献とともに、我が国の学術研究と研究者養成の主力を担っております。研究内容も、社会の要請に即応する研究に加え、短期的には成果を予測しがたい先駆的な研究や基礎的な研究、社会的需要は少ないものの重要な学問の継承などにおいて、大きな役割を担ってまいりました。

第2に、国立大学は、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支えてまいりました。学部学生数で見ても、私立大学の75%が、いわゆる三大都市圏に集中しているのに対し、国立大学は、60%以上がその他の地域に立地しております。また、地方の国立大学は、各地域特有の課題に応じたユニークな教育研究の実施やその解決にも、貢献してまいりました。

第3に、国立大学は、学生が、経済状況に左右されることなく、自己の関心や適性に応じて、分野を問わず大学教育を受ける機会を確保する上で、大きく貢献してまいりました。

もちろん、こうした役割や機能は、国立大学だけに限られるものではなく、国公私立の大学

の役割や機能は、時代の変化や社会の要請などを踏まえて変化するものであり、固定的にとらえるべきではないと考えております。また、期待される役割や機能に照らし、国立大学の在り方そのものも、常に問い直していかなばなりませんし、これまでも幾多の改革を重ねてまいりました。

### 3 国立大学の改革の経緯

戦後、我が国の国立大学は、1県1大学等の方針の下に、新制大学として一元化されるなど、大きな変革を遂げました。新制大学の発足直後の混乱期を経て、昭和30年代以降は、高度経済成長や国民の進学意欲の高まりなどを背景に、理工系分野の拡充、医科大学の全国的な整備、新構想大学の設置など、一連の整備が進められてまいりました。

これは、私学では対応し難い分野や地域を中心に、国立大学の拡充整備を進めたものでありましたが、いわゆる大学紛争以降は、紛争を通じて顕在化した国立大学の課題に対処するため、従来とは異なる新しい構想に基づく大学を整備することにより、国立大学改革の先導役を期待するという側面を、併せ持つものでありました。

一方、国立大学の設置形態の問題については、国の行政機関として位置付けられているために、大学運営の自主性、自律性に限界があるといった問題意識から、昭和30年代の末頃から、各方面より、多種多様な法人化論が提起されるようになりました。

その中には、法人化を国立大学改革の選択肢の一つとして位置付けた中央教育審議会の昭和46年の答申も含まれておりましたが、こうした提案は、多くの議論を招きつつも、世論や関係者の広範な支持を必ずしも得られず、現実の政策課題として具体的な検討に至ることはありませんでした。

その後、昭和50年代に入って、経済成長が鈍化し、さらに、いわゆる臨調行革路線による国立大学の新增設の抑制、受益者負担の強化といった傾向が定着するにつれ、昭和30年代以降の拡充整備を通じた改革路線を進めることが、困難な状況となってまいりました。

そうした中、昭和59年に設置された臨時教育審議会は、国立大学の改革の方向性を「自主・自律体制の確立」と「教育研究の特質に応じた柔軟・活発な運営」に求めました。その手法の一つとして、国立大学の特殊法人化についても検討されましたが、慎重な検討を要する問題であり、俄には結論を導き難いとして、当面、現行の設置形態を維持しながら、「行財政的諸規制を大幅に緩和・弾力化する」との方針を示しました。ただし、同審議会は、国立大学の抜本的な改革のためには、将来に向けて国立大学の設置形態そのものについて検討を加える必要性があることを、併せて指摘しております。

この臨時教育審議会の答申以降、今日まで10年以上にわたり、国立大学の改革は、「自主・自律体制の確立」と「教育研究の特質に応じた柔軟・活発な運営」の実現を改革の方向としつつ、「行財政的諸規制の大幅な緩和・弾力化」をその手法として進められたと言ってもよいかと思えます。

具体的には、大学審議会の答申等を受け、大学設置基準の大綱化、大学院制度の弾力化を始め、人事、会計、組織など制度全般にわたって規制の緩和を進めてまいりました。また、平成11年には、学校教育法等を改正し、大学紛争以来の懸案であった国立大学全体を通じた組織運営体制の整備が実現されたところであります。

### 4 国立大学の新たな改革の可能性

臨時教育審議会及び大学審議会による改革路線は、現行の設置形態の枠組みの中での改革と

して、多くの成果を取ってまいりましたが、10年以上にわたる行財政的諸規制の緩和のための取り組みは、現行設置形態に由来するところの改革の限界点をも、徐々に明らかにしております。

例えば、予算面では、国の行政組織の一部である以上、予算の単年度主義や費目間流用の原則禁止の壁は、極めて厚いと言わざるを得ません。給与やサービスなど人事面の諸規制は、公正、中立を旨とする公務員制度の性格上、現行のままでは規制緩和が非常に困難な領域であります。さらに、組織編成の面でも、国の機関である以上、組織の設置改廃や定員管理を担当官庁の審査対象から除外する、といった抜本的な改革を実現することは、極めて困難であります。国立大学が法人格を持たず、権利・義務の主体となり得ない組織である以上、意思決定や財政の使途等において裁量権を制限されているのは、当然ということになります。

また、そもそも、国立大学が、国の行政組織の一部、言葉を換えれば、いわば文部省の附属施設（施設等機関）として位置づけられている以上、規制緩和を進めたとしても、文部大臣の広範な指揮監督権の下に置かれる状況には変わりはなく、国立大学の運営の自主性、自律性と自己責任の範囲が、依然として不明瞭なままであることも否定できません。

一方、国立大学を取り巻く社会の情勢に目を転じてみますと、グローバル化、情報技術革命、少子高齢化といった時代の大きなうねりの中で、戦後の我が国の発展を支えたシステムや考え方の多くが、時代に適合しないものとなり、「次なる時代」への改革が迫られております。このため、「知」の再構築が求められ、人材養成と学術研究を通じて社会の発展を支えてきた国立大学に対しても、各界から、かつてないほどの大きな関心と期待が寄せられるとともに、運営の効率性を高め、国際的な通用性を重視し、世界的水準の教育研究を展開し、さらにリードしていくことが、強く要請されております。

21世紀の大学像を今後の改革方策とともに提言した平成10年10月の大学審議会答申は、今後の大学の在り方として、学生や社会の要請等に的確に応えられるように教育研究システムを柔構造化すること、教育研究の質的向上に主体的に対応し、適時適切に意思決定を行うなど、開放的で積極的な自主・自律体制を構築すること、そして、教育研究の不断の改善を図りつつ、各大学の個性化等を進めるため、多元的な評価システムを確立することを求めています。つまり、21世紀においても、大学が、真の自主性、自律性を確立し、自己責任を全うするための取り組みが、引き続き大きな課題として位置付けられているところであります。

このような状況の中で、今回、大学改革の方策として、また、行政改革に資するものとして、国立大学の独立行政法人化の問題が提起されたところであります。従来の行財政的諸規制の大幅な緩和・弾力化という改革手法に限界が見える中で、大学の教育研究システムや組織運営の自主性、自律性や自己責任を大きく前進させ、世界的水準の教育研究を展開していくためには、今こそ、国立大学にふさわしい形での法人化の可能性について、真剣に検討する時期にある、と受け止めるべきではないでしょうか。

## 5 独立行政法人制度の目的と国立大学

法人化を検討するに当たっては、まず、現在、提起されている独立行政法人という制度が、果たして国立大学にふさわしい制度であるかどうかを十分に吟味しなければなりません。そのため、まず、行政改革会議の最終報告や独立行政法人通則法などに照らして、この制度の目的と国立大学との関係について考えてみる必要があると思います。

第1に、独立行政法人制度は、「民営化することが難しく、公共上の見地から確実に実施さ

れる必要がある事業を主たる対象とする制度である」という点であります。このため、各独立行政法人の予算は、独立採算制ではなく、国の予算における所要の財源措置が前提とされ、移行前の公費投入額を十分に踏まえて、運営費交付金等を措置することとされております。

このことは、非常に重要な点であり、国立大学は、独立行政法人化後も、用途を特定されない運営費交付金等を受けて、その果たすべき役割や機能を実現していくことが可能であると考えております。

なお、独立行政法人化によって、地方の国立大学や基礎的な教育研究の分野などが、深刻な影響を受けるのではないかと、との不安を耳にすることがあります。この点については、独立行政法人制度の下では、独立採算性ではなく、国から運営費交付金等の財源措置がなされること前提とされ、さらに、その他の競争的な資金の拡充とオーバーヘッド制度の導入を進めることにより、地域や分野を問わず、各大学において、バランスのとれた教育研究環境の整備を図ることができると考えております。地方分権が進む中で、国土の均衡ある発展を図るためには、各地域において大学が果たすべき役割が、ますます重要になるものと考えており、こうした点を踏まえた対応が必要であります。

第2に、独立行政法人制度は、「行政機能をアウトソーシングするため、政策の企画立案機能と実施機能とを分離する制度である」という点であります。アウトソーシングという点では、国立大学における教育研究は、必ずしも国の行政機関が自ら行うべき事業とは言えず、その質的な充実のために、よりふさわしい制度が可能ならば、これを追求する必要があることは、過去の国立大学の法人化論を持ち出すまでもありません。

一方、企画立案機能と実施機能の分離という点については、この制度は、主務大臣の各法人に対する監督、関与を限定し、業務運営の自主性に十分配慮しつつ、中期目標の指示や中期計画の認可等を通じて、国が企画立案した方針が、各法人の運営に反映される仕組みとなっております。

この点、国立大学は、私立大学と異なり、国の意思に基づいて設置され、主として国費によって支えられてきたことから、これまで、全国的な地域バランス、重点的な人材養成、基礎研究その他特定分野の振興など、国全体としての高等教育政策や学術政策を踏まえつつ、各大学において主体的な取り組みが進められてきました。これは、大学の教育研究活動は、教育研究者の自由な発想や、大学人自身による企画立案が尊重されることによって、はじめて真に実りある展開と発展が見られるものである、という教育研究の特性に由来するものであると考えております。

そして、このような国と国立大学との関係は、独立行政法人制度の下においても、互いの責任の範囲をより明確にしつつ、基本的には維持されるべきものと考えており、したがって、国立大学を独立行政法人化する際には、大学の教育研究の特性を踏まえ、大学の主体性を尊重するための一定の調整を図ることが、不可欠であると考えております。このことは、教育研究の方針、内容、方法はもとより、その質的な充実を図るための評価、教育研究を実施する教員の人事、これらに関する組織としての意思を決定し、実行する組織運営について求められるものであります。

第3点は、独立行政法人制度は、「規制を緩和し、その機関にふさわしい組織や運営の形態を追求して、業務の効率性の向上や透明性の確保を図る制度である」という点であります。

言うまでもなく、業務の効率性や透明性の向上は、いかなる組織においても当然に求められ

るものであり、国立大学として例外ではありません。

ただし、大学の教育研究の効率性とは、需要と供給の市場原理に委ねれば必ず実現されるとの保障はなく、むしろ、第三者による客観性や専門性の高い評価と、評価結果を踏まえた適切な資源配分を通じて高められる点に、一般の企業活動などとの大きな違いがあると考えております。したがって、独立行政法人制度の下において、大学のこのような効率性や透明性の向上に寄与する組織や運営の形態を追求できるかどうかを、十分検討していくことが必要であります。

この点、独立行政法人制度は、基本的には、市場原理ではなく、評価システムを前提とした制度であります。さらに、その評価システムが、大学にふさわしいものとなるかどうかを考えていかねばなりません。

他方、予算執行、組織編成、定員配置、給与決定などの面で規制を緩和し、組織や運営の自主性、自律性を拡大することを制度設計の工夫によって可能とするというこの制度の長所は、単に経営面だけでなく、大学の教育研究の多様な展開と発展を図るということについても、十分活かすものであると考えております。

## 6 国立大学の独立行政法人化についての考え方と今後の方針

以上申し上げた諸点を踏まえ、文部省としては、国立大学の独立行政法人化については、現時点で、次のように考えております。

まず、独立行政法人制度は、この制度の目的や、冒頭に触れましたような国立大学の特性や、役割、機能に照らして、国立大学についても十分適合するものであると考えております。

また、独立行政法人制度は、日常的な国の規制が緩和されることにより、透明性の高い手続きの下に、国立大学の自主性、自律性を大幅に拡大し、教育研究の柔軟、活発な進展を図ることが期待できる制度であります。

例えば、国からの運営費交付金は、使途の内訳が特定されず、また、年度間の予算の繰り越しも可能となりますので、各大学の教育研究活動の実態に即した弾力的な予算執行が実現します。また、講座や学科などの教育研究組織の編成や教職員の配置は、毎年度の概算要求や担当官庁の審査を経ることなく、学内での検討と手続きによって、社会の需要に応じた適時適切な見直しが可能となります。

さらに、自主性、自律性の拡大により、各大学の個性化が進展し、様々な特色を持った多様な大学が併存することを通じて、社会の多様な要請に応えるとともに、互いに切磋琢磨する環境が創出され、個々の大学はもとより、我が国全体の教育研究の進展が期待されると考えております。

このような考え方に立ち、文部省としては、今後、独立行政法人制度の下で、大学の特性に配慮しつつ、国立大学を独立行政法人化する方向で、法令面での措置や運用面での対応など制度の内容についての具体的な検討に、速やかに着手したいと考えております。

その際、独立行政法人通則法をそのまま国立大学に適用した場合には、大学が本来有するところの教育研究システムや組織運営の主体性が損なわれるおそれがあり、また、大学の教育研究の効率性の向上に適切に結びつかない面もあることから、このような点については、大学の教育研究の特性を十分踏まえ、自主性、自律性を実質的に拡大することにより、教育研究の進展に寄与することができるよう、通則法との間で一定の調整を図ることが不可欠であると考えております。

特に、法令面については、例えば、主務大臣による長の任免、教員人事、中期目標、中期計画、評価、組織運営などについて、調整法あるいは特例法による対応を含め、通則法には直接に定められていない事項を整備するなど、大学の教育研究の特性を踏まえた幅広い検討が必要であります。

検討の進め方としては、「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」の下に調査検討会議を開催し、この調査検討会議には、国立大学の関係者や公私立大学、経済界、言論界など幅広い分野から有識者の方々にご参集いただいて、多面的、多角的にご議論いただきたいと考えております。

具体的な検討課題や方向性については、昨年9月にお示ししたところでありますが、例えば、組織運営面では、組織運営の基本的な在り方、経営面での体制強化の方途、中期目標・中期計画・評価の内容、方法などについての検討が必要であります。人事面については、学長を含む教員人事や事務局人事の在り方、弾力的な給与の仕組みなどが課題となります。財務会計面では、国からの運営費交付金等の措置の在り方、企業会計原則の適用の方途、特別会計の借入金の返済や長期的な施設整備の仕組みなどについて検討を行い、さらに、これらを踏まえた法人の名称や移行方法などが課題になると考えております。

このように、検討課題は、極めて広範多岐にわたることから、検討を終えるまでには、相当の時間を要するものと考えておりますが、平成13年度中には、調査検討会議としてのとりまとめをお願いしたいと考えております。

文部省としては、調査検討会議のとりまとめを踏まえ、独立行政法人化後の大学の在り方について、最終的な結論を得たいと考えております。

## 7 教育研究の高度化のために

以上、国立大学の独立行政法人化の問題について、文部省としての現時点での考え方と今後の方針を述べてまいりましたが、関連して、大学共同利用機関についても一言申し上げます。

大学共同利用機関は、全国から第一線の研究者が参画する開かれた共同研究の拠点として、学術研究の最先端に立って、研究と教育を一体的に推進してまいりました。その運営は、大学と同様、自主性、自律性と自己責任に基づくものであり、したがって、今後、国立大学に準じて、独立行政法人化する方向で、検討を進めていきたいと考えております。具体的には、先に申し上げた調査検討会議に、大学共同利用機関の関係者の方々にも参画いただき、調査検討会議の場で、大学共同利用機関の特色を踏まえつつ、国立大学に準じた検討を進めていきたいと思っております。

なお、公立大学についても、関係者の意見を伺いながら、国立大学に準じた対応を検討する必要があると考えております。

最後に、国立大学の独立行政法人化の問題の発端となった行政改革会議の最終報告の中から、次の一節をご紹介します。

「21世紀日本を展望するとき、われわれは、新たな叡智の広がり、すなわち学問や研究教育、さらには我が国独自の文化の継承・醸成そして発信といった価値の重要性にあらためて思いをいたさざるを得ない。21世紀日本は、学問や文化を通じての国際社会への価値の発信を最重要課題のひとつとし、研究教育環境の充実に格段の努力を傾注すべきである。」

これは、最終報告の冒頭で、行政改革の理念と目標を述べている中での一節であります。行政改革を進める中であっても、21世紀の我が国が、世界のフロントランナーとして、国際社

会に価値を発信し、知的リーダーシップを発揮していくことの大切さ、そして、そのために大学が果たすべき役割の大きさを、改めて痛感せざるをえません。「次なる時代」に向けて、「新たな大学改革」に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国際社会に向けて我が国独自の価値を発信していくために、個々の大学等の枠組みを超えて、我が国の高等教育や学術研究の在るべき姿を長期的な視点から展望し、学問分野のバランスや重点的に振興すべき領域などについて、国全体の視野から議論しうるような場を設けることを考えていきたいと思っております。

同時に、大きな役割を担う我が国の大学が、国際的な競争力を備え、高めていくためには、これを支える公的投資の拡充が必要不可欠であります。この点については、大学審議会の答申においても、我が国の高等教育に対する公的投資が、欧米の主要諸国に比べて著しく低い状況にあることを踏まえ、これらの諸国並みの水準に拡充していくことの必要性が指摘されているところであり、今後、適切な評価に基づく競争と、効率的な運営に留意しつつ、国公私立大学等に対する公的投資の拡充に向けた積極的な取り組みを進めてまいり所存であります。

皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の説明といたします。

## 第 106 回総会議事要旨 (抄)〔第 1 日目〕

日 時 平成 12 年 6 月 13 日 (火) 10:00 ~ 17:00  
 場 所 学士会館 (神田) 210 号室  
 出席者 各国立大学長  
 (オブザーバー) 平澤国立極地研究所長 (大学共同利用機関代表)  
 蠟山高岡短期大学長  
 …………… (略) ……………

### IV 協 議

#### 1. 当面する諸問題について

##### (1) 各地区学長会議の状況報告

各地区学長会議の状況報告については、その殆どは独立行政法人化問題 (以下「独法化問題」という) に関わっているため、独法化問題の協議に先立ち、各当番大学から、前回総会以後今総会までの間の状況について、概要次のような報告があった。

##### 1) 北海道地区 (佐々木帯広畜産大学長)

去る 5 月 29 日に開催した。協議事項は、①国立大学の設置形態の在り方について、②授業料免除選考の弾力化についてである。

①については、文部大臣説明 (5 月 26 日) で、独法化について検討に値する方向が示されたと理解したので、国大協として文部省の検討に関与することは妥当であり、大学にとって相応しい制度設計、法人像が作られるよう努めるべきであろうということになった。また、道内大学間の連携について、地理的条件という難しさはあるが公立大学の法人化の方向も出ていることから、公立大学を含めた大学間の連携を図ることとした。

②については、奨学金も含めて議論し、経済的支援からだけでなく、奨励の観点から特に学力優秀な学生について優遇してはどうか、奨学金を貸与制だけでなく給費制も必要ではないかといった意見があった。

##### 2) 東北地区 (阿部東北大学長)

去る 5 月 22 日開催した。協議事項は、①独法化問題について、②学部教育 (含む教養教育) 方法の改善についてである。

①については、最近の独法化の動向を中心に情報交換、意見交換を行ったが、特に結論は出していない。

②については、最近いわれている学生の学力低下の問題、高校学習指導要領の改訂に伴い西暦 2006 (平成 18) 年度以降新教育課程のもとで学修した学生が入学してくることでもたらされる問題と、その対応策について意見交換を行った。

##### 3) 近畿地区 (西塚神戸大学長)

去る 5 月 25 日開催した。協議事項は、①国立大学の独法化問題について、②大学改革の状況についてであるが、主として①についての協議が中心であった。



開催日が大臣説明の前日であり、詳しい点は不明であったが、自民党政務調査会の「提言」をもとに種々協議のうえ地区 15 大学学長の意見を集約し、6 月 6 日付で蓮實会長宛提出した。その内容は配付資料のとおりであり、基本的には、昨年 10 月 15 日、本地区学長会議で取りまとめたものと変りない。いずれにしても、文部省が設置を予定している調査検討会議に国大協がいかにかコミットできるか、あるいはコミットするかということに尽きると考えている。

4) 中国・四国地区 (近藤香川大学長)

去る 6 月 1 日及び 6 月 2 日の両日にわたり開催し、専ら、独法化問題について協議した。一つは、文部省から杉野大学改革推進室長を招き、昨年 9 月 20 日の「検討の方向」以来 5 月 26 日の文部大臣説明に至る経緯を中心に説明を受けたのち、質疑応答を行った。また、独法化問題への対応について協議し、①国立大学がこれまで以上に地域社会に対する役割や貢献を果たすことができるよう独立行政法人の制度設計が行われる必要、②そのような制度設計が可能になるよう文部省の調査検討会議に国立大学のメンバーが適切に選ばれる必要、③調査検討会議の議論の内容が各国立大学長に速やかに知らされ、国立大学協会の意見が同会議に反映されるようなシステムをつくる必要、の 3 点にまとめ、これらの趣旨の実現に国大協として努力すべきである、ということになった。

5) 九州地区 (江田鹿屋体育学長)

去る 5 月 9 日に開催した。協議事項は、①国立大学の独法化問題について、②管理運営組織と学長のリーダーシップについてである。

①については、自民党文教部会・文教制度調査会合同会議の「提言」(5 月 9 日付)をもとに意見交換を行った。その結果、国大協において早急に検討すべきことを会長及び第 1 常置委員会委員長宛に要望書として提出することになった。その内容は、①提言に示された内容では国立大学の自主性、自律性が阻害されることが尚強いこと、②国立大学に対する公的資金の格段の充実が確実に実現すること、③地方国立大学が果たしてきた役割、国立大学が基礎研究等の継承、発展に果たしてきた役割、それらの重要性に一層配慮すること、であり、必要があれば、自民党ほか各方面に要望・アピールすることを付記した。

以上の報告について、会長から次のように述べられた。

九州地区学長会議の報告にあった、国大協として自民党などにしかるべき活動をすべきとの要望に関しては、去る 5 月 19 日開催の理事会でも申し上げたが、今回の自民党の提言は、あくまでも一政党のそれであり、これに対して国大協あるいは会長として公式の態度表明は差し控えるべきと思ひ、具体的に活動は行わなかったし、今後も行うつもりはないことをご理解いただきたい。過日、会長、副会長とで故小渕首相に会ったのは、自民党総裁としてではなく内閣総理大臣としてであり、今後も政党の提言、発言等に関し、会長として公式に意見表明を行うことは考えていない。ただし、学長個々のご意見を禁ずるものではなく、むしろ奨励をしたいと思っている。

引き続き、阿部第 1 常置委員会委員長から、第 1 常置委員会にも九州地区学長会議から同様の要望をいただいたが、先の理事会での会長発言に対して特に反対はなかったと理解したので、委員会 (5 月 25 日開催) でも同趣旨の説明をした旨述べられた。

## (2) 独立行政法人化問題について

会長から、独法化問題に関しご意見を会長宛いただいているが、学長個人としていただいた田中鹿見鳥大学長のご意見を学長ご自身からご披露願いたい旨述べられ、同学長から、同学長がまとめた「国立大学独立行政法人化についての問題提起」について朗読し説明があった。

引続き会長から、田中学長から3点にわたる問題提起をいただいたが、これを一つの契機として、独法化問題についてご意見をいただきたい旨述べられたのち、次のような意見交換が行われた。

- 昨年9月20日に文部省が提示した「検討の方向」では、今後、大学の特性を踏まえた特例措置について検討し、平成12年度のできるだけ早い時期までに講ずべき特例措置等の具体的方向について結論を得たい、とされたが5月26日の文部大臣説明の中にはその形跡は読み取れなかった。それに対して、5月11日の自民党政務調査会の提言には、より競争的環境、選別・淘汰、再編・統合といった強い表現が随所に認められる。それで、今後、「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」(以下「賢人会議」という)の下に設置される「調査検討会議」での具体的な制度設計についての検討が自民党の提言の影響を強く受ける形で進まないか懸念される。国大協として文部省と同じテーブルにつき、調査検討会議に参加するか否かは、会長が5月26日の記者会見で表明されたとおり、総会で決めることかと思うが、テーブルにつくということであれば、これまで国大協がとってきた「通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対する」ということとの整合性が明確にされなければならない。それがないままテーブルにつくことは適切でない。
- 平成9年11月総会で「現在の独立行政法人案を国立大学に適用することに反対」を決議しており、その決議の重さを十分認識した上で「調査検討会議」に参加すべきと思う。だから、そこへの参加は国大協としての意見を反映させられるように国大協の組織を代表する形でなければならないと思う。
- 5月26日の文部大臣説明後の質疑応答で、佐々木高等教育局長から、独立行政法人へ移行する場合は99大学すべて一緒であるとの答弁があったが、今後の検討で大学にとって不都合な方向が出てきた場合には反対し、降りる途をとるという大学の独自性はあり得ると考えている。田中学長が言われている「調査検討の結果、独法化が極めて不適切なところが出てきた場合には、その時点で国大協として複数の制度設計について意見を表明する」というのも、そういう意味と理解する。
- 田中委員の意見に賛成であり、①国大協として、通則法の下での独法化に反対を堅持して貫きたい、②国大協と文部省が対等に議論すべきであるから、それが「賢人会議」の下に置かれる「調査検討会議」というのは不満である、③学長アンケートの結果で明らかになった、我々が求めている基本的な線が容れられない場合は、引き下がるべきである。
- 文部省と同じテーブルにつくかどうかの是非は「通則法の下での独法化反対」という縛りを解き放てるのかどうかということにかかっていると思う。文部省は、今年の「検討の方向」では、特例措置と言っていたのを、今回の文部大臣説明では、それを調整法あるいは特例法ということを打ち出した。これは一歩前進だと思う。“法”が入ったこ

とで、「通則法の下で反対」というくびきは相当解かれたのではないか。調整法、特例法が通則法の中か外かは解釈の問題だと思う。今でも教官は国家公務員でありながら教特法で守られており、それと同様に通則法の中に調整法あるいは特例法が入ったとしても独法化することの意味は十分あると思っている。また、詳細な制度設計がないのにテーブルにつくのは問題だという意見があるが、予算を保障し学長選考等における大学の自主性が十分尊重されるということであれば、テーブルにつくかどうかを決断するに足る材料は与えられていると思う。

- 文部大臣説明の中には、確かに大学は自主性・自律性をもつ必要ということは述べられているが、それを保障する制度については何も触れられていない。だから、国大協として衆知を集めて識見の高いところを示すべきである。また、文部省と対等に話し合いができる形をとれるようにして貰いたい。
- 今回の文部大臣説明も自民党の提言も、いずれも細部の点が示されておらず、最終的にどういう方向になるか不明なのが気懸りである。我々には、第 1 常置委員会がまとめた「中間報告」という大方のコンセンサスが得られたものがあるので、これを詰め、国大協としてこれだけは堅持すべきという基本的事項をまとめるべきである。それがあれば、誰がテーブルについても国大協の意見を主張することができる。そこを多くの学長が危惧しているのだと思う。

ここで、会長から次のように報告があり、諮られた。

5月26日の文部大臣説明を受けて、数日前に佐々木高等教育局長から、文部省が賢人会議の下に設置を予定している「調査検討会議」の考え方が提示された。

それによると、調査検討会議について、法人の①基本、②目標・計画、評価、③人事システム、④財務・会計、の4つの検討グループを設ける。各グループ15名程度の委員構成とし、それぞれのグループの委員は国立大学長3名、大学共同利用機関長1名、有識者(公立大学長、私立大学長、経済界、言論界)5名、研究者等5名、国立大学事務局長1名とする。別途、グループ間の調整にあたる連絡会議を設ける、等である。また、今後のスケジュールについては、4つのグループを6月から7月にかけてつくり、平成13年度をかけて検討を進め、平成14年3月を目途に最終的なまとめを行いたいということである。

そこで、この文部省からの提案についてどう対応するかご意見を頂戴したい。絶対にテーブルにつくべきでないか、しかるべき条件のもとで可能か、あるいは何らかの方向転換において可能なのか、そこをお考えいただきたい。

なお、議論を進めるについて、①国立大学、大学共同利用機関及び国立短期大学すべてに共通するものとする、②既に法制化されている独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することには反対であるということを前提とするということにさせていただきたい。

この会長からの提案について特に異議なく、主として次のような意見交換が行われた。

- 文部省と同じテーブルにつくことが即独法化容認にならないと理解してよろしいか、確認したい。
- 国大協として文部省と同じテーブルにつくということは、国大協が通則法のもとで国立大学を独法化するというを国大協の総意として認めたということではないということ、ここで確認したい。

- 選択肢は二つある。一つはテーブルにつくことだが、その場合、個人の立場で参加するか、国大協が参加者を推薦し国大協として積極的にテーブルにつくかである。もう一つは、テーブルにはつかずに、国大協独自に検討を進め、文部省の制度設計ができる前に国大協の案を文部省に提案することである。後者は環境も難しく非常なエネルギーが伴うことを覚悟しなければならない。制度設計は現場を十分知らなければできない。しかし、制度設計に向けて調査検討会議がつくられようとしており、現実にはテーブルにつかざるを得ないのではないか。
- 詳細な設計が分からないままテーブルにつくことにネガティブな意見もあるが、文部省としては制度設計の検討を調査検討会議に委ねるといふのだから、中身がないのは当然である。国大協は通則法を国立大学にそのまま適用することには反対という態度であり、文部省は調整法あるいは特例法という考え方をとっているから、相互了解のベースはあるといつてよいのではないか。テーブルにつくについて、国立大学の制度設計に関わる問題を国大協と文部省だけで協議することは政治的に考えて難しい。やはり、有識者を含めた調査検討会議の場に参加するのが常識的ではないか。そして、そこへの参加は、国大協として推薦した常置委員会の委員長なり委員の立場で参加する方がよい。その方が国大協としてのまとまりがとりやすいのではないか。
- 調査検討会議に我々の意見がどの程度反映できるかわからないが、それ以外にはないから参加すべきと考える。ただ、そこへの参加が国大協を代表してということであると、発言が自ずと限定されるから、個人の資格として出ていかざるを得ないのではないか。
- 文部大臣説明は、「通則法にもとづく独立行政法人の制度設計」という言い方をされている。通則法にもとづくとなると、通則法の下では反対と言っている国大協の考え方とは相容れないということになるように思うが、どうか。
- それは矛盾していないと思っている。たとえば、国家公務員法と教育公務員特例法との関係でいえば、あとからできた方が強いと解釈されている。したがって、仮に国立大学法人法が特例としてできた場合には、この方が通則法よりも強いということになるので、疑問の点は問題ないと思う。国立大学法人法ができた暁には、国立大学を通則法の下で法人化したことにはならないという解釈をとらなければ、今後動けないと思っている。
- 調査検討会議は、国立大学関係の委員が全体の半分程度であるから、どこまで我々の側の意見が反映できるか楽観できない。だから、国大協としての意見をまとめ、それを調査検討会議にぶつけていくことが大事である。そのためにも調査検討会議の各グループに対応する形で、国大協の中でも議論を並行させてやっていく必要があるのではないか。
- 文部省の調査検討会議の検討に拘わらず、国大協の中に、国大協の考え方をまとめる特別委員会をつくらざるを得ないと思っている。同時に、仮にテーブルにつくとしたら、国大協の強い意思を反映し得る形で参加するようになりたいと思っている。
- テーブルにつかない方がよいとは思わないが、手直しをすれば独法化は悪いものではないからどうかというコンテキストの中で、文部省の提案を受ける形で調査検討会議に参加することには内心忸怩たる感がある。もっと別のテーブルは叶わないものか、少な

- くとも国大協が主体的にいろいろ意見が言えるようなテーブルを逆提案することは不可能か考えてみる必要があるのではないか。
- 文部省が提案する調査検討会議は賢人会議の下部に置かれており、国大協関係の委員も少なく、不満である。国大協と文部省が対等に協議ができ、国大協の意見が十分反映されるようなテーブルであるべきである。
  - 21世紀の日本の高等教育をどうするかという基本的なコンセプトが独法化問題の一連の経過の中で忘れられていないか。文部省が提案する調査検討会議の4つのグループの枠組みにのるかどうかは別にして、これが、たとえば基本を検討するグループで議論されてしかるべきと思う。それがないまま制度設計のみが議論されるとすれば残念である。ぜひ検討してほしい。
  - 調査検討会議に国大協のメンバーが多いと、社会から、国大協がイニシアチブをとっていると見做され、そこで得られた結論も、国立大学の保身のためのものにとられかねない。その意味では、国立大学以外のメンバーが相当数入ったところで我々の主張を述べていく方がよい。また、国大協の中にはいろいろな意見があるからといって学長が個々に入るのではなく、国大協として参加していくということを明確にすべきと思う。
  - これまでの経験から、この種の委員会運営は文部省のペースになりがちであり、テーブルにつく場合、よほどしっかりとした意見をもって対応していく必要がある。
  - 調査検討会議の上にある賢人会議が、調査検討会議が出す結論を覆す可能性があるのかどうか、賢人会議と調査検討会議との関係はどうなのであろうか。
  - 賢人会議は文部大臣の私的諮問機関であり、この賢人会議の下に調査検討会議が位置づけられることは確かである。各検討グループからの結論が連絡会議を経て賢人会議に上がり、そこで最終的に決めた上、答申として文部大臣に上がっていくという形式になろう。グループの結論を賢人会議が手直しすることは形式的にはあり得るが、そこは力関係によることかと思っている。
  - 昨年の今ごろから比べると、状況は我々にとって良くなってきているように思う。決して甘くはないではあろうが、国大協として調査検討会議に参加し、これを足がかりにしてさらによい方向に前進させたい。調査検討会議のいずれのグループで扱うのが適当か分からないが、諸外国に比べて遅れている大学等への寄付に係る税控除の整備といった周辺部分についても検討してほしい。そうでないと、法人格を持ってもその良さが十分発揮できないおそれがある。
  - 調査検討会議及び連絡会議に会長、副会長が積極的に関与された方がよいように思う。それと、国大協内部にカウンターパートとして特別委員会をつくることに賛成する。
  - 法人化の問題はこれからが本当の勝負になろう。「通則法をそのままの形で適用することに反対」という立場をより強力なものにするためにでなければ、テーブルにつく理由はない。文部省は、調査検討会議の検討結果をまっぴらで、平成14年3月を目途に最終的な結論を出すということだが、国大協がこの問題に先手を打ってやっていくには、どのような組織が必要かである。また、文部省が最終結着を政治日程というところに持ち込ませないようにするために我々はどれだけ努力し優位に立てるかだと思ふ。
  - 制度設計に関わって会計制度の問題については、「検討の方向」においても、文部大臣説明においても、大学の特性に配慮しつつ原則企業会計制度を適用するということだ

が、どこまで大学に適合する形に手直しすることができるか。企業会計は、数値に基づき運用状況の効率を評価し、次の中期目標・計画の予算に反映するという機能をもつので、使い方によっては大学の運営がコントロールされかねない危険性をはらんでいる。調査検討会議あるいは国大協の特別委員会で財政問題を検討するについては、この点も踏まえて検討いただきたい。

- テーブルにつくということは、国立大学が今の設置形態から脱するのだという意思をもって参加するのではないと、結局は積極的な意見を出せないのではないか。そこは敢えてはっきりさせない形でテーブルにつくというのか。
- 通則法のもとの国立大学の法人化に反対を堅持しつつ現在の通則法をどれほど調整法あるいは特例法といったものによって教育研究の自由度の幅を広げていけるかということを目的に我々はテーブルにつくことだと思っている。国立大学法人法という方向が全会一致に近い形で支持があれば別だが、ご意見を伺っているかぎりそのような判断ができないので、国大協として一つの大きな方向を共有しているという形を崩さないことが大事であると考えている。
- 少子化の中で、日本の大学が入学定員割れを含め立ち行かなくなる状況が出てくれば、社会が国立大学を見る眼は一層厳しくなる。そういう中で、自民党の提言が出て、一つの方向が示された。これは一つの評価基準ということになり、しかも政治的リアリズムを考えると、提言は無視できないと思う。「通則法をそのまま適用しない」ということにおいては、国大協も、文部省も、自民党も一致しているので、この現実の上に思い切った決断をせざるを得ないのではないか。その決断ができないままテーブルに加わっていくとすれば混乱が起きないか、また社会的批判が国大協に向ってこないか危惧する。
- 自民党案の中で調整法（又は特例法）の形で法律上明確に規定すべきとされているのは、①評議会、教授会、運営諮問会議など大学の管理運営の基本組織、②教育研究の中期目標・計画（主務大臣は中期目標を決めるときは大学の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない）、③教育研究の評価（主務省の評価委員会は、教育研究に関しては大学評価・学位授与機構の評価を尊重する）、④学長人事（その任命・解任は大学の申出にもとづいて文部大臣が行う）、⑤名称（「国立大学法人」など大学に相応しい名称とする）の5点である。しかし、第1常置委員会での検討をとってみても調整法なり特例法がこの5つ以外にも必要になってくるように思われる。

以上のような意見交換が行われたのち、会長から次のように述べられた。

文部省の提案に対する対応について種々ご意見をいただいた。テーブルにつくということの意味は、法人格をもつという結論を予めつくってテーブルにつくわけではないが、どのような法人格をもつことが大学にとって相応しいか、それがどのようなものであるべきかを考えるためにテーブルにつくということが前提になるかと思う。

明日は、意見を収束させる方向で議論を進めたい。

以上をもって第1日目の総会を終了した。

## 〔第2日目〕

日 時 平成12年6月14日(水) 10:00～15:30  
場 所 学士会館(神田)210号室  
出席者 各国立大学長  
(オブザーバー) 堀田国立遺伝学所長(大学共同利用機関代表)  
蠟山高岡短期大学長

### I 協 議

#### 1. 当面する諸問題について

##### (1) 独立行政法人化問題について

会長から次のように述べられた。

昨日に引続き法人化の問題についてご意見を伺い、議論を収斂させていただきたいと思うが、その前に、法人化問題から離れて私の考えを3点申し述べたい。

その一つは、現在制度改革の問題を議論しているが、制度を変えることなく実現可能な改革もある。たとえば、男女共同参画の問題もその一つである。これを各大学が真剣に受け止め、女性の教育者、研究者の国立大学への任用を高める方法を各学長にとっていただきたい。

第2点は、教養教育の問題である。学生が初めに大学を大学として認識するのは1年生の教育においてである。新しく大学に入ってきた学生が大学への信頼と興味をもち、大学がそれに十分応え得るよう教養教育の充実に大学は一層エネルギーを注いでいただきたい。なお、これについては、昨年特別委員会がまとめた報告(「大学教育における〈リベラル・アーツ〉の役割について」)などもご参照いただきたい。

第3点は、学生への視点の大切さということである。大学は、現在、周囲の状況からとかく防御的になり、その構成員を教授あるいは教授会構成員であるかのような錯覚に陥りがちだが、我々の最大の務めは学生に対する教育にあり、その上で研究があるのであって、教育の質の向上をなおざりにして大学の変革はあり得ないと思っている。当然のことではあるが、学生への教育が十分いき届いているかどうかという視点を大事にお考えいただきたい。

以上のように述べられ、引続き会長から独法化問題について次のように述べられた。

昨日来の議論を通じていくつか問題が浮かびあがり、それに対する対応として、対外的に必要なことと、国大協内部で必要なことがある。そこで、我々は外に向けて何を言い、同時に我々お互のコンセンサスとして認めあうことが必要か、私なりの考えを披露し、ご意見を伺いたい。その上でこれを文章化し、午後、改めてお諮りしたいと考えている。

引続き会長から、その趣旨、①既に法制化されている独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに反対するという姿勢は維持されており、今後も堅持されよう、②国立大学の設置形態を検討するため、副会長を正副委員長とする「設置形態検討特別委員会」(仮称)を新たに設置する、③上記①及び②を踏まえ国大協は、文部省に設置が予定される「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」に出席する用意がある、

④高等教育政策の必要性に鑑み、科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定に向けた議論の場を設定すべきである旨の説明があった。

ついで次のような意見交換が行われた。

- 特別委員会を発足させて、内外に向って政策提言を行うということについては、独法化問題が起こって以来待ち望んでいたことであり、賛成したい。また、学術文化基本計画の策定ということも実現を望むが、実際にどういう場を考えられているのか。
- 一つは文部省に対して提言したい。あと、科学技術会議の議員のほか、理解ある政治家など各方面に働きかけ、実現できる方向にもっていきたい。
- 調査検討会議に国大協から会長、副会長、常置委員会委員長が入っていった方が国大協の意見をより有効にできるとの判断があるのか。
- 会長、副会長が調査検討会議に入るべきかどうかは議論のわかれるところと思うが、調査検討会議に対してかなり強い国大協の意見を反映する形で的人事が行われるのが望ましい。
- 国大協の中の意見には幅があるから、調査検討会議へ参加する国大協からの委員については、当然、地域等のバランスを考慮する必要があると思うが、会長がそこに入っていくのはどうかと思う。
- 会長提案の 4 点について基本的に賛成する。ただ、国大協の調査検討会議への参加ということでは、国大協は調査検討会議の重要な構成員だが国大協がマジョリティとなって圧力団体化するのとは好ましくない。その点、会長は、連絡会議に関わるのはいいとしても、調査検討会議とは距離をおいた方がよいと思う。また、調査検討会議への関わり方であるが、たとえば、昨日話があった会計制度、税制の問題にしても、地財法の問題にしても独法化のファンダメンタルをつくるのに極めて重要であり、これらの問題は特別委員会で議論し、調査検討会議に投げる形をとった方が有効と思う。文部省に対してだけでなく、大蔵省、自治省、総務庁等の関係官庁を相手に渡り合えるように理論武装を特別委員会に期待したい。それから、文部省が重要な節目を政治日程との関係で動いたことに対しては、今後のこともあるので、強い不満の意を表わすべきと思う。
- 4 つの提案の①、②、④は賛成であり、③も基本的には国大協が関与するので賛成だが、文部省案では、各グループ 15 名の委員のうち国大協からは学長が 3 名と少ない。文部省の提案をそのまま受けるのか。
- 文部省提案はまだ固まったものではなく、変更の余地はあり得るし、提案をそのまま受け入れることは考えていない。ただ、国大協が参加しないかぎり調査検討会議は実質的に機能しない。
- 調査検討会議に国大協が参加し文部省をサポートすることが大事である。その意味でも国大協に特別委員会を設置することに賛成であるが、その場合、特別委員会と調査検討会議との関係が難しいのではないか。こちら側の意見が先方に十分伝わるよう、両者の委員をリンクさせる必要がある。
- 国大協が包括的に高等教育、学術文化政策について問題提起をしていくことは大事なことと思っているが、その趣旨からすると、新たに設置する特別委員会の性格はもう少しふくらませて考える必要があるのではないか、名称だけからみると少し狭いように感じる。



- 会長が調査検討会議に加わることに反対ではないが、可能であれば、むしろ賢人会議に出席いただくことが望ましいのではないかと。
- 調査検討会議に会長や副会長が入るのは疑問がある。仮に会長が4つのグループのいずれかに加わると国大協の意見が分散されるおそれがある。また、調査検討会議である程度納得できる結論を得たとしても、その後総務庁、大蔵省等との調整があり、それがそのまま法案として通るかどうかが疑問である。そうであれば、会長は、調査検討会議からは離れた立場でいた方がよいと思う。
- 特別委員会及び調査検討会議等の審議の状況について各大学にどのような形で情報を流していただけるか。
- まだ相談していないが、Eメール等により、少なくとも特別委員会の記録は速やかに送れるようにしたい。形式的には理事会への報告を経たのちということになるが、今は非常時なので、理事会を待たずに、これを行うようにしたいと考えている。
- 独法化問題の議論を聞いていると、地域性、規模、歴史の違い等大学はバラエティに富んでおり、考え方もそれぞれ違う。そういうことからすると、調査検討会議の委員構成は、バランスに配慮しつつもう少し多く学長が入るのがよいのではないかと。
- 特別委員会での議論は、調査検討会議の4つのグループに対応した形をとって進めていくことになるのか。
- 調査検討会議の4つのグループは、それぞれ与えられた課題についてだけ検討するので、全体的な視点というものを絶えず意識され行動していただくことが大事であるから、各グループに参加される方が特別委員会にも入っていただく仕組みが必要と思っている。
- 調査検討会議への参加に関しては、会長、副会長はこれに入らない方が組織論的な整合性がとれるように思う。ただ、全体の調整を行う場である連絡会議の方に会長、副会長などが国大協の代表者として関与する余地はあろう。
- 連絡会議に副会長が入り、賢人会議に会長が入るのがよいのではないかと。
- 賢人会議は最終決定機関であり、そこに会長がいると、そこで決定されたことに関して国大協が縛られるおそれがないわけではない。それは、ここで結論を出さずに、よりよい選択をするよう考えてみたい。
- 「設置形態検討特別委員会」の重要性を内外に示すためにも、この委員長を会長にやっていただけないか。
- なるべく出席するつもりだが、会長が特別委員会の委員長になることは避けるべきだと思う。
- 「設置形態検討特別委員会」(仮称)の委員構成については次のように考えている。○ 両副会長を正副委員長とする、○ 第1、第8、第4、第6各常置委員会からそれぞれ委員長及び委員1人、第2、第3、第5、第7各常置委員会はそれぞれ委員長。ただし、委員長が出席できない場合は予め指定した常置委員会の代表が代って出席する、○ 会長が必要と認めた者。
- 調査検討会議で国大協の意見を通すためには、学長委員は文部省案の3人ではなく5人程度入る必要があるのではないかと。また、ここに参加する委員の地域バランスを考えるのは文部省ではなく、国大協がこれを考えて派遣する形をとってもらいたい。

- 国立大学の学長としては3人という限度があると思うが、研究者等のところで少なくとも3人は国大協の関係者が入っていただけのものと思っている。また、委員を考える際の地域のバランスということに関しては、常置委員会委員長の判断にお任せすることではいけないか。
- 国大協から調査検討会議の各グループに参加している委員が特別委員会のメンバーであるように配慮いただきたい。
- 調査検討会議の4つのグループで、それぞれの課題をもって法人制度の具体的な内容を検討していくことになるが、個別に詰めていくだけでは不十分で、これらをいかに調整し全体的に有機的な組織設計をつくるかが大事であり、その意味で連絡会議の役割は大きいと思う。その連絡会議に会長あるいは副会長が入って、グループの全体の内容を矛盾なく、国立大学の将来にとって望ましい形になるよう調整していくことが必要ではないか。文部省に対しても、連絡会議を単なる調整にとどまらず、実質的内容をもった内容にすべきということを主張すべきと思っている。

——昼食休憩ののち、会議を再開——

会長から次のように述べられた。

昨日及び本日午前中いただいたご意見を踏まえ、本総会として全会一致で確認したいことを文章化し、お手許に配付した。これについてご意見をいただき、必要な修正を施したうえ決議したい。その上で、設置形態検討特別委員会の委員構成等についてお諮りしたい。

以上のように述べられたのち、配付の文章について審議が行われた。

その結果、一部字句修正のうえ次のとおり承認された。

国立大学協会は、第106回総会において、次の4点を全会一致で確認した

- 1 5月26日の文部大臣の「説明」以後も、国立大学協会は、国立大学の設置形態に関して、これまで表明してきた態度を変更する必要があるとは認識していない。すなわち、すでに法制化されている独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対するという姿勢は維持され、今後も堅持されるだろう。
- 2 教育、研究の質のさらなる向上によって、国民の利益の増進と、地域社会、人類社会の接続可能な発展に貢献することを目指し、その実現にふさわしい国立大学の設置形態を検討するために、副会長を正副委員長とする「設置形態検討特別委員会」を国立大学協会内部に新たに設置し、この委員会を中心に、文部省をはじめ、内外の各方面への政策提言を積極的に行う。
- 3 上記の二点を踏まえ、かつ、我が国の高等教育と学術研究の健全な発展に資するために、国立大学協会として、文部省に設置される予定の「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」に積極的に参加し、そこでの討議の方向に、国立大学協会の意向を強く反映させるための努力を行う用意がある。
- 4 一国の高等教育政策は、国民、地域社会、人類社会の利益という視点から、長期的な展望のもとに議論されねばならず、それには、国際的動向をもふまえた恒常的な政策決定の機構が必要である。国立大学協会は、この際、科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設定を強く訴えたい。

次に、会長から、特別委員会の設置について次のように諮られた。

会則によれば、特別委員会の設置については、常務理事会の議を経て理事会で決定することになっているが、この際、理事会を省略し、総会において新たに特別委員会の設置について決定いただきたい。

- 特別委員会の名称は「設置形態検討特別委員会」とする。
- 委員会に、正副委員長を設けることとし、委員長に長尾副会長、副委員長に中嶋副会長を任命する。(特別委員会の設置に際し当初の長は会長が氏名することとなっている(第24条))
- 委員は、第1、第8、第4、第6の各常置委員会から、それぞれ委員長及び委員1名、それ以外の第2、第3、第5、第7の各常置委員会から委員長をもって充てる。  
但し、第2、第3、第5、第7各常置委員会については、委員長が出席できない場合には、予め当該常置委員会をして指定した代理の委員が出席できるものとする。
- 上記委員のほか、会長が指名する委員若干名を置く。

この提案について異議なく、承認された。

引続き会長から、特別委員会の設置に関わって次のように述べられた。

これまで、法人化問題全般を第1常置委員会に付託していたが、設置形態検討特別委員会を設置したことに伴い、同委員会の任務が若干変ることになるが、ご了承いただきたい。また、文部省の調査検討会議に4つのグループができるので、各グループに対応する形で、法人の基本に関しては第1常置委員会に、目標・計画、評価に関しては第8常置委員会に、人事システムに関しては第4常置委員会に、財務・会計に関しては第6常置委員会に、それぞれ担当をお願いしたい。なお、調査検討会議の各グループに国大協から出席される委員に、特別委員会からの調整、方向の指示が伝わるようにそれぞれの常置委員会と特別委員会との関係を緊密に保っていただきたい。

(以下 略)

## 第 106 回総会の確認事項

平成 12 年 6 月 14 日

国立大学協会は、第 106 回総会において、次の 4 点を全会一致で確認した。

1. 5 月 26 日の文部大臣の「説明」以後も、国立大学協会は、国立大学の設置形態に関して、これまで表明してきた態度を変更する必要があるとは認識していない。すなわち、すでに法制化されている独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対するという姿勢は維持され、今後も堅持されるだろう。
2. 教育、研究の質のさらなる向上によって、国民の利益の増進と、地域社会、人類社会の持続可能な発展に貢献することを目指し、その実現にふさわしい国立大学の設置形態を検討するために、副会長を正副委員長とする「設置形態検討特別委員会」を国立大学協会内部に新たに設置し、この委員会を中心に、文部省をはじめ、内外の各方面への政策提言を積極的に行う。
3. 上記の二点を踏まえ、かつ、我が国の高等教育と学術研究の健全な発展に資するために、国立大学協会として、文部省に設置される予定の「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」に積極的に参加し、そこでの討議の方向に、国立大学協会の意向を強く反映させるための努力を行う必要がある。
4. 一国の高等教育政策は、国民、地域社会、人類社会の利益という視点から、長期的な展望のもとに議論されねばならず、それには、国際的動向をもふまえた恒常的な政策決定の機構が必要である。国立大学協会は、この際、科学技術基本計画に対応する学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設定を強く訴えたい。

2000年6月26日

## 国立大学制度研究会中間報告(要旨)

2000年7月18日 東京大学新聞の記事抜粋

国立大学制度研究会の中間報告「国立大学の法人化について」の要旨は次の通り。

(1面参照)

【はじめに】=略

### 【I 国立大学の法人化の理念と基本問題】

- (1) 大学の使命 知的資産を創造し、優秀な人材を育成すること。この使命は人類と社会から負託されたもの。
- (2) 国立大学の存在意義 研究者養成の主力を担い、教員・医師の育成等の政策的要請に積極的に応えているのが特徴。
  - ▽学術全般の水準向上
  - ▽地域の学術研究の拠点
  - ▽高等教育の機会均等の保障—といった機能を果たしている。新たな大学システムが直ちに考えられない現状では、その存在意義が認められる。
- (3) 国立大学における改革の必要性和法人化  
東京大学がさらなる改革を求めるなら、遠からず国家行政組織の内部にあることが阻害要因となる。法人化は改革にとって必要な一つのステップ。
- (4) 法人化の目的と国立大学の責務  
目的は、真の自主性・自律性を獲得し、社会から求められる課題の実現を容易にすること。しかし、制度設計によっては規制の強化に終わる可能性もなくはない。文部省の護送船団方式から離れることを意味し、各大学は自己責任を引き受け、説明責任を果たさねばならない。
- (5) 「大学の自治」の新たな位置づけ  
法人制度の構想にあたっては「大学の自治」への特段の配慮が必要。しかし、現在「教授会の自治」は批判を浴びており、各教官や部局自治の範囲と全学のトップマネジメントの範囲について組織原理を明確に示すことが必要。それにより、大学自治を「抵抗する自治」でなく「貢献する自治」へと昇華させられる。
- (6) 国の財政的責務と国立大学の経営の効率性 経費は設置者である国が負担するのが原則。その根拠は②の特徴と機能に求めるべき。「与えられた資源を有効に活用する」という効率性を国立大学も追求すべきことは当然だが、教育研究活動は定量的評価にそぐわないことに注意する必要がある。
- (7) 長期的高等教育政策を論ずる場の設定=略

### 【II 制度設計の前提条件】

- (1) 法人化の単位 1大学1法人が望ましく現実的。
- (2) 法人格取得の意味  
大学組織と法人組織を分離せず、大学イコール法人とする。法人化後の国立大学は「国が

設置し、経費を負担するが、管理は国立大学自身が行う大学」となり、文部科学省との関係は、指示監督関係から、協議契約関係に変わるべき。

(3) 国立大学に法人格を付与する法律

すべての国立大学の法人化を単一の法律によって実現する。法律の名称は「国立大学基本法」か「国立大学法人法」とする。

瑣末な事前規制をやめ、法人が自由に活動できるように運営費交付金の財源措置をし、行政の関与は事後評価にとどめるという独立行政法人通則法のスキームは、その限りで国立大学に応用できる。一方、通則法には国立大学に適用できない部分が多々あり、相当に換骨奪胎しなければ適用しがたい。

(4) 国立大学法人の連合組織=略

**【Ⅲ 法人の名称、目的および組織】**

(1) 法人の名称 「国立大学法人〇〇大学」とする。

(2) 目的

国立大学法人に共通の目的を法律で定める。各大学は沿革や地理的条件をふまえ、教育研究の基本方針や長期的目標等を含む「大学の基本的なあり方」を定める。

(3) 組織

学長を中心とする執行部門の権限を強化することは、部局の自治を基礎として形成されている現行の体制と距離があり、慎重な検討と工夫が必要。特に大規模大学では、現状のまま管理運営機能を学長・大学本部に集中させても効率的な運営は期待できない。部局の果たすべき役割を明確にする一方で、対外的・全学的な事項は学長の権限と責任の下に置き、部長も参加する運営機関を管理運営の中核に据える制度等の創設が検討されるべき。

内部組織の編成は各大学の裁量に委ねられるべき。ただし、管理運営の基本組織は法令に位置づける。

(4) 学長の選考

全学選挙により行われている学長の選考を見直すとすれば、大学の自治に基づく学長選考の民主的手続の確保に加えて、「真に大学運営に見識を有する適任者」の確実な選考という要素を考慮する必要がある。主務大臣による一方的な任命制は論外としても、多様な方法が考えられる。まず▽評議会が選考する▽学外者を加えた選考委員会等で選考する方法が考えられるが、後者は大学として到底容認できない。さらに▽評議会が複数候補者を選考し、その中から主務大臣が任命する▽学外者を加えた選考委員会等で複数選考し、その中から全学投票か評議会等で選考する——方法も考えられる。しかし、大学構成員の信任を欠いた学長の下では、柔軟な教育研究や効率的な運営という、法人化の目的が達成できないことを忘れてはならない。

**【Ⅳ 教職員の身分および事務機構】**

A 教職員の身分

(1) 制度設計の前提

大学が教官の任免を決定する原則は維持されるべき。

(2) 公務員か非公務員かという選択肢

教職員を国家公務員とすることは必ずしも必然的ではない。公共性・公益性を国立大学法人について肯定することは可能だが、一般的観点からのみ決定するのは短絡的。公務員

とすかどうかの選択さえすればよいという発想をとるべきではなく、国立大学法人の特性に応じた制度設計がなされるべき。

(3) 教官の身分

一般行政機関の職員と同じ法制度を適用することには問題がある。モラルとインセンティブを高めるために、能力・成果を反映するように給与体系を再検討するなど多様な方法が検討されるべき。任期制も制度的な工夫の一つ。服務規範について、勤務時間は裁量労働制を導入する必要がある。兼務・兼職の制限については、規制緩和を図っていくべき。

(4) 事務官等の身分

事務官等の身分は教官の身分と切り離して、選択することも十分考えられる。職務の遂行が安定的に実施されることの重要性に照らせば、国家公務員に適用される法令で規律することが合理的。国家公務員の身分を維持することが法人の制度設計を容易にし、人事管理上の負担を増大させないことにもなる。ただ、教官を国家公務員としない場合には、一法人内において異なる身分の職員が混在する新たな制度となることに留意する必要がある。

B 事務機構

(1) 事務機構のあり方 企画立案機能と管理執行機能がある程度分離することと、本部事務部と部局事務部という現在の二元的な体制を改めることを機軸とした、組織の大幅な見直しが急務。

(2) 事務官の人事異動のあり方

法人間で協議の上、人事交流を行う仕組みが必要。

【V 活動と評価】

(1) 活動(事業)の範囲

独立行政法人通則法の枠組に従い、教育研究の細部まで規制するのではなく、独自の法制的枠組を工夫すべき。

(2) 活動目標、活動計画および評価

国立大学は、長期的な目標・方針を踏まえ、一定期間内におき教育、研究、経営に関する基本的な方針を活動目標として設定。その実現のための具体的な方策を活動計画として提示する。期間は5年とすることに一応合理性がある。目標の設定は主務大臣との合意に基づくべき。計画は、大学が主務大臣に届けるものとし、大臣は計画が著しく不合理な場合には是正を求めることができる。計画は期間内であっても変更できることが不可欠。

国立大学法人の評価には、通則法とは別の評価システムを構築することが必要。評価は

▽活動目標・計画で目指された教育研究の改善の達成度を評価する

▽教育と研究の評価には効率性は馴染まず、量の面を取り込みつつも、質の面からの評価軸を設定する

▽大学評価・学位授与機構の評価を尊重することは妥当だが、本来複数の機関の評価結果を反映させるべき

▽結果は公財政資金の削減だけでなく、教育研究が改善されるように活用するなどの条件を満たすべき。

【VI 財政・財務制度】

(1) 制度設計の基本的考え方

運営・財務に関する大学自らの厳しい内部評価とともに、国民への情報公開と説明責任を基礎とした外部評価が求められる。

(2) 厳しい財務状況下での財源確保の方策＝略

(3) 共同財務処理の機関

国からの交付金の確保と大学への配分、長期低利資金の借入（債権発行）、長期債務の返済、大規模施設整備の効率的な財務処理という観点から、国立学校特別会計を一部継承する機関が必要。

(4) 運営費交付金のあり方

運営費は

▽使途と年度繰越に大学の裁量を認める

▽交付金措置の中期的な確実性・安定性を保証する

▽自己収入は各大学の収入に直接計上

▽競争的資金は交付金算定のための収入要素から除外

▽剰余金・積立金の使途に大学の裁量を認める

▽高度・先端的な教育研究経費に充当される交付金の算定・配分には大学内部での学術研究評価を導入—といった条件を備えるべき。

(5) その他の財源措置のあり方

基本財産については

▽土地建物は国が現物出資し、困難なら大学が無償使用できるようにする

▽重要な財産の処分は可能な限り大学の自主性・自律性を尊重

▽大学への寄付金は特定公益法人並みの扱いとする

▽地方公共団体による大学への寄付を可能とする—といった条件整備が望まれる。施設整備費についても

▽経常補助金とは別に、国が交付する

▽大学が長期借入金と債権発行が行えるようにする—ことを望む。

(6) これまでの財政・財務制度案の検討＝略

**【おわりに】**＝略



## 行政改革大綱（抜粋）

H12. 12. 1 閣議決定

### V 中央省庁等改革の的確な実施

#### 2 行政の組織・事務の減量・効率化

##### (2) 独立行政法人への移行

##### エ 国立大学及び大学共同利用機関等

国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、平成15年までに結論を得ることとされていることを踏まえ、大学等の自主性を尊重しつつ、大学改革等の一環として検討するため、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する。

##### (3) 定員の削減

定員については、「新たな府省の編成以降の定員管理について」（平成12年7月18日閣議決定）に基づき、行政需要の変化に対応し、その適正配置を進めつつ、平成22年度までの間に、少なくとも10%の計画的削減を行うとともに、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等と併せて、25%の純減を目指した定員削減に最大限努力するものとする。

2001年2月7日

## 国立大学法人の枠組についての試案

国立大学協会  
設置形態検討特別委員会  
委員長 長尾 真

国立大学協会設置形態検討特別委員会は昨年7月発足以来、今日まで9回の討議を重ねてきた。その間に扱ったテーマは多岐にわたる。一方、この特別委員会の下にもうけた4つの専門委員会でも設置形態の詳細を検討してきた。今後さらに検討を進めてゆくためには、今後の国立大学のあるべき形態の検討とともに、仮に国立大学が法人格を取得した場合にも教育・研究の質の向上、国際競争力の強化や地域貢献につながるものとなる枠組について、現時点での特別委員会の意見の集約をすることが大切であり、これまでの委員会での議論、および2度にわたる各委員・専門委員からの意見の集約を行い、この試案を作成した。

1. 大学の名称は国立大学法人〇〇大学とする。
2. 国立大学法人は国が設置し、その経費を国が負担するが、その管理運営は国によって法人格を付与された国立大学自身が行う大学である。
3. 法人格の取得によって、大学は自主性・自律性が高まり、個性化とともに教育研究の質が向上するものでなければならず、これを保証する国立大学法人法を独立行政法人の基本的枠組を参考にして作る。
4. 一大学一法人とし、法人の長である学長のもとに経営と教学を一致させて運営する。
5. 大学の管理運営を適切に行うために、副学長その他の職を置き、学長を補佐する体制を各大学に適した形で作る。
6. 大学に評議会を置き、最高の審議機関とする。部局に部局教授会を置き、部局の重要事項を審議する。
7. 大学に外部の有識者からなる運営諮問会議を置き、大学に対して助言・勧告を行う。
8. 学長の選考は、運営諮問会議の意見を聞いて評議会が定める選考基準にしたがって評議会が行い、その申し出によって主務大臣が任命する。学長の解任についても同じ。
9. 大学の中期的な活動の目標とその目標達成のための具体的な計画は、数年の期間について、主務省と協議して大学が決定する。
10. 大学の評価は、計画期間の終了時に、設定した目標に対する計画の達成度を中心に行うが、教育・研究に関しては大学評価・学位授与機構などの機関による多元的評価に基づく。
11. 国は、大学の教育研究を維持するために必要とされる運営経費および施設整備費を負担する。運営経費は、計画に記載する必要のない基盤的教育研究経費と計画に記載された事項に関する経費とを含む。
12. 計画期間終了時点における計画の効率化による節約分、および外部から導入した資金の余剰については大学が留保し、基金に組み入れる等ができるものとする。
13. 国立学校特別会計が抱えている債務を個別の法人に継承させない。

14. 大学教職員の身分等については、国家公務員型とし、教員の身分等については、現在の教育公務員特例法を精神を生かし、勤務条件等の弾力化をはかる。
15. 大学共同利用機関については、国立大学法人法にそのための条項を設け、国立大学と一律に論じられない点は別途規定する。

## 小泉首相国会答弁

H13.5.11 第 151 回国会 参議院本会議

(民主党・新緑風会 小林元)

総理は自民党総裁選の公約において、大学の研究と経営に競争原理を導入すると掲げています。今、国立大学の独立行政法人化が文部科学省で検討されています。徹底的に競争原理を導入するのであれば、中途半端な法人化よりも、思い切って国立大学の民営化を目指すべきだとも言えます。

(内閣総理大臣 小泉純一郎)

国立大学のあり方についてであります。現在、政府は国立大学の独立行政法人化の問題について検討を進めておりますが、大学の教育研究の一層の活性化を目指し、競争原理の導入を含め、改革のためのいろいろな可能性を検討してまいりたいと思います。

なお、議員は思い切って国立大学の民営化を目指すべきだという御指摘がありますが、私はこれには賛成であります。国立大学でも民営化できるところは民営化する、地方に譲るべきものは地方に譲るといふ、こういう視点が大事だということには私は思っております。

## 国立大学法人化についての基本的考え方

平成 13 年 5 月 21 日

国立大学協会設置形態検討特別委員会

国立大学協会は、独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対するという従来からの一貫した姿勢を変更する必要があるとは考えない。しかし、同時に、国立大学の法人化は、国が高等教育と学術研究における財政的責任を堅持しながら、国立大学の自律性を拡大し個性化をすすめることによって、教育・研究の質を高め、この国の知的基盤の拡大強化をもたらす契機となりうるものとして、これに真摯に対応すべきであると認識する。

国立大学協会では設置形態検討特別委員会を設けて、このような観点から検討し、国立大学の法人化について以下のような考えに至った。

1. 法人化が高等教育および学術研究に対する国の責務の放棄を意味するものであってはならず、とくに高等教育に対する国の財政的責任は、グローバルな科学技術革新に適切に対応するためにも、堅持され一層拡大されなければならないこと。これに対応して、国立大学は公的負担により運営されていることを明確に自覚し、効率的運営に留意し、大学運営の透明性を高めるとともに、社会の期待に応え社会の理解を深めるよう、最大限の努力をすべきこと。
  2. 法人化は、従来の国立大学が国の行政機関の一部とされていたことに伴うさまざまな制約を解除し、教育研究の発展のための大学の自主性・自律性を拡大するものでなければならないこと。この自主性・自律性の拡大は、当然に自己責任の拡大を伴うものであること。
  3. 他方、自主性・自律性を拡大した国立大学は、その活力を源泉に、切磋琢磨して個性化をすすめ、高等教育および学術研究の質の向上と発展をもたらさなければならないと同時に、社会に対する一層の説明責任（アカウンタビリティ）を果たさなければならないと、社会に対してより一層開かれた存在となる必要があること。
- 1 高等教育および学術研究に対する国の責務

高等教育および学術研究の進展は、国や社会の発展に不可欠である。逆にいえば、高等教育および学術研究が衰退するならば、社会の発展は阻害され、ひいては「国が滅びる」ことにもつながる。その意味で、高等教育および学術研究の成果の受益者は、国・社会の全体である。高等教育および学術研究には、広くて長期にわたる外部効果がある。したがって、高等教育および学術研究に要する費用は、基本的には、国や社会が当然に負担すべきコストであるとしなければならない。そして、大学が、高等教育および学術研究の中核機関として位置づけられる以上、そのような大学の相当部分をみずから設置し維持していくことは、まさしく国の責務に属することである。「国立大学」(あるいは「国が責任を持つべき高等教育機関」)という存在の必然性は、この点にある。イギリス・フランス・ドイツなどヨーロッパの主要国において、ほぼすべての大学が国立(州立)大学であり、フランス・ドイツでは授業料も基本的に無償とされているのは、こうした認識に基づくものといえよう(なお、大学数では私立大学が7割以上を占めているアメリカにおいても、在学生数では州立大学が7割近くを

占めている)。

のみならず、高等教育および学術研究は、人類全体の福祉の向上にとっても不可欠である。とりわけ、21世紀の人類社会は、文字どおり地球規模の、さまざまな困難に直面しており、この解決のためには、高等教育および学術研究が決定的に重要な役割を担わざるを得ない。こうした時代にあつて、国として高等教育および学術研究をどの程度重視するかは、ただちに、その国の人類社会全体への貢献度の指標となる。21世紀の国際社会において、日本が、主導的な役割を果たし、尊敬される国となるためには、高等教育および学術研究の推進を最重要政策に位置づけるべきである。そのことがまた、政治・経済面でも、日本の国際的地位を向上させることにつながっていくはずである。

ひるがえつて、日本の現状は、すでに多くの指摘がなされているように、決して十分なものではない。日本の場合、大学数でも学生数でも、私立大学が7割以上を占めており、また、高等教育に対する公的支出も、対GDP比0.5%程度と、欧米主要国の半分程度でしかない。本来国や社会全体が負担すべき高等教育コストの多くの部分が、私学設置者や学生等に負わされる形で、いわば外部化されているのが、日本の現状である。こうした現状を改善し、少なくとも、高等教育に対する公的支出を、欧米主要国並みに対GDP比1%程度にまで拡充することが、緊急に求められる。そうではなく、国立大学の法人化が、もっぱら国家財政上ないし行政改革の観点から、高等教育および学術研究コストをさらに外部化するための方策として進められるようなことがあれば、それは、国力の低下、国の衰退をもたらすもの以外のなにもものでもありえず、とうてい容認できない。

他方、国立大学の現状にもさまざまな批判があり、改善を要する問題が多々あることも事実である。国立大学は、これらの批判を社会の期待のあらわれとして真摯に受け止め、厳しく自己点検し、その結果を公表して社会の期待に応え社会の理解を深めるよう、最大限の努力をしなければならない。その努力なくしては、公的支出の拡大も期待できないであろう。

## 2 大学の自主性・自律性

大学は、なによりもまず、高等教育機関であり、大学における教育の質の向上は研究の質の向上があつてはじめて期待できるものである。その意味で、大学における研究と教育は密接に関連しているといえる。ところで、学術研究は、ときの政治社会状況に左右されない自由な発想や、これまで真理・常識とされてきたことを疑うところから出発する。いわば、既成の価値体系・価値観から自由であることが、学術研究の本質である。憲法が保障する学問の自由は、直接的には、国家から自由であることを意味するが、その背後には、こうした学術研究の本質がある。そして、大学は、学術研究の中核機関でもある。したがって、大学は、既成の価値体系・価値観に拘束される存在であつてはならない。いわゆる大学の自治が要請される実質的根拠は、この点にある。

以上のように、大学の自主性・自律性が必要とされるのは、高等教育および学術研究の本質に基づく。したがって、国立大学の法人化は、この、大学の自主性・自律性を保障し、拡大するものであつてはじめて、議論に値する。とりわけ、従来、国立大学が国の行政機関の一部とされていたことに伴う種々の制約(たとえば、予算上の規制、給与・サービスなど人事面の規制、組織の設置改廃や定員管理など組織編成面での規制など)は、高等教育および学術研究の本質から要請される大学の自主性・自律性に、必ずしもそぐわない部分があつたことは否定できない。国立大学の法人化は、こうした制約を根本的に見直し、高等教育および学

術研究の本質に沿って、大学の自主性・自律性を拡大するものでなければならない。

自主性・自律性の拡大は、当然に、大学の自己責任の拡大を意味する。したがって、法人化後の国立大学の運営組織は、大学が自主的で責任ある管理運営を行うことを可能とするよう、制度設計されなければならない。その基本は、大学が内部に自律的かつ効率的な意思決定と執行の体制を持つことである。そのことによって、国立大学は、期待される役割を果たし、世界的に評価されるものとなることを、みずからの責任として課していかなければならない。

### 3 社会に開かれた大学

国立大学は、法人化されても、公の負担において運営されるものであることには変わりはない。したがって、国の財政負担増を伴う組織の新設・改編等について国ないし国民の同意を必要とすることは、当然である。また、教育研究目的以外に公金を使うなどの不正を防止し監視する仕組みも、当然に必要である。このかぎりでは、国立大学に対する国の関与は否定しえない。しかし、他方、大学が、既成の価値体系を前提に成り立っている国や社会に縛られないということは、高等教育および学術研究の本質から要請される基本線である。したがって、大学に対する必要以上の規制は、避けられなければならない。

もとより、このことがいえるためには、大学自身が、切磋琢磨して個性化をすすめ、つねに教育研究の質の向上と発展に最大限の努力を注ぐとともに、社会の要請を不断にとりいれうる体制をそなえていなければならない。とりわけ、国立大学が公の負担で運営されるものである以上、大学の側には、その教育・研究成果を正しく社会に還元し、それが社会に役立つものであることを説明すべき義務がある。ここで、社会に役立つとは、日本の現実においてときとして受け止められがちな現状の社会に直接的・即応的に役立つという意味においてのみ理解されるべきではない。それのみを追求するならば、高等教育および学術研究は退廃するし、社会の発展にもつながらない。社会に役立つかどうかは、グローバルな視点、長期的な視点、あるいは現状変革的な視点など、幅広い視点で複眼的に判断されなければならない。いずれにしても、大学の側が、それをきちんと社会に説明できるのでなければ、その存在意義を問われることとなるのは必至である。大学の自治は、もはや「閉じこもり」の自治ではありえない。国民に対する説明責任や社会との連携などを明確に視野に入れた自治でなければならない。

以上の観点からすれば、高等教育および学術研究の本質を阻害しないで、かつ、従来以上に社会に対して開かれた大学をいかに創り出すかが、こんにちの重要課題として提示されるであろう。これに答えるためには、大学人自身の意識変革が必要であるとともに、制度上の仕組みとしても、高等教育および学術研究に深い理解と高い識見を有する学外有識者に、これまで以上に大学運営への参画を求めることなどが、構想されてよいであろう。この場合、どのような学外者にどのような形・範囲で参画を求めるとかは、大学運営への学外者の参画の意義をどこに求めるかによって、自ずと異なってくるはずである。したがって、大学運営への学外者の参画は、それが何のためのものであるのかを明確にしたうえで、それに適した形で制度設計されることが肝要である。

国立大学協会設置形態検討特別委員会は、このような基本的な考え方に基づいて、国立大学の法人化についての枠組案（別紙）を構想した。この枠組案は、一方で、国立大学自身の改善改革への強い意欲を反映したものであると同時に、他方では、時として国立大学に対して加えられる批判を重く受け止め、改善策を含めて検討した結果である。なお、この基本的枠

組案は、①法律に定めるべきもの、②政令または文部科学省令に定めるべきもの、③各大学で定めるべきものを、今のところ十分には区別しないで制度の大綱を示している。今後、この三者の十分な振り分けと法令面の検討を行うことにしている。



## 国立大学法人化の枠組

平成 13 年 5 月 21 日

国立大学協会設置形態検討特別委員会

### I. 法人の基本および組織・業務

- 1) 法人化の意義：国立大学が明確な責任体制のもとに、その自主性と自律性を拡大し、個性化を進め、相互に切磋琢磨することにより、国立大学の高等教育と学術研究等における質の向上を図るとともに、その透明性を高めて社会の信頼を確保するために法人化を行うものとする。
- 2) 法人の単位：1 大学 1 法人とし、1 法人が複数大学を有する方式や大学組織と法人組織の分離の方向はとらない。
- 3) 名称：総称は国立大学法人とし、各大学は国立大学法人〇〇大学と称する。
- 4) 法人化の方法：移行時点の国立大学（大学院大学・短期大学を含む）を「国立大学法人法」（代替案：「国立大学法」または「国立大学法人特例法」）によって直接に法人化する。
- 5) 設置者：国を法人としての各大学の設置者とする。（代替案：国を各国立大学法人の設立者とし、各国立大学法人を各大学の設置者とする。）
- 6) 法人の目的：国立大学法人は、広く、学術・文化の向上と国民の福祉に貢献することを目的とする。また、各国立大学法人は、その個性に応じて、高度の学術研究、大学院教育、国の科学技術・人材養成計画の達成、個人の能力に応じた均等な学部教育機会の提供、地域の教育・学術文化・産業・医療への貢献を行うことを目的とする。
- 7) 法人の業務：国立大学法人は高等教育と学術研究およびこれに直接付帯した業務を行う。国立大学法人は、直接に収益を目的とする事業は行わない。また、各国立大学法人は、その個性に応じて、分野や大学院・学部の別に応じた教育研究の業務を行う。
- 8) 業務の組織：国立大学法人の教育研究の基本組織を、研究科（教育部等の相当組織を含む）、学部（学群等相当組織を含む）、研究所等とし、直接の付帯業務を行う組織を付属病院、付属学校等とする。
- 9) 法人の基本規則：各国立大学法人は、法人の「基本規則」を定め、文部科学大臣に届け出るとともに、これを登記する。法人の「基本規則」には、法人名、所在地、法人の目的、教育研究の業務・組織、役員（付：役員選考基準）等を記載するものとする。
- 10) アカウンタビリティ：国立大学法人は、一定様式により毎年、業務と経理を国民に対して公開しなければならない。
- 11) 法人の長：法人の長を学長とする。法人の長（学長）を、法人の業務を掌り（最終意思決定を含む）職員を統督する、法人の責任者であり、代表者とする。
- 12) 学長の選考：学長の選考は、各国立大学法人の評議会が行う。評議会による学長の選考に当たっては、外部者の意見を反映させる。（別記参照）
- 13) 役員：法人の役員を、法人の長（学長）と監事の他、法人の長（学長）が指名し評議会

が承認する副学長（「教授である学長補佐職」－若干名）等とする。法人の長は、役員に副学長以外の、例えば事務職員のトップ、学外からの適任者などを加えることができる。また常勤の役員の他に、非常勤の役員を置くことができる。

- 14) 監事：役員のうち監事は、法人の業務の監査に当たる。監事は複数とし文部科学大臣が任命する。監事には学外者を含むものとし、大学について高い識見を有する者のうちから任命する。
- 15) 運営組織：国立大学法人の管理運営の組織として、役員組織（役員会）、評議会、運営諮問会議、教授会を置く。また、必要に応じて部局長会議を置くことが出来る。なお、この運営組織は別記の改組案の如何によって異なったものとなる。（別記参照）
- 16) 法人化に伴う権限・責任：法人化に伴う大学の権限と責任の拡大（予算・定員の学内配分、給与水準決定、事務職員人事等）は、基本的には役員組織（役員会）で担うものとする。
- 17) 役員組織：役員組織（役員会）を、法人の長（学長）および、副学長その他法人の長（学長）が指名する役員（監事を除く）によって構成し、学長が統括する法人の執行機関とする。役員組織は法人の業務について企案し執行にあたるが、運営の基本にかかわる重要事項については、評議会に提案し、評議会の議を経るものとする。
- 18) 役員の分担：役員組織（役員会）を構成する副学長らの役員は、例えば、総務企画、学務、研究、財務、労務等の任務を分担して担当し、法人の長（学長）を助けこれと連帯して責任を負う。役員は担当事務を指揮する。役員の分担と事務組織については法人において定める。
- 19) 運営諮問会議：運営諮問会議は学長が指名する学外の有識者によって構成し、大学運営の重要事項について学長の語問に応じて助言・勧告する。なお、この運営諮問会議は別記の改組案の如何によって異なったものとなる。（別記参照）
- 20) 諮問事項：運営諮問会議の諮問事項は、大学の基本計画に関する事項、評価に関する事項、学長の選考基準・方法に関する事項、給与水準に関する事項、組織の改編に関する事項、その他大学の運営に関する重要事項とする。なお、この運営諮問会議諮問事項は別記の改組案の如何によって異なったものとなる。（別記参照）
- 21) 評議会：評議会を法人の審議機関とする。評議会の主宰者及び議長を法人の長である学長とする。
- 22) 評議会の構成：評議会を、学長、副学長、学長が指名する教員、部局選出の教授（部局長等）によって構成する。なお、この評議会構成は別記の改組案の如何によって異なったものとなる。（別記参照）
- 23) 評議会の審議事項：評議会の審議事項を、①学長の選考、解任請求、教員の懲戒、教員人事の基本方針、②法人の予算および決算、③教育研究等の運営の基本方針、④学生の身分、⑤法人の目標評価方針、その他法人の運営に関する重要事項とする。役員組織は、これらの事項に関し必要に応じて議案を提出する。
- 24) 部局長と教授会：学部・研究科・研究所等の教育研究の基本となる組織に部局長と教授会を置く。部局長は、部局の意思を決定し業務を掌るとともに、教授会を主宰しその議長となる。教授会を、大学の基本方針に基づいて、教育課程の編成、学生の入学・卒業・修了等在籍および学位、その他部局の人事等、当該部局の教育研究に関する重要事項について審議する審議機関とする。

- 25) 部局人事：研究科長・学部長・研究所長等の部局長の選考は、当該教授会の議に基づき、法人の長（学長）が行う。教授・助教授・講師・助手等の教員の任用・昇進にかかる選考は、評議会の議によって学長が定める全学的な基準・方針により、教授会の議に基づき、法人の長（学長）が行う。
- 26) 職員人事：学長・監事を除く法人の職員（教員及び教員以外の職員）の任免は、法人の長（学長）が行う。
- 27) 研究教育組織の新設・改廃：中長期的な学生数・教員数の増減および設備の改廃をともなう研究教育組織の新設・改組・廃止等については、文部科学大臣が各法人（大学）が申請する中期目標・中期計画を審査し認可するところにより、予算措置を行うものとする。
- 28) 基本組織等の改廃：このうち法人（大学）の新設・廃止は、法律に定める。研究科・学部・研究所・付属病院等の新設・改廃は、政令または文部科学省令に定める。
- 29) 下部組織の改廃：研究科・学部・研究所等に属する専攻・学科・研究部門・講座等については、中長期的な学生数・教員数に変化がない限り、各大学において再編改組を行うことができる。しかし、この再編改組については、中期的な計画に掲げ事後評価を受けなければならない。
- 30) 高等教育・学術政策協議の場：高等教育、学術についての中長期的な政策と大学のあり方について検討する場を設ける。

#### 別記－運営諮問会議または評議会の改組

学外有識者の運営参画は、制度や人選の如何により、①アカウントビリティ、②運営上の専門的能力・知識の導入、③社会の要請の取り入れ、④学内調整上の社会的中立的観点の導入、といった点で有意義である。

そこで、役員に外部から適任者を任用できるようにすること（項目 13－主に上記②の意義）に加えて、運営諮問会議または評議会の改組により、外部有識者の運営への参画を一層拡大する。これについては次の 3つの方式を基本形として、各大学の特性、伝統、工夫などが活かされる運営組織となるような弾力的な枠組を、今後さらに検討する。

なお、この改組の方式如何によって、以下の通り運営組織の各項目にも対応した整理が必要であり、また学長の選考に外部者の意見を反映させる（項目 12）方法についても対応した考慮が必要である。

第 1 方式：運営諮問会議を改組し、学内者をも加えた経営諮問委員会を設ける方式

- 委員は学内者と学外者によって構成。学長は入らない。
- 委員は学長が委嘱。
- 経営財務に関して学長が諮問。とくにそのうち一定の重要事項については、評議会付議に先だって必要的諮問。
- 対応して項目 15・19・20 等を整理。

第 2 方式：評議会に外部の有識者を入れる方式

- 評議会を、学内の教員と一定数の外部の有識者によって構成。
- 外部の有識者は学長が指名。
- 審議事項は、経営財務を含む運営上の重要事項。
- 対応して項目 22 等を整理。

第3方式：運営諮問会議を改組し、学長らを加えた新しい機能の運営諮問会議を設ける方式

- 学長が指名する学外の有識者と学長ら役員によって構成。
- 学長の諮問に応じて、学長に助言・勧告あるいは意見を具申。
- 経営財務事項その他について学長が諮問。
- 対応して項目 19・20 等を整理。

## II. 目標・評価

(目標・計画)

- 1) 大学の理念等：各大学は長期的な視野に立った目標（理念・目標）を策定し、公表する。
- 2) 大学の重点目標：大学はそれを踏まえ、中期目標・中期計画の期間を越えて特に重点的に取り組む事柄について、中期目標で言及する。
- 3) 中期目標・中期計画の策定：中期目標は大学が申請し、文部科学大臣が認可する。  
(代替案：中期目標は、大学の申請を踏まえて、文部科学大臣が定める。) 大学は中期目標を実現する具体的計画を中期計画として作成し、文部科学大臣に申請する。文部科学大臣は、これを審査し認可する。
- 4) 目標・計画の期間：中期目標・中期計画は大学が掲げる理念・目標に沿って、4年から6年の期間で作成する。
- 5) 設定目標の内容：中期目標は、各大学における教育研究の高度化、活性化に資するとともに、社会からの要請にも適切に対応した内容とする。
- 6) 目標の全学性・計画の部局性：中期目標には、原則として全学的な内容を記載し、各部局ごとの内容は中期計画の中で記載する。
- 7) 目標・計画の記載方針：中期目標は、主として大きな方向性を示す内容とし、中期計画には、予算の根拠として必要な事項や法令に定める事項の他、大学の社会に対する意思表示として、中期目標を実現するための数値目標や目標時期を含む具体的な内容を記載する。
- 8) 目標の共通性・個性：中期目標は、全大学に共通する内容を基本としつつ、各大学ごとの特色を踏まえ、一層の個性化を促進するよう工夫する。
- 9) 目標・計画の記載事項：目標・計画における記載項目は、新規事業分・教育研究や管理運営等について改革・改善を図るべき項目の外、大学の業務運営の根幹として継続的に維持していくべき事項、競争的経費の項目等、重要な事項とする。
- 10) 運営等の改善に関する事項：教育研究以外の財務内容や業務運営等の改善に関する事項の記載等に際しては、教育研究活動の質の維持及び向上に支障が生じないよう特段の配慮をすることとする。
- 11) 基盤的教育研究経費：予算（人件費、物件費等）、収支計画及び資金化計画等は一括して記載する。
- 12) 中期目標・中期計画の見直し：大学の教育研究が非定量的かつ常に変化していく性格を有しているものであるところから、中期目標・中期計画の内容は、必要に応じて期間中にも弾力的に見直すことができるものとする。

(評価)

- 13) 文部科学省・大学評価委員会：大学における教育研究の特性を踏まえ、文部科学省に置く評価委員会（大学評価委員会）は、大学評価に相応しい組織とする。

- 14) 大学評価委員会の評価原則・構成：大学評価委員会は、評価の項目、基準、方法、プロセスなどについて、公正で透明な評価の実施に努めることとする。大学評価委員会の委員となる有識者には、大学における教育研究等について専門的知見を有する国立大学等の者を選任することができる。
  - 15) 大学評価委員会の事後評価：大学評価委員会の行う事後評価は、大学あるいは部局レベルでの中期目標の達成度、重要事項の履行水準及び財務等の業務の適正な執行等について、種々の評価軸から多面的に行わなければならない。
  - 16) 異議申し立て：大学評価委員会は最終の評価結果を決定する前に、その案を大学に示して異議などの申し立てを聞き、必要に応じ修正する過程を経なければならない。
  - 17) 第三者評価の尊重：大学評価委員会は教育研究に係る事項については、大学評価・学位授与機構、その他の機関の行う評価結果を尊重する。
  - 18) 自己点検評価の尊重：大学評価・学位授与機構、その他の機関の行う評価においては、大学の個性や、大学の教育研究活動の多様性・長期性に配慮するために、各大学が実施する自己点検・評価などを尊重する。
  - 19) 大学の自己点検評価：大学は運営諮問会議等の評価を活用して厳正な自己点検に努める。
  - 20) 評価結果の予算配分への反映：評価結果は、大学の活性化に資するような方法で、次期中期目標・中期計画において運営費交付金（政策的運営費交付金）の配分に反映させる。
  - 21) 反映方法の検討：評価結果の予算配分への適正な反映の方法と手続きについては、さらに検討する。
- (その他重要事項)
- 22) 基盤的教育研究経費の算定：基盤的教育研究経費は外形標準的に定めることとするが、外形が何かについては慎重な検討を要する。
  - 23) 評価負担：評価が大学の加重的負担とならない制度についてはさらに検討を加える。
  - 24) 一層の検討：教育研究の自由を生かし、大学を活性化する評価制度について求められる要件について、さらに検討を加える。

### Ⅲ. 人事制度

- 1) 人事制度の基本：人事制度は、大学の自主性・自律性を尊重するとともに、厳しい自己規律と社会に対するアカウンタビリティを有するものでなければならない。
- 2) 職員人事の基本：人事制度は、教育研究等に従事する人的資源の潜在的な能力が発揮されるように、多様性と柔軟性を有し、かつ国際的競争に対応しうるものでなければならない。
- 3) 職員の身分：大学の教職員の身分については、国家公務員型を基本としつつ、非公務員型の可能性を含め、今後の人事制度の設計の過程で最終的な結論を出す。
- 4) 教員に係る特例の考え方：教員人事に関しては、大学の自主性・自律性を尊重し、教育公務員特例法の方針、考え方を取り入れた制度とし、大学の内部規則で定める余地をできるかぎり設ける。
- 5) 法人の長：法人の長を学長とする。法人の長（学長）を、業務を掌り（最終意思決定を含む）職員を統督する、法人の責任者であり、代表者とする。（再）
- 6) 学長の選考：学長の選考は、各国立大学法人の評議会が行う。評議会による学長の選考

に当たっては、外部者の意見を反映させる。(再)

- 7) 学長の任命: 学長は、評議会での選考を経た後に、文部科学大臣が任命する。
- 8) 学長の任期: 学長の任期については、各大学が定める。再任の可否についても同様とする。
- 9) 学長の解任: 法人の長としての学長が適切でないと思われる場合には、一定の要件の下で、任命権者は、評議会の審査等の手続を経た上で、解任することができる。
- 10) 役員: 法人の役員を、法人の長(学長)と監事の他、法人の長(学長)が指名し評議会が承認する副学長(「教授である学長補佐職」-若干名)等とする。法人の長は、役員に副学長以外の、例えば事務職員のトップ、学外からの適任者などを加えることができる。また常勤の役員の他に、非常勤の役員を置くことができる。(再)
- 11) 役員の任免: 学長・監事を除く役員の任免は学長が行う。任免の手続は、各大学で定める。
- 12) 役員の任期: 学長・監事を除く役員の任期は、学長の任期にしたがう。
- 13) 監事: 役員のうち監事は、法人の業務の監査に当たる。監事は複数とし文部科学大臣が任命する。監事には学外者を含むものとし、大学について高い識見を有する者のうちから任命する。(再)
- 14) 教員人事: 研究科長・学部長・研究所長等の部局長の選考は、当該教授会の議に基づき、法人の長(学長)が行う。教授・助教授・講師・助手等の教員の任用・昇進にかかる選考は、評議会の議によって学長が定める全学的な基準・方針により、教授会の議に基づき、法人の長(学長)が行う。(再) 教員の任免に関しては、教育公務員特例法の精神と考え方を取り入れ、かつ、大学全体の人事方針の下で、専門性を有する部局の考えが尊重されるような制度とする。
- 15) 教員の任期制・公募制: 教員の任用については、内外の優れた研究者の採用が可能になるよう、教員の職務内容(教育、研究、大学の管理運営等)に適切に対応した弾力的で透明性の高い制度とし、教員人事の流動性を高めるために、任期制及び公募制を積極的に導入する。
- 16) 教員以外の職員の任免等: 事務職員など教員以外の法人の職員の任免は、法人の長(学長)が行う。(再) 専門性に基づく職種・待遇を可能にするために、選考採用の範囲を広げるとともに、人事交流を推進する。
- 17) 移行措置: 現在、大学間等を移動している一部の事務職員については、当分の間、人事交流の推進を図る仕組みを検討する。
- 18) 給与体系: 教職員の潜在的な能力が発揮されるように、成果・業績を反映した給与体系とする。そのために、職務の性質及び個人の成果・業績を評価するための制度を設ける。
- 19) 給与基準: 具体的な給与基準は各大学において決定する。(その場合、各大学における給与決定に資するような給与モデルの作成を検討する。)
- 20) 任期制教職員給与等: 任期制ポストへの異動を促進するような給与体系を設けるとともに、競争的研究費のオーバーヘッドの一定割合を、任期付教職員の人件費等に充当できる制度とする。
- 21) 服務・勤務時間等: 教員の服務、勤務時間等は各大学において決定する。この場合、勤務時間管理の在り方を弾力的なものとするとともに、各大学において多様な勤務形態を認めることが可能となるような制度とする。
- 22) 教員の兼業兼職: 厳しい自己規律の下に、本務に支障のないかぎりにおいて、教員の社

会的貢献のための活動を広く認め、そのために兼業兼職に関する規制を緩和する（その場合、各大学における基本的考え方が異なるようにガイドラインの作成を検討する。）

- 23) 人事管理：大学が教育研究を担う特殊性を有する組織であることを踏まえ、人員（人件費）の管理に関しては、短期的な視点でなく、中長期的計画に沿って行う。
- 24) 学内配置調整システム：学内における中長期的な人事計画の策定と組織別の教職員の配置等（人件費管理を含む）の調整を行う仕組みを設ける。

#### IV. 財務・会計

- 1) 国立大学法人の財政基盤：国立大学法人の教育研究活動の高度化を促進するため、科学研究費をはじめとした競争的研究資金の拡充を図ると同時に、基盤的な教育研究活動を維持するため、国は中長期的に安定した財政基盤を形成する。
- 2) 用途・運用の裁量性：教育研究活動の自主性を維持するため、財政資金の用途について国立大学法人の裁量権を確保する。
- 3) 大学財務の原則：国立大学法人の財務については、教育研究活動の自主性を維持し、納税者たる国民の信託に応えられる内部統制制度を確立し、透明性の確保と説明責任が果たせる会計制度の構築を図る。
- 4) 法人の収入構造：国立大学法人の教育研究活動は、出資、運営費交付金、施設費等の国からの財政資金、授業料や病院収入をはじめとした自己収入等を基礎として形成する。
- 5) 運営費交付金：国は、透明性を確保しつつ中期計画等を基礎として運営費交付金を各国立大学法人に措置する。
- 6) 運営費交付金の構成：運営費交付金は、政策的運営費交付金と外形標準的に決まる基盤的運営費交付金によって構成する。なお、災害等臨時的支出については別途措置する。
- 7) 基盤的運営費交付金の算定要素：基盤的運営費交付金の算定に当たっては、収入・支出両面において各国立大学法人の業務内容、財務構造、規模等の違いが反映される算定方式、算定要素を導入する。
- 8) 土地建物等：国は、現在使用されておりまたは今後新たに整備される土地建物等について、原則として各国立大学法人に現物出資する。
- 9) 施設費：国は、施設の新設および維持管理・更新等を図るため計画等に基づいて施設費を各国立大学法人に措置する。
- 10) 国立大学法人共同機関：今後の施設整備や法人の運営を円滑かつ着実に進めるため、財政融資資金等からの借入を行う共同機関の設置を検討する。
- 11) 財務制度原則：教職員数、人員配置、採用等に関する国立大学法人の自主性を確保し、成果・業績を反映したインセンティブを持つ人事給与体系を実現する財務制度を検討する。
- 12) 外部資金：寄付金をはじめとした外部調達資金等自らの努力により獲得した資金については、積立を含め管理運用等に関する自主性が確保できるようにする。
- 13) 地方公共団体の寄付：地方公共団体から各国立大学法人への寄付を可能にする。
- 14) 寄付金等の税制：寄付金等の税制について優遇措置を維持拡充する。
- 15) 特別会計借入債務返済：国立学校特別会計が抱える財政融資資金からの借入債務返済に

については、借入を行った附属病院を有する各国立大学法人が用途特定自己収入によって計画的に共同機関等を通じて返済する。その際、研究活動等に支障をもたらさないよう臨床部門を含めた人的、財務的措置が図られる仕組みとする。

- 16) 国立大学法人の出資：国立大学法人は、TLO 等に出資を行うことができるようにする。
- 17) 会計基準：国立大学法人の教育研究機能の特殊性を踏まえると共に、各法人ごとの運営形態や業務内容の違いを踏まえ弾力的な取り扱いができるように会計基準を設定する。

(注記) 大学共同利用機関について：大学共同利用機関については、国立大学と基盤を共有しつつも、学部をもたず先端的学術研究に特化した機関であって、共同利用を中心に全国の大学と協力して研究活動を進めており、運営形態等でも国立大学とは異なる面がある。従ってその法人化にあたっては、国立大学法人との共通性を活かしつつ、その独自性にも十分配慮した検討が、並行して進められるべきである。



## 平成 13 年 6 月理事会議事要旨 (抄)

日時 平成 13 年 6 月 1 日 (金) 10:00 ~ 12:30  
場所 学士会分館 (本郷) 6 号室  
出席者 長尾会長  
中嶋副会長  
中村、山田、阿部、北原、磯野、佐々木、内藤、石、林、佐藤、松尾、岸本、  
野上、廣中、齋藤、近藤、江口、二神各理事  
鮎川 (第 3)、隆島 (第 4) 各常置委員会委員長  
岡本教員養成特別委員会委員長  
兵藤、板垣各監事  
(説明者) 馬渡東北大学副学長  
…………… (略) ……………

### 14. 当面する諸問題について

会長から、次のような報告があった後、意見交換が行われた。

設置形態検討特別委員会は、昨年の総会以降、十数回開催されているが、3月7日の同委員会において、A、B、C、Dの各専門委員会の専門委員会連絡会議 (座長:馬渡東北大学副学長) を設置し、3月21日に第1回を開催した。同連絡会議には、これまでの議論を調整整理して具体的な案を作ることを依頼した。同連絡会議は、泊りがけの作業も含め精力的に検討を進め、5月の連休明けに、設置形態検討特別委員会委員長に、同連絡会議案の提出があった。設置形態検討特別委員会は、これについて5月21日に審議し、文字の一部修正を会長に一任したうえで委員会名とすることを了承し、各国立大学長に報告をした。この文章の加除修正後の報告書案が資料 10、11 である。

総会では、設置形態検討特別委員会の検討結果を報告し、委員会の報告として了承してもらう方向でいきたいと考えている。

- 総会には、設置形態検討特別委員会報告という形で提出され、公表されるのか。この公表は、設置形態検討特別委員会名か、国大協名か。
- 設置形態検討特別委員会名では如何かと考えている。
- 国大協として、独法化について何かまとめたものを総会后公表するのか。あるいは、この報告書案を総会で承認するだけなのか。国大協として意見を出さないうちに、独法化が進んでいくことに大変危惧を抱いている。
- まだ、事態は流動的であり、後々手足をしばられないためにも今の段階では、設置形態検討特別委員会名で発表した方が良いと考える。
- 設置形態検討特別委員会名で発表することに賛成だが、報告書案では、随所に「国立大学協会」という表現がある。
- 資料 10 について議論すればきりが無い。総会での扱いは、会長の提案が妥当である。
- この報告書案は、外から見ると国大協が出していると見える。総会を経、設置形態検

討特別委員会名ではおかしくないか。今度の総会で国大協が、何も言わないと次のチャンスはなくなる。

- 今の段階では、設置形態検討特別委員会名で発表した方が良いという提案に賛成。ただ、総会の場において、国大協が、何らかの意思表示をした方が良いということであれば、そこでの議論を踏まえて会長が、記者会見をされるとか、談話を発表されたら良い。
- 総会での扱いは、会長提案のとおりとすることに賛成だが、「基本的考え方」と「枠組」の間で、乖離しているところがある。そういった矛盾等についての意見を、どういう機会に、どのような形で述べたら良いのか。
- 設置形態検討特別委員会は、今後、まだまだ細部に亘って検討を続けていかななくてはならないと思っているので、ご意見をいただいて、参考にし、あるいは検討したい。
- 国大協としての発言がなくて設置形態検討特別委員会名で出すとすると、今年中に legalization の骨組みが出来上がる大事な時にそれで良いのか。
- 報道機関から、報告書案について記者会見をして欲しいという要求があるので、理事会終了後、設置形態検討特別委員会委員長として、説明したいと思っている。
- この報告書案について、九州地区から、要望書を提出している。内容については、省略するが、再検討をお願いしたい。

しかし、ここに至っては、何かをしなくてはいけないことも事実なので、設置形態検討特別委員会がまとめたものであるという形で発表してもらえば良い。

- 設置形態検討特別委員会がまとめたということ、総会に報告して、総会が受理するというので良いのではないか。今の段階で国大協が、何も発言しないというのは、極めて不利な状況なので、設置形態検討特別委員会名でこれを発信していただくということに意義があるのではないか。
- 報告書をまとめるに当たって留意した点は、独立行政法人通則法をそのままの形で国立大学に適用することには強く反対するという従来からの国大協の姿勢を保ちつつ、現実との闘いの中で大学の特性を生かした自主・自律性を拡大し、個性化を進めることや運営費交付金を確実に確保するにはどうしたら良いか、ぎりぎりの接点を探ったことである。基本的考え方と枠組の間に、齟齬はないと考えている。
- この問題には、3本柱が建っており、1番左は国大協、真中は文部科学省と調査検討会議、右側には経済財政諮問会議、内閣総理大臣の発言等がある。国大協の中にもいろいろな意見があり、理事会にもいろいろな意見がある。だんだん右側の意見が、物凄い勢いで押し寄せて来るのではないかと危機的に考えている。こういう状況の中で、設置形態検討特別委員会名で出しても、世の中は、国大協の意見として受け取る。総会を経て、そこでまとまらなければまとまらないということも含めて世の中に発表すればよい。
- 世の中では、国大協ではまとまらない、具体的な案を出す能力はない、そういう見方をしている。国大協には、当事者能力がないのだから、別のところできちんとしたものを作らせるのだという考え方が圧倒的に強い。
- この報告書案は問題点も残っているが、いろいろ検討され良く出来ており、戦略的には有効だろうと思う。

しかし、民営化の問題に対して、国大協は、どういう姿勢を持つのか。今の総理大臣だと、民営化というところまで行くかもしれない。今の基本的な考え方や枠組みの話は、

飛んでしまう。それに、どう対処していくのか、国大協の考え方がいるのではないか。

- 国大協が、この問題に関して、相当な期間を掛けて議論してきたことは確かであり、何らかの発信をしないと、国大協は、当事者能力がないと世間は受け取る。この報告書案の取り扱いは、先程から出ている案が、一番良い。
- 設置形態検討特別委員会の委員の方々が、大変苦勞されてまとめられた報告書を、設置形態検討特別委員会名でも良いから、発信することが、これからの国大協あるいは国立大学全体にとって、大変大事なことだと認識している。
- この報告書作りに携わった大学は、背景が良く判るが、それ以外の大学は、一方的に受けるだけである。情報量の差があるから、総会では、きちんとした議論が不可欠である。
- 総理大臣が強く主張している国立大学の民営化、地方移管について、国大協としてしっかりした考え方を持たないといけない。記者会見で民営化について聞かれると推測されるが、民営化は良くないということを説得性を持って、お答えいただきたいということが非常に難しいが、全力を尽くしていただくしかない。
- この段階になると、いろんな形で難しい問題があるが、具体的な状況における具体的な判断を、いかに適切に伝えるか、そこに力点がどうしても移っていかざるを得ないということが実情である。今日、会長が、記者会見されるが、設置形態検討特別委員会委員長としてであることを踏まえて、今の論点について、委員長の判断で発言していただくということ以外には考えられない。
- 理解に差があるのは当然であり、理解して貰うという努力は容易ではないが必要である。設置形態検討特別委員会は、これで解散するわけでないので、今後、そういう努力を重ねていくために、会長として、上手に舵を取ってもらいたい。そして、記者会見においては、設置形態検討特別委員会委員長として、はっきり所信を訴えていただきたい。民営化については、浮き足立って取り上げることは非常に危険である。この報告書案を読めば、とても民営化は考えられないということが自明である。民営化について記者会見で問われれば、その対応については、執行部に一任したい。
- 記者会見の席で、会長から、民営化については反対であるという声明を出してもらいたい。

会長から、報告書案(資料10、11)の取り扱いについては、設置形態検討特別委員会の報告として、総会に提出したい旨述べられ、了承された。

(以下 略)

## 経済財政諮問会議（第 10 回）への提出資料について

平成 13 年 6 月 11 日

文 部 科 学 省

文部科学省では、このたび「大学（国立大学）の構造改革の方針」及び「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」を別途のとおりとりまとめ、本日開催された経済財政諮問会議において、文部科学大臣より説明いたしました。

### 大学（国立大学）の構造改革の方針

#### 一活力に富み国際競争力のある国公立大学づくりの一環として一

1. 国立大学の再編・統合を大胆に進める。
  - 各大学や分野ごとの状況を踏まえ再編・統合
    - ・教員養成系など→規模の縮小・再編（地方移管等も検討）
    - ・単科大（医科大など）→他大学との統合等（同上）
    - ・県域を越えた大学・学部間の再編・統合 など
  - 国立大学の数の大幅な削減を目指す→スクラップ・アンド・ビルドで活性化
  
2. 国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。
  - 大学役員や経営組織に外部の専門家を登用
  - 経営責任の明確化により機動的・戦略的に大学を運営
  - 能力主義・業績主義に立った新しい人事システムを導入
  - 国立大学の機能の一部を分離・独立（独立採算制を導入）
    - ・附属学校、ビジネススクール等から対象を検討→新しい「国立大学法人」に早期移行
  
3. 大学に第三者評価による競争原理を導入する。
  - 専門家・民間人が参画する第三者評価システムを導入
    - ・「大学評価・学位授与機構」等を活用
  - 評価結果を学生・企業・助成団体など国民、社会に全面公開
  - 評価結果に応じて資金を重点配分
  - 国公私を通じた競争的資金を拡充→国公私「トップ 30」を世界最高水準に育成

## 第 108 回 総会議事要旨 (抄)〔第 1 日目〕

日 時 平成 13 年 6 月 12 日 (火) 10:00 ~ 17:00  
場 所 学士会館 (神田) 210 号室  
出席者 各国立大学長

…………… (略) ……………

### 2. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

法人化問題について、初めに設置形態検討特別委員会の検討経過を報告したのち、関連する委員会からご報告をいただいたのち、ご意見を伺うこととした。

なお、法人化問題の議論に関連して、このほど文部科学省が作成した「大学 (国立大学) の構造改革の方針」及び「大学を起点とする日本経済活性化のための構造プラン」の 2 つの資料を配付してある。これについては、明後日の学長会議において遠山大臣から説明があると聞くが、求めがあれば、それに先立ち明日の総会に文部科学省から関係官が出席し、説明に応じたいということであるので、この扱いについて後でお諮りしたい。

以上のように述べられた後、設置形態検討特別委員会 (以下「設置特委」という) 長尾委員長から、前回総会以降「報告書」取りまとめに至る審議状況について、次のような説明があった。

前回総会以降本特別委員会を 7 回開催し、その都度、設置特委各専門委員会及び文部科学省・調査検討会議各委員会の検討状況の報告をうけながら審議を進めてきた。

- ・第 7 回 (平成 12 年 11 月 30 日)、第 8 回 (平成 12 年 12 月 21 日) 諸般の状況からみて、速やかに国立大学側の意見をまとめる必要があるとの蓮實会長の意向で、「法人格取得」について積極的に議論を進めた。
- ・第 9 回 (平成 13 年 1 月 24 日) 専門委員会座長連絡会議で取りまとめた「国立大学法人化の枠組についての試案」について審議・修正し、これを現時点における設置特委の意見の集約として、2 月 13 日付で各国立大学長宛送付した。
- ・第 10 回 (2 月 22 日) 今後の議論の進め方として、「国立大学の法人化の枠組についての試案」を参考にして各専門委員会でそれぞれの分担事項の詳細内容を検討することとした。
- ・第 11 回 (3 月 7 日) 専門委員会 A、B、C、D 各委員会相互の意見調整を図る必要から、「専門委員会連絡会議」を設けることとした。
- ・第 12 回 (4 月 2 日) 第 1 回の「専門委員会連絡会議」を 3 月 21 日に開催し、委員長として、①各専門委員会の検討内容に矛盾がないよう連絡調整する、②5 月連休明けを目途に各専門委員会の詳細検討内容を一つにまとめたうえ設置特委に提出する、ことを依頼するとともに、座長に馬渡東北大学副学長 (専門委員会 A 委員) を指名したことを報告した。
- ・「専門委員会連絡会議」は、その後、4 月 2 日、4 月 13 日、4 月 21 日、4 月 22 日、5 月 16 日に開催され、連絡会議として「報告書」(「国立大学法人化についての基本的考え方」及び「国立大学法人化の 1 つのありうる枠組」) を取りまとめた。
- ・第 13 回 (5 月 21 日) 「専門委員会連絡会議」から委員長に提出された「報告書」につい

て審議した。その結果、一部修正を含みに（修正は委員長及び専門委員会連絡会議に一任）これを設置特委の報告書として理事会に提出することが了承された。

なお、設置特委の修正意見等を踏まえ、その後、加筆修正のうえ「報告書」を6月1日開催の理事会に諮り、本総会に提出する運びとなった。

引続き、第1常置委員会阿部委員長から第1常置委員会拡大小委員会（専門委員会A）及び文部科学省・組織業務委員会の検討状況が、第8常置委員会松尾委員長から専門委員会B及び文部科学省・目標評価委員会の検討状況が、第4常置委員会隆島委員長から専門委員会C及び文部科学省・人事制度委員会の検討状況が、第6常置委員会江口委員長代理から専門委員会D及び文部科学省・財務会計制度委員会の検討状況が、それぞれ報告された。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 九州地区学長会議（5.24）で国立大学法人化についての「基本的考え方」と「枠組」について議論し、その結果取りまとめた意見並びに要望を会長及び設置特委委員長宛提出した。「基本的考え方」については、昨年6月開催の第106回総会で合意された原則が貫かれており評価するが、「枠組」については、「基本的考え方」に示された方向とは大きく乖離している。特に、「基本的考え方」にある自主、自律の尊重ということと、「枠組」に示された、中期目標の指示、中期計画の認可、教育研究の評価、運営費交付金の算定・交付という一連の仕組みによる自主、自律の束縛との乖離が問題である。「枠組」についての再検討を強く要望する。
- 同じ趣旨から、「枠組」についての疑問と提案を他の学長の賛同を得て文書にし、総会に配付をお願いしたので、朗読の上コメントしたい。（朗読のうえ、「枠組」が基本的な点で独立行政法人通則法と変わらない内容になっていること。特に、主務大臣による目標の指示、計画の認可ということとは大学の自主性・自律性と相反し疑義があること、国立大学の種別化がわが国の高等教育政策の基本方針になるのであれば、国立大学の種別に相応しい設置形態を正面から検討していくべきである旨意見があった。）
- 「基本的考え方」については了解するが、「基本的考え方」と制度設計に示された「枠組」との間に整合性がとれてないと思う。「枠組」の再検討を希望する立場から、他の学長の賛同を得て設置特委委員長宛提出するとともに総会に配付をお願いした。（配付資料にもとづき疑問点等について説明があった。）
- 6月1日に理事会が終了した時点で設置特委委員長として記者会見し考え方の方向を発表している。この総会は設置特委の「報告書」をどう扱うかが問題であり、個々の項目について修正するかどうかを議論する場ではないと理解している。
- 設置特委の報告を統轄的にご了承いただくことを期待する。総会でこれが了承されないと、外部からみた場合、国大協は意思決定能力がないと見做されたいかを恐れる。
- 総会で一致了承を求めようとすると、エンドレスの議論になるおそれがある。設置特委の報告を総会として受理したということであれば、ある一定の幅の意見はありながら、国大協として一つの行動を示したことになるのではないか。
- 了承はとてできかねる。これだけ多くの意見、注文があるのだから、「枠組」について修正を加え、その上でもう一度議論すべきである。
- 「基本的考え方」についてはほぼご理解がいただけるのではないか。「基本的考え方」を認めた上でご指摘があった疑問点等については、その多くは今後の検討に俟つところ

と思う。一方、「基本的考え方」と「枠組」にギャップがあるという指摘については、解釈の違いということもあると思う。「基本的考え方」では、何より、大学の自主性、自律性の尊重ということを主張しており、その考え方に沿って「枠組」はつくられている。つまり「枠組」の内容は「基本的考え方」の精神に沿って解釈してもらいたいということで、この2つの文書があるのである。たとえば、「法人化の意義」では、「大学の自主性と自律性を拡大し、個性化を進め……」と記しており、以下の項目もこの精神で読んでいただきたい。

- これまで、国大協として法人化について明確な意見を出せたいているのは社会との関係で心配だ。設置特委の報告書に示された条件が整えば国大協として法人化を受け入れると解釈してよいか。今回の総会を逃せば国大協としての意思表示をすることなく、どんどん具体的に法人化が進められる危険が強い。
- 設置特委での検討と、国大協としての意見表明は別に扱うのがよい。「枠組」の内容は、文部科学省・調査検討会議の議論とオーバーラップしており、この場で細かい議論をしてもあまり生産的でない。「基本的考え方」と「枠組」を設置特委の名で公表することを総会として了承してはどうか。
- 「基本的考え方」と「枠組」に書かれていることは最低限実現して貰わないと困ることである。たとえば、「中期目標」、「中期計画」については、通則法では主務大臣が機関の長に一方的に指示し認可を与えることになっているが、そこは「枠組」では、大学が申請し文部科学大臣がそれを認可する形にしている。そのほかにも、大学の自主性、自律性の確保の観点から随所に工夫が施されている。これが文部科学省・調査検討会議の報告にできるかぎり反映されることが望ましい。また、今後の法人化の議論の展開を考えても、総会として設置特委の報告書を受理することがいいと思われる。
- 文部科学省の「大学の構造改革の方針」の2.に、「新しい国立大学法人に早期移行」とあるが、これは国大協として議論したことはなく、文部科学省が抜き打ち的に出してきたものであって承服しかねる。また、同時に「国立大学の数の大幅な削減」も明記されている。これは、小泉総理が目指す“民営化”路線への文部科学省の政策転換であり、事態が切迫していると感じざるを得ない。
- 法人化の問題には、制度の問題と実質の問題がある。実質の問題は国として将来国立大学をどうリードしていくか、高等教育をどうしていくかということであるが、国民的議論が十分熟してない中で、突如「国立大学の構造改革の方針」が出された。それは早期に法人化するが、99大学を国の責任で維持していくことはしないという一方的宣言の形できた。これに対し、99国立大学すべて残らなければならないとは言わないが、国大協として異議申立てをすべきと思う。
- 国立大学が99いるのかどうか国大協として明確にさせる必要がある。また、「枠組」についても、規制撤廃・緩和の方向にある中で、特に「中期目標」を主務大臣から認可を受けるといのは抵抗感がある。そのへんもさらに検討されたい。
- 明後日の学長会議で「国立大学の構造改革の方針」等について文部科学大臣から説明があるが、それはそれとして、明日の総会に関係官から説明を聞くことにしてよろしいか。
- 「国立大学の構造改革の方針」は非常に重要な問題をはらんでいるので、総会でぜひ、

文部科学省から説明を聞きたいし、また、これに対し国大協として何らかの意見表明が必要と思う。

- 「国立大学の構造改革の方針」に国大協としてどう対応すべきか、それは明日、文部科学省から説明を聞いた上で考えたい。それから、設置特委の「報告書」の扱いについては、時間をかけて検討を重ね、幅のある形でまとめられたものであり、詰めを要する点も残されていると思うが、この範囲であれば、大学が自主性をもちつつ、十分教育研究をやっていると思う。これを総会として了承することは難しいと思うが、設置特委の報告として了承いただけないか。
- 「基本的考え方」については、反対はなく、了解できると思う。「枠組」については、さらに検討するというにし、「中間報告」の扱いにはどうか。
- 「枠組」は、このままでは了解できない。特に、「中期目標」については、「試案」の段階では「文部科学省と協議し、大学が決定する」とたっていたが、今回「大学が申請し、文部科学大臣が認可する」とされており、後退している。これを元に戻す修正をしてほしい。
- いろいろな幅の意見があるから「枠組」について議論しても容易に収斂しないと思う。投げかけられた意見については今後詰めていくこととして、ここは一先ず、設置特委の報告を承ったということにし、むしろ、記者会見で会長が何を述べるべきかについて議論すべきではないか。
- 設置特委から出された「報告書」を国大協として受理したという形で、外向きに議論すべきであろう。それと同時に、引続き内部で議論を深めていただきたい。法人化の問題は、そこを切り分けないと対応できないのではないか。

概ね以上のような意見交換があった後、会長から、設置特委がまとめた報告書を、総会として受け取るということでご了承をいただけるかとの発言があり、特に意見が出なかったことから、ご了承を得たものとして扱う旨の会長のまとめがあった。

なお、翌日予定されていた記者会見に関連して会長から、報告書については批判的な意見も含めていろいろな意見があった旨も付け加えて、報道関係者には話をしたい旨の発言があった。

以上をもって総会第1日目の議事を終了した。



## 〔第 2 日目〕

日 時 平成 13 年 6 月 13 日 (水) 13:00 ~ 16:00

場 所 学士会館 (神田) 210 号室

出席者 各国立大学長

…………… (略) ……………

## Ⅱ 協議

(1. は略)

### 2. 当面する諸問題について

会長から、昨日開催された経済財政諮問会議に文部科学省から「大学の構造改革の方針」が提出された。これは各大学にとって重大な関心事であるので、文部科学省の考えを清水審議官から伺い、議論したい旨述べられた。

ついで、清水審議官から、昨 6 月 11 日、経済財政諮問会議に提出公表した、いわゆる“遠山プラン”について、明日の「国立大学長会議」において大臣、高等教育局長から説明することになっているので、本日は、プランそのものの説明ということではなく、これを取りまとめるに至った背景を中心に説明したい旨述べられ、引続き次のような説明があった。

このたび、文部科学省では、配付のとおり「大学 (国立大学) の構造改革の方針」及び「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」という、いわゆる“遠山プラン”を取りまとめた。これは、小泉内閣のもと、経済財政の「骨太の方針」の取りまとめを目指し検討を進めている経済財政諮問会議において、急速に浮上してきた民营化論に対応すべく、急速、作成したものであり、①これまで国大協、文部科学省が一緒に進めてきた国立大学の改革の方向性を確立、定着させる狙い、②国大協設置形態検討特別委員会、文部科学省調査検討会議からの発信を文部科学省として受け止め、整理したもの、③国立大学のあり方も含めて国立大学に批判的な眼をもっている人を意識したメッセージである。

これが取りまとめの経緯だが、ここへきて国立大学改革ということが大きな関心を呼ぶようになり、国立大学改革は国の将来に大きく関わる問題であるという認識をもつ人が積極的に発言するようになってきた。それは、調査検討会議に対しても、現状維持を目指す仲間たちの議論になっているとか、国立大学関係者や文部科学省だけに任せておけない、という厳しい見方がなされている。

経済財政諮問会議サービス雇用についての専門委員会等では、国立大学法人化の議論に留まらず、国公私立を問わず、大学の設置者は営利企業を含めて自由とし、その実質を何らかのアクレディテーション、事後措置で担保すればいいことであるという主張が典型的にある。また、総合科学技術会議では、産学連携という切り口ではあるが、その中核としての国立大学の法人化、あるいは大学改革全般についての幅広い議論をしていくという構えをみせている。また、政党レベルでは、たとえば民主党は、キャビネットのプロジェクトチームにおいて、国立大学の地方移管、民营化、再編統合を骨子とする独立行政法人化についての中間まとめを既に行っている。そういう周辺の状況の中で、5 月 30 日には、経済財政諮問会議が小泉内閣における「骨太の構造改革」という中で、公社、公団、空港、郵政事業等と並んで

国立大学を民営化の対象とする素案のたたき台が報道された。それに先立ち、国会で小泉総理は、民主党議員の質問に答えて、「国立大学も民営化できるところは民営化し、地方に譲るべきものは地方に譲るという視点が大事と思っている」旨述べられ、その姿勢はその後一貫して変わっていない。

このように、文部科学省の調査検討会議あるいは国大協の設置特委でどうすれば独立法人制度の中で国立大学の特性を生かしつつその活性化にフィットする制度設計ができるかという問題意識とはまったく違う形での議論が焦点化しつつある状況である。そういう中で、遠山大臣のイニシアチブで、経済財政諮問会議の骨太の方針案の中に国立大学の改革として進めてきたこと、進めようとしている方向性をどう確立、定着させるかという問題意識のもとにこのプランをとりまとめた。そして、6月11日に遠山大臣が経済財政諮問会議に出席し、これを提出し説明した。なお、経済財政諮問会議に提出する前に大臣から総理に、国立大学の構造改革の3つの方針、①再編・統合を大胆に進める、②民間の発想の経営手法の導入、③第三者評価による競争原理のもとに改革を進めると同時に、早期に国立大学法人に移行するということを説明し、総理から評価をいただいた。

以上のような経緯の説明について、「構造改革の方針」及び「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」の趣旨の説明があった。

以上の説明について、次のような質疑応答、意見交換が行われた。

- 「構造改革の方針」の中に、「聖域を越えた大学・学部間の再編・統合等によって国立大学の大幅な削減を目指す」とあるが、それが一県一大学を崩すということであれば、地方切り捨てに繋がり、延いては地方衰退は必至である。確かに国際競争力は大事だが、国民生活の基盤の維持、地域の活性化ということが、長い眼でみると、国際競争力のあと押しになるのではないか。そういう意味で疑問がある。

もう一つは、「国立大学に民間の発想の経営手法を導入する」し、「新しい国立大学法人に早期に移行する」とあるが、5月31日の文部科学委員会で民主党の内藤議員の質問に答えて遠山大臣は、「検討の立場においていろいろな選択肢があり得ることを当然視野に入れながら検討することを期待する」と述べているが、この新しい国立大学法人に早期に移行するというのは、いろいろな選択肢を含めてなのかどうか。

- 独立行政法人についての行政改革会議における検討では、国の機関がもっている諸機能のうち、民営化、地方移管できるものはないか、そういう検討をした上で、残ったものを独立行政法人化するという検討の流れであった。国立大学法人に基本的に移行する中であって、具体的な個別大学のもつ機能を考えて、地方移管できるもの、民営化できるものの検討は必要だし、小泉総理が国会答弁で、法人の検討を進めると同時に、民営化すべきものは民営化する、地方移管すべきものは地方移管すると答えられたのは当然のこととして、文部科学省は対応している。

また、大学の再編・統合については、諸領域への積極的な展開、資源の投資・配分を含めて経営基盤の強化を大学が自らの戦略意思のもとに行っていく場合の体制整備のため、ということにある。特色ある大学として発展していこうという場合には、県域をも越えた可能性も視野に入れるべきと考える。

- 国立大学の再編・統合がアブリオリの形で進んでいて、教員養成系と単科医科大学がターゲットとして明示されている。21世紀の大学のあり方として、自民党政務調査会

提言「これからの国立大学の在り方について」の素となった“麻生レポート”に触れられているが、今後大学の再編・統合を行うにしても単に数を減らすだけでなく、21世紀における高等教育がいかにあるべきかということがその前提としてあるべきと思う。文部科学省として何らかの具体案をもっているのか。

- その点については、明日の大臣からの説明に譲りたい。
- 5月31日開催の文部科学省・組織業務委員会に「組織業務に関する考え方の方向」が出されたと聞かすが、それと“遠山プラン”との関係はどうか。
- 調査検討会議の各委員会は国立大学法人の制度設計を基本的な任務とし、そのミッションのもとに活動している。その意味では、遠山プランは、国立大学全体として再編・統合とかその他評価も含めてどう改革するか、幅広く捉えて「大学の構造改革の方針」を示したものであり、調査検討会議の検討の方向と矛盾するものではないと思う。「組織業務委員会」に提示されたものは、他の目標評価、人事制度、財務会計の各委員会における検討を踏まえ、全体としての成案を得るためのたたき台の性格をもつものと理解している。
- 「大学の構造改革の方針」には、日本の産業、経済を重視する線が強く出ていて、もう一方の文化の側面が出てきてないように見えるのが心配である。そうではないなら、そうではないという説明がほしいし、そうであるなら、大学の立場からいうと由々しき問題である。大学というのは、文化を支える側面をもつものであり、そこを今回の構造改革の中でどうしていけるのか。文部科学省としてどう考えるか伺いたい。
- 今回の遠山プランは、日本経済活性化の中で国立大学は何をしているのか、何もしようとしていないではないかという、大学外の批判、大学外の人に対するインパクトあるメッセージを発するということが目的であるということをご理解いただきたい。大学関係者にとって大学の教育研究の重要性、文化の重要性は言を俟たない当然なことである。
- 「国公私トップ 30 を世界最高水準に育成」ということのバックグラウンドを伺いたい。
- いまやどの国にあっても、国際競争力が大学セクターにおいて大きな焦点になっていることは否定しがたい状況である。また、国立大学法人、民営化の議論の基底を流れるのはイコール・フッティング論である。そういう中で、教育研究における国際競争力ということ、国公私トータルとしての枠組で施策を考えていくとすれば、それは分野を通じて、国公私を問わず評価にもとづく重点的助成、プロポーザル方式を考えていくことになる。そういうものをシンボリックに言えば、「トップ 30」という言い方になるということである。

(清水審議官退席)

ここで、会長から次のように述べられた。

総会終了後行う記者会見で、設置特委の報告書のこととともに、文部科学省の「大学の構造改革の方針」に対しても質問があろうかと思う。そこで、「構造改革の方針」に対し会長談話を発表しては如何かと、次のようなメッセージを考えてみたので、披露しご意見を伺いたい。

『文部科学省が出した「構造改革の方針」については真摯に受けとめたい。ただ、今後検討される過程においては、国大協の設置形態検討特別委員会が出した報告書の内容を十分に反映していただきたい。』

これについて次のような意見交換が行われた。

- 「構造改革の方針」に示された 3 点が今後どういう形になっていくか不明だが、少なくとも、これまで国大協が議論してきた国立大学法人の枠組とは違うカテゴリーの、地方移管ということが示されている。この一つとっても、今後の検討に国大協の意見を汲み上げてほしいといった対応で済むのか疑問である。何らかのコメントをつけてほしい。
- 「真摯に受けとめる」だけでは弱いのではないか。3 点それぞれについて、「国立大学の再編・統合」、「スクラップ・アンド・ビルド」については、地方の切り捨てに繋がる懸念があること、「新しい国立大学法人への早期移行」については、国立大学法人の中身が必ずしも明確でないので慎重に対処しなければならないこと、「国公立トップ 30 を世界最高水準に」については、企業側からみたトップ 30 であって、文化の面、インフラストラクチャーの面から批判がある、ということ言うべきであろう。
- 国大協として、国立大学の現在までの貢献度を明確にすべきである。国立大学は国の政策でつくられ、特に理系、大学院の学生の 80% を国立大学が担ってきた。科学創造立国を謳っているのだから、その点、国の将来を危うくしないしてほしいということを、会長として言ってほしい。
- 「真摯に受けとめる」ということのうちに、国立大学の立場を申し添えていただく必要があると思う。文部科学省は、諸般の状況の中で文部科学省として対処しようとしており、我々からみると、大学の立場が十分に出し得ているとはいえない。文部科学省と対決的になる段階ではないが、国立大学がこれまでに果たしてきた役割の上に立って、国立大学の立場を訴えていただければ幸いである。
- ある意味で今日で国大協は終る。今後、遠山プランを軸にして大学改革論争が起こると思う。その意味では、会長談話は、基本的な姿勢を述べ、あまり、個別の内容に踏み込んで何かを言うことはしない方がよいと思う。「構造改革の方針」は、“トップ 30” は別として、それ以外は、我々が議論してきたことの延長線上にあり、それ程逸脱しているとは思わないので、「真摯に受けとめる」という表現でよいのではないか。
- 「国立大学の数の大幅な削減を目指す」ということに対しては、国大協として絶対反対しなければいけないと思う。これが地方国立大学の切り捨てに繋がらないようにコメントしてほしい。
- 「真摯に受けとめる」では不十分である。設置特委の「基本的考え方」の前文に、国立大学がこれまでにどれ程貢献してきたか、今後の高等教育がどうあるべきかを謳っているが、そういうことを簡略に述べ、遠山プランは、専ら経済とか産業の構造改革の視点から論じられていて遺憾であるということをコメントしてほしい。
- 「真摯に受けとめる」ということについては特に異論はない。ただ、大学という組織が立ち至らなくなることがあってはいけない。その意味で、大学の運営について十分慎重・冷静な配慮をお願いするということは最低限必要と思うので、何らかのプラスアルファがあってしかるべきではないかと思う。
- 国立大学の 8 割は地方大学であり、その地方大学は、これまで地域の核として役割を果たしてきたし、今後も地域に不可欠な存在としてその役割を果たしていく必要があるということはぜひ言ってほしい。
- 会長談話がどういう視点で誰に対してアピールしようとするかである。“遠山プラン”

を政治的に大きく評価してもらおうというなら、真摯に受けとめるということも、あるいは抗議するというのでいいだろうが、改革に向けて既に大学としてやっていることもあるし、これからやろうとしていることもある。むしろ、もっと大きなことをやろうとしているという姿勢で、これから具体化する際に問題になる点はどういうことかを指摘されるのがよいと思う。

以上のような意見交換の後、会長から、種々いただいたご意見を付して記者会見に臨みたい旨述べられた。

(以下 略)

## 平成 13 年度国立大学長会議における文部 科学大臣挨拶

平成 13 年 6 月 14 日

4 月末の小泉内閣発足に伴いまして、はからずも文部科学大臣に就任いたしました遠山でございます。旧知の方もいらっしゃる学長の皆様方とこういうかたちで一緒に仕事ができますこと、本当は嬉しいはずなのですが、その責任の重さに身の引き締まる思いがいたします。ここで、学長の皆様方の日頃の御尽力に感謝申し上げますとともに、この難局にあって、どうぞ改めてのお力添えと御協力をお願い申し上げます。

本日の国立大学長会議の開催に当たりまして、関係するいくつかの事柄につきまして、私の所見の一端をお話しさせていただきます。

まず第 1 に、これからの国立大学の進むべき方向について申し述べます。

20 世紀後半、急速に経済発展をみた我が国社会も、90 年代以降、残念ながら経済が長期にわたって低迷し、社会に閉塞感が充満しております。これまでうまく機能してきた仕組みが、21 世紀の社会には必ずしもふさわしくないことが、明らかになってまいりました。このような状況下で、日本の大学も大学改革を目指して、教育、研究の充実、大学運営の改善に取り組んでこられたことに敬意を表します。しかしながら、今もって、日本の大学は、国民の期待に十分に込んでいるとはいえ、産業界をはじめとする社会からのさまざまな批判もあり、これらを謙虚に受け止め、さらに改革への努力がなされるべきでありましょう。その前提の上で、私は、「大学の構造改革なくして、日本の再生と発展はない」との信念の下に、国立大学を、活力に富み、国際競争力のある大学にするため、3 つの方針で改革を実行すべきものと考えております。これからの日本にとって、国立大学がその役割と責務を果たすことは極めて重大と考えるからです。

ここで、既に報道されておりますが、過日 11 日の経済財政諮問会議において私が発表した資料（配付資料①）を用いながら、御説明申し上げます。

その第 1 点は、「国立大学の再編・統合を大胆に進める」という方針です。

戦後、我が国の国立大学は、旧制の大学に専門学校等を含め、新制大学 69 校で発足いたしました。その後、経済成長に伴う人材養成の必要性や国民の進学意欲の高まりなどを背景に、一貫して拡充整備が進み、今日の 99 校に至っています。

しかし、現下の厳しい経済、財政状況や、法人化の流れも考慮しつつ、将来への更なる発展を目指して各大学の運営基盤を強化するためには、大胆かつ柔軟な発想に立って、大学間の再編、統合等を進めることが不可欠であると考えております。

すでに、山梨大学と山梨医科大学、筑波大学と図書館情報大学などを始めとして、一部の大学間では、学長のご見識とリーダーシップの下に、新しい大学づくりのための積極的かつ具体的な検討が進められており、心から敬意を表したいと思っております。

学長の皆様から、将来の大学像を念頭に、それぞれ特色としっかりした内実をもった、真に国民の期待に応えられる国立大学を目指して、積極的に、再編、統合等の大胆な計画をお聞かせいただきたいと思います。皆様のご意見を伺いながら、最終的には当省の責任において具体的な計画を策定したいと思っております。

第2点は、「国立大学に民間的発想の経営手法を導入する」という方針です。

国立大学の運営の在り方については、一昨年の学校教育法等の改正を踏まえ、各大学で新しい運営方法を意欲的に採り入れていただいておりますが、法人化に際しては、そのメリットを最大限に生かせるよう、いわば民間的発想の経営手法を積極的に導入し、民営化という議論もある中で、むしろ大胆に民間型の手法を取り入れることが必要になると私は考えております。

幸い、この点については、国立大学協会でも真剣な検討が行われ、先に、国立大学協会内の特別委員会から報告がまとめられております。また、当省に置かれた調査検討会議においても、具体的な検討が進んでおり、この秋にも中間まとめが予定されていますが、私としては、これらの検討状況を踏まえつつ、国立大学が社会の期待に応えて、より活性化することを願っているものでございます。

第3点は、「大学に第三者評価による競争原理を導入する」という方針です。

私は、大学の教育研究の世界に、いわゆる市場原理をそのまま適用するのは必ずしも適当ではないと考えていますが、他方、第三者による評価システムを通じて、より競争的な環境を整えることは、大学の教育研究の活性化や水準の向上にとって、極めて重要なことと思います。

この点、国立大学については、大学評価・学位授与機構等による第三者評価の本格的な導入が予定されているところですが、皆様の御協力によりしっかりした評価システムを構築し、各大学の個性や特色に留意しつつ、国公立、各種学問分野を通じ、世界をリードするトップクラスの大学の育成に力点を置いていくことが、今、当省に求められている最大の責務の1つであると考えております。

以上、本来ならば、まず学長の皆様にお示しした上で、と思っていたのですが、経済財政諮問会議において、大変なスピードで、いわゆる「骨太の方針」が固まりつつある状況を踏まえ、我が省の責任において、大学の構造改革の方針を明らかにしたものでございます。この大きな決意の背後には、国立大学のあり方に対し、厳しい眼が注がれていることを想起していただきたいと思っております。いろいろな御意見もあろうかと存じますが、要は、「これなら大学に重点投資をしてよいだろう」との世上の期待と支援をとりつけて、もっと「世界を相手に勝てる大学」「国民から信頼される大学」になってほしいのであります。学長の皆様方におかれても、国立大学の更なる飛躍のために、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、11日の会議では、「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」（配付資料②）も配布しております。これは、今後、政府の産業構造改革・雇用対策本部等の場で具体的に提案していくつもりのものであり、大学を核とした改革の柱として、①世界最高水準の大学作り、②人材大国の創造、③都市・地域の再生の3つを掲げて、改革の方向性と具体的な施策を示しております。特に、大学としての社会への貢献のほか、産業界等からの支援と協力の促進も含めた産学連携の強化の必要性などを問題提起しております。このプランにつきましても、御理解いただくとともに、「大学が変わる、日本を変える」という意気込みを持って、産業界や他省からの注文を受身で取り入れるのではなく、大学側として積極的な取り組みを進めていただくようお願いいたします。

第2に、過日、大阪教育大学の附属小学校で起きた痛ましい事件に関連して申し上げます。

何ともやりきれなく、心痛む事件でありまして、二度とこのようなことがおこらぬよう、学校における安全管理の徹底について、我が省としても、最大限の対応に努力してまいります。政府全体としての安全な社会づくりのための取り組みの検討も重要になってくると考えておりま

す。幼い子どもたちや患者さんなどをお預かりしている大学はもちろん、全ての大学において、従来の常識が通用しなくなりつつあるという現状を踏まえて、万全の安全管理が図られるよう、御配慮をお願いいたします。

関連して、各種の危機管理について申し添えます。

昨今、附属病院における医療事故や不正経理事件、大学入試に係るミス等が発生しております。それぞれの事柄に応じて、原因や背景は多様であるものの、どうぞ学長の皆様が先頭に立って、学内の注意を喚起し、再発防止策を徹底するとともに、適切かつ迅速な善後策等に遺憾なきを期していただくようお願いいたします。

最後に、目下精力的に進めております教育改革について申し上げます。

一国の未来は教育の成否にかかっております。今、我が国の教育はさまざまな問題を抱えておりますが、何といても、まず、国民の学校教育への信頼を取り戻し、「学校が良くなる、教育が変わる」ことを目指して、国民が待望する教育改革を断行することが不可欠であります。その大きな道筋は、既に教育改革国民会議の最終報告等を踏まえて取りまとめられた、「21世紀教育新生プラン」に示されており、現在、私としましても、自ら先頭に立って、その実現に取り組んでいるところです。

具体的には、まずは緊急に対応すべき事項として、今国会に学校教育法をはじめとする教育改革関連法案を6本提出し、その成立に全力をあげて取り組んでおります。今回の法改正が成立すれば、日本の初等中等教育においては、社会奉仕体験活動等の充実により、児童生徒の社会性や豊かな人間性が一層育まれるとともに、指導の不適切な教員に対しては他の職への転職を可能とし、また、児童生徒の問題行動への対応等が、より適切にとり得るようになります。さらに、高等教育においては、大学における飛び入学の促進等により、一人一人の能力・適性に応じた教育が一層推進されることとなります。

教育基本法の見直しと教育振興基本計画の策定については、教育改革国民会議の最終報告を踏まえ、省内で検討を行った上で、中央教育審議会等で幅広く国民的な議論を深めていくこととしております。

また、4月11日には、中央教育審議会に対して諮問を行い、現在、高等教育に関しては、「今後の高等教育改革の推進方策について」幅広く御審議いただいております。その審議の動向に御留意いただくとともに、学長の皆様からも、いろいろな機会に御示唆等をいただければ幸いに存じます。

以上、目下重要と考えるいくつかの問題について申し述べました。学長の皆様方におかれましては、多事多難な中、御苦労をおかけいたしますが、当省としても必要な支援は最大限にいたしますので、リーダーシップを十二分に発揮され、国立大学が社会の期待に応え、より活発で充実した教育研究活動を展開し、新世紀の日本を担う力を発揮して下さるよう、一層の御尽力をお願い申し上げます、私のあいさつといたします。



## 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（抜粋）

H13. 6. 26 閣議決定

〈新世紀維新が目指すもの—日本経済の再生シナリオ〉

### 2. 構造改革のための7つの改革プログラム

（経済社会の活性化のために）

#### (1) 民営化・規制改革プログラム

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、国民の利益の観点に立って、特殊法人等の見直し、民営化を強力に推進し、特殊法人等向け補助金等を削減する。郵政事業の民営化問題を含めた具体的な検討、公的金融機能の抜本見直しなどにより、民間金融機関をはじめとする民間部門の活動の場と収益機会を拡大する。

医療、介護、福祉、教育など従来主として公的ないしは非営利の主体によって供給されてきた分野に競争原理を導入する。国際競争力のある大学づくりを目指し、民営化を含め、国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。また、規制を極力撤廃し、自由な経済活動の範囲をできる限り広げるとともに、消費者・生活者本位の経済社会システムを実現する。

### 第1章 構造改革と経済の活性化

#### 3. 経済の再生

##### (2) 人材大国の確立

経済社会が大きく変貌し、ITを始め、技術革新も急速な進展を見せるなか、労働力には、柔軟で質の高い技術、能力が備わっている必要がある。このため、教育全般について、そのあり方を検討する必要がある。特に国立大学については、法人化して、自主性を高めるとともに、大学運営に外部専門家の参加を得、民営化を含め民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す。他方、学生・社会人に対しては、奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策について検討する。

職業能力開発については、IT教育訓練などの充実を図るとともに、それが十分に活用されるよう、自己啓発支援等の仕組みを強化する。

## 平成 13 年 7 月 臨時理事会議事要旨 (抄)

日 時 平成 13 年 7 月 5 日 (木) 14:00 ~ 15:45

場 所 学生会分館 (本郷) 6 号室

出席者 長尾会長

石、松尾各副会長

中村、山田、阿部、北原、磯野、中嶋、内藤、林、佐藤、岸本、野上、吉川、河野、鮎川、池田、野村各理事

宮田第 5 常置委員会委員長

(オブザーバー) 小間篤東京大学副学長、矢田俊文九州大学副学長

長尾会長主宰のもとに開会。

議事に先立ち客足数の確認とオブザーバー出席 (東京大学・小間副学長、九州大学・矢田副学長) を了承したのち、会長から臨時理事会開催の趣旨を含めた挨拶があった。

[議 事]

### I. 協議

#### 1. 今後の諸課題への対応について

(1) 会長から、急激な情勢の変化に対応して理事会の中にワーキング・グループ (以下「WG」という) を置いて柔軟かつ機動的に対処したい旨の提案があり、配付資料 [理事会「将来構想ワーキング・グループ」要項 (案)] の説明があった。

これについて概ね次のような意見交換が行われた。

- WG で政策的見地から法人化問題についても検討する (案) となっているが、設置特委では引き続き「枠組」の詳細を詰めていくのではないかと。先の総会でもそれは了解されたことだと思っている。WG を設置するのは、その必要性が薄らいだとの判断があるのか。
- 設置特委の目的は、理想的な設置形態を考えることと、文部科学省・調査検討会議に国立大学の意見を反映させることだ。今回の“遠山プラン”にある国立大学の再編・統合問題は、現在の設置特委の所掌範囲を越える問題である。文部科学省は、遠山プランを具体化するため動き出しており、言うべきことは急いで言う必要がある。そのための WG である。
- WG をつくることは屋上屋とならないか、先の総会でも意見があった「枠組」について、“遠山プラン”を勘案しつつ設置特委でさらに検討して国大協としての意見をまとめ、臨時総会を開いて国大協としての明確な姿勢を明らかにすることが必要だ。
- WG は必要である。“遠山プラン”が出たことで情勢が急に変わった。短期決戦的な様相を帯びてきて、数ヶ月の間に事態が大きく変わると認識している。調査検討会議のまとめも夏以降出てくれば、法制化に向けて一気に進む心配もある。それに機動的に対応出来る戦略的なグループを作る必要がある。設置特委で扱うのも一つの方法とは思いますが、WG を中心に、かつそれを理事会が責任をもって受けとめていくのが良いと思う。

- “遠山プラン”に出してきた「国立大学の数の大幅削減」について黙っていると、個別に話がるのではないか。国立大学協会としてこれまで努力してこなかったわけではないが、高等教育のあり方を含めて意見を出していかないと国立大学全体が沈んでしまうと、危機感をもっている。“遠山プラン”は、従来の設置特委の議論からはみ出た部分があり、WGでは、そこを政策として議論していただきたい。
- 状況に機動的に対応していかなければならないということは分かるが、理事会の権限について会則では、「協会の運営に関する事項を処理する」とあるだけであり、特別委員会を飛ばして、理事会のWGを中心とする少数の人達が協会をリードするようなやり方はよいのか。
- 理事会の会則上の権限としては、「協会の意思決定は、総会の議によるが、緊急の必要があり総会を招集するいとまがない場合は理事会の議による」とあり、次の総会で承認を得ることを前提に協会の意思決定に関し総会に代わり得る権限が与えられている。その範囲を踏み出さないように、対応する案である。
- 「将来構想」のネーミングは適切か多少気になるが、状況に迅速に対応するために理事会が審議する事項の原案作り、問題整理の窓口としてWGを設けてやっていくことに賛成したい。
- “遠山プラン”はドラスチックである。これの受け止め方は各大学で温度差がある。先の総会でも十分議論も詰めも行われていない。理事会の責任でWGで対応を検討していくのは結構だが、問題点を詰めて、臨時に総会を開いて意見を聞くことも必要と思う。
- WGは具体的に何を検討し、いつ頃までに何をどうするのか「国大協」としての意見を表示してほしい。理事会の報告を文部科学省に申し入れるのではなく、総会を経て国大協としての対応をすべきである。
- 文部科学省は近く“遠山プラン”の具体化に向けた検討を行う作業チームを組織すると聞く。早急な対応が必要であり、総会を開いて相談している時間的余裕がないのではないか。
- 文部科学省だけが相手ではない。経済財政諮問会議、総務省、経済産業省といった文部科学省を取り巻くプレッシャーが高まることにおいて緊急度を強く感じている。それに対抗するには小回りの利く戦略性に富んだ議論を活発にできる場をつくっておかないと対応しきれない。
- WGで何を検討し、どう動かしていくのか、試案はあるか。
- たとえば、“遠山プラン”に挙がっている国立大学の再編・統合について、国大協としての基本的な考え方についての見解をまとめ、場合によれば、各地域の実情調査等も必要かもしれない。それから、文部科学省・調査検討会議が現時点でまとめた報告案(「中間報告のまとめの方向(案)」)は、たとえば、法人の運営組織について、A案、B案、C案の3案併記になっていたり、目標・評価については、大学評価委員会の役割、権限、構成についての言及がないとか、人事制度では、公務員型か非公務員型かいずれもあり得る記述になっているなど、先送りされたり対案の提示に留まっているところがあり、そういう点に対しても意見を出していく必要があるだろう。ただし、それは細かい制度設計にまで立ち入るということではなく、最重点項目に絞ってまとめるのがよいと思ってい

る。

- WGでの議論の論点はその都度理事会構成員に報告すると同時に全国立大学長にも送付するべきである。

以上のような意見交換があったのち、会長から「[将来構想ワーキング・グループ]要項(案)」に基づくWGの設置について諮られた結果、異議なく、これが承認された。

引き続き会長から、WGの構成員について、次のとおり提案があり、異議なく了承された。

座長	副会長	松尾	稔
委員	〃	石	弘光
〃	小樽商科大学長	山田	家正
〃	東京大学長	佐々木	毅
〃	静岡大学長	佐藤	博明
〃	島根大学長	吉川	通彦
〃	愛媛大学長	鮎川	恭三
〃	長崎大学長	池田	高良

- (2) 会長から、設置特委の継続等に関し次のように諮られ、了承された。

設置特委において、「報告書」に関わる問題について引き続き検討していくこととしたい。委員長は、この4月以降会長が兼務していたが、今後は石副会長に委員長を、松尾副会長に副委員長をお願いしたい。

なお、設置特委の存続の態様及び同特委の今後の審議の進め方等に関し更に意見交換が行われ、基本的には、設置特委を中心とした検討体制を当分の間存続させ、①文部科学省・調査検討会議の「中間報告の取りまとめの方向」(案)と、設置特委の「国立大学法人化の枠組」についてすり合わせ、内容上の違いについて精査する、②検討にあたって、WGとの仕切りはある程度必要だが、多少重複することがあっても止むを得ない、などが確認された。

これらの議論と関連して、先の総会での設置特委の「報告書」の取扱いをめぐって新聞報道が様々な言いまわしをしていて、実際にはどうだったのかを巡り大学の現場では混乱しているので、会長から文書によるコメントを流してほしいとの要望があり、会長からは検討したい旨の発言があった。

(以下 略)

## 理事会「将来構想ワーキンググループ」要項

平成 13 年 7 月 5 日

理 事 会 了 承

(設置の趣旨)

第 1 第 108 回総会以後の諸情勢の変化に対応して、新しい視点から当面する諸課題に柔軟かつ機動的に対処するため、理事会の中に「将来構想ワーキング・グループ」(以下「WG」と略称する。)をおく。

(役割)

第 2 下記の主要な検討事項等に関し、自主的に又は関係機関等からの要請等に応じ、具体的な対応案の検討、提言・意見等の原案作成、対外窓口などの役割を担うものとする。

(構成)

第 3 次のメンバーで構成する。

ア 副会長 2 名(うち 1 名を座長とする)

イ 地域バランス等を考慮しつつ会長が指名する理事 6 名

(2) 会長は、常時会議に出席し、意見を述べることができる。

(3) WG の作業を補佐するため、若干名の専門委員をおくことができる。

(主要検討事項等)

第 4 当面は、次の諸課題を検討する。

ア 「大学(国立大学)の構造改革の方針」(遠山プラン)について

イ 政策的な見地からの国立大学法人化問題について

ウ 国立大学協会の在り方について

(検討の進め方等)

第 5 原則として、座長が WG を招集し、協議・検討等を進めるが、必要に応じ文書、電話、ファックス、Eメール等(以下「文書等」という。)の適宜の方法を用い、持ち回り形式で対応することもある。

(2) WG は、必要に応じて、学識経験者等から意見を聞くことができる。

(3) WG の検討状況や対処等については、理事会構成員の意見をフィードバックできるよう、文書等による形式も含めて常に理事会構成員に報告するものとし、意見・提言等については、理事会の審議を経て取りまとめるものとする。

(存続期間)

第 6 当面は、本年度内とし、状況により延長する。

(その他)

第 7 WG 及びこれに関連する事項を審議する理事会の検討・審議内容については、速やかに議事要旨を作成し、原則として全国立大学長へも配布する。

(2) WG は、理事会で了承された日から活動を開始する。なお、WG の存続期間の延長又は廃止については、理事会で決定する。

## 平成 13 年 9 月臨時理事会議事要旨 (抄)

日 時 平成 13 年 9 月 27 日 (木) 14:00 ~ 16:00  
場 所 東京ガーデンパレス (お茶の水) 「羽衣の間」  
出席者 長尾会長  
石、松尾各副会長  
中村、山田、阿部、北原、磯野、佐々木、池端、内藤、林、野上、吉川、河野、鮎川、  
杉岡、池田、野村各理事  
隆島第 4 常置、宮田第 5 常置、鈴木第 6 常置各委員会委員長  
(オブザーバー) 宮西正宣大阪大学副学長

長尾会長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、定足数を確認し、学長交代に伴い新たに就任した池端雪浦理事の紹介とオブザーバー出席 (大阪大学・宮西正宣副学長) を了承したのち、会長から、本日は臨時総会の開催についてもお諮りしたいと、臨時理事会開催の趣旨を含めた挨拶があった。

[議 事]

### 1. 臨時総会の開催について

会長から、国立大学を取り巻く諸情勢が急激に変化する中で、この際、理事会のメンバーからもその要請がある臨時総会を開催し、国大協の現時点における基本姿勢の確認と、文部科学省・調査検討会議の「中間報告」に対する国大協としての意見の提出について協議することにした旨が諮られ、異議なく了承された。なお、この開催日を 10 月 29 日 (月) 13:30 ~ 15:30 とすることとした。

### 2. 会長談話について

会長から、本日、文部科学省 (以下「文科省」という) が「中間報告」を公表するのを機会に、国大協としての立場を明らかにする会長声明か談話を発表したいとしてその大筋の紹介があり、具体的内容は両副会長と相談して決め、早急に発表したいとの提案について、特に異議なく、了承された。

### 3. 文部科学省調査検討会議の「中間報告」への対応について

会長から、調査検討会議の「中間報告」に対しては、理事会将来構想ワーキング・グループ (以下「理事会 WG」という) で意見の集約を進めている一方、設置形態検討特別委員会 (以下「設置特委」という) も別な立場から意見をまとめることとしており、この意見のまとめ方や今後の取り扱い方などについてご協議いただきたい旨述べられ、理事会 WG 松尾座長と設置特委石委員長から概ね次のような報告があった。

#### (1) 理事会 WG としての対応について

松尾座長から、調査検討会議の「中間報告」に対する理事会 WG としての意見を中間的報告として「資料 2」のとおり整理した。必要があれば設置特委と調整を図りたいが、文科省への意見の提出期限は 10 月いっぱいであり、それに間に合うように取り進めたいと述べられた後、「資料 2」の各項目について担当各理事から若干の説明があった。なお、同資料について意見があれば寄せていただきたいと発言があった。

(2) 設置特委としての対応について

石委員長から、文科省の調査検討会議の各委員会には設置特委から委員が加わっており、今回の「中間報告」のファイナルバージョンに至るまでにそれらの委員を通して設置特委の意見が相当程度反映されていると思う。しかし、容れられていない意見もあり、設置特委としての対応について 9 月 19 日開催の委員会において協議した結果、専門委員会議で「中間報告」に対する意見のまとめを行い、それを設置特委においてパブリック・コメントとして整理することとしたとの説明と、国大協として最終的に意見提出をどう扱うかにもよるが、必要があれば WG と設置特委との調整は両副会長で行いたい旨が述べられた。

なお、各大学が学内で法人化に関して具体的な制度設計を検討するについてのマニュアルあるいは指針づくりのための専門家のグループによる自主研究が別途始まっている旨紹介があった。

(3) 会長から、「中間報告」に対する意見は、理事会 WG と設置特委がそれぞれの立場からまとめられるが、国大協としてのまとめについては、松尾座長と石委員長で調整いただき、臨時総会までに再度の理事会開催も難しいことから、書面で各理事に審議をお願いし、成案となったものについて臨時総会に諮ることにさせていただきたい。臨時総会では個別事項についてご意見はあるかもしれないが、文科省への意見提出の期限が 10 月いっぱいとの制約もあり、理事会の責任でまとめた意見について総会で了承を得て文科省へ提出する方向で臨みたいと諮られ、異議なく了承された。

(4) 会長から、文科省は約 1 ヶ月のパブリック・コメントの後、調査検討会議を再開し、本年度中に「最終報告」としたいということであるが、国大協としては「中間報告」への意見提出後も、引き続きこの問題に積極的に関わる必要があると述べられ、設置特委に協力要請があった。

#### 4. 将来構想 WG がまとめた「国立大学の再編・統合等」の取り扱いについて

松尾 WG 座長から、「遠山プラン」が唐突だったこともあり、「再編・統合等」に関して大学の現場に混乱が生じている事態があり、各大学においてこの問題を検討する際の参考資料を提供することを目的に WG として「資料 3」を作成し、未定稿と断って既に各大学に送付していると述べられ、内容の説明があった。

会長から、同資料については、前文の文章表現等について見直してもらい、理事会 WG において確定し、今後国大協理事会として公表し、各大学や文科省に送付するなど活用していきたい旨が諮られ、了承された。

なお、関係大学において重大な関心事の教員養成系大学・学部の再編・統合についての WG での議論はどうかとの質問があり、松尾座長から、問題の認識は持っており議論もしたが、文科省の「あり方懇談会」における結論がまだ出ていない段階で書き込みにくい面があった旨答えがあった。

(以下 略)

## 国立大学協会会長談話

## 『新しい「国立大学法人」像』の中間報告等について

平成13年10月1日

会長 長尾 真

この度、文部科学省の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」がまとめた『新しい「国立大学法人」像について』（中間報告）は、国立大学ひいては我が国の高等教育と学術研究の将来の発展に、決定的な影響を与えるものとなる。

本協会においては、昨年6月の第106回総会において、「独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することには強く反対する」立場を堅持しつつ、我が国の高等教育と学術研究の健全な発展に資するために、文部科学省の調査検討会議に積極的に参加して、そこでの討議の方向に本協会の意向を強く反映させることを決議し、以来、設置形態検討特別委員会において議論を積み重ね、これらの議論を踏まえて様々な対応を行ってきた。

今回の中間報告においては、国立大学法人法ないし国立大学法を制定して、独立行政法人通則法の下における「独立行政法人」とは異なる「国立大学法人」という枠組と、行政改革の視点を越えた21世紀における国立大学の改革と発展を目指した様々な新しい仕組みが提示され、一定の評価が出来るものとする。しかし、中間報告の内容には、学問の自由に由来する「大学の自治」を基礎に教育研究を発展させるという観点、あるいは国立大学がもつべき自主性・自律性という観点から更に検討を要する点がある。とりわけ、いくつかの重要な論点について、選択的記述がなされ、また曖昧と思われる表現も散見される。今後最終報告に向けて、パブリック・コメントを参考に、詰めの作業がなされるが、本協会としては、今回の中間報告を十分検証するとともに、最終的な制度設計に向けて、引き続き重大な関心を持ち、意見を表明していきたい。

なお、去る6月に出された「大学（国立大学）の構造改革の方針」は、今回の中間報告にも微妙な影響を与えている。この内容については本協会等と何らの相談も協議もなく、文部科学省が一方的に作成し、発表したものである。現在の政治状況下にあつてやむを得ない面があるとはいえ、文部科学省と本協会のこれまでの信頼関係を揺るがしかねず、大学の現場では無用の混乱も生じている。「構造改革の方針」に沿って今後の諸施策を進めるとしても、本協会等において積み重ねてきた議論・意見等や個別大学の事情等も十分考慮し、慎重になされることを要請する。



## 平成 13 年 10 月臨時総会議事要旨 (抄)

日 時 平成 13 年 10 月 29 日 (月) 13:30 ~ 15:30  
場 所 学士会館 (神田) 210 号室  
出席者 各国立大学長

議事に先立ち、6 月の総会以後交代された学長 (資料 1) と下記の代理出席者の紹介、並びにオブザーバー出席 (筑波技術短期大学・西條長) を了承した後、長尾会長から、臨時総会開催の趣旨を含めた挨拶があった。

(代理出席者) 宮城教育大学・吾妻副学長、東京大学・小間副学長、総合研究大学院大学・高畑副学長、大阪大学・宮西副学長、山口大学・吉村副学長、九州大学・矢田副学長、大分医科大学・三舟副学長、宮崎大学・河内副学長

(オブザーバー) 筑波技術短期大学・西條学長

### I 協 議

#### 1. 国立大学協会会長談話の発表について

最初に会長から次のような報告と提案があった。

去る 9 月 27 日に文部科学省調査検討会議が「新しい『国立大学法人』像について (中間報告)」(以下「中間報告」という) を発表された。国立大学協会としては、昨年 6 月の第 106 回総会で「独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することには強く反対する」立場を堅持しつつ、文部科学省 (以下「文科省」という) の調査検討会議に積極的に参加してそこでの討議の方向に本協会の意向を強く反映させることを決議し、以後設置形態検討特別委員会等での議論を踏まえつつ様々な形で法人化問題の議論に関わってきた。そこで、中間報告が世に問われるこの機会に、国大協としての基本的な立場を明らかにすべく、同日開催の臨時理事会にその趣旨を語り「会長談話」の形で発表することの了解を得て 10 月 1 日夕刻、会長、両副会長が記者会見し、「資料 4」の会長談話を発表した。

その中でも述べているとおり、中間報告については一定の評価をしながらも、更に検討を要する点もあり、なお今後とも意見を述べていきたいが、今回の「会長談話」についてご了承いただきたい。

このことについて特に異議がなく、「会長談話」は了承された。

#### 2. 国立大学協会としての意見の提出等

##### (1) 「中間報告」に対する本会としての意見について

会長から、次のような発言があった。

今回の「中間報告」については、会長談話でも述べているとおり、一定の評価ができるものであるが、新しい制度設計としてはなお不十分さを残しており、必ずしも本協会の意向が十分反映しているとは言い難い内容も含まれている。

この「中間報告」に対しては、理事会 (ワーキング・グループ) と設置形態検討特別委員会 (以下「設置特委」という) においてそれぞれ異なる立場から意見をまとめていたが、

理事会（ワーキング・グループ）の検討は必ずしも「中間報告」についてだけではないため、より重みのある提言として取りまとめ、効果的な時期・方法で文部科学省に提出することとし、「中間報告」対応は、設置特委が取りまとめた意見についてご審議をお願いすることとした。

ご了承いただけるなら、これを本協会の意見として提出したい。しかし、見方によっては、かなり専門的な指摘事項の性格をもっており、本協会としては今後とも意見等を述べる機会を留保する意味からも今回は、本協会「設置形態検討特別委員会」からの意見として文部科学省に提出することも考えられる。いずれにするのが相応しいかは、内容のご審議によって判断したいので、まず、設置形態検討特別委員会委員長から、内容の概要についてご説明いただき、ご審議をお願いしたい。

ついで、設置特委委員長から、「資料 5」に基づき「中間報告」に対する意見について説明があった後、以下のような意見交換が行われた。

- 「中間報告」は、①中期目標－中期計画－評価－資源配分の過程で、権限が政府に集中し過ぎている、②謳われている自律性・自主性は経営者・管理者の側から見たものであって、教育研究者にとってはむしろ規制強化になる、③大学間の格差を残したままの自由競争は地方大学等弱小大学の切り捨てになる、④監事、その他学外者の雇用、書類作成等の負担増が生じ、行財政改革の趣旨にも反するなど、大きな目で見れば大学改革にとって相応しい内容になっていない。これらの点も含めて国大協としての意見を出すべきである。
- 「運営組織」の②の「[教学]であって「経営」に影響するものは少なくないが、これを「評議会」の審議事項から排除すべきではない」のくだりの“これを”は何を指しているのか。
- 経営と教学を明確に分け、評議会では経営事項を議論させないということではなくて、両方にまたがる問題は評議会で議論させよという趣旨であるが、分かりにくければ字句修正を図りたい。
- 学長選考は最終的に評議会が行うとしても、現在殆どすべての大学でそのプロセスにおいて選挙が行われていることから、「選考プロセスにおいて投票を行うことができる」と明記してはどうか。
- 学内の教員組織での投票の可能性を否定しないスタイルで書いてあり、各大学の裁量権が付与されていると理解されたい。
- これまで国大協は、教学と経営は一体であるべきという立場をとってきたと思うが、それを教学と経営を分離した「B案を基本とする」とした理由は何か。
- 役員会が真ん中であって両睨みで教学・経営に携わろうというのがB案のスタイルである。評議会に学外者を入れて教学も経営も一括して扱うやり方（＝C案）もあり得るが、そこは組織上、運営協議会と評議会とに分けたほうが大学の運営全般にとって好ましいと考えた。しかし、C案も全面的に否定しないで、機動性がある「役員会」方式をも取り入れようという考え方である。
- 重要な会計基準が「中間報告」には具体的に触れられていない。少なくともその基本的なあり方については意見を言う必要があろう。
- 財務会計については、設置特委（D 専門委員会）で運営費交付金の算定方法まで立ち

- 入って相当議論したが、他の分野とのバランスもあり、「中間報告」段階ではあまり深く踏み込まないこととした。
- 運営費交付金と評価の関係について「中間報告」は、標準運営費交付金と特定運営費交付金のいずれも評価とリンクさせる考え方だが、国大協の意見としては、標準運営費交付金については評価とリンクさせるべきでないということを鮮明にする必要がある。
  - その点は認識しており、特定運営費交付金を念頭に「外側に評価の別枠を設ける」という書き方をした。
  - 分離論の B 案と一大学一法人との関係についてはどう考えるか。
  - B 案が基本ではあるが完全に分離とは捉えていない。役員会が大学運営協議会と評議会を繋ぎ、評議会では、教学事項だけでなく経営の内の教学に関わる事項も引き取って審議するわけだから各大学の運用で一体化は取り得る。
  - 公務員か非公務員かは、教員の兼業兼職等人事制度上のフレキシビリティだけでなく、身分保障の視点もあるのではないか。
  - 意見には「全体のパイ（国費投入の総額）を現状より相当程度大きくすることが不可欠」と書かれているが、それは特定領域への競争的な資金の重点的投資の方向であってはならない。このところは、大学にとって必要な大学運営費交付金の充実を図るべきということをより明確に表現してほしい。
  - 原則 6 年間の中期計画の中に期間内の運営費交付金を予め記載することとされているが、組織の再編等を考えると、機動的に対応できるように単年度ごとの見直しも可としてほしい。
  - 「中間報告」に対する意見は、総会からのパブリック・コメントとして文科省へ提出するのか。
  - 国大協は当事者であるから、これはパブリック・コメントには当たらない。総会の了承が得られれば当事者として意見を提出したい。
  - 国大協からのコメントとして提出するのなら、種々出されている意見を入れた形をお願いしたい。
  - 「中間報告」に対する意見は、設置特委として合意された案であるから、若干の字句修正ならば設置特委のメンバーには後日、委員長が説明しご了承いただくが、大幅な修正は困難である。それでは認められないということならば、設置特委の意見として提出するしかない。
  - 本日出された意見を勘案し、会長、両副会長のもとで可能な限り修文いただき、それを国大協の意見として提出することにはどうか。
  - 「中間報告」に対する意見を提出した後、調査検討会議の最終報告がまとまる前に国大協として更に意見を出す予定はあるか。
  - 設置特委には、今後とも国立大学法人化の問題について議論していただくつもりであり、また、文科省の調査検討会議には設置特委のメンバーが相当数加わっており、そこでの議論を通じて我々の意見を最終報告に反映させていきたい。それ以上のことは現時点の不透明な状況下では申し上げられない。
  - 意見の提出は、インパクトからいっても設置特委としてでなく国大協として提出するのがよい。ただ、国大協として出した意見が容れられなかった場合の対応ということも

考える必要がある。

- 昨年 6 月総会で「独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに反対」を確認し、それは今日に続いているはずである。権限が文科省に集中しているなど重要な点で「中間報告」には問題がある。マイナー・チェンジで国大協の意見として提出すれば、国大協は「国立大学法人」を容認したと社会から受け取られるであろう。
- 設置特委としては、「中間報告」の国立大学法人が目指す方向を基本的に評価しつつ意見を言っており、それが問題だから修正せよと求められても受け容れがたい。

以上のような意見交換があった後、会長から、「資料 5」の「新しい『国立大学法人』像について（中間報告）」に対する意見は、国大協意見としてまとめるべきであるとのこと意見が多数なので、石委員長と相談し、これまでのご発言の意を体して修正し、これを国大協意見として文科省に提出したい旨が諮られた結果、拍手とともに異議なく了承された。

(2) 国立大学の再編・統合等に関する参考資料について

会長から、「将来構想ワーキング・グループ」の検討状況については、これまでも会議開催の都度各学長にはご報告してきているが、この WG が最初に取りまとめたのが国立大学の再編・統合等を各大学で検討する際の参考資料である。9 月 27 日の臨時理事会でも了承を得ているので、総会においてもご了承いただきたい旨の発言があり、WG 松尾座長から、WG における検討状況についての報告の後、「資料 6」に基づき「国立大学の再編・統合等について」について説明があった。

これを受けて意見交換が行われた後、会長から、同資料を本協会作成の参考資料とすることについて諮られ、了承された。

なお、意見交換では次のような意見等があった。

- 統合を視野に大学間での話し合いに入っているが、全学共通教育などを考えた場合、キャンパスが遠く離れていることが困難な問題の一つとしてある。
- 小規模大学なので、再編・統合と無関係で存在できないと思っているが、国として国費によって維持することの必要な高等教育をどう考えるかの方針が明示されていれば、それを受け容れるにしても、批判的に対処するにしてもある一つのスタンディング・ポイントがでてくるのではないか。
- 「国がランドデザインを描き、それに対して各大学が長期目標を立てるのが基本」であることは、WG がまとめたもう一つの「提言」の方に明記しているとおりである。ただ、ランドデザインは財政等も含めて非常に長期スパンの問題であり、俄かにはできないのが現実であろう。
- 文科省は 1 県 1 大学の方針を突如転換しようとしているが、必ずしもその根拠は明確ではない。この方針転換は、新制大学が果たしてきた役割を否定するものであり、納得しがたい。
- グランドデザインは国が作るのを待つのではなく、我々の方でそれを提言していくべきである。また、そのランドデザインをつくるについては、各大学の多様化、個性化を生かせる方向でなければならない。

(以下 略)

## 「新しい『国立大学法人』像について（中間報告）」に対する意見

平成 13 年 10 月 29 日  
国立大学協会

### 1. はじめに

このたび文部科学省は、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の検討状況を、「新しい『国立大学法人』像について」という表題の中間報告として公表した。

国立大学協会は、総会の決定にもとづき、協会関係者を参加させてこの「調査検討会議」にかかわるとともに、「設置形態検討特別委員会」を設置して、これに種々に対応してきたが、「中間報告」が公表されパブリック・コメントに付されることにより、法人化の当事者組織として公に意見を表明する機会を得た。以下は、「中間報告」に対する国立大学協会としての意見である。

### 2. 総括的論点

今回の「中間報告」は、「国立大学法人法」ないし「国立大学法」による法人化や、大学と法人一体の組織といった法人の基本においてだけでなく、法人化とともに、職員人事・学内予算・学内組織等や業務・人事制度等において大学の裁量性や創意工夫の余地を拡大する点で、国立大学法人化のありうべき方向を示すものとして評価することができる。しかし、なお、検討を要するいくつかの重要な問題点が残されていると考える。大きくは次の3点である。

第1に、法人化の前提となるべき財政的基盤の問題がある。「中間報告」は法人化を「大学改革」の推進のためとしているが、もともと法人化は行財政改革の一環として出てきたので、その影響が残っている。すなわち国立大学に対する支出総額が削減されるとか、国の財政事情との関係で大きく変動するおそれがあるという点である。そうなると、他の主要国の半分と言われる高等教育支出がさらに減る中で、学術研究と高等教育等の国際競争に勝ち抜くことはおろか、学術研究と高等教育の現在の基盤さえ喪失してしまうことになりかねない。

第2に、国立大学の法人化は、国立大学に法人格を与え、その自主・自律性と自己責任を拡大することにより、これに活力を与えて、日本の学術研究と高等教育等の水準や質の改善をもたらすことが目的である。しかし、「中間報告」による法人化によって、本当に国立大学の自主・自律性と自己責任を樹立することになるかということについては、なお懸念すべき点が少なくない。とくに目標・評価の仕組みや人事の仕組み等について学術研究と高等教育の特性にさらに配慮していく必要がある。

第3に、「中間報告」の両論併記や意識的に抽象的に書かれている未決着部分の扱いが問題である。これらは、「最終報告」の前に早急に決着されねばならないが、法人化による大学改革、これによ教育研究の向上、という観点以外の観点で決着がつけられることを避けねばならない。この点から、未決着部分について国立大学協会としても早めに考え方を示しておきたい。

以下に、「中間報告」に即してさらに具体的にこれらの問題点を論じる。「最終報告」に向けこれらの諸点を改善するとともに、その過程では、国立大学協会とも十分な調整が行われるように要望する。

### 3. 「設置」と「管理」の関係

「中間報告」は、国を学校教育法上の「設置者」とする（8ページ）際、管理者としての面をどう理解しているのだろうか。「設置者」であれば、国は経費負担者でありかつ管理者であるわけであるが（同法第5条）、国が管理者であったとしても、法人化後は、管理の方式が以前と同じということであってはならない。というのは、法人化とは大学に法的人格を与え、意思決定の自律性と自己責任を認めることなのだから、国の管理方式も大学に以前より大きな自律性を認める方向に変わらなければならないのである。

国と大学の関係は、基本的には、行政的な上下の直接管理から、国が国立大学法人の計画に従ってその達成度を事後的に問う間接管理へと移るものとすべきであろう。その点を明確にした上で、これを目標評価システムの設計等につなげて行かねばならないし、「自主性・自律性」を論じる際にも（3ページ）、国の管理を最小化するという観点が必要であろう。

### 4. 運営組織

組織業務で大きな問題は、B案またはC案を中心にそのバリエーションを含めて、引き続き検討を行うとした両論併記部分である（10 - 11、16 - 18ページ）。これを併記のまま残しては制度設計にならない。1つの案に絞るべきである。

B案・C案では、B案を基本とすべきである。その際には、次のような点に留意する必要がある。

①「審議機関」を「運営協議会」と「評議会」とする。しかし、「経営」「教学」は本来一体的である。これを便宜上区分して2つの機関に割り当てることとする場合にも、「経営」か「教学」かというだけの抽象的一般的な区分の仕方では法制化は難しいであろうし、2つの審議機関の間の関係ないし序列も問題である。とくに、「教学」事項であって「経営」に影響するものは「評議会」の審議事項として取り扱うべきである。他方、「運営協議会」を構成する「学外の有識者」は、非常勤とならざるをえないであろうから、そこに過大な役割を担わせることは適当ではない。従って、「運営協議会」が「経営」事項として審議する事項は、明確に列挙し特定すべきである。

②法人化に伴って学内予算・学内組織・職員人事・給与水準などの多くの事項が大学の自律的決定と執行に移されるのであって、役員組織を学長を中心にした機能的・機動的な執行意思決定の機関とすることが必要である。この点、C案の「役員会」方式が幾分参考になる。しかし、議決制で学長を縛ることのないようにすべきである。また、外部からの専門家の役員への任用は学長の判断により必要に応じて積極的に行うこととすべきである。

③法定すべき事項については、学長・役員（役員組織）および「審議機関」（「運営協議会」と「評議会」）という基本運営組織と、各「審議機関」の必須審議事項等にとどめ、それ以外の事項については、各大学の裁量を認めるべきである。大学の規模や特質、伝統、総合大学か単科大学かといった遠いによって、運営組織にある程度の違いが出ては差し支えないし、むしろ望ましいことであると考えられる。

### 5. 中期目標の「策定」

法人化したあとも、国民の税金で運営される大学である以上、国民を代表して政府がその国費の有意義・有効な使用について、国立大学に関与するのは当然である。国立大学は国民に対するアカウントビリティを果たすことも必要である。この点、国立大学は私立大学とは違っている。また、法人化とともに、従来の直接関与をやめて、関与方式として目標評価のシステム

を導入し、この目標評価のシステムについて、独立行政法人通則法の「中期目標」「中期計画」の方式を、業務内容にふさわしいように修正の上で大学に適用していこうとするのも分らないわけではない。しかし問題は、目標評価の具体的システムが、本当に大学の行っている学術研究と高等教育等の業務にふさわしいものになっているかということである。

「中期目標」については、各大学が「提案」し、文部科学大臣が「策定」する案のほか、各大学が「作成」し、文部科学大臣が「認可」という「一部の意見」が併記されている（21 - 22 ページ）。この点、各大学が「作成」し、文部科学大臣が「認可」という方式を採用すべきである。

「策定」では、主体は文部科学大臣であってその意思を妨げるものはない。大学の意思は反映されない可能性もある。「認可」では、「申請」があって「認可」があるわけで、文部科学大臣が個別大学の意思を全体的・部分的に認めたり否定したりするのであって、両者の意思が反映される。その点が違う。さらにそもそも個々の大学の中期的な目標を大臣が「策定」するような国はないのではなからうか。独立行政法人通則法での主務大臣の「中期目標」の「指示」というスキームなしでは出てこなかった案である。ところが、独立行政法人通則法は定型的な行政業務を1独立行政法人で行うことを前提にしているのに、大学の場合、目的や業務がある程度違いうる多数の法人があり、それぞれが個性的な「中期目標」と「中期計画」を掲げて予算を獲得し、実績において切磋琢磨しあうところに特徴があるのであって、この「中期目標」を大臣が「策定」してしまえば、個性化や競争、自主性や自己責任ということが阻害されてしまう。

## 6. 目標評価システムのその他の問題

法令・予算措置という国の行為を伴う以上は、文部科学大臣による各大学の「中期目標」「中期計画」の「認可」はやむをえない。しかし、「認可」は、国の法令・予算行為を伴うかぎりで行われるべきである。「中期目標」「中期計画」に掲げる事項は「認可」対象の法令・予算事項という点から限定され、その法令・予算事項の範囲も明確でなければならない。「中期目標」の記載事例（22 ページ）には、その限定がない。法令・予算事項として「認可」の対象となる事項と「参考資料」としての記載事項とを、はっきり分ける必要がある。そうでないと、「大学としての基本的な理念・目標」まで文部科学大臣の「認可」を得なければならないという、およそ他に類を見ないぶざまな制度になってしまう。

また、目標評価システムにおいて、研究の特定領域や教育方針や地域貢献において特徴のある地方国立大学が実績を正当に評価され、その特徴を伸ばしていけるように、多元的な評価基準について明確にすべきであろう（23、25 ページ）。

国立大学評価委員会と大学評価・学位授与機構は膨大な評価作業を受け持つ（24 ページ）。これをどう分業しどうこなすのか。また、国立大学評価委員会に関しては、それがいかなる性格の機関であり、その評価の結果がどのように用いられるのかが、必ずしも明らかではないが、これらの点について学術研究と高等教育の特質に配慮した慎重な検討が必要である。

年度ごとに実績評価を行うことが（26 ページ）大学にも国立大学評価委員会にもどれほどの負担になるのか大いに懸念される。年度ごとの実績については、「報告」にとどめるべきである。

## 7. 職員の身分

制度の弾力化や業績評価・インセンティブ制導入、選任・人事方法の改革などを提案してい

る人事制度について、大きな点では、職員の身分、学長選考、教員の選考の問題が残されている。

職員の身分を公務員型・非公務員型のいずれにするか、大学の選択制も含めて3案が併記されている(29 - 30 ページ)。国立大学協会として現時点でいえるのは次の点である。

①同じ国立大学法人の間で職員の身分が異なると、教職員の流動性等の大きな支障になるので、大学による選択制は支持できない。

②非公務員型は、教員の兼務やサービスの柔軟性、国家公務員試験によらない採用等、人事面の柔軟性において特長がある。しかし、職員団体が公務員型を強く望んでいる場合、非公務員型には移行のフリクションが大きいという難点がある。公務員型には、職員の身分保障があるということと、職員団体が望んでいる場合移行フリクションが小さいという特長があるが、試験採用や教員兼業などの点で人事制度として柔軟性に欠けるという問題がある。

③総じて、現行法のままでは非公務員型も考慮に値するが、検討中の国家公務員制度が、柔軟性のある制度に改められるのであれば、公務員型でも、教員の兼業兼職や専門職員の選考採用の余地を大きくすることにより、人事制度の十分な柔軟性を確保することが可能である。移行もスムーズである。職員身分の問題は、現行法の枠内での「型」の選択として問題にされているが、要は大学機能の強化になるような柔軟な人事制度をどう確保するかがポイントであり、この点が担保されれば、「型」の決定は容易となろう。

## 8. 学長・教員等の人事

教員等の任免等については、「法律で規定される事項を除き、大学内部の規則として定められることとなる」(30 ページ)とされる。学長、副学長、学部長や教員の選考・任免等は、国が設置者・管理者である大学の教育研究職の特質に鑑み、基本点を法律(例えば、「国立大学法人法」)に定めることが適切である。

学長選考については、選考に外部意見を採り入れることと、具体の選考において投票を行うにしても投票参加者の範囲を適切なものにすること等が、述べられている(31 - 32 ページ)。ただ、学長選考方法は運営組織に連動しており、運営組織が複数案では、選考機関や選考方法も定まらない。そこで、さきのように、運営組織としてB案を基本とすることとし、また外部意見の取り入れや投票参加者の点を考慮して、次のような枠組みの中で具体的な案を詰めていくことが適切である。

①学長は「評議会」で選考する。

②「評議会」による選考は、学内者と学外者からなる「候補者推薦委員会」の推薦する数名の候補者について行う。

③なお、「評議会」は、学長の解任請求を行うことができる。

学部長、研究科長、研究所長等の部局長および教員は、各教授会等の専門的な教員集団の審査にもとづき、学長(法人の長)が任命する。部局長と教員の懲戒については、関連教授会等の議を経て、評議会の審査により、学長が行う。「国立大学法人法」等でこれらについて規定することが必要ではないと思われる。

各大学では、この枠組みに従って、具体の選考において教員による投票を行う場合であっても投票参加者の範囲について点検するほか、リーダーシップのある部局長を選ぶための選考方法、学外専門家の意見を採り入れるなど広い視野で優れた教員を選ぶための選考方法、任期制・公募制など、学術研究と高等教育の高度化・改善・活性化のための制度設計に努めるべきである。



## 9. 運営費交付金等

財務会計制度について、政府と大学の関係では、①土地建物については現物出資（または無償貸与）で、施設整備費については年度ごとの「施設費」（40 ページ）によって措置し、②運営費については、標準収支差方式で運営費交付金を交付すること（39 - 40 ページ）、運営費交付金は標準運営費交付金と特定運営費交付金から成り、運営費交付金に評価を反映させることになっている。この他に標準外自己収入、寄付、長期借入等の自助努力が強調されている。制度設計としてはありうべき方向である。

しかし、このような制度が期待通りの効果をあげるためには、大学運営にとって重要な基盤的経費を含め、全体のパイ（国費投入の総額）を現状より相当程度大きくすることが不可欠である。「高等教育や科学技術・学術研究に対する公的支援の拡充」（2 ページ）に触れているが具体性を欠く上に、他方では、資金交付は「中期計画」の事業実施を前提とするものの、国は「必要に応じ中期計画の変更を行いつつ」財政状況・社会状況に対応するとしている（39 ページ）。総額を欧米主要国並に引き上げるといふ観点がないばかりか、「中期計画」の途中で財政事情で約束を守れない場合もあるといふのであるから、総額は少なく不安定になるという強い懸念が生じる。評価を反映した配分方式にし、効率化をはかり、自助努力に努めるにしても、総額の減額や大きな変動があつては、「世界水準の教育研究の展開」（4 ページ）はできなくなってしまう。

標準運営費交付金は、標準支出 - 標準収入、で算定されるが、標準支出、標準収入をどう算出するのか明確にすべきである。物件費は学生・教員当単価によって計算するのか。人件費は総額方式か中期的な職員数方式か。特定運営費交付金はどのようにして決まるか。運営費交付金の全体に評価を加味するのか。外側に評価の別枠を設け、施設費に「減価償却」制を導入し、災害等に伴う臨時費を考慮すべきではないか。このように、財務会計制度にはまだまだ不明な点が多い。今後の詰め過程では、制度としての整合性に留意しつつも、他方で大学業務の特質と実態をよく踏まえ、大学側との調整にも意を用いるようにすべきであろう。

## 10. 「トップ 30」との関係

いわゆる「トップ 30」の育成は「調査検討会議」の検討内容と深くかかわるとし（1 ページ）、これを関連事項として「別途速やかに検討が行われることが必要である」としているが（49 ページ）、「トップ 30」は国公立大学全体を対象にした文部科学省の政策として出されたものであり、国立大学の法人化の文脈でまとめられているはずのこの「中間報告」にこの形で入っているのは、唐突である。

## 第 109 回 総会議事要旨 (抄)

日 時 平成 13 年 11 月 14 日 (水) 10:00 ~ 17:00

場 所 学士会館 (神田) 210 号室

出席者 各国立大学長

(代理出席者) 帯広畜産大学鍋田副学長、大阪教育大学中谷副学長

(オブザーバー) 西條筑波技術短期大学長、堀田国立遺伝学研究所長

会長から開会の挨拶の後、10 月の臨時総会以後交代された学長 (資料 1)、6 月の総会以後交代された第 2 常置委員会中村委員長、本日の代理出席者及びオブザーバー出席者の紹介があった。また、大学入試センター丸山理事長の後刻出席が了承された。

…………… (略) ……………

## II 協 議

(1. は略)

### 2. 当面の諸問題について

(1) 国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会「今後の教員養成系大学・学部の在り方について」に対する意見書の提出について

○ 会長から次のように提案があった。

教員養成特別委員会では、本年 6 月に「意見書」(資料 15 - 1) を既に提出しているが、この「在り方懇談会」の最終報告に対して再度文部科学省に意見を提出したいとの意向を示されている。まだ意見案としてはまとめられていないが、今後どのような内容のものをどのような手順を踏んでまとめられるのかについて岡本委員長にご説明願うようお願いをいただき、今後のまとめに活かしていただければどうかと考えている。

○ ついで、岡本委員長から次のような説明があった。

本委員会では、理事会の承認を得て 6 月 1 日付をもって「意見書」を提出した後も「在り方懇談会」での議論を見つつ検討を継続してきた。「在り方懇談会」そのものは 11 月 6 日の第 18 回をもって終了し、最終報告書の取りまとめは主査に一任された。その完成は 11 月末ごろと聞いている。「意見書」の取りまとめについては、作業委員会で数日中に原案を固め、本委員会が必要に応じて所要の修正を加え、それを持ち回り理事会にお諮りして文部科学省に提出することにした。意見は、検討が不十分と思われる事柄の指摘を主に簡潔にまとめることを考えている。

○ この説明に対し次のような意見があった。

「在り方懇談会」の中間報告を読むかぎり、まとめの視点が管理者側からのそれであって、地域の公益が殆ど無視されているように思う。統廃合によって教育学部がなくなる県があれば、その地域での教員養成の機会が失われ、現職教員の研修もできなくなり、結果的に社会貢献の場の縮小に繋がる。特別委員会の意見書の取りまとめは、部分的な修正意見の羅列でなく、統廃合のデメリットを論じた上での意見書としていただきたい。

- 会長から、この件については、ただいまのご意見なども参考にして意見案をまとめていただき、これを持ち回り理事会に諮って了承を得られれば、特別委員会の意見として文部科学省に提出することとしたいと諮られ、異議なく了承された。

(2) 国立大学の再編・統合等に関する文部科学省の動きについて

自由な意見交換を予定していたが、特に発言がなかったため、会長から次のようなまとめがあった。

去る6月に提示された「大学の構造改革プラン」で、国立大学の再編・統合等が国の政策として打ち出され、報道によれば、「文部科学省は国立大学の再編統合計画について2002年度中を目途に策定する方針」とも伝えられている。この問題については、明日の午後に予定している国立大学長懇談会で文部科学省から、その基本的考え方などについての説明があることになっているので、その際、教員養成系大学・学部の再編・統合問題も含め、文部科学省の考えを質していただければ幸いである。

(以下 略)

## 文部科学省・新しい「国立大学法人」像 （中間報告）に対する提言

平成 13 年 10 月  
国立大学協会理事会

### 1 はじめに

国立大学を取り巻く諸情勢の急激な変化に対処するため、国立大学協会では、理事会の中に将来構想ワーキンググループ（以下「理事会 WG」という。）を設置し、「国立大学の再編・統合」問題及び文部科学省調査検討会議が取りまとめた「新しい「国立大学法人」像について（中間報告）」（以下「中間報告」という。）について検討を進めてきた。

理事会 WG では、会議開催の都度、議事メモ及び未定稿の会議資料を全国立大学長に送付して意見を求め、理事会 WG へのフィードバックを繰り返す方式で、7月5日から計8回開催してきた。

「中間報告」策定の過程には、国立大学協会も設置形態検討特別委員会の委員を中心として参画してきた。しかしながら、文部科学省調査検討会議の構成や性格上、「核心」でありながら、併記や曖昧な部分が残されている。平成 13 年 10 月 1 日付け国立大学協会会長尾会長談話でも述べられているとおり、「中間報告」は、国立大学ひいては我が国の高等教育と学術研究の将来の発展に、決定的な影響を与えるものとなる。

そのため、「2 要旨」に示す主要項目について、国立大学協会独自の立場から理事会において鋭意審議し、別紙のとおり提言を取りまとめた。文部科学省が今後の制度設計において十分参考にされるよう要望する。

### 2 要 旨

#### 検討項目

- (1) 役員および管理運営
- (2) 国のグランドデザインと大学の長期目標
- (3) 国立大学評価委員会（仮称）の役割と構成
- (4) 学長選考、教職員の身分等
- (5) 法人の財務と会計基準

#### まとめの主要点

- (i) 大学の管理運営に学外者の意見を反映させる方法として、主に大学経営を審議する運営協議会方式及び学外者を加えた評議会方式を提言した。

(1-7、1-9、1-10、1-11)

- (ii) 国のグランドデザインの意義と内容、大学の長期目標との関係、グランドデザインと政策目標の関係等について提言した。

(2-1、2-2、2-3)

- (iii) 国立大学評価委員会（仮称）の役割と構成等について、そのあるべき姿と方向性を提言した。

(3-1、3-2、3-3、3-4)

- (iv) 高等教育・学術政策に関して文部科学大臣に助言・勧告する機関の設置を提言した。

(3-5)

- (v) 教職員の身分を公務員型とするか非公務員型とするかについては残された課題とした。  
(4-4)
- (vi) 高度な専門性を有する事務系・技術系職員の育成、処遇の必要性について提言した。  
(4-5)
- (vii) 標準運営費交付金は、経常的・基盤的経費であるので評価とリンクさせないこと及び特定運営費交付金の適切な評価指標に基づく措置を提言した。  
(5-1)
- (viii) 自己努力のインセンティブを高める剰余金・外部資金の取扱いを提言した。  
(5-1)
- (ix) 新たな大学法人の会計システムの構築を提言した。  
(5-2)

### 3 項目別本文

## I 役員および管理運営

### 1 役員

#### 1-1 法人の役員

- ・学長、副学長、他の役員および監事とする。

#### 1-2 役員の定数・名称

- ・副学長の定数、他の役員の名称および定数は法人が定める。

#### 1-3 学長

- ・法人を代表し、業務を総理する。
- ・最終的な意思決定を行う。
- ・法人の申出により文部科学大臣が任命する。

#### 1-4 副学長

- ・学長が任命し、学長の定めるところにより法人を代表する。
- ・学長を補佐し、業務の一部を分担する。
- ・副学長は、当該法人の教授を兼任することができる。

#### 1-5 監事

- ・法人の業務について監査を行う。
- ・監査の結果、必要があると認めるときは学長または文部科学大臣に意見を提出する。
- ・文部科学大臣が任命する。
- ・監事のうち少なくとも一人については、当該法人の教職員以外の者で、大学運営に高い識見を有する者のうちから法人の推薦に基づき文部科学大臣が任命する。

#### 1-6 他の役員

- ・学長を補佐し、学長の定めるところにより、業務の一部を分担する。
- ・法人の教職員及び当該法人の教職員以外の者で大学運営に高い識見を有する者のうちから法人の定めるところにより学長が任命する。
- ・法人の教職員以外の役員は非常勤とする。
- ・非常勤役員（学外者）については、任務と権限の軽減に配慮すべきである。

### 2 管理運営組織

#### 1-7 法人の管理運営組織

- ・役員会及び評議会を置く（一学部のみを置く大学は評議会に代えて運営評議会を置く）。

- ・法人の定めるところにより、運営諮問会議または運営協議会、あるいはその両者を置くことができる。
- 1-8 役員会
- ・法人の業務に関する企画立案及び執行について審議する。
  - ・役員会は、学長、副学長および他の役員（監事を除く）をもって組織する。
  - ・学長が議長として役員会を主宰する。
- 1-9 評議会
- ・法人の運営に関する重要事項について審議する。
  - ・評議会は、学長、副学長、部局長等学部等から選出された教授及び評議会の議に基づき学長が指名する教職員をもって組織する。
  - ・法人の定めるところにより、当該法人の教職員以外の者で大学運営に高い識見を有する者を、評議員に加えることができるものとする。
  - ・学長が議長として評議会を主宰する。
- 1-10 運営諮問会議（運営諮問会議を置く場合）
- ・法人の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対して助言または勧告を行う。
  - ・運営諮問会議の委員は、法人の教職員以外の者で、大学運営に関して広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長の申出を受けて文部科学大臣が任命する。
- 1-11 運営協議会（運営協議会を置く場合）
- ・経営に関する重要事項について審議する。
  - ・この場合、評議会は教学に関する重要事項を中心に法人の運営に関する事項について審議する。
  - ・運営協議会は、学長、副学長、運営協議会の議に基づいて学長が指名する他の役員（監事を除く）及び当該法人の教職員以外の者で大学運営に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから運営協議会の議に基づいて学長が任命する者をもって組織する。
  - ・学長が議長として運営協議会を主宰する。
  - ・運営協議会を置いた場合であっても特に必要のときは、学長の諮問に対して助言、勧告を行う組織として運営諮問会議を置くことができる。
- 1-12 部局長会
- ・法人の定めにより置くことができる。
  - ・学長を補佐し、部局間の協議、意見調整および業務の企画立案を行う。
  - ・部局長会は、学長、副学長、部局長、および部局長会の議に基づいて学長が指名する他の役員（監事を除く）をもって組織する。
  - ・学長が議長として部局長会を主宰する。
- 1-13 教授会
- ・「教授会」については、上位法の学校教育法（59条）に規定されている。
  - ・学部運営のための基本組織として学部における重要事項を審議する。

## II 国のグランドデザインと大学の長期目標

### 2-1 国のグランドデザイン

- ・国のグランドデザインは学術研究の長期的、普遍的、理念的な目標をその内容とすべきである。
- ・グランドデザインは特定の時点における短期的、具体的な政策とは区別されなければならない。
- ・グランドデザインの内容には上記のような内容の他、施設の整備充実への言及も含まれるべきである。
- ・グランドデザインには高等教育のために、例えば、GDP比1%を支出するといった国民的合意が示される必要がある。

## 2-2 グランドデザインと大学の長期目標

- ・説得的なグランドデザインがあれば、大学がそれを前提にして長期目標を樹立することは十分に可能である。
- ・更にその長期目標を踏まえて各大学が中期目標、中期計画を策定することが妥当である。

## 2-3 特定の政策との関連

- ・政府が大学の活動に関わる特定の政策を掲げることは十分に考えられるが、こうした政策はグランドデザインを踏まえたものであることが基本である。
- ・この理由により短期的目標について、大学がそれを積極的に受け止める方法については十分に工夫の余地があると考ええる。

# Ⅲ 国立大学評価委員会（仮称）の役割と構成

## 3-1 中期目標・中期計画についての意見表明

- ・中期目標・中期計画が、各大学の長期目標を踏まえ、当該大学の意向を尊重したものになっているかどうかを中立的な立場から確認する。
- ・中期目標の水準等が、その大学の過去の実績、将来構想等と照らし合わせて、妥当であるかどうかについて意見を述べる。
- ・中期計画に基づく運営費交付金の配分が、あらかじめ定められた配分ルールを満たしているかどうか確認する。
- ・政策的（競争的）経費の配分が評価を適切に反映しているかどうかについて確認する。

## 3-2 総合的評価

- ・中期目標の達成度、教育研究等についての通常活動の遂行状況、及び会計情報を活用した経營業務の執行状況について行う。
- ・教育研究活動等については、大学評価・学位授与機構の評価結果を尊重する。
- ・自己点検評価においては、大学評価・学位授与機構以外の第三者評価機関の専門的な評価を積極的に活用して評価の信頼性を高める。
- ・国立大学評価委員会及び大学評価・学位授与機構は、それらの第三者評価機関の評価結果を含め、多軸的、多面的に評価を行う。
- ・総合的評価は、その結果が国民に容易に理解できるよう工夫して公表する。

## 3-3 年度の実績評価

- ・国立大学評価委員会（仮称）に各大学が業務の執行状況を報告することにとどめるべきである。

## 3-4 構成

- ・国立大学法人の業務を統括することになるから、相当数（20人～30人程度）の規模が必要である。
  - ・国立大学の種類、地域等ごとに、複数の分科会を構成し、専門委員を置いて評価することが望ましい。
- 3-5 高等教育・学術政策に関する助言・勧告
- ・国立大学のあり方、国立大学の活動の重点事項等を含め、高等教育・学術政策に関し、大局的な見地に立って、文部科学大臣に助言・勧告をする役割を持つ機関を創設することが望ましい。

## IV 学長選考、教職員の身分等

### 1 学長選考

#### 4-1 資格

- ・学長は、研究教育に高い見識を有することが基本的に重要であり、併せて法人運営の責任者としての優れた経営能力を有している者であることが望ましい。

#### 4-2 選考方法

- ・大学構成員の自律的意思を尊重しつつ、学外者の意見を適切に反映させる。
- ・選考方法については、大学の特性に応じて異なった考え方がありうる。社会へのアカウンタビリティを重視し、各大学ごとに定めることとする。

#### 4-3 学長の解任

- ・学長解任の仕組みは、学長の選考に責任を持つ評議会等に置き、その議決など合法の手続きを定めておくことが必要である。

### 2 教職員

#### 4-4 教員の身分

- ・教員の身分を公務員型とするか非公務員型とするかについては残された問題である。
- ・制度設計に際しては、教育研究及び人事についての各大学の自主性・自律性や円滑な人事交流等に留意する必要がある。

#### 4-5 教員以外の職員人事

- ・事務職員、技術職員等の職種については、多様な区分が設定されること及び大学間交流にも対応できる制度設計が必要である。
- ・高度な専門性を有する事務系・技術系職員を育成し、処遇できる制度が必要である。

#### 4-6 教職員の給与等

- ・各大学が策定する給与体系の参考となる給与モデルの作成が必要である。
- ・この時、各大学の給与基準に大きな不均衡が生じない体系であることに留意すべきである。
- ・教職員の多様な勤務態様に対応できる就業規則または法律の制定が必要である。

#### 4-7 若手研究者の育成

- ・日本の学術研究を持続的に進歩・発展させ、多くの分野で世界トップクラスの人材を輩出させるためには、次世代を担う若手研究者を多数育成することが極めて重要である。
- ・このような視点から、RA、TA、PDの格段の増員のほかに、若手教官の増員を図れるような人事システムに配慮が必要である。

#### 4-8 外国人教職員の採用

- ・日本で学んだ有能な外国人留学生を、日本で教員、事務職員、技術職員等として採用する



ことを奨励する制度が必要である。

## V 法人の財務と会計基準

### 5-1 運営費交付金等

- ・標準運営費交付金：大学の教育研究を中長期的かつ安定的に維持するための経常的・基盤的経費であることから評価とリンクさせないものとして措置する。その場合、「外形標準」とされるものの要素・項目等を明確にするとともに、運営費交付金全体の相当部分を占めるように配慮する。
- ・特定運営費交付金：大学の個性ある発展を促進させるため、適切な評価指標に基づき措置する。この場合、大学の中期目標・中期計画に沿った諸活動の自主性・自律性を損なわないよう配慮する。
- ・剰余金および外部資金：中期計画期間終了時の剰余金相当額を次期中期計画の運営費交付金から減額させない。また、奨学寄付金や共同・受託研究費等の外部資金は、運営費交付金の算定には反映させず、別枠の自己収入として経理する。これらは大学の自己努力のインセンティブを高める上で必要不可欠な措置である。

### 5-2 大学法人の会計基準

- ・大学は教育研究および地域社会へのサービスを行う主体であることから、企業会計の方式をそのまま適用することは不適切である。そのことを配慮し、公的な財政措置に伴う説明責任や財務の透明性を適切に果たしうる形で、会計システムの構築が図られなければならない。

## 大学（国立大学）の構造改革の方針について

平成13年11月  
文部科学省高等教育局

### I 方針の策定に至る経緯、方針の趣旨・ねらい

#### 1. 大学改革の推進

大学改革については、これまで、昭和62年に発足した大学審議会の答申等を受け、教育研究の高度化、高等教育の個性化、組織運営の活性化の旗印の下に、諸制度の大綱化、弾力化等が図られ、各大学においては、これらを踏まえて、改革に向けた種々の取組を行ってきた。

このような各大学における自主的な努力により改革が着実に進められ、文部科学省としても、大学の努力を積極的に支援してきたところであり、今後ともその基本的姿勢は変わらない。

なお、教育や研究等の一層の向上のためには、引き続き不断の努力が必要とされている。

#### 2. 方針策定の経緯

「知の時代（Knowledge-based Society）」とも言われる21世紀に入り、人材大国・科学技術創造立国を目指す我が国にとって、「知の創造と継承」を行う大学の役割は極めて重要である。

また、社会が大きく急速に変化している時代には、大学も旧来と同じ手法では、対応困難であり、新しい時代に、国民の期待に応え、「知の再構築」を図っていくことも、大学の責務である。とりわけ、現下の厳しい社会経済情勢に鑑みれば、大学改革なくして21世紀の我が国の発展はないと言っても過言ではない。

特に、国費によって運営される国立大学は、これまでも学術研究、人材育成、地域への貢献等の各面で我が国の発展に寄与してきたが、他方、国立大学の在り方に関し、各界からも種々の問題提起がなされるなど、必ずしもタックスペイヤーたる国民の期待に十分に答えられていない状況もある。

また、国立大学の法人化の検討も進む中で、引き続き国立の大学として国民の支持を得て国費の投入を受け、その使命を果たすためには、最先端の研究推進や優れた人材育成等の上での我が国の大学全体の牽引役としての矜持を持ちつつ、より一層の改革に努めることが必要である。

国政全般にわたり聖域なき構造改革の断行が求められている中で、本年6月に、経済財政諮問会議において「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）が取りまとめられるに当たり、これからの大学（国立大学）改革の基本的な方向を提示したものが、「大学（国立大学）の構造改革の方針」である。

#### 3. 方針の趣旨

この方針は、「大学の構造改革なくして日本の発展と再生はない」との認識の下、これまでの大学改革の流れをさらに加速し、我が国の大学、中でも多額の国費で支えられている国立大学が、その課せられている重要な役割を果たすため、それぞれの特徴を生かしつつ、教

育や研究等の上で、より一層活力に富み、国際競争力のあるものになることを願ってのものである。

高等教育に係る公財政支出の充実を図る上でも、各大学の一層の努力と国民各層の幅広い支持が必要なところであり、これまでの大学審議会等での議論の積み重ねを十分踏まえつつ、これからの大学改革の方向について、広く各方面の理解を得べく策定したものである。

なお、方針の3施策のみが大学改革の全てではなく、これまで真摯に取り組み続けてきた諸改革についての継続的な努力のほか、教育研究基盤の整備や教育機能の充実、国際化への取組、学生への支援など、他の多様な課題への取組も必要であることは言うまでもない。

## II 国立大学の再編・統合についての基本的考え方

### 1. 再編・統合を推進する理由

我が国が人材大国・科学技術創造立国を目指す上で、国立大学が国際競争力のある大学として、一層活性化していくことは重要な課題である。

各国立大学は、戦後、その時々々の必要性にも応じて整備され、これまでそれぞれの理念、目標や伝統の下に、学術研究・人材育成、地域への貢献等の各面で我が国の発展に寄与してきた。

しかし、「競争的環境の中で個性輝く大学」として、教育や研究等をさらに発展させ、より大きな役割を果たすためには、新しい世紀において我が国の活力の源泉たる「知の拠点」としての自覚の下に、より広い視野と長期的展望に立って、教育研究基盤を整備して足腰を強化したり、教育研究分野の厚みや広がり、特色の強化を図ることが必要である。

また、国立大学の法人化を控え、全学的視点で資源を最大限に活用した戦略的な経営を進める上で、ある程度のスケールメリットを確保することも有効であろう。

このため、これまでの経緯にとらわれず、将来の発展を見通した再編・統合を大胆に検討することが必要とされている。

国立大学の再編・統合は、大学の数の削減自体を目的とするものではなく、従来の各大学の枠内では不可能であったような教育や研究等の抜本的な改革・発展と、それらを通じた社会への積極的な貢献を目指し、国民からの支持を確保しつつ、国立大学全体の再生と新たな飛躍を期するものである。

### 2. 再編・統合を検討する際の視点の例

上記1の考え方に基づき、各大学で再編・統合を検討する際には、どのような教育上、研究上等のメリットがあるのかということが重要であり、その視点の例としては、たとえば次のようなものが考えられる。

#### ① 教育研究体制の充実強化

- 再編・統合により、各大学の機能を相互に補完・充実したり、新たな可能性の創出を目指す視点
  - ・教養教育等、教育面の充実のためのカリキュラムの抜本的な見直しと、そのための体制整備
  - ・学術研究分野の深化や再構成、新分野の開拓等、研究推進体制の強化等
- 計画的な人材養成（教員養成等）への対応、高度専門職業人の養成など、社会的要請に対応し得る優れた人材の養成機能を強化する視点

## ② 地域貢献、社会貢献の機能強化

大学が知的文化拠点として、地域及び社会の発展に貢献する機能を充実強化する視点

- ・ 地域の人材養成や発展への貢献
- ・ 産業界との連携・協力の推進
- ・ 社会人のキャリアアップ等

## ③ 経営基盤の強化

国立大学の法人化等をにらみ、組織としてのスケールメリットを確保して経営基盤を強化する視点

- ・ 各大学の有する人的・物的資源の有効活用や戦略的再編成
- ・ 共通の教育研究組織や事務部門の簡素・合理化等

### 3. 再編・統合の検討の方向

#### (1) 個性と特色ある大学づくり

2の①～③で例示したメリットのすべての充足を一律に追求したり、いたずらに総合大学化を目指すのではなく、それぞれの大学の特徴や地域の事情等に応じて、個性と特色ある大学づくりのため、多様な可能性を検討することが重要と考えている。

#### (2) 再編・統合の形態

地理的な近接性も考慮すべき要素の一つではあるが、教育上、研究上等のメリットがある場合には、県域を越えた再編・統合も大胆に検討すべきであろう。

また、大学単位の統合のみならず、例えば、大学間における学部レベルの機能分担の観点からの再編・統合、さらには公私立大学を含む近隣の大学間の役割分担や連携協力の強化、可能かつ適切な場合の地方移管等の検討も必要である。

#### (3) 教員養成系大学・学部

教員養成系大学・学部の在り方については、有識者による懇談会の報告書がまとまりつつある(平成13年11月(予定))。そこでは、活力ある大学・学部を実現し、新たな教育課題に積極的に対応するとともに特色ある教育や研究等を推進するため、近隣の複数の都道府県を単位として、教員養成大学・学部を再編・統合することが必要であるとしており、この報告を踏まえた真剣かつ早急な対応が必要である。

#### (4) 国立大学にとって実りある再編・統合

これらを通じ、教育や研究等の豊富化・高度化、新たな学問領域への展開、人材の流動化、資源の重点的投資等を可能にする、国立大学にとって実りある再編・統合を志向することが重要である。

### 4. 再編・統合の今後の進め方

#### (1) 再編・統合の進め方の基本認識

再編・統合の目的が各大学の教育や研究等の発展と基盤強化にあることから、まず各国立大学において、各々の将来の発展という視点から、また、更なる活性化の好機として、幅広く検討がなされることが肝要である。

文部科学省としては、これまでと同様、各大学における検討を尊重しつつ、積極的に支援や助言を行っていく考えであり、その意味で、国立大学の再編・統合は、文部科学省と各国立大学のいわば「共同作業」によりつくりあげるものと言えよう。

(2) 今後のスケジュール

今後、各大学において、この「基本的考え方」も参考に、再編・統合について更に検討が深められることを期待したい。

平成14年度中を目途として、各大学における検討状況を踏まえ、全体的な再編・統合の計画の取りまとめを予定している。

なお、国立大学の再編・統合は、既に概算要求したり、統合に合意した大学が見られるように、一律ではなく、諸準備の整ったものから、段階的に、かつ、速やかに推進していくこととなるものである。

### Ⅲ 国立大学の法人化

#### 1. 法人化の意義

国立大学の法人化は、昭和46年の中教審答申以来の検討課題であった。しかし当時は気運も盛り上がりず、むしろ現行制度下で最大限の改善措置を講じる方向で、これまで大学審議会の答申等を踏まえた大学改革が推進されており、それなりの大きな成果を挙げてきている。

他方、欧米諸国では国立大学・州立大学を含め大学には法人格が付与されているのが一般的であるのに対し、我が国の国立大学が依然として国の行政組織の一部として位置付けられ、独立した法人格がないことから、現行設置形態の下での改革には限界がある。

- 文部科学大臣の広範な指揮監督の下に置かれ、大学自らの権限と責任において運営に当たることには自ずから限界
- 予算、組織、人事等の面で、国の行政組織としての様々な規制が残るため、教育研究の柔軟な展開に制約 など

今日、学術研究の推進や高度の人材育成、さらには社会経済の活性化等の各側面で、国立大学への期待と関心はかつてないほど大きくなっている。

こうした状況の中で、大学運営上の自律性を拡大し、それぞれの創意工夫による「個性輝く大学づくり」や世界最高水準の教育研究の展開のためには、各国立大学が独立した法人格を持つことは大きな意義がある。

このため、独立行政法人制度が発足したのを好機として、国立大学にふさわしい制度設計の検討を進めてきたところである。

#### 2. 法人化の検討の観点

国立大学の法人化は、大学の自律性を拡大し、優れた教育や研究の展開という国立大学の本来の機能を充実するためのものでなければならず、その制度設計に当たっては、予算、組織、人事などの諸規制が大幅に緩和され、自己努力が報いられるという法人化のメリットを最大限に活用して大学改革を促進する、との観点が重要である。

先般公表された「調査検討会議」からの中間報告(平成13年9月27日)でも、同様の観点からの検討が行われ、

- ① 各種権限の明確化をはじめ「民間的発想」のマネジメント手法の導入による戦略的大学の運営の実現
- ② 役員等への「学外者の参画」による運営システムの改善
- ③ 任期制・公募制の積極的導入など「能力主義」に立った人事の実現

④「第三者評価」の導入による事後チェック方式への移行などの方向で具体的な制度の在り方が示され、新しい「国立大学法人」への移行を提言している。

なお、管理運営組織の在り方や教職員の身分取扱等については、今後さらに検討を深めることとされているところである。

提言された「国立大学法人」と既存の独立行政法人との主な相違点は、

- ① 役員への招聘等も含め「学外者の運営参画」を制度化
- ② 客観的で信頼性の高い「独自の評価システム」を導入
- ③ 学長任命や目標設定で「大学の特性・自主性」を考慮の諸点である。

今後、各界からのパブリック・コメントを受けた「調査検討会議」としての最終報告を待って、「国立大学法人法」（仮称）を制定し、できるだけ早期の新しい法人制度への移行を目指していきたい。

## IV 第三者評価による競争原理の導入

### 1. 競争的環境の醸成

21世紀において、我が国の大学が、世界のトップレベルの大学と伍して、教育及び研究の水準向上や活性化、世界をリードする創造的人材の育成をしていくためには、競争的環境を一層醸成し、国公私を通じた大学間の競い合いがより活発に行われることが重要である。

このため、第三者評価による競争原理により、世界的水準の教育及び研究を展開し得る大学を重点的に支援していくことが必要と考えている。

この一環として、国公私を通じた競争的環境の下で、活力に富み、国際競争力のある大学づくりを支援するため、平成14年度から、「世界最高水準の大学づくりプログラム」（いわゆる「国公私トップ30」）の実施を予定している（211億円を新規概算要求中）。

なお、優れた学術研究を推進するための競争的研究資金としては、これまでも、また今後とも、科学研究費補助金がその中心との認識は言うまでもない。

### 2. 第三者評価による重点的支援措置のねらい

主として研究上のポテンシャルの高い大学の教育研究組織に対する重点的支援を企図している。科学研究費補助金のような個人やグループに対する研究助成に比べ、高度な人材育成機能も加味した組織面への支援を目指すものである。

「トップ30」との字句は、重点性を表明したもので、30という数字はあくまでもシンボリックな意味合いのものである。したがって、あらかじめ大学を選んだり、大学のランク付けを行うものではなく、申請に基づき、いわばピアレビューによる審査結果により、大学内の教育研究組織等を支援することとし、しかも、選定の結果は固定化せず、その後の評価に応じて変動し得る仕組みを予定している。

各大学の個性や特色の明確化が図られ、国公私を通じた競い合いにより、我が国の大学全体の水準向上や活性化につながることも期待している。

なお、大学改革には他にも様々な課題があり、教養教育の重視や地域への貢献など、各大学の「個性輝く大学づくり」の努力については、別途、各種の支援措置を講ずるとともに、研究面への他の支援措置等についても、充実に努力していきたい。

### 3. 仕組みの概要等

選定の仕組みの在り方については、中央教育審議会大学分科会及び科学技術・学術審議会学術分科会の委員から成る大学改革連絡会で検討中であり、予算の査定状況等に応じて変更もあり得るところである。

ただ基本的には、学問分野別に、大学院博士課程レベルの組織を対象に、大学からの申請を受け、審査の結果、選定された優れた組織に、一定の支援経費を5年間程度継続的に配分することを予定している。

審査は、文部科学省自身が行うのではなく、科学研究費補助金の審査方式に準じて、専門家・有識者等により、教育研究活動実績や今後の発展の可能性等について、客観的で公平・公正な第三者評価を実施することを考えている。なお、我が国における大学についての第三者評価システムの育成・定着状況により、審査機関の位置付け等については、今後さらに検討していきたい。

## 最終報告「新しい『国立大学法人』像について」の検討結果

平成14年4月1日  
設置形態検討特別委員会

### 1. はじめに

国立大学協会は、文部科学省・国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議の中間報告に対して、「国立大学法人化のありうべき方向を示すものとして評価することができる。しかし、なお、いくつかの重大な問題点が残されている。」として、総括的な問題と具体的な問題を指摘していた。ここでは、中間報告と比べて変化しあるいは新たに定まった点を中心に、最終報告をどう受け止めるべきかということを検討する。

### 2. 総 評

国立大学の法人化は、戦後日本の大学制度改革の中でもっとも大きな改革の1つである。国立大学等関係者だけでなく、公私立大学、経済界、言論界、高等教育や学術・科学技術政策についての有識者、それに担当の文部科学省等から広く知恵を結集して未決着部分も決着させ、最終報告がまとめられた。

最終報告の法人像は、全体として、国立大学法人法による法人化、国を設置者・経費負担者とする、大学と法人一体の組織、教学経営の双方に配慮した運営組織、大学業務の特性を尊重した中期目標・中期計画、外部意見を入れた学長選考制度、さらには柔軟な人事制度等において、基本的に国の経費で教育研究等を行う開かれた自主・自律の責任組織となっており、国立大学におおむね適合的な法人像になっている。

また、同時に、「高等教育・学術研究等への効果的で十分な支援について責任が問われる」と、国の責任も明示されている。

従って、国立大学協会は、最終報告を、基本的には、一部の大学に異論はあるものの国立大学が国民の期待に応じて教育研究等において世界的な競争力をもち地域に貢献する大学として飛躍していくための改革案であると受け止める。大学構成員は新たな意識で取り組むことが必要である。

ただ、問題点や懸念がないということではない。とくに職員身分の非公務員型については、環境整備や法的整備などの点で多くの検討課題があり、また、財務会計制度の財政的基盤を確保する方式や運営費交付金の積算・配分方式等が依然不明である。これらについては、政府は国立大学協会と協議しつつ、今後早急な取り組みを行うべきである。

### 3. 設置者

国立大学協会は中間報告に対して、学校教育法第2条・第5条との関係で、国を設置者とし、国立大学に対する経費負担者としての国の責任を明確にするように求めていた。また、国を国立大学の設置者とするにより、大学組織と法人組織を一体とすることになる点からも、国を国立大学の設置者とする必要があると見ていた。

最終報告においても、国を国立大学の設置者とするのが堅持された点は評価できる。



#### 4. 運営組織

国立大学協会は中間報告の複数案に対して、それぞれ経営事項と教学事項を中心にした運営協議会と評議会という審議機関のほか、役員組織について役員会方式も参考になるとした。ただし、もともと経営と教学の分離には無理があることを指摘するとともに、役員会に議決制を持ち込むことには賛同せず、また運営組織のあり方について大学ごとの幅を認めるよう主張した。

最終報告では、役員会・運営協議会・評議会からなる運営組織に落ち着き、経営・教学の双方にまたがる案件の抜いや、役員会で議決すべき「特定の重要事項」の内容については、各大学の裁量を認めるなど、一定の配慮がなされている。

なお、役員を選考方法については、学長を中心にした役員会が国立大学法人運営に責任を持つことになるので、副学長の任命は学長が自らの責任で行なうとともに、大学の外部の者や事務職員から学長が任命すべき役員の数や比率、選任の基準に特段の定めはないものと解する。

#### 5. 非公務員型

最終報告では、職員身分について「非公務員型とすることが適当である」と結論された。一方、国立大学協会も、「現行法のままでは非公務員型も考慮に値する」としていた。公務員制度改革が小幅な場合、非公務員型の検討もありうると見ていた。

最終報告では、非公務員型は、柔軟かつ弾力的な雇用形態・採用方法・給与・勤務時間、外国人の管理職への登用、兼職兼業の弾力化などにメリットをもっており、しかも、非公務員型の場合でも、法人への職員の引継や退職手当の期間通算には法的措置を講ずるとし、また、医療保険・年金、宿舎については、国家公務員と同じ扱いになるとしている。

ただ、最終報告では、非公務員型で任期制を広く導入するための法整備や労使関係を円滑に処理する仕組み、国家公務員に準じる公共性の確保、職員身分の切り替えに伴う各種の代替措置や移行の問題など、なお検討課題が多い。付随的な法令・予算上の措置も必要である。非公務員型の長所を生かし、移行に伴う当面の混乱を出来るだけ避けるためにも、政府は国立大学協会と協力して、責任を持ってこれらの課題の検討と整備に当たるべきである。

#### 6. 教員等の人事

非公務員型の場合、教員等人事に「教育公務員特例法」が適用されない。最終報告では、その代替措置として、教員の人事方針・基準・手続きは、「評議会の審議」を経ることになっており、具体的には選考についても「専門性を有する学部等の考え」も重視されるべきだとしている。国立大学協会はその点の法令化も求めてきた。

不明なのは、学部長等の選考である。この基準・手続き等の扱いは、教員の場合とは違っている。教員と同様の基準・手続き等を探りうるものと解する。

#### 7. 学長選考

最終報告は、「学長選考委員会」を学長選考機関とした。この「学長選考委員会」は、運営協議会と評議会の両方のメンバー（の代表）からなり、候補者の調査や絞り込みと学長候補者の最終的な決定を行うことになっており、学内での投票はその中間での学内意向聴取手続きに位置付けられている。

この学長選考手続きは国立大学法人における学長の性格や運営組織と整合的なものである。ここで、「学長選考委員会」を学長選考機関とする基本点を踏まえれば、運営協議会と評議会の両方を学長選考機関とするなど、ある程度大学ごとの工夫の余地も残すものと理解する。な

お、学長の解任に関しては、どのような学内機関がどのように関与するかなど、具体的な仕組みの検討が必要である。

#### 8. 目標・評価

最終報告では、理念や長期的な目標が大学の自主性や個性の根元としてとらえられ、中期目標は文部科学大臣が「定める」ものの、国立大学法人法等によって、各大学の理念等を踏まえた中期目標原案への配慮の義務や大学業務の特性への配慮の義務を文部科学大臣に課すことになった。また中期目標に掲げる項目から大学の「理念」が削除されたし、中期目標・中期計画の原案を各大学で一体的に検討することになった。かなり大学らしい特徴が出るようになった。

もっとも、運用上の考慮は必要である。例えば、大学評価・学位授与機構の教育研究評価について、評価基準や人的資源の面で法人化に見合った整備が必要であり、一斉移行後の評価サイクルの工夫も必要であり、また目標・評価の労力が過大となり大学から教育研究の時間を奪ってしまうことのないよう配慮すべきである。

#### 9. 財務会計

財務会計制度については、特定運営費交付金が「特定の教育研究の施設の運営や事業の実施」として明確になったこと、「システム」について国立学校財務センターを活用するとされたこと、長期債務を病院を有する大学に承継させる点が改められたこと以外、中間報告と変わらない。

とくに、「高等教育や科学技術・学術研究に対する公的支援を拡充する」具体的な方法と、運営費交付金の算定基礎・配分方式、評価の予算配分への反映方式については、政府は国立大学協会とも協議しつつ早急に検討作業を進め、骨格の姿を示すことが望まれる。

## 国立大学長・大学共同利用機関長等会議に おける文部科学大臣あいさつ

平成 14 年 4 月 3 日

### 1. はじめに

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただき、御礼申し上げます。また、各機関における皆様方の日頃のご尽力に対しまして、深く敬意を表します。

本日、皆様方にお集まりいただきましたのは、懸案となっております国立大学等の法人化の問題につきまして、先月 26 日に「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」で最終報告がとりまとめられたことを踏まえまして、その概要をご紹介しますとともに、文部科学省としての考え方を説明するためでございます。

報告の概要につきましては、後ほど、担当よりご説明申し上げ、また、皆様からのご質問やご意見を伺うこととしておりますが、せっかくの機会でございますので、歴史的経緯も含め、これからの国立大学等の在り方について、私の考えを申し上げたいと存じます。

「知の時代」とも言われる 21 世紀に入り、「人材大国」、「科学技術創造立国」を目指す我が国にとりまして、「知の創造と継承」を担う大学の役割は、ますます重要なものとなってまいりました。

昨今、我が国の社会経済情勢が厳しさを増す中で、日本の大学、とりわけ国立大学については、種々の批判や注文が寄せられていることは、皆様もお気づきのことと存じます。

私は、それも裏を返してみれば、大学に対する社会の並々ならぬ期待感の現れと受け止めておりますが、それ故に、今、この時点で、国立大学等の在るべき姿をしっかりと見直し、その役割を実現するための仕組みを再構築する必要性を、常々感じてきたところでございます。

### 2. 歴史的経緯と国立大学改革

振り返ってみますと、我が国の国立大学は、明治 10 年に最初の官立大学が設置されて以来、ヨーロッパ型の大学を基本的なモデルとしつつ、学術研究と人材養成に努めることにより、我が国の近代化を支え、国の発展に大きな貢献を果たしてまいりました。

先の大戦後は、新制大学への転換・一元化という大きな変革の中で、一般教育、単位制、課程制大学院など米国型の大学モデルの諸要素が新たに取り入れられました。その内実については、関係者の間で必ずしも十分には消化されないまま、戦後大学制度がスタートしたという経緯がございました。

その後、国立大学については、理工系分野の拡充、医科大学や新構想大学の設置など、社会経済の動向や国民の要請に応えた一連の整備が進む中で、学術研究の推進、研究者の養成、進学機会の確保、さらには地域社会への貢献など、戦後の我が国社会の発展を支えてこられました。その過程で、時代の要請に応え、時々の関係者の努力により、一つ一つの国立大学が設置され、様々な歴史と特質をもつ高等教育機関群となってまいったところです。

この間、経済の復興を背景とした国民の進学意欲の急速な高まりを受け、私学を中心に大学の量的拡大が進みましたが、大学のいわゆる大衆化が進むに伴い、大学の在り方を巡る様々な問題が顕在化し、昭和 40 年代の大学紛争を経て、教育改革の大きな流れの中で、大学につい

でも改革の必要性が指摘されるようになってまいりました。

そうした経緯を踏まえて、昭和62年には、大学審議会が発足するに至り、同審議会から出された累次にわたる答申を踏まえて、いわゆる「高度化・個性化・活性化」の旗印の下、各大学において大学改革に向けての具体的な取り組みが着実に進んできたことは、高く評価されるべきものと、私は考えております。

しかしながら、こうした各大学における取り組みにもかかわらず、全ての国立大学が、国民の期待に十分に応えて、改革を進め成果を上げることができているのでしょうか。また、一人一人の教職員に至るまで、改革の気運が浸透し、努力が続けられているのでしょうか。さらに、それらの結果として、全体として国立大学の在るべき姿が実現されているのでしょうか。こうした点についての国民の受け止め方には、依然として極めて厳しいものがあると、深く憂慮しております。

### 3. 国立大学の法人化

このような歴史的経緯の中にあつて、国立大学の設置形態の在り方は、長らく我が国大学制度上の大きな課題とされてまいりました。我が国の国立大学は、独立した法人格を持たず、国の行政組織の一部として位置付けられてきたため、逐次、改善が図られてきたものの、予算、組織、人事など様々の面で一定の制約があり、各大学における教育研究の柔軟な展開を図る上での障害となっている点は、従来から繰り返し指摘されてきた通りでございます。

この点、欧米諸国においては、国により大学制度は様々であります。国立大学や州立大学を含めて、大学には法人格が付与されているのが一般的であると承知しております。

このため、国立大学の法人化の必要性については、各大学における自主的・自律的な運営を実現し、個性的な発展を図る観点から、昭和46年の中央教育審議会答申以来、度々指摘されてまいりました。

残念ながら、今日まで、その機が熟さず、具体化には至りませんでした。国による確実な財政措置を前提とした独立行政法人制度の発足を機として、国立大学の法人化の問題を現実の課題として検討することになったことは、国立大学の今後の発展を図る上で、大きな意義を持つものと、私は考えております。

この間、行政改革会議の最終報告をはじめとする行政改革の大きな流れをも踏まえながら、国立大学の法人化を大学改革の一環として位置づけ、平成11年に、有馬大臣が国立大学等の法人化に関する検討の方向を示されました。さらに一昨年には、中曽根大臣の下、法人化への具体的な歩みが始まり、今、私がおその結論をいただくということになりました。

この問題の具体的な検討を行うために、一昨年の7月に発足した調査検討会議には、学長を始め国立大学等の多くの関係者の参画も得て、難しい検討テーマが多い中、国立大学等の「改革と新生」という大きな目標に向けて、熱心にご議論をいただいたと伺っております。

ご協力いただいた皆様に対しまして、この場をお借りして、心から感謝申し上げます。

ここで、報告書の内容に関連して、若干の私の所感を申し上げますと存じます。

まず、第一に、国立大学等を取り巻く諸情勢が大きく変化する中で、一つ一つの国立大学等の存在意義が改めて問われており、国民や社会に対する説明責任が増大しているという点であります。

その点、今回の報告書では、各機関ごとに、一定期間の目標や計画を社会に対して明らかにし、また、第三者による事後的な評価を受けて、その存在意義を証明する、という視点が示さ

れていることは、極めて重要なことと考えております。

また、こうした取り組みが、各大学等における教育研究活動の活性化や、個性ある発展にも大いに寄与することになるものと期待しているところでございます。

第二に、国立大学は、社会に対する説明責任から更に一步を進め、経費の過半を税金により支えられる大学として、大学の外の社会との間で、意思疎通を図り、信頼関係を築いていくための積極的な取り組みが求められているという点であります。

その点、役員への招聘を始めとして国立大学の運営に学外者の積極的な参画を求めた今回の提言は、まことに時宜を得た画期的なものであると受け止めております。

また、今回の報告書そのものが、実は、国立大学関係者と学外の各界の有識者との間の相互理解と協力が、いかに有意義な成果をもたらし得るかということを実証しているのではないのでしょうか。

第三に、そのような社会との間の信頼関係を基盤として、現下の困難な時代にこそ、国立の教育研究機関として、国民や社会の期待に応じて、その持てる能力を存分に発揮し、時代や社会をリードしていくことが強く期待されているという点であります。

その点、国立大学法人の骨格を決める教職員の身分の問題、大学の運営組織の在り方、財務上の取扱い等について、過去の経緯にとらわれず、新しい時代にふさわしいものとすべく、精力的な御議論をいただきました。その結果、非公務員型の選択を含めて大胆に改革の方向性が示されものと考えており、調査検討会議の委員の方々のご見識に対しまして、私は、心から敬意を表したいと思えます。

#### 4. 国立大学への期待

今、国の内外の情勢を見ると、これからの我が国の国立大学は、国際的に通用する、魅力ある大学でなければなりません。

一般的に、大学が果たすべき機能としては、次の三点が挙げられます。

第一に、充実した教育による優れた人材の養成であります、すなわち、深い教養とともに優れた専門性を兼ね備えた人材を育てること、とりわけ国立大学は、国家や社会に貢献するという高い使命感を備えるとともに、国際的にも通用する人材を、責任をもって養成することが重要であります。

第二に、学術研究面での創造と継承であります。特に、優れた独創的な研究を活発にしていくことで、国際社会への「知の発信」が必要であります。同時に、先人からの学問の継承の上に新たな蓄積を加え、次代に伝えるという大切な使命を担っております。

第三に、社会貢献であります。大学、わけても国立大学は、社会的存在として、人材養成と学術研究を通じた地域社会や産業界等への幅広い貢献が重要であります。近年、特に長期にわたる経済の低迷を背景に、産学官連携の要請が高まっており、このような社会からの大きな期待に応じていくことが、国立大学にとって、ますます重要な使命となってきております。また、生涯学習への対応も大切であります。

もちろん、これら三つの機能を、全ての国立大学が、同じように体现する必要がないことは言うまでもありません。各大学が、これまでの蓄積や地域での役割などを背景に、大学改革の理念に照らして、それぞれの存立の意義や目標を明確にされ、個性や特色を発揮して前進していただくこと、それこそが重要であります。

現在、各大学において、大学の枠を越えた再編・統合についての検討をお進めいただいております。

りますが、こうした取り組みの中で、いかに新しい個性や特色を創造していただくかが、正に学長の双肩にかかっております。

この点は、再編・統合を具体的に検討されている比較的小規模の大学において、種々工夫を凝らしていただくのは当然のことではありますが、大規模な総合大学をはじめ比較的規模の大きい大学においてこそ、新たな視点から本格的な改革の姿勢を国民に対してお示しいただくことを、私としては是非ともお願いしたいと考えております。

## 5. おわりに

以上、これからの国立大学の在り方を中心に、私の考えを述べてまいりましたが、大学共同利用機関について一言申し上げます。大学共同利用機関は、全国の研究者に開かれた共同研究の拠点として、特色ある発展を遂げてこられました。私は、今回の改革の方向は、大学と同様に研究者の自由な発想を源泉として学術研究と教育を推進してこられた大学共同利用機関にとっても、ふさわしいものと考えております。大学とはまた異なる種々のご苦勞もあるものと存じますが、今回の改革の趣旨を是非ご理解いただき、各機関においてご努力を重ねていただきますようお願いいたします。

今後、我が省といたしましては、今回の報告書を重く受け止め、その内容に沿って、制度の具体化を図ってまいりたいと考えております。もちろん、その際には、引き続き皆様のご意見を十分お聴きしながら、作業を進めてまいり所存です。どうか、各大学等におかれましても、新制度への移行に向けて諸準備に怠りなきを期していただきますとともに、我が省における準備作業にも、積極的にご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

我が省としては、国立大学とともに、公立大学、私立大学がそれぞれに発展することで、我が国の高等教育機関が全体として充実したものとなることが重要と考えており、そのためにも、国立大学等の改革が、その牽引力になることを期待しております。

国立大学等の法人化を含め、昨年6月に公表した「大学の構造改革の方針」は、いずれも、これまでの大学改革の流れの上に、国立大学が国民の信を得て、さらに大きく発展することを願ってのものでございます。

その中でも法人化の問題は、我が国の大学制度120有余年の歴史の上で、一大転換点と位置付けられるものと考えており、その具体化に向け、担当大臣としての責任の重さを痛感しております。

たいへん難しい課題ではありますが、私は、大学改革の成否如何が、我が国社会の浮沈に大きく関わるものと考えております。とりわけ、多くの国費を投入している国立大学の関係者に対しては、志を高くされ、不断の努力に邁進されますことを、国民の多くが望んでいるものと思います。私としては、学長を始め関係各位と協力しつつ、この歴史的な事業に全力を尽くす所存でございます。同時に、国立大学等の法人化を契機に、国としての支援の拡充のため、心新たに努力してまいりたいと存じます。

皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げ、私のごあいさつとさせていただきます。

## 平成 14 年 4 月 臨時理事会議事要旨 (抄)

日 時 平成 14 年 4 月 12 日 (金) 10:00 ~ 12:00

場 所 学士会分館

出席者 長尾会長

石、松尾各副会長

中村、秋山、阿部、北原、池端、相澤、林、佐藤、岸本、野上、

吉川、河野、鮎川、梶山、池田、内藤各理事

隆島 (第 4)、宮田 (第 5)、鈴木 (第 6) 各常置委員会委員長

兵藤、板垣各監事

(オブザーバー) 多賀谷一照千葉大学副学長、

宮島洋東京大学副学長、千葉喬三岡山大学副学長

長尾会長主宰のもとに開会。

会長から、新理事 (秋山義昭小樽商科大学長) の紹介があり、定足数の確認後、議事に入った。

[議 事]

### I. 報告事項

#### 1. 各地区学長会議の報告について

各地区で行われた学長会議での最終報告に対する質疑の状況について、各地区当番大学から資料 1 により報告があった。

#### 2. 設置形態検討特別委員会による最終報告についての点検・評価の結果について石委員長から、特別委員会での最終報告についての点検・評価の結果について、資料 2 により報告があった。

同報告に対して質疑討論が行われ、理事会での意見を基に委員長が修文を行い、各委員の承認をとり、臨時総会に特別委員会報告として配付することとなった。

### II. 協議事項

#### 1. 「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」最終報告に対する国立大学協会の基本姿勢について会長から、会長談話案 (資料 3) が提案され、種々意見交換が行われた。

その結果、独立行政法人制度と最終報告の制度設計との関係、各大学の規則レベルに委ねられる内容、法人化の意義、同意することの表現、今後の法制化作業への関心と重視及び単語の使い方などを念頭に置きつつ、会長が修文を行い、臨時総会に提案することとなった。

#### 2. 国立大学法人化へ向けての新しい対応について

##### (1) 設置形態検討特別委員会の発展的解消と新しい委員会の設置について

会長から、設置形態検討特別委員会を発展的に解消し、新たに国立大学法人化特別委員会 (仮称) を設置することと、同委員会委員候補者案について資料 4 及び 4-2 により提案があり、臨時総会で了承を受けて設置することとなった。

- (2) 各大学に対する参考資料の提供等について  
会長から、最終報告の中で、今後国大協として対応することが必要になると予想される事項について、資料4-3のとおりである旨説明があった。
3. 国立大学連合組織の在り方の検討について  
会長から、将来構想ワーキンググループでの検討を基に、新たに国立大学協会の在り方検討特別委員会(仮称)を設置することと、同委員会委員候補者案について資料5及び5-2により提案があり、臨時総会です承を受けて設置することとなった。
4. 4月19日の臨時総会について
  - (1) 総会の日程等について  
会長から、資料6により臨時総会の議事次第案が提案され、協議事項の標題を「新しい「国立大学法人」像について」(最終報告)に対する国立大学協会の基本姿勢の表明と今後の対応について」に修正して承認した。
  - (2) 報道機関への公開について  
会長から、3月1日開催の理事会で、新年度から総会を報道機関に原則公開とすることが決められたが、4月19日の臨時総会についても報道機関に公開することが提案され、承認した。  
また、併せて、各国立大学事務局長を陪席させることになっている点についても確認された。

以上



## 平成 14 年 4 月臨時総会議事要旨 (抄)

日 時 平成 14 年 4 月 19 日 (金) 10:00 ~ 12:20

場 所 学術総合センター一橋記念講堂

出席者 各国立大学長

(代理出席)

東北大学馬渡副学長、総合研究大学院大学高畑副学長、  
奈良教育大学柳澤副学長、長崎大学加藤副学長

(オブザーバー)

国立遺伝学研究所堀田所長、高岡短期大学蠟山学長、  
統計数理研究所北川所長

会長から開会の挨拶の後、交代された学長、代理出席、オブザーバー出席の紹介があり、定足数が確認され、議事に入った。

### I 協 議

◎ 「新しい「国立大学法人」像について」(最終報告)に対する国立大学協会の基本姿勢の表明と今後の対応について

#### 1. 国立大学協会の基本姿勢について

会長から、「新しい「国立大学法人」像について」(最終報告)に対して、国大協としては、「最終報告の制度設計に沿って、法人化の準備に入ることにしたい」とする会長談話(案)(資料 2)を基本姿勢とすることが提案され、この問題に対する国大協の対応の経緯を含めた詳細な提案説明の後、意見交換が行われた。

主な意見の要旨は、おおむね次のようなものであった。

- 最終報告には、中期目標を大臣が定めること等、大学の自主性・自律性に反する内容が含まれており、大学の自治が読みとれないなど承認できない。
- 大学経営の効率化が強調されると、基礎的学問分野が衰退する恐れがある。運営費交付金は、標準運営費交付金を重視すべき。
- 国立大学職員の使命、人材確保、現職者の士気等の面から職員の身分が非公務員型となったことは納得できない。
- 我が国の第三者評価は、試行錯誤の段階で、合理的評価方法を確立するまでは時間がかかる。安易な方法での画一的評価はいけない。
- 地方対中央、規模の大小などの格差に耐えてきた地方大学の長い歴史に留意して、新しい特別委員会で検討してほしい。
- 明治以来、政府の高等教育政策は、旧帝大を中心とした護送船団方式。このままの形で今後も進む「拙速」は避けるべき。
- 教員の人事は重要な問題。各学長の判断となっても、それがバラバラでは困る。国大協としてガイドラインのようなものを示してほしい。

- 一方に大学の再編・統合が進んでいる。大学の実情に応じた法人化移行措置が必要。
- 50 年に一度の大改革であり、結論を急がず、次期の総会で決定すべき。
- 各大学が法人格を持って自らの努力で発展の方向を目指すことは大賛成である。
- 新しい国立大学法人像は、利用に耐えるガイドライン。新しいことに挑戦する中に宝がある。不安はあるが、未知への挑戦は教官の使命だ。
- 「法人化の準備に入ることとしたい」の会長提案を支持する。本日の様々な意見については、新しく設置する特別委員会でどのように対応するのか、次回総会で提案してほしい。

これらの意見に関して、会長、副会長から次のような説明があった。

- 国立大学の法人化問題は、本日突然持ち出したことではなく、過去数年間、国大協として組織をあげて議論し対応してきた膨大な蓄積がある。理事会でも慎重に議論した。タイミングは非常に重要。今日の総会で国大協が法人化に対してどういう対応をするかは、社会的に大きな関心事。
- 評価の問題については、第 8 常置委員会等でも引き続き対応する。
- 種々指摘のあった問題については、次の議題で設置を提案する特別委員会で検討し、法人化準備に生かしていく。
- 非公務員型については、期待感、既得権、人事交流という問題もあり、今後行政当局と十分に検討をして、うまく動いていくようにしたい。
- 今後の法制化の作業を考えると時間的余裕はなく、会長談話案については本日承認願いたい。

会長から、会長提案に対する賛否を、挙手により確認したいとの提案があり、採決の結果、賛成者が大多数であったため、会長談話（案）を国大協の基本姿勢とすることが決せられた。

## 2. 今後の対応について

会長から、国立大学の法人化に向けて国大協として積極的に対応し、真に自主・自律性を持った国立大学を実現するため、これまでの設置形態検討特別委員会を発展的に解消し、「国立大学法人化特別委員会」（仮称）の設置及び国立大学が法人化された場合における新しい連合組織の在り方を検討する「国立大学協会の在り方検討特別委員会」（仮称）の設置について、委員候補者を添えて提案があり、承認された。

## II 報告等

会長から、臨時総会終了後、了承された会長談話を発表するために記者会見を行うこと、及び会見に当たっての対応については、会長及び両副会長に一任願いたいとの発言があった。

以上

## 「新しい「国立大学法人」像について」（最終報告）に関しての国立大学協会会長談話

平成 14 年 4 月 19 日

会長 長尾 真

### 1. 国立大学協会のこれまでの努力

国立大学協会は、国立大学の法人化に関し、平成 12 年 6 月の第 106 回総会において、「独立行政法人通則法をそのままの形で国立大学に適用することに強く反対」し、設置形態検討特別委員会を設置してあるべき姿について考え方をまとめる一方、これを踏まえて文部科学省の調査検討会議に積極的に参画し、本協会の意見を述べるとともに、各方面に対し政策提言を行ってきた。

その結果、昨年 9 月末に出された調査検討会議の中間報告は一定の評価ができるものとなったが、なお不十分な点については意見を提出するとともに、調査検討会議においてもあるべき姿について最終報告書に盛り込まれるよう、最大限の努力をしてきた。

### 2. 最終報告に対する評価

今回調査検討会議がまとめた最終報告による国立大学の法人化は、現在進められつつある国立大学の再編・統合などとともに、戦後日本の大学制度改革の中でも特筆すべき大きな改革である。特に法人化は、国立大学に法人格を与え、大幅な規制緩和と大学の裁量の拡大、さらには学外者の意見や第三者評価に基づく競争原理を導入するなど、これまでの発想を超えている。また、その目指すところも、国の予算による所用の財源措置を受けつつそれぞれの自己責任を一層明確にし、その自主性・自律性によって教育研究の高度化と国際的なレベルにおける発展を可能にしようとするものである。

法人化に関する最終報告においては、中間報告からかなりの改善があった。例えば、中期目標は、文部科学大臣が定めるとはいえ、大学側がその基本的な目標に基づいて提出した原案を十分尊重して定めるための制度的な担保が加えられている。また、法人の責任者である学長も、学内の選考機関における選考を経た者について文部科学大臣が任命するなど、大学の意向を尊重するとしている。さらに、組織業務、人事制度においては、多くの重要な部分は実質的に各大学の規則レベルに委ねられることになった。これらは、法人化が大学の自主性・自律性の発揮をねらいとしている主旨からして、妥当なものである。

国立大学職員の身分については、「非公務員型」とされた。これによって教員の活動についての自由度が高まるほか、能力・実績に応じた職員の処遇など、多様な可能性が開かれよう。また、「非公務員型」であるとはいえ、退職手当の期間通算や医療保険、年金、宿舎などについて、国家公務員と同じ扱いにするなどの点も評価できる。ただ、各大学で就業規則等に定める内容、職員の採用方法や給与基準の決定、大学間等の異動問題など、今後関係者において早急に詰めなければならない諸課題も数多く存在する。

### 3. 国立大学協会の考え方

戦後の大学改革による新制国立大学は、日本の復興と発展の原動力となり、日本が世界の大国として活躍するための基礎を築くなど、大きな貢献をしてきた。

それから半世紀を経て今回まとめられた法人像は、全体として見るとき、21世紀の国際的な競争環境下における国立大学の進むべき方向としておおむね同意できる。国立大学協会は、この最終報告の制度設計に沿って、法人化の準備に入ることとしたい。

ただ、このような抜本的な制度改革の実施には、拙速はあくまでも避けるべきであり、文部科学省をはじめ政府においては、各国立大学が混乱なく国立大学法人に移行し、自主性・自律性を十分発揮しながら日本の高等教育と学術研究の更なる発展に大きく寄与していけるよう、最大限の誠意ある適切な対応をしていただきたい。特に法人化後においてはもちろん、移行に際しても、各国立大学の意向と自主性・自律性を十分に尊重し、各大学が個性の輝く大学としてより良い発展をするよう、財政面を含め支援の充実を強く要請する。

なお、国立大学の職員の身分の問題については、これまでの経緯もあり、職員が安心して職務に専念できるよう、法人への移行段階も含め十分配慮することは、文部科学省の責務であることを付言しておきたい。

#### 4. 国立大学協会の今後の取り組み

今回の最終報告には、国立大学法人の基本的な枠組みとして法令で明記する事項から各大学の規則等に委ねるもの、関係者の共通理解を求めるものなど多様なものが含まれている。政府においては、関係法令の策定作業等に際して本協会の意見を聞くなど適切な判断のもとに、大学の自主性・自律性を殺ぐことのないよう、配慮されることを要請する。今後国立大学協会においても、真に自主性・自律性をもてる国立大学法人が実現するよう、法制化作業の過程はもとより、その後のあらゆる段階の諸側面についても引き続いて検討し、意見を述べ、意義ある法人化の実現に努力を続けていく所存である。各大学においても、これまでに確立してきた学問の自由を守りながら、教育・研究の更なる発展に向けて努力を続ける必要がある。

昭和25年7月に発足した国立大学協会は、国立大学が法人化することにより、今後は各国立大学法人の全体としての連絡調整や共通課題への対応等の機能をこれまで以上に適切に担っていく必要があるため、我が国の高等教育・学術研究の発展に寄与する協会として生まれ変わべく、その在り方について早急に検討を開始したい。

## 国立大学法人化特別委員会設置要項

平成 14 年 4 月 19 日  
総 会 了 承

(設置の趣旨)

第 1 国立大学の法人化（以下「法人化」という。）へ向けた諸準備の過程における諸課題に対し、国立大学協会（以下「国大協」という。）の立場から調査検討し、機動的かつ適宜適切に対応するため、国立大学法人化特別委員会（以下「法人化特委」という。）を設置する。

(所掌)

第 2 法人化特委は、設置の趣旨を踏まえ、次の役割を担う。

- ア 意義ある法人化となるための具体的なガイドライン等を策定して各国立大学に提供し、及び各大学の相談に応じること。
- イ 法人化へ向けた設置者、関係各機関等の具体的な施策等について点検・調査・検討すること。
- ウ 法人化に関し、関係各方面に対して意見を述べ、または提言するなど、法人化に関する国大協の窓口となること。

(構成)

第 3 法人化特委は、次の委員で構成する。

- ア 会長及び副会長
- イ 各常置委員会委員長
- ウ 会長の指名する地区代表理事 若干名

- (2) 法人化特委には、専門的知識・経験を有する国立大学の教職員を専門委員として加えることができる。
- (3) 法人化特委には、必要に応じ専門委員会を設置するものとする。

(会議の主宰等)

第 4 会議は、会長の指名する副会長が主宰する。

- (2) 法人化特委は、必要に応じて、関係者から意見を聞くことができる。

(意思の決定表示)

第 5 上記第 2 のウにより、関係各方面に対し国大協としての意見または提言等を提出する場合は、原則として理事会または総会の議によらなければならない。ただし、緊急の必要があり理事会、総会を招集するいとまもない場合には、法人化特委の議により、これを行うことができる。

- (2) 前項の規定によりなされた措置については、次回理事会及び総会においてその承認を得なければならない。

(存続期間)

第 6 平成 16 年 3 月 31 日までとする。

## 国立大学法人化特別委員会委員名簿

15. 7. 25

選出母体等	氏 名	備 考
会 長	佐々木 毅	(関東・甲信越) 東京大学
副 会 長	石 弘 光	(関東・甲信越) 一橋大学
副会長・委員長	梶 山 千 里	(九州) 九州大学
第1常置委員会	北 原 保 雄	(関東・甲信越) 筑波大学
2 〃	中 村 睦 男	(北海道・東北) 北海道大学
3 〃	牟 田 泰 三	(中国・四国) 広島大学
4 〃	兵 藤 釦	(関東・甲信越) 埼玉大学
5 〃	宮 田 清 蔵	(関東・甲信越) 東京農工大学
6 〃	吉 本 高 志	(北海道・東北) 東北大学
7 〃	梶 谷 誠	(関東・甲信越) 電気通信大学
8 〃	河 野 伊一郎	(中国・四国) 岡山大学
地区代表理事	天 岸 祥 光	(中部) 静岡大学長
地区代表理事	野 上 智 行	(近畿) 神戸大学長
専 門 委 員	川 村 正 幸	一橋大学副学長・教授 会社法
専 門 委 員	小早川 光 郎	東京大学教授 公法学
専 門 委 員	森 本 滋	京都大学総長補佐・教授 商法
専 門 委 員	若 杉 隆 平	横浜国立大学学長特別補佐 国際経済学
専 門 委 員	盛 誠 吾	一橋大学教授 労働法
専 門 委 員	神 野 直 彦	東京大学教授 財政学
専 門 委 員	佐 藤 誠 二	静岡大学学長特別補佐 会計学
専 門 委 員	柴 田 洋三郎	九州大学教授 基礎医学
専 門 委 員	北 村 幸 久	東北大学副学長
専 門 委 員	佐々木 順 司	東京工業大学事務局長
専 門 委 員	長 木 正 治	熊本大学事務局長

法制化対応等専門委員会委員名簿

法制化対応グループ	○川 村 専門委員
	小早川 専門委員
	森 本 専門委員
	北 村 専門委員
人事制度対応グループ	○若 杉 専門委員
	川 村 専門委員
	盛 専門委員
	北 村 専門委員
財務会計対応グループ	○神 野 専門委員
	若 杉 専門委員
	佐 藤 専門委員
	長 木 専門委員

(○印は幹事)

## 国立大学協会の在り方検討特別委員会設置要項

平成 14 年 4 月 19 日

総 会 了 承

(設置の趣旨)

第 1 国立大学を取りまく諸情勢が急激に変化する中、今後の国立大学協会（以下「国大協」という。）が果たすべき役割・機能などその在り方について検討するため、国立大学協会の在り方検討特別委員会（以下「在り方特委」という。）を設置する。

(検討事項等)

第 2 次の主要検討事項について、現下の諸情勢を踏まえつつ、中・長期的展望に立って原点に立ち返って検討し、国大協のあるべき姿を提案する。

- ア 組織・運営はどうすべきか
- イ 担うべき役割・機能は何か
- ウ 安定収入をどう確保するか
- エ その他必要な事項

(構成)

第 3 次の委員で構成する。

- ア 会長及び副会長
- イ 会長の指名する理事 若干名

(2) 在り方特委には、検討事項に関し専門的知識・経験を有する国立大学の教職員を専門委員として加えることができる。

(3) 在り方特委には、必要に応じ、作業委員会を置くことができる。

(検討の進め方等)

第 4 会議は、会長の指名する副会長が主宰し、議長となる。

(2) 在り方特委は、必要に応じて、関係者等から意見を聞くことができる。

(3) 在り方特委での検討状況等については、理事会及び総会に報告するものとする。

(検討期間)

第 5 平成 14 年 4 月 19 日から検討を開始し、同年秋の総会に検討結果を報告することとする。



## 平成 14 年度国立大学長会議における文部科学大臣挨拶要旨

平成 14 年 6 月 13 日 (木)

本日の国立大学長会議の開催に当たりまして、学長の皆様方の日頃の御尽力に感謝申し上げますとともに、私の所見の一端をお話しさせていただきます。

第一に、国立大学の法人化について申し述べます。

この問題につきましては、多くの国立大学関係者も参画いただいた「調査検討会議」から、本年三月に最終報告が公表され、その直後に皆様方にお集まりいただき、様々な歴史的経緯を含め、私の考えをご説明申し上げました。

その後、国立大学協会におかれても総会を開催され、最終報告について「二十一世紀の国際的な競争環境下における国立大学の進むべき方向としておおむね同意できる」と評価され、「この最終報告の制度設計に沿って、法人化の準備に入る」ことを明らかにされました。法人化の当事者である皆様方の御理解をいただきましたことに敬意を表しますとともに、私どもといたしましても、新たな制度の構築に向けていよいよテイクオフする時が来たものと、気の引き締まる思いがいたします。

これからは新制度への移行を具体的なスケジュールに乗せて、時を移さず対応すべき段階となりました。文部科学省としては、来年の通常国会への関係法案の提出、平成十六年四月の法人への移行というスケジュールを想定して、必要な準備作業を進めていきたいと考えており、今後、円滑な移行を目指して、国立大学協会や各大学との連携を密にしつつ、準備に遺漏無きを期したいと考えております。

すでに各大学でも、法人化に向けて学内体制の整備や準備作業に着手されていると伺っておりますが、私からも若干のお願いを申し上げたいと存じます。

まず一点目は、最終報告の冒頭でも指摘されている通り、法人化とは「国立大学の改革と新生」の大きな契機となるべきものと理解しております。どうか、法人化を契機に、過去の経緯や前例にとらわれることなく、新しい大学像を念頭に、志高く、諸準備に当たられることをお願いしたいと存じます。

二点目は、そうした「新しい大学像」の検討を始め、諸準備を進めるに当たっては、学部など部局の枠を越え、教官・事務職員など職種の違いを越えて、学長を中心に全学的な観点からご検討いただきたい、という点であります。申すまでもなく、法人化後の大学は、学長を中心に全学が一体的に運営されることが前提となります。準備作業は、その試金石となるものと考えております。

三点目は、準備作業の段階で、既に大学間の良い意味での競い合いが始まっているということ学内の関係者に広く周知し、御理解いただきたい、ということです。法人化に向けた学内の準備体制、大学としての目標や計画の検討、運営組織の設計などを通じて、各大学がそれぞれ個性を競い合い、存在感を高らしめていただくことになるよう、期待しております。

前回の会議でも申し上げましたとおり、私は、法人化の問題は、我が国の大学制度百二十有余年の歴史の上で、一大転換点と位置付けられるものであると認識しております。その具体化に向

け、担当大臣としての責任の重さを痛感するとともに、この歴史的な事業に、関係方面の理解と協力を得つつ、全力を尽くす所存であります。引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

第二に、国立大学の再編・統合について申し上げます。

グローバル化が進展し、また、「知」の果たす役割が増す中で、大学への期待にはますます大きなものがあります。同時に、大学は国内のみならず、国際的な競争の波にさらされつつあるのも事実です。そのような中で、国立大学が、「競争的環境の中で個性輝く大学」として、今後、教育や研究等をさらに発展させ、より大きな役割を果たすためには、従来の各大学や学部の枠にとらわれず、人的・物的資源を最大限に活用し、教育研究基盤を整備して足腰を強化したり、教育研究分野の厚みや広がり、特色の強化を図ることが重要であり、各大学において、再編・統合について幅広く、かつ、積極的に検討いただくことが不可欠であります。

これまでの検討の成果として、既に統合が決定されたり、合意に達した大学も増えつつあることは大いに評価したいと思っております。この際、各大学におかれては、国立大学の置かれている厳しい現状を真摯に受け止めていただき、危機感を持ちつつ、大胆な再編・統合も視野に入れた、真剣で戦略的な改革への取り組みがなされなければ、今後の発展は覚束ないと言わざるを得ません。

もとより、国立大学の再編・統合は、大学の数の削減自体を目的とするものではなく、教育や研究の高度化、新たな学問領域への展開、地域や社会への貢献機能の強化など、個性と特色ある大学づくりのためであることは、繰り返し申し上げている通りであります。学長の皆様方におかれましては、その本来のねらいを十分に吟味された上で、引き続き多様な可能性を御検討いただきたいと考えております。

第三に、教員養成大学・学部の再編・統合について申し上げます。

国の最重要課題の一つが教育であり、なかんずく初等中等教育の充実は、国民の大きな関心事であります。その成否の鍵を握るのが教員であることは申すまでもありません。今日の様々な教育課題に的確に応えることのできる力量ある教員を学校現場に送り出すことは、我が国の教育にとって極めて重要なことであり、その中核を担う国立の教員養成大学・学部の果たすべき役割はますます大きくなっております。

しかし、教員養成大学・学部の現状を見ますと、近年の少子化の影響による教員就職率の低下やこれに伴う学部の小規模化、教員養成を目的としない新課程の増加による学部の目的のあいまい化などの様々な問題を抱えており、今後ともその役割を十分に果たしていくためには、近隣の複数の教員養成学部を再編・統合し、そのパワーアップを図っていくことが不可欠であります。

それぞれの教員養成学部が長い歴史を持ち、これまで各都道府県の教育に大きな役割を果たしてきたことは紛れもない事実ですが、今回の再編・統合は、都道府県という枠や既得權益的な思惑を乗り越え、我が国全体の教員養成機能をいかに充実し、これからの初等中等教育を担うにふさわしい人材を輩出していくかという観点から検討されるべきものであります。関係大学では、その理念を十分御理解いただき、より大きな視点から、教育内容面の抜本的改善も含む積極的な御検討をお願いいたします。

第四に、高度専門職業人養成について申し上げます。

グローバル化が進展し、国際競争力の一層の強化が求められる時代を迎え、社会において指導的な役割を担い、国際的にも通用する高度専門職業人を養成していくことの重要性がますます高

まってきたりしております。そして、高度専門職業人養成の場としての大学に対する社会の期待も増しつつあります。

高度専門職業人養成については、従来から、大学院を中心に取り組んで頂いており、文部科学省としても、平成十一年の専門大学院制度創設など、制度的な整備を進めてきているところでもあります。

現在、中央教育審議会においては、こうした取り組みを一層推進する観点から、高度専門職業人養成に特化した新たな形態の大学院である専門職大学院（仮称）について御審議頂いており、近く答申が得られる予定となっております。各所で話題に上っている法科大学院についても、この専門職大学院（仮称）の一形態として位置付けることが予定されております。このような大学院の整備については、まさに、大学が社会の要請や期待に応えて、いかに知の再構築を図り、教育機能の強化を図ることができるかが問われているものであります。関係大学におかれては、既存の教育組織や教育内容のあり方を抜本的に見直した上で、新たな仕組みを設計されるよう期待しております。その際、外部との積極的な連携・協力を図りつつ、意欲的な取り組みがなされることが肝要と考えております。

第五に、産学官連携について申し述べます。

各大学におかれては、産学官連携に積極的に取り組んで頂いており、大学と企業との共同研究などでは近年目に見えて実績が表れていることは喜ばしい限りです。文部科学省としても、大学発の技術革新の創出を推進すべく積極的に支援をしておりますが、基本的認識として大事なことは、産学官連携の推進が、大学における自由で独創的な基礎研究の重要性や意義を変更するものではないということです。基礎研究はあらゆる分野の基盤となる重要なものであり、その成果は新たな知を切り拓くとともに社会発展の基盤となるもので、一層重視し着実に推進していく必要があります。他方、産学官連携は、大学において生み出された「知」を社会に活かすことだけでなく、大学における教育研究活動の活性化をもたらすものであり、社会と大学の双方にとってメリットが大きいものであると考えます。それは、社会的存在としての大学が持つ地域社会への貢献という大切な機能を実質化することであり、こうした観点から、学長の皆様方におかれましては、大学に対する社会の期待に応え、また、大学の活動の幅を広げ得る産学官連携について、一層の取り組みをお願いいたします。

以上、今回は一般論を割愛し、目下重要と考える五つの点に絞って所見を申し述べました。これら以外にも、法人化に関してさらに付言すると、中期目標や中期計画の立て方、大学評価のあり方をはじめ、人事、財務、経営のあらゆる段階における十全な設計が必要であります。これらについては、「大学の自主性、自律性」が十分発揮できるよう考慮しながら、逐次、文部科学省としても方向性を明らかにし、各大学とともに、国立大学法人という新たな制度を構築していく気構えと努力が必要であると考えております。

国立大学を取り巻く諸情勢には極めて厳しいものがありますが、他方、我が国及び人類社会の発展の上で重要な役割を果たす存在として、経済界をはじめ社会一般の大学に対する期待はますます高まってきました。学長の皆様方におかれましては、多事多難な中、御苦勞をおかけいたしますが、当省としても必要な支援は最大限にいたす所存でありますので、リーダーシップを十二分に発揮され、新たな世紀に、より活発で充実した大学を創るため、一層の御尽力と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。

## 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002 (抜粋)

H14. 6. 21 閣議決定

## 第 2 部 経済活性化戦略

## 2. 6 つの戦略、30 のアクションプログラム

## (1) 人間力戦略

経済成長も、社会の安定も結局は「人」に依存する。能力と個性を磨き、人と人の交流・連携の中で相互に啓発されることを通じて、一人一人の持つ人間力が伸び伸びと発揮され、活力あふれる日本が再生する。人間力向上のために、一人一人の基礎的能力を引き上げるとともに、世界に誇る専門性、多様性ある人材を育成し、国としての知識創造力を向上させる。また、職場、地域社会等での交流や対話を深め、人を育む豊かな社会を構築する。

## (大学改革)

「知」の世紀をリードする大学の教育研究機能を高度化するため、国公立立を通じて大学改革を推進する。国立大学を早期に非公務員型法人に移行させるとともに、大学や教員・事務職員等を競争的環境に置き、能力主義を徹底し、大学の国際競争力、教育研究能力を高める。

- ・ 文部科学省は国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成 16 年度を目途に開始する。
- ・ 文部科学省は国立大学の法人化を待たず、平成 15 年度より、大学・大学院、学部・学科の設置規制を柔軟化し、教育機関間の競争を活性化する。
- ・ 文部科学省は、国立大学の法人化後の大学・事務局運営における関与を極力行わない。
- ・ 国立大学の法人化後の大学運営について、複数の民間機関等により評価を実施する。
- ・ 文部科学省は平成 14 年度から、大学事務局幹部職員を含め、経営専門家等民間からの採用、大学事務の外部発注を促進する。
- ・ 文部科学省は、国立大学の法人化を待たず、平成 15 年度から、弾力的な勤務形態(例えば週 20 時間勤務)による教官の任用を進め、兼業・起業を促進する。
- ・ 文部科学省は、研究は競争的環境を原則として、強化する。教育については、適正な受益者負担を求めつつ、大学への補助を一層重点的・競争的なものとするとともに、奨学金を充実する。

## 国立大学の新しい連合組織について

平成 14 年 10 月 23 日  
国立大学協会の在り方検討特別委員会  
委員長 松 尾 稔

### はじめに

国立大学協会（以下「本協会」という。）は、昭和 25 年 7 月に発足して以来、全国立大学を会員とする任意団体として活動し、わが国の高等教育・学術研究の発展に貢献するとともに、各国立大学の共通の利益の実現に寄与してきた。

しかしながら、平成 16 年 4 月に国立大学法人が発足する運びとなり、現在の設置形態の下での国立大学を会員とする本協会は、その在り方を見直さざるを得ないこととなった。加えて、国立大学関係者の間では、かねてから本協会の運営等に関してその抜本的な見直しの必要性も指摘されており、本年 3 月 26 日の文部科学省調査検討会議最終報告「新しい「国立大学法人」像について」においても、国立大学法人の連合組織について、次のように提言されている。

『今後、各国立大学における自主的・自律的な運営を前提としつつも、必要に応じて大学間で連携・協力して案件の処理を行うことが可能となるよう、地域や分野・機能に応じた連携・協力体制を整えるとともに、国立大学全体の連絡、協議等のための自主的・自律的な連合組織の体制・機能の強化や位置付けの明確化を図る。』

このような状況を踏まえ、本特別委員会としては、法人化された国立大学を構成員とする新しい連合組織（以下「新連合組織」という。）の在り方について、前記提言を含め、理事会ワーキンググループにおける検討の結果や各大学長の意向等を確認しつつ、様々な角度から検討を進めてきた。その結果、以下のとおり取りまとめたので、報告する。

### 1. 新連合組織の設立の理念

新連合組織は、自主・自律的に運営される各国立大学法人が、教育・研究および社会貢献に関する多種多様な活動において、質の高い成果を挙げうる環境作りを使命とする。そのために、加盟各大学の主要活動を鼓舞し、それらを国内および国際的に語り伝える。併せて、必要不可欠な情報・知識を各大学法人間でお互いに共有せしめ、かつ、意義ある実践を行いうる存在となる。

### 2. 新連合組織が持つべき組織としての基本的要素

新連合組織には、これまでの本協会とは明確に異なる役割・機能が求められる。その根元は、国立大学の法人化であり、その連合組織には各大学法人の経営に関する何らかの支援活動を行うことが求められることによる。

このため、新連合組織についてはそれ自身が人格を持ち、責任ある執行機関、機能集団として活動できる組織体制の整備を検討する必要がある。また、各大学の自主性を前提に、地域や分野での活動を連絡・調整し、関係機関との連携・協力体制も整える必要がある。新連合組織の役員の選任方法や組織・機構の作り方、事務局の充実などは、その意味からも特に重要であり、これらの機能を果たす組織に相応しいものとする必要がある。

これらを踏まえつつ、新連合組織が持つべき組織としての基本的要素を箇条書きに整理すると、以下のようなことが考えられる。

- ① 全ての国立大学法人の加入
- ② 地域独自の活動を尊重した組織
- ③ 組織と活動に進化するシステムを導入
- ④ 適切迅速な意思決定と責任ある執行
- ⑤ 機能集団として相応しい組織・機構・運営
- ⑥ 高等教育に関する質の高い企画、調査・研究能力
- ⑦ 質の高い情報収集と会員校へのサービス提供
- ⑧ 会員校との強力な連携協力システム
- ⑨ 高度な国際感覚
- ⑩ 優秀な事務局スタッフと機能的オフィス
- ⑪ 低負担と高い満足度

### 3. 設立時期

新連合組織は、法人化後の国立大学をその構成員とすることを考えると、遅くとも国立大学が法人化される予定の平成16年4月に発足する必要がある。

### 4. 新連合組織の骨格

- (1) 名称  
「新国立大学協会（仮称）」
- (2) 設置形態  
新連合組織としての活動をする上で最も適切な形態
- (3) 目的  
国立大学法人に共通する諸課題等について、緊密な連絡と協力をはかること等により、その円滑な運営と振興に寄与する。
- (4) 事業の範囲
  - ① 質の高い教育、学術研究および社会貢献の推進に関する支援
  - ② 国立大学法人の経営に関する支援
  - ③ 知の集団として自主的政策立案、国の高等教育政策に関する政策提言、意見具申
  - ④ 会員大学へのサービスの提供
  - ⑤ 国際的パートナーとの協力
  - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業
- (5) 会員
  - ① 普通会员—全ての国立大学法人
  - ② 特別会員—国立大学関係者で構成する各種機関  
(例えば、国立大学共同利用機関など。)
- (6) 役員及びその選任方法
  - ① 役員は、次のとおりとする。
    - ・ 会長（理事長）
    - ・ 副会長（若干名）
    - ・ 理事（うち常勤理事1名）

- ・ 監事（複数）
- ② その選任は、責任ある機能集団として説明できる選出方法とする。
- (7) 責任執行機関等
  - ① 責任執行機関として、役員会を置く。役員会は、会長、副会長、常勤理事、その他執行関係主要委員会委員長等で構成する。
  - ② 新組織の運営に関する重要事項を審議するため、理事会を置く。理事会は、会長、副会長、理事で構成する。
- (8) 組織・機構
  - ① 普通会员の代表者（学長）で構成する総会を置き、最高審議機関とする。
  - ② 企画、事業等に関し、機能集団として相応しい適切な委員会体制を採る。（特に、団体としての企画・調査・調整部門に留意する。）
  - ③ 委員会構成員については、その委員会の役割に応じ最も相応しい者（学長に限定しない）をもって充てる。
- (9) 会員校との連携強化
  - ① 全国を複数の地域に区分し、それぞれに支部を置く。
  - ② 各支部に世話大学を置く。
  - ③ 各支部は、理事の選出母体となる。
  - ④ 新連合組織に、支部連絡組織を置く。
- (10) 財政基盤の確保
  - ① 各会員から適切な積算等による会費を徴収する。
  - ② 事業収入の確保に努力する。（各種損害保険の団体契約手数料など）
- (11) 事務局、事務室
  - ① 事務局長以下若干名の専任職員を置く。
  - ② 事務局の機能を充実・強化する。日常業務の要員は、専任職員のほか、会員校からの任期付職員出向などを検討する。
  - ③ 人・物・情報の集合と組織の活動拠点として相応しい地理的な条件にある場所に、本部機能を備えた会議室、事務室等の設置を目指す。

## 5. 今後の取り組み方

- (1) 「新国立大学協会（仮称）設立準備委員会」（以下「準備委員会」という。）の設置による設立準備の実施
  - ① 本年秋の総会で、準備委員会を設置する。
  - ② 準備委員会の下に、教員および国立大学事務局長を構成員とするタスクフォース（数グループ）を置き、本報告の骨子を受けて、新連合組織の具体案を策定し、平成15年秋の総会に全体像を報告する。
- (2) 「新国立大学協会（仮称）設立委員会」（以下「設立委員会」という。）による設立準備
  - ① 平成15年秋の総会で、上記準備委員会の策定した新連合組織の設立承認を得て、新連合組織の役員指名、職員採用、その他組織としての設立作業を行うために、設立委員会を設置する
  - ② 設立委員会は、新連合組織の設立の日に解散する。
- (3) 本協会の解散等

- ① 本協会は、平成 16 年 3 月末日で解散する。
- ② 現職の本協会職員は、解散時に全員その職を解く。
- ③ 清算後の残余財産は、新連合組織に引き継ぐこととする。
- ④ 以上について、平成 15 年秋の総会で確認する。

(以 上)



## 国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点

平成 14 年 11 月 5 日  
国立大学法人化特別委員会

国立大学については、これまで学校教育法における国公私立大学共通の規定を踏まえ、その設置及び組織運営については国立学校設置法、教員人事については教育公務員特例法及び国立学校特別会計については国立学校特別会計法といった法律並びに関連法令で大学の自主性を確保する仕組みを制度上確立した上で、国の施設等機関として位置付けられてきた。今回、国立大学の法人化を行うに当たっては、現在の国立大学法制における制度的な自律性を前提にそれを一層高めるとともに教育研究の質的向上のためのシステムを内在化させる観点から独立行政法人制度との調整が必要である。国立大学協会としては、調査検討会議の最終報告を踏まえ、政府における法制化作業に当たって、以下の論点に重大な関心をもつとともに、その趣旨の実現等について積極的に対応すべきと考える。

- 1 国立大学の法人化に当たっては、広義の独立行政法人制度の下で、その自律性を高め教育研究の質的向上を図るという国立大学の特性を踏まえた制度設計を行う必要があること。
- 2 法人化後の国立大学に関する学校教育法上の設置者は国であるとの基本的な枠組みは堅持する必要があること。学校教育法上の設置者は国であるとの法制的な整理は可能であり、法人化後の国立大学に対する国の設置者としての責任の明確化の観点からも必要であること。
- 3 国立大学の運営や国と国立大学との関係に関する規定については、大学における教育研究の特性やその自主性を尊重する観点を踏まえ整備すること。
- 4 学長等の役員、役員会並びに運営協議会（仮称）及び評議会などの学内の執行機関と審議機関の位置付け、構成及び役割分担等については、現在の国立大学法制と法人化の趣旨とを踏まえ、自主的な教育研究の実施と大学経営への幅広い有識者の識見の活用とのバランスを考慮した適切なものとなるよう規定を整備すること。
- 5 国立大学評価委員会（仮称）など国立大学の評価等に関する制度設計に当たっては、国立大学の教育研究の質的向上を図る上で適切なものとする。

## 第 111 回総会議事要旨 (抄)

### 【第 1 日目】

日 時 平成 14 年 11 月 13 日 (水) 13:30 ~ 16:00

場 所 学術総合センター 一橋記念講堂

出席者 各国立大学長

(オブザーバー)

筑波技術短期大学 西條学長、統計数理研究所 北川所長、放送大学 丹保学長  
(説明者)

大学入試センター 丸山所長

(陪席者)

各国立大学事務局長

…………… (略) ……………

## II 協 議

### 1. 新しい国立大学の連合組織の設立について

#### (1) 国立大学協会の在り方検討特別委員会の検討結果報告について

松尾委員長から、同委員会として取りまとめた、検討結果報告「国立大学の新しい連合組織について」(「資料 6」)について説明があった。

この報告書の内容に関し、新連合組織については、シンクタンク的な機能をも持つようにすべき、外部の優れた人材を積極的に活用すべき、組織をより機動的な機能集団とするため、常務理事を置き、事務局も、スタッフを充実させ、事務局長を役員会メンバーとして一定の権限を与えることが望ましい等の意見等があった後、会長から「資料 6」の報告書について諮られた結果、これが異議なく了承された。

#### (2) 新連合組織設立準備委員会の設立について

会長から、上記の検討結果報告で設立を提言されている、「新連合組織設立準備委員会」について、「資料 6」の『「新国立大学協会(仮称)」設立準備委員会設置要項(案)』により設置することが諮られ、了承された。

また、「設立準備委員会」の委員長及び委員・専門委員について、10月25日の理事会において委員長予定者として、東京大学佐々木総長を選出しており、また、委員及び専門委員については、委員長及び各地区の理事と相談して早急に決めたい旨が諮られ、了承された。

なお、「新連合組織設立準備委員会」の発足に伴って「国立大学協会の在り方検討特別委員会」は解散することとした。

### 2. 平成 17 年度以降における事務系職員の採用方法等について

会長から、法人化後の平成 17 年度以降における事務系職員の採用方法については、「資料 5」に各地区学長会議での議論をまとめているが、具体的な実施主体や方法についてはいろいろな意見があるものの、事務系職員の採用に何らかの統一的筆記試験が必要との点では一致していると思われるので、新連合組織の事業の一環として「設立準備委員会」で検討して

いただくこととしたい旨諮られ、了承された。

(以下 略)

## 【第2日目】

日 時 平成14年11月14日(木) 10:00～12:00

場 所 学術総合センター 一橋記念講堂

出席者 各国立大学長

(オブザーバー)

筑波技術短期大学 西條学長、統計数理研究所 北川所長、放送大学 丹保学長

(説明者)

文部科学省・清水審議官(高等教育局担当)

(陪席者)

各国立大学事務局長

### I 協 議

#### 1. 当面の諸問題について

- 国立大学法人化の準備状況と今後の対応国立大学法人化特別委員会・石委員長から、法人化特委の検討状況について、資料10「法人化特別委員会を中心にまとめた活動状況」に基づく説明と今後の対応について説明があった。

ついで、文部科学省・清水審議官から、未定稿「国立大学の法人化の作業スケジュール」(案)、未定稿「国立大学法人(仮称)の仕組みの概要」、「国立大学法人(仮称)の制度設計のポイント(にある。財務会計関係)」の資料をもとに説明があった後、次のような質疑、意見交換等が行われた。

- 「国立大学法人の仕組み」中で、[6]「第三者評価:事前規制から事後チェック」とある、この第三者評価組織の機能は、設置基準のみについての評価と読みとれるが、どうか。大学評価・学位授与機構もこの第三者評価組織に包含されるのか。また、文科省が設置を予定している国立大学大学評価委員会が行う評価との関係はどうか。
- △ 国立大学法人における第三者評価については、調査検討会議「最終報告」に示されているとおり、国立大学評価委員会が、各大学法人の教育研究に関する事項について専門的な観点から評価を行う大学評価・学位授与機構の評価結果を尊重しつつ、各大学法人の運営全体について総合的に評価を行うというのが基本的な仕組みである。現在国会で審議中の学校教育法一部改正法案が成立すれば、各国公私立大学は認証評価機関の評価を受けることが義務になるが、大学評価・学位授与機構も当然、認証評価機関になるものと考えている。第三者評価は、単に、設置基準を満たしているかだけでなく、教育研究の活性化に役立てるとともに、中期目標・中期計画の内容や運営費交付金の算定に反映させることが重要な役割である。
- 先行の、ある独立行政法人では、年度ごとの評価にもとづき予算配分が行われていると聞くが、国立大学法人の場合はどうなるのか。運営費交付金は用途を特定しない渡しきり金とされているが、中期計画に沿って使わなければマイナス評価されるので、用途の自由度はそれほどないのではないか。また、達成度評価と運営費交付金の配分とはどのようにリンクするのか。

- △ 中期計画と毎年度の予算措置との関係は、国の財政事情との兼ね合いがあり、ジレンマもある。基本的には、各大学からの要求は、中期計画の想定範囲内ということにならざるをえない。中期目標・計画とその評価との関係は、鶏と卵の関係に似ている。評価と運営費交付金のリンケージをどう整理していくか、そのためのスキームとして提示したのが、「中期目標等の記載事項」(検討素案)である。
- 現在の保険医療制度のもとでは、特に地方の国立大学附属病院は赤字経営にならざるを得ない。地域間格差を運営費交付金の算定基準に反映してほしい。
- △ 円滑な法人化移行を期して、当初の運営費交付金については、一律的な算定基準とせざるを得ないが、次の段階では、様々な形での業績評価が反映するような運営費交付金の仕組みを取り入れていくことも必要になる。附属病院経営については、病院間格差の問題もあるが、診療報酬制度の問題やそのほかの要素も関わっており、別途検討が必要と思う。
- 今後各大学では、文部科学省から提示された項目記載事項例を参考にしつつ、中期目標・計画の原案を作成していくが、国立大学法人制度の中期目標・計画等の作成方針を策定する国立大学評価委員会の発足は来年 10 月であり、この間にタイムラグがある。文部科学省から提示された内容が、同委員会で、そのまま認定される見通しか。また、大学評価・学位授与機構との関係では、教育研究における評価をそこに求めて反映させるという構図だが、法人化スタート時においては、それは関連ないとの判断か。
- △ スタート時の国立大学評価委員会の評価については、既に独立法人化されたところがそうであるように、走りながらの試行錯誤にならざるをえない。一言でいえば、法人化のスタート時点では評価は組み込めないと考える。

(清水審議官退席)

- 法人化特委の報告には、財務会計についての明確な意見の提示がなかった。委員会として意見をまとめきれない問題点は何か。
- 財務会計に関しては、運営費交付金の算定にしても、文部科学省だけの問題ではなく、財務省等との交渉が必要になる。したがって、国大協としての関与は、限定された範囲にならざるを得ない。その範囲において、特委の対応化グループのメンバーが文部科学省とのパイプをもって、要所、要所で国大協側の意見を主張している。
- 高等教育のグランドデザインの必要性を以前から国大協でも議論してきたが、それが、国立大学法人における、目標・評価のシステムの中にどういう形で入ってくるのかが見えない。例えば、教員養成については、国としての目標・計画とは無縁ではあり得ない。国立大学評価委員会の役割・機能は、各大学の業務達成についての評価とどまるのか、それとも、高等教育のグランドデザインに関わる一定の目標設定をも含むものか。国立大学評価委員会の在り方についても、今後法人化特委で検討いただきたい。
- 大学評価委員会における評価の問題を含め、重要な部分についての検討は拙速であってはならないということを文部科学省に申し入れてほしい。また、文部科学省での法人化の法案が固まり閣議決定される段階で、臨時総会を開催されたい。
- 法人化で、より大学の自主自律性を高められればいいが、大学評価委員会の評価をとおした財政的な統制を心配する。運営費交付金の配分を決定するのはイギリスのような、政府を離れた第三者機関とするのが相応しいのではないか。特に、特定運営費交付金については、補助金的な性格をもつので、その懸念を強く感じる。

(以下 略)

## 「新国立大学協会（仮称）」設立準備委員会設置要項

平成 14 年 11 月 13 日  
総 会 了 承

（設置の趣旨）

第 1 国立大学協会の在り方検討特別委員会が、その検討結果報告で設立を提言している「新国立大学協会（仮称）」（以下「新国大協」という。）について、同報告を踏まえてその組織・運営等全般についての具体的な内容を策定するため、新国大協設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（所掌）

第 2 準備委員会は、設置の趣旨を踏まえ、新国大協の組織、運営、実施事業等について調査検討し、具体的な内容を策定する。

（委員会の構成）

第 3 準備委員会は、次の委員及び専門委員で構成する。

（委員）

ア 各地区からの理事（北海道 1、東北 1、関東甲信越 2、中部 1、近畿 1、中国・四国 1、九州 1 計 8 名及び委員長である理事）

イ 国立大学副学長 若干名

（専門委員）

ア 国立大学の教員及び事務局長 各若干名

イ 国立大学協会事務局長

（委員会の組織等）

第 4 準備委員会には、作業部会を置き、それぞれの名称、所掌及び構成員は、別表のとおりとする。

(2) 各作業部会における検討原案等の作成等については、各部会の事務局長専門委員が所属する大学事務局の協力を仰ぐこととし、国立大学協会事務局が連絡・調整に当たることとする。

（委員会の運営等）

第 5 準備委員会は、理事会で理事の中から互選した委員長が主宰する。

(2) 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代行する。

(3) 作業部会は、あらかじめ委員長が指名した座長が取り進める。

(4) 準備委員会は、必要に応じて、関係者等から意見を聞くことができる。

(5) 準備委員会の運営等に必要な事項については、委員会が定める。

(6) 会長及び副会長は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

（検討結果）

第 6 準備委員会は、その準備状況等について、理事会及び総会に報告するとともに、平成 15 年秋の総会には、新国大協の全体像を報告することとする。

（存続期間）

第6 平成15年11月の総会までとする。

(別表)

準備委員会におく作業部会

部会名	区 分	所 掌	委 員 構 成
第1 (事業)		実施事業の内容	・副学長 1 ・教員 1 ・事務局長 1 ・国大協事務局長
第2 (組織運営)		組織、機構、運営システム	・副学長 1 ・教員 1 ・事務局長 1 ・国大協事務局長
第3 (財務会計)		歳入・歳出、会計処理システム	・副学長 1 ・教員 1 ・事務局長 1 ・国大協事務局長
第4 (法規)		会則、その他の基本的規程類の作成	・副学長 1 ・教員 1 ・事務局長 1 ・国大協事務局長

資料 66

平成 14 年 11 月  
文 部 科 学 省

未定稿 国立大学の法人化の作業スケジュール (案)

- (注) 1. 本資料は、本年 6 月の「国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成 16 年度を目途に開始する」との閣議決定以降の主な作業スケジュールを整理したものであり、今後の政府部内調整、国会審議、国立大学協会等での準備など種々の状況に応じ適宜修正する必要がある未定稿の資料である。
2. 「◎」は主に文部科学省本省の作業を、「◇」は主に各大学の作業を、「◇」は主に国立大学協会の作業を示す。なお、国立大学協会は、関連して、国立大学法人化後の国立大学の新しい連合組織のあり方についても別途検討中。

日程	法務関係・業務関係	目標・計画・評価関係	財務会計関係	人事関係
6月	協議決定「国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成16年度を目途に開始する」			
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 文部科学省において法案等を検討</li> <li>・ 設置者概念の整理</li> <li>・ 立法形式の作成</li> <li>・ 関係条文の作成</li> <li>・ 他の設置法機関の在り方の検討等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 文部科学省において各種指針等を検討</li> <li>・ 中期目標の作成指針</li> <li>・ 年度計画の作成指針</li> <li>・ 業績評価の方法</li> <li>・ 業績評価の体制等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 文部科学省において各種指針等を検討</li> <li>・ 運営費交付金の算定方式</li> <li>・ 会計基準の策定</li> <li>・ 各大学ごとの出資財産の範囲の確定・評価方法</li> <li>・ 長期借入金(既存債務・新規借入)の仕組み</li> <li>・ 施設費の配分・積算方法</li> <li>・ 学生納付金の設定方法等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国立大学協会において各種指針等を検討</li> <li>・ 給与関係</li> <li>・ 退職手当関係</li> <li>・ 職員採用関係</li> <li>・ 労働安全衛生関係等</li> </ul>
8月	(並行して)	(並行して)	(並行して)	(並行して)
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 国立大協等との調整(◇)</li> <li>◎ 関係省庁との調整</li> <li>◎ 法制局による審査</li> <li>◎ その他関係方面との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 国立大協等関係者との調整(◇)</li> <li>◎ 各大学でも中期目標等の原案、学内評価体制等を検討</li> <li>◎ 関係省庁との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 国立大協等との調整(◇)</li> <li>◎ 関係省庁との調整</li> <li>(→) ◎ 必要に応じ適宜修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 各大学で人事の仕組みを見直し</li> <li>◎ 協会の要請で文部科学省も作業協力</li> <li>◎ 関係省庁との調整</li> </ul>
10月	(11月上旬)	(11月上旬)	(9月下旬)	(11月中旬)
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国立大協が法制的検討上の重要論点を整理</li> <li>(引き続き)</li> <li>◎ 国立大協等との調整(◇)</li> <li>◎ 関係省庁との調整</li> <li>◎ 法制局による審査</li> <li>◎ その他関係方面との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 中期目標等の記載事項(検討素案)を作成</li> <li>(引き続き)</li> <li>◎ 国立大協との調整(◇)</li> <li>◎ 評価機構との調整</li> <li>◎ 関係省庁との調整</li> <li>◎ 中期目標等の記載事項(案)等を各大学に提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 「会計基準(案)及び注解(中間報告)」を取りまとめ</li> <li>◎ 電算処理システムの機能要件を整理</li> <li>◎ 運営費交付金算定基準(案)を取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国立大協が各大学へ人事制度の参考事項等を提供</li> <li>◎ 引き続き各大学において人事の在り方を検討</li> </ul>
12月			(11月上旬)	
15年1月				

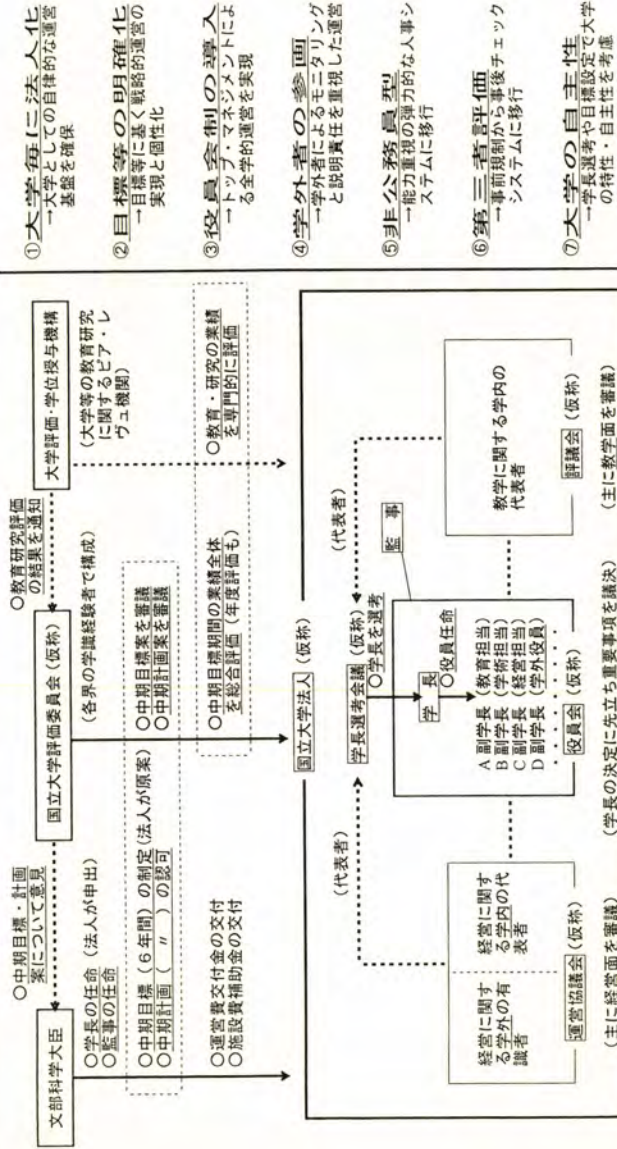


日程	法案及び組織・業務関係	目標・計画・評価関係	財務会計関係	人事関係
15年 2月	<p>(引き続き) ◎国立大協ほか関係方面との調整等</p>	<p>○引き続き各大学において中期目標等の原案等を検討 (並行して) ◎各大学が検討中の中期目標等の原案について、適宜事前の相談・調整</p>	<p>○各大学で電算処理システムの詳細を継続を開始 ※各業者において電算処理システムを開発 ○概算要求準備</p>	<p>◇引き続き国立大協において各種指針等を検討 (→適宜各大学に提供)</p>
3月	<p>◎国立大学法人法(仮称)を閣議決定</p>		<p>◎16年度概算要求の取扱(案)を各大学に提示</p>	<p>○引き続き各大学において人事の在り方を検討 (並行して) ○教職員への状況説明・意見交換</p>
4月	<p>◎文部科学省において政令案を検討 法案の国会審議</p>		<p>○引き続き各大学において承継財産の整理等を実施</p>	
5月				
<b>国立大学法人法(仮称)等関係法案が成立(一部を除き公布日施行)</b>				
6月	<p>◎引き続き文部科学省にて政令案を検討 (並行して) ◎国立大学協会等関係者との調整(◇) ◎関係省庁との調整 ◎法制局による審査</p>	<p>○各大学が文部科学省へ ・中期目標の原案 ・中期計画の原案 (・年度計画の原案)を提出 ◎国立大学評価委員会が発足に備え、文部科学省において事務的整理 ◎必要に応じ、各大学と事務的に連絡・確認</p>	<p>○各大学が文部科学省に16年度概算要求関係資料を提出 ◎財務省と各大学等の出資財産に関する協議を開始(引き続き) ○各大学で承継財産の評価作業等に関する準備 ※各業者において電算処理システムを開発</p>	<p>○就業規則案等の検討・作成 ○所轄の労働基準監督署との調整</p>
7月				
8月				
9月			<p>◎文部科学省が財務省に16年度概算要求を提出</p>	

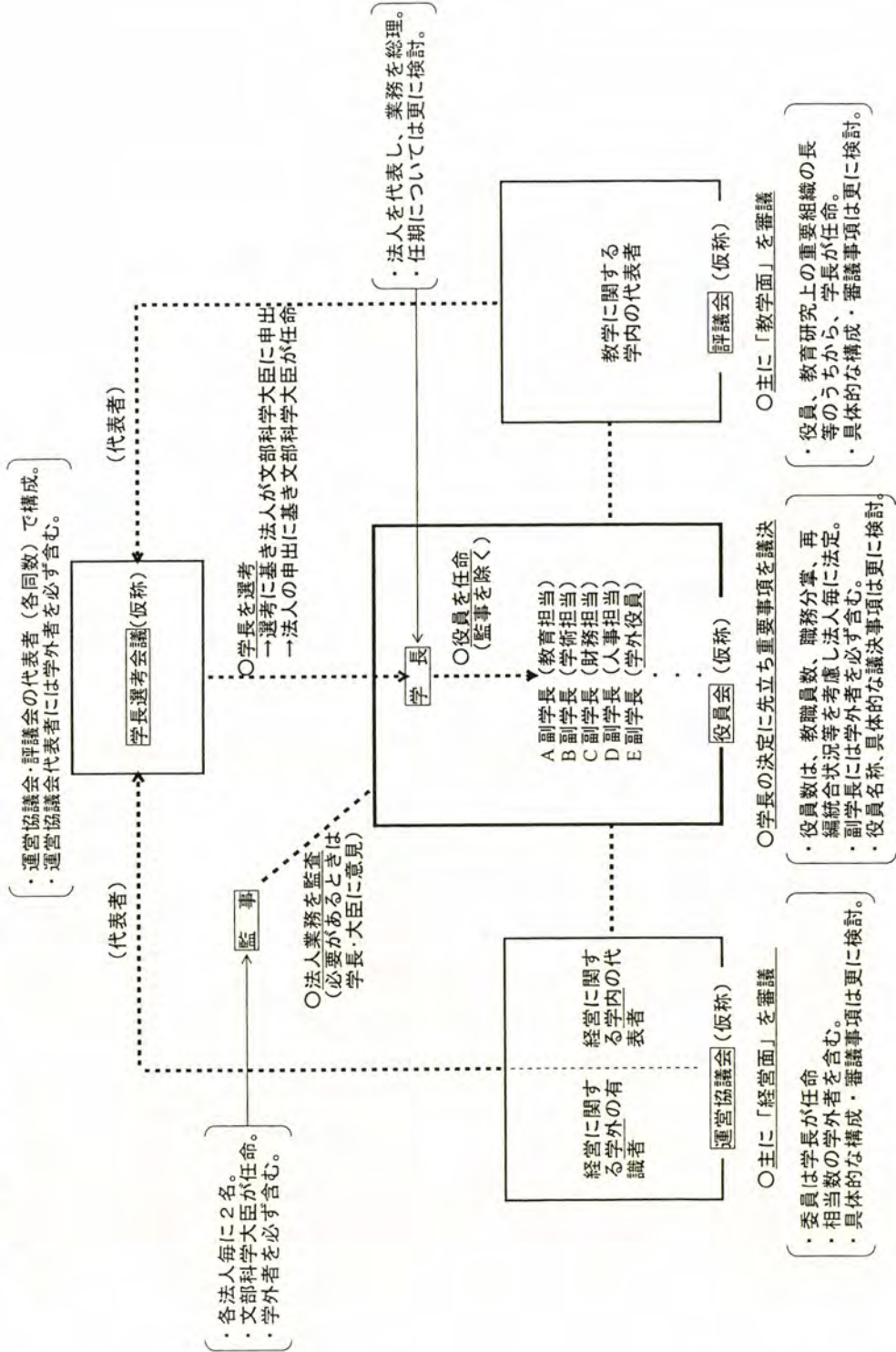
日程	法案及び組織・業務関係	目標・計画・評価関係	財務会計関係	人事関係
15年 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国立大学評価委員会令公布・施行</li> <li>◎施行令・整備政令公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国立大学評価委員会が発足</li> <li>◎委員会内に関係分科会が発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎各大学で電算処理システムの試験運用を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎引き続き就業規則案等の検討・作成</li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国立大学評価委員会(及び各分科会)において、</li> <li>・国立大学法人制度の中期目標・中期計画等の作成方針</li> <li>・国立大学法人制度の業績評価の方針</li> <li>・交付金措置の方針を審議</li> <li>◎同様に各大学からヒアリング等を行いつつ、</li> <li>・中期目標案</li> <li>・中期計画案を審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎運営費交付金の算定方式等の最終調整</li> <li>◎電算処理システムに関するデータを移行</li> <li>◎運営費交付金の算定方式等の調整終了</li> </ul>	
16年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎大臣が国立大学法人の監事となるべき者を指名</li> <li>◎大臣が国立大学法人の設立委員を任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎各大学との調整</li> <li>◎財務省等関係省庁との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎電算処理システムの学内研修を実施</li> <li>◎各大学への出資財産の範囲が確定</li> <li>◎会計基準を制定(省令)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎労使協定の原案について協議</li> </ul>
2月		(並行して)		
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎各国立大学法人の設立委員会開催</li> <li>・国の出資財産の確認</li> <li>・権利義務の承継</li> <li>・その他</li> </ul>			
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎各大学ごとに法人登記</li> <li>◎国立学校設置法等の廃止</li> <li>◎施行令・整備政令施行</li> <li>◎施行規則等施行</li> <li>◎業務方法書を認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎中期目標・中期計画を財務省に協議</li> <li>◎中期目標を設定</li> <li>◎中期計画を認可</li> <li>◎各大学が年度計画を届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎電算処理システムの運用開始</li> <li>◎各大学ごとに国から財産を承継</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎就業規則等の作成</li> <li>◎労使協定締結</li> <li>◎所轄労働基準監督署に届出</li> </ul>

未定稿 国立大学法人 (仮称) の仕組みの概要

(注) この資料は、国立大学法人 (仮称) について、「新しい「国立大学法人」像について」(平成 14 年 3 月「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」最終報告) に基づき、現時点における実務的な検討の状況を踏まえ、その仕組みの概要を便宜整理したものである。したがって、今後、政府部内の調整や国会における法案の審議等の状況等を踏まえ、適宜修正する可能性がある未定稿の資料である。

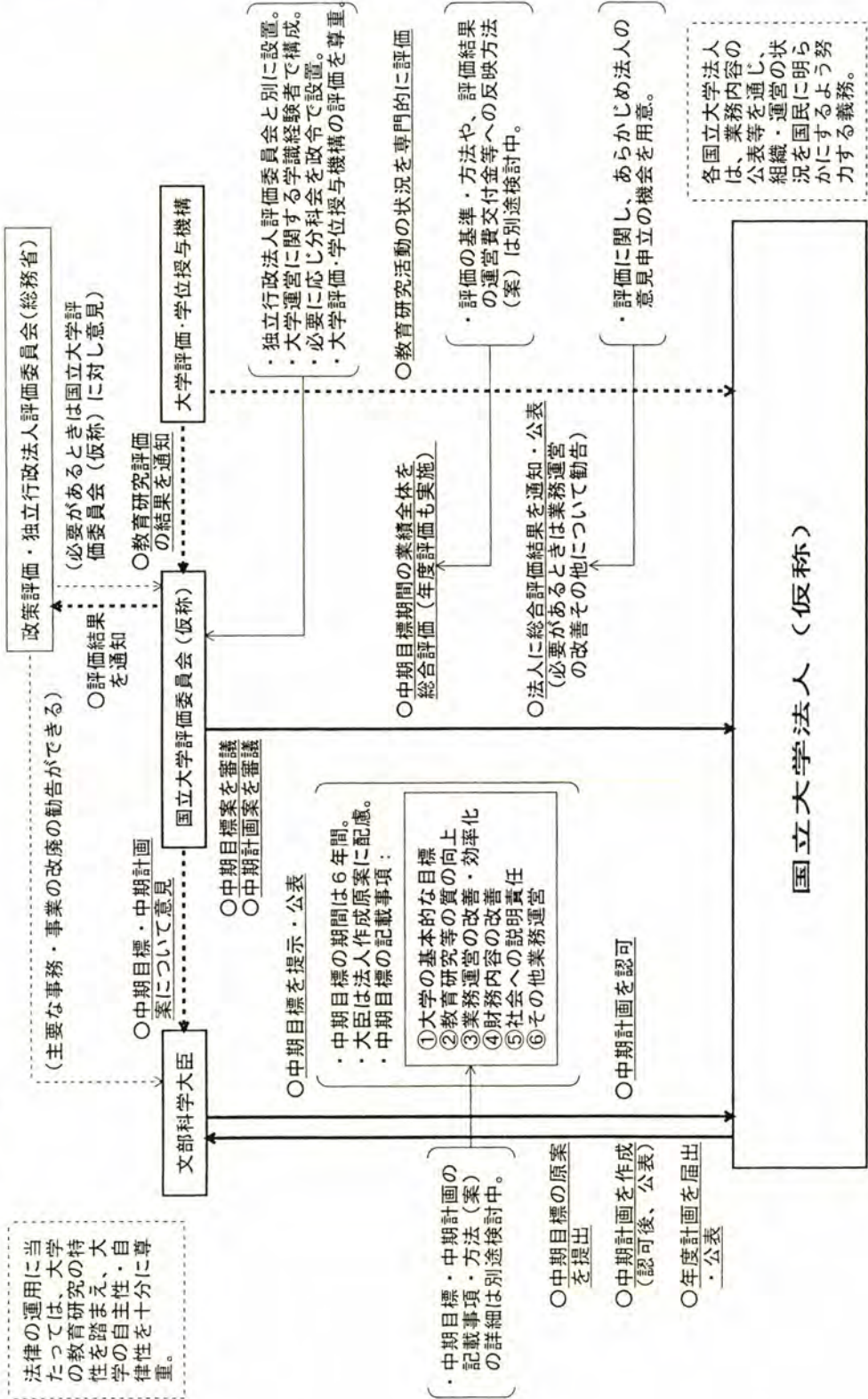


(1) 運営組織等の概要



(2) 目標・計画・評価の概要

法律の運用に当たっては、大学の特性を踏まえ、大学の自律性を十分に尊重する。



(3) 人事システムの概要（調査検討会議最終報告及び国立大学協会法人化特別委員会資料を参考に作成）

**勤務時間管理**

○労働基準法に則り、勤務時間に関する規定を就業規則に整備

- ・フレックスタイム制、サバティカル・リブ等の導入を各法人で必要に応じ検討。
- ・裁量労働制は、兼職兼業の緩和、勤務時間管理の弾力化等との関係を検討し検討。

**兼職・兼業**

○非公務員型を踏まえ各法人で取扱いを緩和

- ・勤務時間内に従事する兼職兼業の範囲を各法人の判断で拡大。
- 例）・大学管理特許の実施に係る技術指導審議会・各種委員会の委員
- ・学内活動を目的とする法人等の役員
- ・勤務時間外での兼職兼業の範囲を拡大
- ・利益相反・責務相反の問題がないこと等現行承認基準を参考に産学官連携推進等の観点から各法人で検討。
- ・学長が承認。営利企業役員については承認状況を公表。
- ・その他勤務時間帯の取扱いの弾力化、短時間勤務（週3日勤務、年間9ヶ月勤務等）について各大学で検討。

**倫理保持**

○各法人の責任で国家公務員に準じた取扱い（国家公務員倫理法による）

- ・「利害関係者」を見直す（学生は受験生及び懲戒学生等に限定する等）など、大学の特性を踏まえ一部取扱いを緩和。

**国立大学法人（仮称）**

**基本的な枠組み**

◎「任命権が学長に一元化

- ・全ての役員（監事を除く）及び職員の任命権が、文部科学大臣から各学長に移管。
- ・幹部事務職員を含めて、各学長の判断と責任において人事を実施。

◎「非公務員型」を選択

- ・国家公務員制度下の各種規制が徹底。（一部「みなし公務員」の扱い等）
- ・各法人が独自に柔軟な人事システムを構築。
- ・各構成員の自覚と責任による運営。

**職員の採用**

○各大学の独自の基準と判断で実施

- ・各大学で独自採用方法（職種、試験、面接等）。
- ・民間からの採用など多様性ある採用。
- ・一般事務職員の採用共通試験の導入を検討。
- ・16年度は公務員試験の活用等暫定措置を検討。

**給与**

○各法人で給与支給基準を決定し、大臣に届出・公表  
（法人の業績を考慮し、社会一般の情勢に適合する必要）

- ・各法人の教育研究内容・組織の種類・規模等を反映した独自性・多様性ある基準を決定。
- ・職員の業績を反映したインセンティブ給与部分を指す。
- ・選択的年棒制、ワークシェアリング対応、民間人材登用の際の弾力給与格付け等に積極的に対応。
- ・各法人の判断で一定の移行期間も考慮。

**退職手当**

○各法人で退職手当支給基準を決定し、大臣に届出・公表

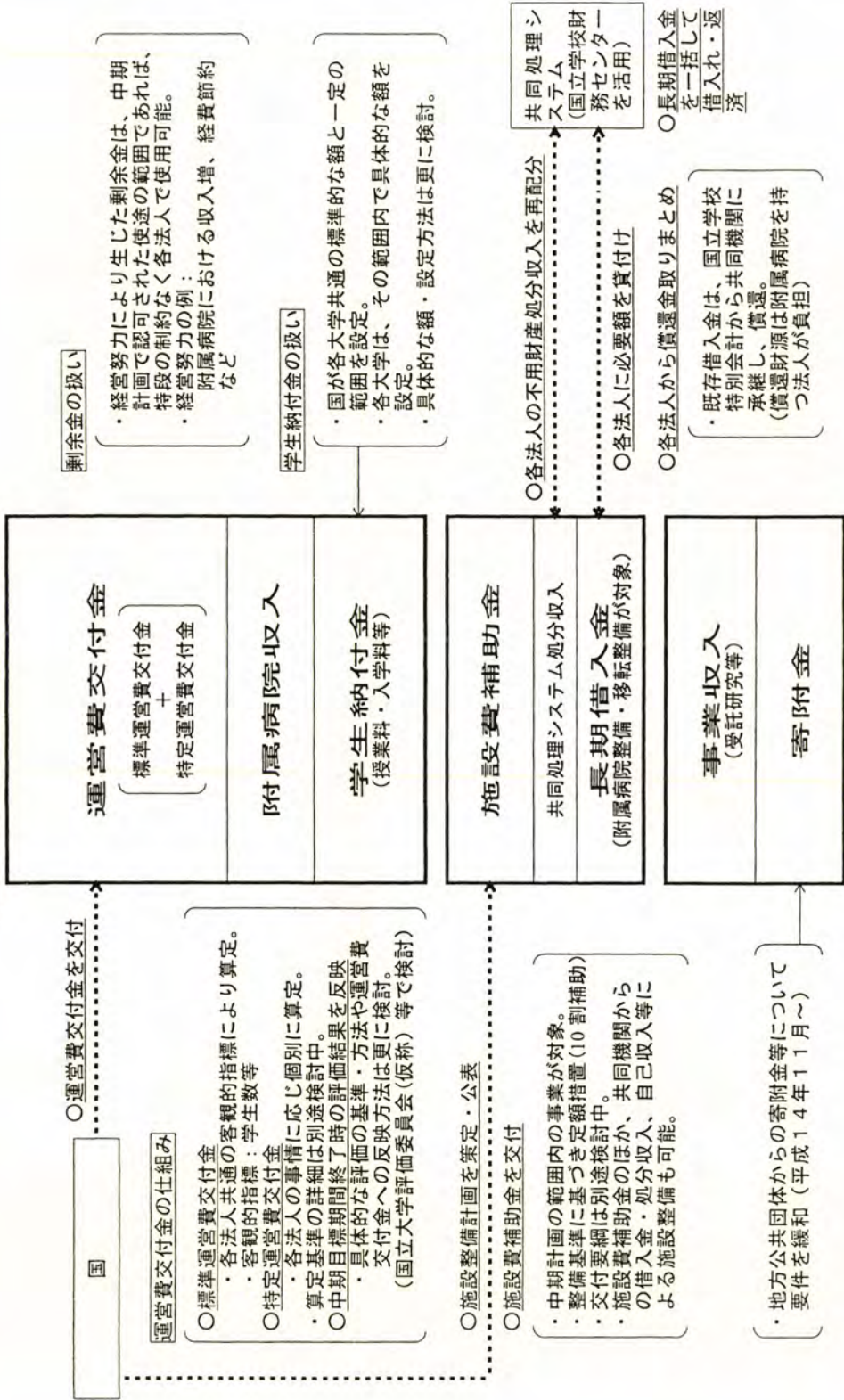
- ・運営費交付金算定対象職員は、全額を毎年の運営費交付金で措置。（国家公務員の退職金基準を超える額を支給する場合は、各法人の引当金で措置）
- ・外部資金による雇用者は、各法人の引当金で措置。

○承継職員、国立大学間異動、国・地方自治体、他の独立行政法人との間の異動等の場合に在職期間を通算。

**人員管理**

○給与等の人件費総額の管理状況を国立大学評価委員会（仮称）が慎重・厳正に評価

国立大学法人 (仮称) の収入



## 平成 14 年度国立大学長懇談会における文部 科学大臣挨拶

平成 14 年 11 月 14 日

昨日から 2 日間にわたる国立大学協会総会において、実りあるご議論がなされたものと拝察いたします。また、本日、国立大学長懇談会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げる機会を設けていただいたことに感謝いたします。

ここに、学長の皆様方の日頃のご尽力にあらためて敬意を表しますとともに、国立大学の法人化をはじめとする大学改革の動向等について、少しお話させていただきます。

### 【ノーベル賞の二人同時受賞】

本年のノーベル物理学賞を東京大学名誉教授の小柴昌俊氏が、また、ノーベル化学賞を株式会社島津製作所フェローの田中耕一氏が、それぞれ受賞されることとなりました。日本人として 3 年連続、かつ、初めての 2 人同時の受賞は、明るいニュースの少ない中で、国民に自信と希望を与えたことと思います。同時に、今回の受賞は、我が国の研究水準の高さが世界的レベルにあることを示すとともに、独創的で多様な基礎研究の振興と、これを支える科学技術システムの重要性を再認識させるものでもありました。

この世界的な研究水準の達成と、それを支える優秀な研究人材の輩出は、皆様方をはじめとする大学関係者の不断の努力の賜物であるとも言えます。今後とも、これを励みとし、各大学において、教育研究水準の更なる向上に努めていただきたいと存じます。

### 【国立大学の法人化】

国立大学の法人化については、新たな制度の構築に向けて、「テイク・オフ」の時を迎えているということを前回申し上げたところでありますが、さらにその歩みを着実にし、かつ、加速すべき正念場を迎えていると考えております。

すでに国立大学協会におかれましては、法人化のための特別委員会を設けて、関係の会議をほぼ毎週のように開催し、人事制度を始め種々の参考資料や情報を各大学に提供しておられるなど、時を移さず迅速にご対応いただいていると承知しております。皆様方のご理解と熱心なお取り組みを多とするものであります。

言うまでもなく、国立大学の法人化は、我が国の大学史上の一大転換点と位置付けられるべき大改革であります。今こそ、皆様方と文部科学省がしっかりと連携し、協力し、知恵を出し合って、この歴史的事業に万全を期すことが必要である、と考えております。

本日、今後のスケジュールや準備のための指針等の資料もお配りしておりますが、それぞれの大学におかれましては、それらを参考にしつつ、主体的にご検討やご準備を進めていただくことが肝要と存じます。

特に、法人化のメリットを最大限に生かして、今後の発展のために戦略的な大学運営を実現していくためには、まず、準備作業の段階から、自らの個性や進むべき方向を見定め、大学としての中・長期的な使命や目標、計画をしっかりと学内でご議論いただくこと、そして、その目標や計画を実現するための学内でのメリハリの利いた資源配分の仕組みを再構築していただくことが、たいへんに重要であると考えております。



文部科学省におきましても、国立大学協会の法人化特別委員会とも連携しつつ、年明けの通常国会への関係法案の提出、そして平成 16 年 4 月の法人への移行というスケジュールを前提に、全省挙げての準備体制を組み、法案作成を始めとする様々な作業を進めているところであります。これによって、調査検討会議の最終報告に沿った法人制度の実現と、円滑な移行に全力を尽くしてまいります所存です。

#### 【国立大学の再編・統合】

国立大学が、国民の期待に応え、我が国の未来を創る人材の養成、知のフロンティアの開拓など、その役割を果たすためには、各大学の既存の枠にとらわれず、人的・物的資源を最大限に活用して、教育研究基盤を整備し新たな教育研究の展開を図ったり、特色の強化を図っていくことが肝要であります。

このような理念に立って、この 10 月に他大学に先駆けて、関係者のご努力により、図書館情報大学と筑波大学の統合による新生「筑波大学」、山梨大学と山梨医科大学の統合による新生「山梨大学」が発足するに至りました。また、統合の合意に達し、来年度の統合に向けて具体的な準備を進めている大学が 10 組 20 大学を数えるほか、統合についての協議を進めている大学も数組見られるところであり、各大学における真剣なご検討に敬意を表するところであります。

国立大学の再編・統合は、大学の数の削減自体を目的とするものではなく、国立大学の教育研究機能の強化、活動の幅の拡大等を目的としていることは、繰り返し述べている通りでありまして、学長の皆様方におかれましては、その趣旨を十分ご理解いただき、長期的・戦略的な視点から引き続き真剣なご検討をお願いいたします。

その際、特に教員養成大学・学部の再編・統合は重要であります。初等中等教育における様々な課題に対処できる力量ある教員の養成が求められる中・国立の教員養成大学・学部に課せられた責任はますます大きくなっており、社会の期待に的確に応えられるよう、力強い組織への変革が求められています。

関係大学におかれては、その理念を十分ご理解いただき、また、地元関係者の理解と協力を得つつ、より大きな視点から、教育内容面の抜本的改善も含む積極的なご検討を進められることを期待いたします。

#### 【社会の期待に応えた大学づくり】

今日、我が国は政治・経済のみならず、社会全体として新たな時代を切り拓くための様々な課題に直面しており、そうした中で、「知の拠点」としての大学に対する国民の期待は、これまで以上に大きくなっております。大学、殊に国立大学は、世界に通用し得る優れた人材養成や優れた研究の展開、そして社会貢献という本来の使命を十分に発揮するとともに、これらを通じ、新たな社会的要請にも応えるべき時代に入りました。

大学が取り組むべき新たな課題の第一が「高度専門職業人養成」、第二が「産学官連携の推進」であり、第三が「第三者による評価」であります。

① まず、高度専門職業人養成についてであります。

新しい「知の世紀」においては、高度化・複雑化した様々な社会・経済の課題に対応し得る、国際的にも通用する高度に専門的な職業能力を有する人材の養成がますます重要となってきております。

この高度専門職業人養成については、これまでも各大学において積極的に取り組んでい

ただいているところですが、このような取り組みを一層推進する観点から、高度専門職業人養成に特化した新たな大学院である専門職大学院の仕組みを整備するための学校教育法の改正案を、この臨時国会でご審議いただいているところであります。既に衆議院を通過し、目下、参議院での審議に入りました。

なお、司法制度改革の一環として構想されている法科大学院も、この専門職大学院の一形態として位置付けられることとなります。

大学院の整備については、まさに、大学が社会の要請や期待に応じて、いかに知の再構築を図り、教育機能の強化を図ることができるかが問われているものであります。各大学におかれては、これまでの教育の在り方を抜本的に見直した上で、新たな仕組みを積極的に活用され、社会の期待に応えるとともに、特色ある教育が行われるよう、意欲的な取り組みがなされることが肝要と考えております。

② 第二に、産学官連携の推進についてであります。

これからの大学には、社会や地域に十分に目を向けて、大学での研究成果を社会に積極的に活かしていく姿勢が求められます。文部科学省としても、これを支援するため、産学官連携の抜本的強化や、大学等を核とした「知的クラスター」の形成促進など、地域における科学技術の振興を積極的に図るとともに、法人化を機に、大学における知的財産の効果的な管理・活用体制の整備のための「知的財産本部」整備事業を推進してまいります。

このような知の活用を進めるためにも、知の源泉である基礎研究は重要であり、引き続きその推進を図るため、科学研究費補助金をはじめとする競争的資金の改革・拡充や、ポストドクター等支援の充実などを行ってまいります。

各大学におかれても、知の創造と活用において、より一層積極的な取り組みをお願いいたします。

③ 第三に、第三者評価についてであります。

これからの大学は、国際競争力を持った個性輝く大学として、その質の向上を不断に図っていくことが必要であり、客観的かつ透明な評価と、それを受けて大学が自ら改善の努力をすることは重要な課題であります。

既に、各大学においては、自己点検・評価が進んでおりますが、今後はこれに加え、一定期間ごとに外部の評価機関による評価を受けることにより、大学の質の保証をより確かなものとする必要があります。このため、先に触れました学校教育法等の一部改正案の中に、関係の内容を盛り込んでいるところであり、平成 16 年度からの実施を予定いたしております。各大学におかれても、第三者評価を積極的に活用していただきたいと考えております。

また、第三者評価に基づく競争原理の導入の一つとして、今年度より、優れた研究教育拠点を重点支援するための「21 世紀 COE プログラム」を開始したところであります。先般、専門家や有識者による委員会において、今年度対象の 5 分野について研究教育拠点の選定がなされたところですが、これらは、いずれも特色豊かで、かつ世界的拠点となるに相応しいものであると確信しております。

この事業を通じて、国公私を通じた大学間の競争的環境が一層醸成されるだけでなく、各大学が全学的視野に立って戦略的な研究教育体制の構築に取り組むなど、大学全体の活性化につながることも期待しております。

さらに、来年度からは、各大学における教育面での改善に資する取り組みのうち、特色のある優れたものを選定するとともに、重点支援を行うことによって、教育面での改革を一層促進してまいりたいと考えております。

以上、目下重要と考える諸点につき所見を申し述べましたが、大学の教育機能の強化や教養教育の充実、入学者選抜の改善、大学運営の活性化、教員の流動性の向上、女性研究者の積極的登用、学生の英語力の向上など、様々な課題が山積しております。国立大学に対する社会の期待がますます高まる中で、「知の拠点」としての大学がその役割をいかに果たしていくかが我が国の未来を左右する、と私は考えておりまして、皆様方が高い志の下にご尽力賜ることを切に希望いたします。

学長の皆様方におかれましては、多事多難な中、ご苦勞をおかけいたしますが、当省としても必要な支援は最大限にいたす所存でありますので、リーダーシップを十二分に発揮され、新たな世紀に、より活発で充実した大学を創り上げるため、一層のご尽力とご協力をくださいますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

## 国立大学長・大学共同利用機関長等会議に おける文部科学大臣挨拶

平成 15 年 2 月 10 日

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただき、御礼を申し上げます。

本日、皆様方に急遽お集まりいただきましたのは、今国会に提出する予定の国立大学法人法案の作成作業がいよいよ山場を迎え、我が省として全省的な体制の下に関係作業に全力を尽くしておりますが、そうした中で、法案の重要と思われるポイントを皆様方に直接ご説明し、ご理解を深めていただくとともに、各大学等における今後の法人化の準備作業等に是非とも活かしていただきたいと考えたからでございます。

法案の概要につきましては、後ほど担当より詳細をご説明申し上げることとしておりますので、十分にお聞き取りいただきたく存じます。また、皆様方からのご質問やご意見についても、お伺いすることとしております。

私からは、法案に関連いたしまして、若干の所見をお話しさせていただきたく存じます。

まず、法案の作成作業に当たりましては、昨年 3 月に「調査検討会議」からいただきました最終報告の趣旨を最大限尊重することを基本としております。最終報告は、各界の有識者のほか、国立大学、大学共同利用機関の多くの方々にご参加いただき、それぞれのお立場を超えて、熱心にご検討いただいた成果であります。法案作成作業に当たって更に工夫を加えたものや立法技術上のルールを踏まえる必要性など、最終報告の内容から若干変動している点もございますが、基本的には最終報告で示された新しい国立大学法人の趣旨、内容を忠実に踏まえることを第一の前提として、作業を進めてきております。

その上で、法案作成に当たり特に意を用いるべき点といたしましては、次のように考えております。

その第一点は、国立大学と国の関係、責任分担をどう考えるか、という点であります。

法人化により、国立大学は、従来の国の行政組織の一部という位置づけから、国から独立した法人格を持つ存在となります。これにより、各大学の自主性・自律性は高まり、運営の裁量は拡大し、学長の責任はより重いものとなることとなります。その意味では、国立大学と国との関係や責任分担は、従来とは自ずと大きく変わるものと考えております。

他方、法人化は国立大学の民営化を意味するものでないことは言うまでもありません。むしろ、法人化を契機に、基礎的な学問分野を始めとする国立大学の使命を従来以上に実現させていくためには、国立大学と国はそれぞれどのような形でその責務を果たし、どう役割を分担し、連携していくかという視点を踏まえた制度設計であり、それが最終報告の趣旨、内容と理解しております。

具体的には、学長の任命や解任の手続き、中期目標や中期計画の策定の手続き、各大学の業績評価の在り方などの具体的な制度化が重要であり、さらに、その運用に当たっての国の姿勢が問われるものと考えております。

第二点は、大学の自律性の確保と社会との間の意思疎通とのバランス、言葉を換えますと、大学と社会との距離感をどう考えるか、という点でございます。

国立大学が、財政的に国民に支えられる大学であると同時に、その自律的な運営について社会から理解を得るためには、社会との不断の意思疎通を図り、社会的存在としての国立大学の位置づけを明確にしていくことが重要であります。

従来までの国立大学の在り方については、大学自治、部局自治の名の下に、社会から閉ざされた、あるいは社会から隔離された存在となりがちな面があったことは、否定できないものと考えます。学問の府としての大学の自主性、自律性を高めつつも、社会の幅広い知見を大いに大学運営に活かすこと、学生や地域社会の意見に熱心に耳を傾けること、さらに大学の教育研究の成果や運営の状況を積極的に社会に情報発信していくこと、のいずれもが、これからの国立大学にとって、とても大切なことと考えております。

そのような観点から、学外役員の位置づけ、経営協議会の委員構成や審議事項、学長選考会議の在り方などについての制度化、その運用に十分留意する必要があります。

第三点は、大学内部の意思形成のバランス、すなわち、各学部・研究科等からのボトム・アップと、大学全体のトップ・マネジメントとの関係をどう考えるか、という点であります。

国立大学に限らず、大学の運営に当たっては、各学問分野の教育研究の責任を直接担う学部等の意思は十分に尊重されるべきであります。これが行き過ぎて、部局の利害が優先され、ともすれば大学全体としての大胆な改革や速やかな意思決定の障害になっていることは、誠に残念であります。各学部等の意見は十分に汲み上げながらも、学長以下の責任ある立場の方々が、大学全体の戦略的な運営の視点から思い切った変化を生み出していくことが、これからの大学運営には欠かせぬものと考えております。

そのような観点から、学長以下の役員会の構成の在り方とその役割の整理、経営協議会や教育研究評議会の構成とその審議事項など、法人内部の運営組織の位置づけと相互の関係が、法案作成の上でも大変大事になってくると考えております。

以上、三点ほど申し上げましたが、最終報告以来、このような視点を十分勘案しながら検討を重ね、国立大学法人法案の作成に当たってまいりました。

その際、国立大学協会に置かれております国立大学法人化特別委員会の委員の方々、とりわけ同委員会の中の法制化対応グループの諸先生には、専門のお立場から大変熱心にご指導をいただいたと伺っております。この場をお借りして、関係各位に心から御礼申し上げる次第です。

今後、我が省といたしましては、法案作成の最終的な詰め作業を進め、今月末には、政府として法案を閣議決定し、国会に提出したいと考えております。また、法案の作成作業と並行して、各大学等における中期目標、中期計画の原案の作成その他のご準備の作業のためのご相談に応じるべく、省内の体制を整えたところです。各大学等におかれましては、これらの体制を有効にご活用いただきつつ、法人化に向けての諸準備に遺漏なきよう、積極的なお取り組みをお願いいたします。

平成 16 年 4 月の法人化まで、残すところ一年余りとなりました。日々の運営に加え、法人化を控えての皆様方のご労苦はいかばかりかとお察しいたします。国立大学の法人化は、明治以来の我が国大学制度の大きな転換点であります。不安な点、不明な点も多々ございますが、それゆえに、互いに競い合いながらも、これを契機に、大学間の新しい連携、協力の関係を深めていただくことも大切かと存じます。

また、法人化は、それ自体が目的というわけではなく、あくまでも、国際的な競争の中で、国立大学の持つ能力を最大限に発揮し、国民の期待に応える国立大学として発展していくための手

段であり、方法であります。法人化の実を挙げるためには、各大学におけるこれからの取り組みこそ重要であり、その前提として、一人一人の教員、職員の方々の意識改革が不可欠であります。どうか、その点にも思いを致していただき、皆様方を先頭に教職員一丸となって「新生国立大学」の構築にお取り組みいただきたく存じます。

私も全力を尽くします。

皆様方の一層のご理解とご尽力を心からお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

## 「国立大学法人法案の概要」に対する見解

平成 15 年 2 月 20 日  
国立大学法人化特別委員会

### I はじめに

国立大学法人化特別委員会は、政府の法制化作業について、現在の国立大学法制における制度的な自律性を前提にそれを一層高めるとともに教育研究の質的向上のためのシステムを内在化させる観点から重大な関心を持ち、昨年 11 月 5 日に「国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点」（以下「重要論点」という）（別紙）を取りまとめたところである。

以下は、今般、文部科学省から示された「国立大学法人法案の概要」（以下「法案概要」という）について、上記「重要論点」で示した 5 点の論点を中心に国立大学法人化特別委員会の見解を整理したものである。

その際、今回の「法案概要」が、昨年 3 月に「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」がまとめた「新しい「国立大学法人」像について」（以下「最終報告」という）が描く国立大学法人像に沿って立案されているかどうかという観点から検討を行った。

### II 「重要論点」の各論点ごとの見解

- 1 国立大学の法人化に当たっては、広義の独立行政法人制度の下で、その自律性を高め教育研究の質的向上を図るといふ国立大学の特性を踏まえた制度設計を行う必要があること。

今回の「法案概要」で示された「国立大学法人」は、独立行政法人通則法の必要な規定を準用しつつも（法案概要 32）、独立行政法人通則法に規定する独立行政法人ではなく、「国立大学法人法」に定めるところにより設立される法人とされている（法案概要 1）。

これは、主務大臣による長の任命、中期目標・中期計画、日常的な規制の緩和、第三者による事後評価、国による財源措置といった独立行政法人制度の基本的な枠組みを活用しつつも、学長の任免や中期目標の策定に際して国立大学法人の意向を踏まえることや、教育研究の特性を踏まえた評価システムとすることなど国立大学に相応しい仕組みを備えた法人制度を目指す以上、独立行政法人通則法に基づく「狭義の独立行政法人」ではなく、いわば「広義の独立行政法人」制度の下に位置付けるべきであるとする「重要論点」の考え方と一致する。

また、「最終報告」では、同様の考え方から、法人の名称を「独立行政法人」ではなく「国立大学法人」（仮称）とすることや、その根拠法を「大学の教育研究の特性を踏まえて、各大学に共通して必要な事項と、各国立大学の名称など、個別の大学に関する事項とを合わせて規定した法律（「国立大学法人法」（仮称）、「国立大学法」（仮称）など）」とすることが具体的に提言されているが、「法案概要」はこれらの提言にも沿ったものとなっている。

なお、「自律性を高め教育研究の質的向上を図るといふ国立大学の特性を踏まえた制度設計」の具体的な内容については、重要論点 3 に関連して検証する。

2 法人化後の国立大学に関する学校教育法上の設置者は国であるとの基本的な枠組みは堅持する必要があること。学校教育法上の設置者は国であるとの法制的な整理は可能であり、法人化後の国立大学に対する国の設置者としての責任の明確化の観点からも必要であること。

今回の「法案概要」では、「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう（法案概要 1）とされており、少なくとも国立大学法人法においては、国立大学の設置者は、国ではなく国立大学法人であるとの整理がなされている。

これは、法令において「設置者」とは、設置する学校の財産などの所有者であることを前提に学校を直接管理運営する者を指すのが一般的であるところ、国立大学法人制度においては、国立大学の土地・建物等の財産が国から各国立大学法人に出資され、その所有者が国から各国立大学法人に移行することが予定されていることから、その限りにおいて、法人化後も国が各国立大学の直接的な設置者であり管理運営者であるとする整理は法制上困難である、との理由によるものと考えられる。

他方、国立大学法人制度においては、法人化後の国立大学も高度な教育研究の実施という公共上の見地から確実に実施されることが必要な国の事務・事業を担うものであり、このような観点から、

- ① 大学の設置は法律で規定し（法案概要 3）、学部・研究科等については省令で規定する（同 21）など国立大学の在り方の根本は国が責任を持って定め、
- ② 国として運営費交付金等の交付を通じて財政的な責任を果たす（同 32）、こととなっている。

つまり、以上のような国立大学法人制度は、国の事務・事業である国立大学における教育研究について、国としての責任を果たしつつも、実際の教育研究の実施については個々の国立大学法人に委ねるということをその基本構造とするのであり、国は、国立大学法人とともに、国立大学における教育研究の振興を図る立場に立つことを意味している。

「法案概要」によれば、今回、国立大学法人法の制定と同時に、学校教育法第 2 条を改正し、「学校は、国（国立大学法人を含む）、地方公共団体及び学校法人のみが、これを設置することができる」旨規定することとし、その結果、法人化後も学校教育法上は「国立大学」に位置付けることを明確にしている（法案概要（注））が、これは、このような国立大学法人制度の基本構造と国の立場を学校教育法において法的に表現したものと考えることができる。

また、「国立大学法人が国立大学を設置する」と規定することにより、観念的には法人と大学とが分離した存在と見られる整理がなされているが、具体的な運営組織の設計としては、一国立大学法人一国立大学が前提とされ、国立大学法人の長は学長とされる（法案概要 3・5）など、「大学の運営組織と別に法人としての固有の組織は設けないことを原則とする」との「最終報告」の提言に沿った方向で整理されている。

以上、「法案概要」においては、

- ① 国立大学に対し引き続き国が責任を果たすこと、
- ② 国立大学法人と国立大学の一体的な運営が確保されていること、
- ③ 法人化後も引き続き学校教育法上「国立大学」であること、



が示されており、これらは、最終報告における「①中期目標・中期計画や業績評価等を通じた国の関与と国の予算における所要の財源措置が前提とされていること、②大学の運営組織と別に法人としての固有の組織は設けないことを原則とすること、などを考慮し、学校教育法上は国を設置者とする」との提言の趣旨を実質的に実現したものと理解することができる。

3 国立大学の運営や国と国立大学との関係に関する規定については、大学における教育研究の特性やその自主性を尊重する観点を踏まえ整備すること。

国立大学の法人化を巡っては、独立行政法人制度の基本的な枠組みにおいて大学の教育研究の特性やその自主性が十分に尊重され、伸張しうるかどうか大きな争点とされてきた。上記重要論点1で述べた通り、基本的な枠組みとしては、国立大学法人は「狭義の独立行政法人」ではなく、より国立大学の特性を生かす「広義の独立行政法人」としての位置づけが確保されたが、その上で、「大学における教育研究の特性やその自主性を尊重する」ための具体的な内容が問われることとなる。

「法案概要」では、まず、総則として、「国は、この法律の運用に当っては、大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に配慮しなければならない」（法案概要2）と明示し、さらに、独立行政法人通則法における法人運営の自主性への配慮に関する規定を準用する（同32）ことにより、国立大学法人法の実際の運用面に至るまで大学等における教育研究の特性やその自主性への配慮を求めている。

また、具体的な制度面においては、

- ① 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて文部科学大臣が行う（法案概要15）、
- ② 文部科学大臣が心身の故障等により学長を解任するに当っては、学長選考会議の申出に基づいて行う（同19）、
- ③ 文部科学大臣が中期目標を定めるに当っては、あらかじめ国立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮する（同22）、

としているが、これらは、「最終報告」において、

- ① 学長は、学内の選考機関における選考を経た後に、文部科学大臣が任命する。
- ② 法人の長としての学長が不適任とされる場合には、一定の要件の下で文部科学大臣が、学長の選考を行った機関の審査等の手続を経て解任できる。
- ③ 中期目標について、大学から文部科学大臣への事前の意見（原案）の提出、大学の意見（原案）への文部科学大臣の配慮義務、教育研究等の特性への文部科学大臣の配慮義務などの規定を「国立大学法人法」（仮称）等で明確に位置付ける。

と提言された枠組みに沿った形で整理されているといえることができる。

4 学長等の役員、役員会並びに運営協議会（仮称）及び評議会などの学内の執行機関と審議機関の位置付け、構成及び役割分担等については、現在の国立大学法制と法人化の趣旨とを踏まえ、自主的な教育研究の実施と大学経営への幅広い有識者の識見の活用とのバランスを考慮した適切なものとなるよう規定を整備すること。

「最終報告」では、

- ① 国立大学法人の役員の構成・名称は「学長」、「副学長」及び「監事」とすることを原則とする（副学長及び監事には学外者を含むこととする）、
- ② 重要事項を議決する役員会（仮称）、学外の有識者も加わって主に経営面を審議す

る運営協議会（仮称）及び学内の代表者で構成され主に教学面を審議する評議会（仮称）を置く

などにより、教育研究に関する自主的決定と大学経営への学外有識者の知識の積極的な活用とのバランスを図ることが提言されている。

これらについて、「法案概要」では、

- ① 国立大学法人の役員として学長、理事及び監事を置く（法案概要5）  
理事及び監事には学外者が含まれることとする（同17）
- ② 中期目標・中期計画、予算の編成等については学長及び理事で構成される役員会の議を経る（同6）
- ③ 国立大学法人に2分の1以上を学外委員とする経営協議会を置き、予算の編成、役員報酬基準・職員給与基準等の制定改廃その他の国立大学法人の経営に関する重要事項について審議する（同7～10）
- ④ 国立大学法人に学長、理事、学部長等学内の代表者で構成される教育研究評議会を置き、教員人事、教育課程の全学的な方針その他の国立大学の教育研究に関する重要事項について審議する（同11～14）

としている。

「最終報告」と「法案概要」を比較すると、

- ① 役員の構成について、法人の長たる学長と監事は一致するが、「最終報告」では「副学長」とされていたその他の役員が「法案概要」では「理事」とされている。これにより、法制上は理事としつつ各大学の判断でこの者を「副学長」とすることが可能であるのは当然のこと、さらに各大学の判断で、役員以外の教員を「副学長」に登用したり、学外の有識者を役員として迎える際に「副学長」以外の適切な名称とすることなど、役員構成における各大学の裁量が広がることになる。このことは、「最終報告」において、学長、副学長、監事とすることを「原則とする」とした趣旨にも沿うものである。
- ② 役員会や両審議機関の所掌事項については、両者の間で若干の変動が見られる。この点は、少なくとも「最終報告」において提言された各機関の基本的な性格（特定の重要事項を学長の意思決定に先立ち議決を行う「役員会」、主に経営面に関する重要事項・方針を審議する「運営協議会」、主に教学面に関する重要事項・方針を審議する「評議会」）は「法案概要」においても明確にされているとともに、各機関の所掌事項について、「その他役員会が定める重要事項」、「その他国立大学法人の経営に関する重要事項」、「その他国立大学の教育研究に関する重要事項」といった規定が用意されており、これは、運営組織の運用に当たっては、各大学の判断で柔軟な運営を工夫することも必要であるとの「最終報告」の指摘に沿うものである。
- ③ 経営協議会における学外委員の人数については、「最終報告」では、「相当程度の人数を占める」としており、学外者と学内者との概ね同程度の比率の構成が想定されている。この点、「法案概要」では「学外委員が2分の1以上でなければならない」としているが、これは、法人内部の審議機関を複数設ける以上、各審議機関が分担する審議事項と構成委員を可能な限り区別すべきとの法制上の要請から整理されたものと考えられる。ただし、「2分の1以上」としたことで、学内・学外同数とす

ることを含め各大学での柔軟な運用が可能となることや、「最終報告」では両者の比率については必ずしも明確にされていなかったことを考慮すれば、この点についても、基本的には「最終報告」で示された内容に沿った形で整理されているといえることができる。

- ④ 審議機関の名称については、「最終報告」における仮称とは異なったものとなっている。これは、それぞれの機関の性格を名称の上でも端的かつ的確に表すという観点から必要な修正が施されたものと考えられる。

なお、経営協議会と教育研究評議会とは、双方ともに「国立大学法人」の審議機関である。二つの審議機関は、所掌事項が異なるとは言え、対等に位置付けられており、国立大学法人の運営において、対等な立場からそれぞれの役割を果たすことが期待されている。また、国立大学法人の実際の運営の中で、たとえば、経営と共に教育研究にもかかわる重要な審議事項に関し、経営協議会は経営に関する重要事項として、教育研究評議会は教育研究に関する重要事項として、それぞれ審議を行った上で、学長が当該国立大学法人としての最終決定をなすという取り扱いをすることは、国立大学法人法案の趣旨に何ら抵触するものではないと解される。

- 5 国立大学評価委員会（仮称）など国立大学の評価等に関する制度設計に当たっては、国立大学の教育研究の質的向上を図る上で適切なものとする。

「最終報告」においては、国立大学法人の評価は、その特殊性及び全体の規模の大きさ等を踏まえ、独立行政法人評価委員会とは別に文部科学省に設けられる国立大学評価委員会（仮称）が行うとともに、教育研究に関する評価については大学評価・学位授与機構の意見を尊重することとしている。

「法案概要」では、

- ① 国立大学法人の業績に関する評価を行うための「国立大学法人評価委員会」を置く
- ② 国立大学法人評価委員会が評価を行うに当たっては、独立行政法人大学評価・学位授与機構（仮称）が行う教育研究評価の結果を尊重しなければならない

とされており（法案概要24）、「最終報告」に沿った形で制度設計がなされている。

なお、国立大学法人評価委員会の構成等については、最終報告において「社会・経済・文化等の幅広い分野の有識者を含め、大学の教育研究や運営に関して高い識見を有する者によって構成する」とともに、「構成員の選任に当たっては、各分野において国際的水準の活動に従事した経験を有すること等を基本的な要件とする」ことなどが提言されており、文部科学省においてはこれらの提言に十分留意し、国立大学における教育研究を伸張するための適切な評価が行われるよう運用することを強く要請する。

### III その他

#### 【学長選考について】

学長選考については、「最終報告」において、運営協議会（仮称）及び評議会（仮称）の双方のメンバーの代表から構成される学長選考委員会（仮称）において、学長の選考基準、手続きを定め学長候補者を選考することが提言されている。

他方、「法案概要」においては、

- ① 経営協議会の学外委員で経営協議会から選出される者
- ② 教育研究評議会の代表者

の双方同数の委員で構成される「学長選考会議」（委員の総数の3分の1を超えない範囲内で学長及び理事を加えることができる）が、学長の任期などを定めるとともに学長候補者の選考を行うこととなっている（法案概要16等）。

両者を比較すると、「最終報告」では必ずしも明らかになっていなかった学長選考委員会（仮称）の構成が、「法案概要」において具体的に明らかにされている。このうち、経営協議会の代表者が学外委員に限定されている点については、学長選考に社会（学外）の意見を反映させるとの「最終報告」の提言の趣旨を前提としつつ、さらに両審議機関の代表者の重複を避けるという法制的な要請も考慮されたものと理解される。

なお、学長選考会議についてはその会議の役割に鑑み、議長を学長とすることは不適切である。国立大学法人法案においては、議長は互選することとし、学長ではなく議長が会議を招集するなど学長選考会議に相応しい基本を定めた上で、具体的な議事手続等については学長選考会議に委ねることとされたい。

#### 【業務規定について】

国立大学法人については、業務に関する規定を置くこととされている（法案概要20）が、「最終報告」では、国立大学法人は国立大学と一体的に運営される仕組みが前提とされていることから、国立大学法人の業務としては、国立大学における教育研究の実施が第一に考えられる。他の独立行政法人等の業務の範囲に関する規定などを踏まえ、幅広く規定するとすれば、それに加え、法人化により今後一層積極的に展開することが可能な業務（例えば学生支援、社会貢献、研究成果普及等）などがあり得るところである。

その場合、これらの国立大学法人の業務は国立大学における教育研究そのものまたはそれと不可分のものであることから、教育研究評議会は国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する立場から国立大学法人の各種業務に関して審議を行うことができるものと認識しており、そのような枠組みとされたい。

#### 【財務会計について】

「最終報告」の提言を踏まえ、「財務及び会計」として、積立金、長期借入金等に関する規定が置かれることとなっているが（法案概要25等）、これらについては、実際の運用の場面において国立大学法人の財政的な自律性を高める観点からの慎重な対応を特に要請する。

## IV おわりに

以上、今回示された「法案概要」は、「最終報告」から変動した点もいくつか見受けられる。「最終報告」では不明確であった点を具体的に整理したものや「最終報告」の提言を生かしつつ各大学の裁量を一層広げようと工夫するものについては、その整理について評価したい。また、変動について法制的な観点から相応の理由が認められるものについても、実質的には「最終報告」の趣旨を踏まえそれを体したものとなっていると認められる。

もっとも、今回示された「法案概要」は、法案の基本的な骨格を押さえたものであり、その意味では、基本的な枠組みについては「最終報告」との関係を検証することができたが、さらに法案の細部については「最終報告」で示された内容との関係が不明な点も残されている。

文部科学省においては、引き続き「最終報告」に沿って、国立大学法人法案の立案に当たるよう求めるものである。

## 平成 15 年 2 月理事会議事要旨 (抄)

日 時 平成 15 年 2 月 24 日 (月) 15:00 ~ 17:30

場 所 学士会館 203 号室

出席者 長尾会長

石、松尾副会長

中村、秋山、吉本、北原、磯野、佐々木、池端、相澤、林、佐藤、岸本、野上、河野、  
鮎川、梶山、齋藤、内藤各理事

隆島第 4 常置委員会、宮田第 5 常置委員会、岡本教員養成特別委員会委員長

兵藤、板垣監事

長尾会長主宰のもとに開会。

会長から、学長交代に伴い新理事に就任した吉本 高志・東北大学長の紹介の後、事務局長から定足数の確認があり、議事に入った。

[議 事]

…………… (略) ……………

## II. 協議事項

(1 ~ 2 は略)

### 3. 「国立大学法人法 (仮称)」の概要に対する国立大学協会としての見解について

- 国立大学法人化特別委員会 石委員長から、「国立大学法人法案の概要に対する法人化特委の見解」について、同委員会における見解とりまとめの経緯及び見解の内容について詳細な説明があり、会長から、これに対する理事会としての見解を (資料 5) のとおり取りまとめることが提案された。
- これらに関し、次のような質問・意見交換等があった。
  - ・ 法案概要では、必要な通則法を準用するとなっているが、どこを準用するのか分からない。インターネットで昨年 12 月段階の法人法案を掲載しているが、それによれば、中期目標の期間の終了時点で、通則法第 35 条が準用されるとなっている。これは調査検討会議の最終報告の評価の趣旨等を逸脱するのではないかと危惧する。
  - ・ 法案概要で、国立大学の設置者を国立大学法人と定義しているが、文科省の説明及び法人化特委の見解で、これまで国大協として議論を重ねてきた国立大学の法人化の問題、その中での設置者の問題について、各大学の持っている懸念、疑問に対して答えていることになるのか、色々意見があるところだと思う。
  - ・ 経営協議会と教育研究評議会は対等に位置付けられているとされているが、経営協議会は、国立大学を設置する法人の経営に関する重要事項を審議するとなっており、教育研究評議会は、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議するとなっている。国大協で経営と教学は一体であるとした議論とは違い、経営と教学が分離して扱われているように感じる。

- ・ 法案概要についての法人化特委の見解の中で、「解釈する」あるいは「要望する」というような表現部分は、対文科省との関係でどういう意味をもつのか。
  - ・ 法案概要に対して多くの大学から疑問を含んだ意見が出されている。この意見にも種々のものが入っているが、その中の一部のみを反映させて法制化対応グループのレポートを修正して法人化特委の見解とすることで、各大学に理解されるかどうか心配である。昨年 4 月の臨時総会で、調査検討会議の最終報告の制度設計に沿って法人化の準備に入ることを了承し、その方向で進んできた。その最終報告と法案概要が沿っているものかどうか、各大学の皆さんに心配があると思う。各大学からの疑問点等について説明会を開催し、議論をしたうえで納得いただき、具体的な準備を進めたいというような態度を示す必要があると思われる。
  - ・ 法人化特委の見解は、各大学の意見を踏まえて取りまとめられたものであり、これを各大学に示した後、法案が出てから次の段階に進むのではないか。
  - ・ 「資料 5」の最後の 3 行のように、なし崩し的に事柄が進んでよいものかどうか。国大協として明確な姿勢を出す必要はないか。
  - ・ 法案が国会で議論されるときに、国大協は何を考えているのか明確でないまま議論がされるということに対し、大学長の集まりとしてはどう考えるべきか。国会に法案が提出される前に、国大協として具体的な意見の表明をしておく必要はないか。
  - ・ 国のあるべき姿を考える大学が、何らの意思表示もなく法制的な問題だと押し切られて新制度が出来たというのでは、現に学長職に在る者として責任がとれない。
  - ・ これだけ多くの大学から意見が寄せられていることは、臨時総会等を開催するだけの重みがあるのではないか。
  - ・ 国大協の意見をはっきり言う必要がある。法案概要に対する見解についても明解な記述にする方がよい。
  - ・ 法案内容を理解するための手順をきちんと踏んで進めるべきではないか。  
今の状況の中で、大学から法人化を撤回しろというような角度からの意見は出ないと思われる。それだけに構成員の方々が納得するような、様々な意見に対して率直に表明し合い、一定のやり取りを経て、理解をした上で進むという態度を取るべきであると考ええる。
  - ・ 本日の理事会としては、「法案概要」についてどういう処理をするかというところに基本的に留めるべきではないか。理事会見解案の最後のまとめにある 3 行は、少し踏み込み過ぎている。この時点では、法案概要に対する見解の線よりも退くような形の法案にならないように要望することが必要。法案が国会に提出され、その点検をした後しかるべき段階で、国大協としての結論的見解をまとめるのがよい。その流れの中での取り扱いについては、会長・副会長の判断に委ねてはどうか。
  - ・ 今の時点で考えると閣議決定前に総会を開くことは、物理的に難しいと思う。法案概要段階に対する意見を本理事会で決め、その後、法案が出てから国大協としての見解を出す方向で対応してはどうか。
  - ・ 少なくとも法案概要に対する見解に示されている内容は、国大協として絶対守ってほしいとの意思表示。法案が出る前にこのことを明確に示しておく必要がある。
- 会長から、「閣議決定までに説明会等を開催することは不可能と思われる。法案が国会

に提出された段階でその内容を検討し、国大協として表明すべきことがあれば内容をはっきり示して、理事会で承認を得て発表するなり、あるいは臨時総会を開催して議論することも視野に入れて対応を検討することとし、本理事会においては、(資料 5) の最後の 3 行を修正して理事会見解とすることを了承願いたい旨の発言があり、これを了承した。(会議終了までに石委員長から口頭で修正案が示され、基本的に了承された。)

#### 4. 「国立大学法人評価委員会」設置に関する要望について

- 会長から、国立大学法人評価委員会の問題はきわめて重要な事柄であり、文部科学省に対し(資料 6) のような具体的な要望を行いたい、との提案があり、了承した。

#### 5. 新国大協(仮称)設立へ向けての諸問題について

##### (1) 準備委員会の検討状況について

- 新国立大学協会(仮称)設立準備委員会 佐々木委員長から、(資料 7) により委員会の活動状況が報告された。

##### (2) 平成 17 年度以降の国立大学一般職員の採用筆記試験の実施準備体制について

- 会長から、平成 17 年度から採用筆記試験を実施することになると、本年の夏ぐらいから具体的な準備に入らないと間に合わないため、5 月頃までに準備委員会で制度設計を行い、6 月総会で方針を決め、同時に実施準備のための委員会を設置して検討したい、との提案があり、了承した。

##### (3) 新国大協へ引き継ぐ必要がある各常置委員会の継続事業について

- 会長から、現在の国大協の常置委員会で実施中の事業等で、新国大協に引き継ぐ必要があるものについて、各委員長からご意見を伺い(資料 8) のとおり取りまとめたが、各委員会で再度検討いただいて確定し、早い機会に設立準備委員会に申し出たい、との発言があった。

(以下 略)



## 「国立大学法人法案の概要」に対する見解について

平成15年2月24日  
国立大学協会理事会

国立大学協会は、昨年4月19日の臨時総会において、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」がまとめた「新しい「国立大学法人」像について」（以下「最終報告」という）に関し、最終報告までの本協会の活動の総括と最終報告の評価を行い、「国立大学協会は、この最終報告の制度設計に沿って、法人化の準備に入ることとしたい」とする会長談話を了承した。と同時に政府に対し、今後の関係法令の策定作業等に当たって真に自主性・自律性をもてる国立大学法人が実現するよう適切な対応を求め、本協会としても、関係の法律等が最終報告に沿って立案されるよう、法制化作業の過程はもとより、あらゆる場面において努力を続けることを公にした。

今回、本協会の国立大学法人化特別委員会（以下「法人化特委」という）がまとめた別添の「国立大学法人法案の概要」に対する見解（以下「見解」という）は、その後の政府における法制化作業の法人化特委による点検評価報告であり、また、「法案の概要」から見た法案内容の評価でもある。この見解は、昨年秋の各地区学長会議での議論を経てまとめられた「国立大学の法人化に関する法制的検討上の重要論点」を中心に、法案の骨格が最終報告が描く国立大学法人像に沿って立案されているかどうかの観点からまとめられているが、法案そのものを検討できない条件下にあっては、適切な評価方法によるまとめである。

理事会としては、法案の基本的な枠組みは最終報告を尊重して立案されているとの法人化特委の見解を全体として了承し、政府に対し、今後この見解に沿って法制化を進められるよう、強く要望する。

**「国立大学法人評価委員会」設置に関する要望（案）**

15. 2. 24

「国立大学法人法案の概要」（以下「法案概要」という。）によれば、「国立大学法人評価委員会」（以下「法人評価委員会」という。）は、平成 15 年 10 月 1 日に設置するとされている。ただし、この評価委員会の構成や活動の内容などについては述べられておらず、具体的な内容は、政令等による今後の制度設計に委ねられている。

このことに関しては、「法案概要に対する国大協理事会見解」（平成 15 年 2 月 24 日）においても言及しているが、法人評価委員会の構成やその活動の具体的なあり方によっては、国立大学の法人化の趣旨の実現や日常的な教育研究活動にも大きな影響を与えることも予見されるので、国立大学協会としては、この問題に大きな関心を持たざるを得ない。

ついで、文部科学省におかれては、今後の法人評価委員会の制度設計に当たって、次のような点について特に考慮されるよう、要望する。

- (1) 法人評価委員会の構成員の資質要件、委員会構成等は重要であり、昨年 3 月の調査検討会議「最終報告」で具体的に提言されている趣旨に十分留意し、国立大学における教育研究を伸張するための適切な評価を行う委員会となるようその構成等を定め、運用すること。
- (2) 評価は、大学の目的、性格、規模等によって異なるべきであり、また、評価の基準・方法や、評価結果の運営費交付金への反映などについては、国立大学における教育研究の特性に十分配慮すること。
- (3) 中期目標・中期計画書、年度毎の評価のための大学からの提出資料、計画終了時点での評価のための提出資料等の作成作業が、国立大学法人の本来の目的である教育研究に障害を来たすものとならないよう、十分配慮すること。
- (4) 法人評価委員会は、国立大学法人の業績に関する評価を行う機関であり、そのメンバーと国立大学の集合体である国立大学協会（平成 16 年 4 月以降は新国大協（仮称））の代表者が定期的な意見交換の場を持てるよう、配慮すること。

## 「国立大学法人法案」に対する見解

平成 15・4・17  
法制化対応グループ

### 1. はじめに

政府は、本年 2 月 28 日に「国立大学法人法案」（以下「法案」という。）を閣議決定し国会に提出した。これに先立ち、国立大学法人化特別委員会は、「国立大学法人法案の概要」（以下「概要」という。）が、国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議によりまとめられた「新しい「国立大学法人」像について」（以下「最終報告」という。）の描く国立大学法人像に沿って立案されているかどうかという観点から検討を行い、結論として「概要」は、「最終報告」から変動した点もいくつか見受けられるが、その基本的な枠組みは、実質的には「最終報告」の趣旨を踏まえそれを休したものとなっていると認められるとする報告を公表したところであり（平成 15 年 2 月 20 日付、「国立大学法人法案の概要」に対する見解）、この報告は 2 月 24 日の国立大学協会理事会において了承された。以下では、法制化対応グループにおいて、このたび提出された「法案」と「概要」との間の相違点について、見解の整理を行った。

### 2. 「概要」との相違点

「概要」は、法案策定作業の途中段階における内容を示すものであったが、「概要」では「学部・研究科・附置研究所・附属学校（＝各法人の業務の基本的な範囲）は省令で規定する」とこととされていたのに対し、成案となった「法案」では、学校教育法の体系上国立学校と位置付けるために法令上の設置根拠を要する附属学校は別として、学部、研究科及び附置研究所については特段の法令上の定めを置かないこととされており、この点が唯一の相違点である。

### 3. 評価

「最終報告」においては、学部等の組織はその性格上各大学の業務の基本的な内容や範囲に大きく関わるものであり、あらかじめ明確にしておく必要があることから、「法令（具体的には省令）等で明確化する方法を工夫する」と提言されていた。これを踏まえて、「概要」段階においては、学部、研究科及び附置研究所を文部科学省令で規定するとしていた。

これに対して、「法案」では学部等の組織を法令で規定しないこととしたため、国立大学法人の業務の中核である教育研究の基本的な内容や範囲を明確にすることによる国の責任が不明確になるのではないかという問題が指摘されている。しかし、このような国の責任は学部等の組織を中期目標に記載することとすれば同様に果たされるものと考えられる。

さらに、このような学部等の組織の取扱いについては、組織編制は各法人の裁量を尊重するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえたものであり、文部科学大臣が制定する省令よりも各国立大学法人の意見に配慮して策定する中期目標において記載する方が、実際に教育研究の実施に当たる各国立大学法人の自主性・自律性を尊重することになるとも考えられるところである。

したがって、法制化対応グループとしては、この点についても「法案」は実質的に「最終報告」を踏まえていると判断してよいと考え、「法案」化に当たって特別な問題点は生じていないと評価するものである。

## 平成 15 年 5 月理事会議事要旨 (抄)

日 時 平成 15 年 5 月 30 日 (金) 13:30 ~ 16:30

場 所 学士会分館 6 号室

出席者 長尾会長

石、松尾副会長

中村、秋山、吉本、北原、磯野、佐々木、池端、相澤、林、天岸、

岸本、野上、本田、河野、小松、梶山、齋藤、内藤各理事

牟田第 3 常置委員会、隆島第 4 常置委員会、鈴木第 6 常置委員会、

岡本教員養成特別委員会委員長

兵藤、飯田監事

長尾会長主宰のもとに開会。

会長から、学長交代に伴い新理事に就任した小松正幸・愛媛大学長、天岸祥光・静岡大学長、本田雄一・島根大学長の紹介の後、事務局長から定足数の確認があった。

議事に先立ち、一理事から、これまでの国立大学法人化に関する対応に関し、理事会、法人化特委での議論が生かされず、これらの議事概要も正確さを欠いている等の趣旨の発言があった。このため、平成 15 年 2 月 24 日理事会議事概要が席上配付された。

これに関連して次のような意見交換が行われた。

- 議事概要にもあるとおり、前回理事会でも種々の意見が出ており、臨時総会を開いて意見交換を行う必要があったのではないかと。衆議院の委員会附帯決議に、我々が言うべき事項が書かれている。
- 4 月 17 日の法人化特委では、今後の進め方についての会長提案があった。この提案は、「法案」について特に問題ないという法人化特委での結論を基にされているが、手順を欠いている。「法案の概要」との相違のあるなしの問題ではなく、総会なりを開いて意見交換を行い、国大協としての判断を行う必要があったのではないかと。
- 理事会として了承している「法案の概要」と「法案」とを比較・評価し、「法案」に特別の問題点は無いという法人化特委の見解を基に、臨時総会、臨時理事会を緊急に召集する必要は無いと会長が判断された。このことは、前回理事会での結論と矛盾するものではない。
- 臨時総会については、3 月、4 月という時期的に繁忙な時であったから難しかったとの事情説明はいかがなものか。国立大学の改革であり、全員で議論し、態度を表明する場が必要であった。附帯決議のような内容を掲げて総会をやってもよかったのではないかと。
- 国大協としては、「法案」に大きな問題が無いという論理を展開して来たが、附帯決議との関係はどのように考えたらよいか。
- 附帯決議は「法案」そのものに対する異議ではなく、これを運用するに当たって留意すべきことを国会の委員会としてまとめたもの。我々がこれから言わんとしていることを先取りしているものと言える。

- 国大協として意思表示が国会に上程される前に出来ないことに戸惑いを感じる。
- 法案については、通常、閣議決定されるまで、その内容について見ることも折衝することもできない。しかし、国大協としては法制化対応グループの専門委員を通して法案に対応し意見交換等行いチェック機能を果たしつつ進めてきており、為すべき努力は最大限行ってきた。法制化作業の過程で国大協として行えることには限界がある。また、国会に上程された後に、その法案について意見を表明するには慎重であるべきだ。しかし、法人化特委で「法案」について特に問題はないと判断したままになっていたことに問題があったのかもしれない。前回の理事会での意見が生かされていないと言われれば、反省すべき点もある。
- 法案に全く問題が無いわけではなく、今までの対応ではどんどん押しこまれて行くのではないか。国大協として恥ずかしくない声明を出すべきではなかったか。
- 法人化に反対しているわけではないが、常にきちっと主張を社会に発信することが必要で、それにより国立大学が何を考えているかを伝えることができるのではないか。
- 今まで議論していることは、今日の議題とも関連しており、その際に検討を行うべきである。

会長から、以上の意見交換については、2. 協議事項の5「国立大学の法人化に関する諸課題について」に関連する事項であるので、その際またご発言いただきたい、との発言の後、議事に入った。

[議 事]

…………… (略) ……………

## 2. 協議事項

(1～4は略)

### 5 国立大学の法人化に関する諸課題について

#### (1) 国立大学法人化特別委員会における検討状況

国立大学法人化特別委員会石委員長から、(資料7-1、7-2)に基づき、前回の理事会以降の法人化特委の検討状況、特に国立大学法人法案に対する評価結果とこれに基づき現在進めつつある対応について説明があり、理事会としてこれを了承した。

#### (2) 「国立大学法人化についての国立大学協会としての見解(案)」について

(1) 会長から、「国立大学法人化についての国立大学協会としての見解(案)」について、検討いただきたい、との発言の後、同資料が事務局により朗読された。

(2) これに対し次のような意見交換が行われた。

○「適宜意見を表明してきた」とは、どこにどういう形で表明してきたのか。

○法案に書き込まれたことに対しての評価まで述べる必要はないのではないか。学部等について自由があるということではなく、これについては十分配慮すべきとの表現の方がよいのではないか。大学の統合により現在の医科大学が学部となるが、国土適正配置の基に設置されていたものが各大学の中期目標の中で書かれることになるわけで、表現を変える必要がある。

○実質的には「最終報告」の趣旨を踏まえているという判断は、総会として討議して確認する事項である。

- 評価結果の利用法について慎重な検討が求められるとしているが、国大協の見解なのか、法案の説明なのか不明である。
  - 国が国立大学の設置に責任を負っていることの部分は、法律的根拠の書き方がこれであるのか。専門家でないとなりにくい表現である。
  - 法制上の理由から採用されないとまで書く必要はない。相手がそう言っていることであって、国大協の立場でその理由を解釈する必要はないのではないかと。採用されていないだけでいい。
  - 設置者の問題について、引き続き財政的その他の責任を果たす趣旨が示されており、実質的にその目的を達しているといえることができるとしているが、そう行われたときのできるわけで、見解としては守っていくことを要請すると述べておく必要がある。
  - 学部等組織の省令規定について、中期目標に明確に記載することで国の責任が同様に果たされると考えられるとしているが、相手の相手が言っていることであって、国が責任を果たさねばならないことを重ねて要求していくということではないか。
  - 21 世紀に向けて国立大学が担うべき役割の部分は、評論的表現や、内部的問題の内容を含んでおり、全体として見直す必要があるのではないかと。
  - 国立大学の担うべき役割として、教育研究の柔軟化との表現があるが、内容が不明瞭である。
  - 国立大学法人評価委員会について、構成、評価基準、方法に関して十分配慮するとの表現があるが、何に配慮するのか不明である。
  - 定例総会の時点で法案が成立していなければ、成立後に臨時総会を開催して審議をお願いする。
  - それでよいと思われるが、その際は、現執行部がこの見解（案）の処理をすることが望ましい。
  - 定例総会で、新執行部が選出されるなら新メンバーも理事として経過を十分理解していると思われる。新執行部が対応すべきである。
  - 両執行部で相談して対応すればよいのではないかと。
  - 臨時総会で国大協見解について検討するとして、定例総会で何も議論しないでよいかと。定例総会を延期する選択肢もあるのではないかと。
  - 対応が後手になってしまっている。見解案の内容をそう変えなくても対応できると思われるので、法案成立前に声明をだすことが必要ではないかと。
- (3) 会長から、見解案については、以上の意見を参考に修文を行い、定例総会の時点で法案が成立していない場合には、臨時総会を開催して審議・決定し公表することとしたい、仮に臨時総会を開催する際の議事運営をどうするかは、改めて検討のうえで当たりたい、との発言があった。

(以上)

## 平成15年7月臨時総会議事要旨(抄)

日時 平成15年7月14日(月) 13:00～13:40

場所 三田共用会議所講堂

出席者 各国立大学長

(オブザーバー) 放送大学丹保学長、国立情報学研究所末松所長、  
筑波技術短期大学大沼学長

(陪席者) 各国立大学事務局長

会長から開会の挨拶の後、6月の定例総会以降交代された学長、代理出席、オブザーバー出席者の紹介があり、定足数を確認し、議事に入った。

### ○ 協議

#### 1 国立大学法人化についての国立大学協会見解(案)について

会長から、6月の定例総会の約束に従い、本件についてご審議願いたい旨の提案があった。なお、原案は、去る5月30日の理事会での意見等を踏まえて修正したものを、本日午前中に開催した臨時理事会で一部修正したものである旨説明があった後、添付資料(「国立大学法人制度運用等に関する国に対する要請事項等」(案))と併せて審議が行われた。

その結果、見解(案)と国会の付帯決議との関わり等について質疑があったほかは、特に異論なく、「国立大学法人化についての国立大学協会見解」(案)及び「国立大学法人制度運用等に関する国に対する要請事項等」(案)について、これを公表すること及び政府に要請することが了承された。

なお、会長から、法案成立に伴う今後の法人化作業に関する各大学への情報提供や意思疎通の方法として、総会とは別に実務者による会議等を開催することも考えているが、ご意見があればお寄せいただきたい旨発言があった。

#### 2 文部科学省との協議の場の設定について

会長から、国立大学法人制度の円滑な運用を期して、国大協と政府との間で協議を行う場を設置することについて、(資料2)により諮られ、異議なく了承された。

なお、「協議の場」の設定に当たり、文部科学省との間で何らかの文書による取り決め等を定める場合には、理事会に一任することが併せて了承された。

以上の協議があった後、会長から、本臨時総会終了後、会長、副会長が記者会見を行い、「国立大学法人化についての国大協見解」について説明したい旨発言があり、了承された。

以上をもって臨時総会を終了した。

## 国立大学法人化についての国立大学協会見解

平成 15 年 7 月 14 日

国立大学協会

### 1. はじめに

我が国において国立大学の改革の必要性が指摘されて久しいが、とりわけ最近の数年間、国立大学の設置形態に関する検討が進められ、このたび、国立大学法人法が成立した。これによって、平成 16 年 4 月から国立大学は国立大学法人となることとなった。これは我が国の国立大学制度にとって極めて大きな制度改革である。

国立大学協会（以下、「国大協」という。）は、国立大学の法人化の問題について一貫して審議検討を重ね、我が国の高等教育研究の一層の充実発展という視点に立って、適宜意見を表明してきた。国立大学法人法の成立に当たり、国大協として、国立大学の法人化に際しての基本的立場を明らかにするとともに、国立大学法人制度の発展に向けた国のしっかりとした対応と国立大学に対する社会の一層の理解と支援を要請するため、ここに見解を表明する。

### 2. 国立大学の法人化に至る経緯

国立大学の法人化に関しては、以前から国立大学の改革提言の中で検討の必要性が指摘されてきたが、行財政改革が重要な政治的課題となる中で、平成 11 年 4 月に、「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成 15 年までに結論を得る」と閣議決定され、平成 12 年 7 月、文部科学省は、独立行政法人制度の下で、大学の特性に配慮しつつ、国立大学および大学共同利用機関を法人化する場合の制度の具体的な内容について調査検討を行うことを目的として、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」（以下「調査検討会議」という。）を発足させた。国大協は、独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することは不適当であるとの立場から、設置形態検討特別委員会を設けて国立大学の法人化に対する考え方をまとめ、積極的に意見を述べてきた。

調査検討会議は、平成 14 年 3 月 26 日にその最終報告を公表したが、これに対して、国大協は、同年 4 月 19 日の臨時総会において、「今回まとめられた法人像は、全体として見るとき、21 世紀の国際的な競争環境下における国立大学の進むべき方向としておおむね同意できる」とした上で、「国立大学協会は、この最終報告の制度設計に沿って、法人化の準備に入ることをしたい」旨の会長談話を国大協の基本姿勢とすることを了承した。そして、今後の対応として「国立大学法人化特別委員会」と「国立大学協会の在り方検討特別委員会」を設置することとした。

文部科学省は、その後、法案作成作業に入り、平成 15 年 1 月に「国立大学法人法案の概要」を公表した。そして、平成 15 年 2 月 28 日には、「国立大学法人法案」が閣議決定されて国会に上程され、同法は同年 7 月 9 日に成立したのである。国大協は、法案が調査検討会議の最終報告が描く「国立大学法人像」に沿っているかという観点から検討を行い、同法案について、一部最終報告から変わったところもあるが、実質的には「最終報告」の趣旨を踏まえていると判断してよいとの結論に達した。



### 3. 国立大学法人法の概要

国立大学法人法の下で、国立大学は、従来の国の行政組織の一部という位置付けから国から独立した法人格を有する存在となる。国立大学は、学長および理事を中心に自主的・自律的に運営されることになるのである。この関係で、各国立大学法人には、経営に関する重要事項を審議する経営協議会と教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会とが設置される。そして、大学の運営に社会の声を適切に反映し、社会に対する説明責任の履行に資するように、経営協議会の構成員の2分の1以上は学外者でなければならないものとされている。また、国立大学の職員の身分について非公務員型が採用された。

国立大学法人法は、広義の独立行政法人制度の枠組みに沿って、中期目標・中期計画と評価委員会による評価のシステムを採用している。文部科学大臣が中期目標を示し、これに基づいて国立大学法人が中期計画を作成し文部科学大臣の認可を受けるのであるが、文部科学大臣の示す中期目標については、各国立大学法人の意見を聴いてこれに配慮するものとされている。また、この期間終了に当たり、その間の運営実績について国立大学法人評価委員会等の評価を受けることとなる。

国大協は、法制化に当たって、国立大学法人の根拠法、法人化後の国立大学の設置者、および学部、研究科等の省令等による明確な位置付けと評価の在り方といった諸点にとりわけ大きな関心を払ってきた。法人の根拠法に関しては、国立大学法人法は、独立行政法人通則法とは別個の法律として位置付けられ、国立大学法人には、独立行政法人通則法がそのままの形で適用されないことになっている（広義の独立行政法人）。国立大学法人法の下では、「国を国立大学の設置者とする事」および「学部等の大学の基本的組織を省令等により規定すること」は、いずれも法制上の理由を根拠に採用されていない。

また、国大協が国を設置者とすべきとしたのは、国立大学の担うべき高度な教育研究の確実な実施に対して、法人化後も引き続き国が責任を負うことの明確化を求めようと考えたためであった。この点に関しては、国立大学法人法において、国立大学の設置が法律により規定されるとともに、国立大学法人と国立大学の一体的な運営が確保されており、また、国が国立大学に対して引き続き財政的責任を果たす趣旨が示されている。さらに、学校教育法の改正規定により、国立大学における教育研究は国と国立大学法人とが協力して推進することが明示されており、これらにより国立大学に対する国としての責任が明確に示されている。国大協が学部等の組織を省令で明示すべきとしたのは、国立大学法人の業務の中核である教育研究の基本的な内容や範囲を省令において明示することにより国の責任を明確にしようと考えたためである。これに対して、学部等の組織は省令で規定されないこととされたが、文部科学大臣が示す中期目標においてこれらを明確に記載することにより、国の責任は同様に果たされなければならない。

### 4. 21世紀に向けて国立大学が担うべき役割

国立大学は、これまで人材の育成と学術研究を通じて社会の知的拠点としての役割を担い、我が国の発展を強く支えてきた。今日の我が国社会の大きな変革の中で、国立大学に対して改めて社会から大きな関心と期待が寄せられている。すなわち、国立大学は、自主的・自律的な大学運営にふさわしい体制を構築して、その運営の効率性を高め、教育・研究環境を質的に向上させるとともに、真に学生のためとなる教育と世界的水準の多様な研究の展開をはかり、世界的な競争力を持ち、地域に貢献する大学として個性輝く大学を作り上げていくことが強く要

請されているのである。これに対して、国立大学は、法人化の趣旨を踏まえて、社会に開かれた透明性の高い大学運営の下で、社会の多様な要請に的確に応えて、教育研究の柔軟かつ活発な展開を実現していく所存であり、国立大学の全構成員は、この点を十分に認識して、最大限の誠意ある努力をしなければならない。

国立大学は、国立大学法人制度の下で、国の予算措置を受けることを十分に認識しており、各国立大学は、納税者たる国民や社会の意見を適切に大学運営に反映させ、教育研究の一層の充実推進、および社会貢献の一層の促進を行い、国立大学としての社会的責任を果たしていくべきである。

職員の身分については、非公務員型が採用され、労働基準法その他の労働関連法令の適用を受けることとなるが、役員と教員・職員は協力して、こうした法制度の下で、教育研究の活性化・高度化のために努力していかなければならない。

## 5. 法人化に際しての国の責任と国に対する要請

国立大学法人法は、この法律の運用に当たっては、国として、国立大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない旨を規定している。すなわち文部科学省だけでなく財務省や総務省など、すべての国の機関は、この規定を始めとする重要な諸規定を誠実に遵守する責任がある。たとえば、国立大学法人制度の下では、国立大学に対する国の予算による財源措置が前提とされており、またその際、国は法人の運営における自主性・自律性に十分に配慮しなければならないのである。

国大協は、法人化に当たって、法人化の趣旨を適切に実現するために、国に対して別添の「国立大学法人制度運用等に関する国に対する要請事項等」に示す諸点の要請を行うこととした。とりわけ、今後の政省令等の制定に際して、国立大学における教育研究の特性に配慮し、国立大学法人の自主性・自律性を十分に尊重することを改めて要望する。具体的には、明確な内容の政省令等を制定すること、中期目標の作成および中期計画の認可にあたって、文部科学大臣は教育研究の特性に十分に配慮し大学の自主性・自律性を最大限尊重すること、国立大学法人評価委員会の構成員、評価の基準・方法に関して教育研究の特性に十分に配慮するとともに、評価の実施が大学の教育研究にとり過大な負担とならないようにすることなどである。とくに、国立大学法人評価委員会については、教育研究にかかる評価の困難性に十分に配慮するとともに、国はその評価結果を適切かつ慎重に取り扱うことを求める。さらに、国立大学の自主的・自律的な教育研究の発展を図るためには財政基盤を確立・強化することが不可欠の条件である。この面で国の特別の配慮を強く求めるものである。また、日常的な運用面で、法人化の趣旨を十分に踏まえて国立大学法人の自由を最大限に尊重する文部科学行政の立場を確立することを要望する。

## 6. おわりに

今後、国立大学は、新たな国立大学法人制度の下で、学問の自由や大学自治の理念を踏まえながら、各国立大学法人の自己責任において、国民や社会の期待に応える国立大学として発展するため、誠心誠意取り組んでいく所存である。もちろん、その前提として、一人一人の教員、職員の意識改革が不可欠である。国大協としては、国立大学の法人化に合わせて、新たな連合組織として「新国立大学協会（仮称）」を発足させて、自主的・自律的に運営される国立大学が、教育・研究および社会貢献に関する多種多様な活動において、質の高い成果を挙げられる環境を作りあげていきたいと考えている。



最後に、我が国の高等教育の発展と先進的な学術研究の展開の中で、今後とも国立大学に期待される重要な役割に十分に配慮して、国が高等教育に対する財政的支出の充実を始めとして、国立大学法人に対する強力な支援を行うよう重ねて要望する。また国立大学法人の発足に際して、新しい国立大学に対する社会の理解と協力を期待したい。

(別添)

## 国立大学法人制度運用等に関する国に対する要請事項等

### I 明確な内容の政省令等の制定実現

- ① 政省令等の確定にあたっては、国立大学法人法と最終報告（調査検討会議「新しい「国立大学法人」像について」）の趣旨に則り、国立大学における教育研究の特性に配慮し、国立大学法人の自主性・自律性を十分に尊重した、明確な規定とすること。
- ② 国立大学法人法の施行に必要な政省令等の詳細制度設計については、法律制定後できるだけ早めに国大協と意見交換をすること。
- ③ とりわけ、国立大学法人評価委員会に関する規定については、上記①・②の点について十分に配慮すること。

### II 法人への移行過程における国の措置等

#### 1 法人への移行準備に必要な経費の確保等

- ・労働安全衛生対応への経費、財務会計システム等の構築のための経費などを措置すること。
- ・出資財産（土地・建物等）の評価等に伴う諸経費を措置すること。
- ・国の組織から国立大学法人へ移行することに伴い、その円滑な実施が図られるよう、国として万全の措置を講ずること。

#### 2 職員の適切な人事交流システム構築への協力

- ・各国立大学法人の人事権のもとで、職員の人材活用と組織活性化のための適切な人事交流システムの構築や国の機関との人事交流の円滑な実施への協力。

### III 法人移行後の制度運用に関する事項

#### 1 高等教育への公財政支出の充実

- ・中教審で検討中の高等教育のグランドデザインに基づく公財政支出の拡充
- ・基盤的研究・基礎科学的分野への基盤経費の充実

#### 2 法人の財政的な自律性を高める観点からの適切な運用

- ・剰余金の処理における法人の経営努力の幅広い認定
- ・中期計画終了時の積立金の処分における法人の立場の最大限の尊重
- ・効率化係数等による運営費交付金の一律減額措置の排除
- ・運営費交付金の算定基準の明確化
- ・国立大学の存在意義を踏まえた適切な学生納付金の標準額の設定等
- ・土地処分収入の一定額の当該法人への留保
- ・収益を伴う事業実施に関する法人の判断の尊重
- ・寄附金、受託研究経費等の運営費交付金の算定からの除外



### 3 法人の実状に応じた確実な財政措置

- ・ 労災保険、雇用保険、各種損害保険等の保険料、各種手数料、監査に要する経費、事務系職員の採用試験実施経費など、法人化に伴う必要経費の確保
- ・ 設備及び施設の維持・保全に要する経費の運営費交付金への反映
- ・ 附属病院の施設整備に充てる資金の国立大学財務・経営センターからの円滑な借り入れの確保
- ・ 寄附金税制を含む現行の税制面での取り扱いの継続

### 4 国による各種損害の補填システムの整備

- ・ 自然災害及び火災等による被災施設等の復旧補填システムの確立（施設災害補助金等）
- ・ 通常想定し難い教育研究中の事故・医療事故等による賠償金等の財源補填への配慮

### 5 文部科学省の国立大学法人行政体制の整備等

- ・ 法人化された国立大学に対する大学の自由度を尊重した文部科学省の新しい責任体制等の整備
- ・ 中期目標・中期計画を前提とした事後評価を尊重する具体的な事務処理体制の整備

### 6 中期目標・中期計画における大学の自主性・自律性の尊重

- ・ 文部科学大臣が中期目標を定めるに当たって、大学の意見の最大限の尊重
- ・ 文部科学大臣が中期計画を認可するに当たって、大学の自主性・自律性の最大限の尊重
- ・ 中期計画について、大学の教育研究の特性を踏まえ、詳細な内容指定を排除
- ・ 年度計画の取り扱いについて、大学の教育研究の特性に十分配慮
- ・ 中期計画期間中における弾力的な計画変更を可能とする運用

### 7 国立大学法人評価委員会等による評価とその評価結果の活用方法

- ・ 国立大学法人評価委員会のもつ重要な役割に鑑み、評価委員の構成、評価の基準・方法等についての十分な配慮
- ・ 国立大学における教育研究を伸張する適切な評価の実施
- ・ 大学の教育研究の特性を踏まえた柔軟かつ多面的な評価の実施
- ・ 大学に過度な負担をかけない評価方法の実施
- ・ 評価結果に対する大学の意見申し立て等の制度化
- ・ 評価結果の資源配分活用への慎重な配慮
- ・ 年度ごとの評価結果を資源配分に活用することを排除

### 8 国立大学の特性を踏まえた国立大学行政の確立

- ・ 新連合組織（新国大協）と文部科学省との定期的な意見交換システムの構築
- ・ 監事の選任における透明性の確保

### 9 その他の要望

- ・ 教員の労働時間への専門業務型裁量労働制の適用（制度上の手当が必要な場合にはその手当）
- ・ 文部科学省や会計検査院への定例報告（計算証明等）、概算要求時の提出書類等の抜本的簡素化や大幅な事務負担の軽減

## 国立大学法人制度運用に関する協議の場の 設定について (案)

15. 7. 14

- 国立大学法人制度の円滑な運用を期して、政府との間で、恒常的な協議の場を設けることとする。
- 国立大学協会と文部科学省の関係者で構成する。ただし、必要に応じ、他の省庁関係者や国立大学法人評価委員会関係者の出席を求めることもできるようにする。
- 協議の場は、国立大学協会が主宰する。
- 国立大学法人制度の円滑な運用に資するあらゆる問題を対象とする。
- 国立大学法人法の成立後、速やかに設置する。

国大協総第 201 号  
平成 15 年 8 月 6 日

厚生労働大臣  
坂口力様

国立大学協会  
会長 佐々木毅

## 国立大学教員への裁量労働制の適用について（要請）

本協会におきましては、国立大学法人法の成立を受けて、法人化に当たっての国立大学の決意を述べるとともに、政府や社会に対し、新しい国立大学に対する理解と協力を要請する本協会としての見解をとりまとめ、公表いたしました。

本協会としては、法人化の趣旨が適切に実現されるかどうかは、各法人の努力と工夫を支える政府における制度の運用に係っているものと認識しております。このため、同見解においては、法人化に際しての国の責任と国に対する要請事項（「国立大学法人制度運用等に関する国に対する要請事項等」）（別添）を取りまとめ、その中で、教員の労働時間への専門業務型裁量労働制の適用を要望することにしたところであります。

厚生労働省におかれては、趣旨ご理解の上、この要望の趣旨にかなった形での必要な制度の整備等に特段の意を用いられるよう、要請いたします。

〈参考〉

国立大学法人制度運用等に関する国に対する要請事項等

### 9 その他の要望

- ・教員の労働時間への専門業務型裁量労働制の適用（制度上の手当が必要な場合にはその手当）

## 国立大学法人制度運用に関する協議の場の 設定について (申合せ)

平成 15 年 9 月 19 日  
文 部 科 学 省  
国 立 大 学 協 会

国立大学協会と文部科学省は、国立大学法人制度の適切かつ円滑な運用を期し、関連する諸問題を必要な都度協議する。

1. 協議に参加する者は、次のとおりとする。
  - ・国立大学協会（会長、副会長、その他協議内容に応じて会長が指名する者）
  - ・文部科学省（事務次官、高等教育局長その他協議内容に応じて事務次官が指名する者）
2. 協議では、必要に応じ、国立大学法人評価委員会の委員長その他の委員及び政府関係省庁の関係者に、出席を依頼するものとする。
3. 協議は、国立大学協会会長が主宰する。
4. 協議は、国立大学協会または文部科学省のいずれかの要求があった場合に行う。
5. 協議の結果については、原則として、各国立大学法人に公開する。
6. 協議に関する事務は、国立大学協会事務局が処理し、文部科学省が協力する。
7. 国立大学協会に代わる新しい連合組織が設立された場合には、当該新しい組織を国立大学協会に置き換える。
8. 協議の活性化の観点から、本申合せの運用は弾力的に行う。
9. 協議は、平成 15 年 10 月以降、必要に応じて開始する。



## 新国大協（仮称）の組織運営及び事業について

（平成15年10月24日）  
新国立大学協会（仮称）  
設立準備委員会

### 基本的考え方

本設立準備委員会は、「国立大学の新しい連合組織について」（平成14年10月23日国立大学協会の在り方検討特別委員会 委員長：松尾 稔）を踏まえ、新国立大学協会（仮称）（以下、「本協会」という）の組織運営及び事業について、次のような基本的考え方に立って検討した。

- 1 現行の国立大学協会が実施してきた事業を精選し、国立大学の法人化に伴って求められる新しい事業及び機能を、社会的要請並びに会員の合意に基づいて実施する。
- 2 新しい事業等の実施に当たっては、必要に応じて会員から財政的・人的な負担を求める。
- 3 責任のある執行機関を備えた機能集団としての組織、運営を実現する。
- 4 各大学の自主性を前提に、地域ブロックでの活動を活性化し、また地域ブロック間の連携・調整を図る。

### 第1 組織の名称

社団法人国立大学協会とする。

### 第2 設置形態

本協会における積極的な事業の実施や公益法人制度の抜本的改革の動向、現国大協の契約行為等の実態などを勘案し、設置形態は、従前の任意団体や中間法人ではなく、社団法人とする。

### 第3 目的

本協会は、自主・自律的に運営される各国立大学法人が教育・研究および社会貢献に関する多種・多様な活動において質の高い成果を挙げるための環境作りを行い、もって我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展に寄与することを目的とする。

### 第4 事業等

- 1 国立大学が質の高い教育、学術研究及び社会貢献を推進するために必要な事業と関係機関への働きかけ
- 2 自主的政策立案、国の高等教育政策や学術研究政策等に関する調査研究及び政策提言
- 3 国際パートナーシップを基本とした国際交流事業
- 4 国立大学法人の経営に関する支援
- 5 その他目的を達成するために必要な事業

### 第5 組織及び運営（組織イメージは別紙参照）

#### 1 会員等

- (1) 会員は正会員及び特別会員とする。
- (2) 正会員は全ての国立大学法人とし、国立大学法人の加盟を前提とする。
- (3) 正会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- (4) 総会の承認に基づき特別会員を置くことができる。
- (5)
- ① 特別会員は、総会、全国実務者連絡会議及び支部会議にオブザーバー参加をすることができる。
  - ② 特別会員は、本協会が実施する各種の事業（職員採用、職員研修等）に参加することができる。
  - ③ 特別会員は、本協会の諸活動に関する情報提供を受けることができる。
  - ④ 特別会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (6) 会員以外の団体で総会において承認を得たものは、総会にオブザーバー参加をすることができる。

## 2 総会

- (1) 総会は、本協会の最高意思決定機関とする。
- (2) 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- (3) 構成員は、各国立大学法人の長である学長とする。
- (4) 通常総会は、毎年2回開催する。10分の1以上の正会員から請求があった場合は臨時総会を開催しなければならない。
- (5) 総会は以下の事項について審議し、決定する。
- ① 定款の変更についての事項
  - ② 事業計画及び収支予算（変更を含む）についての事項
  - ③ 事業報告及び収支決算についての事項
  - ④ 役員を選任及び解任、職務及び報酬についての事項
  - ⑤ 本協会の入退会に関する事項
  - ⑥ 入会金及び会費の額についての事項
  - ⑦ 長期借入金又は権利の放棄、義務の負担についての事項
  - ⑧ 事務局の組織及び運営についての重要事項
  - ⑨ 解散についての事項
  - ⑩ 解散した場合の残余財産の処分についての事項
  - ⑪ その他本協会の運営に関する重要事項
- (6) 緊急時における手続

緊急の必要があり、かつ、総会を招集することができないときは、前項の事項について理事会の議により処理することができる。ただし、会長は、この場合の措置について次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

## 3 役員

役員として、会長、副会長、理事及び監事を置く。（役員を選考手順は別表1のとおり）

- (1) 会長・副会長
- ① 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
  - ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - ③ 会長（1名）及び副会長（2名）は、学長とする。
  - ④ 会長及び副会長は、支部推薦理事の互選により候補者を選考し、総会において選出す

る。会長、副会長の任期は2年とする。

- ⑤ 会長又は副会長が辞任し、又は学長でなくなったときは、④により会長又は副会長を選出するものとする。ただし、新たに選出された会長又は副会長の任期は、前任の会長又は副会長の任期の残任期間とする。

(2) 理事

① 理事

- i 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- ii 理事は、支部推薦理事及び会長指名理事とする。
- iii 理事は、20名以内とする。
- iv 理事の任期は2年とし、再任可とする。

② 支部推薦理事校

- i 支部推薦理事校は、支部の推薦により総会において選出する。
- ii 支部推薦理事校の学長を支部推薦理事に充てる。支部推薦理事の任期中に学長の交代があるときは、次期の学長が支部推薦理事として残余の任期を務める。
- iii 支部推薦理事校は、各支部において1～2校とし、その数については、別表2のとおりとする。
- iv 会長、副会長が選出された支部においては、会長、副会長に代わって支部推薦理事の任務を行うため、支部推薦理事校を補充することができる。
- v 支部推薦理事校は、支部会員校の無記名による投票により選出する。なお、複数の理事校を推薦する支部においては、大学の規模や特性を踏まえ、適切な選考を行うものとする。

③ 会長指名理事

- i 会長指名理事として、専務理事1名及び常務理事1名を置くことができる。
- ii 会長指名理事は、会長が総会の承認を得て指名する。
- iii 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会における各学長との日常的な対応窓口、国会議員や政府（各省庁）、関係団体との対外折衝等のロビー活動及び本協会の日常業務におけるアカデミックな問題処理の相談役など本協会の常務を総括する。
- iv 専務理事は、国立大学法人の役職員以外の者を充てることができる。
- v 常務理事は、本協会の常務を処理する。
- vi 常務理事は、事務局長を充てることできる。

(3) 監事

① 監事は、次に掲げる業務を行う。

- i 財産及び会計の状況を監査すること。
- ii 理事の業務執行の状況を監査すること。
- iii 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は主務官庁に報告すること。

② 監事の任期は2年とし、再任可とする。

③ 監事は、支部推薦理事の会議において候補者を選考し、総会において選出する。

④ 監事は、国立大学法人の役員以外の者から選出することができる。

⑤ 監事は、2名とする。

## 4 その他

## (1) 理事会

- ① 理事会は、原則として毎年4回開催するものとし、本協会の重要事項を審議する。
- ② 理事会の審議事項は、次の通りとする。
  - i 総会に付議すべき事項
  - ii 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - iii その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- ③ 構成員は、会長、副会長及び理事とする。

## (2) 常任理事会

- ① 常任理事会は、前記(1)の②のうち理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を執行する。
- ② 構成員は、会長、副会長及び会長指名理事とする。

## (3) 委員会

## ① 企画委員会

- i 理事会の下に、企画委員会を置く。
- ii 企画委員会は、本協会の重要な方針案の策定、理念、組織・運営及び事業計画を審議・検討するとともに、法人化後の国立大学法人に関する共通の課題についての分析・検討を行う。
- iii 企画委員会の委員長は、副会長をもって充てる。
- iv 企画委員会の中に、ワーキンググループを置くことができる。  
(例) 法務WG、財務WGなど
- v 企画委員会の下に、事業委員会及び事業実施委員会を置くことができる。
- vi 企画委員会は、vの委員会に対し、個別事業の実施案の具体的な策定を指示し、また、報告を受ける。

## ② 広報委員会

- i 理事会の下に、広報委員会を置く。
- ii 広報委員会は、本協会の中長期的な広報戦略及びイメージアップ戦略の策定、HPの設計に関する検討を行う。
- iii 広報委員会の委員長は、副会長をもって充て、本協会の広報に関する渉外業務（スポークスマンとしての業務）及び日常の広報業務の統括を行う。

## ③ 事業委員会

- i 事業委員会として、当面、次の委員会を置く。  
入試、学生、大学経営、大学評価、国際交流
- ii このほか、必要に応じて委員会を置く。

## ④ 事業実施委員会

- i 事業実施委員会として、当面、研修実施委員会を置く。
- ii このほか、必要に応じて委員会を置く。

## ⑤ 委員会の構成員

委員会の構成員は、国立大学法人の役職員とし、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。その任期は2年とする。（企画委員会、広報委員会、事業委員会及び事業実施委員

会の審議事項及び構成は別表 3 の通り。）

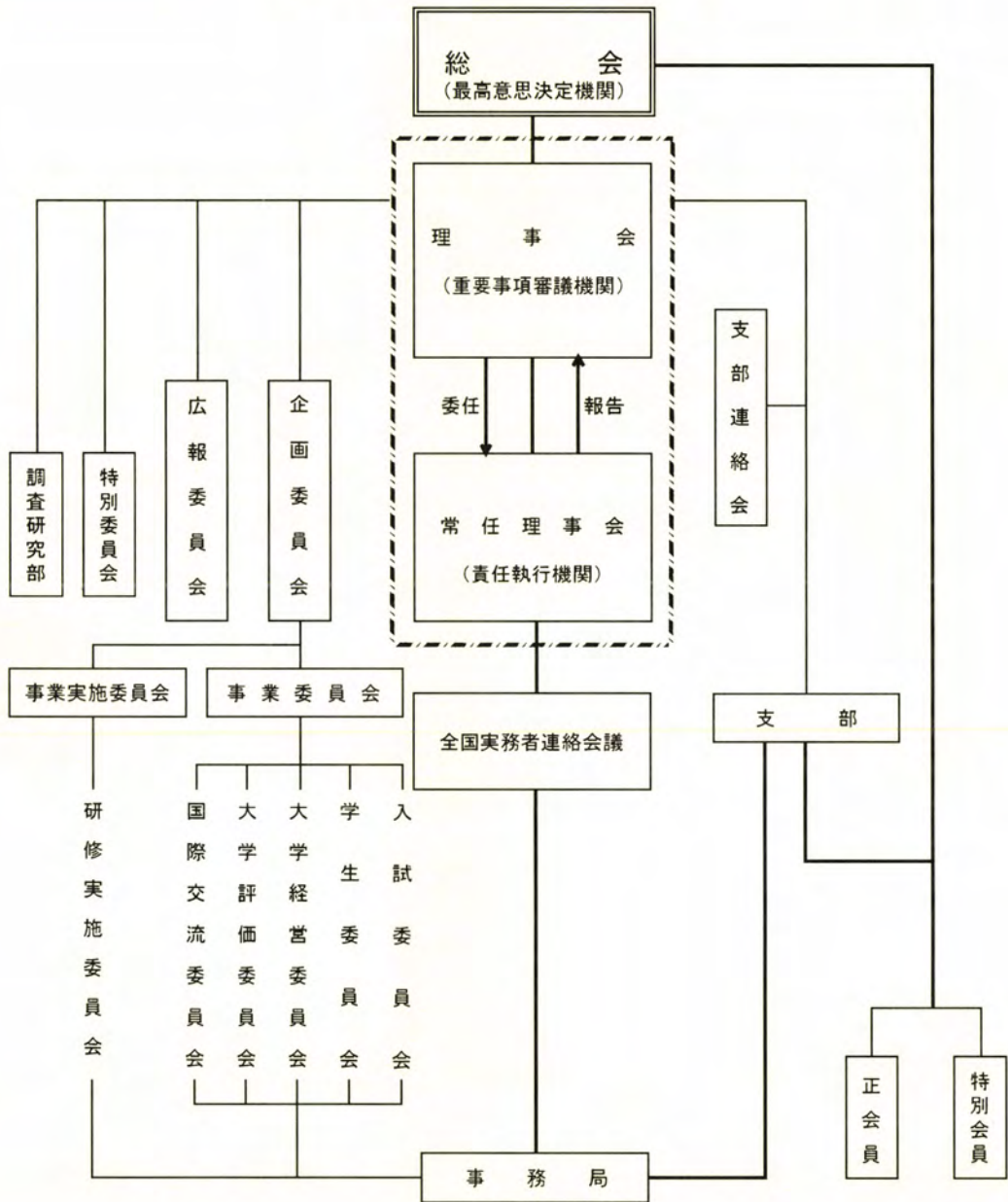
- ⑥ 特別委員会
  - i 本協会が緊急に特定の課題について検討し、又は調整する必要がある場合には、理事会の下に、特別委員会を置くことができる。
  - ii 特別委員会の名称、審議事項及び委員の構成等については、別に定める。
- (4) 調査研究部
  - ① 理事会の下に、調査研究部を置く。
  - ② 会長は、国立大学法人の役職員の中から、理事会の承認を得て、研究部員を委嘱する。
  - ③ 調査研究部は、理事会から委託された事項について、専門的な調査研究を行う。
- (5) 支部組織
  - ① 本協会に、別表による支部を置く。
  - ② 各支部に支部の代表者を置き、支部推薦理事の中から選出する。
  - ③ 支部は、主として当該地区に係る固有の課題についての協議や連絡調整を行う。支部推薦理事は、必要に応じ、その結果を理事会に発議することができるものとする。
  - ④ 支部は前項の協議、連絡調整とともに、本協会全体の課題についての協議・提案等を行うため、理事会の開催に先立って支部会議を開催することを原則とする。
  - ⑤ 各支部間の連絡・調整を図るため、理事会の下に、支部推薦理事など支部の代表者で構成する支部連絡会を設ける。
- (6) 全国実務者連絡会議の開催  
総会のほか、本協会の活動に関わる情報交換のため、必要に応じて実務者（各会員校の理事、事務局長等）による全国連絡会議を開催する。
- (7) 事務局
  - ① 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
  - ② 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
  - ③ 事務局長及び職員は会長が任免する。
  - ④ 本協会の事務を処理するため、国立大学法人に対して職員の出向を求めることができる。
  - ⑤ 事務局の組織及び運営に関し重要な事項については、総会の承認を経て、会長が定める。

## 第 6 事業内容

- 1 質の高い教育、学術研究及び社会貢献を推進するために必要な事業と関係機関への働きかけ
  - (1) 広報活動
    - ① 国立大学法人に必要な中長期的な広報戦略を策定し、実施する。特に、本協会発足時に、イメージアップ戦略を行う。
    - ② 事務局に、日常の広報業務を担当し、執行する部署を置く。当該部署は広報委員会が策定した広報戦略を基に具体的な活動を実施する。
  - (2) 入学者選抜  
国立大学法人化後における入学者選抜についての基本方針及び大学入試センター試験の取扱い等について検討する。

- (3) 学生支援  
就職問題関係組織への参画や全国的な関連諸会議への参加、及び学生納付金問題等に関して検討する。
  - (4) 大学評価
    - ① 大学評価・学位授与機構が実施する大学評価への対応を主な目的として、全国シンポジウム、アンケート調査、評価方法・結果に対する申し入れを実施する。
    - ② 国立大学法人評価委員会の在り方、具体的な評価方法について、国立大学として綿密な分析・検討、国立大学間の意見調整並びにそれに基づく意見表明を行う。
    - ③ 認証評価制度に対する検討及び意見表明を行う。
  - (5) 大学経営  
国の国立大学法人への運営費交付金の配分、国の競争的資金の在り方その他国立大学法人の経営に関する提言を行う。
- 2 自主的政策立案、国の高等教育政策や学術研究政策等に関する調査研究及び政策提言各般の調査研究、政策提言を実施する。
- 3 国際パートナーシップを基本とした国際交流事業
- (1) 戦略性を持った国際交流事業を実施し、国際交流事業の再評価や基準の設定等を検討する。
  - (2) 本協会は、個々の大学の国際交流事業には関わらず、外国の大学団体との枠組みとしての協定（いわゆる傘協定）及びそれに基づく事業等について実施する。
- 4 国立大学法人の経営に関する支援
- (1) 経営に関する調査研究を実施する。
  - (2) 人事・労務問題その他経営に関する様々な問題点や共通の課題などの情報を収集し、国立大学法人に情報提供を行う。
  - (3) 学長、副学長、部局長等を対象としたトップマネジメント研修など職員の研修事業の企画・実施を行う。
  - (4) 国立大学法人等職員の採用に関し、必要な事業を行う。
  - (5) 保険の団体契約について、引き続き検討する。
- 5 その他目的を達成するために必要な事業

○社団法人国立大学協会の組織イメージ図



(別表 1)

役員 の 選 考 手 順

	支 部 推 薦 理 事 校	会 長	副 会 長	監 事	会 長 指 名 理 事
△月××日	各 支 部 ◎支部会員の無記名投票により候補者を選出 ↓				
○月○日	現 理 事 会 ◎支部から候補者の推薦 ◎当該候補者を総会に付議 すること了承 ↓				
○月××日	総 ① 会 ◎候補者の提案及び選出				
支 部 推 薦 理 事 校 の 会 議		◎支部推薦理事の中から候補者を選考 ↓	◎支部推薦理事の中から候補者を選考 ↓		
総 ② 会		◎候補者の提案及び 会長の選出	◎候補者の提案及び 副会長の選出		
支 部 推 薦 理 事 校 の 会 議				◎候補者の選考 ↓	
総 ③ 会	◎候補者の提案及び選出			◎候補者の提案及び 監事の選出	◎会長から候補者の指名 ◎候補者の了承 ↓ ◎候補者の提案及び会長 指名理事の選出

<理事を補充する場合>  
◎当該支部から候補者の推薦  
◎当該候補者を総会に付議  
すること了承



(別表 2)

○支部の構成及び支部推薦理事の数

新支部案（8地区） （大学数）	支部推薦理事の数 （大学数）	現行区分（6地区） （大学数）
北海道地区 (7)	(1～2)※	北海道・ 東北地区 (14)
東北地区 (7)	(1～2)※	
東京地区 (11)	(2)	関東・甲 信越地区 (26)
関東・甲信越 (東京地区を除く)地区 □ (14)	(2)	
東海・北陸地区 □ (13)	(2)	中部地区 (14)
近畿地区 (14)	(2)	近畿地区 (15)
中国・四国地区 (10)	(2)	中国・四国地区 (13)
九州地区 (11)	(2)	九州地区 (15)
計 (87)	(15)	(97)

注1 新支部案の大学数は、本年10月統合した大学を含めて整理したもの。□は短大で外数。  
なお、正会員となる短期大学については、当面、短期大学であるうちは、支部推薦理事選出の基礎数には算入しない。

注2 支部推薦理事の数の積算根拠について

支部会員校が最も多い関東・甲信越（東京地区を除く）地区及び近畿地区の支部推薦理事校の数を2校とし、他の地区はこれに比例按分して支部推薦理事校の数を算出する。（小数点以下四捨五入）

(例)

北海道地区  $2校 \times 7校 / 14校 = 1校$

東京地区  $2校 \times 11校 / 14校 = 1.6 = 2校$

※ ただし、北海道地区及び東北地区については、理事数の現状や各地区の実情等を総合的に勘案し、理事数は両地区各1に加え、北海道地区及び東北地区において1を任期の満了ごとに交代して務める（いわゆるコストリカ方式）ものとする。

(別表 3)

## 委員会の審議事項及び構成について

委員会の名称		審 議 事 項	委 員 会 の 構 成
企画委員会		1 本協会の重要な方針案の策定に関すること 2 本協会の理念、組織・運営及び事業計画に関すること 3 国立大学法人に関する共通の課題についての分析・検討に関すること。 4 その他	1 本協会副会長 1名 2 本協会の支部推薦理事 2名以内 3 正会員の役職員 (各地区1名。ただし、2が属する地区を除く) 6又は7名 4 上記のほか会長が委嘱する者 (会長指名理事を含む) 3名以内 計 12名以内
広報委員会		1 本協会の中長期的な広報戦略に関すること 2 本協会のイメージアップ戦略に関すること 3 本協会のHPの設計に関すること 4 その他	1 本協会副会長 1名 2 本協会の支部推薦理事 2名以内 3 正会員の役職員 (各地区1名。ただし、2が属する地区を除く) 6又は7名 4 上記のほか会長が委嘱する者 (会長指名理事を含む) 3名以内 計 12名以内
事業委員会	入 委 員 試 会	1 入学者選抜の基本方針に関すること 2 大学入試センター試験の取扱いに関すること 3 その他	左の各委員会とも下記の者で構成 1 本協会の理事 2名以内 2 正会員の役職員 (各地区1名。ただし、1が属する地区を除く) 6又は7名 3 上記のほか会長が委嘱する者 (会長指名理事を含む) 3名以内 計 11名以内
	学 委 員 生 会	1 就職問題に関すること 2 インターンシップに関すること 3 学生のボランティア活動に関すること 4 育英奨学事業に関すること 5 その他	
	大 学 経 営 委 員 会	1 大学経営に関すること 2 その他	
	大 学 評 価 委 員 会	1 大学評価・学位授与機構が実施する大学評価の対応に関すること 2 国立大学法人評価委員会が実施する大学評価の対応に関すること 3 認証評価制度に関すること 4 その他	
	国 際 交 流 委 員 会	1 国際交流事業の戦略に関すること 2 国際交流事業の再評価、基準の設定等に関すること 3 国際交流事業の実施に関すること 4 その他	
事業実施委員会	研修実施委員会	1 教職員研修の企画・実施に関すること 2 その他	

新国大協委員会と現国大協置委員会引継ぎ事項の対応イメージ（案）

（新国大協委員会）

企画委員会	重要方針案の策定 理念、組織、運営、事業計画 共通課題の分析・検討
広報委員会	広報戦略 イメージアップ戦略 ホームページ
入試委員会	入学者選抜の基本方針 センター試験
学生委員会	就職問題 インターンシップ 学生ボランティア 育英奨学事業
大学経営	大学経営
大学評価委員会	機構評価への対応 法人評価委員会評価への対応 認証評価制度
国際交流委員会	国際交流事業戦略 国際交流事業再評価、基準設定 国際交流事業実施
研修実施委員会	研修の企画・実施



（現国大協置委員会からの引継ぎ事項）

第1常置 第7常置 第7常置 第7常置 第7常置	ブランドデザインの検討 知的財産関係の諸問題 大学院問題（専門職大学院等） 大学共同利用機関との研究体制の在り方 ホストウ、教員のキャリアパスの在り方
第2常置 第2常置 第2常置	19年度以降入試の在り方 入試情報開示の見直し センター試験への対応
第3常置	就職問題対応
第3常置 第4常置 第6常置 第6常置 第6常置	男女共同参画追跡調査 職員採用試験運用の在り方 国立大学財政の基本的考え方 国立大学法人の概算要求の在り方 法人化後の資産、借入金、施設整備費
第8常置 第8常置	国立大学法人評価の在り方 評価認証機関の在り方と対応
第5常置 第5常置	国際交流の在り方 継続学長会議、(JACUIE、UMAP)
医学教育特別委員会 教員養成特別委員会 国立大学法人化特別委員会	(特別委員会)

（特別委員会）

## 新国大協（仮称）の会費について

### 1、会費の性格

国立大学法人が新国立大学協会（仮称）に加入し、メンバーシップとして負担するもの。

### 2、会費徴収対象機関

正会員（国立大学法人）及び特別会員とする。

### 3、会費

#### (1) 会費算定の考え方

- ① 国立大学法人の規模を勘案したものとする。
- ② 会費は、次の4要素で算定するものとする。
  - ア、各大学を同額とする基本額
  - イ、各大学の学生収容定員数
  - ウ、各大学の学部数（大学院大学にあつては1とする。）
  - エ、各大学の財政規模（平成13年度国立学校校費決算額）

但し、エは、当分の間の激変緩和措置とする。

イ～エを5段階に区分しそれぞれ定額とする。

各大学ごとの会費は、アの基本額にイ～エに応じた定額をそれぞれ加えた総額とする。

- ③ これまでの会費の大学間格差（約26倍）を是正する。
- ④ 会費は原則として3年間固定制とし、その後適宜見直すものとする。

#### (2) 会費算定基準（財政規模を4億円程度として試算）

- ① 基本額 100万円
- ② 加算額 イ～エのウエイトを5：3：2とし、それぞれに5段階の定額区分を設ける。

（会費算定基準表）

基本額	学生収容定員数による負担額				学部数による負担額				財政規模による負担額					
	ア	イ	人	千円	差額	ウ	学部数	千円	差額	エ	百万円	千円	差額	
1,000 千円	A	1～	3,000	700		A	1	400		A	1～	2,000	300	
	B	3,001～	9,000	1,400	700	B	2～	800	400	B	2,001～	6,000	600	300
	C	9,001～	14,000	2,800	1,400	C	5～	1,600	800	C	6,001～	10,000	1,200	600
	D	14,001	19,000	4,200	1,400	D	8～	2,400	800	D	10,001～	13,000	2,400	1,200
	E	19,001～		5,600	1,400	E	11～	3,200	800	E	13,001～		4,800	2,400

### 4、その他

- ① 正会員のうち短期大学については、基本額と同額とする。
- ② 特別会員（大学共同利用機関法人）は、平成16年3月における大学共同利用機関の数に基本額を乗じた額とする。

参考資料

財政需要の試算

15. 10. 17

単位：円

科目	予算額	摘要 (積算内訳)		
支出の部	394,627	(14 年度国大協予算 226,415)		
1. 事業費	220,864	(14 年度国大協予算 97,500)		
(1) 会議会場費	5,700	回数	人数	単価
		総会会場費等	2	× 500 = 1,000
		総会昼食	2	× 1,000 = 2,000
		理事会	4	× 100 = 400
		常任理事会 (5 人)	6	× 0 = 0
		企画委員会 (12 人)	6	× 50 = 300
		広報委員会 (12 人)	6	× 50 = 300
		事業委員会		
		入試委員会 (11 人)	6	× 50 = 300
		学生委員会 (11 人)	6	× 50 = 300
		大学経営委員会 (11 人)	6	× 50 = 300
		大学評価委員会 (11 人)	6	× 50 = 300
		国際交流委員会 (11 人)	6	× 50 = 300
		事業実施委員会 (11 人)	4	× 50 = 200
		(調査研究部は調査研究部費で措置する。)		
		(特別委員会及び企画委員会 (法務WG、財務WG) は委員会活動費で措置する。)		
(2) 会議旅費	31,400	理事会	4 × 20	× 50 = 4,000
		常任理事会	6 × 5	× 50 = 1,500
		企画委員会	6 × 12	× 50 = 3,600
		広報委員会	6 × 12	× 50 = 3,600
		事業委員会		
		入試委員会	6 × 11	× 50 = 3,300
		学生委員会	6 × 11	× 50 = 3,300
		大学経営委員会	6 × 11	× 50 = 3,300
		大学評価委員会	6 × 11	× 50 = 3,300
		国際交流委員会	6 × 11	× 50 = 3,300
		事業実施委員会	4 × 11	× 50 = 2,200
		(調査研究部は調査研究部費で措置する。)		
		(特別委員会及び企画委員会 (法務WG、財務WG) は委員会活動費で措置する。)		

(3) 委員会活動費	10,000	広報委員会、企画委員会（入試、学生、大学経営、大学評価、国際交流、事業実施）並びに特別委員会、企画委員会（法務WG、財務WG）	10 委員会 × 1,000 = 10,000
(4) 調査研究部費	10,000	活動費 研究成果報告書	3 人 × 2,500 = 7,500 2,500
(5) 支部活動費	20,000	8 支部	8 × 2,500 = 20,000
(6) 広報・渉外費	69,000	国大協広報・職員統一採用 試験関係 広報誌作成 渉外活動費	59,000 5,000 5,000
(7) シンポジウム開催費	2,000	年 2 回	2 × 1,000 = 2,000
(8) 国際交流費	7,000	UMAP 年会費 JACUIE 関係	6,000 1,000
(9) 研修経費	35,764	トップマネジメント研修 幹部職員研修 新任幹部職員研修	12,900 14,290 8,574
(10) データベース作成費	30,000	国立大学法人の情報収集・分析・提供及びHP充実費	30,000
2. 管理費	131,356	(14 年度国大協予算 96,850)	
(1) 役員給与	35,223	理事 2 人 × 19,207 × 0.8 = 30,732 (非常勤) 33,132 監事 2 人 × 2 回/月 × 12 月 × 50 千円/回 = 2,400 社会保険料事業主負担金	2,091
(2) 職員給与	53,613	常勤 6 人 × 7,073 = 42,438 パート 2 人 × 2,500 = 5,000 社会保険料事業主負担金	6,175
(3) 新事務所借用料	27,720	神田、㎡ 6.6 千円 面積 350㎡ 12 月 × 2,310 = 27,720	
(4) 事務所管理経費	4,200	光熱水料等 12 月 × 350 = 4,200	
(5) 備品費	4,000	事務機器更新、複写機借料	
(6) 消耗品費	3,600	12 月 × 300 = 3,600	
(7) 事務連絡旅費	3,000		
3. 退職給与引当金繰入	7,407	(14 年度国大協予算 8,000)	7,407
4. 予備費	35,000	(14 年度国大協予算 24,065) 事務所借料保証金（賃料 1 月 1,960 千円 12 ヶ月分 23,520 千円含む）	

## 平成15年10月理事会議事要旨(抄)

日時 平成15年10月31日(金) 13:30～16:10

場所 学士会分館6号室

出席者 佐々木会長

石、梶山副会長

中村、吉本、三浦、北原、磯野、池端、相澤、林、天岸、松尾、長尾、宮原、野上、道上、  
牟田、相良、長谷川、森田各理事

兵藤第4常置委員長、宮田第5常置委員長、梶谷第7常置委員長、  
鈴木医学教育特別委員会委員長、横須賀教員養成特別委員会委員長  
赤岩、飯田監事

佐々木会長主宰のもとに開会。

会長から、議事との関係で、監事である赤岩群馬大学長、飯田横浜国立大学長及び鈴木医学教育特別委員会委員長、横須賀教員養成特別委員会委員長に出席いただいている旨紹介があった。

〔議事〕

### (1) 報告事項

#### 1 事業報告

「事業報告書」(資料1)により、本年6月定例総会以降の国大協の活動状況を確認した。

#### 2 各委員会等の現状報告

「各委員会等における当面の課題とその対応状況」(資料2)により、各委員会の当面の課題と対応状況が確認された。

### (2) 協議事項

(1は略)

#### 2 新国立大学協会(仮称)の設立について

##### (1) 新国立大学協会(仮称)設立準備委員会の検討結果について

石設立準備委員会委員長から、新国大協の組織運営・事業及び会費について、(資料5-1)及び(資料5-2)に基づき報告があり、次のような意見交換があった。

- 基本的考え方に、国立大学法人の連合体として、新国大協が全体をまとめて政府をはじめ関係方面に対応する立場にあるということを明確に宣言しておく必要がある。また、このことは社団法人の定款にも明記すべきである。
- 新国大協が、国立大学法人全体の研究教育における機能を万全に果たすために、各方面に働きかけるということは、専務理事の役割にも示されており、また、「基本的考え方」の3でその趣旨を述べているが、より明瞭になるよう検討したい。
- 個々の国立大学法人の人事・労務問題等に対する具体的支援体制はあるのか。
- 第4事業の4にあるとおり、問題点や共通の課題などの情報収集と情報提供を行うとしているが、個々の大学の具体的問題等については、新国大協が支援することは難しい。
- 各大学が直面している共通性のある課題等について、情報を提供しながら、適正な仕

組みや水準を検討する機能を持つことも考えておく必要がある。

以上のような意見交換の後、(資料5-1)に対する修正意見については会長に一任することとして、これを了承し、11月の総会に諮ることとした。

(2) 新国立大学協会を公益法人とするための設立許可申請について

会長から、先ほどの(資料5-1)で了承されたとおり、新国大協は社団法人として設立することが予定されているが、法人格取得にかかる許可申請作業については、3月上旬の新国大協設置の最終決定を待たず、11月の総会后、直ちに開始することとしたい旨発言があり、これを了承し、11月の総会に諮ることとした。

(3) 「新国立大学協会(仮称)設立委員会」(設立発起人会)の設置について

会長から、新国大協を社団法人として設置するに当たっては、設立発起人会の発議を必要とするため、現在の会長、副会長と全理事を構成員とする設立委員会(設立発起人会)を2月下旬に設置して1回の会合を持ち、その議事録を設立申請書に添付して手続を完了したい旨の発言があり、これを了承し、11月の総会に諮ることとした。

なお、新国大協の設立事務全般については、現国大協事務局長が引き続き新国大協事務局長に就任する前提で取り進めることについて、理事会の了承いただきたい旨の発言があり、これを了承した。

また、10月8日の臨時理事会で了承いただいた設立準備室に、11月1日付けで準備室長(中島節夫氏)を迎えることになった旨報告があった。

3 国立大学の法人化に関する諸課題について

(1) 国立大学法人化後の幹部職員の人事交流について

会長から、第4常置委員会では、法人化に伴う人事関係事項に関し、国立大学を対象にアンケートを実施し、その結果も踏まえ、国立大学法人化後の幹部職員の人事交流について、国大協として共通理解を持つべきであるとして案をまとめられたので、兵藤委員長に説明いただき、その後、意見を伺いたい旨発言があった。続いて、兵藤第4常置委員長から、(資料6)に基づき説明があり、次のような意見交換があった。

- 幹部職員の定年については、議論されているか。
- 定年に関する具体の議論はしていない。
- 来年4月からの人事交流に対して国立大学法人としてどのような取り組みが可能か、また、国大協と新国大協がどういう役割をするのか、具体の制度設計をした上で議論しないと抽象的で答えが見えにくい。
- 来年4月の人事については、文部科学省の人事として措置されることになるが、承継職員については、この共通理解ような将来展望の下に、各国立大学の協力と文部科学省の支援も得て対処するという方向が見えるようにすることが必要と思われる。
- 文部科学省としても、各大学の活性化のためにも、承継幹部職員のモチベーション維持のためにも、交流人事は必要と考えていると理解している。また、文部科学者自体も大学現場の経験のある職員を必要としていると理解している。

以上のような意見交換の後、第4常置委員会の提案として、総会に諮ることを了承した。

(2) 運営費交付金の課題について

梶山法人化特別委員会委員長から、本年6月総会以後の委員会の活動状況について説明の後、特に運営費交付金について、現時点における文部科学省と財務省との折衝過程にお



ける課題について説明の後、法人化特別委員会としては、運営費交付金の確保は極めて重要な課題であり、本理事会で状況報告し、意見を伺うこととしたい旨の発言があり、次のような意見交換があった。

- 第6常置委員会としても国立大学法人法の趣旨、付帯決議のとおり実施されるよう、会長、副会長等と連携を取って、インパクトのある対応をしたい。
- 地区学長会議の議論でも、国大協として何らかの行動を起こし、きちんとしたアピールをする必要があり、各学長もそれぞれの責任において行動する必要がある旨の意見があった。
- 国立大学の法人化に対して、一般の独立行政法人であってはならないとの議論を踏まえ、総会において大いに議論をして、国大協として一致団結した意見を対外的に表明することが一番重要なことと思われる。

会長から、各理事の方々を通して、それぞれの地区の大学に情報を提供いただき、11月の総会では活発な議論をお願いしたい旨の発言があった。

(3) 国立大学法人化までの今後の日程について

来年4月の国立大学法人化の設立に向けた主な準備に関するスケジュールを(資料8)のとおり提供した。

4 その他

(1) 特別委員会委員の選任について

医学教育特別委員会委員として、大分大学中山 巖学長、宮崎大学住吉昭信学長及び教員養成特別委員会委員として、本年11月10日付けで東京学芸大学長に就任する鷺山恭彦氏を選任した。

(2) 国立大学法人制度の運用に関する「協議の場」の開催について

会長から、文部科学省との「協議の場」の第1回を11月6日に開催を予定しており、国大協側は会長、副会長のほか、第4、第6、第8常置委員長が出席し、国立大学法人評価委員会、運営費交付金、国立大学幹部職員の人事交流が話題として予定されている旨の報告があった。

(3) 第113回総会日程について

来る11月12日に開催される第113回総会日程(資料9)を確認した。

以 上

## 法人化特別委員会の検討状況委員長報告メモ

15. 10. 31 理事会

本年6月総会以降、3回(7月、9月、10月)の委員会を開催し、法人化に関する諸課題について、文部科学省からの説明等を受け、質疑・意見交換を行ってきた。

テーマとしては、中期目標・中期計画、学生納付金、政省令関連事項、国立大学法人評価委員会、運営費交付金関連事項、人事関係事項等である。

これらの法人化関連事項の検討に当たっては、7月の臨時理事会で、各常置委員会に関連する事項については、それぞれの委員会で検討することが確認されたが、法人化特委との関連が明確でなかったことから、それぞれの役割分担を整理し、現在、それぞれの委員会で関連事項について検討していただいている。

法人化特委としては、特に運営費交付金について、ご報告しておきたい。

**運営費交付金の課題について**

去る10月23日開催の法人化特別委員会において、平成16年度概算要求についての文部科学省と財務省との折衝状況について、文部科学省・清水審議官から次のような説明があった。

○ 運営費交付金全体の仕組みについてどうするか、さまざまな観点から議論がなされている。ある意味、より良いシステムを目指しての意見交換が続いているといえるが、厳しい面もある。ポイントとしては、

## ① 総額の確保(平成15年度特別会計繰入と同規模の公費投入額の確保)

法人化移行前に必要とされた公費投入額を確保することに努力しているが、決して楽観はしていない。財政状況が非常に厳しい中ではあるが、法人法の参議院附帯決議を基本において折衝している。

(付帯決議)

「…法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること」

## ② シーリングの問題

これまで「義務的経費」として取り扱われていた「国立学校特別会計への繰入」が、「運営費交付金」へ予算科目を変更することに伴い、「裁量的経費」へ位置付けされる。

仮に、来年度以降も本年度と同様のシーリングが設定されるとすれば、平成17年度以後、国立大学法人等の運営費交付金には、2%減がかかってくる。

このような削減規模は、国立大学法人全体として対応が極めて困難となり、大きな問題である。中長期的にも必要な国立大学予算を確保できる仕組みが必要である。

## ③ 運営費交付金における人件費の算定ルール

運営費交付金の仕組みの中で、人件費については、従来からの考え方として定員という概念が無い。したがって定員削減もない。

この人件費の積算にあたっては、雇用上限数(定員に近い概念)を基礎に、各大学から雇用見込み数を提出して頂き、その雇用見込み数で概算要求をしているが、常時欠員が生

じており、実員とのギャップの問題がでている。

この定員管理的な手法を、定員管理の無い運営費交付金の仕組みに取り入れて要求していることは不合理ではないかとの指摘がある。定員管理的な手法を持ってくるのであれば、当然、定員削減の手法を導入すべきではないかとの議論が続いている状況である。

雇用見込み数、雇用上限数というような定員管理的なアプローチとは違う形でも実を取れないかがポイントであろう。

なお、人件費に関しては、人事院勧告をそのまま受けたとした場合、本年度で約 300 億円を減額させる必要があるとの指摘も受けている。

#### ④ 効率化係数の問題

今回の概算要求では、効率化係数を含めて要求はしていないが、財政当局との関係では、効率化係数の問題は焦点にならざるを得ない。

先行独立行政法人の場合、公務員型、非公務員型を問わず、1%の効率化係数がかかっている。また、今回、特殊法人から移行した独立行政法人については、事業費について1%減、一般管理費から3%減という動きが出てきている。

国立大学法人の効率化係数については、積算ルールの議論が続いている状態であり、現在のところは分からないが、特定運営費交付金に効率化係数がかかるとなれば、中期目標・計画期間の収支計画にも関わり、中期目標計画全体に影響する大きな問題であると認識している。

なお、効率化による減額の話ではなく、教育研究の親展による増額のルール作りも必要である。この点について、実質的な確約を得ることは極めて厳しい状況である。

以上のように、様々な議論がなされている状態である。今後とも法人化特別委員会財務会計グループとも逐次、相談し、全体の整理をしながら、必要に応じて、会長、副会長とご相談していきたい。

- このような説明があったことから、法人化特別委員会としては、運営費交付金の確保は極めて重要な課題であり、また、法人化の趣旨が実現できるか否か、重要な問題を含んでいるようにも思われる。会長とも相談して、国大協として適切な時期に適切な行動を行うことも考えられることから、概算要求の折衝の状況については、理事会にご報告し、ご意見を伺うこととした。
- なお、「配付資料7」については、私の説明を理解していただくための参考メモであり、内容は流動的なものであるため、資料の扱いとしては、本日現在限り有効のものとし、学内等へは配付されないよう、ご配慮をお願いしたい。

## 第 113 回総会議事要旨 (抄)

日 時 平成 15 年 11 月 12 日 (水) 10:00 ~ 15:40  
場 所 国立オリンピック記念青少年総合センター国際交流棟国際会議室  
出席者 各国立大学長  
(オブザーバー) 国立情報学研究所 末松所長、筑波技術短期大学 大沼学長  
(説明者) 大学入試センター 丸山所長  
(陪席者) 各国立大学事務局長

会長から開会の挨拶の後、7月の臨時総会以降に交代した学長、委員会委員長、代理出席者及びオブザーバー出席者の紹介があった。また、大学入試センター丸山所長の後刻出席が了承された。

…………… (略) ……………

## (2) 協 議

## 1. 国立大学法人に関する諸課題について

## (1) 運営費交付金の課題について

第 6 常置委員会 吉本委員長から、同常置委員会において国大協声明文案として取りまとめた「国立大学関係予算の充実について」(案) (「資料 12」) について、検討経緯及び趣旨説明があった。

続いて、会長から、11月6日に開催された国大協と文部科学省との「協議の場」において、文部科学省側から説明を受けた財政当局との予算の折衝状況等について報告があった後、次のような意見交換が行われた。

- 新聞報道によれば、財務省は平成 17 年度以降、国立大学法人の運営費交付金について、独立行政法人と同様 2% 削減する方向で検討しているとされている。これは承知できないことであり、国大協として声明を出すだけでなく、各学長もそれぞれの地域で行動を起こす等の努力をすべきである。
- 声明文を出すことに異を唱えるものではないが、国大協としては国立大学のことだけでなく、私学を含めて日本の高等教育を如何に高めていくかというスタンスに立って世の中に訴えることが大事だ。そうでなければ国民の支持は得られない。
- 第 6 常置委員会としては、国大協として声明文を出すことは、それなりに対外的にインパクトがあると考えて作成した。勿論、声明だけで終わるものではなく、各学長からのフォローが必要である。
- 国立大学の法人化は行政改革の一環としてできたことから、運営費交付金が裁量的経費になることは予測されたことである。高等教育への投資が縮減しないような何らかの制度的歯止めが必要であり、そのための検討をしていただきたい。また、声明で訴えていることが実現できるよう、全学的、国民的な議論が展開されることが必要だ。
- 声明文は、全体にトーンが弱いきらいがある。全国知事会が「闘う知事会」をスローガンにしているように、国大協も「闘う国大協」になり、強く対案を出していくように

- したい。
- わが国の高等教育、学術研究に対する公的投資が欧米諸国に比べて極めて低いことは、自由民主党・政務調査会の提言（平成 15 年 5 月）でも指摘しているところであり、このことを無明の中に書き込むことも必要ではないか。  
また、いま議論になっている医療費の 4～5%削減の問題は、附属病院を持つ大学にとって一段と厳しい大学運営が迫られることになり、国大協として何らかの対応が必要と思う。
  - 法人法案に対し学内にもさまざまな意見や疑義もあったが、国立大学は先行独立行政法人と違い、国立大学法人法によって法人化されるので、予算は充実こそすれ削減されることはないと説明してきたというのが学長方々の立場であったと思う。衆・参国会の付帯決議にも教育研究予算の確保が明記され、国会審議の過程では文部科学大臣もその旨答弁されていたにもかかわらず、「協議の場」で、文部科学省がそれとは異なる趣旨の発言をされたというのは、納得しがたい。
  - 地方大学は大学予算に占める人件費の比率が高く、大学の運営費交付金に効率化係数が掛かることになれば、人員削減に繋がり、中期計画の実施にも支障を来すことは明らかである。危機感を持って国会議員等に働きかけたいが、声明文についてはもう少し具体的でインパクトあるものにしてほしい。
  - 科学技術創造立国こそわが国が今後進むべき道であることは、政府も自ら認めているところであり、そのインフラである学術全体を財政的にも振興することが、緊急にすべきことである。今回の問題については、国のビジョンに関わる問題として省庁間の議論を超えて検討がなされるよう、国大協執行部は政府に強力に働きかけていただきたい。同時に、各学長がそれぞれの立場から、さまざまなルートを介して働きかける必要がある。
  - 平成 16 年度の国立大学法人の予算が、仮に平成 15 年度と同額が確保されたとしても、法人化に伴う経費が相当額必要になるので、そのしわ寄せで基盤的な教育研究経費が実質的に減ることになる。国大協は、圧力団体となって政治的な意味でも活動すべきではないか。
  - 教育研究を本務とする大学が、今後、予算要求との関係で常に不安定な状況におかれるということであれば、円滑な大学運営は困難になる。大学の特性からも効率化係数は大学にはなじまないということを強く訴えるべきだ。
  - “關う国大協”の姿勢をもって声明文を出すことに賛成だが、それに続いて各大学が動かないと有効な力にならない。
  - 「声明文」について、運営費交付金の削減になるなら、“約束が違う”という辺りを強く出していただきたい。また、誰に宛てた声明かをはっきりさせた方がよい。
  - 多くの学長が指摘するとおり、法人法に対する衆・参国会の付帯決議も踏まえ、法人前と同規模の公費投入額を確保し、必要な運営費交付金等を措置すること、運営費交付金を裁量的経費として削減の対象にすることや一律の効率化係数を設定することは承服できない。特に人件費に係るルールづくりは極めて重要であり、われわれは、総務省、財務省と折衝する文部科学省を支援することが必要である。
  - 声明文を国民が読んだとき、国立大学だけの勝手な論理と誤解されないよう、法人化

へのこれまでの経緯も書き入れ、その上で国大協としての意見を表明する形にしてはどうか。

- この声明文の宛先は、政治の責任者としての総理大臣とすべきであり、内容も、強く危機感を前面に表わしたものにしてほしい。

以上のような意見交換の後、会長から、中間的総括をおこなった後、ただいまの意見を踏まえて「声明文」の見直し等について臨時理事会を開催して協議したいので、午後2時30分で一旦審議を中断し、再開後、再度協議したい旨の発言があり、これを了承した。

## (2) 国立大学法人化後の幹部職員の人事交流について

会長から、第4常置委員会では法人化に伴う人事関係事項に関し、各国立大学にアンケート調査を行い、その結果をも踏まえ、国立大学法人化後の幹部職員の人事交流について、国大協として一定の共通理解を持つべきであるとして案を取りまとめられたので、兵藤委員長に説明いただきたい旨発言があった後、同委員長から、「国立大学法人化後の幹部職員の人事交流について」(案)(「資料11」)について説明があり、審議の結果、「資料11」について国大協の共通理解とすることとした。

なお、会長から、この件に関し「協議の場」で文部科学省から、各国立大学法人の自主性と国大協の共通理解を前提に適切かつ円滑に行えるよう協力したいとの発言があった旨の報告があった。

## (3) 国立大学法人評価委員会について

会長から次のように報告説明があった。

10月1日付で設置された「国立大学法人評価委員会」は、10月31日に第1回の会合が持たれ、野依委員長、椎貝国立大学法人分科会長を選出し、国立大学法人の評価について、各大学の自主性、自律性を尊重して審議を行い、中期目標・中期計画については、大学の意向を十分踏まえて対応することを確認したということである。また、文部科学省では、各大学から提出された中期目標・中期計画案を「国立大学法人評価委員会」に諮り、3月を目途に内容の確定を行う予定ということである。

「国立大学法人評価委員会」は、まだ始まったばかりであることもあり、評価が具体的にどう進められることになるかは未だ不明の部分が多い。いずれにしろ、評価については極めて慎重に検討されるべきことであるので、これまでも言ってきたが、過日の「協議の場」においても、この旨発言した。

(昼食・休憩 12:07～13:30)

## 2. 新国立大学協会(仮称)の設立について

### (1) 新国立大学協会(仮称)設立準備委員会の検討結果について

新国立大学協会(仮称)設立準備委員会 石委員長から、最終報告としてまとめられた、新国大協(仮称)の組織運営・事業及び会費について、「資料6-1」及び「資料6-2」に基づき説明があった後、次のような意見交換があった。

- 新国大協は、いかに日本の高等教育、学術研究を高めるかについて広い視野から議論と政策提言を行う組織になってほしい。それには、外部の意見をどう取り込んでいくかが大事であり、委員会等に外部から委員を入れることも検討されたい。
- これまでの国大協とは違った視点で活動すべしという点については、「基本的な考え方」や「第4事業等」にその趣旨を書き込んだつもりである。また、外部の意見を聞く

ということについては、学外からの協力の形態はいろいろあるが、予定する委員会の組織で十分対応は可能と思う。

- 船舶を保有している大学は、教育設備として保有しているので、新国大協の事業である団体保険契約の中に、船舶も含めていただけないか。
- 総合損害保険になじまないものについては対象外とし、各大学ごとか、あるいは、グループごとに保険の手当をしていただくことになる。いずれにしても、来年3月31日までに保険加入を決める必要があるので、保険の詳細設計を決定し早く各大学に通知したい。
- 新国大協が現在の2倍の予算規模になると、小規模の大学の負担は少なくない。これまでの国大協の議論は、どちらかという大規模大学の論理で展開されるきらいがあったが、新国大協においては、小規模大学の意向も十分配慮していただけるよう、組織の体質改善をお願いしたい。それを条件に会費の値上げはやむを得ないと了承する。
- 組織の運営の問題については、新国大協の会長の考え方にもよるが、来年3月初旬に臨時総会を予定しているので、それまでに具体的にどういったことを新国大協で議論すべきかについて、各学長が考えておいていただければ幸いである。

以上のような意見交換があった後、「資料6-1」及び「資料6-2」の報告書について諮られた結果、いずれも了承された。

- (2) 新国立大学協会(仮称)設立準備委員会の存続期間の延長と「新国立大学協会(仮称)設立委員会」の設置について

「新国立大学協会(仮称)設立準備委員会」の存続期間の延長(来年2月末まで)、及び「社団法人 新国立大学協会(仮称)設立委員会(設立発起人会)」の設置(来年2月)について、諸橋事務局長から、「資料7-1、7-2、7-3」に基づき説明があり、審議の結果、これを了承した。

(以下 略)

## 国立大学関係予算の充実について

平成 15 年 11 月 12 日  
国立大学協会  
会長 佐々木 毅

国立大学は、これまでも国民の負託に応えるべく、教育研究の充実や大学改革に取り組んできた。とくに、先の国会で、百年に一度の大改革といわれる国立大学法人法が成立し、現在、各国立大学では、「活力に富み、国際競争力を持ち、かつ、魅力ある大学づくり」を目指し、関係者一丸となって改革と新生を図るための努力を重ねているところである。

このような時、来年度以降の国立大学予算において、独立行政法人通則法による一般の独立行政法人と同様の扱いとして運営費交付金等を削減しようという動きがある。このようなことは、国立大学法人法制定の経緯・趣旨及び同法案の国会の委員会審議における附帯決議などにもとることであり、誠に憂慮すべき状況である。

今後我が国が、グローバル社会の中で更に発展を遂げていくためには、国立大学をはじめとする高等教育と学術研究の充実により、優れた人材の育成と高度な知的創造を展開する以外に道はない。科学技術創造立国を目指す我が国としては、教育研究の拠点である国立大学を予算面から十分に支援していくことが、国の責務と考える。

他方、国立大学の教育研究環境の改善はある程度進みつつあるが、なお、十分とは言い難い状況にあり、施設整備費補助金等の拡充が是非とも必要である。

国立大学の法人化に際して、教育研究の基盤整備の充実に改めてご理解をいただき、政界ならびに関係省庁に下記の事項に関し格段の配慮を強く訴えるものである。

### 記

1. 国立大学運営の基盤となる運営費交付金の充実
  - (1) 今後、平成 15 年度国立学校特別会計繰入額と同規模の公費投入額を最低限確保すること。
  - (2) 国立大学法人化への移行に伴う必要経費を措置すること。
  - (3) 国立大学法人は、先行の独立行政法人と性格を異にすることを踏まえ、中長期的にも必要な国立大学予算を確保できるよう、制度的仕組みを策定すること。特に運営費交付金を、その性格に鑑み義務的経費として取り扱い、効率化係数を適用しないこと。
  - (4) 国立大学の教育研究の特性及び大学改革の進展状況を踏まえ、各大学の努力に応じて運営費交付金を増額し得る算定ルールを構築すること。
2. 世界水準の教育研究成果を目指した「国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」等を着実に実施するための施設整備費補助金等の確保・充実



## 運営費交付金に係る今後の活動について

15. 11. 12  
理事会確認

### 1 地元国会議員への働きかけ

- (1) 地区選出理事が中心となって、地区の学長による地元国会議員への働きかけを行う。
- (2) 11月19日招集予定の特別国会終了後などの時点で速やかに、各大学のキャンパスが所在する小選挙区（比例区）与党議員の地元事務所を当該大学の学長が訪問する。（別添1）
- (3) その際には、本日の総会で採択した声明文を持参して、国立大学予算の充実・確保を説明する。
- (4) 重要議員（文教関係議員、行革関係議員、法人法案に関心を示した議員など）については、必要に応じ、キャンパス自体が選挙区内になくとも、近隣または関係学長が訪問することも検討する。（別添2）
- (5) 参議院の重要議員についても、同様とする。（別添3）

### 2 中央での重要議員への働きかけ

- (1) 3役、理事が分担して、元文部大臣、文教関係与党議員を訪ね、国立大学予算の充実・確保を要請する。（別紙）
- (2) その際には、本日採択の声明文を持参して、説明する。

### 3 関係省庁への要請活動

- (1) 3役、理事により、関係省庁に要請活動を行う。
- (2) その際には、本日採択の声明文を要請書に作り直し、提出して説明する。

## 運営費交付金の算定ルール策定等に関する 文科省からの説明等への対応

15. 11. 18

3 役 確 認

1 ごく最近になって、文科省は、にわかには標記の事柄について、会長、副会長など幹部に個別の説明をしたり、法人化特委の財務会計グループのメンバーを本省に呼んで、説明をしたり始めた。このことについて財務会計グループから、次のような意見が寄せられている。

- 財務会計グループに対する文科省説明の趣旨が不明である
  - ・ 文科省と国大協の共同戦線を求めているのか
  - ・ 文科省として、国大協の意見や同意を求めているのか
  - ・ 財務省との折衝経過情報を提供するつもりなのか
  - ・ 学識経験者からの助言を求めているのか
- 説明する内容について文科省内部の意思統一が取れていない
  - ・ 説明の窓口は、官房会計課のようだが、高等教育局、文教施設部などとの間で、内容に詰めを欠いていたり、矛盾した説明なども見受けられる
  - ・ 上記1にも関係するが、文科省が極めて技術的なことから、予算の骨格作りに欠かせない大きな方針の問題までごちゃ混ぜに説明をする
- 文科省が説明する内容は部分的で全体が見えず、しかも明確さを欠く
  - ・ 上記1にも関係するが、いくら交渉中とはいえ、どのレベルの問題なのか、財務省側は何をどのように要求してきているのかが、必ずしもはっきりとしない
  - ・ 文科省の対応方針を明らかにしないで、なぜか国大協の判断を求めるような説明だけをする

### 2 国大協としての受け止めと今後の対応

運営費交付金問題は、これまで法人化特委において説明を求めても、文科省は、その時期でないと相手方がある問題とか、本省が責任を持って対応する事項との説明を繰り返してきた。

来年度予算編成は目前であり、既に大方針は決まっていると考えた方がよい時期に、上記のような趣旨不明の個別事項の説明をする文科省の動きに対し、国大協としてどのように受け止め、どのように対応していくのかの基本的なスタンスを持つ必要がある。ついては、このことについて、次のような方向で対応することとしたい。

(1) 運営費交付金に関しては、11月12日の総会で、全会一致により国大協としての基本的な考え方を取りまとめ「声明」の形で発表しているもので、今後は、総会の日々の理事会で確認されたとおりの行動日程を着々と実行することとし、文科省からの個別の説明等については、拒否はしないが同意も反対もしない。

(財務会計グループは、文科省から要請されても、説明は聞き国大協内部に必要に応じて情報は流すが、文科省からの個別事項の説明等について、基本的には、法人化特委に持ち上げて議論したり、国大協として同意や反対をするようなことはしない。)

(2) 運営費交付金確保の問題は、諸般の情勢を判断しつつ、国大協は独自の立場で動くが、具

体的な財務省との折衝事項は文科省の責任で取り組んでほしいとの基本姿勢をとる。国大協への様々な対応要請があっても、国大協の判断で対応することとし、文科省の意向をそのまま受けて国大協が動くようなことはしない。

(注) 会長は、次回の文科省からの説明がある際に、財務会計グループから、この方針を口頭によりはっきりと文科省に伝えてもらった方がよい、との意向である。

資料 89

国立協総第 294 号  
平成 15 年 12 月 1 日

各会員校代表者 殿

国立大学協会  
会長 佐々木 毅

## 国立大学法人運営費交付金に関する各方面 への要請等について

このことについては、先日も、各大学において地元国会議員等への働きかけをお願いしたところですが、私ども執行部に於いても、それぞれの立場において、様々な活動を進めております。

別添の一文は、明日の朝日新聞朝刊に掲載される予定の原稿です。ご参考までにお送りいたします。意のあるところをお酌み取りください。

なお、既に師走に入り、平成 16 年度予算政府原案編成作業の実質的な折衝は大詰めを迎えているものと推察されます。来年度予算といいつつ、平成 17 年度以降の運営費交付金の在り方を実質的に決めてしまう内容を含んだ予算となることは明白です。時間がありませんので、各大学での一段のお取り組みをお願いいたします。

(別添)

### 国立大法人化 予算削減では失速する

佐々木 毅

国立大学法人の発足まで 4 ヶ月に迫っているが、ここに来て予算編成との関係でその将来を揺るがす問題が浮上している。

法案審議の過程で何度も政府側が答弁していたように、6 年間の中期計画の達成度と改革の実績を評価し、それに応じて資源配分を変えていくというのが共通の了解であった。国立大学法人法が作られ、「教育研究の特性への配慮義務」が定められているのもこうした精神に基づいている。

ところが、この複雑な制度改革を背負わされた法人が動くかどうかも見極めがつかないうちに、すでに運営交付金の一律削減計画が文部科学省と財務省との間で練られ、05 年度から実行に移されようとしている。これでは話があべこべだ。政府支出減らしの口実を作るためだけに国立大学法人法を作ったと自白するようなものである。

当然、学長たちの間からは「話が違う」と不信感が高まっている。法人化の過程に関ってきた一人として、重い責任を感じるとともに強い怒りを禁じえない。

仮に現在、国立大学に投入されている国費が毎年 1 パーセント、5 年間にわたって削減された場合、その額は規模の小さな大学が 20 以上消滅する額に達する。この額は全国立大学の工学部全体の半分に達する額であり、医学部の 3 分の 1 が消滅する額に相当する。授業料などへの波及については即断できないが、やがてそれを押し上げる圧力がかかることは確実である。

また、文科省が計画中の案が実施された場合、先端医療、地域の高度医療を担ってきた付属病

院の将来がおぼつかなくなる。

我が国の将来の発展が知識基盤社会に負うとすれば、理工系の大学院ほど重要なものはない。そこで圧倒的な割合の学生たちが学び研究しているのは国立大学である。自然科学系の研究業績において世界的に高いランキングを得ているのも一部の国立大学である。

産学連携を含め、こうした知的資源の積極的活用が政府の施策であり、法人化もそれを後押しする手段であるというのがわれわれの理解であったが、現に政府が国立大学法人に行なおうとしていることは長年にわたって蓄積した知的資源を自ら破壊することのように見える。人材の育成を怠るような政策と科学技術創造立国の建設とがつながるわけではない。

それはまた、高等教育政策の不在を実証することになる。国立大学の運営資金の多くは国民からの貴重な税金であり、これを大切に使わなければならないことは当然である。

しかし、ここで問いたいのは、その貴重な資金を使って運営するにただけの大学にするために、何を優先すべきなのか、そのグランドデザインなしに、目先の官僚的技術論が支配しようとしている点である。

国立大学法人法案を審議し、決定した「政治」は、こうした事態の認識を踏まえ、識見を持って、政治主導でこの問題の解決に当たってもらいたい。役人たちは04年度の説明だけして削減計画を隠蔽するかも知れないが、「そんなことは知らなかった」では政治の責任を果たしたことにならない。

とにかく削減するというのでは改革を主導してきた人々が基盤を失い、法人化は発足前に失速しかねない。われわれは重大な決意をもって事態の推移を注視したい。

## 国立大学法人の運営費交付金に関する打ち合わせにおける国大協側の意見の概要

日 時：平成 15 年 12 月 2 日（火）10：30～12：30

場 所：東京ガーデンパレス

出席者：（国大協）佐久木会長、石副会長、梶山副会長、吉本委員長

（文科省）遠藤高等教育局長、玉井総括審議官、清水審議官、磯田会計官、泉会計課長、清木大学課長、藤原学術機関課長、杉浦企画官

- 人件費と物件費のなかで退職金の扱いはどうなるのか。承継職員の扱いに影響はでないか。17 年度以降に雇用する者についてはどうなるのか。雇用の幅がせばまらないようお願いしたい。対処方針を早急に明らかにして欲しい。またその際不公平感がでないようにしてほしい。
- 法人化移行まで数ヶ月に迫っているので早急に処理願いたい。各大学に説明するのに動かない確固たる材料がほしい。そうでないと（国大協として）統制がとれなくなる。
- 附属病院については、病院長等関係者の了解をほぼ得ているようだが、大学によって様々な要因があるのではないのか。
- 人件費・物件費の区分については、当面は文部科学省が人件費相当額を示してもらったほうが各大学はありがたい。
- 17 年度から効率化をしないといけないのか。毎年パーセンテージに係るということか。毎年 3% だと大変だ。
- 国大協として、我々大学側はこの件について理解するだけでよいのか。アクションはおこさなくてよいのか。
- 政策係数は各大学に説明しづらい、予算が単年度の整理ということとなり、中期目標・計画期間との関係上問題があるのではないか。正面から説明するのは難しいのではないか。
- シーリングは全体に係るのか、人件費にもかかるのか。
- 各大学を大中小の規模別に分けるとどうなるのか。減じた分は外部資金で集めてこいということでは、大学間で格差が生じる。ある大学の学長は、教授を何人か削減しなければならないということを話していた。
- 今後の交付金のルールは、今月中に何らかの決着をしなければいけないということか。
- 調査検討会議の議論では、効率化係数はあり得るが特定運営費交付金のみを対象といったイメージだった。
- 要するにシーリングと効率化係数の問題だが、たくさんの要因を並べても、学長は理解できない。ところで自分の大学はどうなるのということになる。
- 各大学はシーリングは仕方ないと思っているが、効率化係数は、法人化するのにどうしてという思いが強い。特に財政的な効率化は想定していない。
- 各大学は効率化は法人化後も行わなくてはいけないと思っているが、各大学に任せるべきだと考えている。なぜ役所が一律に行うのかと思っている。国立大学の予算は他の機関の予算とは違う。入学者選抜を行う時期に予算は何も決まっていませんでは中期的視点にたった

運営ができずに無理がある。そもそも教育機関をなんと心得ているのか。国立大学は今までマネジメントを行っていないのであまりクリエイティブな考えを示されると混乱する。

- 効率化係数も毎年累積すると大学は混乱する。上手に説明してあげないといけない。
- 今度の土曜日に理事会があり、我々4名で説明しようと思う。その場の議論によっては学長を集めることも考えたい。協議の場については、あまり頻繁に行うのはどうか、政府案が固まったところに開催すればよいのではないか。交付金の問題は大学と文部科学省の大事な接点である。私としては人事交流に影響がないよう注意したいと考えている。

## 平成 15 年 12 月臨時理事会議事要旨

日時 平成 15 年 12 月 6 日（土） 10：30～12：50  
場所 学士会館本館 203 号室  
出席者 佐々木会長  
石、梶山副会長  
中村、吉本、三浦、磯野、池端、相澤、林、天岸、宮原、野上、道上、相良、長谷川、森田各理事  
宮田第 5 常置委員会、梶谷第 7 常置委員会  
赤岩、飯田監事

佐々木会長主宰のもとに開会。

オブザーバーの紹介の後、事務局から定足数が確認された。

### 〔議 事〕

#### 1 国立大学運営費交付金について

##### (1) 各学長のこれまでの活動について

会長から、その後の要請行動を通した全体の印象などを聞かせてもらいたい旨の発言があり、次のような報告があった。

- ・ 興味は持ってもらえるが、大学の実情を知らない。それなりの理解はしてもらえるが、では何をしたらよいのかと問われる。
- ・ 高等教育の重要性、科学技術創造立国の大切さは理解されるが、具体の要求についての説明が難しい。どれだけ理解してもらえたか不安なところはある。

##### (2) 運営費交付金に関する予算上の問題について

運営費交付金に関する文部科学省からの説明内容等について、法人化特別委員会・財務会計対応グループの神野幹事（専門委員）から、（資料 1～7）に基づき論点を中心に説明があった後、質疑・意見交換が行われた。

##### (3) 今後の国大協としての対応について

会長から、予算折衝は大詰めを迎えており、国大協としての今後の対応について、意見を伺いたい旨の発言があり、次のような意見交換があった。

- 平成 16 年度予算が決まるときに平成 17 年度以降のスキームも決めるようだ。この段階では首相への要請が必要ではないか。
- 秘書官を通じて面会を申し入れたが、所轄大臣の責任でという考えのようだ。現在は、財務省の主計局がポイントであり、これまで積み上げてきた内容で決めたいと考えられている。壊すとすればもっと厳しいものがでてくる可能性もある。
- この提案で受入れないともっと悪くなるという考えもある。また、国大協が反対したとして利用されることもあるかもしれない。ただ、国大協が文科省と常に一緒になくてはならないということはない。了解したということと、反対したが行われたということでは違う。そこは割り切る必要がある。



- 検討会議の想定したスキームと違う。
- 議員に要請したが、国立大学に対する意識は薄い。独立行政法人通則法のところで終わっていて、あとは文科省の判断であろうという感じである。想定される算定ルールで試算すると10年前の財政規模になる。
- 一般管理費の3%減、教育研究経費の1%減はもう変えられないようだ。後はどれだけ増額のスキームを作れるかに方向は転換している。効率化については、国立大学として何もしないで良いのかという議論もある。ただ、法人化して翌年からというのはどうか。中期目標期間とその間のパフォーマンスの評価というスキームがある。
- 平成17年度以降の算定ルールの決定を先延ばしにするなら、その間に何ができるかである。多くの議員に要請することはできる。また、学内のやる気ができるようにしないといけない。授業料の値上げの問題について、社会問題とすることもあり得る。
- 学生納付金の標準額改定ルールの設定又は学生納付金収入係数は、主計局の発想である。文科省は強く抵抗すると思われるので実現するかどうかはわからない。
- 文科省が決める時には、国大協がコミットすることが大事。どこが違うかをはっきりさせつつ、決定にはつきあっていくべきである。先に延ばすということではないだろう。
- 提案されているものは、全大学にとっての基本的基盤を沈下させ、一部の大学が増額できる構造である。了承することはできない。
- 平成17年度以降の決定が切迫している状況を十分に知らない政治家がいることから、希望をどれだけ持てるか。決められるにしてもどのようなプロセスをたどるかが大事である。
- 何が問題かをはっきり発言することが大事。それをどうするかを判断するのは当局の責任。きちっと発言する態度が重要である。
- この間の経緯は約束違反である。会長が決意するなら、全学長がそれを支持して政治問題にすべきである。
- 政治レベルでの解決に賛成。文教政策に影響力を持つ政治家の説得も大事ではないか。
- 英国の研究者に説明したところ、壊滅的状况と言っていた。経済界を味方にとのアドバイスであった。また、国大協がどう考えているかを学内構成員に伝えることが重要である。学長も努力しているということが理解してもらえないと学内は進まない。新聞に意見公告を出すことも考えてはどうか。
- 問題点について述べる必要があるだろうが、それ以上は、財政当局、文部科学省の責任でやるべきことで、国大協として算定ルールの決定を延ばすということを言うべきではないのではないか。私学のイコール・フッティング論もあり、徹底交戦は得策かどうか。
- 文科省は、(資料7)である程度の回答を出したということではないか。重大な決意も大切だが、資料を詳しく検討することも必要ではないか。
- 算定ルールの決定を延ばすか延ばさないかは、我々の権限ではない。地方大学としては、5年先にはなくなってしまうのではないかという危機感を持っている。それを乗りきるには学内で解決するしかない。意見公告の形ででも問題点を明らかにして欲しい。それが学内のエネルギーになる。
- 国立大学に対する世論が厳しいことも事実。政治的解決しかないのかもしれないが、

その判断は執行部にまかせるとしても、対外的にも学内的にも国大協の態度をはっきりさせておく必要がある。

- 政治的パフォーマンスをやってもタイミングを考えないと意味がない。学長がみんな怒って辞めるかもしれないというくらいのインパクトが必要である。
- (4) 「運営費交付金の取り扱いについての要望」について
- 会長から、国大協として、どう対応することが一番よいのかを考えることになるが、理事会を開いても何もできなかったというわけにはいかない。そのために文部科学大臣への要請文の案を考えたので検討いただきたい旨の発言の後、同要請文案について趣旨説明があり、次のような意見交換があった。
- 大賛成であるが、総会との関係はどうか。
  - 12月8日に事務次官を通して、文部科学大臣に伝えてもらう。賛成してもらえる理事には署名してもらい、他の学長も間に合えば賛同していただきたいと考えている。
  - 国立大学の全学長が会長に辞表を預けるといいうぐらいの大問題として強く要請すべきである。
  - 文部科学大臣との信頼関係を作るようにした方が良いのではないか。今後、信頼関係はますます重要になってくるので、表現は一部修正した方が良い。
  - 予算折衝の内容について現時点では正確な分析ができない状況で、その内容を認めるということ自身が、大学としてみすぼらしい状況に追い込まれる。今は文科省に厳しい姿勢を示すことが大事である。
  - 文書だけで賛同を求めるのは、ある種踏絵とならないか。できれば、総会での議論を待つべきだと思うが、時間的に切迫しているなら執行部にまかせる。
  - 理事会としてどうするかは本日判断できることである。他の学長には事前に文書を流しておいて、臨時総会で議論いただくことにしたい。
  - 一部の学長だけでは弱い。全学長又は総会の総意として行うべきではないか。
  - 臨時総会まで待てるかどうか。文部科学大臣に出しても対応できる時間が無くては意味がない。理事会名で出すことでどうか。
  - 地区の代表として理事になっている。従って、自分が賛成したことについて地区の他の学長を説得する。それが理事の役割である。
  - 総会まで待つタイミングを失するべきでない。我々は、その責任をもって理事として出てきている。理事会として出すべきである。
- 会長から、理事会の提案として、本要望の内容をまとめることに賛成の方は挙手願いたい旨発言があり、全員の賛成があった。
- 続いて会長から、副会長と相談の上、要請文案を確定し、12月8日には各大学の学長に届くようにする。なお、署名の件の取り扱いについては、副会長と相談して決めたいので了承願いたい旨の発言があった。

(以下 略)

資料 92

国立大学法人運営費交付金等に係る論点

平成 15 年 12 月 6 日

	文部科学省の考え方	国協および WG の意見
1. 総論	国立大学を取り巻く厳しい情勢に鑑みれば、附属病院の区分や効率化係数の導入など、国立大学に対して指摘されている要求のうち最低限のものは、受けざるを得ないと考える。	歳出抑制の厳しい圧力に鑑みれば、個別事項で整合性のある対応を取り、順次譲歩していくよりは、大学の教育研究の特性を主張し、原則論で対応すべき (WG)
2. 総額確保	移行前の公費投入額を踏まえ、所要額を確保。(学長懇談会大臣挨拶)	15 年度国立大学特別会計への繰入額と、同規模の公費投入額を最低限確保すること。(要望書)
3. 概算要求基準 (シーリング)	シーリングの取り扱いは、17 年度以降の検討課題 (16 年度は裁量的経費として要求済。17 年度以降裁量的経費として区分されるとしても、《科振費》のような扱いで要求していききたい。)	運営費交付金を、その性格に鑑み、《義務的経費》として取り扱うこと。(要望書) 運営費交付金の支出は国にとって裁量ではなく義務であることは明らかである。(WG)
4. 定員要求管理的手法、人件費、物件費区分	定員減 (▲1%) や人事院勧告 (過去 5 年間で約▲1,000 億円) の影響を受けないようにするため、また、使途の自由度を確保するため、区分しない。(大学における欠員補充や調整定員への対応も踏まえて)	歳出抑制圧力に抗するためには、定員管理的手法、人件費・物件費の区分があった方がよい。(WG) 定員削減の影響は効率化係数のかけ方とのバランスで検討すべき。(WG) 人勸は、社会の給与水準全体の話であり、かけられても問題ない。(WG)
5. 効率化係数などの諸係数	効率化係数はかけざるを得ないが、限定的に係るよう要求中。	効率化係数は適用させないこと。(要望書)

	文部科学省の考え方	国大協およびWGの意見
6. 附属病院の教育研究と診療との区分 (1) 総論	<p>公的病院にかかる世論を踏まえると、教育研究と診療との区分はやむを得ない。</p>	<p>① 区分に反対。国立大学の附属病院は教育研究のためにあるという原則論を貫くべき。(WG)</p> <p>② 区分は実質的な個別補助金化であり、運営費交付金が歳出と歳入の収支差補助であるという原則に反する。(WG)</p> <p>③ 区分を設けることは、附属病院の独立採算制を意味し、次にロースクール、ビジネススクールと削られやすいところから独立採算制を導入され、国立大学の民営化を早めることになる。(WG)</p>
(2) 区分の仕方	<p>国立病院を基本とし、それにプラスアルファの部分が教育研究に要する費用という考え方で構成されている。</p>	<p>① 区分は不適切。大学附属病院は教育研究のための機関であり、国立病院にあわせること自体問題。(WG)</p> <p>② 万一、区分するとしても、教育研究比率は少なすぎる。また、区分について今年中に決着をつけるのは困難。(WG)</p>
(3) 区分のメリット	<p>① 附属病院が収入増を図ろうとするインセンティブを付与することができるように、黒字の附属病院において、黒字が運営費交付金の削減につながらないようにすることができ。</p> <p>② 附属病院の診療部門が黒字になった場合は、その後黒字は、積み立てて使える。</p>	<p>① 病院収入が増えるのは疑問。(WG)</p> <p>② 診療部門が再び赤字補填交付金を入や債務償還等の事情で再び赤字補填交付金を入れようとするときという理由で、赤字補填の交付金を投入することができるか。そのときは、教育研究という理由は使えない。(WG)</p>

平成 15 年 12 月 6 日

文部科学大臣  
河村建夫様

## 運営費交付金の取り扱いについての要望

このたびの国立大学法人制度の発足に関し、貴大臣におかれては、検討の段階から法案の国会審議の全過程にわたり、国立大学への深い理解の下に、よりよい国立大学づくりにご尽力を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

来年 4 月からの国立大学法人化に向けての国立大学協会の要望は、平成 15 年 11 月 12 日付け「国立大学関係予算の充実について」で既にお伝えしているところですが、そこで言及した「運営費交付金の義務的経費としての取り扱い、効率化係数の不適用」などに加えて、以下の事項について、特段の配慮を要望します。

1. 現在、貴省事務当局から平成 17 年度以降の運営費交付金の算定ルールについての見直し案が示されています。

それによると、平成 17 年度以降の運営費交付金の算定ルールについて、

①人件費・物件費の区分の廃止による教職員人件費の保証の放棄、②運営費交付金の収支差補填機能の放棄、③大学附属病院への独立採算制の導入、④附属病院に係る長期借入金償還金の交付金による財源保証の放棄など、法人化の導入に際しての、貴省の大学関係者への説明や国会審議での貴省答弁とは全く異なる内容の導入が提案されています。

2. 私たちは、これらの提案内容は国立大学法人の財政制度をめぐる事務的・技術的修正の範囲を大きく超えるものであって、国立大学法人制度の基本的な枠組みを抜本的に変更することを意味する、極めて深刻かつ重大な内容であると受け止めました。

それにもかかわらず、年末の予算編成時までの限られた時間のうちに、貴省の提案内容をベースにした最終的結論を無理にでも得ようとする事務当局の姿勢は理解しがたいものであります。

3. 今回の貴省提案は、来年度予算における運営費交付金の算定ルールではなく、平成 17 年度以降の算定ルールの変更についてのものです。この点を踏まえると、事務当局が私たちに提示しているスケジュールに従う必要はないと思います。このためまずは、提案内容について「年末の予算編成時期までに結論を得る」という事務方の姿勢を早急に見直しいただきたく、この点を要望します。

4. また、そもそも今回の貴省の提案は極めて唐突で、その上、内容自体に、従来の貴大臣及び貴省幹部の発言・説明と整合性に欠ける部分が多数あります。

私たちは、国立大学法人化を行政改革の視点からは位置付けず、国立大学振興の観点に立つという従来からの貴省の説明を踏まえ、法人化への円滑な移行に向けて準備を進めてきました。

しかし、今回の提案内容には、「はじめに経費削減ありき」の財政当局的発想が横溢するだけで、文部科学省として本来堅持すべきである高等教育振興の観点が欠落しています。

これでは、私たちと貴省との信頼関係は傷つくことになります。

5. 私たちは、既に貴大臣から来年4月より国立大学法人の学長となるべき者として指名されています。しかし、以上のような私たちの要望にもかかわらず、貴省提案のような変更を導入・実施するならば、私たちに対して学内外から寄せられている期待に応えることは到底出来ず、業務の遂行に責任を負いかねる事態を想定せざるを得ません。

したがって私たちとしては、指名の返上をも念頭に置きつつ、重大な決意を持ってこの文書を提出するものです。

貴大臣におかれては、これらの点を十分お汲み取りの上、よろしくご対応いただくよう要望します。

国立大学協会理事会

(平成 15 年 12 月 11 日)  
国立大学協会臨時総会確認

資料 94

国大協総第 302 号  
平成 15 年 12 月 6 日

理事会構成員 殿

国立大学協会  
会長 佐々木 毅

## 国立大学法人運営費交付金に関する要請について

このことについては、本日の理事会でのご議論を踏まえて、別添のように要請文を確定しました。

つきましては、本文にご賛同をいただけるようでしたら、要請文の文末の所定欄にご署名のうえ、12月8日（月）正午までに、国大協事務局宛、ファックスにてご回報を頂きたく、よろしくお願いいたします。

なお、12月8日（月）の夕刻には、本文を文部科学事務次官を通して河村大臣へ提出するとともに、その内容を記者会見をして発表する予定であることを申し添えます。

国大協総第 303 号

平成 15 年 12 月 6 日

各会員校代表者 殿

国立大学協会

会長 佐々木 毅

## 国立大学法人運営費交付金に関する要請について

本日開催の理事会において、標記について要請文を作り、文部科学大臣に提出することが全会一致で決定されました。

この件については、緊急性もあることから、理事会名で作成し来週の月曜日（12月8日）の夕刻に文部科学事務次官を通して河村大臣へ要請することとしております。

また、大臣要請後には、文部記者会に於いて記者会見を行い、国大協の見解を表明することとしております。要請文の修正については、会長に一任されましたので、別添のとおりとさせていただきます。お送りしてご報告いたします。

なお、本件については時間的な制約から、上記のような措置を取りますが、来週の木曜日（12月11日）に開催する臨時総会においては、本件に関する意見交換を行うこととしておりますので、ご承知おきください。

おって、本要請については、前記のとおり理事会において全会一致で決定されましたが、その後要請文について修正をしたこともあり、理事会構成員の皆さんには改めて、賛同していただく場合にはご署名を頂いております。各学長におかれても、この要請文について、ご賛同が得られるようでしたら、所定欄にご署名のうえ、国大協事務局宛にファックスにてご回報を頂きたく存じます。執行部としては、そのご署名を誠に心強いご支持、ご支援として、受け取らせていただきます。



平成 15 年 12 月 6 日

文部科学大臣

河村建夫 様

## 運営費交付金の取り扱いについての要望

このたびの国立大学法人制度の発足に関し、貴大臣におかれては、検討の段階から法案の国会審議の全過程にわたり、国立大学への深い理解の下に、よりよい国立大学づくりにご尽力を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

来年 4 月からの国立大学法人化に向けての国立大学協会の要望は、平成 15 年 11 月 12 日付け「国立大学関係予算の充実について」で既にお伝えしているところですが、そこで言及した「運営費交付金の義務的経費としての取り扱い、効率化係数の不適用」などに加えて、以下の事項について、特段の配慮を要望します。

1. 現在、貴省事務局から平成 17 年度以降の運営費交付金の算定ルールについての見直し案が示されています。

それによると、平成 17 年度以降の運営費交付金の算定ルールについて、

- ①人件費・物件費の区分の廃止による教職員人件費の保証の放棄、②運営費交付金の収支差補填機能の放棄、③大学附属病院への独立採算制の導入、④附属病院に係る長期借入金償還金の交付金による財源保証の放棄など、法人化の導入に際しての、貴省の大学関係者への説明や国会審議での貴省答弁とは全く異なる内容の導入が提案されています。

2. 私たちは、これらの提案内容は国立大学法人の財政制度をめぐる事務的・技術的修正の範囲を大きく超えるものであって、国立大学法人制度の基本的な枠組みを抜本的に変更することを意味する、極めて深刻かつ重大な内容であると受け止めました。

それにもかかわらず、年末の予算編成時までの限られた時間のうちに、貴省の提案内容をベースにした最終的結論を無理にでも得ようとする事務局の姿勢は理解しがたいものであります。

3. 今回の貴省提案は、来年度予算における運営費交付金の算定ルールではなく、平成 17 年度以降の算定ルールの変更についてのものです。この点を踏まえると、事務局が私たちに提示しているスケジュールに従う必要はないと思います。このためまずは、提案内容について「年末の予算編成時期までに結論を得る」という事務方の姿勢を早急に見直していただきたく、この点を要望します。

4. また、そもそも今回の貴省の提案は極めて唐突で、その上、内容自体に、従来の貴大臣及び貴省幹部の発言・説明と整合性に欠ける部分が多数あります。

私たちは、国立大学法人化を行政改革の視点からは位置付けず、国立大学振興の観点に立つという従来からの貴省の説明を踏まえ、法人化への円滑な移行に向けて準備を進めてきました。

しかし、今回の提案内容には、「はじめに経費削減ありき」の財政当局的発想が横溢するだけで、文部科学省として本来堅持すべきである高等教育振興の観点が欠落しています。

これでは、私たちと貴省との信頼関係は傷つくこととなります。

5. 私たちは、既に貴大臣から来年 4 月より国立大学法人の学長となるべき者として指名され

ています。しかし、以上のような私たちの要望にもかかわらず、貴省提案のような変更を導入・実施するならば、私たちに対して学内外から寄せられている期待に応えることは到底出来ず、業務の遂行に責任を負いかねる事態を想定せざるを得ません。

したがって私たちとしては、指名の返上をも念頭に置きつつ、重大な決意を持ってこの文書を提出するものです。

貴大臣におかれては、これらの点を十分お汲み取りの上、よろしくご対応いただくよう要望します。

国立大学協会理事会

ご署名欄

大学名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

## 平成 15 年 12 月臨時総会議事要旨

日 時 平成 15 年 12 月 11 日 (木) 13:30 ~ 15:00  
場 所 学士会館本館 210 号室  
出席者 各国立大学長

会長から開会の挨拶の後、代理出席者の紹介があり、定足数を確認し、議事に入った。

### ○ 協 議

#### 1 国立大学法人運営費交付金について

##### (1) 運営費交付金に関するこれまでの経緯について

会長から、国立大学法人運営費交付金をめぐるこれまでの経緯について、次のような報告があった。

去る 11 月 12 日の秋の定例総会以来、法人化の趣旨とこれまでの約束にしたがった適切な予算となるよう、各方面に要望することとなり、各学長にもそれぞれ工夫をいただきながら、それぞれの大学の事情に応じて対応いただいた。

国大協としても、11 月 22 日には、臨時の「学長懇談会」を開催し、現状における取り組み状況の説明と各学長から意見を伺い、今後の取り組みを協議した。

その後、執行部としては、これまでの文科省からの様々な説明について、国大協としてどのように受け止めて対応すべきか、法人化特委の財務会計グループとの打ち合わせや、文部科学省の高等教育局を中心とした実務担当責任者との打ち合わせなどを行い、対応方針の確認等を行った。

しかし、事態はかならずしも我々の要望している内容とはならないことが明確になってきたことや、附属病院問題など新たな問題提起などもでてきたため、12 月 6 日に臨時の理事会を開催し、決意も込めた新しい要望を河村文部科学大臣へ申し入れることを決議した。その要望書については既に各学長にも報告し、多くの賛同を得たところである。

この要望書については、去る 12 月 8 日に石副会長と共に事務次官に面会し、趣旨説明を行った。その際、事務次官からは、学長の方々に十分な説明ができず、意思疎通に欠ける点があった点において反省している。この度の申し出を真剣に受け止めて、今後の進め方については、文部科学大臣ともよく相談して早急に対応したい旨の発言があった。

##### (2) 運営費交付金を巡る現在の状況と課題について

石副会長から、運営費交付金をめぐる課題等について、資料 1、2、3 に基づき説明があり、続いて吉本第 6 常置委員会委員長から、同委員会が文科省から説明を受けた財務省との折衝状況について説明があった後、質疑応答が行われた。

##### (3) 今後の対応等について

今後の対応等について、次のような意見交換があった。

- 病院長会議では、附属病院を教育研究と診療に区分し、経営係数も受入れる方向と聞か、国大協の委員会等は否定的な考えであるが、その調整はどうするのか。

- 各学長には、病院長会議の状況を把握していただき、情報を提供いただいた上で検討したい。
- 第 6 常置で配付された資料によれば、学生納付金について標準額に改定ルールを設けることや収入係数を設定する案も見える。財務省の考え方のようだが、全く受け入れられない。
- 16 年度予算案の決定時に 17 年度以降の運営費交付金算定ルールを決めなければならない理由は乏しい。あれこれ言わずこの点について承諾などしないよう文部科学省に強く要請すべきである。
- 我々は、評価の結果としての運営費交付金の増減に納得してきた。それが、今回は突然信頼関係を喪失させるような対応をしてきていることが問題。
- 大学は人件費の割合が極めて高い。人件費の区分をなくして毎年度効率化係数を掛けられると、人員の削減、給与の減額に繋がり、大学そのものを縮小、衰退させる。
- わが国は科学技術創造立国を標榜し、科学技術の振興を図るため、科学技術振興経費はシーリングの対象外とすることが閣議決定されている。科学技術の振興には人材が必要であり、人材育成は国立大学を中心とした高等教育が大きな役割を果たしていることから、高等教育経費を縮減させることがあってはならない。  
国との信頼関係のもとに原則論を主張し、国の政策の最終決定者に対して影響を与えていくことを考えるべきである。
- 総会の場において、国大協として運営費交付金の問題について何が譲れない線かを明確にすべき。
- 17 年度以降の運営費交付金の算定ルールを決めるのは拙速であってはならないということ、理事会の「要望書」の中でも言っていることだが、総会でもそのことを確認してはどうか。
- 執行部の努力を多とする。交渉は刻々と変化するので、総会での意見を参考に、執行部の判断で適宜適切に対応してほしい。効率化係数をゼロにはできないだろうから、いかに小さくするかである。また、増額係数の必要も主張し、少しずつ 6 年間で増額させることが重要。
- 効率化係数をどれほど小さくするかは努力も必要ではあるが、「教育研究充実係数」を積極的に受け入れて、各大学がいわゆる基盤経費を確保し得よう頑張ることも大事だと思う。
- 財政制度審議会は、「新しい予算制度の構築に当たっては、客観的かつ厳格な事後評価を重視すべき」と言っている。まだ評価が行われていないのに、きっちりと予算配分のルールが決められることは極めて遺憾である。
- 将来、学生納付金に係数が掛かり、私学との差が縮まれば、18 歳人口が少なくなってきた地方大学への進学希望者は、極端に減るのは明らかである。学生納付金の問題が地方大学の死命を制することになりかねない。
- 理事会の「要望書」について、多くの学長が賛成されているのであれば、これを総会の意見とし、社会に強く訴える必要があるのではないか。
- これまでも国大協として、また学長個人として国会議員、政府への要望活動を行ってきたが、今後ともさまざまなルートを通じて働きかけを行っていく必要がある。

以上のような意見交換の後、文部科学大臣に対する理事会の要望書については、全会一致でこれを支持し、執行部は今後、総会での意見を踏まえ、理事会の要望の趣旨に沿って適時、適切に対応していくことが確認された。

以 上

## 各地区学長会議における質疑応答の状況

臨時道内国立大学学長会議 (16 / 1 / 9) ・質疑応答録 (北海道ブロック)

### 1. 北海道地区ブロックの質問事項について

※別添 (参考資料) は、学長会議の前に、ブロック内の各大学や本学の各局部から提出のあった質問等を取りまとめた上、あらかじめ文部科学省に提出していたもの。これに沿って、以下の通り、文部科学省から順次回答があった。

「問1 効率化係数の導入について」

→ 基本的には、国立大学法人は独立行政法人ではなく、また、法人化は行政改革ではなく大学改革であること。また、教育研究の特性に充分配慮しなければならないというのが基本的姿勢である。

一方で、長期的に見て国民の理解も得るためには、目に見える形での経営努力も必要だということで、効率化係数を設けるが、その範囲については、教育研究の根幹に関わるものは対象外になるように定めていきたいと考えている。

高等教育の財政支出が少ないことは、重要な課題だと考えており、国公私を通じた様々な支援の枠組みを整えることにより、全体として何とか高等教育に対する財政措置を充実していきたい。

「問2 全国共同利用施設の在り方について」

→ 法人化以降の全国共同利用型の附置研究所や研究施設の在り方については、昨年4月の学術分科会報告などにおいても同様の指摘がなされており、文部科学省としては、全国共同利用の機能の重要性については引き続き考えていく必要があると考えており、その一層の利用促進を期待している。指摘のような法人間の共同・協力で支障が生じないよう対応して参りたい。政策や予算の明示についての指摘については、中期目標・計画にその取り組み等を盛り込むことも大切な事だ。また、予算の明示については、特別教育研究費の中に「拠点型共同利用研究促進事業」という項目を設けることを考えており、この中で大学からの要望に応えていきたい。

「問3 の教育研究組織の整備について」

→ 増員を図るためには財源が必要になるわけで、法人化したら急に財源が湧いてくるというわけではない。そこで、この教育研究組織係数によって増額を動かすことを考えている。

既存の定員の振替も、引き続き必要だと考えているが、例えば、これまで、単に振替で増減なしでも概算要求が必要だったが、今後は、その程度の規模の改組・転換等については何らの要求をしなくても、大学で自由に取り組めることになる。

研究所等については、確かに教育研究組織係数は置かれていない。資料3-3の特別教育研究経費の中で附置研究所等の組織の整備についても対応できるようにしていきたい。

「問4 附属病院における運営交付金について」

→ ①の教育研究経費については、資料3-5の記述で全てである。すなわち、附属病院の中の経費、この教育研究経費を差し引いた部分の残りが一般診療経費だと理解していただ

きたい。②の質問は、「事項」を見直すという意味だと理解するが、第1期中期計画の終了時には、当然、社会の状況や病院の置かれた状況等も変化していると予想されるので、その際には算定ルールの見直しを行う必要がある。③については、一般診療経費の方については効率化係数は掛からない。予算目標収入を上回った部分については、全て、大学の裁量で自由に使うようなインセンティブをセットしたところである。

「問5 運営費交付金の執行について」

→ 交付金の使途は各法人自由なので、合理的に説明ができる場合には、中期計画期間の範囲内で次年度以降に繰り越しができる。

剰余金の経営努力認定についても、なるべく簡単な手続きでできるよう努めたい。

「問6 運営費交付金の配分時期とその割合について」

→ 先行する独立行政法人の例によると、四半期に1回各法人の請求に応じて当該四半期に必要な運営費交付金が交付されている。国立大学法人については、各大学の収支計画に基づいて、給与支給などの大きなヤマが来る時までには間に合うように交付したい。後半の質問の①②については、給与支給などには限らず、各法人で自己収入による資金や短期借入れで資金不足の対応をすることは制度上十分可能である。

「問7 人件費について」

→ 16年度の人件費については、欠員分も含めた15年度末の定員に係る金額を措置した。この欠員分は、もちろん全て埋めてしまうということではなく、各大学の戦略に応じてうまく活用していただきたい。なお、法人化以降は国としての定員管理はもうない。

「問8 国立大学法人評価委員会による各大学法人の評価について」

→ 現在の評価委員会においては、中期目標・中期計画についてご審議をしていただいているところであり、これに一定の目途がついた後で、評価の在り方についても検討いただくことになる。その際、当然、各大学の自主性、自立性、或いは教育研究の特性を十分踏まえることが必要であろうと考えている。

## 2. その他質疑応答

※以上の他、以下の通り、参加学長から質疑があり、文部科学省から応答があった。

(八竹・旭川医科大学長)

経営改善係数は、病院収入にかかるようになってきているが、収入は2パーセントずつ10年で20パーセント増というのは現実には不可能なので、経営努力によって、一般診療経費を削減すれば、その分、診療分運営費交付金は減っていくと理解してよろしいか。

(谷本・医学教育課大学病院指導室長)

結構です。

(八竹・旭川医科大学長)

診療報酬の保険分を△4%にする、という話が年度末に中央社会保険医療協議会(中医協)から突如伝えられ、今回は結局この話は潰れたようであるが、今後、この類の話が突如起こってくるような場合の手当ははどうなっているのか。

(谷本・医学教育課大学病院指導室長)

中医協の審議結果は年度末に出るので、算定ルールにこれを盛り込むのは難しい。診療報酬については、個別に財務省に協議することになる。いずれにせよ、中期計画の期間中に、中医協でどのような審議がなされるのか想定できないので、取り敢えず算定ルールには盛り

込んでいない、ということ。

(村山・北海道教育大学長)

- ①効率化係数の問題だが、もう少しシンプルな説明原理というものを考えられないか。
- ②我々大学は法人化だけではなく、様々な改革、再編をしてきた。その努力の結果を係数に反映させるなどして認めていただきたい。
- ③特殊要因経費の中で、例えば退職手当は当該年度だけ、という区分けがされているが、これを、トータルで、6年間の総額としてベースにするようにすれば、ある程度見通しが立つのではないか。

(遠藤・高等教育局長、清木・大学課長)

効率化係数の取り扱い、シンプルに一般管理費に限ることができれば一番良いと思っているが、実際問題としてそれはなかなか難しい。

組織再編の努力の評価の問題は、教育研究の評価の要素が入ってくるため、係数の問題とは切り離すべきであると考えます。

特殊要因経費については、退職手当のように、毎年の退職者数などの変動により、毎年金額が変動するものである。よって、この特殊要因部分を除いた額でスタートすることとしている。

(中村・北海道大学総長)

今度の効率化係数の問題と、6年間の中期目標・計画によって、それを評価して、次期の予算の配分に反映させるという問題、この両者の関係がどうなるのか。やはり後者は非常に難しいという気がする。そうすると、効率化係数が入ってくれたために、むしろ中期目標・計画における評価、それから予算配分という方が少し後退してくればむしろ良いと思っているが、この二つの関係はどうなるのか、二重にやられてしまうと、元も子もなくなる。

(遠藤・高等教育局長)

目標計画期間を執行して、それを評価して、その時に組織の改廃を含め予算に反映させることは教育研究の話だからなかなか難しい。実は今、どうして良いかは全く整理ができていない。はっきり言えば、5、6年先の話なので、じっくりと腰を据えて考えていきたいと思っている。

(常本・北見工業大学長)

シーリングと係数の関係について、例えばシーリングによって、係数がまた変わってくる可能性があるのか。

(清木・大学課長)

シーリングの問題と効率化係数の問題は、別の問題である。効率化係数は、個々の国立大学法人について対象となる事柄であり、シーリングは、毎年、財務省が原案を作って閣議決定され、文部科学省全体としてどう扱うかという問題である。シーリングの影響でさらに効率化係数をもっと掛けないといけなくなるということは、基本的にはないと考えている。

(秋山・小樽商科大学長)

16年度交付金の算定に当たり、非常勤役員は一律に常勤役員として算定したとのことだが、17年度以降、16年度の勤務実態に則して減額することがあり得るのか。

(清木・大学課長)

常勤役員として算定している額を、非常勤になったからといって減額することは考えてい



ない。

(常本・北見工業大学長)

教育研究基盤校費と職員旅費が一緒になり、実質、研究旅費がなくなったのではないかと見ている。すると、東京・関東近辺と地方とでは、相当な違いが出てくるが、このことを、どこかに反映できないか。

(清木・大学課長)

詳しい分析をしてみないと分からないが、追加で旅費配分されていたものが元に戻った、ということだと推測する。東京から遠方であることによる様々な事情への配慮については、考えていきたい。なお、交付金の用途に制限はないので、その使い勝手の良さを学内でも大いに活用いただきたい。

## 北海道地区ブロック大学質問事項

## ○問 1

効率化係数の導入について

国立大学も国家財政の窮乏に協力するのは当然のことであるが、一律に毎年一定率の削減を行うという現行の案は、政策としては安直に過ぎるのではないか。我が国の高等教育の将来像を描くことなしに、効率化の名の下に、基盤的予算の削減を継続的に行うことは、我が国の科学技術の将来に禍根を残すものと危惧する。

少なくとも、高等教育の基盤的予算の下限を GDP 比 xx% として、これを堅持するというような国際社会に目を向けた政策があるべきではないか。

## ○問 2

全国共同利用施設の在り方について

これまでは、国立大学の設備や装置は、国家の資産であり、他大学の研究者がこれを利用することに論理的な矛盾はなかったが、法人化以降、国立大学法人間の共同・協力が支障を生ずることを懸念している。

国立大学附置の共同利用研究所や研究センターのような国立大学法人を横断的に結ぶための組織や予算は、当該大学法人だけではなく、そのような施設等を持たない大学にメリットがあることに鑑み、その趣旨を政策として明示すべきと考える。共同利用については、中期目標別表にその趣旨が部分的に盛り込まれているが、法人間の共同・協力を一層推進する施策を望むものである。

また、以上のような予算に関しては、各法人の予算に埋没させずに、明示することが望まれるが、今般示された予算案においてこのような措置が講じられているか伺いたい。

## ○問 3

教育研究組織の整備について

- ① 専門職大学院や研究科等の組織整備は、必要な事業費を係数により増額するというところであるが、このことは、従来のようなほとんど既存の定員の振替えで行うという方式が少なからず変化すると考えてよいか。
- ② 研究所等については、教育研究組織係数がないが、組織の充実についてどのように考えたらよいか。

## ○問 4

附属病院における運営費交付金について

- ① 教育研究経費及び一般診療経費の積算内訳をご教示願いたい。
- ② また、将来にその積算内容を見直す予定があるのか。
- ③ ①の経費が効率化係数により一律に削減されるとすると、場合によっては事業規模を縮小せざるを得ないことも想定される。事業規模を維持するには、病院収入の増を図る必要があるが、そのためのインセンティブが働くような仕組みを別途、国としても考えるべきではないか。

## ○問 5

運営費交付金の執行について

数年後にある程度の規模の予算を必要とする計画を立てた場合、そのために年次計画的に交付

□  
□ 資料 96 各地区学長会議における質疑応答の状況

---

金の一部を繰り越すことができないか。仮にそれができないとしても、剰余金がでた場合には、簡単な手続きで全て経営努力として認定できるようにできないか。

○問 6

運営費交付金の配分時期とその割合について

運営費交付金は、四半期ごとに配分されるとのことであるが、各々の時期と配分割合が明確にされていない。

例えば、第一四半期の配分は、4月分給与を支給するに可能な時期に為されるか。

また、配分が遅れた場合は、次のように対処することが可能か。

- ① 授業料等自己収入を充てる。
- ② ①において不足額が生じたときは、必要額を借入金等で補う。

○問 7

人件費について

平成 16 年度予算では、欠員分を含めた人件費の予算措置を行うと聞いているが、結果として人勤影響額を除き、欠員分の人件費が上積みされていると理解してよいか。

○問 8

国立大学法人評価委員会による各大学法人の評価について

その指針や基準は明示されないのか、されるとすればいつの時点か。

## 東北ブロック学長会議（説明会）における文科省回答の概要

各学長の質問に対する文科省の主な回答内容は次のとおり。

- 教員数については、14年度末の定員一杯を各大学に措置したが、その使い方は、（全部定員を埋めるということではなく）非常勤講師経費など含め大学の戦略として工夫する必要がある。
- 附属病院については16年度で7病院が運営費交付金の交付を受けない。第1期中期目標期間中には、75～80%の病院が交付を受けなくなると見通している。
- 附属病院勤務医師に裁量労働制の適用が難しいこととの関係で、院生の活用について考慮することが必要かもしれない。
- 年度評価の在り方は国立大学法人評価委員会で16年度に議論するが、毎年度の予算に評価結果を反映させることは考えていない。
- 運営費交付金の中の増額分については、各大学の概算要求時に提出してもらうが、やり方はこれから考える。中期計画に書いていないことでも出せるようにする。
- 教育研究費の効率化係数（1%）の対象範囲の限定について、3,000億円程度が対象外となれば、年度で100億円程度の減に止まり、これまでの定員削減による減額とほぼ見合う数字になる。

平成 16 年 1 月 8 日

## 関東甲信越地区臨時国立大学長会議で出された主な意見等

### 運営費交付金について

- 国大協として重大な決意を持って、文部科学大臣に要望書を出している。その割に簡単にわかりましたかという良いのか、あえて申し上げたい。運営費交付金算定ルールの基本的考え方で、「自主性・自立性の向上という法人化の趣旨に沿い、国立大学の教育研究の特性に配慮するとともに、教育研究の活性化につながる内容とする。」となっているが、必ずしもその様な内容となっていないと考える。

例えば、効率化係数により毎年度 1% 予算が減額になるのではなく、国立大学内で、効率化係数の分だけ節約し、各大学が自主的に、質の向上など新たな事業に流用するのであれば、インセンティブになり大学が活性化すると思う。

また、増額分を競争的資金で割り当てるとの説明であるが、それは一見結構だけれども、各大学は、最初のスタート点で非常に格差がある。結果的に、増額分がどこに行くかといえ、大規模大学に吸い上げられてしまう。衰退する大学と更に大規模化する大学になってしまう。配分方法等を工夫し、国立大学全体が衰退しないように配慮願いたい。

- 査定ルールの中にある、 $\beta$ （教育研究政策係数） $\gamma$ （教育研究組織係数）の具体的内容が不明であり、各大学にはっきり示し、透明性ある仕組みとしてほしい。
- 平成 17 年度以降の運営費交付金の算定ルールと考えればよいのか。また、シーリングの問題は、別と考える必要があるか。
- 1% の節約は何とか可能であると思うが、質の向上は確保されない。増額分は、大規模大学が多くを獲得することになるのではないか。
- 基盤校費の約 75% が光熱水料費に費やされる。外部資金を受け入れて行う研究部門と受け入れが困難な部門がある。基盤的な経費は大学の研究に必要であるので今後とも、その重要性に配慮願いたい。
- 増額の仕組みとして、「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」を充実したが「効率化係数等による減額」を財源として増額する予算であるならば、広く全国の国立大学を減額し、結果的に、大規模大学を増額することとなる。地方大学は、厳しい環境の中、地域貢献や教育の機会確保など、重要な意義があることを再認識願いたい。
- 管理運営費は、概算要求時には、一律に一人当たり単価であったが、査定において病院とその他で単価が違っていた。単価設定の根拠と区分した理由を伺いたい。
- 国立大学法人化への移行に伴う必要となる経費のうち、法人の運営において実質上加入が必要な経費として、「自動車保険」「船主責任保険」「病院賠償責任保険」を予算計上したと説明があったが、「火災保険」も運営において実質上加入が必要と考える。
- 各大学の運営費交付金の中に当該大学にある「大学共同利用機関」分の経費も含まれていると聞いている。学内で運営費交付金について、その一定割合を内部留保することを検討しているが、大学固有の経費と全国から共同利用する機関の経費は、性格が違うので一律に扱うことが出来ない。

### (附属病院)

- 現状の国立大学の附属病院は、1 病床当たりに対し、定員 0.7 ~ 1.1 人と、各附属病院によっ

て、前提となる状況が多様である。附属病院運営費交付金算定にあっては、個別病院毎に、その実状を配慮願いたい。

- 附属病院運営費交付金について、経営改善係数として、2%の収入増を課せられているが、現在の附属病院の体制は、収入増をはかれる体制にない。
- 附属病院運営費交付金の算定の基準は、平成16年度と聞いたが、16年度に黒字となる予定の附属病院を持つ国立大学は、何校かあるのか。
- 附属病院収入は、厚生労働省の施策により、大きく影響を受けるもので、必ずしも、附属病院自身だけの努力によって収入増は、はかれない。附属病院収入を経営改善係数として、毎年2%の収入増を目標とするためには、実質毎年4%の収入増を達成しなければならないこととなる。非常に厳しい目標であることを、文部科学省としても認識願いたい。

#### 中期目標・中期計画について

- 中期目標・中期計画の今後のスケジュールとして、文部科学省は、①法律改正を要する事項、②財政上の観点、③法律違反などの3点については、1月末までに各大学に連絡する。また、「文部科学大臣が各大学に再検討を求める必要があると考えられる事項」については、可能なものについては最大限取り入れるよう、各大学において自主的・自立的に素案の見直しや検討が行われることを期待するとの説明であったが、個々の大学は、どの部分を修正するかが定かでない。

#### その他

- 国大協に対し、国立大学に対する国民の理解が得られるように新聞など「意見広告」を出してほしい。

## 臨時東海・北陸地区国立大学長会議（質疑応答の要旨）

日時：平成 16 年 1 月 6 日（火）10：30～12：45

場所：名古屋マリオットアソシアホテル 17 階「コスモス」

- Q：財務省と折衝中である効率化係数の「 $a$ 」というのは、同じ数値であるか。それとも別々の数値であると考えたらいいのか。
- A：財務省と折衝している「 $a$ 」は、資料中の「 $a$ 」とすべて同じ数値である。
- Q：特別教育研究経費の設定はありがたい。これの配分の仕組みを敢えていただきたい。
- A：最終的には文部科学省が配分する。ただし、プロセスについては透明性が必要であり、国大協とも相談し、選考委員会的なものの設置を検討したい。
- Q：現在の中期目標は素案である。将来、中間点での見直しとか、修正とかが可能であるか。中期目標・中期計画は、ある意味で理想を追い求めるわけで、それがどうしても実現できないときは修正がありうるか、自分は修正が必要と考える。
- A：柔軟に対応していく必要があると考える。
- Q：4 月以降は新体制になるので、3 月末までに書き直すことは可能という認識でよいか。複数の学部、研究科、附置研究所等に関して、参考資料の中への記載方法を説明願いたい。
- A：第 1 点目は柔軟に対応する。（原案の修正は、4 月になってから対応されるのが望ましい。）2 点目について、中期目標・中期計画の中では全学的な事項を記載することとなっている。複数の学部を持っている大学の場合には、部局ごとの業績が、全学的に優れた業績につながることを示す必要がある。今後、部局の評価については議論されると考えるが、先生方の意見を踏まえ、今後検討していく。
- Q：中期目標・中期計画を策定するに当たり、極めて大きな事業が必要な場合等の協議のプロセスをご配慮願いたい。
- A：主旨は了解しますので、今後検討いたします。
- Q：効率化係数については、相当な努力をされていると理解できる。「 $a$ 」については、1 パーセントを切ると期待してよいか。
- A：対象事業費との関係があるが、私どもとしては積極的に努力する。
- Q：物件費と人件費の区別について、理解できない点があるのでもう一度説明願いたい。
- A：運営費交付金算定ルール上の積算として人件費、物件費の区分は設けない。その上で、人件費相当分を各大学に示す。これは算定ルールに則って、人件費相当分がいくらからいであることを示すものである。
- Q：認証機関による評価と、国立大学法人評価委員会の評価は、どう違うのか。
- A：国立大学評価委員会は、中期目標・中期計画の達成状況の評価を行う（認証評価は行わない）。認証評価は、仕組みとして（16 年度からスタート）、その評価団体を文部科学大臣が認証する。その後、認証団体の認証基準に従って評価を受けることとなる。両者の評価は別系統の事柄を行うこととなる。
- Q：国立大学法人評価委員会と大学評価学位授与機構の評価内容を明確化してほしい。法人評価委員会を出ている意見が、大学評価学位授与機構に伝わるか疑問である。
- A：国立大学評価委員会の評価は、国立大学法人として期待されている業務を目標計画に沿ってきちんと達成できているかを評価する。一方、認証評価はあくまでも各大学の改善、自己改

善のための努力のための評価である。(目的が同じではない。)両者の共通点としては自己評価が基本である。(大学評価学位授与機構が認証機関となるかどうかは不明。)

Q：国立大学法人は、先行独立行政法人、私学とは違うことを明確にするためにも国立大学法人のグランドデザインが必要となると考えるので、検討願いたい。

中期計画は6年間である。ただし、次の6年間の中期計画をたてるために、前者の終わる1年か、半年前には計画する必要があるが、これのイメージがわからない。

A：重複は当然出てくるが、実際の計画では5年目、6年目に暫定的に評価が必要となってくる。それに基づき計画をたてることとなるでしょう。ただし、正式の評価は7年目に必要となる。7年目の評価を念頭に暫定的評価をすることとなろうが、国立大学法人評価委員会においても今後の検討課題となっている。

A：(補足説明として)ロースクールをはじめ様々な形態がでてくるので、社会的説明がつくようにしておかなければならないと考えている。また、今後は、評価に基づいた資源配分が求められることとなる。

Q：国立大学のグランドデザインをしっかりとしてほしい。国立大学は私立とは違った存在感を示す必要がある。国立大学基本計画を作成する必要があると考えるが、いかがか。

A：当然、国立大学全体のグランドデザインが必要であると感じている。



## 近畿地区国立大学長等会議における質疑応答

### 【人件費】

- Q： 人事院勧告の取扱いは平成 17 年度以降どうなるのか。
- A： 原則として、人勤は反映させないスキーム。そのために人件費という区分はなくしている。減額は算定ルールに則って行われ、増額の場合は教育研究政策係数によって措置すること等の場合が考えられる（インフレのケース）。
- Q： 人事院勧告が増額の場合、大学独自でやるには影響が大き過ぎないか。
- A： 減額は反映させず、増額は措置というアプローチは困難であるが、教育研究政策係数での反映で対応することが考えられる。
- Q： 昇給原資に係る積立金として、繰越し・剰余は可能か。
- A： 渡切費という性格上、繰越しの基準はゆるやかにすべきだと考えているが、公認会計士協会との調整では厳しいものとなっているのが現状。今後検討を進める。

### 【管理運営費】

- Q： 教育系大学の場合、管理運営費の減額の影響は大学運営に支障を来しかねない規模となっている。また、この経費は確実に効率化係数の対象となる部分であり、年々減額される。なんらかの措置を検討してもらえないか。
- A： 減額となった「管理運営費」は教育研究基盤経費全体ではなく、また一般管理費全体でもないが、これは国全体の統一調整的なものである。これを補うものとして「教育研究充実設備費」の新規計上や、欠員部分を積算員数の中を含めたことがあげられる。次年度以降については検討していく。

### 【効率化係数】

- Q： 平成 17 年度への効率化係数が 1 % と決定したとして、この財政当局との攻防は毎年繰り返されるのか。
- A： 中期目標・計画期間中は同一の係数として折衝中。
- Q： 効率化係数等を含むルールは 1 月中に決定するということだが、それをもって 6 年間継続というのは、シーリングを考えれば疑問がある。
- A： 確かにシーリングにおいて運営費交付金が占めるウエートは大きい。国立大学にとってプラスになるようにしたい。
- Q： 説明された増額の仕組みは競争的なものであり、採択される際の客観性というのは担保されるのか。
- A： 「特別教育研究経費」については、枠組み自体はすでに財務省も了承している。政策的な課題と各大学の研究等のマッチングは必要ではあるが、手続きの透明性は確保する所存。

### 【病院関係】

- Q： 病院における教育研究費の割合はどのくらいか。
- A： 教育研究費 12.6%、診療経費 73.4%、償還経費 14.0%である。
- Q： 病院の「教育研究経費」中の「高度先進医療開発経費」の内容は何か。
- A： 従前から措置している継続プロジェクト分で、校費、医療費及び設備費。
- Q： 国立大学の医学部附属病院の持つ使命上、効率の悪い診療も行なわなければならない。

診療に係る運営費交付金を減少させるスキームは自殺行為ではないか。

- A： 国立大学病院としての機能を勘案し、学用・研究に係る医療費は「教育研究経費」に分類。  
Q： 厚生労働省の医療費抑制政策が過度に進められた場合、運営費交付金が増額されることはありえるのか。  
A： 将来の不安定な要素をルールに盛り込むのは困難。

**【中期目標・中期計画】**

- Q： 中期目標・計画の評価は、どこでどのように行うのか。  
A： 現在、評価委員会で中期目標・計画の作成について検討しているが、具体的な評価方法の検討には至っていない。大学側としては、記載事項を実現したということをいかに証明するかが問題になると思われる。

**【施設整備費】**

- Q： 資料1の1ページにおける「施設費補助金」の増額と、同じ資料1中の「施設整備費のスキーム」における文教施設費減額との関係はどうか。  
A： 1ページにおける「25億増額」は従来の「一般会計から受入れ」分を比較したものであり、国立学校特別会計の仕組みの中の「財産処分等収入等」と「積立金取崩」部分がなくなったため全体で凹んでいる。ちなみに財政投融资全体が減となっている中で、文教部分と病院部分の「借入金」がトータルで増額となっていることにも、留意願いたい。

## 中国・四国地区国立大学長等への運営費交付金等 説明会での質疑応答等

1. 日 時 平成 16 年 1 月 7 日 (水)  
2. 場 所 岡山大学事務局棟 6 階第 1 会議室

### ○質疑応答

はじめに、各大学から事前に準備した質問事項について、文部科学省から説明があった。

- ① 非常勤講師手当の削減等について (鳥取大学、愛媛大学)

(文部科学省)

国の予算積算上の考え方で、各大学で収支予算とは別問題である。各大学の予算を拘束するものではない。常勤職員の人件費の措置はきちんとし、非常勤講師手当の削減とセットで対応している。欠員を含む平成 15 年度予算定員で人件費を措置している。定員分の措置は、予算上は増になるので、従来非常勤が担当していたカリキュラムは、常勤職員でかなりカバーできると考えている。14 年度決算ベースの常勤職員人件費と非常勤職員手当は下回っていない。概算要求時に欠員を埋めることとした大学は、今回はいったん元に戻し、全ての大学で平等としており損はしていない。

- ② 人件費相当額を別途示すのは何時か。(岡山大学)

(文部科学省)

運営費交付金算定ルールが決まって、各大学の収支予算を作成する時期までには示す。

- ③ 一率の給与単価で算定しているのか。(愛媛大学)

(文部科学省)

各大学の給与実績単価を基に算定している。17 年度は算定ルールの世界であり、17 年度以降は統一単価はない。

人件費・物件費の区分をつけないで、算定ルールに従って算出する。

- ④ 管理運営単価は大学の特有の事情を反映。(愛媛大学)

(文部科学省)

見直しをしている。これは、政府全体の方針での統一調整や他の研究機関と比較をし、これまで優遇されていたので圧縮されたご懸念は良くわかるが、その分総額確保するため教育研究費をカバーしたところである。積算上のことであり、大学で予算を組むことは別の問題であるので工夫をしてほしい。

- ⑤ 17 年度以降の運営費交付金の確保 (高知大学)

(文部科学省)

効率化を図りつつも増額が図れる仕組みを考えたい。

シーリングや効率化係数によって、大幅な減額となるようなこのようなことにならないよう努力する。

- ⑥ 評価を運営費交付金への反映方法 (高知大学)

(文部科学省)

評価結果の具体的な対応は今後の問題。評価委員会の中での検討課題である。

- ⑦ シーリングと効率化係数 (山口大学)

(文部科学省)

効率化係数は、13' 先行独法、15 年 10 月の特殊法人が独法化になった際にも一定の効率化を図るため設定されている。自由度に対して効率化を図ること。

17 年度以降の予算の確保の考え方は、効率化を図りつつ交付金の増ができるルールをつくりたい。

シーリングについて過去の経緯の説明や具体的に例示して説明があり、効率化係数とシーリングは別ものとの説明ではあった。

⑧ 係争中の損害賠償（愛媛大学）

（文部科学省）

法人法附則第 9 条の権利義務の承継から、法人化前の「事件」が法人化後も継続の場合、各法人が対処する。損害保険の措置は一義的には法人が責任を負うが、保険に加入するかどうかは法人の判断である。

賠償金は運営費交付金で（特殊要因として）措置することで財務省と調整中である。

自然災害は、災害復旧費補助金を計上している。

保険加入が社会通念上一般的であるものは、一般管理費に積算している。

⑨ 附属病院大型設備（山口大学）

（文部科学省）

- ・ MRI、CT など診療の大型設備は財投で対応
  - ・ 収入につながらない薬剤部の大型機器は、施設整備費補助金
  - ・ 特別医療機器購入費は、運営費交付金
- ） 何れも概算要求事項

⑩ 病院再開発の考え方（高知大学）

（文部科学省）

病院特殊要因経費を措置する。概算要求事項である。経営改善係数がかかってくる。

借入金の償還計画で判断する。

⑪ 施設整備について（鳥取大学）

（文部科学省）

法人化後も、補正予算で措置することは可能である。

⑫ 人件費・物件費の弾力化を行った場合、翌年度の概算要求に影響の有無。（香川大学）

（文部科学省）

平成 17 年度以降の概算要求に直接影響しない。

16 年度運営費交付金の予算額をベースに概算要求してもらうことになる。16 年度決算額をベースとするものではない。

○各大学から質問、意見等

徳島大学：運営費交付金の算定で、欠員を確保して非常勤に回すとその分常勤職員人件費は減らされるのか。

学年進行分の今後の措置について、助手 3 人が繰り延べ

文部科学省：17 年度以降は策定ルールによる配分になる。定員の概念はなくなる。また、15 年度末定員で予算化している。欠員が存在しながら定員削減はない。

国立大学で 3,000 人の欠員があるのに、15 年度末定員で人件費を措置している人件費と物件費を区分しない方が、欠員があろうがなかろうがやりやすい。大学で予算を作る時、人件費管理は決算と予算の整合性をどうするか、定員だけの管理

とは、対外的に説明しづらい。欠員が出たら減るという構造ではない。繰り延べ分は今後の課題と考えている。

香川大学：15年度より実質増となっているとか、効率化を図りつつ、増額を図ると言われるが、大学では増額の仕組みになるのか。

文部科学省：算定ルールとは関係せず、大学の予算を踏まえ、新規について査定し、16年度予算でスタートするため、大学での増減はしていない。統一調整はかかっている。各大学も減になっている。退職手当、設備などの当該年度限りの経費がある。大学によって退職手当の増とか、大型設備の増とかはある。

鳥取大学：①シーリングの問題と効率化係数について

②教育研究費の効率化係数を1%をどうするのかもう少し分かりやすく説明。

③プラス要因について教育研究組織係数の取り扱いと中期計画との関連について

文部科学省：学部教育等標準運営費交付金の設置基準上の人件費を対象除外にするなどの工夫をして財務省と交渉することになっている。

また、教育研究組織係数については、あらかじめ概算要求基準で明示することも必要ではないかと考えている。シーリングと効率化係数がダブルでかかるのかについては、「別もの」との表現が曖昧のような形で終わった。

プラス要因として、教育研究組織係数があるが、金目でダイレクトに算出するというものではなく、係数に置き換えて算出するという考え方である。

中期計画の事項との関連については、計画に含まれているものもあるだろうし、盛り込まれていないものもあるだろう。

広島大学：競争的資金について、特色ある大学教育等支援プログラムなどと特別教育研究費は競争的資金で一緒ではないのか。

文部科学省：国公立大学を通じて措置するものと、運営費交付金の中で対応する特別教育研究費は別のものである。説明が難しいのですが、私大経常費の特別補助のようなもので、国立大学法人固有の措置と考えて頂きたい。

愛媛大学：効率化係数をできるだけ小さくしていただきたい。人件費は、標準単価か。

文部科学省：各大学の実績ですので、標準単価ではない。

山口大学：附属病院の経営改善係数2%は厳しい。

文部科学省：病院収入増だけではなく経費の合理化減も併せて実施していただくということもあり得る。後発医薬品を使用するとかの工夫がある。

高知大学：婦人科が専門なのでたとえ、正常分娩を高知大で20件やると高知の産婦人科が2件つぶれるので異常分娩ばかりを大学ではやっている。地域の信頼関係も重要であり、こういう形で社会貢献しているということでの評価もしていただきたい。都市型と地方型の見方も下敷きに考えて頂きたいという要望にしておきます。

岡山大学：夢と希望を持って法人化のスタートを切りたい。そのために大学運営費交付金の確保、特に17年度のそれらについて、文部科学省は我々に向かってものを申すのではなく、財務省に対してしっかり頑張ってもらいたい。

## 九州地区国立大学等学長会議要旨

日 時 平成 16 年 1 月 12 日 (月) 14 時～16 時

場 所 九州大学事務局第一会議室

意見交換並びに質疑応答を行った。概要は次のとおり。

### 【運営費交付金について】

- (大) 大学としては、従来から国立大学法人化は大学改革の一環であり、法人化後も国立大学の使命を一層果たせるよう検討してきた。文部科学省においても今後ともこの考え方のもと関係方面に主張していただきたい。
- (文) 文部科学省としても同様の考えで主張してきたところであり、政府部内の見解も同様と理解しているが、行革の一環との主張もあるので、法人化が大学改革の一環である点は常に主張しつつ運営費交付金の算定等についても対処していく方針である。
- (大) 効率化係数による減は、大学にとっては非常に大きな金額であり、数年先には 1 学部が消滅するほどの深刻な問題。引き続き努力願いたい。
- (大) 中期計画とシーリングの問題をどう考えているのか。  
また、効率化係数の対象から、大学設置基準に定められた専任教員数の給与を除くという考え方は、これらを義務的経費とみているのか。
- (文) 予算のシーリングと算定ルールは別の問題であり、シーリングの問題は 17 年度以降の国立大学法人全体の問題として国大協と連携しつつ対処すべき問題である。  
交付金の算定ルールが定まり次第、収支見積もりを算出願いたい。  
また、財務省に対しては、教育の基幹的な部分を除くことを主張し、効率化係数を実質的に 1% 以下としたいと考えているところである。
- (大) 特定運営費交付金中の「学部・大学院教育研究費」とは何か。
- (文) 設置基準を上回る教員数等に対応したものである。
- (大) 運営費交付金算定ルールの内、自己努力により増額が可能な部分は、特定運営費交付金の内、特別教育研究経費と考えてよいか。
- (文) 特別教育研究経費は、前年度ベースに何らかの係数を乗じる他の経費と異なり、新規事業等への経費として算定するものである。

### 【病院運営費交付金について】

- (大) 病院運営費交付金について、17 年度計画は 16 年度決算ベースで考えるとのことであるが、決算が出ていない状況でどう考えるのか。
- (文) 16 年度予算ベースで考えることとしたい。
- (大) 病院運営費交付金の算定にあたっては、診療報酬の改定分は勘案されているのか。
- (文) 16 年度の予算の中には、ある程度診療報酬改定を見込んでいる。今後も診療報酬は改定されると思われるが、内容については現時点では予測不可能であるが、毎年 2% の経営改善の努力をお願いしたい。
- (大) 病院に係る経営改善係数の内、他の病院の整備に振り向けられるのはどの程度か。
- (文) 経営改善係数を乗じた部分の 0.5% を他の病院の再開発等整備の経費として振り向ける予定。

### 【中期目標・中期計画について】

- (大) 中期目標・中期計画について、素案のフィードバックはいつごろを予定しているのか、また法人化後の新体制での審議を踏まえ修正可能とのことであるが、最終的な提出期限はいつか。
- (文) 素案の大学へのフィードバックは、1月末から2月初旬を予定しており、中期目標・中期計画の原案は、4月はじめに提出願う予定である。
- しかし、状況の変化に応じて、中期目標・中期計画の変更には柔軟に対応する方針であり、法人化後の役員会等で検討した結果の変更にも柔軟に対応したい。
- (大) 中期計画を具体的に記載せよ、ということは、具体的な年次計画を求めているのか、それとも中期計画本体に数値目標を記入することを求めているのか。
- (文) 国立大学評価委員会では、数値、時期の明確化を求める意見が強かった。具体的に記載した方が、評価の際に各大学が自らの達成度を主張するためには得策。
- (大) 目標値の設定を高くした場合の到達度と低く設定した場合の到達度を評価することは難しいのではないか。
- (文) 達成度のみで評価するとチャレンジングな目標の設定を避けるようになるおそれがあるため、プロセスについても評価していきたいと考えている。評価の問題は、今後、国立大学評価委員会で更に検討する必要があるが、基本的には各大学がこれだけやったと主張していくことが重要。

(以上)

## 資料 97

国大協総第 10 号

平成 16 年 1 月 14 日

各 会 員 校 代 表 者 殿

国 立 大 学 協 会  
会 長 佐 々 木 毅**国立大学予算充実に関する要請活動等につ  
いて (お願い)**

昨年の秋以降における本協会の国立大学予算充実に関する要望に関しては、既にご案内のとおり文部科学省は、平成 16 年度予算編成において実質的に前年度同額以上の総額を確保したようであり、平成 16 年度予算編成時に決定するとしていた平成 17 年度以降の国立大学法人運営費交付金の算定ルールについて、財務省との間で引き続きの折衝事項として対応しました。また、本年に入ってから、松の内から各地区の学長会議において、平成 16 年度予算案の内容や運営費交付金算定ルールを巡る財務省との間の折衝状況などについての説明を行うなど、これまで見られなかった対応をしており、本協会の要請活動は一定の成果を得たものと考えます。

このような流れを引き出すことが出来たのは、昨年の秋の定例総会以後、強い決意の下で協会としての意見・要望をまとめることが出来たことと、これらを基に地元選出の国会議員等に対して、各学長が様々な要請行動を積極的に展開していただいたご努力の賜であると考えており、改めて敬意を表するとともに、御礼を申し上げます。

執行部としては今後予定する理事会等において、今般の文部科学省の一連の対応について厳しく評価するとともに、更に平成 17 年度以降の予算の獲得へ向けて問題点の整理や要請事項について意見交換を行うことを考えておりますが、今後国立大学予算の充実のために忘れてはならないことは、今般各学長から協力を要請していただいた各方面の関係者、とりわけ地元選出の国会議員等の理解と協力を得る努力を継続する必要があるということです。

つきましては、各学長におかれましては、今般要請していただいた国会議員等に対して、直ちに各学長からその後の経過などについて必ず報告をしていただくとともに、今年夏の概算要求時に問題になると考えられるシーリング等を見据えて、理解と協力を得るための活動を引き続きお願いしたいと存じます。ご多用中のこととは存じますが、よろしくご協力の程、お願い申し上げます。



国大協総第 16 号  
平成 16 年 1 月 21 日

各 会 員 校 代 表 者 各 位

国 立 大 学 協 会  
会 長 佐々木 毅

## 臨時理事会における協議について（ご報告）

ご案内のとおり、新年に入って早々からの各地区学長会議で、文部科学省による来年度予算案、平成 17 年度以降の運営費交付金における効率化係数などの算定ルール折衝状況等の説明が行われました。

これを受けて、去る 1 月 19 日（月）午前 10 時から、臨時理事会を開催し、昨年秋以降の本協会による国立大学予算の充実に関する様々な要請活動、特に年末 12 月の文部科学大臣あて平成 17 年度以降における運営費交付金算定ルールに関する要望を踏まえた文部科学省による対応の評価などと今後の国大協の活動について協議いたしました。

理事会の議事概要については、別途ご覧いただけますが、当日の会議の状況については各学長におかれてもご関心が深いものと推察いたしますので、取り急ぎ協議内容の概要について、下記のとおりご報告します。

### 記

1. 最初に、各地区学長会議での文部科学省からの説明とそれに対する大学からの質問等会議の概要について、お世話をいただいた大学からご報告がありました。
2. 今回の平成 16 年度国立大学予算案について、総額として対前年度 213 億円上回る予算を確保できたとの文部科学省からの説明に対し、現実にはいずれの大学も減額されているとの発言が相次ぎ、平成 16 年度予算の全体の構成はどのようなになっているのか、その仕組みの疑問点を解消するため、今月中には法人化特別委員会を開催し、文部科学省から説明を求めることになりました。

なお、法人化に関する「協議の場」を活用すべきだとの意見もありましたが、この場の活用方法等については、時期、方法等の問題もあり、執行部に一任することとなりました。

3. 平成 17 年度以降の運営費交付金に関する本協会の要望などの取り組みについては、以下のような評価と今後の対応を確認いたしました。
  - ① 本協会の活動として、各学長が各方面、特に地元選出の国会議員へ、様々な工夫の下に要請活動を展開したことは、具体的成果はともかく、国会議員に国立大学やその法人化に際しての予算問題について意識を高め、理解を深めていただくきっかけを作ったという意味でも大いに成果があり、このような活動は引き続き継続して行うべきである。
  - ② 平成 17 年度予算における運営費交付金算定ルールを 1 月中に文部科学省が決定するといわれていることについては、国大協として、了解したとかしないとか態度を表明することは誤解を生む基にもなるので得策ではなく、現在は、よりよい形での資源配分システム作り

向けた中間段階にあると受け止め、より広い観点から更なる活動を継続すべきである。各地区で文部科学省の説明を聞いたのは、プロセスに過ぎない。

- ③ 国大協としては、昨年 12 月の国大協要望の趣旨を堅持しつつ、以上のような基本的な態度を確認し、今後も来年度概算要求時におけるシーリング問題をはじめ、様々な問題に引き続き最大限の関心を持って対応していく。

以上

## 平成15年5月16日 衆議院 文部科学委員会附帯決議

国立大学法人法案、独立行政法人国立高等専門学校機構法案、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案、独立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- 2 国立大学の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、相互に連携を密にすることにより自主的・自律的な意思決定がなされるよう努めること。また、教授会の役割についても十分配慮すること。
- 3 役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するよう努めること。
- 4 文部科学大臣は、中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って適切に行うこと。
- 5 国立大学の評価に当たっては、明確かつ透明性のある基準に従って行うとともに、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、中期目標等の業績評価と資源配分を結びつけることについては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って慎重な運用に努めること。さらに、評価に係る業務が国立大学の教職員の過度の負担とならないよう努めること。国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。
- 6 運営費交付金等の算定に当たっては、公正かつ透明性のある基準に従って行うとともに、法人化前の公費投入額を十分に確保し、必要な運営費交付金等を措置するよう努めること。また、学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、適正な金額とするよう努めること。
- 7 国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。
- 8 国は、高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、国公私立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実を努めること。また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整備・充実に努めること。
- 9 職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、教育研究の特性に配慮し、適切に行われるよう努めること。また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、教育研究の進展に資するよう配慮すること。
- 10 公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれることがないよう、十分配慮すること。

## 平成15年7月8日 参議院 文教科学委員会附帯決議

国立大学法人法案、独立行政法人国立高等専門学校機構法案、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案、独立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、国立大学等の法人化が、我が国の高等教育の在り方に与える影響の大きさにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること。
- 二、国立大学法人の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、全学的な検討事項については、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。
- 三、役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員の選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されることのないよう、節度を持って対応すること。監事の任命に当たっては、大学の意向を反映すること。
- 四、学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用すること。
- 五、中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。
- 六、法人に求める中期目標・中期計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また、評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう、特段の措置を講ずること。
- 七、国立大学の評価に当たっては、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、評価結果が確定する前の大学からの意見申立ての機会の付与について法令上明記し、評価の信頼性の向上に努めること。
- 八、国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第三条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。
- 九、国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を公開するなどにより公正性・透明性を確保すること。
- 十、独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。

- 十一、独立行政法人通則法第三十五条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第三条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。
- 十二、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性、透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。
- 十三、学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独自の奨学金の創設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推奨、支援すること。
- 十四、国立大学附置研究所を含む研究組織については、大学の基本的組織の一つであり、学術研究の中核的拠点としての役割を果たしていることにかんがみ、短期的な評価を厳に戒めるとともに、財政支出の充実に努めること。また、各研究組織の設置・改廃や全国共同利用化を検討するに当たっては、各分野の特性や研究手法の違いを十分尊重し、慎重に対応すること。
- 十五、法人化に伴う労働関係法規等への対応については、法人の成立時に支障の生ずることのないよう、財政面その他必要な措置を講ずること。また、法人への移行後、新たに必要とされる雇用保険等の経費については、運営費交付金等により確実に措置すること。
- 十六、国立大学法人への円滑な移行が行われるようにするため、文部科学省は、進捗状況、課題などを明らかにし、当委員会に報告を行うこと。
- 十七、学校教育法に規定する認証評価制度の発展を通じ、国立大学等が多様な評価機関の評価を受けられる環境を整備し、ひいては我が国における大学評価全体の信頼性の向上を図るため、認証評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保、その他必要な援助に努めること。
- 十八、国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。
- 十九、国は、高等教育の果たす役割の重要性にかんがみ、国公立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整備・充実に努めること。
- 二十、職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、教育研究の特性に配慮し、適切に行われるよう努めること。また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、選択的限定的任期制という法の趣旨を踏まえ、教育研究の進展に資するよう配慮するとともに、教員等の身分の保障に十分留意すること。
- 二十一、法人への移行に際しては、「良好な労働関係」という観点から、関係職員団体と十分協議が行われるよう配慮すること。
- 二十二、公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれることがないよう、十分配慮すること。



二十三、高等教育のグランドデザインの検討に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を含む高等教育全体について、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、広範な国民的論議を踏まえ行うこと。

右決議する。

編集発行 社団法人国立大学協会事務局  
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-2  
電話 03-4212-3506  
FAX 03-4212-3509  
印刷 株式会社 ぎょうせい

© 2007 (社)国立大学協会 Printed in Japan

